第 5 回教育委員会定例会　案件表

○ 日　時

令和6年3月12日(火)　　午後1時30分から

○ 議　題

1　議　案

(1) 議案第13号　練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について　(資料1)

2　陳　情

(1) 令和4年陳情第1号　　ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書〔継続審議〕

(2) 令和5年陳情第3号　　区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

3　協　議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕　(資料2)

4　報　告

(1) 教育長報告

① 令和６年第一回練馬区議会定例会における一般質問要旨について　(資料3)

② 第３次みどりの風吹くまちビジョン（素案）に寄せられた意見と区の考え方について　(参考資料1)

③ 第３次みどりの風吹くまちビジョン（案）について　(参考資料2～4)

④ 第３次みどりの風吹くまちビジョン（練馬区版総合戦略）に係る数値目標および重要業績評価指標（案）について　(参考資料5、6)

⑤ 公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和６年度～令和10年度）（素案）および公共施設等総合管理計画〔追補版〕（素案）に寄せられた意見と区の考え方について　(参考資料7)

⑥ 公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和６年度～令和10年度）（素案）および公共施設等総合管理計画〔追補版〕（案）について　(参考資料8～10)

⑦ 第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（素案）に寄せられた意見と区の考え方について　(資料4)

⑧ 第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（案）について　(資料5-1、5-2)

⑨ 学校施設管理実施計画〔中間見直し〕（素案）に寄せられた意見と区の考え方について　(資料6)

⑩ 学校施設管理実施計画〔中間見直し〕（案）について　(資料7-1、7-2)

⑪ 組織改正について　(参考資料11)

⑫ 図書館情報システムの更新について　(資料8)

⑬ 練馬区立美術館・貫井図書館改築等基本設計の概要について　(資料9)

⑭ その他

資　料　1

議案第１３号

練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

上記の議案を提出する。

令和６年３月１２日

提出者　教育長　　堀　　和　夫

練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

このことについて、練馬区子ども・子育て会議条例（平成25年６月練馬区条例第52号）第３条の規定に基づき、練馬区長から参考資料のとおり意見を求められたので、別紙のとおり回答する。

別　　紙

練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

練馬区子ども・子育て会議委員の選定について、当委員会として同意します。

参考資料

5練教こ子第10110号
令和6年2月29日

練馬区教育委員会　殿

練馬区長　　前川　燿男

練馬区子ども・子育て会議委員の委嘱に関する意見聴取について

練馬区子ども・子育て会議委員の委嘱に当たり、練馬区子ども・子育て会議条例（平成25年6月練馬区条例第52号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、下記について貴委員会の意見をお聴きします。

記

1　子ども・子育て会議委員の変更

子ども・子育て支援に関する事業に従事する委員のうち1名から、辞任届の提出があり、これを了承した。後任の委員については、以下の者に委嘱する。

氏　名	摘要
井上 静香	練馬区障害者団体連合会

2　任期

令和7年6月30日まで

※条例第4条の規定により、任期は前任者の残任期間とする。

3　変更後の委員名簿（案）

別紙のとおり

練馬区教育委員会 収受 -6.2.29 練馬 5 教育長室第 2203

令和5・6年度　練馬区子ども・子育て会議　委員名簿（案）

（構成区分別・50音順、敬称略）

（1）　法第6条第2項に規定する保護者

No.	氏　　名	備　　考
1	小島　めぐみ	公募委員
2	清水　由里子	公募委員
3	瀬川　真	公募委員
4	ティアコジュイモ　歩	公募委員
5	檜垣　真衣	公募委員

（2）　事業主を代表する者

1	小池　道子	東京商工会議所　練馬支部　不動産分科会　副分科会長
2	鈴木　健之	練馬産業連合会　副会長

（3）　法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

1	桑田　則行	練馬区私立保育園協会　会長
2	重松　伴武	民設学童保育運営者　株式会社　キッズボイス　代表取締役
3	田中　泰行	練馬区私立幼稚園協会　会長
4	土田　秀行	東京都社会福祉協議会　児童部会
5	井上　静香	練馬区障害者団体連合会

（4）　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

1	有村　大士	日本社会事業大学　社会福祉学部　教授
2	小櫃　智子	東京家政大学　子ども支援学部　教授

（5）　その他区長が必要と認める者

1	尾形　恵美子	練馬区民生児童委員協議会　主任児童委員

資　料　2

令和６年３月 12 日
教育振興部教育施策課

旭丘・小竹地域における新たな小中一貫教育校の統一学園名の投票結果について

旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校については、令和８年度の開校に向け、保護者、地域の代表、学校関係者で構成された小中一貫教育校推進委員会を中心に準備を進めているところである。

新たな小中一貫教育校の統一学園名について、旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校の３校の児童・生徒、保護者、地域の方を対象に公募を行い、寄せられた公募案 870 件を参考に小中一貫教育校推進委員会で検討を行い５案に選定した。

このたび、５案について３校の児童・生徒で投票を実施したので、下記のとおり報告する。

記

１　投票結果

みらい青空学園	165 票
えこだ学園	153 票
旭丘小竹学園	126 票
あさひの森学園	106 票
えご花学園	94 票

※白票、無効票は４票。

〔参考〕

投票人数	旭丘小学校：179 人
	小竹小学校：331 人
	旭丘中学校：138 人

２　投票実施日

旭丘中学校：令和６年１月 22 日（月）

旭丘小学校、小竹小学校：令和６年１月 29 日（月）

※投票実施日に欠席した児童・生徒は、２月 13 日（火）を期限とし、投票用紙を回収した。

３　今後の手続き

今後、教育委員会の議決を経て、「練馬区立学校の管理運営に関する規則」を一部改正し、統一学園名を決定する。

４　統一学園名の扱い

小中一貫教育校として、小中学校９学年の児童・生徒の一体感を醸成するとともに、一元的な学校経営を推進するために統一学園名を使用するものである。

なお、練馬区立学校設置条例上の名称については、変更はない。

資　料　3

令和６年３月12日
教育振興部教育総務課

令和６年第一回練馬区議会定例会　一般質問要旨【教育委員会関係】

◆　教員の働き方改革について１

【質問】

⑴　東京都教育委員会が実施した令和６年度東京都公立学校教員採用候補者選考では、小中高・特別支援学校を合せた全体の受験倍率は1.6倍で初めて２倍を切り、小学校については1.1倍であった。教員数を確保することは最重要課題であるが、受験者の大半が合格できる状況も決して良いものではなく、教師の質の確保も重要な課題となる。今般の状況をどのように捉えているのか、見解を求める。

⑵　国と都は、今後、集中的に取り組むべき具体的な対策を「実行プログラム」として取りまとめ、学校における働き方改革を更に加速させる姿勢でいる。その一つに「DXの推進」があり、都教委では都立学校において「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」に基づき、働き方改革の観点から各種システムの導入などを進めてきた。

区においても、これまで統合型校務支援システムや児童・生徒および教員用のタブレット端末の導入を実施しており、今後、さらに教員の業務の軽減や効率化を図るためのICT活用が必要と考える。区教育委員会の所見および今後の導入について、伺う。

また、来年度から区で行う働き方改革に関する取組の内容および効果について、伺う。

【答弁】

⑴　学校は全ての子供が自立して社会で生き、豊かな人生を送ることができるよう、その基礎を培い、豊かな学びと成長を支える場であり、教員が果たす役割は極めて重要である。

教員採用候補者選考の倍率が年々低下し、教員不足が指摘される状況は憂慮すべき事態であると認識している。教育に対する熱意と使命感をもつ人材を確保するためには、教員の働き方改革を推進し、教員の負担軽減を図ることが必要である。

⑵　区では、平成31年３月に「練馬区立学校（園）における教員の働き方改革推進プラン」を策定し、サポート人材の配置や各種支援システムの導入等に加え、学校行事の見直し等を行い、教員の負担軽減を図っている。

来年度からは、新たに、教員による電話対応時間の明示、土曜授業の回数の縮減、通知表の所見欄の記載見直しを行う。このことにより、業務負担が軽減され教員の時間外在校時間の減少につながるものと考えている。

ICTの活用による学校業務の効率化は、教員の働き方改革に有効な手段である。７年度に指導要録や児童生徒健康診断票を電子化するため、６年度から校務支援システム改修に取り組むこととしている。国は現在、クラウド型の次世代校務支援システムの全国的な導入に向けて、実証研究を実施している。国の動向を注視しつつ、新しい校務支援システムへの移行の検討を進める。

引き続き、教員の働き方改革を推進し、教員が子供たちと向き合うための時間や、授業の準備時間の確保を図ることで、児童生徒一人ひとりに応じた指導の充実に努めていく。

◆　教員の働き方改革について２

【質問】

⑴　副校長の職務は、教職員や児童生徒の管理だけではなく、学校施設の管理などの日常業務に加え、地域行事への参加や会計などの事務作業の管理、また、様々な調査やアンケート回答など、多岐にわたる。年間の時間外在校時間の調査で、国が定める労働基準法の規定上限時間720時間という基準を超えてしまっている副校長が47.5%もいる状況がある。そこで、国や都から類似し、重なるような調査やアンケートの一本化、調査の集計方法をデ

ジタル化することを要望する。区の所見を伺う。

⑵　都が令和６年度に、副担任相当の業務を担うエデュケーション・アシスタントを全小学校へ配置すると伺った。本区においても、授業の準備等のサポートをするスタッフと合わせて、担任教員の負担軽減として、スクールロイヤー等適正配置を含め、教員が働きやすい環境の整備を要望する。区の所見を伺う。

⑶　デジタル化が進む中、学校間やクラス間での教員による授業の格差の解消や、ICT支援員のサポートを受けることは、教員の働き方改革につながると考える。ICT支援員による教員のスキルアップを要望する。区の所見を伺う。

⑷　都の小学校教科担任制等推進事業は、理科・保健体育科の中学校の教員を公募して、小学校に３年間異動してもらい、高学年の授業を教科担任制で実施するものである。区でも現在１校で取り組んでいるが、来年度以降、教員の不足が懸念される学校に教員を派遣できるよう都へ働きかけることを要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

⑴　副校長の業務改善のために、国や都は、調査やアンケートの縮減やオンライン化を進めている。区が実施する調査においても、調査の統合や廃止を行うとともに、二次元バーコードを活用し、オンライン回答できるようにするなど、業務の効率化を図っている。

⑵　教員の業務を補佐するスタッフとしては、現在スクール・サポート・スタッフや区独自の学校生活支援員を配置しており、学校の実態を踏まえ、引き続き拡充していく。

　都が実施しているエデュケーション・アシスタントの活用については、今後検討していく。

　スクールロイヤーは、現在、区内４地区にそれぞれ１名の担当弁護士を決めている。暴力行為やいじめ問題などについて迅速に助言していただくことで、教員の業務軽減につながっている。配置の拡大については、今後の相談件数等を踏まえ、検討していく。

⑶　ICT支援員については、３年度に人員を14名から28名に倍増するとともに、昨年度から学校の要望に応えて、支援員の在校時間を延長できるよう、訪問の時間と回数を変更し、教員のサポート体制を強化してきた。

　来年度は、学校ごとにICT活用推進計画を作成し、計画で位置付けた目標達成に向けて、支援員が各学校の実態や課題に応じた支援を実施していく。あわせて、「教育ICT実践事例集」を活用した実践的なサポート、ヘルプデスクの運営などにより、教員全体のICT活用能力を高めていく。

⑷　小学校の教科担任制は、現在東京都教育委員会の実証事業として、都内の推進校20校を指定している。本区でも１校が指定を受けている。都は、来年度から実証対象校を拡充する予定であるため、本区においても推進校の拡大を要請していく。

　引き続き、教員の働き方改革を推進し、教員が子供たちと向き合うための時間や、授業の準備時間の確保を図っていく。

◆　教育について１

【質問】

⑴　中学校選択制度によって区域外の学校を選択した生徒の一番の理由は、「部活動の有無や活動状況」である。現在、部活動を学校から切り離し、地域に移行する流れの中で、この現状をどのように捉えているか。

　また、「学校の教育活動や教育方針」を選択理由として挙げる生徒の割合をKPIに設定して、学校の教育活動や教育方針で選ばれる学校づくりを推進していく必要があるのではないかと考える。区の考えを伺う。

⑵　令和２年９月に開催された「学校における働き方改革推進本部」の中で、休日の部活動の段階的地域移行の方向性が示された。

　区は、今後、休日における部活動の地域移行を検討するため、関係部署を交えた検討会議を設置するとしている。一番の課題となる指導員の確保に向けては、スポーツ団体やSSC、

総合型地域スポーツクラブの協力は欠かせないと考えている。

また、区内には、音楽や芸術、スポーツなどを専門とした大学や専門学校もあるため、そういった団体や学校にも検討会議に参画していただき、地域一体となって部活動の地域移行に対して取り組んでいく必要があると考える。区の所見を伺う。

⑶　教科担任制とは、教員が特定の教科を担当し、教科の専門性を生かした授業を行う制度である。教科担任制を導入することで、授業の質の向上や複数の教員で児童を見守れること、教員の働き方改革の促進などの効果が期待される。

都でも小学校教科担任制等推進校を指定し、取組を進めているが、区では豊玉小学校１校で１教科のみの対応となっている。それ以外の学校においては、各学校の努力により、学級担任間で授業を交換する教科担任制に取り組んでいる学校もあるが、それぞれの教員の質や専門性に大きく左右されるだけでなく、期待する効果の一つである空き時間を生み出すことはできないため、働き方改革にもつながらない状況である。

都に対して教科担任制のさらなる推進を求めるとともに、区で独自に、専科指導ができる非常勤講師等の配置を推進すべきであると考えるが、区の考えを伺う。

⑷　昨年、公表された「練馬区学校施設管理実施計画〔中間見直し〕（素案）」において、１校１プールの設置を見直し、近隣校同士での共同利用を行うほか、区立・民間プールの活用に向けてモデル事業を実施するとの方針が示された。

今回の方針は、プール施設のあり方のみにとどまっているので、それと合わせて、教員の働き方改革の観点も取り入れて、プール指導を民間プール施設の指導員などに委託するなど、学校プール授業のあり方についても検討すべきであると考えるが、区の所見を伺う。

【答弁】

⑴　私立中学校と異なり、区立中学校は、練馬区教育・子育て大綱に定める目標に向け、教育委員会の指導助言のもと、誰もが等しく教育を受けられるよう取り組んでいる。区の学校選択制度は、現行の通学区域制度を維持しながら、各校の受入可能人数の範囲で、保護者と生徒自身が入学希望校を選ぶことが可能である。

区立中学校では、地域特性や伝統を踏まえた活動に取り組み、学校ごとの魅力を継承・創造している。例えば、生徒自らが運営する運動会、地域での職場体験を通じたキャリア教育の実施、阿波踊り等の地域のイベントや、敬老会・保育園等に生徒が訪問・交流するなどの取組を行っている。

地域との協働などの観点も大切にしながら、引き続き特色ある学校づくりを進め、学校選択制度の充実を図っていく。

⑵　部活動の地域移行に際しては、生徒の発達段階やニーズに応じた多様な活動を行えるように、SSCや民間スポーツクラブ等、連携する団体や指導者の確保とともに保護者の部費等の負担を含めた条件を整備する必要がある。

今年度、区では休日の部活動の地域移行に向けて学校関係者や関係部署と協議するとともに、中学校の教員、生徒および保護者の部活動に関わるニーズを把握するためのアンケート調査を実施した。

今後、アンケート結果の分析を基に、生徒や保護者の意向を踏まえ、関係団体を含めた検討会議を実施し、円滑な地域移行に向けた準備を進めていく。

⑶　東京都教育委員会では、現在、実証事業として、都内の推進校20校を指定している。本区でも１校が指定を受けており、体育については中学校の保健体育科の教員を配置している。外国語や理科、社会科等については、小学校の教員が担当する教科を決め、教科担任制による指導に取り組んでいる。

都は、来年度から実証対象校を拡充する予定であるため、本区においても推進校の拡大を要請していく。

推進校での成果および課題を踏まえ、児童一人ひとりに丁寧な指導ができるよう、より効果的な指導体制の在り方について、引き続き検討していく。

⑷　学校のプール授業については、教員の負担軽減、経費節減の観点から、民間プールを活用し、教員の立会いの下、当該施設の指導員が実施している自治体がある。今後、民間プ

ールの活用に向けたモデル事業を実施し、学校から施設までの移動方法、移動に要する時間と授業時間の確保、民間事業者の指導員と教員との連携等について課題を整理し、検証を進めていく。

◆　教育について２

【質問】

⑴　中学校の少人数学級の導入を考えているか。また、将来的に小学校、中学校ともに、20人ほどの少人数学級にしていくことについて、所見を伺う。

⑵　ALT外国語指導助手のように、ほかの教科でも指導助手を導入すると、生徒も先生も勉強になる上、教員の負担が減り、生徒の学習意欲も高まると考えるが、所見を伺う。

⑶　この先のAIやICT環境を生きていく子供たちのために、プログラミング能力は必須であり、学校設備の充実を図ることについて、所見を伺う。

⑷　英語スピーチや科学研究の発表会など多種多様な場面で、子供たちが活躍する場を設けることを要望する。また、トロフィーや賞状等の贈呈について、所見を伺う。

【答弁】

⑴　国は、現在小学校で導入を進めている35人学級の教育効果を検証したうえで、中学校への導入について検討することとしている。引き続き、国の動向を注視しながら、法の規定に則り、小学校への35人学級の導入を着実に進めていく。区独自に国基準よりも少人数の学級とする考えはない。

⑵　区は、外国語指導助手のほか教員による算数・数学、英語の指導を補佐する学力向上支援講師、授業中の児童生徒の学習を補助する学校生活支援員、学習教材の準備など教員業務を補佐するスクール・サポート・スタッフ等、多様な人材を区立学校に配置している。

　今後も、教員の負担軽減や児童生徒へのきめ細かな指導の充実に向けてサポート人材の配置を拡大していく。

⑶　区は、学校の改築等に際して、習熟度別学習に必要な少人数教室や、特定の教科の使用に限定されず、ICT学習など様々な教育活動で活用できる多目的室を整備している。引き続き、教育環境の確保・充実に取り組んでいく。

⑷　区では、小学校連合音楽会や図工展、中学校英語学芸会や中学校連合ダンス発表会等、様々な分野で児童生徒が学習した成果を発表する機会を設けている。

　また、人命救助や福祉・地域活動などの善行、学校外でのクラブ活動をはじめ、教育活動外における児童生徒の優れた功績や他の模範となる活動を顕彰する、練馬区教育委員会児童・生徒表彰を毎年度実施し、賞状を贈呈している。

　児童生徒の日頃の努力を認め、称えることは、夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子供の育成につながると認識しており、今後も、子供たちが活躍できる場の充実に取り組んでいく。

◆　ICT教育について

【質問】

⑴　区は６年度の新規事業として、全校の通信環境をWi-Fi化し、教員全体の活用能力を向上していくほか、６年度のICT支援員派遣業務等の事業者を選定したとのことだが、どの自治体も同様の取組を行うことから、ICT支援員が自ずと不足する。６年度に教育振興基本計画の中間見直しをするにあたり、これまでの検証と全体充実に向けた計画が必要である。

　各校の児童生徒のICT教育の理解と教員の活用能力の進捗状況を調べ、積極的に強化していく学校と、能力が達成している学校は、児童生徒に任せるなど、区全体のICT教育の底上げをしていくべきと考えるが、考えを伺う。

【答弁】

⑴　区は、練馬区教育振興基本計画において、児童生徒の情報活用能力を育成し、主体的・

対話的で深い学びの実現や個別最適な学びの充実を図ることとしている。
　情報活用能力の育成やICTの活用状況については、文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査や区独自の調査により、各学校の児童生徒および教員の状況を把握している。
　調査結果から、タブレットの使用頻度は、東京都・全国と比較して低いこと、学校間の差が生じていることなどの課題が明らかとなっている。これらの課題を踏まえ、各学校の実態に応じて、ICT支援員による実践的な授業支援や「教育ICT実践事例集」の活用等により、教員全体のICT活用能力を高め、ICTを活用した教育内容の充実を図る。

◆　性教育について

【質問】

⑴　性暴力防止の上でも重要なのが「同意」の教育である。多言語に翻訳され世界で広まっている動画「Consent for kids」を教材にするなど、「同意」に関する教育の推進を求める。所見を伺う。

【答弁】

⑴　男女共同参画センターえーるでは、親子向けの性教育講座やデートDV出前講座で、子供たちが「同意」について学べるよう「コンセントフォーキッズ」の動画を活用している。
　また、令和２年度から、子供の性暴力防止のための保護者向けリーフレットを全区立小中学校の保護者に配付している。学校・幼稚園では、生命(いのち)の安全教育の中で、嫌な気持ちになったら「嫌だと言う」「逃げる」「安心できる大人に相談する」など、適切に対応する力を身に付けられるよう、発達段階に応じた指導を行っている。
　引き続き、啓発・教育の推進に取り組んでいく。

◆　学校の改築等について

【質問】

⑴　中村小学校は超過大規模校であり、周辺に新しいマンションも建設されており、さらなる児童増が見込まれる。令和９～10年度の改築検討候補校に挙げられているが、現在の敷地に必要な教室・体育館・プール・校庭を確保する事は可能か、また、適正規模とするために学区域変更の必要性があると考えているのか、区の所見を伺う。

【答弁】

⑴　中村小学校を含む体育館が２階以上にある学校は、その規模に対して校地面積が狭隘である。教育委員会では、将来の児童生徒数の推計に基づく校舎の規模、校地面積や土地の形状を踏まえ、２階以上にある体育館を１階に移すことが可能か、シミュレーションを行った。その結果、中村小学校は、校舎棟および体育館棟全てを改築する場合、１階に配置することが可能であると判明した。今後、シミュレーションの結果をもとに、対応方針を決定していく。
　各学校の適正規模の確保については、来年度の適正配置実施計画の策定において具体的な検討を進めていく。

◆　学校給食の無償化について１

【質問】

⑴　補助金を活用した学校給食の完全無償化・私立幼稚園副食費無償化実施について、今後の食材費の物価高騰などにも十分配慮し、国の補助金導入開始までの恒常的実施を要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

⑴　学校給食費の無償化については、これまでも自治体の判断に委ねるのではなく、国が明確な方針を示すよう特別区長会等を通じて要望してきた。都は、国に先行して公立小中学

校の学校給食費の無償化に取り組む方針を示した。区は、都の補助制度を活用して学校給食費の全面無償化を実施し、あわせて、私立幼稚園副食費補助事業の対象者を第一子以降の園児に拡大する。

予算計上にあたっては、食材料費の物価上昇を見込んでいる。

◆　学校給食の無償化について２

【質問】

⑴　給食費無償化について、都が２分の１の補助を出し続ける間、毎年継続するという理解でよいか。区の所見を伺う。

【答弁】

⑴　学校給食費の無償化については、これまでも自治体の判断に委ねるのではなく、国が明確な方針を示すよう特別区長会等を通じて要望してきた。都は、国に先行して公立小中学校の学校給食費の無償化に取り組む方針を示した。区は、都の補助制度を活用して学校給食費の全面無償化を実施し、あわせて、私立幼稚園副食費補助事業の対象者を第一子以降の園児に拡大する。本来学校給食は、法律と制度を所管する国が責任をもって運用するものであるため、引き続き要望するとともに、それまでの間、都の制度を活用した無償化を行っていく。

◆　学校給食について

【質問】

⑴　区は、来年度から学校給食費を完全無償にすると発表した。予算は約30億円で、都が２分の１を補助するが、都の財政は一般会計で８兆円規模もあり、2020年度から１兆円以上増えており、全額負担も無理なことではない。国への要望だけではなく、当面、都に全額負担を求めるべきである。また、重度アレルギーや宗教等の理由で、弁当を持参する子供が40人ほどいるが、北区や足立区では、そうした家庭に給食費を基準に補助している。さらに、新宿区では、私立、国立の就学者にも学校給食費相当額を支給するとしている。区としても、更なる拡充を検討すべきである。

今後さらに物価の高騰があっても、質を維持し物価に見合った給食予算を確保し、充実することを求めるが、いかがか。

⑵　国は2021年「みどりの食料システム戦略」を策定した。化学農薬の使用量50%低減や有機農業の面積25%などを目標に、環境への負荷を減らし優れた日本型食生活を広げ、地場産物や国産有機農産物等を学校給食に導入する取組を推進するとしている。

区内で有機農業に取り組む農家を広げることや、近隣自治体からの供給を受けることも含め、有機米を始め一品ずつでも学校給食に有機食材を取り入れることを検討すべきである。区の見解を伺う。

⑶　区として子供たちに安全な給食を届けるため、中心となるセンターをつくるなど、システムの構築や、設備や機械導入への支援を検討すべきである。所見を伺う。

【答弁】

⑴　学校給食費の無償化については、これまでも自治体の判断に委ねるのではなく、国が明確な方針を示すよう特別区長会等を通じて要望してきた。都は、国に先行して公立小中学校の学校給食費の無償化に取り組む方針を示した。区は、都の補助制度を活用して学校給食費の全面無償化を実施し、あわせて、私立幼稚園副食費補助事業の対象者を第一子以降の園児に拡大する。

予算計上にあたっては、食材料費の物価上昇を見込んでいる。

本来学校給食は、法律と制度を所管する国が責任をもって運用するものであるため、都に全額負担を求める考えはない。

アレルギー等を理由に弁当持参をしている児童生徒に関しては、給食費相当額の補助を

予定している。
　私立、国立小中学校就学者については希望選択による就学であり、今回の都の補助制度の対象外となっている。区として補助を実施する考えはない。
⑵　有機栽培作物は、栽培に労力やコストを要することなどから、耕作地面積が令和２年時点で全国の耕作地の0.6%となっており、学校給食の需要に対応することは困難である。
　また、住宅地に隣接する区内農地では、堆肥の臭気の問題や、最低限の農薬を使用せざるを得ないことから、農作業の全ての工程を有機農業とすることは困難な状況にある。
　国は、有機農業の推進に向けて技術開発を進めるとしており、その動向を注視していく。
⑶　学校給食で地場野菜を活用するため、区が一括して区内産野菜を調達し、全区立小中学校が使用する機会を年４回設けているほか、各小中学校に対し、地域の農家や区内産農産物を取り扱う小売店との仲介や情報提供を行っている。これを更に推進するため、教育振興部、都市農業担当部とＪＡあおばによる連絡会議を設置し、協議を進めている。
　農業者に対しては、ビニールハウスなど農業用施設の整備やトラクターなど機械の購入の補助を既に実施し、営農を積極的に支援している。

◆　学校設備と有機給食について

【質問】
⑴　地球沸騰の時代において、原則、すべての部屋にエアコンをつける基準に見直すべきであり、学校予算にまかせず、区の責任で、全部屋のエアコン設置を進めるべきである。
⑵　エアコンをつけても、教室の断熱性能が低ければ、光熱費が高騰、学校予算を圧迫する。区でも、子供の健康と学習環境を守るため、教室断熱の予算化を急ぐべきである。
　また、既存施設でも、トリプルガラス、外付ブラインド等、簡易的にでき、費用対効果の高い窓断熱から進めるべきである。
⑶　都市農業フェスティバルのつながりを活かし、有機米の導入から、有機給食を進めることを求める。
【答弁】
⑴　区では、児童生徒が授業を受ける教室や体育館、教職員が執務を行う管理諸室、給食室等について、計画的に空調機の設置・更新を行っている。空調機を設置するまでの間の体育館および配膳室等には、熱中症対策としてスポットクーラー等を設置する。
　学校の改築や長寿命化改修に際しては、倉庫、教材室等教育活動や執務を行わない部屋を除き、生徒会室等も含め空調機を設置している。
⑵　断熱については、屋外に面した窓を複層ガラスにし、壁面や天井に断熱材を使用するなど、冷暖房効率の向上と省エネに配慮した仕様としている。
⑶　学校給食における有機食材の使用については、有機栽培作物は、栽培に労力やコストを要することなどから、耕作地面積が令和２年時点で全国の耕作地の0.6%となっており、学校給食の需要に対応することは困難である。
　国は、有機農業の推進に向けて技術開発を進めるとしており、その動向を注視していく。

◆　新しい教育、新しい学校について

【質問】
⑴　オランダから広まったイエナプラン教育では、教員は「先生」ではなく「グループリーダー」と呼ばれ、ファシリテーターやコーディネーターの役割を担う。往来の「指導」的役割ではない、「グループリーダー」の意義について、見解を伺う。
⑵　教科学習は個人に合った自由で多様な学び方を可能にしたうえで、探求学習や協働の学びを中心に、カリキュラムを再編成すべきである。
　大泉学園中学校では、イエナプラン教育校の校長を講師に迎え、教師主導でない対話的な学びの研究を進めている。全校で取り組むよう求める。

⑶　演劇教育、コミュニケーション教育は、新学習指導要領「対話的な学び」の実践でも、有効である。光が丘夏の雲小学校では、「文化庁・コミュニケ-ション能力向上事業」の一環で「演劇の手法を活用したコミュニケーションワークショップ」を実施し、2016～22年度に５年生がコミュニケーションゲーム等を行った。

区でも、この画期的で先進的な事例を各校に広め、文化庁への申請を促すよう求める。

また、今年度は文化庁への申請が不採択だったことを踏まえ、区独自で予算をつけ、コミュニケーション教育を実施すべきである。

⑷　学びの集大成である卒業式では、児童生徒が一斉に起立、着席を行う。行動を合わせることが苦手な特性の児童生徒のことは考慮されているのか。生徒がやりたい式、自分らしさが活かせる式へ、行事のあり方を見直すべきである。

学校でよくある、等間隔に椅子を並べる形式は、整然と列に並ぶと、逆に見づらくなり、非合理的である。子供にまかせて座らせると、自然と同心円状になり、小さい子は前、大きい子は後ろへ行き、それぞれが見やすい位置にいくと、現役教員が証言している。誰もが参加しやすい環境こそが最優先であり、並ばせない、列をつくらせない合理性を周知すべきである。見解を伺う。

⑸　子供たちが「今」幸せかを最も重視して、学校の運営やルールを見直すべきではないか。考えを伺う。

⑹　区の『適正配置方針』について、学校で育む能力として挙げた「思考力、表現力、判断力、問題解決能力」や「社会性」は、そもそも数値化できないものであるが、「適正規模」とする12～18クラスだと、これらの能力がより身につくという科学的・客観的・合理的な根拠を、具体的に提示するよう求める。

【答弁】

⑴　教員には、日常的な指導の中で子供一人ひとりの良さを認め、主体的な学びにつなげる支援を行う職責がある。練馬区教育・子育て大綱では、重点施策として「子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員の育成」を掲げ、鋭意取り組んでいる。

⑵　各校では通常の授業において、課題に協働的に取り組むグループ学習やタブレットを活用した意見交換など、対話的な学びを行っている。

総合的な学習の時間では、環境や国際理解など大きなテーマの中で、子供一人ひとりが興味・関心に応じた課題を自ら設定し、情報の収集、整理・分析、発表するなど、主体的に課題を解決する探究的な学びに取り組んでいる

大泉学園中学校の取組については、先月、研究発表会を開催し、好事例として全区立小中学校と共有している。

⑶　区は文化庁のコミュニケーション能力向上事業のほか、都事業の外部指導員を招き子供同士が協働して課題解決に取り組む「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」への参加を各校に働きかけている。

⑷　卒業式は学習指導要領において儀式的行事に位置付けられ、意義や場にふさわしい参加の仕方について理解し、厳粛な場におけるマナー等の規律、気品ある行動の仕方などを身に付けることを目的としている。

一方、運動会や宿泊行事などは、児童生徒が自主的、実践的にその運営に参画できるようにしている。学校行事によって子供の関わり方は異なるものと考えており、卒業式の見直しは考えていない。配慮が必要な子供たちへの対応は、各校で工夫して行っている。

⑸　校則等の学校のきまりは、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられている約束事である。各校では、児童生徒や保護者から意見を収集したり、児童生徒が議論を行う場を設定して、定期的に校則を見直している。

⑹　１学年１学級の単学級では、クラス替えを行えないため、入学から卒業まで固定した人間関係が続き、多様なものの見方・考え方にふれる機会が少なくなることが懸念される。平成21年の中央教育審議会作業部会の報告においても、同様の指摘がなされている。

区の適正規模の基準は、学校教育法施行規則に定められた標準規模と同一であり、児童生徒に良好な教育環境を提供するためには、学級数の基準を設けることは必要であると考

えている。

◆　発達性読み書き障害（発達性ディスレクシア）の支援について

【質問】

⑴　発達性読み書き障害の子は、会話や知的な能力に遅れはないため、周囲に気づかれず、見過ごされたり、怠け者と勘違いされることもある。区の支援体制について、所見を伺う。

　また、区の就学時健診時において、読み書き障害のある子供の早期発見につとめ、入学後の効果的な指導・支援に取り組むべきと提案する。所見を伺う。

⑵　保護者が学校に対して、具体的な学習方法等支援をお願いする際、当事者の症状や学びやすい環境整備など、何をどうしていいのかわからず、孤立化してしまうとの声がある。合理的配慮の事項について、学校間で共有を図り、先生や保護者等へ提供し、本人が希望した適切な配慮で教育を受ける権利を実現するよう要望する。所見を伺う。

⑶　発達性読み書き障害の認知度は低いことから、より一層、正しい認識の普及啓発のために、練馬区社会福祉協議会で作成した冊子「先生・保護者・みんなのための発達性読み書き障害早わかりガイド」やこの会を広く区民等へ周知するとともに、一人ひとりの特性に応じた寄り添った相談体制の強化を要望する。

　学校生活だけでなく就職してからも困難な状況が考えられるため、生涯にわたり一貫して切れ目なく相談が出来るよう、窓口の設置で充実したサポート体制とすべきと要望する。所見を伺う。

【答弁】

⑴　発達性読み書き障害については、読み書きを習っていない就学時健診の時期では正確な判断をすることが困難なため、小学校入学後に、授業や学校生活における様子を教員が丁寧に観察し、保護者の希望も伺いながら、適切かつ迅速な支援につなげている。

　教員研修において、区社会福祉協議会が作成した周知啓発冊子を活用し理解を促進するとともに、各校での実践や国がまとめた支援事例を共有するなど早期発見し、具体的な支援の提案ができるようにしている。

⑵　発達性読み書き障害の児童生徒には、タブレットを活用し、書く活動を軽減したり、読み書き障害を支援するデジタル教材を使用したりするなど、学習がしやすくなるような配慮をしている。また、個別指導が必要となる場合には、主に特別支援教室において指導を行うなど、児童生徒それぞれの状況に応じた支援を行っている。

⑶　こども発達支援センターや学校教育支援センターなどでは連携して相談支援を行っているほか、発達障害の子供を育てた経験のある保護者が、成人期の就労等も含め、相談・助言を行うなど、地域での支援体制を整えている。また、区社会福祉協議会が作成した冊子を活用し、発達性読み書き障害に関する周知啓発も行っている。

　引き続き、発達性読み書き障害がある児童生徒が、生涯にわたり安心して地域で生活できるよう、関係機関が連携して切れ目のない支援を行っていく。

◆　教育環境の充実について

【質問】

⑴　昨年６月、としまえんの跡地に「ワーナーブラザーススタジオツアー東京メイキング・オブ・ハリーポッター」がオープンした。小学校等での新たな課外授業の選択肢のひとつとして、児童生徒全員が博物館としての価値のあるハリー・ポッター施設の見学が可能となるよう、関係機関とご協議いただきたいと思うが、所見を伺う。

【答弁】

⑴　ワーナーブラザースは、グラフィックや音響など映画制作に携わる様々なスタッフの役割や技術を学び、体験する等、児童生徒向けの複数の教育プログラムを用意している。

　昨年末、施設近隣の３校の小中学生を試行的に招待した。参加した児童生徒からは、映

画制作には役者や音響、デザイナーなど様々な人が携わり、チームで協働していくことが重要であることや、学んだグラフィックデザインや効果音作りが学習発表会の劇などに生かせる等の感想があった。

一方、教育プログラムは、１時限の授業に60人の制限や費用負担などの課題があり、区立学校の利用について、ワーナーブラザースと今後協議していく。

◆　日本版DBSについて

【質問】

⑴　近年、子供や若者への性被害に関するニュースが数多く報道されている。子供への性被害を防止するため、国では「日本版DBS」の導入の検討が進められている。日本版DBS導入について、区の所見を伺う。

⑵　教員については、教員免許証保有者のうち免許証が失効、または取り上げになった者をデータベース上に登録することを、国は各自治体に義務づけており、都が教員を任命雇用しようとするときは、このデータベースを活用することとなっている。

区の職員の採用時については、地方公務員法に定める欠格条項に該当しないか証明書を提出することとなっており、会計年度任用職員の採用時については、欠格条項に該当しないのかの証明書までは提出させず、申込書に署名をさせている。

また、学校関係・子供関係の施設に採用する会計年度任用職員の方は、採用面接の際に刑罰処分履歴の有無を適宜確認する取組を行っている。

日本版DBSについては、現在の検討状況では、学校や保育所について導入を義務化し、放課後児童クラブなどは任意の認定制とする方針としている。

法整備によって任意の認定制となったとしても一定期間以上、子供と接する事業を実施する場合は、区は実際の子供たちの命を預かる責任者として、子供たちの安全な居場所の確保にむけ、取組を強化することが不可欠と考える。

国の法整備がすぐにできない状況にあるが、子供や子供を守る保護者のため、区として現場レベルでも取り組めることはあると考える。

とりわけ、子供とかかわる施設については、区立施設だけではなく、委託施設などでも同様に対策が必要だと考えるが、委託施設などを含め、職員採用時の刑罰処分履歴の確認を行っているのか、現状の取組状況について伺う。

【答弁】

⑴　日本版DBSは、子供を性犯罪から守るため、子供と接する仕事に就く人に性犯罪歴がないことの確認を求めるもので、区としても必要性は認識している。制度の導入にあたっては、憲法が保障する「職業選択の自由」や「プライバシー権」などを制限することにつながるとの懸念も指摘されている。対象とする事業者の範囲など国も慎重に検討しており、引き続き、動向を注視していく。

⑵　令和４年に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」により、教員の任用がより厳格化され、わいせつ行為等で免許を失効した者に対して国のデータベースを活用し、都道府県教育委員会が再授与の可否を判断することとなった。

教員の採用時においても同様に、都教育委員会が採否を判断できるようになっている。教育委員会では、子供と直接かかわる会計年度任用職員の採用に当たり、採用時の書類や採用面接時等において、過去の性犯罪の処分の有無を、原則本人に確認している。

保育士については、区立や私立、委託園も含め、令和６年４月から、子供へのわいせつ行為で資格登録が取り消された保育士の情報を記録した国のデータベースが導入され、採用時の活用が義務付けられる。

委託学童クラブでは、職員採用時の処分履歴等の確認については、現在、各事業者の運営方針によるものとなっているが、データベース化の主旨を踏まえ、今後、雇用時に性犯罪処分歴の確認をするよう指導していく。

引き続き、子供を性犯罪から守るよう努めるとともに、適正な任用を行っていく。

◆　学校における薬物乱用防止に向けた取組について

【質問】

⑴　学校薬剤師と教員等、薬物乱用防止推進委員会や青少年育成委員など、地域社会全体で連携し、被害等の周知啓発を行うことが重要と考える。本区ではすでに、中学校の保健体育の授業で薬物乱用の防止について学んでいるが、オーバードーズの危険性を強く認識してもらうため、薬物依存症専門病院の医師に協力を依頼し、薬物被害の怖さなどを語ってもらう取組を行うよう要望する。

　合わせて、保護者などへの周知も行うべきと要望するが、区の所見を伺う。

【答弁】

⑴　区立中学校では、薬物乱用の危険性・有害性を生徒が正しく理解できるよう、保健の授業に加え、医師、学校薬剤師、民間団体等を講師として、薬物乱用防止教室を実施している。薬物乱用防止教室への保護者の参加を呼びかけたり、講師、教職員および保護者で意見交換会を実施したりしている学校もある。

　今後は、生活指導担当の教員等に対し、オーバードーズを含めた薬物乱用の実態や危険性についての研修を行い、各校での薬物乱用防止に向けた取組のさらなる充実を図っていく。

◆　災害時の子供の心のケアについて

【質問】

⑴　被災地では子供の心のケアに向け、災害直後から、教職員や学校では、1.5次、２次避難を行い、勉強や心の安定を図ったとのことだが、児童・生徒数の多い本区としても、初期対応や中長期的な対応も視野に入れた体制が求められる。

　また、保育士・教職員・養護教諭、スクールカウンセラー等の専門家との連携、体制の構築も必要となるが、区の所見を伺う。

【答弁】

⑴　子供が災害等に遭遇して強い恐怖や衝撃を受けた場合、その後の成長や発達に大きな障害となることがあるため、心のケアは極めて重要である。

　発災後、各避難拠点では、保健師・看護師等のチームによる巡回を行い、子供に関する健康相談をできるようにする。

　学校再開時には、教職員、養護教諭、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員等による心のケアを実施することとしている。

　これまでの不登校対策や要保護児童対策における連携を生かし、一人ひとりの状況に応じて、カウンセリングの実施や支援機関へつなぐなど、学校・相談員・関係機関が一体となって継続した、心のケアに取り組んでいく。

◆　ヤングケアラーときょうだい児支援について

【質問】

⑴　ヤングケアラーの支援対策に向け、子ども家庭支援センターにコーディネーターを配置し、新たな支援体制が構築される。兄弟姉妹が障害児の場合、「きょうだい児」と呼ばれている。ヤングケアラーの中にはきょうだい児の子もおり、広い視点での支援体制が必要となる。発見・見守り方法として、教育・福祉・保健分野のそれぞれの専門職から、迅速な情報収集・支援体制の連携を図られる仕組みとなるのか。また、学校で行う家庭のアセスメントシートに、福祉に関わる項目を追加し、学校や退院支援時などに、ヤングケアラーの有無の確認項目を設けているところもある。区も独自の共有シートを作成していくべきと考えるが、所見を伺う。

⑵　保護者の休みにあわせて、年３日平日に学校を休んでも欠席扱いしない制度の導入が各

自治体で進んでいる。愛知県や栃木県日光市において、学びのラーニングと休みのバケーションを組み合わせた「ラーケーション」と名付けているほか、沖縄県座間市は「ざまやすみ」、大分県別府市は「たびスタ休暇」などがある。メリット・デメリットの議論はあるが、全国的な導入の促進もあることから、区としても一考の時期と考えるが、都の動向も含めて所見を伺う。

【答弁】

⑴　ヤングケアラーが抱える課題は多様であり、重い病気や障害のあるきょうだいの介護を担う等、個々の状況に応じた支援を行う必要がある。

区は、区独自のヤングケアラーチェックシートを作成し、必要に応じて情報共有を行い、関係機関が円滑に連携できるようにしている。

区立小中学校では、全児童生徒を対象に年３回「ふれあい調査アンケート」を実施し、困り事があると回答した子供には、ヤングケアラーチェックシートにより、担任が聞き取りを行い、学校内や関係機関との情報共有や見守り支援を行っている。子ども家庭支援センターでは、高齢者や障害者福祉サービス事業者に対して、ヤングケアラーチェックシートの活用を勧奨し、早期発見に取り組んでいる。

来年度、子ども家庭支援センターに、４地域ごとに１名のヤングケアラーコーディネーターを配置し、福祉・教育・子育て等の関係機関との情報共有や支援の調整を行う。

今後とも、子供や家庭の状況に応じたヤングケアラー支援を充実していく。

⑵　家族の休暇に合わせて学校を休んでも欠席扱いとしないラーケーション制度については、導入自治体の状況や都の動向を注視していく。

◆　子供たちからの質問について

【質問】

⑴　今回の一般質問にあたり、子供たちに区への質問を募集したところ、「普段の授業が落ち着きがなく、良い授業ができていないので、雰囲気良く、みんなが発表したり話し合いやすく、なごやかで楽しい授業になってほしい」といった声があった。教育長の所見を伺う。

⑵　野党に対する一般質問の答弁について、子供からは「どうして教育長が答えないのか理由を知りたい。少数の人の意見も含めて、色んな人の意見を聞いてほしい」との声があった。見解を伺う。

【答弁】

⑴　授業の改善について、教員は、子供たちが落ち着いた環境の中、進んで自分の考えを発表したり、他者と対話することで、課題の解決に取り組む授業を目指している。そのため、校内での授業研究や管理職による授業観察、校外での研修等を通じて、授業改善に努めている。

⑵　一般質問は、各議員の質問に対して、区長ほか区の理事者がお答えする場である。頂いた質問の内容等に応じた理事者が答弁している。子供たちに対しては、出前教育委員会等で意見・質問に答えている。

◆　電子図書館について

【質問】

⑴　電子図書館の実現について、どのような位置づけの図書館として考えているのか、現在ある12区立図書館と、どのように連携されるのか伺う。

電子図書館の良さはいつでもどこでも誰でも借りられ、貸出・返却の移動や手間が不要であることと考える。ぜひ、多分野の電子図書蔵書を備え、学校の調べもの学習などにも活用するなど、最大限の効果をあげられるよう工夫し、導入することを望む。

また、誰もが使いやすい電子図書館となるよう要望するが、区の考えを伺う。

【答弁】

⑴　電子図書館とは、オンラインによるサービスを提供する、インターネット上の図書館である。パソコンやスマートフォン等の端末からインターネットに接続して電子書籍を閲覧することができる。

　全児童生徒に配布しているタブレットパソコンを使って、クラス全員で同じ図書を同時に閲覧し議論を行うことが可能になる。また、文字拡大や音声読み上げ機能などにより、障害者や高齢者の読書活動を支援する。

　さらに、来館しなくても、スマートフォン等から利用登録ができるようにし、図書館サービスの向上を図っていく。

◆　谷原保育園について

【質問】

⑴　谷原保育園の１歳児の保護者はやむなく新園に移るので、「理解・納得」したうえでの転園ではない点を受け止めるべきである。谷原保育園存続を訴えている。何より、子供の立場になって考えることを強く求めている。保護者の声に対する所見を伺う。

⑵　入園の「案内」にサインを書けば転園させられるとする根拠や、昨年12月20日開催の保護者説明会において、重要事項確認票にサインしなくても、転園させることが「有効と判断」とした判断の根拠について、具体的に示すよう求める。

⑶　昨年の決算特別委員会の質疑において、区は「利用の承諾書を交付し、区としての意思表示をきちんと行っている」「区が承諾することで契約が成立している」と答弁した。区の言う「保育利用承諾書」には、「谷原保育園」の「利用期間」は「支給認定の有効期間」までとあり、その「有効期間」とは、園児が３歳になる誕生日の前日である。「施設の対象年齢の上限まで」という注釈があるが、施設の上限は５歳児クラスである。３歳前日までの在園が、「承諾書」における区の正式な「意思表示」であり、それで「契約成立」ではないか。所見を伺う。

⑷　２月１日の発表で、新園のしろくま保育園は、谷原保育園からの転園を除く申請倍率が、新１歳児「3.7倍」、新２歳児「５倍」にも達した。さらに、しろくま保育園では、待機児童対策である１歳児１年保育を５名受け付ける。これらは、地域の１・２歳児保育が不足し、区がそう判断した証拠であり、保育ニーズ・待機児童の観点から、谷原保育園の１・２歳児クラスが必要ではないか。保育ニーズがないとするなら、なぜしろくま保育園で、待機児童対策の１歳児１年保育を実施するのか、伺う。

【答弁】

⑴　谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題があった。そこで、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、近隣の区有地に民間保育所を誘致したものである。

　昨年12月には、新設園に転園する１歳児等の保護者を対象に、集合形式による保育参加についての説明会を２回開催した。新設園の保育士等が谷原保育園の保育に参加する具体的な内容を説明し、ご意見を伺った。保育参加は、先月９日から開始しており、園児が安心して転園できるよう、丁寧に取り組んでいく。

⑵　保育園の入園案内や申込書は、毎年10月に変更を行っており、谷原保育園の１歳児クラスの募集に当たっては、令和５年度の「保育利用のご案内」に令和６年度の新設園への転園が入園条件になることを明記した。保護者の皆様には、その案内をご覧いただいた上でお申込みいただいており、変更前の様式での申込みも有効とお答えしたものである。

　変更前の様式で入園申込みをされた１歳児クラスの保護者の方に対しては、先日お会いして、これまでの対応等について、改めてお詫びをし、転園のご意思を確認させていただいた。

⑶　保育園を利用するには、保育の必要性の認定が必要となる。認定は年齢によって区分があり、０歳から２歳は３号認定で、有効期間は３歳となる誕生日の前々日まで、３歳から

５歳は２号認定で、有効期間は小学校に入学する直前の３月31日までである。保育園の利用申込は認定申請を兼ねており、保育の必要性が認められる場合、まず、子供のための教育・保育給付認定通知書により保育認定を決定する。その後、入園の利用調整を行い、保育利用承諾書で利用が決定した園を通知する。承諾書の利用期間は、保育認定の期間を記載している。制度上、保育認定の期間と施設の利用期間が異なることから、承諾書には但し書きを付している。谷原保育園の１歳児は、新設園に転園いただくことから、利用期間は令和６年３月31日までとなる。

⑷　１歳児１年保育は、待機児童対策のセーフティーネットとして取り組んでおり、来年度は区内13施設で行う予定である。新設園では、一時保育室を設けており、これを活用して１歳児１年保育の実施にご協力をいただくものである。

谷原保育園の閉園を撤回する考えはない。

◆　PTAについて

【質問】

⑴　PTAは社会教育法上「公の支配を受けない社会教育関係団体」と規定されているが、練馬区中学校PTA連合協議会の会議等で、区が助言を行っていると認識している。行政も「活動負担軽減」を支援していく形が必要と考えるが、所見を伺う。

また、卒業の際に数万円がかかり、負担が大きいという意見をいただく。就学援助の費目には卒業アルバムが入っているが、その他記念品等は含まれないため負担となる方がおり、事前に情報を知らず困ってしまう例もあるようだ。卒業証書入れを公費負担として扱う自治体があるようなので、区で取り入れる事は可能か、区の所見を伺う。

【答弁】

⑴　PTAは、各学校における子供たちの健全な成長を育む上でなくてはならない大切な活動を行っており、社会教育関係団体として、自主的・自立的に運営が行われている。

これまで、小学校および中学校のPTA連合協議会では、効率的な運営や役員の負担軽減について、研修会や情報交換会等で、校長と区職員も参加し、意見交換を行っている。意見交換の内容は、各校のPTAで共有され、運営に活かされていると伺っている。

今後とも、PTA連合協議会と意見交換しながら、必要に応じた助言を行う等、PTA活動を支援していく。

卒業証書入れについては、PTAの発意で記念品として贈呈している学校と、公費で購入している学校がある。今後、取り扱いについて検討していく。

◆　子供の声に応えることについて

【質問】

⑴　「区長とともに練馬の未来を語る会」では、子供達との会は開かれていない。ぜひ、区長には「語る会」として、子供の声を聞いて頂きたい。

⑵　今回、「第3次みどりの風吹くまちビジョン」に対する意見募集において、子供からの意見は約50件だった。より子供に伝わる説明や、意見を引き出す工夫をしながら、ビジョン以外のパブコメでも子供の意見募集を広げていただきたい。所見を伺う。

⑶　社会的養護の子供たちは、これまでの経験から「大人に話してもどうせ変わらない」「言っても意味がない」の思いが強い。練馬児童相談所の開設とあわせて、区としてどう取り組むのか、伺う。

【答弁】

⑴　前川区長は就任以来、毎日のように地域に出かけて、多くの区民の皆さんのご意見を伺っている。外遊びの活動や子育ての広場を見て回り、子供達や保護者の声もお聴きしている。今年度は、地域の子供の居場所である「石神井・ちいさなおうち」で、不登校の子供や保護者の思いを施設代表から伺った。こどもの森では、子供たちに声をかけながら一緒

に楽しんだ。日々寄せられる区長への手紙でも、子供達からのご意見を伺っている。

⑵　今回のパブリックコメントでは、第３次ビジョンだけでなく、学校施設、地域防災、みどりなど計８本の計画素案について、子供向けの意見募集を行った。区の子供けホームページに分かりやすい資料を掲載するとともに、児童館に出向いて意見交換を行ったところ、合計で200件を超える意見が寄せられた。

　引き続き、様々な場面をとらえ、子供の意見を聞き、施策への反映に取り組んでいく。

⑶　都は、子供が児童養護施設等に入所する際、守られるべき権利を明示した子供の権利ノートと相談はがきを配布し、弁護士などの子供の権利擁護専門員に直接相談できるようにしている。また、児童養護施設等では、意見箱の設置や第三者委員により、子供の意見を聴取し、施設運営等に活かしていると伺っている。

　区の子ども家庭支援センターでは、これまでも児童養護施設等に入所する子供や、一時保護から家庭に帰る子供への支援を、都児童相談所と緊密な連携をして行っている。引き続き、子供の最善の利益を考え、支援していく。

参考資料	1

令和６年３月 12 日
企 画 部 企 画 課

第3次みどりの風吹くまちビジョン（素案）に寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の受付状況

（1） 意見募集期間

令和5年 12 月 11 日（月）から令和6年1月 15 日（月）まで

（2） 周知方法

ア ねりま区報（12 月 11 日号）への掲載
イ 区ホームページへの掲載
ウ 区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、企画課での閲覧
エ YouTube 練馬区公式チャンネルでの概要説明、区公式Ｘ（旧 Twitter）・区公式 LINE での発信
オ 区立小中学生用タブレットパソコンの「ブックマーク」で閲覧、児童館での閲覧
カ 区内各小中学校（区立、私立、都立、国立）へ冊子を配付

キ 関係団体等への説明等
以下の関係団体に計画素案について、個別に説明等を行った。

・練馬区区政改革推進会議	・東京あおば農業協同組合
・練馬区防災懇談会	・練馬区農業委員会
・心のあかりを灯す会	・町会・自治会（237 団体）
・（公社）練馬東法人会	・練馬区町会連合会
・（公社）練馬西法人会	・東映アニメーション（株）
・（一社）練馬東青色申告会	・東映（株）東映東京撮影所
・（一社）練馬西青色申告会	・ワーナー ブラザース スタジオジャパン合同会社
・東京税理士会練馬東支部	・練馬区文化団体協議会
・東京税理士会練馬西支部	・（公社）練馬区体育協会
・練馬区たばこ税増収対策協議会	・練馬区レクリエーション協会
・練馬東納税貯蓄組合連合会	・総合型地域スポーツクラブ（SSC）（7団体）
・練馬西納税貯蓄組合連合会	・練馬区スポーツ推進委員会
・練馬東間税会	・練馬区地域福祉計画推進委員会
・練馬西間税会	・練馬区保護司会
・東京商工会議所練馬支部	・練馬区民生児童委員協議会
・（一社）練馬産業連合会	・練馬区障害者団体連合会
・練馬区商店街連合会	

・練馬区立福祉作業所家族会（4団体） ・練馬区立福祉園家族連絡懇談会（6団体） ・練馬区立谷原フレンド家族会 ・練馬区障害福祉サービス事業者連絡協議会 ・心身障害者福祉センター利用登録団体（34 団体） ・心身障害者福祉センター生活介護事業連絡懇談会 ・練馬区ひとり親福祉連合会 ・ねりま不登校・ひきこもり・発達障害地域家族会「灯火」 ・練馬区特別養護老人ホーム施設長会 ・練馬区介護保険運営協議会 ・練馬区地域包括支援センター運営協議会 ・練馬区介護サービス事業者連絡協議会 ・練馬区地域密着型サービス運営委員会 ・練馬区都市型軽費老人ホーム施設長連絡会 ・練馬区医師会 ・練馬区歯科医師会 ・練馬区薬剤師会	・練馬区緑化委員会 ・練馬区リサイクル事業協同組合 ・東京都環境衛生事業協同組合練馬区支部 ・リサイクルセンター　ボランティアグループ（4団体） ・練馬区都市計画審議会 ・関東バス（株） ・京王電鉄バス（株） ・国際興業（株） ・西武鉄道（株） ・西武バス（株） ・練馬区建築設計事務所協会 ・練馬区地域福祉計画推進委員会福祉のまちづくり部会（第5期） ・（公社）全日本不動産協会東京本部練馬支部 ・（公社）東京都宅地建物取引業協会第九ブロック練馬区支部 ・練馬区子ども・子育て会議 ・練馬区私立幼稚園協会 ・練馬区私立保育園協会 ・練馬区青少年育成地区委員会（17 地区）

ク　オープンハウスの開催

開催日	会場	来場者数
①12/17（日）14：30～16：30	北町第二地区区民館	８名
②12/18（月）18：00～20：00	光が丘区民センター	31 名
③12/23（土）14：30～16：30	勤労福祉会館	55 名
④12/26（火）18：00～20：00	ココネリ	70 名
⑤１／９（火）18：00～20：00	関区民センター	20 名
⑥１/10（水）18：00～20：00	石神井庁舎	41 名
	計	225 名

（3）　意見件数

538 件　（149 名・25 団体）　うち子どもからの意見は 26 名・52 件

2　寄せられた意見の内訳　（　）内の数値は子どもからの意見数

項目	件数
第 3 次ビジョン全体に関すること	12(5)
施策の柱 1　子どもたちの笑顔輝くまち	107(22)
施策の柱 2　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち	41(1)
施策の柱 3　安心を支える福祉と医療のまち	109(1)
施策の柱 4　安全・快適、みどりあふれるまち	189(17)
施策の柱 5　いきいきと心豊かに暮らせるまち	40(5)
施策の柱 6　区民とともに区政を進める	24(0)
その他	16(1)
合計	538(52)

3　寄せられた意見に対する対応状況　（　）内の数値は子どもからの意見数

対応区分	件数
◎　意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	18(5)
○　素案に趣旨を掲載しているもの	128(11)
□　素案に記載はないが他の施策・事業等で既に実施しているもの	94(17)
△　事業実施等の際に検討するもの	112(8)
※　趣旨を反映できないもの	107(3)
－　その他、上記以外のもの	79(8)
合　計	538(52)

4　寄せられた意見と区の考え

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
第3次ビジョン全体に関すること					
1	－	－	我がまち練馬をより豊かにそして安心して住み続けられるようにするという強い意志が感じられるビジョンとなっている。どの施策も区民にとってワクワクするような計画であり、期待している。	区政を更に前に進め、グランドデザイン構想を実現するため、「第3次みどりの風吹くまちビジョン」の素案を取りまとめました。 これまでの取組を着実に継続・発展させながら、その上に立って、みどり、文化、スポーツ、都市インフラなど、区民生活をより豊かにする施策に更に力を入れ、子どもから高齢者まで、誰もが安心して心豊かに暮らせるまちを目指して計画を進めていきます。	○
2	－	－	練馬区は良いまちになっている。これからも進めて欲しい		○
3	－	－	第3次ビジョンにおいては、事業費を明らかにせずアクションプラン素案を提示し3月には策定するスケジュールであり、区政に関し、区民に充分な情報開示をせず、端から意見を聞き入れるつもりがない姿勢の現れではないか。 アクションプランごとの事業費も見積もらず、費用対効果が区民に判断できない計画を策定することが、区が目指す「区民とともに区政を進める」区政改革の姿なのか。	令和6年度当初予算案は、令和6年練馬区議会第一回定例会で審議される予定です。素案公表時点では予算を精査中のため、事業費を掲載していませんが、年度別取組計画の中で、各年度で取り組む内容を具体的にお示ししています。成案化時には改めて事業費を掲載します。 また、計画の達成状況を検証していくため、数値目標および重要業績評価指標（KPI）を設定します。 区はこれまで、区民参加と協働を根幹に据えた区政運営を進めてきました。引き続き区民の皆様のご意見を丁寧に伺いながら区政を進めていきます。	―
4	－	－	戦略という言葉やめて、「具体的計画」なり、「実施計画」なり、別な言葉に変えてほしい。	戦略という言葉は、「経営戦略」などとして一般的に使用される語句と考えています。	※
5	－	－	10もの計画（素案）を区民に提示し、しかもパブコメの書き方の説明も不十分なまま提出を求めることに、区民無視を強く感じる。	素案策定時には、区報、区ホームページ、SNS等で周知したほか、区内6か所でオープンハウスを開催し、第3次ビジョンを中心に各計画の内容やパブリックコメントの提出方法等について直接ご説明する機会を設けてきました。 区はこれまで、区民参加と協働を根幹に据えた区政運営を進めてきました。引き続き区民の皆様のご意見を丁寧に伺いながら区政を進めていきます。	―
6	－	－	3年間にわたり夏季賞与の源泉所得税を滞納するなど、前代未聞の不祥事ではないか。3年間も繰り返したことは、監査機能が発揮されていなかったとしか考えようがない。明らかにガバナンスに問題があると判断する。 第3次みどりの風吹くまちビジョンについて、基本計画と整合性のとれないアクションプランが散見されるなど、政策に一貫性が感じられない。官僚制の弊害が露となり、縄張り意識に基づく個々の組織防衛に努め、区民に奉仕するという本来の目的を見失っているのではないか。信頼できる組織への改善策アクションプランを示していただきたい。	源泉徴収所得税の不適切な事務処理により、区政への信頼を損なう事態を招いたことを深くお詫び申し上げます。今後、事務改善や管理体制の見直しといった組織的な取組に一層注力し、再発防止に取り組んでいきます。 第3次ビジョンは、グランドデザイン構想実現への道筋を示す基本計画と、それに基づく具体的な実行計画であるアクションプランの2部構成とし、整合性の確保に努めています。これまでの取組を着実に継続・発展させながら、その上に立って、みどり、文化、スポーツ、都市インフラなど、区民生活をより豊かにする施策に更に力を入れ、子どもから高齢者まで、誰もが安心して心豊かに暮らせるまちを目指して計画を進めていきます。	―

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
7	－	－	戦略計画と年度別取組計画に記載されている事業名が必ずしも一致していない。	第3次ビジョンは、グランドデザイン構想実現への道筋を示す基本計画と、それに基づく具体的な実行計画であるアクションプランの2部構成とし、整合性の確保に努めています。成案化に向けて更に精査していきます。	―
施策の柱1　子どもたちの笑顔輝くまち					
8	戦略1	－	様々な子どもや家庭を想定した制度・サービスの充実、という方向性は良いと思う。その実現のために、個々人を既存の選択肢や仕組みに押し込もうとするのではなく、個々の実情に応じた個別解を出すこともできるよう、余白と柔軟性があり選別主義的でない制度設計・運営を期待する。	子育ては誰が担うべきか、様々な考え方や価値観が存在しますが、最も尊重されるべきことは、それぞれの家族の思いです。家庭で子育てがしたい、子どもを預けて働きたいなど、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開することで、子育てのかたちを選択できる社会の実現を目指します。	○
9	戦略1	－	反対意見もあるが、何より、子どもが第一で安心して子育てをできるまちづくりをして欲しいと思う。	区はこれまで子ども・子育て支援施策を重要施策のトップに掲げ、保育所待機児童の解消や区独自の幼保一元化施設である練馬こども園の創設などに取り組んできました。 安心して出産・子育てが出来るよう、子育てに関する相談体制を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートを充実していきます。	○
10	戦略1	－	保育園の民間委託を中止すること。民間委託の説明会を聞いたが、先生の離職率が上がり、先生の経験年数も下がるなど、保育の質が良くなる要素が全くない。保護者アンケートでは、「子供が委託後、情緒不安定になった」「先生がすぐ辞める」の意見が絶えず、改善もされぬまま民間委託が進められる状況が見て取れ、委託が根本的にこの問題を解決できないものであることが示されている。	区では、民間の知恵と経験を活用した方が効果的な業務は民間が担うことを基本としています。委託化はサービスの向上のために必要です。保育分野においても同様です。 運営事業者の選定にあたっては、区立保育園の運営を引き継ぐことのできる優良な事業者の選定に引き続き努めていきます。	※
11	戦略1	－	待機児童ゼロの達成や、区立保育園の委託の拡大による延長保育事業の充実だけでは、多様な保育ニーズに対応は出来ないと考える。区立保育園を減らして民間の保育園を増やし、むやみやたらに定員拡大を図る事は、保育の質を落とす事に繋がるのではないか。 子供の人権を尊重した政策を要望する。 委託、民営化、廃園など、当事者である子供達の笑顔が輝かない、子供達が犠牲となるような政策には反対する。		※
12	戦略1	－	第3次みどりの風吹くまちビジョンの中に保育園の民間委託、谷原保育園の閉園　の計画を書くべきだ。聞こえの良いことばかりで、都合の悪いことは書かないのか。	区立施設の新設、廃止、再編・統合や委託民営化に関する計画は、「公共施設等総合管理計画」でお示しています。	□

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
13	戦略1	－	「子育てのかたちの選択」というのは家庭のかたちによって規定される側面もあり、保護者の働き方や家庭内での男女平等とも関わっている。 そのため、教育・子育て支援部署で完結させず、労働や経済、人権、男女共同参画の部署と連携した施策とあわせて実施していくことが重要だと考える。 子育て支援人材の確保のためにも、行政資料やポスターが「子育て支援スタッフ＝女性」というバイアス強化につながらないよう、自覚的に画像やイラストを使用する必要がある。	区では、「男女共同参画」の視点から考える表現ガイドラインを令和3年4月に作成しています。本ガイドラインを踏まえ、性別による役割についての固定観念を前提とした表現にならないよう、情報を発信しています。引き続き関係部署と連携して、子育て支援策を進めていきます。	□
14	戦略1	－	谷原保育園の閉園については、閉園になる前に利用者の意見を聞くべきであった。	令和3年12月に閉園計画の素案を公表して以降、パブリックコメントや保護者説明会など、節目節目で説明を重ねてきました。今後も、園児および保護者に対して、丁寧な対応に努めていきます。	□
15	戦略1	－	谷原保育園の閉園を撤回すること。ビジョンを全文読み、どこが『子どもたちの笑顔輝くまち』なのか。	谷原保育園は、老朽化が進行していることから、令和4年度までに入園した在園児が全員卒園する令和8年度末に閉園します。	※
16	戦略1	－	谷原保育園閉園に反対である。老朽化なら立て替えすればいい。谷原地域では公立保育園は他にない。公立保育園の担う役割は緊急時対応、障害児保育など重要だ。公立保育園だから作りあげてこれた保育基準もある。 区の姿勢は廃園ありきで保護者と検討しあう態度がほとんど見られなかった。全体保護者説明会がなかなかもてなかったのも区の方針に自信がもてなかったからだと思う。立ち止ってこのやり方が本当に子どもを守ることとなるのか考えなおしてほしい。	練馬区公共施設等総合管理計画【実施計画】（素案）でお示ししているとおり、民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うこととしています。 区は私立保育所等の誘致を進め、9年間で約8,500人の保育定員を拡大し、区民の保育ニーズに応えるとともに、令和3年度から3年連続で待機児童ゼロを達成しました。待機児童ゼロの達成は、民間の力を借りなければ到底成し得なかったことです。現時点では、練馬区内206園の認可保育園のうち146園が私立保育園であり、保育園の運営は既に民間が主流となっています。 区はこれまでも、保育所整備計画に係る説明会や整備・運営事業者決定に係る説明会など、節目節目で説明を重ねてきました。今後も、園児および保護者に対して、丁寧な対応に努めていきます。	※
17	戦略1	1-1	「保育サービスの充実」とうたっているが、強引な保育園の閉園や民間委託の強行によって、泣かされてきた子どもの数がなんと多いことか。子ども家庭部長にも、園児から「大好きな保育園をつぶさないでください」と直接手紙が渡された。こどもを泣かす施策をやめるべきだ。		※
18	戦略1	1-1	練馬の待機児は「ゼロ」としているが、実態は今年度4月で299人の待機児が発生している。兄弟同じ保育園を希望し、小規模保育所や保育ママではなく「認可保育所」を希望する家庭を、「わがまま」として待機児としてカウントしない姿勢はおかしい。実態とかけ離れた数値になる。23区でも、兄弟が同じ園に入れなかった家庭を待機児としてカウントしている行政区はある。認可保育所を希望しながら入園できなかった児童の数をきちんとカウントすべきだ。	待機児童数については、全国の自治体が国の算定基準に則り算定しています。	※
19	戦略1	1-3	待機児童が解消される反面、保育所は定員割れが増える。 各保育事業の運営状況が把握されながら、急な閉所による、子どもの行き場がなくなるなどの問題に対応がなされるとよい。	これまで、子ども・子育て支援事業計画に基づき必要な定員確保に努めてきました。引き続き、保護者の保育ニーズや事業者の運営状況を踏まえ定員を確保していきます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
20	戦略1	1-3	保育水準の維持向上について。練馬区が発行した『保育の歴史とこれから』にも、保育の質には、職員の処遇が左右すると記している。その処遇とは、単に賃金だけでなく、その職場ではたらく働きがいをふくめて、人生をかけるにふさわしい職場であるかが、東京都の調査でも明らかにされている。保育の質を維持する労働環境と園児の保育環境の視点から書き直すべきだ。	戦略計画では、「保育サービスを担う人材を確保しながら、保育水準を維持向上していく」ことが重要な課題であり、取組を充実する方針を明記しています。 区は保育水準の維持向上を図るため、保育人材の確保事業の推進やキャリアアップ補助金等を活用した処遇改善、保育の連絡帳機能のICT化、おむつのサブスク等に取り組んできました。戦略計画では、区独自の職員配置の継続など主要な事業を例示しています。	□
21	戦略1	1-4	「練馬こども園」について。練馬区が実施した調査でも、子育て世帯がいちばん望む施設は、延長保育のある公立直営保育園がいちばん多い。幼稚園は幼稚園としての役割がある。安易に、保育園児をうけいれる体制を拡大するのではなく、幼稚園としてその良さがより輝くような施策を区として援助するとすべきだ。	区は、保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」を創設しました。練馬こども園に認定された私立幼稚園では、各園の特色を生かした教育を実施しています。3歳からは預かり保育のある幼稚園に通わせたいという保護者のニーズに応えるため、今後も練馬こども園を拡充していきます。	※
22	戦略1	1-5	区立幼稚園の適正配置においては、区立の幼稚園の早急な3年保育化を求める。	今後の園児数の推移を踏まえた適正規模だけでなく、障害児保育や3年保育の実施など、区立幼稚園のあり方について令和6年度に検討委員会を設置し議論していきます。	△
23	戦略2	-	数字が全く記載されておらず何の判断もできない。単なるNPOへのバラマキになっていないか。精査が必要であると考える。	令和6年度当初予算案は、令和6年練馬区議会第一回定例会で審議される予定です。素案公表時点では予算を精査中のため、事業費を掲載していませんが、年度別取組計画の中で、各年度で取り組む内容を具体的にお示ししています。成案化時には改めて事業費を掲載します。 なお、戦略計画2に記載する事業は、区が直接または委託して実施する事業であり、NPO法人へ補助金を交付する事業ではありません。	—
24	戦略2	-	世界的に見て日本の男性の家事力と育児力が低いので、お父さんへの意識改革をしてほしい。 お父さん同士（パパ友）の繋がりを作る。 ちょっとみててネットワークづくり（近所のコミュニティ）。 ファミサポ援助会員の活動費引き上げ（引き上げ部分は公費で負担）と、家事代行も出来るようにしてほしい。 ファミサポ自体が古いシステムだと感じる、未だにショートメールと電話だけで連絡を取り合うとても利用しづらいやり方、事前に援助する人のプロフィールが分かるようにしないと子どもを預けられない。 キッズラインのようなやり方にしてほしい。	地域子ども家庭支援センターでは、父親向けの交流会や講習等を行っています。子育てのひろば「ぴよぴよ」では、父親をはじめ働く保護者の方が参加しやすい休日講習などを充実します。 ファミリーサポート事業は、利用会員と有償ボランティアである援助会員が相互に支えあう事業です。援助会員の活動費については、他のサービスの状況や他区の状況等を鑑みながら検討する必要があると考えています。家事援助については、育児支援ヘルパー事業で対応しています。 また、利用にあたっては、安心して子どもを預けられるよう援助会員と利用会員が事前に顔合わせを行っています。あわせて、利便性の向上に向けて取り組んでいきます。	○

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
25	戦略2	2-1	精神的な課題を抱え、支援が必要な妊産婦への支援も必要である。区の考えはあるか。	妊婦全員面談、こんにちは赤ちゃん訪問や妊娠8か月の面談を実施するなど、妊娠期から子育て期まで継続して相談できる環境を整備しています。これらに加えて、生後2か月児相談の実施や産後ケア事業を充実し、妊産婦への切れ目のない支援を行うことにより、産後うつ病の予防などに取り組んでいきます。 また、今後は電子母子手帳アプリ「ねりますくすくアプリ」でこころの健康づくりに関する情報を広く発信するなど、妊産婦への情報発信を充実します。	○
26	戦略2	2-1	【妊娠から子育てまでの切れ目のない支援】の中に「子育て応援券の事業者拡充」を希望する。育児支援団体の子連れで参加できるクラスにて、参加者の方から「子育て応援券は使えないか」という問い合わせを定期的に頂いている。産後ケア、育児支援の観点からも、こういったクラスへの参加のハードルを下げるべく、事業者を積極的に（できれば随時）募集して頂きたい。	子育てスタート応援券については、利用者アンケートの結果等を踏まえ拡充しています。引き続き、利用できる事業や事業者の拡充について検討していきます。	△
27	戦略2	2-1	［子どもの成長にあわせた切れ目のないサポートの充実］の項。子どもの対象は18歳、20歳、場合によっては30歳までとする見解もある。子どもの成長にあわせて、社会人として歩みだすまで行政が援助することは「こどもの権利条約」（こども基本法）に基づいても大事なことだ。こどもの権利条約、こども基本法と、対象年齢のことを明記すべきだ。	区では、児童の権利に関する条約の理念やこども基本法を踏まえ、子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートに取り組んでいます。また、学齢期の子どもや若者の居場所の充実などの支援にも取り組んでいきます。	□
28	戦略2	2-1	こどもへのサポートについて。いま東京でも7人に1人が貧困状態にある。経済的理由で勉学が困難な家庭に対する援助の体制をととのえると明記すべきだ。	戦略計画8において、相対的貧困率が高いひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立に向けた支援を更に充実する方向をお示ししています。また、こどもへのサポートとして、ひとり親家庭への訪問による子どもの学習支援や、生活保護受給世帯を対象に子どもの居場所づくり支援事業を実施しています。	○
29	戦略2	2-2	今まで、区内に児童相談所がなかったことを不思議に思うが、逆を言えば、虐待が増加していることも現実なので、とても悲しく思う。 核家族化、近隣との繋がりの希薄等が原因と思われるので、住民同士のネットワーク、たまり場、親御さんのレスパイトの為の支援等の充実を望む。	子育ての孤立化等による不安や悩みに対応できるよう、子育てのひろばの増設など、保護者同士が交流できる場の整備を着実に進めてきました。引き続き、区独自の取組である「練馬こどもカフェ」など、保護者同士が交流できる場を充実していきます。 また、乳幼児一時預かり事業を拡充するほか、自宅で子どもを預かるベビーシッターの利用料助成制度を導入するなど、子育てのかたちを選択できる社会の実現に向けて取り組んでいきます。	○

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
30	戦略2	2-2	練馬区立の「児童相談所」をつくり、東京都児童相談所、区のこども家庭支援体制との連携をすすめ、こどもと子育て世帯へのサポート体制を充実させると明記すべきだ。	子どもを虐待から守るためには、区による地域に根差したきめ細かい寄り添い支援と、都の広域的・専門的な支援の緊密な連携が重要です。区立児童相談所を設置する予定はありませんが、都は、6年度に（仮称）東京都練馬児童相談所を練馬区子ども家庭支援センターと同一施設内に設置します。設置後は、都区合同の検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問などが随時可能となり、一時保護や児童養護施設入所などの法的対応も迅速に行われるようになります。 都区の緊密な連携を更に深めていきます。	※
31	戦略3	－	川崎市子ども夢パーク（子どもの遊び場）のような施設が欲しい。	区ではプレーリーダーを配置した常設の冒険あそび場として、こどもの森を設置しています。 また、区内では民間団体が公園等において、自然の素材を利用し、子どもに自由な発想で遊びができる場を提供しています。区はこうした活動の支援をすることで、子どもの心身の発達・社会性の育成等を目指しています。	□
32	戦略3	－	北町第二地区区民館は学童クラブがあったが、今は委託になって談話室がなくなり残念。	学童クラブの場所は、改修後おやこ広場室として開放しています。談話室については、ご要望の多かった更衣室に機能転換し、ご利用いただいています。	―
33	戦略3	－	学童のお昼ご飯を、業者に委託し、働く母を応援して欲しい。	学童クラブの長期休業中の昼食に関しては、仕出し弁当により提供を行っています。予め事業者と保護者の間で、アレルギーの対応や残食の取扱い等について調整が整い、学童クラブが保育に支障なく対応できる場合に実施しています。 また、学童クラブの行事として子どもたちと昼食づくり等に取り組むなど、保護者の皆さまの昼食準備の負担の軽減に努めています。	□
34	戦略3	3-1	ねりっこクラブの「ねりっこひろば」の冬期終了時刻について、反対する。冬の間は日が短く、子どもだけで帰宅させるには、とても不安。 共働き家庭に配慮してとのことだが、学校の下校時刻を過ぎると、学童擁護の方の時間も終了してしまう。	「ねりっこひろば」は、児童が各家庭で相談をしたうえで、時間を決めて利用する事業です。冬期の終了時間を延長する際には、同一校内のねりっこ学童クラブの児童と一緒に帰るように声をかけるなど、児童が安全に帰宅できる方策を検討します。	△

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
35	戦略3	3-1	学童クラブについて、狭い部屋に多い人数という環境の是正と指導員の処遇改善を求める。	練馬区立学童クラブおよびねりっこ学童クラブは、練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例に基づき、児童1人あたり1.65㎡の専用スペースを確保して運営しています。 職員の処遇については、区の職員の賃金を基準に算出し、適正な水準を確保しています。今後も国の補助金等を活用し、改善に努めていきます。	□
36	戦略3	3-1	[ねりっこクラブ]について。国は、放課後児童クラブの基準を定めている。「ねりっこ」は国の基準をはるかに超えた規模の人数を受け入れている。さらに、働く職員の賃金と福利厚生は直営で働いていたスタッフの水準に達していない。それゆえ退職者があとを絶たない。そのため、子どもたちは詰め込み状態になり、「将来学童クラブで働きたい」という児童の夢もうばわれている。国が定めている水準以上の床面積、定員、運営内容と環境、労働環境となるように、区は責任を負うと明記すべき。		□
37	戦略3	3-1	国の運営指針の記載にも反する[ねりっこ]の拡大はやめ、国の基準に基づいた学童クラブを増やすとすべき。		□
38	戦略3	3-1	[ねりっこ]について、待機児童を理由に、練馬区独自に行っているおやつ支給もない「ねりっこプラス」は中止し、待機児童解消のために、学童クラブを増設するとすべき。	「ねりっこプラス」は、ねりっこ学童クラブを待機となった児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する区独自の待機児童対策事業です。 学童クラブの待機児童については、学校施設を活用して「ねりっこクラブ」を推進し、学童クラブの定員を拡大することで解消に努めていきます。	※
39	戦略3	3-1	学童やひろば事業などは保護者の働き方をもとに大人のニーズにより施策を考えているが、通う子どもの学齢期に身体や精神的なサポートとして何が必要かを真ん中に取り組むことを求める。	学童クラブやひろば事業においては、日々運営の中で児童の声を聴き、要望をつかみ、子どもたちが「毎日通いたい居場所」と感じられるよう、事業運営をしています。	□
40	戦略3	3-1	「ねりっこクラブの全区立小学校での実施」について　最近自治体から委託を受けた民間業者が指導員の人数を偽っていたことが報道された。こういうことが起こるのも、保育園や学童保育について、あまりにも民間委託に走り過ぎていることに原因があると思う。保育園も学童保育も本来なら公的に運営されるべきだと考える。民間委託する場合も、少なくとも業者の運営状況や職員・指導員が子供を育て、指導するうえで充分条件を満たしているか、よくよく確認したうえで委託されるよう強く要請する。また、学童保育園の数と定員を増やしてほしい。	区は、区が直接担うべき業務は直営とする一方、民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本と考えています。 保育園、学童クラブについては、委託化を進めることで、保育時間の延長などの保育サービスの充実や定員拡大による待機児童解消を図っています。 委託化に際しては、選定時に各事業者の運営状況等を確認し、委託後は区職員による定期巡回や立入検査等を実施することで、適切な保育水準の維持向上に努めています。 なお、練馬区においては、こうした取組もあり、指導員数を偽った事象はありませんでした。 今後も、保育園については待機児童数ゼロの継続、学童クラブについては待機児童解消に取り組みながら、保育サービスを充実していきます。	○
41	戦略3	3-4	[学齢期のこどもたちの居場所]について。国は児童館についても、「新ガイドライン」を定めて、そこで過ごす子どもたちの成長を援助する必要性を説いている。「新児童館ガイドライン」や「こども基本法」など、最新の国の到達にたって、子どもたちの居場所を支援すると記すべきだ。	これまで、平成30年に改正された国の「児童館ガイドライン」に沿って機能の充実を図ってきました。第3次ビジョンでは、改正児童福祉法等、国が新たに示した方針を踏まえ、子どもの居場所である児童館の機能を強化していくこととしています。	○

No.	戦略計画	年度別 事業No	意見の概要	区の考え方	対応 区分
42	戦略3	3-4	子ども達が自由にダンスが出来る場所（児童館、区民館、体育館、公園）。 アスレチック、木登り、ボール遊び、秘密基地づくり、ザリガニつりなどが出来て高学年が楽しめる公園（安全性重視の低年齢幼児向け遊具ばかりなので）。 平日のプレーパーク開催。	児童館・地区区民館には、子ども達がダンスの練習にも使える開放しているスペースがあります。いつでも職員にご相談ください。 公園について、常設の冒険遊び場としてこどもの森を設置しています。ボール遊びができる公園は、区ホームページの「ねりまキッズページ」に掲載していますのでご利用ください。 プレーパークについては、複数の民間団体が実施しており、平日に開催している日もありますので、お問い合せください。	□
43	戦略3	3-4	施策の柱1の「子どもたちの笑顔輝くまち」について 中村橋区民センター内の貫井地区区民館が大規模改修後には地域集会所に替わることにより、乳幼児から児童・生徒の居場所が奪われる。居場所の多様性を確保し、環境を整えてほしい。特に中学生の居場所がない。貫井地区がすっぽりとぬけてしまっている。 美術館・図書館の陰に子ども達の居場所が埋もれてしまうので、笑顔輝くまちではありえない場所ということにならないか。	貫井地区区民館を利用している子どもたちの改修後の居場所として、子育てのひろば「貫井ぴよぴよ」や富士見台地区区民館、中村児童館などの近隣施設をご案内しています。児童館では、週に2回程度の中高生タイムを設定しており、通常18時閉館のところ、19時まで利用することができます。 区として、子どもたちが安全安心に過ごすことができる居場所の充実に努めていきます。	□
44	戦略3	3-5	若者自立支援事業について、ゴールを就労に設定することが若者をより苦しめることが多くある。 まずは「自立」の定義を就労に限定せず、社会の中で助け合える関係を複数築いていくこととし、有給の労働ではないとしても、若者たちによって既に行われている「社会とつながる」営みを社会的活動として積極的に評価していくと良いと思う。 こども家庭部の枠組みに押しとどめず、地域文化部などと連携してみるのもいいと思う。	区ではひきこもりや自立に不安を抱える若者に居場所を提供するとともに、相談、支援を行っています。就労だけをゴールとはせず、各種セミナーや町会等のボランティア体験を通して、社会とつながる機会をつくっています。就労への意欲が芽生えた方には、就労支援を行う等個々の利用者に応じた支援を行っていきます。	○
45	戦略4	－	練馬区として、農地が他の区より多かったのが、近年宅地化が進み、幼稚園、小学校での芋ほりや練馬大根を育てる体験学習などの機会が減っている。	令和4年度から、全区立小学校の教育課程に「農業者と連携した教育活動の実施」を位置付け、体験学習の機会を設けています。引き続き、農業者と連携した教育活動の充実に努めていきます。	□

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
46	戦略4	－	「児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細やかな指導や支援」と「教員の負担軽減」の両立には、現状の学校・教育の枠組み自体に手を入れ、基礎的環境整備を充実させることが有効。基礎的環境整備とは「個別の合理的配慮を検討する以前に、多様な子どもがいることを前提として学校を設計しておくこと」で、例えば人員配置や教室の空間設計、学習内容や時間割、評価のあり方から見直す等。基礎的環境整備によって結果的に個別支援が不要になる子どもも多い、と言われている。	区では、教員の長時間勤務の改善に早急に取り組み、学校教育の質の更なる向上を目指すため、教員の働き方改革を推進しています。また、今年度に改定した「練馬区教育委員会不登校対策方針」に基づき、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、不登校児童生徒への支援を行っています。 国では、社会の変化を見据え、10年に一度程度、小中学校での指導内容や授業時数、評価のあり方等の指針となる学習指導要領を改訂し、子供たちがこれから生きていくために必要な資質や能力について見直しを行っています。 引き続き、学習指導要領の内容に即した指導を全ての区立小中学校で進め、一人ひとりに応じた指導や支援を進めていきます。 また、人員配置や教室の空間設計等についても、国や都の基準に沿いながら進めていきます。	○
47	戦略4	－	学校教育について、教員が疲弊し成り手もなく、不足が生まれている事態と不登校時の増加は、そもそも旧態然とした教育の見直しが不可欠である。区においても刷新したモデル校を実施し、国に対しても教育改革に着手するよう働きかけることを求める。		△
48	戦略4	－	教員の疲弊、不登校の増加などにみられる登校意欲の低下を改革するためにも、抜本的な学校のあり方を模索していく必要がある。国にも本来の学ぶ意義を見失いがちな受験制度への意義を申し立て、通知表や内申書等の作成、出席日数のカウントをやめるよう求める。		※
49	戦略4	－	学校の給食を地場野菜の利用の更なる促進のための協議会の開催や栄養士への啓発、地域の農家とのマッチング顔合わせなどの実施を求める。	令和5年1月に、食農教育連絡会議を立上げました。JA東京あおばも参加し、学校給食における練馬産農産物利用促進の検討や、関係者間の情報共有および連携強化を図っています。引き続き、更なる利用促進、学校栄養士への啓発や区内農業者との調整について、方法等を検討します。	□
50	戦略4	－	23区のうち22区までが、学校給食の完全無償化に進んでいる。 子どもを生もうと思ってもらう為には大切な支援であると思うので進めてほしい。	都は、国に先行して公立小中学校の学校給食費の無償化に取り組む方針を示しました。区は、都の補助制度を活用し、学校給食費の全面無償化を実施します。また、私立幼稚園副食費補助事業の対象者も、第1子以降の園児に拡大します。	□
51	戦略4	－	23区で学校給食の無償化を実施していないのは練馬区だけ。 少子化対策、子育て支援、収入に関わらずどの子も健康で安心して暮らせる練馬区にするためにも是非実施してください。		□
52	戦略4	－	夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちを「育成する」という姿勢でつくる計画は大人目線であり、子どもにとっては押し付けでしかない。大人が子どもの権利を理解し、子どもの視点で子ども参加で計画をつくることが夢や希望につながるのではないかと考える。	子どもの主体性を尊重することを前提に素案を作成しています。 また、令和4年6月に成立した「こども基本法」においては、子どもの意見表明機会の確保・子どもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、子ども施策の策定等に当たって子どもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務付ける規定が設けられています。 本計画においても、子どもに向けて素案の公表を周知するとともに、子どもの多様な意見を聴取し、意見の趣旨を踏まえて計画に反映します。	□

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
53	戦略4	－	校則などは生徒主体で見直し・作成し、その過程をも学びとし、子ども自身が学校をつくる一員であることを実感できる場になるよう求める。	校則については、児童会・生徒会といった場において、児童生徒や保護者と共に確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行うことが求められています。引き続き、児童生徒の主体性が各学校で尊重されるよう、取り組んでいきます。	□
54	戦略4	－	子ども達が校則を決められる。 楽しい授業内容（人気塾のやり方を真似するのも良いのでは）。 子ども達が自発的に行動出来るよう、指示・命令・脅し・説得はしない学校。	校則については、児童会・生徒会といった場において、児童生徒や保護者と共に確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行うことが求められています。授業については、児童生徒が主体的・対話的で深い学びを行うことが重要とされており、教育委員会では、教員研修などを通じて、児童生徒の興味関心が高められるよう、教員のスキルアップを図っています。 引き続き、児童生徒の主体性が各学校で尊重されるよう、取り組んでいきます。	□
55	戦略4	－	和光小学校のような自由な学校が欲しい。	保護者や地域、児童・生徒の声を取り入れながら、引き続き、よりよい学校づくりに努めていきます。	※
56	戦略4	4-1	全児童生徒へのタブレットパソコンの配備が完了したとのことだが定期的なメンテナンスや入れ替えも必要でありその予算は確実に確保しておくべきである	児童生徒に配備しているタブレットパソコンは、令和7年度に機器を更新予定であり、年度別取組計画に計画化しています。	○
57	戦略4	4-1	一部の教員はプリントをPDFに出来ないなど、タブレットを使ったICT教育は定着していない。	ICT支援員による研修や授業支援、「教育ICT実践事例集」の活用により、教員のICT活用能力を高めます。	○
58	戦略4	4-1	ICTを活用した教育内容の充実・校務のデジタル化では、多様な学びの場を増やすためにも公立中学のオンライン授業の実施を求める。	学校教育は、教師と児童・生徒、児童・生徒同士の直接的な関わり合いや多様な経験を通して学ぶ場であり、登校して対面授業を行うことが基本と考えています。オンライン授業は、やむを得ず登校できない児童・生徒が、学校とのつながりや学びの機会を得るために有効な方法の1つです。 対面授業を原則としながら、個々の状況に応じた配慮が必要な児童・生徒に対しては、オンライン授業を効果的に活用していく考えです。	△

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
59	戦略4	4-2	派遣労働者を受け入れる場合は、長期的に継続して派遣を続けることはできず、学校司書としての継続的で安定した貢献が期待できないのではないか。	「派遣職員」は労働者派遣法に基づく派遣労働者を想定しています。学校が直接指示することができ、学校司書として問題ないと考えます。 なお、勤務形態に関わらず、異動等による担当の入れ替わりは、どの職場でも生じます。丁寧に引継ぎを行い、安定的に業務を継続していきます。	※
60	戦略4	4-2	「派遣職員」が労働者派遣法に基づく派遣労働者という意味であるとすれば、「派遣職員」は直接雇用の学校の職員ではなく、学校図書館法に定める学校司書とみなすことはできないのではないか。		※
61	戦略4	4-2	学校司書の全校配置について、派遣職員では5年の雇い止めなどがあり、蔵書構築や授業支援、子どもや教員との信頼関係の構築などの学校司書としての仕事を安定的、継続的に行うことができない。 「練馬区立小中学校の学校図書館活用の充実を求める陳情書」で求めているのは、直雇用、一校専任、年200日以上の勤務ができる、法に則った「学校司書」で、長期的な視点で、子どもたちの成長を支える人材を育成、雇用していただきたいと思う。		※
62	戦略4	4-2	練馬区では、これまで年度を超えて派遣労働者を受け入れてはこなかったと思われるが、この運用を変えるのか。また、派遣で埋め合わせる必要がある業務については、原則として、正規職員もしくは会計年度職員を配置すべきではないか。	年度ごとの派遣契約を想定しているため、運用は変わりません。契約については、プロポーザルを予定しており、決定した業者は各年度の事業評価により、最長3年間は派遣契約を継続できます。なお、勤務形態に関わらず、異動等による担当の入れ替わりは、どの職場でも生じます。丁寧に引継ぎを行い、安定的に業務を継続していきます。	※
63	戦略4	4-2	練馬小中学校図書館に正規採用職員の配置を求めます。	現時点で、学校図書館に正規採用職員を配置する考えはありません。	※
64	戦略4	4-3	「小中学校も改築」について。改修計画のなかで、プールの複数校利用が描かれている。[学校施設管理実施計画（中間見直し）]も関わる事でもある。練馬区内であれば、どの地域でも等しく教育条件を整備するのは行政の責任だ。臨海学校の取りやめとあわせて生徒たちは水泳を学べる機会は減る。プールの共同利用や外部のプール利用という安易な計画はやめて、区内のどの地域でも等しく学べる環境を誰持すると明記する。	多くの学校プールが老朽化し、更新時期を迎えており、プールの改修・改築費用の高騰や学校改築時の運動場面積の縮小などの課題があることから、1校1プールの設置を見直すことにしました。 近隣校同士での共同利用を行うほか、区立・民間プールの活用に向けたモデル事業により、実現に向けた検証を進め、どの学校でも同等の水泳授業の機会を確保していきます。	△
65	戦略4	4-3	練馬区全小中学校のいちはやいBF化が重要。それにより、障害のある子どもの受け入れについても加速できるのではないか。インクルーシブにソフト面も重要になることから、体制構築に向けて検討を行っていただきたい。	小中学校のバリアフリー化は、長寿命化改修や改築の際に、順次進めていきます。 引き続き、子どもたちが安全に安心して学校生活が送れるよう取り組んでいきます。	□
66	戦略4	4-6	区の財政のために学校を統廃合することは、教育環境の悪化に繋がり、災害時の避難場所が少なくなる。 限られた財源で、区民のためには何に費用をかけるべきなのか、優先順位を考えて計画を立て、実行していただきたい。	学校の適正配置は、児童生徒数の減少が進行している実態を踏まえ、児童生徒の教育環境の充実を第一に考え、実施するものです。適正配置を実施する際は、地域の皆さまの理解と協力を得られるよう努めていきます。	○

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
67	戦略4	4-6	学校の適正配置については、「生徒数の減少」をそのまま「廃止・統合」につなげないことを期待する。 生徒数の減少は、「児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細やかな指導や支援」と「教員の負担軽減」を両立できるように現状の学校・教育の枠組み自体に手を入れる好機だとも捉えられるため、そうした取組とセットで検討されるべきである。 また、学校の廃止・統合によって通学時間が伸びることは、児童の負担に直結すると考える。校舎を他施設と複合化する等フレキシブルに使えるようにしてでも、通学距離の伸びない配置を模索すべき。	すべての過小規模校を統合・再編する考えはありません。将来の過小規模校・過大規模校・改築に課題のある学校を適正配置候補校とし、さらに複数の観点で検討のうえ対象校を選定していきます。 また、適切に教員を配置し、児童生徒が良好な教育環境の中で学ぶことができるよう、区立小・中学校では適正規模の基準を設けています。今後の児童生徒数の動向を注視しながら適正規模の確保を目指します。 通学距離については、児童生徒の過大な負担にならないようにするとともに、踏切や危険個所の横断等について配慮し、通学路の安全確保も含め検討していきます。	△
68	戦略4	4-6	全ての子どもが主役になれ、個性が埋もれないようにクラス人数は多くても20人程度を求める。一斉授業が合う生徒にも、個別学習が合う生徒にも、学びの場を求める。	少人数学級の実現には、教員の大幅な増員だけでなく、限られた校舎スペースに普通教室を増設する必要があるなど、多くの課題があります。法の規定に則り、小学校への35人学級の導入を着実に進めていきます。	※
69	戦略4	4-6	学校統廃合は1クラスの人数が増える可能性があり、少人数学級実現には反します。きめ細かい子供の発達を見守れる学校にして欲しい。	小学校は段階的に35人学級、中学校は40人学級で編制しています。1学級あたりの人数と統廃合は、直接の関係はありません。	※
70	戦略4	4-8	教員の働き方改革としては、副担任制度の導入を検討してほしい。教員の負担軽減だけでなく、生徒側の相談先を増やせるというメリットもある。	中学校においては、すでに副担任制度を実施していますが、小学校では、教員定数の関係から副担任を置くことは難しい現状です。区は、学校生活支援員などのサポート人材を各学校に配置することで、教員の負担軽減に努めていきます。児童・生徒の相談については、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員など、教員以外の人材を引き続き各学校に配置していきます。	○
71	戦略4	4-8	[教員の働き方改革]の項目。いまの教育現場の大変さを目にする児童・生徒は、将来、教員をめざすことがかいかに大変だという現実を突きつけられている。これは日本の未来にかかわる問題だ。子どもたちが教師をめざすこともできるような「教員の園き方改革」を練馬区としてすすめると明記すべき。とりわけ、賃金と休息が保障できるような労働環境を練馬区として、ほかの自治体にさきがけて推進すると明記すべき。	区では、教員一人ひとりが心身の健康を保持し、誇りとやりがいをもって職務に専念できる環境を整えることで、学校教育の質の向上を図ることをねらいとして、平成31年3月に「練馬区立学校(園)における教員の働き方改革推進プラン」を策定しています。教員が子供たちと向き合う時間を確保するため、引き続き取組を進めていきます。教員の給与等、処遇改善については、現在、国が検討を進めています。	○
72	戦略4	4-8	働き方改革にはサポート人材も必要だが、人材がなかなか集まらず行事を縮小するなど業務を減らす必要がある。教員の負担は子供に直結している。	各学校では、教員の働き方改革の観点から、従前の教育活動を見直し、行事等の精選を進めています。	□
73	戦略4	4-8	教員の働き方改革は、教員の負担軽減のためにも、担任と教科を分担し、教科の準備に時間をあて、子どもが興味を持って受けられるよう、工夫した授業を一日、1時間とか2時間とかでも入れてほしい。	区では、教員が子供と向き合う時間や授業の質を高める授業準備の時間を確保できるよう、働き方改革を推進しています。すでに一部の学校においては同じ学年の教員同士で担当する教科を分担する取組を行っています。引き続き、サポート人材の配置拡充など、教員の負担が軽減される取組を進めていきます。	□

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
74	戦略4	4-9	現在衰退して来ている中学の部活動を活発化させるため、外部委託の計画を早急に進めてほしい。平日（放課後）も土日も、子供たちが充実した時間を過ごせるようにしてほしい。	国は令和7年度末までを、休日部活動の地域移行の改革推進期間としています。区では、検討委員会を立ち上げ、部活動の地域移行について、検討していきます。	○
75	戦略4	4-9	部活動の地域移行の動きは、希望のスポーツを頑張りたい生徒にはとても良い環境になるのではないかと思う。今、先生方と生徒たちの様々な事情をお互いに配慮しすぎてやりづらい一面があったり、部活動が思い切り出来ない事がある。 早くこの移行が進み、子どもが思い切り活動(スポーツ)ができる場所に送り出してあげたいと思う。一番大事なのは、生徒の可能性を最大限に伸ばせる環境があり、それを本人が選択できる仕組みづくりだと思う。		○
76	戦略4	4-9	練馬中学校では来年部活がなくなるかもと聞いた。先生たちの働き方を変えてもらうのは大切だと思うが、子ども達の体験の機会は減らさないでもらいたい。 部活動を外部委託にしても構わないので、存続できる方向で考えていただきたい。	当該校に確認したところ現時点において廃部となる部活動はないと聞いています。 外部指導員や部活動指導員の配置を拡充するなど、各学校での部活動の支援に努めていきます。	―
77	戦略4	4-9	部活動が学校から切り離されると、放課後の居場所が少なくなる。中高生の居場所づくり・地域のスポーツ・趣味・文化活動などに中高生も気軽に参加できるように受け入れ環境を整えることを求める。	部活動の地域移行については、関係部署や、地域スポーツ文化団体と検討し、子供たちの体験機会を得られるように努めていきます。また、外部指導員や部活動指導員の配置を拡充するなど、各学校での部活動の支援に努めていきます。	○
78	戦略4	4-9	中学校の部活動を継続して欲しい。		○
79	戦略4	4-12	「障害」があっても、普通学級で受け入れる体制の拡充を求める。	特別な支援を必要とする児童生徒が増加していることや必要な支援が複雑化・多様化しているため、令和6年度に特別支援教育に係る新たな方針を策定し、特別支援教育の充実に必要な具体的な取組を検討します。	△
80	戦略4	4-12	国際的に日本がインクルーシブ教育から遅れていることが指摘されている。国と足並みをそろえる必要があるが、練馬区として子育てがしやすいまちと合わせて、障害のある子もない子も一緒の学び育つまちというコンセプトを打ち出してもよいのではないか。	障害の程度に応じた学習環境を整え、個々の児童生徒の状況に合わせた教育を行っています。また、共同学習や副籍交流など障害の有無にかかわらず共に学べる教育活動を実践しており、こうした取組を更に充実していきます。	□

No.	戦略計画	年度別 事業No	意見の概要	区の考え方	対応 区分
81	戦略4	4-12 4-13	2次ビジョン策定時、医ケア児の支援、特別支援教育に関して意見をした。3次ビジョンでは、前ビジョンの検証が反映されているのか。	令和5年10月こども発達支援センターに、医療的ケア児等相談窓口を開設し、医療的ケア児に対する相談支援体制を充実しました。令和5年度に策定した「練馬区　保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア児支援方針」に基づき、第3次ビジョンでは更なる支援の充実に取り組みます。 特別支援教育については、支援を必要とする児童生徒が増加していることや必要な支援が複雑化・多様化しているため、令和6年度に特別支援教育に係る新たな方針を策定し、特別支援教育の充実に必要な具体的な取組を検討します。	○
82	戦略4	4-13	医療的ケア児の幼保育園の受け入れ強化をするのであれば、引き続き地域の学校で共に育つための環境整備の強化に努めてもらいたい。	小中学校等においては、医療的ケア児を受け入れ、看護師による支援を行っています。令和5年度に策定した医療的ケア児の新たな支援方針に基づき、支援の充実に取り組みます。	○
83	戦略4	4-14	「支援が必要な子どもたちへの取組」の中に「不登校対策」が入っているが、不登校児童の中には学校の体制や環境自体に違和感をおぼえ行けなくなった子が多く含まれる。それゆえ、学校の体制や環境の問題を差し置いて、児童個人の問題として捉える発想から抜け出すことが重要である。	不登校対策については、区独自の実態調査を踏まえて、今年度改定した「練馬区教育委員会不登校対策方針」に基づき、取り組んでいきます。	□
84	戦略4	4-14	［不登校対策の充実］の記述について。どうしても学校にいけない児童・生徒はいる。フリースクールの存在を認め、そうした施設との連携をすすめることを明記すべきだ。	学校教育支援センターでは、フリースクールやNPO等の民間団体と、事業の取組内容や相互の連携について情報交換をすることを目的とした連携会議を実施しています。 学校では、国の通知に基づき、一定の要件を満たす場合、校長の判断の下、フリースクールやNPO等学校外の施設で相談・指導を受けた日数を指導要録上の出席扱いにする対応を実施しています。 また、今年度に改定した「練馬区教育委員会不登校対策方針」に基づき、民間団体ならではのノウハウを生かした不登校支援を実施しているフリースクールやNPO等との更なる連携について検討しています。	□
85	戦略4	4-14	不登校の原因は子供の無気力ではなく学校の仕組みにある。遅刻など生徒間の監視、違う意見がある子供の監視排除など、子供にとって苦しいものになっている。お互いに尊重できるような指導が大事だと思う。	今年度に改定した「練馬区教育委員会不登校対策方針」に基づき、児童生徒同士の関わりや互いの良さを認め合う活動を通じて、信頼関係を築き、学級に愛着を持ち、安心して学校生活を送れる環境の構築に取り組んでいきます。	□
86	戦略4	4-14	不登校対策として、色々な個性をお互いが受け止められるよう、「対話の仕方、あり方」の学びの場を求める。		□

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
87	戦略4	4-14	学校に行かない子を持つ親の保護者会を学校に作ることを求める。	学校教育支援センターでは、不登校児童生徒の保護者を対象とした講演会を通じて、保護者同士の交流を図る機会を提供しています。 また、今年度に改定した「練馬区教育委員会不登校対策方針」に基づき、児童生徒を支える保護者の不安に寄り添った相談・支援体制の充実について検討しています。	□
88	戦略4	4-14	子どもの居場所としては、不登校の子どもが増えている現状について、不安や悩みの早期発見的な相談場所だけでなく、その先に向けた居場所や学びの場所について、官民連携し、教育委員会とともに推し進めていただきたい。	不登校児童・生徒が安心して過ごし、学びに向かう土台づくりや様々な体験活動ができる居場所として、校内居場所づくりや適応指導教室事業、居場所支援事業等を実施しています。その他、児童館は、子どもたちが自由に来館することができる施設です。不登校児童・生徒の居場所として学校と連携している例もあります。 また、平成28年度から居場所支援事業の運営などをフリースクール等の法人に委託するとともに、日頃から意見交換を重ねています。今後も経験豊富な民間事業者との連携を強化していきます。	□
89	戦略4	4-15	［ヤングケアラー］の項。子どもの貧困の一つとして「ヤングケアラー」問題がいわれているが、いまや7人に1人が子どもの貧困状態にある。ヤングケアラー問題は「子どもの貧困」問題に接近する角度からの分析と対策が必要で、いまは国の視点もそうなっている。子どもの貧困問題の角度から子どもの成長をとらえる必要がある。	ヤングケアラーが抱える課題は多様であり、子どもや家庭の状況に即した支援を行う必要があります。子ども家庭支援センターにヤングケアラーコーディネーターを4地域ごとに1名配置し、福祉・教育・子育て等の関係者との調整を行い、個々の状況に応じた支援につなげます。 また、戦略計画8において、相対的貧困率が高いひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立に向けた支援を更に充実する方向をお示ししています。また、こどもへのサポートとして、ひとり親家庭への訪問による子どもの学習支援や、生活保護受給世帯を対象に子どもの居場所づくり支援事業を実施しています。	○
90	戦略4	4-15	ヤングケアラーについて、実態を把握したうえで、支援につなげて欲しい。	令和4年度にヤングケアラー実態調査を実施しました。また、区立小中学校の児童生徒に対し、年3回実施している「ふれあい調査アンケート」の際にヤングケアラーに関する設問を用意し、実態の把握に努めています。 ヤングケアラーが抱える課題は多様であり、子どもや家庭の状況に応じた支援を行う必要があります。子ども家庭支援センターにヤングケアラーコーディネーターを4地域ごとに1名配置し、福祉・教育・子育て等の関係者との調整を行い、個々の状況に応じた支援につなげます。	○

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
91	－	－	施策の柱1に、以下の少子化対策を盛り込むこと。 1．結婚対策として、結婚したら毎月一定額を給付。 2．出産したら、毎月一定額を給付。中学校卒業まで多子はさらに増額して毎月給付。 3．離婚したら、1．の給付を取りやめる。そうしたら、結婚、出産が増え、子どもたちが増えることで、子どもたちの笑顔が輝くまちになっていくと考える。題名は「子どもたちがあふれる街」とすること。	少子化対策は、安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境が整備され、それぞれの家庭が子育てのかたちを選択できる社会を目指すものでなければなりません。 このため、出産、育児、教育、労働政策などを含めた総合的な政策として、国が取り組むべきものと考えています。 住民に最も身近な自治体である区として担うべき子育て支援の充実に取り組んでいきます。なお、区では子育て家庭を応援し、児童の健全な育成および福祉の増進を図ることを目的に第3子誕生祝金を支給しています。	□
92	－	－	区として目指す方向は、費用が増え続けるしかない高齢者のサポートよりも生産人口を増やすことを明確にした施策であるべきである。これから結婚、出産、子育てをしたい層を取り込むことにより高齢化率の伸びを抑えることが可能となるはずである。	区はこれまで子ども・子育て支援施策を重要施策のトップに掲げ、保育所待機児童の解消や区独自の幼保一元化施設である練馬こども園の創設などに取り組んできました。 安心して出産・子育てが出来るよう、子育てに関する相談体制を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートを充実していきます。 引き続き、住民に最も身近な自治体である区として担うべき子育て支援の充実に取り組んでいきます。	□
施策の柱2　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち					
93	戦略5	－	特養入所待ちの順番について、「9割以上の人が1年以内に特養入所」と書いてあっても、本当に少数のいくら待っても入れない方への取り組みが書いてないし、その対策が考えられていないのはおかしい。医療的ケアの必要な人の居場所を整備してほしい。	区内特別養護老人ホームに調査した結果、待機者のうち医療ニーズが高く受け入れ困難な方が約5パーセントいることが分かりました。練馬光が丘病院跡施設において、令和7度の開設を目指し、介護医療院を整備します。必要としている方が円滑に入所できるよう取り組みます。	○
94	戦略5	－	第八地区（練馬区北町2―26―1　北町地区区民館内）は練馬区の東端に位置し、川越街道で南北が分断されているため、高齢者向けの施策の実施が多数あるものの、参加が困難である。第八地区の区民館等で、出張開催できるものを増やしてほしい。	介護予防・日常生活支援総合事業などの高齢者向けの事業について、今後も開催地域に偏りのないよう、計画的に実施していきます。 なお、北町地区区民館には、北町地域包括支援センターが併設されており、出張型街かどケアカフェを実施しています。北町地区区民館をはじめ、平和台図書館やコンビニなど、川越街道の南北さまざまな場所で実施しています。	○
95	戦略5	－	施設数の増加とともに、医療、介護に従事する人材が不足している。介護人材の処遇改善などについて国や都とともに取り組んでほしい。	区は、国および都に対し、必要な人材の確保に向けた取組を拡充するとともに、実態に即した評価やキャリア形成に応じた報酬を担保するなど、人材の確保・定着及び育成のための継続的な施策を実施することを要望しています。引き続き、介護人材の確保に努めていきます。	□

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
96	戦略5	－	働く場としての介護事業を考え、適正な対価になるように区として報酬引き上げを求める。認知症の方へのケアする独自のしくみを求める。	介護報酬改定は、制度設計した国の責任において実施すべきものと考えます。区は、国に対して介護職員全体の賃金水準を底上げするよう全国市長会等を通じ、毎年要望しています。なお、令和6年度介護報酬改定では、令和3年度改定に続いてのプラス改定となりました。 区では、チームオレンジ活動などにより、地域で認知症の方を支える取組を実施しています。また、令和6年度より、介護サービス事業所と連携するモデル事業「認知症の相談窓口」を設置します。	―
97	戦略5	－	要介護認定の認定調査についても、委託せず、全て区の職員が行うべきである。委託の調査員の調査は不十分であると聞いている。	高齢者人口の増加に伴い、認定調査件数の増加に対応していく必要があります。区は、専任の区職員による調査や居宅介護支援事業所の介護支援専門員等への委託による調査を実施しつつ、認定調査を実施する指定市町村事務受託法人を新たに誘致するなど、調査件数の増加に対応しています。 区は、居宅介護支援事業所等の調査員を対象とした研修を行い、調査員の育成・スキルの向上に努めています。引き続き、認定調査には委託を活用し、迅速な要介護認定を行っていきます。	※
98	戦略5	－	区内に、介護医療院の整備が進められていることを知り、安心した。医療行為を必要としながら介護を受け生活できる場から介護医療院の更なる整備・充実を望む。	練馬光が丘病院跡施設において、令和7年度の開設を目指し、介護医療院を整備します。急性期を脱した方や日常的な医療ケアが必要なため特別養護老人ホームの利用が困難な方が円滑に入所できるよう取り組みます。	○
99	戦略5	5-1	デイサービス等を利用していない在宅の高齢者への援助はどのようにするのか。デイサービスにいったけれど、合わないから行きたくないという方は結構いらっしゃる。定期的に訪問して必要な援助ができるような手だてをとってほしい。	ひとり暮らし高齢者および高齢者のみ世帯の高齢者が地域で孤立することのないよう、地域包括支援センターの訪問支援員が、ひとり暮らし高齢者等の自宅を訪問し、介護予防や相談等必要な支援につなげています。 更に、令和6年度から、支援が必要な高齢者を地域で活動している団体等へつなぐ生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに1名ずつ配置し、相談支援体制を大幅に強化します。	□
100	戦略5	5-1	デイサービス等を利用していない在宅の高齢者への援助はどのようにするのか。たった27人の生活支援コーディネーター だけでは到底無理だと思うが具体的にどのようにするのかわかるように書いてほしい。	生活支援コーディネーターは、支援が必要な高齢者を地域で活動している団体等へつなぐなどの役割があります。そのために地域住民や関係団体とのネットワークづくりを行い、訪問支援員など他の地域包括支援センターの職員とも連携しながら、相談や支援を細やかに行います。 また、生活支援コーディネーターが中心となり地域で活動している団体同士のネットワークづくりなどを行う「協議体」を開催していきます。地域包括支援センターだけでなく、NPOなどの地域活動団体と連携して支援に取り組んでいきます。	○

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
101	戦略5	5-2	地域包括支援センターの人員の増員と活動予算の増額を求める。	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員など、地域包括支援センターの人員については、国の基準に基づき適切に配置しています。 また、区では独自に、地域包括支援センターに訪問支援員を2名ずつ配置しており、すでに手厚い体制となっています。 更に、令和6年度から、支援が必要な高齢者を地域で活動している団体等へつなぐ生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに1名ずつ配置し、相談支援体制を大幅に強化します。これにあわせて、地域包括支援センターへの委託料についても、令和6年度予算において増額を予定しています。	○
102	戦略5	5-2	地域包括支援センターについて。高齢者や介護対象者を区が援助する観点から、区が地域包括センターを担うことを明記するべき。	戦略計画において、区が事業主体として27か所体制を整備してきたことを記載しています。また、地域包括支援センターのチラシ、パンフレット、区ホームページ等においても、地域包括支援センターが、区の事業であることが分かるようにしています。 今後も様々な年齢の区民に対する地域包括支援センターの認知度の更なる向上に向けて、SNSなどを活用し周知を図ります。	□
103	戦略5	5-2	地域包括支援センターは、委託でなく直営で運営すべきである。民間事業者はすぐ撤退してしまうから。	地域包括支援センターは、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員の配置が国の基準で求められています。 区では、専門職を安定的に確保して、地域の相談に応じるため、社会福祉法人や医療法人社団へ委託をし地域包括支援センターを運営しています。	□
104	戦略5	5-3	P75に熱中症対策を進めるため通報システムを導入すると書いてあるが、お金が心配でエアコンを使えずにいるのに、通報だけでは使うようにならない。電気料の助成を是非してほしい。	【本件については、「第3次みどりの風吹くまちビジョン」の下位計画である「第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）」に該当の記載がありますが、本計画にお寄せいただいたご意見として、ここで区の考え方をお示しいたします。】 令和5年度は物価上昇による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰支給金10万円を支給しています。	○
105	戦略5	5-4	70才、75才＋αのみならず、80才を越えたら毎年の健診の際にかかりつけ医や医療機関がチェックし、早期発見で地域包括支援センターにつなげるようにしてほしい 私の身近にも、高齢にも関わらず、健診も受けず、かかりつけ医もいないという方が少なからず存在している。受診しない高齢者の把握が必要ではないか。	認知症の早期発見、早期対応へつなげるため、もの忘れ検診の対象者を70才以上の全ての希望者に拡充します。引き続き、地域包括支援センターによる支援にもつなげていきます。 医療や健診等が未利用の高齢者に対しては、「高齢者みんな健康プロジェクト」において、国保データベース（KDB）システムを活用し、孤立しがちなひとり暮らし高齢者等を抽出し、保健師等による個別訪問や地域包括支援センターとの同行訪問を行っています。健康状態を把握するとともに、必要に応じて、医療や介護サービスにつないでいます。	○

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
106	戦略5	5-5	「特別義護老人ホーム」について。民間にゆだねてきた施策をあらためて総括し、区が直接区民の生活と安全を維持できるか、その体制を総点検することを明記して、区立の「特養」の復活も検討すると記すべきだ。	民間でできることは民間に委ねることを基本とする「委託化・民営化方針」に基づき、「区立特別養護老人ホーム等民営化実施計画」を策定し、4か所あった区立特別養護老人ホームを平成23年4月、民営化しました。民営化にあたり締結した基本協定に基づき、運営法人は、区立施設の安心の継承、区内特別養護老人ホームの先駆的役割、積極的な地域貢献に努めています。現在、区内には37か所の特別養護老人ホームがあり、全て民間の社会福祉法人が安定的に運営しています。旧区立特別養護老人ホームを区立に戻す考えはありません。	※
107	戦略5	5-5	介護を希望する方が減っていると言うが、実態は入りたくてもお金がかかり、希望しない例が沢山あると思う。実態を把握して、必要な措置を取るべき。 特養でさえ、今まで掛からなかった大部屋の部屋料を取る、ケアマネジャーの有料化は利用者の負担を増すもの。 老後のケアを安心して利用できる為には区や国の補助が必要。介護保険料に上乗せするのは間違っている。年金受給者にとって年に何回も少しづつ値上げされるのは更に貧しい者を貧しくする。	区民税非課税世帯の方には特別養護老人ホームに入所した際の部屋代および食費を軽減する制度（補足給付）があります。引き続き、軽減制度の周知に努めていきます。 ケアマネジメントへの自己負担の導入については、国の社会保障審議会で検討しているところです。 介護保険は、高齢者人口が増加し、要介護認定者が増えると、介護保険料も上昇する仕組みです。区は、負担能力に応じた保険料額を設定し、介護保険給付準備基金を活用するなど、低所得者の保険料を抑制しています。 なお、区は、国に対して、ケアマネジメントへの自己負担の導入については課題や影響等を十分に調査・分析したうえで検討すること、介護保険料の負担が過重とならないように国の負担割合を引き上げることを要望しています。	□
108	戦略5	5-5	練馬区は人口増によって今後も高齢障害者が増えていくと思う。視覚障害のある高齢者が老人ホームの入居を断られることはないか。	特別養護老人ホームにおいては、練馬区指定介護老人福祉施設入所指針により、練馬区の定める入所基準に基づき、入所の必要性の高い方から優先的に利用できるよう選考しています。 それぞれの施設において、障害の種別・有無にかかわらず、利用者一人ひとりの特性に応じた配慮がなされるよう努めています。	□
109	戦略5	5-5	聴覚障害者用の老人施設は全国に13か所のみで練馬区の聴覚障害者は、埼玉県の施設の入居待ちをしている。 特別養護老人ホームの空床を障害者枠に出来ないか。	ベッドに空きが生じた場合も短期入所の利用者を受け入れているため、障害者枠を確保することは困難ですが、それぞれの施設において、障害の種別・有無にかかわらず、利用者一人ひとりの特性に応じた配慮がなされるよう努めています。	※

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
110	戦略5	5-7	単身高齢者の住まい確保に関して、住まい確保支援事業における家主や不動産事業者の理解促進に加えて、家主の代わりにリスクを負う制度や見守り支援の取組を期待する。	住まい確保支援事業にご協力いただいている不動産事業者には、高齢者等が入居可能な賃貸住宅の空き室の情報提供と併せて、住まいの確保が困難な方の入居を拒まない賃貸住宅を増やすことを依頼するなど、理解の促進に努めています。 また、ひとり暮らし高齢者等を対象に在宅における見守りと緊急時の自宅への駆けつけサービスを一体的に提供する高齢者在宅生活あんしん事業を実施しています。	○
111	戦略5	5-7	高齢者は部屋が借りられないだけではなく、持ち家でも修繕ができずやっと住んでいる状況である。高齢者の住宅問題への取り組みを書いてほしい。	区では住宅に困窮している高齢者に対し、公営住宅への入居が決まるまでの期間、民間の賃貸住宅を紹介し家賃等を補助する優良居室提供事業を実施しています。 また、高齢者などの住まいの確保が困難な方の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、住まい確保支援事業を実施しており、こうした取組を継続していくことを、年度別取組計画に記載しています。	○
112	戦略5	5-7	家賃が高い、年金が低いなど様々な理由で毎月生活費のお金が足りず困っている高齢者がかなりの人数いると思われるが、その方たちへどう対応するのか。	生活にお困りの方の相談支援窓口である生活サポートセンターでは、支援員が相談者の生活状況を丁寧に伺い、住居確保給付金や資金貸付、家計改善支援などの適切な支援につなげています。 また、区は、高齢者などの住まいの確保が困難な方が入居可能な専用住宅について、軽減された家賃で入居できる補助制度を設けています。	□
113	戦略5	5-7	高齢者は部屋が借りられないだけではなく、持ち家でも修繕ができずやっと住んでいる状況である。、家賃などが高くて毎月、生活費のお金が手元に残らない高齢者などへの対応が書いてない	生活にお困りの方の相談支援窓口である生活サポートセンターでは、支援員が相談者の生活状況を丁寧に伺い、住居確保給付金や資金貸付、家計改善支援などの適切な支援につなげています。 また、区は、高齢者などの住まいの確保が困難な方の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、住まい確保支援事業を実施しており、こうした取組を継続していくことを、年度別取組計画に記載しています。	□

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
114	戦略5	5-8	区立デイサービスの原則廃止に反対する。	区立デイサービスセンターは、平成元年から平成13年までに9か所が整備されました。平成12年に介護保険制度が発足した当時、区内のデイサービスセンターは21か所でした。増大する介護需要に対応するため、区としてデイサービスセンターを整備していく必要があり、重度の要介護者を受入れる役割も担っていました。 現在では、区内において民間のデイサービスセンターが200か所以上存在し、サービスも多様化しています。中重度ケア体制加算が創設されるなど、重度の要介護者の受入れも進んでおり、平均要介護度は、区立と民間とでほとんど差はありません。区全体の利用率は約7割と見込んでおり、デイサービスは質量ともに民間で充足していることから、区立デイサービスセンターは原則廃止します。 廃止にあたっては、生活相談員が利用者一人ひとりの意向を確認し、ケアマネジャーとも連携しながら、廃止後の移行先等を調整します。	※
115	戦略5	5-9	現在練馬区では介護支援専門員の更新研修に限り研修費用の一部を助成している。（研修費用は3～4万円弱） 所属している事業所、法人が研修費用を負担する場合や、条件が合えば教育給付金制度を利用している場合もあるようだが、中には研修を受けるケアマネジャー自身が全額負担をしているケースがある。研修を受けずに資格の更新をせず、退職につながる、または他の地域で就労することもある。一律ではなく、ケースによりプラスの助成が受けられると退職や流失してしまう人材の確保の一助になると考える。	区で実施している介護支援専門員の更新研修については、東京都が新たに実施する事業内容を踏まえて検討していきます。 なお、区では、令和6年度から介護支援専門員資格取得費用の助成事業を新たに実施します。	△
116	戦略5	5-9	近年、介護職の人材が不足しているがこれについてどのように取り組んでいるのか	区は、これまでに練馬福祉人材育成・研修センターにおいて、知識の習得や支援技術の向上を目的とした研修の実施やハローワーク等と連携した就職面接会の開催、介護職員の仕事の悩みの相談窓口の設置などを実施するとともに、介護職員初任者研修等の受講料助成など介護職員のキャリアアップ支援等、区独自の介護人材の確保・育成・職場への定着の支援に取り組んできました。 練馬光が丘病院跡施設において、令和7年度の開設を目指し、介護福祉士養成施設の整備を進めています。卒業後、区内の介護事業所への就職、定着を誘導するため、都の修学資金貸付制度の活用、学生と区内事業所の面接会を行い、マッチングを支援します。	○

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
117	戦略5	5-9	新しい施設を増やすことにより、人材確保が追い付かないことが予想される。区内在住者だけでなく、区外在住者に練馬区で働いてもらう仕組みが必要ではないか。	区では練馬福祉人材育成・研修センターを設置するなど、人材育成に積極的に取り組んでいます。区内の事業所は、障害福祉サービス事業者連絡協議会などを通して事業所間の連携も取れており、働きやすい環境であることを区外在住者にもアピールできるよう検討していきます。 また、東京都の令和6年度予算案の発表で、介護職員への住宅補助制度を新規に実施することが発表されました。今後示される詳細について、周知を図っていきます。 現在、練馬光が丘病院跡施設において、令和7年度の開設を目指し、介護福祉士養成施設の整備を進めています。卒業後、区内の介護事業所への就職、定着を誘導するため、都の修学資金貸付制度の活用、学生と区内事業所の面接会を行い、マッチングを支援します。	○
118	戦略6	-	行政が公金を使ってまでやるべきことの線引が曖昧に感じる。スマホへの移行など民間でやるべきことではないのか。	区では令和5年3月に策定した「DX推進方針」に基づき、デジタル区役所を実現するため、オンライン手続きやキャッシュレス決済の拡大などに取り組んでいます。デジタル化を進める上では、誰もがデジタルサービスを利用できるようにすることが重要だと考え、スマホ教室・相談会などデジタル利活用支援に取り組んでいます。	—
119	戦略6	-	高齢者の8割が要介護認定を受けていないだけで、元気高齢者ではない。私の親も要介護認定は受けていないが買い物、細かな書類など出来ないことばかり。必死に介護してるのに8割が元気高齢者などと言われたくない。働きたい活動したい人ばかりではなく、働かなくても安心して暮らせる生活が必要。	要介護認定を受けていないものの、日常生活上不安のある方について、買い物等家事援助を行うシルバーサポート事業などがあります。介護、福祉、医療に関する悩みや心配ごとについては地域包括支援センターへご相談ください。	—
120	戦略6	-	いきいき健康券を有意義に使っているが、75歳以上に引き上げられ、がっかりしている友人が多い。また、利用できる範囲も狭まり、残念。	いきいき健康事業は、外出のきっかけ作りを目的として平成19年度に開始しましたが、前期高齢者の就業率の増加や就業意欲の高まり等を踏まえ、令和3年度に対象者等を見直したものです。	※
121	戦略6	6-1	元気老人の介護業務への参加によるリスクが生じたらどう対処するのか(利用者とのトラブル、業務中の怪我、急病、突然の災害などの時)の対処や保障をどうするのかがわからないので、書き込んでほしい。	介護施設で清掃や洗濯などに従事する元気高齢者は、練馬区シルバー人材センターの会員です。会員が従事する仕事は清掃や家事援助等軽易な業務であり、受注に当たり仕事内容を確認しています。また、事故を防止し安全に従事できるよう安全就業基準を定め、会員に注意喚起しています。全会員は、保険に入っています。就業中の怪我、熱中症、行き帰り中の怪我、他人の身体や財物に損害を与えた場合などが補償の対象となります。	—

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
122	戦略6	6-1	生活や経済状況から考えて、元気な高齢者に役割を担ってもらうためには適正な報酬の対応を求める。元気高齢者の活躍、まちの助け合い活動の活性化のためにも、区内で使える地域通貨の仕組みづくりを求める。 「いきがいデイサービス」は、「食のほっとサロン」やはつらつセンター事業として再編するとのことだが、持続可能な事業とするためには適切な予算確保が必要と考える。ボランティア頼みでは持続できない。	区では、スマホアプリ「フィット&ゴー」で、イベントや介護予防事業に参加した方にポイントを付与し、プレゼントを差し上げるなど、高齢者の社会参加を促進する取組を実施しています。なお、地域通貨を導入する予定はありません。 いきがいデイサービスは、高齢者の多様なニーズに対応できるよう、食のほっとサロンやはつらつセンターの事業と再編し、利用者のサービス向上を図ります。	―
123	戦略6	6-3	暑いときも寒いときも、いつでも高齢者が安心してマイペースで過ごせる公共施設等の居場所をあちこちに確保してほしい。	高齢者をはじめとする地域の方が気軽に立ち寄ることができる地域の拠点として、街かどケアカフェを運営しています。 今後も、区立施設の機能転換等により常設型街かどケアカフェを増設するとともに、地域団体が運営するサロンを活用した街かどケアカフェも展開していきます。	○
124	戦略6	6-4	高齢者が操作しやすく、操作説明が分かりやすいアプリを作ってほしい。	高齢者の方が操作しやすく、わかりやすくなるよう、開発を進めています。 また、現在区が公開しているアプリについては、操作説明などをスマホ教室でもご案内しています。	△
125	戦略6	6-5	スマホ教室の指導員に学生を参加させる計画をたてること。	ねりま若者サポートステーションと連携して、はつらつセンターでスマホ相談会を実施するなど、学生や若者も相談員として活躍しています。	□
126	戦略6	6-5	練馬区スマホ教室について、区内在住の60歳以上の方を対象としたものだが、60歳未満でも希望者は参加させて頂きたい。若くてもガラケー愛用者で初スマホの人や、人それぞれ得意不得意がある。デジタル利活用支援については出来るだけ制限・条件をなくして頂きたいと思う。	参加条件がない多種多様なスマホ教室は、民間の各通信事業者において、数多く開催されています。 区では、誰もがデジタルサービスを利用できるよう、デジタルに不慣れな高齢者等を対象に、スマホ教室や相談会を実施しています。 なお、勤労福祉会館や一部の地区区民館では、年齢制限のないスマホ教室を開催しています。	□
127	戦略6	6-5	高齢者向けのスマホ教室があるのは知っているが、毎日のようにスマホを教えても覚えられない。高齢者にデジタル化を求めること自体無理があるのではないか。	身近な場所で繰り返しスマホの操作を学べるように、スマホ教室・相談会の開催に加え、令和6年4月から、はつらつセンターに常設のスマホ相談窓口を設けます。	―
128	－	－	柱2の基本姿勢は良いと思う。	「第3次みどりの風吹くまちビジョン（素案）」で示した基本姿勢に基づき、高齢者地域包括ケアシステムの推進、元気高齢者の活躍の場の提供、フレイル予防の推進、医療と介護サービスの基盤整備に取り組みます。	―

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
129	－	－	介護職の方の労働条件や収入が改善されなければ安定して続けられないと思う。区でできる、家賃補助や手当てなどを創出して安定雇用に繋げてほしい。	介護職員の処遇改善については、国の責任において実施すべきものと考えます。 区は、必要な人材の確保に向けた取組を拡充するとともに、実態に即した評価やキャリア形成に応じた報酬を担保するなど、人材の確保・定着及び育成のための継続的な施策を実施することを国および都へ要望しています。 また、練馬福祉人材育成・研修センター事業や介護職員資格取得費用助成事業等の介護職員を支援する区独自の様々な取組を実施しています。	※
130	－	－	高齢者の自立と自己決定を尊重する、の項に「自らサービスを選択決定できる社会をめざす」とあるが、実際には介護サービスの利用料が必要なため、利用を諦めるしかないことが多々ある。この点への配慮が必要。それを書き足してほしい	【本件については、「第3次みどりの風吹くまちビジョン」の下位計画である「第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）」に該当の記載がありますが、本計画にお寄せいただいたご意見として、ここで区の考え方をお示しいたします。】 区内には、高齢者とその家族の生活を支える地域の窓口である地域包括支援センターが27か所あり、その方に合った適切なサービスが受けられるよう支援し、必要に応じて、適切な支援先をご案内しています。 また、介護保険には、所得が低い方に対する負担軽減制度があります。加えて、区独自の自己負担の軽減制度もあります。これらの軽減制度を引き続き周知し、サービス利用につなげていきます。引き続き様々な媒体を通じて、こうした制度等の周知に取り組んでいきます。	□
131	－	－	「高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち」は、高齢になっても、その人の人生を自己決定できる社会を共につくることを目指すべき。そのためには、選択と決定を支える情報提供や意思決定支援、多様なニーズを捉えた施策メニューが欠かせない。他者を認め合い尊重できる寛容な社会をめざして取り組むことを求める。	区では、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法に基づき「高齢者保健福祉計画」を策定しています。本計画の中で、元気高齢者に関する取組みや、地域との協働などさまざまな事業についてお示ししています。 計画に位置付ける事業の一例として、支援が必要な高齢者を地域で活動している団体等へつなぐ「生活支援コーディネーターの拡充」があります。 生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに1名ずつ配置し、相談支援体制を大幅に強化します。元気高齢者を地域団体の活動の担い手としてつなぎ、活躍の場を広げます。	○
132	－	－	高齢者と子どもたちが触れ合える、機会・場所を作り、定期的に開催して欲しい。	はつらつセンターや敬老館において、保育園での絵本の読み聞かせや子ども食堂を実施しています。	□

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
施策の柱3　安心を支える福祉と医療まち					
133	戦略7	－	精神障害者の中には、65歳になっても介護保険サービスを利用できない方が多い。	障害者の高齢化は、重要な課題であると認識しています。国の制度では、65歳になると介護保険制度が原則的に優先されるため、重複するサービスについては障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行を検討することとなります。ただし、就労継続支援などの障害福祉サービスにしかないサービスは、65歳以降も引き続き利用できます。個々の障害者の状況を踏まえ、柔軟な対応を行います。 また、障害がある方が介護保険サービスを円滑に利用できるよう、練馬福祉人材育成・研修センターの研修や地域ケア会議での個別ケース検討等を通じて、障害分野と高齢分野の相互理解を深め、障害福祉サービスの相談支援専門員と介護保険サービスのケアマネジャーの関係を強化します。	△
134	戦略7	－	区立障害者福祉施設で、説明会が開催されているが、民間事業者での説明はないのか。	区立障害者施設については、施設の改修工事や民営化等の計画があることから、各施設で説明を実施しました。民間事業者に対しては、障害福祉サービス事業者連絡協議会への説明を行っています。 利用者・ご家族等の団体向けの説明会を開催したほか、オープンハウスなどで説明の場を設けています。	―
135	戦略7	－	計画全般について、「障害のある人を行政や事業所が支援・保護する」という視点になっている。社会として障害者が生活しやすい環境を整え、障害者が当たり前に生活できる社会に変えていく、という視点があるとよい。	計画では、基本理念として障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し、どんなに障害が重くとも、地域のなかで自立して暮らしつづけることができる共生社会を目指しています。今後、計画に掲げた取組を着実に実行していきます。	○
136	戦略7	－	区は知的障害者・重度障害者に関する施策に力を入れているが、精神障害者に関する施策が弱いと感じる。精神障害者支援に関して、病院・民間福祉サービス事業所との連携等に力をいれるとともに、迅速、適切に対応できる人材育成に努めてほしい。	区では、平成27年度からアウトリーチ事業として保健師に加え地域精神保健相談員の訪問支援を行っています。病院、民間事業所との連携としては、昭和60年から区内4か所で地域精神保健福祉関係者連絡会を年2～3回開催しています。 区としては精神障害者への支援も重点課題と捉えています。国からも長期入院患者を地域で受け入れる体制づくりを求められており、長期入院患者の地域移行、地域定着支援のため、医療・福祉等関係団体などに調査を行いその調査結果等を踏まえ、精神障害者への支援を検討し実施していきます。	○

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
137	戦略7	－	区立施設の民営化は、時代の流れでやむを得ない。一方、現場を知らない職員が増えることによる区職員の質の低下に懸念を感じる。	障害者福祉施設においては、利用者の高齢化や障害の重度化など、区民ニーズの変化に応じてサービスをより充実させていくことが求められます。 民間事業者が運営することにより、施設の設計やサービス内容について、事業者自らの創意工夫を柔軟に反映することが可能です。 民間事業者が施設の運営を担うに当たっては、区は、事業所の運営状況の定期的な確認を行うほか、必要な支援や指導により、サービス水準を維持・向上させていきます。 なお、現在、区の福祉職の多くは、福祉園の他、福祉事務所や子ども家庭支援センター等の相談支援の現場を担っています。今後も現場を知る機会を設けることで、障害者支援に関するノウハウを維持・向上していきます。	□
138	戦略7	－	区直営の福祉園が、民設民営になってしまうと、現場を知る職員がいなくなってしまう。 今後、障害者計画を策定していくときに、現場を知らない職員が机の上だけでやることになると、危惧している。		□
139	戦略7	－	区が誘致する重度障害者グループホームに入居できる人は限られている。ニーズに応じて必要な支援が作られていく仕組みにするため、民間事業者が積極的に参入したいと思えるような環境整備が必要ではないか。	重度障害者グループホームは手厚い職員体制が必要となり、給付費のみでは不足することから、区では、グループホーム運営費の一部を補助する制度を設けています。重度障害者グループホームの整備を促進するため、事業者からのご意見を踏まえ、必要な制度について検討していきます。	△
140	戦略7	－	共生型社会の実現のために、重層的体制の整備をさらに大きな視点で充実させることが必要。関係機関との調整が困難な複合的な課題のある人への支援調整を円滑にできるよう、連携機能を強化してほしい。	区は連携推進担当係を設置し、複合的な課題を抱えるケースについて関係機関から支援に関する相談を受け、うち困難性が高いケースは、世帯の抱える課題の全体像を把握し、必要な支援内容の検討や支援方針の共有を行っています。 今後、複合的な課題を抱える世帯に対する支援の充実に向けて、連携推進担当の体制強化を検討していきます。	△
141	戦略7	－	18歳までの間は、特別支援学校が終わった後、放課後等デイサービスを利用することができる。 しかし、18歳になると、福祉園が15時半で終わり、その後利用できるサービスがないため、親の働く時間や通院の時間を確保するのが難しい。 福祉園の利用時間の延長を検討してほしい。	家族の介護負担の軽減や就労等を支援するため、区立福祉園等において、所定の利用時間後に、施設を活用した居場所の提供について検討します。施設を活用した居場所の提供は、試行的に、順次、実施していくことを考えています。	○
142	戦略7	－	計画の趣旨として「住み慣れた地域で自立して暮らし続けられる」ことが記載されているのに、関町エリアには重度グループホームがない。新たに重度グループホームをつくってほしい。	グループホームを新規で整備する事業者に対し、関町地域へのグループホームの開設を要望している声があることを伝えます。	△
143	戦略7	－	医療的ケアに関して、ダイアップ(抗けいれん剤・座薬)を使用しており、日中一時支援のサービスが利用できないことが多い。軽度の医療的ケアが必要な対象者についても検討してほしい。	医療的ケアが必要な障害児者が利用できる一時預かり事業の実施に向けた検討を進めます。検討の方向性がより分かりやすく伝わるよう、記載を修正します。	◎

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
144	戦略7	－	貫井福祉園を利用している娘が、いつまで福祉園に在籍できるか、また、グループホームに入った際に何歳までグループホームにいられるかなど将来に対する不安を抱えている。このような当事者の不安に関してどのようにお考えか。	障害者の高齢化は、重要な課題であると認識しています。例えば、高齢化に伴う障害福祉サービスから介護保険制度への移行に関する課題があります。障害者計画では、相談支援体制を強化し、介護保険のケアマネジャーとの連携強化について位置付けています。 国の制度では、65歳になると介護保険制度が原則的に優先されるため、重複するサービスについては障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行を検討することとなります。ただし、就労継続支援などの障害福祉サービスにしかないサービスは、65歳以降も引き続き利用できます。また、福祉園やグループホームの利用継続についても、個々の障害者の状況を踏まえ、柔軟な対応が必要だと考えています。引き続きご相談に丁寧に対応していきます。	□
145	戦略7	－	就労サポートねりま（貫井福祉工房）の利用に年齢制限はあるのか。	国の制度では、65歳になると介護保険制度が原則的に優先されるため、重複するサービスについては障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行を検討することとなります。ただし、就労継続支援などの障害福祉サービスにしかないサービスは、65歳以降も引き続き利用できます。 就労移行支援サービスを提供している就労サポートねりまは、原則65歳未満の方を対象としていますが、一定の要件を満たした場合は、65歳以上の方もご利用いただけます。	―
146	戦略7	－	福祉園や福祉作業所等の日中活動後の支援の充実に力を入れてほしい。	ご家族の就労の時間の確保や介護負担軽減のため、福祉園等の利用時間後に施設を活用した居場所の提供について検討していきます。施設を活用した居場所の提供は、試行的に、順次、実施していくことを考えています。	○
147	戦略7	－	高齢化しており、今後親子で一緒に入れる福祉施設を作ってほしい。	障害者施設と高齢者施設を一体的に整備するには、財源や人材、運用面も含め様々な課題があります。障害者の重度化・高齢化、家族の高齢化は課題として認識しており、様々な取組を進めています。ご意見を参考に今後も障害者施策の充実に取り組んでいきます。	※
148	戦略7	－	親亡き後等、将来が不安である。どこに相談すればよいか。	区内4か所に設置している障害者地域生活支援センターでご相談を承ります。一人ひとりの相談に寄り添い職員が一緒に考えていきます。	○
149	戦略7	－	視覚障害者が住居探しを断られるケースがある。何か区の制度はあるか。どこに相談したらよいか。	区では、高齢者や障害者などの住まいの確保が困難な方の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、住まい確保支援事業を実施しています。福祉事務所や地域包括支援センター等の窓口でご相談ください。	○

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
150	戦略7	－	障害特性に応じたきめ細やかな対応として、ひきこもりの記載がある。ひきこもりの方が、精神に課題を抱えていると考えられてしまうのではないか。	ひきこもりは、経済的な理由や精神的な課題を抱えている場合など様々な要因から社会的参加が困難となっている状態とされていますが、ひきこもりの状態にある方が精神的な課題を抱えている場合に限られるものではないため、頂いたご意見を踏まえ、記載を修正します。	◎
151	戦略7	－	障害特性のカテゴリーに「ひきこもり」が記載され、精神に課題を抱える方と記載があることで、「ひきこもり＝障害、精神に課題がある」と受け取られる可能性があるため、記載を変更すること。		◎
152	戦略7	－	重度障害者への支援の場の充実を考えた時、同時に支援する人材の不足が問題となる。従来の方法以外の確保の方法、又、育成、定着の必要性を感じる。	区は、これまでに練馬福祉人材育成・研修センターにおいて、知識の習得や支援技術の向上を目的とした研修の実施やハローワーク等と連携した就職面接会の開催、介護職員の仕事の悩みの相談窓口の設置などを実施するとともに、介護職員初任者研修等の受講料助成など介護職員のキャリアアップ支援等、区独自の介護人材の確保・育成・職場への定着の支援に取り組んできました。 練馬光が丘病院跡施設において、令和7年度の開設を目指し、介護福祉士養成施設の整備を進めています。卒業後、区内の介護事業所への就職、定着を誘導するため、都の修学資金貸付制度の活用、学生と区内事業所の面接会を行い、マッチングを支援します。	○
153	戦略7	7-1	地域移行を促進するためにも、グループホームの質の確保を図られたい。	今回改定する障害者計画（素案）において、グループホームの質の確保・向上を図るため、新たに、グループホームの運営事業者が第三者評価を受審するための費用の補助を位置付けました。	○
154	戦略7	7-1	障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備とあるが、グループホームの数は増加しているが、少数しか暮らすことのできないグループホームでは重度障害者などを補いきれていないように感じる。新しく大型の入所施設を作ることはできないのか。	国や東京都は、入所施設から地域移行へという方針を示しています。 区としては、重度障害者グループホームの整備を積極的に進めており、障害者が住み慣れた地域で暮らし続ける環境を整備しています。 人工呼吸器利用者等、高度な医療が常時必要な方については、グループホームでの生活が困難なことから、医療の整った入所施設が必要であることを認識しています。	△
155	戦略7	7-1	ショートステイの受け入れ場所が少ないので、増やしてほしい。	令和3年2月、北町に開設した重度障害者グループホーム「ゆめの園上宿ホーム」では、ショートステイを併設しています。 旧石神井町福祉園用地に誘致予定の重度障害者グループホームにおいても、ショートステイを併設する予定です。 今後も、ショートステイ事業所の充実に取り組んでいきます。	○
156	戦略7	7-2	現在、地域生活支援拠点（多機能型）では、24時間の電話相談や緊急時対応が行われているが、周知が十分とはいえない。広く周知をお願いしたい。	現在、地域生活支援拠点に関するチラシを作成し、総合福祉事務所等で配布しています。更なる効果的な周知については、ご意見を踏まえながら行っていきます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
157	戦略7	7-2	旧石神井町福祉園用地に誘致する予定の重度障害者グループホームの対象は、重度知的障害者に限定されているのか。肢体不自由の方の入居はできないのか。	旧石神井町福祉園用地に誘致するグループホームの対象者は、重度の知的障害または知的障害と身体障害の重複する方を予定しています。 今後、事業者が入居募集説明会を実施する際には、対象者を具体的にご説明する予定です。	―
158	戦略7	7-2	親の入院等緊急時に利用可能なショートステイはどこか。	区では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点を整備しています。緊急時のショートステイは、ゆめの園上宿ホームや大泉つつじ荘、区立しらゆり荘で利用が可能です。	□
159	戦略7	7-4	重症心身障害者の場合、医療的ケアを含め親が生活全般の介護を行っているため、親が70歳・障害者本人が40歳を迎える頃から問題が顕著になっている。障害者の重度・高齢化は年々進み、短期入所による支援だけでは限界を迎える。医療的ケアが必要な者は、医療の支えがなければ生活できない。家族の負担軽減のみならず、重症児者本人の命と生活を守るために療養介護型の入所施設の併設を願っている。	人工呼吸器利用者等、高度な医療が常時必要な方については、グループホームでの生活が困難なことから、医療の整った入所施設が必要であることを認識しています。 三原台二丁目用地に誘致する施設では、家族の負担軽減を図るため、医療的ケアに対応したショートステイの整備に向け、調整を進めます。 来年度に予定している事業者選定では、法人の事業実績や経営面を重視することで、適切かつ安定した運営を長期間継続できる事業者を選定していきます。 また、区は、どんなに障害が重くても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を引き続き整備していきます。	△
160	戦略7	7-4	家族支援として医療型の重症心身障害児者のための入所施設もあわせて検討希望。また、医療型重症心身障害児者事業の経験がある事業者の選定を希望。		△
161	戦略7	7-4 7-5	医療的ケアが必要な方への支援の充実に期待。医療的ケアがあることで、他県や他区市へ短期入所せざるを得ず、親子ともに疲弊している。また、医療的ケアが増え、親子で高齢になった場合には練馬区を離れざるを得ず、地域で暮らし続けることができない現状である。特に三原台二丁目用地に家族支援などの機能を備えた多機能型施設の誘致により、重い障害があっても練馬区に生涯住み続けられるようになる。三原台二丁目用地を最大限活用し、区民が安心して住み続けられる練馬区となることを願う。		△
162	戦略7	7-4	三原台二丁目用地には、医療的ケアが必要な人たちへの支援の充実とともに家族支援にも視点を置き、住み慣れた練馬区に重症心身障害児者、そしてその家族が安心して生涯住み続けられるようにと期待している。また、重症心身障害者の通所定員を拡大し、学校卒業後の通所の場の確保や福祉園在籍者が医療的ケアが必要になっても通所できるように整備を希望する。	三原台二丁目用地に誘致する施設は、家族の負担軽減を図るため、医療的ケアに対応したショートステイの整備に向け、調整を進めます。整備の方向性がより分かりやすく伝わるよう、記載を修正します。 また、重症心身障害者通所事業の定員を拡大し、日中活動の場を拡充します。	◎

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
163	戦略7	7-4	三原台二丁目用地に計画されている多機能型施設について、特別支援学校卒業生が通所できる生活介護施設に加え、短期入所は家族支援に絶対必要である。 また、短期入所に安全安心に預けられるためには、医療的資源が24時間必要。事業者選定では、医療ケア事業の経験がある信頼できる事業者を希望。	三原台二丁目用地に誘致する施設では、生活介護事業や重症心身障害者通所事業を実施するほか、医療的ケアに対応したショートステイの整備に向け、調整を進めます。整備の方向性がより分かりやすく伝わるよう、記載を修正します。 来年度に予定している事業者選定では、法人の事業実績や経営面を重視することで、適切かつ安定した運営を長期間継続できる事業者を選定していきます。	◎
164	戦略7	7-4	新たな多機能型施設内にぜひ入所施設を作ってほしい。 障害者本人が住み慣れた練馬区で今後も生き生きと暮らして行けるため、また、長年濃厚な医療的ケアに疲弊している家族の負担軽減のため、医療的ケアが必要な障害者に適した入所施設を検討してほしい。	人工呼吸器利用者等、高度な医療が常時必要な方については、グループホームでの生活が困難なことから、医療の整った入所施設が必要であることを認識しています。 三原台二丁目用地に誘致する施設の機能については、検討を進めます。 どんなに障害が重くても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備するため、利用者やご家族等のご意見を伺いながら、取組を進めていきます。	△
165	戦略7	7-4	医療的ケアが必要な障害者や重症心身障害者にとっては、入所施設が必要である。ぜひ、三原台の施設に重症心身障害者の入所施設を整備してほしい。		△
166	戦略7	7-4	区内にある入所施設の広大な敷地を活用する等して、入所施設を増やしてほしい。	国や東京都は、入所施設から地域移行へという方針を示しています。 区としては、重度障害者グループホームの整備を積極的に進めており、障害者が住み慣れた地域で暮らし続ける環境を整備しています。 人工呼吸器利用者等、高度な医療が常時必要な方については、グループホームでの生活が困難なことから、医療の整った入所施設が必要であることを認識しています。	△
167	戦略7	7-4	大泉学園町福祉園が廃止されると聞き、大変驚いた。学校への入学も、福祉園への入園も選択の余地なく行政の指示通り歩んできた。園の廃止と移籍、今度もまた意思とは関わりなく、選択の余地がないことは大変残念に思う。 近隣市区在住の方も新施設へ興味を持ち、区外から転居して通所する可能性がある。区内福祉園からの移籍希望のみならず、西東京市、板橋区などから転居することも調査し、計画してほしい。開設後すぐに定員超過とならないようにしてほしい。	医療的ケアが必要な障害者や重度障害者への支援を充実するため、三原台二丁目用地に多機能型施設を誘致します。新たな施設の開設にあわせ、大泉学園町福祉園は廃止することとしました。 三原台二丁目用地に誘致する施設の定員については、今後の利用者推計を踏まえ、適切な支援を実施できる定員を設定していきます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
168	戦略7	7-4	これまで医療的ケアは区立区営の施設のみで実施してきた経緯から、近隣の民間事業者には経験がほとんどない。ノウハウ、人材、スキル等に望む基準に達していないと想像できる。事業者選定に際して比較する材料すら乏しいのではないか。それでも実績のある善良な事業者を選定すべき。また、医療的ケアのある重症心身障害者は出席（実績）が一定ではなく、経営面での不安材料になる。そのため、参入する事業者へは、経営面、設備、人材、ノウハウ等のサポートを全面的に継続的に行うべき。	三原台二丁目用地に誘致する施設の事業者選定は、来年度を予定しています。選定にあたっては、法人の医療的ケア等の事業実績や経営面を重視することで、適切かつ安定した運営を長期間継続できる事業者を選定していきます。 また、区立福祉園と同等以上のサービス水準を求めることから、障害福祉サービスの給付費だけでは運営が困難なことが予測されます。令和5年1月に開設したLeaves練馬高野台と同様、安定した運営を確保するため、必要な経費の一部を区が補助することを検討します。	△
169	戦略7	7-4	三原台二丁目用地での多機能型施設について、定員は何名になるのか。そのうち、医療的ケアが必要な方は何名か。	定員については、大泉学園町福祉園と同規模とすることを予定しています。なお、重症心身障害者通所事業の定員は、現在の7名より増やすことを検討しています。	—
170	戦略7	7-4	三原台二丁目用地での多機能型施設において、現在福祉園に通所している医療的ケアが必要な方を、しっかり支援できる事業者を選定して欲しい。	三原台二丁目用地に誘致する施設の事業者選定は、来年度を予定しています。選定にあたっては、法人の医療的ケア等の事業実績や経営面を重視することで、適切かつ安定した運営を長期間継続できる事業者を選定していきます。	△
171	戦略7	7-4	三原台二丁目用地での多機能型施設において、15歳以上でも利用できる医療型ショートステイを開設して欲しい。	成人を対象とする医療的ケアに対応したショートステイについては、多くのご要望を頂いていることから、三原台二丁目用地に誘致する施設においても整備に向け、調整を進めます。整備の方向性がより分かりやすく伝わるよう、記載を修正します。	◎
172	戦略7	7-4	三原台二丁目用地での多機能型施設で医療的ケアが必要な方の通所事業を行う際には、事業者が報酬の面で困らないよう、区が支援して欲しい。	三原台二丁目用地に誘致する施設では、区立福祉園と同等以上のサービス水準を求めることから、障害福祉サービスの給付費だけでは運営が困難なことが予測されます。令和5年1月に開設したLeaves練馬高野台と同様、安定した運営を確保するため、必要な経費の一部を区が補助することを検討します。	△
173	戦略7	7-4	関町福祉園が廃止された後も、生活介護の定員の拡大を図って欲しい。	新たな施設の誘致や既存施設の改修の際には、今後の利用者推計を踏まえ、適切な支援を実施できる定員を設定していきます。	△
174	戦略7	7-4	精神障害者が利用できる生活介護が必要。関町福祉園に生活介護事業所を誘致する際、精神障害者も通所できるよう検討してほしい。	関町福祉園用地に誘致する生活介護事業所の利用対象者は、現在の関町福祉園と同様とすることを予定しています。	※
175	戦略7	7-4	医療的ケアが必要な方の通いの場の充実について、今まで、医療的ケアが必要な方への支援は、区が中心になってきた。区が長年蓄積したノウハウをもとに、民間事業者に対して医療的ケアが必要な方への支援体制をバックアップする仕組みを整えてほしい。	令和5年1月に開設した民設民営のLeaves練馬高野台では、医療的ケアが必要な重症心身障害者の通所事業を実施しています。 今後も民間事業者と区が連携して、医療的ケアが必要な方の日中活動の場を充実していきます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
176	戦略7	7-4	練馬光が丘病院で実施している医療的ケアが必要な方を対象としたショートステイについて、対象者を成人に拡大してほしい。	令和4年11月、練馬光が丘病院において障害児の医療的ケアに対応したショートステイを開始しました。現在は、対象を15歳までとしています。成人への拡大については、引き続き、病院と協議していきます。 また、三原台二丁目用地に誘致する施設では、家族の負担軽減を図るため、医療的ケアに対応したショートステイの整備に向け、調整を進めます。	○
177	戦略7	7-4	関町福祉園の工事期間中、大泉学園町福祉園跡施設に一時移転することについて、自宅から遠くなってしまうため、一時移転先として他の場所を探してほしい。また、他の区立福祉園や新たにできる三原台の施設へ移籍することはできるのか。	他の区立福祉園や福祉作業所の改修の際には、一時移転先として光が丘第七小跡施設を活用しています。しかし、関町福祉園から光が丘第七小跡施設までは距離があるため、別の一時移転先を検討してきたところです。大泉学園町福祉園は、関町福祉園の利用者が1時間以内に通所することが可能なことから、一時移転先として活用することとしました。一時移転中は、送迎の時間が大幅に増加することがないよう、バスルートを工夫するなど、利用者の負担をできる限り抑えながら、引き続き通園できる環境を整えていきます。 他の区立福祉園や三原台二丁目用地に誘致する施設への移籍については、移籍先の施設に空きがあれば、移籍することは可能です。	※
178	戦略7	7-4	令和11年度の工事開始を10年ほど先延ばしにしてほしい。一時移転先の大泉学園町福祉園跡施設へは線路を越えなければならず、通所が大変である。	関町福祉園は、建設後37年が経過しており、工事を大幅に延期することは困難です。大泉学園町福祉園は、関町福祉園の利用者が1時間以内に通所することが可能なことから、一時移転先として活用することとしました。一時移転中は、送迎の時間が大幅に増加することがないよう、バスルートを工夫するなど、利用者の負担をできる限り抑えながら、引き続き通園できる環境を整えていきます。	※
179	戦略7	7-4	三原台二丁目施設の家族支援の機能について、対象となるのは医療的なケアがある方のみか。 また、サービスは短期入所のみか。他のサービスは検討されているのか。	医療的ケアに対応したショートステイについては、多くのご要望を頂いていることから、三原台二丁目用地に誘致する施設においても、整備に向け調整を進めます。 その他のサービスについては、引き続き検討を行います。	△
180	戦略7	7-4	三原台の新たな施設の運営を引き受けてくれる法人はあるのか。 他自治体の施設で、運営が上手くいかずに閉鎖した事例もある。利用者の行き場がなくなるのではないか心配である。	三原台二丁目用地に誘致する施設の事業者選定は来年度を予定しています。選定に当たっては、法人の医療的ケア等の事業実績や経営面を重視することで、適切かつ安定した運営を長期間継続できる事業者を選定していきます。 新たな施設では、区立福祉園と同等以上のサービス水準を求めることから、障害福祉サービスの給付費だけでは運営が困難なことが予測されます。令和5年1月に開設したLeaves練馬高野台と同様、安定した運営を確保するため、必要な経費の一部を区が補助することを検討します。	△

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
181	戦略7	7-4	大泉学園町福祉園が、指定管理を経ずに、民設民営の施設になることに不安がある。 近隣自治体の生活介護事業でも関西や東北に本部がある社会福祉法人が運営しているところがある。あまりに縁がない法人に運営を任せるのは不安がある。	三原台二丁目用地に誘致する施設の運営事業者を選定するに当たっては、法人の医療的ケア等の事業実績や経営面を重視することで、適切かつ安定した運営を長期間継続できる事業者を選定していきます。 民間事業者が施設の運営を担うに当たっては、区は、事業所の運営状況の定期的な確認を行うほか、必要な支援や指導により、サービス水準を維持・向上させていきます。	△
182	戦略7	7-4	大泉学園町福祉園の職員は、新たな施設に移るのか。	民設民営の施設を誘致するため、勤務する職員は、新たな事業者が確保します。新たな施設での勤務を希望する職員に対しては、事業者への紹介を行います。	—
183	戦略7	7-4	大泉学園町福祉園から新たな施設へ移ることに不安を感じている。これからも安心できるような丁寧な説明をお願いしたい。	三原台二丁目用地に誘致する施設の開設に向け、適宜、利用者・ご家族の皆様へ説明を行います。また、環境の変化による不安を軽減できるよう、十分な引継ぎ期間を設け、職員間の引継ぎを丁寧に行います。 令和5年1月に開設したLeaves練馬高野台等の先行事例を参考とするほか、ご家族のご意見を伺いながら進めることで、利用者が新たな施設に安心して通える環境づくりを行っていきます。	△
184	戦略7	7-4	大泉学園町福祉園では、利用者の増加に伴い、たびたび定員を拡大してきたため、活動スペースが狭くなってしまっている。 新たな施設ではしっかりと定員を決め、活動スペースが狭くなることのないようにしてほしい。	三原台二丁目用地に誘致する施設の整備にあたっては、今後の利用者推計を踏まえ、適切な支援を実施できる定員を設定していきます。	△
185	戦略7	7-4	親と本人の高齢化に伴い、福祉作業所から福祉園へ移籍される方が増えている。今後の福祉園利用者の増加に対応するためには、大泉学園町福祉園を残し、三原台二丁目の施設を重症心身障害者の専用の施設とするべきではないか。	医療的ケアが必要な障害者や重度障害者への支援を充実するため、三原台二丁目用地に多機能型施設を誘致します。新たな施設の開設にあわせ、大泉学園町福祉園は廃止することとしました。 区では、福祉園利用者の推計を行うにあたっては、特別支援学校の在籍者数の他、福祉作業所等の他施設からの移籍者等も含めた検討を行っています。 なお、福祉作業所に通所する方の重度化・高齢化への対応については、区立福祉作業所の民営化にあわせ、生活介護事業を順次開始しています。	※
186	戦略7	7-4	新たな施設の重症心身障害者通所事業では、通所回数を週5回に増やすだけではなく、支援内容も充実したものとなるよう、慎重に事業者を選んでほしい。	三原台二丁目用地に誘致する施設の事業者選定は来年度を予定しています。選定に当たっては、法人の医療的ケア等の事業実績や経営面を重視することで、適切かつ安定した運営を長期間継続できる事業者を選定していきます。 民間事業者が施設の運営を担うに当たっては、区は、事業所の運営状況の定期的な確認を行うほか、必要な支援や指導により、サービス水準を維持・向上させていきます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
187	戦略7	7-4	新施設で円滑に支援を提供することは一筋縄ではいかないことは一定程度理解できるが、大泉学園町福祉園での説明会での発言に失望している。Leaves練馬高野台での重心の支援が十分ではないことに触れ、「開設初年度から100点満点は望めない、時間をかけて一緒に作っていく」趣旨の発言があった。大変腹立たしい思いで拝聴した。区政においては計画実施途中の「一年」でしかないかもしれないが、そこに通う人にとっては、貴重な一年である。重心の利用者の命は儚く、急変、急逝してしまう。無駄にしていい時間など一日もないということを肝に銘じてほしい。時間は限られている。来年は確約されていない。 支援の質の低下は、利用者の機能低下を招く。人材不足・スキル不足は、利用者のQOLの低下を確実に招く。同時に家族のQOLも低下する。戦略に掲げられた「支援の充実」とは真逆である。	三原台二丁目用地に誘致する施設の事業者選定は、来年度を予定しています。選定にあたっては、法人の医療的ケア等の事業実績や経営面を重視することで、適切かつ安定した運営を長期間継続できる事業者を選定していきます。 事業者の選定後は、区および事業者において定期的に協議を重ねるほか、大泉学園町福祉園の個々の利用者の状況の把握や支援の詳細などを把握することを事業者に求めていきます。新たな施設の開設当初から大泉学園町福祉園と同等以上のサービス水準を確保し、利用者が安心して通えるような環境の整備に努めていきます。	△
188	戦略7	7-4	支援員、看護師の人材育成は、最重要課題である。初年度から120%の支援を提供する決意で、150%の準備をお願いしたい。準備段階から前例にとらわれることなく官民の垣根を越えた協力体制を敷くこと、利用者の状況把握や支援の準備、量的にも質的にも人材を育成すること、すべての面でできる限りの準備をすることを約束してほしい。		△
189	戦略7	7-4	新たに福祉園が開設され、設備・機能ともに充実されるのであれば歓迎する。 しかし、担当課が「初年度は支援が不十分でも仕方ない」程度の認識なのは大変残念である。一方的な廃園、移籍通告になる以上、支援の質は練馬区が保証してほしい。予想外の事態までも想定し、準備不足を言い訳にしないようあらゆる準備をする覚悟を持っていただきたい。今後は実行に向けた具体的な行動プランを示してほしい。		△
190	戦略7	7-5	医療的ケアが必要な方の短期入所施設が増加しているのはありがたい。 医療的ケアといえば重心の方や動けない方の印象が強いが、中には医ケアがあっても動くことができる人もおり、そのような人が利用できるような短期入所施設を整備してほしい。	医療的ケアに対応した新たなショートステイを整備する際などには、動くことのできる医療的ケアが必要な障害者も受入れができるよう、事業者に働きかけていきます。	△
191	戦略7	7-5	医療的ケアに対応したショートステイは、小児だけでなく、成人も利用できるようにしてほしい。 成人が利用する際には、個人の身体の状況にあわせて小児科での受入れも検討してほしい。	令和4年11月、練馬光が丘病院において障害児の医療的ケアに対応したショートステイを開始しました。 ショートステイの対象年齢の拡大や、18歳以上の方の小児科での受け入れ、実施施設の拡大など、更なる充実のための検討を行います。	○
192	戦略7	7-5	医療的ケアが必要な障害者のショートステイ先が限られており、特に人工呼吸器等、濃厚な医療的ケアが必要な場合はさらに受入れ先が限定される。今後、充実するショートステイは、対応可能な医療的ケアの範囲を広げてほしい。	医療的ケアに対応したショートステイの実施施設を拡大するにあたっては、多くの方がご利用できるよう、検討を進めます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
193	戦略7	7-5	重症心身障害者が区内でショートステイできる施設がないため、医療の支えがなければ命を守れない重症心身障害者が安心して利用できるショートステイの整備・拡大に期待する。	三原台二丁目用地に誘致する施設では、家族の負担軽減を図るため、医療的ケアに対応したショートステイの整備に向け、調整を進めます。整備の方向性がより分かりやすく伝わるよう、記載を修正します。	◎
194	戦略7	7-5	医療型短期入所の資源が不足しているため、拡大を希望。		◎
195	戦略7	7-6	こども発達支援センターでは、相談までの待機期間が数か月を要すると聞いているが、現状はどうか。	こども発達支援センターにおける相談までの待機期間は、最も長かったときは平均5.8か月間を要しましたが、相談員の増員等、相談支援体制を強化したことにより、現在は約1か月間に短縮しています。この待機期間も、心理士が電話で相談に対応するなど、保護者の不安の解消を図っています。	―
196	戦略7	7-6	医療的ケア児とその家族の相談支援の充実について、引き続き維持継続を希望。	こども発達支援センターの医療的ケア児相談窓口が様々なご相談を受け止めるとともに、民間事業所で活動している医療的ケア児等コーディネーターへの支援を通じ、身近な地域における相談支援体制を充実します。	○
197	戦略7	7-8	日中活動後の施設の活用に当たっては、福祉園等施設の職員が対応するのか。あるいは移動支援事業所が対応するのか。	日中活動後の支援の充実の具体的な内容については、ご家族のご意見などを踏まえ、今後検討していきます。施設を活用した居場所の提供は、試行的に、順次、実施していくことを考えています。	△
198	戦略7	7-8	日中活動後の支援の充実として移動支援の充実が掲載されている。移動支援は、同じ時間帯に利用希望が集中し、ヘルパーを確保できない利用者がいる。現在、練馬区では個別支援に限定されているが、複数の利用者への同時支援が可能なグループ支援や車両移送による支援も検討してほしい。	グループ支援や車両移送による支援は安全性の担保など運営上の課題も多く、現在のところ導入の予定はありません。	※
199	戦略7	7-8	日中活動後の支援の充実ということで福祉園利用後の支援が1か所ずつ開始されていくが、その該当施設に在籍している人しか利用できないのか。福祉園はこのままで支援後の時間のみ、その施設を利用しに行くことが可能なのか。	日中活動後の支援の充実の具体的な内容については、ご家族のご意見などを踏まえ、今後検討していきます。施設を活用した居場所の提供は、試行的に、順次、実施していくことを考えています。	△
200	戦略7	7-8	日中活動後の支援の充実について、15時30分で福祉園の活動が終了したあと、次のサービスを受けるための移動手段として、通園バスを利用できるのか。または、各自で移動支援などを手配する必要があるのか。	日中活動後の支援の充実の具体的な内容については、ご家族のご意見などを踏まえ、今後検討していきます。	△
201	戦略7	7-8	グループホームからB型事業所への送迎で移動支援を利用することができるようにしてほしい。	就労継続支援B型事業所の利用者について、自分で通所できる方を想定していることから、原則、移動支援は利用できません。ただし、例外として、自宅やグループホームからの利用が認められる場合がありますので、管轄の総合福祉事務所にお問い合わせください。	△
202	戦略7	7-8	移動支援について、施設からバス停までの移動に利用できるようにしてほしい。	移動支援の個別具体的な利用方法については、管轄の総合福祉事務所にお問い合わせください。今後とも移動支援の利便性の向上について、検討を進めていきます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
203	戦略7	7-8	区立福祉園等の支援時間の延長は、無理なく可能なところから進めてほしい。	家族の介護負担の軽減や就労等を支援するため、区立福祉園等において、所定の利用時間後に、施設を活用した居場所の提供について検討します。施設を活用した居場所の提供は、試行的に、順次、実施していくことを考えています。	○
204	戦略7	7-8	移動支援の充実とあるが、移動支援の利用を希望していても、事業所がなかなかみつからない。利用をしやすくしてほしい。	移動支援事業の充実には、人材の確保、育成が課題であると考えています。障害福祉サービス事業者連絡協議会等と連携し、就職セミナーや求職者と事業者との出会いの場を提供する就職相談会等を開催しています。引き続き人材の確保に努め、移動支援の充実に取り組んでいきます。	□
205	戦略7	7-8	重度障害者とその家族の支援として、放課後等デイサービスの成人版のようなサービスを希望する。また、障害特性に応じたきめ細やかな対応について、通所・入居施設における取組を希望する。現状の福祉園では、障害の種類の違う方が狭い空間に混在しており、互いに危険やストレスを抱え、職員が利用者を隔離したり、行動障害者を暗に退所へ追い込んだりせざるを得なくなっている。また、送迎バスに長時間乗っていられない利用者にとっては、福祉園への通所距離というのも死活問題である。施設の配置や空間設計、運営の面でも、障害特性に応じたきめ細やかな対応を望む。	家族の介護負担の軽減や就労等を支援するため、区立福祉園等において、所定の利用時間後に、施設を活用した居場所の提供について検討します。 通所施設やグループホームにおける障害特性に応じたきめ細やかな対応については、個々の状態や適正な配置基準等を考慮し、支援の質の確保に努めます。 通所バスの運行については、外出活動や支援体制、ご利用者の心身への負担や災害時の対応等、様々な面から検討し、平成31年4月より運行時間を原則1時間以内にする等一定のルールを定めました。	○
206	戦略7	7-9	農福連携による障害のある方々の居場所について、総合的に検討していただきたい。	農福連携に引き続き取り組みます。連携を進めるにあたり、農業者および障害者施設にヒアリング等を行い、今後の進め方について検討します。	△
207	戦略7	7-9	工賃向上を目的とした経営コンサルタント支援事業は意義がある。コンサルタントを入れることで、事業者はどの程度の費用負担がかかるのか。	事業所の費用負担は発生しません。区が契約したコンサルタントを、希望する事業所に派遣します。	―
208	戦略7	7-12	ペアレントトレーニングは強度行動障害の方も対象となると思うが、強度行動障害について、教育の場での知識の普及・啓発に取り組んでほしい。	ペアレントトレーニングでは、講義形式だけではなくロールプレイや演習をとおして、知識を習得していきます。教育の場における強度行動障害に関する効果的な普及啓発について、検討していきます。	△
209	戦略7	7-13	精神障害者のみならず知的障害者の地域移行についても計画に記載してほしい。 また、区内の入所施設を地域移行型に転換する予定はないのか。	第七期障害福祉計画（素案）において、地域移行支援の供給見込み量を1か月あたり4名とすることを記載しています。 区内入所施設の地域移行型への転換については、現在のところ予定はありませんが、グループホームの整備等を通じ、知的障害者の地域移行に取り組んでいきます。	○

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
210	戦略7	7-13	戦略計画7の5年間の取組の中に、「支援につながりにくい世帯に対する訪問体制の強化とピアサポーターの養成」とあるが、〔年度別取組計画〕の戦略計画7の中に該当する内容の記載が見当たらないので、具体的な計画を知りたい。	支援につながりにくい世帯に対して、保健師や地域精神保健相談員による訪問支援を行っています。今後も関係機関と連携し、訪問から支援につなげるよう取組を充実していきます。 また、区のピアサポーターの方々には、障害者地域生活支援センターを拠点に、入院患者の地域移行の支援等を行っていただいています。今後、更なる地域移行を進めるため、ピアサポーターの養成に取り組んでいきます。具体的な計画については、現在、活動しているピアサポーターへのヒアリング等を通じて、検討していきます。	○
211	戦略8	－	数字が全く記載されておらず何の判断もできない。精査が必要であると考える。 「自立」について定義が曖昧である。目的が自立なのであれば、その自立とは何を意味しており、そのためにどんなサポートを行うのか。（行っているのか。）	令和6年度当初予算案は、令和6年練馬区議会第一回定例会で審議される予定です。素案公表時点では予算を精査中のため、事業費を掲載していませんが、年度別取組計画の中で、各年度で取り組む内容を具体的にお示ししています。成案化時には改めて事業費を掲載します。 区は、多様な課題を抱える生活保護世帯やひとり親家庭が、地域で自立した生活をするためには、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援が必要であると認識しています。ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実やケースワーカーの増員による自立支援の強化などを行っています。	○
212	戦略8	－	充実・強化、良いと思う。	ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立に向けた、きめ細かな支援を充実します。	○
213	戦略8	8-1	［ひとり親家庭］の箇所。ひとり親家庭の一番の望みは経済的援助だ。「ひとり親家庭」への賃金が十分保障されるような援助の比組みを厚くすると明記すべきだ。	ひとり親家庭総合相談では、キャリアコンサルタントの資格を有する専門相談員が相談者の生活状況や就労希望などを丁寧に伺い、個々の状況に応じたライフプランづくりをサポートする自立支援プログラム事業を実施しています。 就労に向けた資格取得のため、養成機関で修学する期間中の生活費を支援する高等職業訓練促進給付金について、区では独自加算とともに多子加算を実施しています。	○
214	戦略8	8-2	［生活困窮者への支援体制の強化］について。東京都の最低賃金が保障されているか確認する体制を区独自につくり、区民が「最賃」以上の暮らしを保障できるようにする、と明記すべき。	最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、各都道府県の労働局が決定する制度であり、労働基準監督署が使用者への指導・監督を行っています。区では、労務相談を実施するとともに、最低賃金を区報や区ホームページで周知しています。 生活サポートセンターでは、相談者の生活状況を丁寧に伺い、住居確保給付金や資金貸付け、家計改善支援のほか、ハローワークや人材派遣会社と連携した就労支援などを通じ、生活にお困りの方に対する自立支援を行っています。	―

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
215	戦略8	8-2	生活サポートセンターでもオンライン相談を開始というのは良い取組だ。他の部署でも拡げていって頂きたい。例えば区民の声窓口で予約制でも良いので、来庁出来なくてもオンラインで職員の方と対話が出来たら良いかと思う。限られた人員だと思うので、職員の方々に負担をかけたくはないが、手紙・電話・FAX・メール・対面ともう一つオンラインも検討して頂けるとありがたい。	区民の声窓口にお寄せいただいたご意見は、内容に応じた担当部署に通知し、対応しています。このため、区民の声窓口では時間的な制約なく、いつでもご意見をお寄せできるよう、メールやホームページのフォームなどによるオンライン受付をしています。事前の準備・予約が必要となるオンライン相談は、利用者負担が増え、現時点で導入は考えていません。 今後も気軽に区に意見を寄せられるよう取組を進めていきます。	※
216	戦略9	-	数字が全く記載されておらず何の判断もできない。精査が必要であると考える。	令和6年度当初予算案は、令和6年練馬区議会第一回定例会で審議される予定です。素案公表時点では予算を精査中のため、事業費を掲載していませんが、年度別取組計画の中で、各年度で取り組む内容を具体的にお示ししています。成案化時には改めて事業費を掲載します。	—
217	戦略9	9-2	薬剤師が8050問題等の疑いのある世帯へ訪問することもある。薬剤師自らがこのような世帯への直接的な支援は難しい。3次ビジョンにおいて、真に支援が必要な世帯への取組をしてほしい。	8050問題など、複合的な課題に対する支援として、薬剤師会をはじめ、区民や地域団体から地域で気になる方などの情報を収集し、アウトリーチ型の支援に取り組んでいます。今後、こうした支援を中心的に担う地域福祉コーディネーターを増員し、区内全域で展開していきます。	○
218	戦略9	9-2	居場所提供から就労準備・職場定着支援まで行う「あすはステーション」の取組は、ひきこもり状態にある方のゴールが就労だと思われてしまう。	ひきこもり状態にある方の支援ニーズは、居場所提供から就労まで様々です。 あすはステーションは、相談者の生活状況を丁寧に伺い、個々の支援ニーズに応じて、長期的かつ継続的に支援します。	○
219	戦略9	9-2	居場所提供も就労支援もありがたい取組だが、ひきこもりのゴールは就労ではないので（東京都ガイドライン）就労にかかわらない居場所の増設を望む。就労と関係があると足が遠のく当事者もいる。		○
220	戦略9	9-2	家族支援は訪問支援以外の取組を進めて頂きたい。家族支援の重要性は厚労省・東京都の資料にも明記されている。	令和5年度から、「ボランティア・地域福祉推進センター」の地域福祉コーディネーターが、本人や家族等からの相談に応じ、適切な支援につなげています。また、「あすはステーション」では、家族からの相談を受けるほか、家族懇談会を開催し、家族に寄り添った支援を実施しています。 頂いたご意見を踏まえ、記載を修正します。	◎

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
221	戦略9	9-2	「相談に繋がる意志のある世帯」に対する支援の施策の充実を求める。 具体的には、ひきこもりの総合相談窓口の開設、或いは専門相談員の配置を求める。 ひきこもり問題には、複合的な問題が関わっており、対応には、専門的知識を有する相談員が、まずは家族関係の改善に向けての助言を行いながら、複合的な問題を明確化し、その上で問題にかかわる窓口（既存の関係部署や社会資源）と連携していく、という経過を辿るので、既存の窓口に繋がり連携する前の段階の継続的な相談体制が必要となる。 家族が家族の問題を継続的に安心して相談できる体制を、次のステップとして是非とも整えていただきたい。	令和5年度から、「ボランティア・地域福祉推進センター」を複合的な課題を抱える方の相談窓口に位置付けました。社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する地域福祉コーディネーターが相談を受け、お困りごとを一緒に考え、適切な支援につなげる継続的な支援を実施しています。 複合的な課題に対する支援体制を強化するため、地域福祉コーディネーターを増員します。	○
222	戦略10	-	「安心を支える福祉と医療のまち」には、一人ひとりに余裕がある社会、個人が厳しい時でも社会がサポートできる社会、つまりゆとりのある福祉、保健・医療体制の構築が必要と考える。	これまで、障害者・高齢者・生活困窮者などへの、それぞれに応じた支援の充実や区内病院の整備促進、病床の確保など医療体制の拡充により、区の福祉、保健・医療は飛躍的に充実しました。 引き続き、関係機関・団体など、多様な主体と連携・協力し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう福祉、保健・医療のさらなる充実に努めます。	—
223	戦略10	10-1	練馬光が丘病院跡施設において介護福祉士養成施設が開設されるが、介護福祉士の養成は、どのような形を考えているのか。専門学校のようなものなのか。	練馬光が丘病院跡施設において整備する介護福祉士養成施設は、介護福祉士の資格を取得するための専門学校です。学校法人慈誠会学園が設置・運営し、令和7年度の開設を目指し整備を進めています。	○
224	戦略10	10-1	練馬光が丘病院跡施設に開設を予定している介護福祉士養成施設卒業生を区内事業所に就職し、定着することを誘導する仕組みを検討している。この対象施設は、区立の事業所を想定しているのか。	区立に限らず、区内の事業所を対象としています。	○
225	戦略10	10-1	緩和ケア病棟の開設を知り、安心した。以前、必要とした時、「どこにあるのか？」から始まり、受け入れの相談、調整等、とても苦労した。地域に開設するということは、選択肢の一つとなり、心強い。	入院から在宅に至るまで、切れ目のない医療提供体制を整備し、住み慣れた地域で安心して医療が受けられるよう、受療環境の向上に努めていきます。	○
226	戦略11	-	行政が作るアプリなど利用者も限られており無駄である。NPOと連携する際には定量的な数値を共有し公金が正しく使わているかのチェックが必要である。	区の健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」は、健康に関心を持ち継続して身体を動かすきっかけづくりのため、多くの方に登録いただいています。 事業の実施にあたっては適正に執行しています。	○

No.	戦略計画	年度別 事業No	意見の概要	区の考え方	対応 区分
227	戦略11	－	自殺に追い込まれる人には様々な理由・背景がある。誰でも悩みや問題を抱えてしまう事はあるが、そんな時相談出来る相手（場所）がいる事はとても大事だ。 私は練馬区役所の区民相談所に相談しようと予約の電話をした事があるが、。対応した職員に邪険な扱いをされた。区民にとって基礎的自治体は命綱になる場合もあるというのに相談所の予約を受ける人間が残酷では救える命も救えない。その為私は区民相談所を利用出来なくなった。 せっかく勇気を振りしぼって電話をした区民を理由なく門前払いなどあってはならない事だ。一人でも自殺者をなくしたいのであれば、相談支援体制は重要な課題である。職員がとどめを刺す事がなくなるよう、是非区民の声をよく聞き寄り添って頂きたい。	区民相談所での職員の電話応対について、寄り添った対応ができなかったことをお詫びいたします。 相談や支援に携わる職員は、相談者に寄り添い、相談の内容に真摯に向き合い業務をすすめていくことが重要と考えています。ご意見の内容を共有し、相談者が安心して相談できる体制の整備に努めていきます。	―
228	戦略11	－	特定保健指導の実施率向上は、地域包括支援センターでの実施や特定健診当日受診など受けやすい環境を整えることが必要と考える。	特定保健指導の実施率向上に向けて、受けやすい環境整備について検討します。	△
229	戦略11	11-1	戦略計画11について、国の計画「健康日本21」の柱のうち「生活習慣病」の内容は反映されているが、もう一つの柱には触れていない。計画に反映予定はないのか。	戦略計画11の1「区の特色を生かした健康づくり」は、国の計画の柱である「自然に健康になれる環境づくり」を踏まえています。 令和6年度に改定予定の「健康づくりサポートプラン」においても、国の計画を勘案して策定する予定です。	○
230	戦略11	11-2	がん検診の年齢別の受診率を教えてほしい。 がん検診について、その種類によっては他区では無料の検診もあり、練馬区も無料あるいは低額化をはかり、受診率を向上させてほしい。	区の胃・肺・大腸がん検診は、70歳代まで受診率が増加しています。詳しくは区ホームページに掲載しています。 https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/kaigi/kaigiroku/hoken/gan-seikatusyukan/kaigiroku031029.files/siryou4.pdf また、区ではがん検診の受診率向上のため、自分が受けられるがん検診が一目でわかるよう受診券のチケット化などにこれまで取り組んできました。受益者負担の観点から、検診の無料化は困難ですが、全年齢にあたり低額化を実現しています。 なお、乳がん検診、子宮頸がん検診の対象となる年齢の初年度は無料です。75歳以上の方は、すべての健診（検診）が無料となります。	※
231	戦略11	11-5	自殺対策計画における区の支援はどのように考えているのか。	区の自殺者数は、働き盛りの男性の割合が最も多くなっているほか、女性も増加傾向となっています。 令和6年3月に策定予定の第2次自殺対策計画では、これまでの取組に加え、働き盛りの男性や妊産婦をはじめとした女性への支援など、区の実情を踏まえた取組を重点的に実施します。	―

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
232	戦略11	11-5	病院と連携した自殺未遂者支援は他自治体でも実施しているのか。	自殺未遂者支援事業について、特別区では23区中11区で実施しています。 区は、自殺未遂者の再企図を防ぐため、先行自治体の成果や課題も踏まえながら自殺未遂者が適切な支援に繋がるよう取り組みます。	—
233	戦略11	11-5	こころの健康問題については、個人のメンタルへのアプローチでは対症療法になってしまうケースも多く存在する。 労働環境や家庭環境、社会構造に起因することも多く、産業経済部や地域文化部、人権・男女共同参画課などとの連携が必須である。	こころの健康問題を抱える方への支援に当たっては、これまで産業経済部や人権・男女共同参画課などの庁内関係部署で構成する会議体において、連携しながら取り組んできました。 来年度から新たに働き盛りの男性への支援として区内経営者等向けにメンタルヘルスケア講座を実施するなど、引き続き庁内で連携しながら支援の充実に取り組んでいきます。	○
234	戦略11	11-5	「こころの健康問題を抱える方への支援」。近年、青年が心の問題を抱える数が多くなっている。練馬区内の学生や青年の「こころの問題」を抱える人たちの相談窓口を増やす。	区では、「こころの健康問題を抱える方の支援」への相談として、保健相談所での精神科医師による精神保健相談、保健師による健康相談を実施するなど、心身の状況等を踏まえ、適切な支援を行っています。 また、若者自立支援事業では、ひきこもり状態等にある若者等（15歳～49歳）を対象に、居場所を提供するとともに、相談や自立の支援を行っています。	□
235	戦略11	11-5	経済的理由で、大学を中退する青年もいる。練馬区独自の奨学金制度を拡充することを明記すべきだ。実際、そうした奨学金制度を導入した自治体もある。先進自治体から学びながら制度の導入を図るとする。	区独自の奨学金制度については、現時点で導入の予定はありません。	△
236	戦略11	11-5	ストレスや複合的な問題等で苦しむ方が多い現代、心の健康も注目されている。 身近なところに思いを共有し誰でもが癒しを得られる場があると良いと考える。 ピアカウンセリングやグループカウンセリング等、「そこに行けば思いが共有できる」「そこに行くと少し気持ちの整理ができる」。話したり、聞いたり、ボーダーレスで人が人と繋がりが持てる場所があることは、区民や区で働く方々の希望になると思う。そのような場作りについて検討してほしい。	保健相談所では、精神科医師による精神保健相談、保健師による健康相談を実施するとともに、居場所マップ「ここリラ」により相談場所、活動場所を周知しています。 また、障害者地域生活支援センターの利用者がピアサポーターとして病院を訪問するなど、地域生活につなげる支援を行っています。 社会参加に向けた居場所支援を行う「あすはステーション」では、臨床心理士による相談や、家族懇談会など、寄り添った支援を実施しています。	□
237	－	－	福祉と医療を充実させることに、費用対効果が見合っているのか。定量的な判断材料を示して欲しい。公金を使っている以上、明確に数字で示すべきである。	令和6年度当初予算案は、令和6年練馬区議会第一回定例会で審議される予定です。素案公表時点では予算を精査中のため、事業費を掲載していませんが、年度別取組計画の中で、各年度で取り組む内容を具体的にお示ししています。成案化時には改めて事業費を掲載します。 また、「第3次みどりの風吹くまちビジョンに係る数値目標および重要業績評価指標（KPI）」を設定し、効果検証を行い、公表していきます。	—
238	－	－	障害者優先調達推進法に基づく区の障害者就労施設等からの物品等の調達の規模はどの程度か。	約2億4,500万円の実績であり、例年、都内自治体でも上位の実績をあげています。	—

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
239	－	－	障害のある子どもの親が、高齢者施設に入所した場合を考え、同じ敷地内に高齢者施設と障害者施設があれば良い。	障害者施設と高齢者施設を一体的に整備するには、財源や人材、運用面も含め様々な課題があります。障害者の重度化・高齢化、家族の高齢化は課題として認識しており、様々な取組を進めています。ご意見を参考に今後も障害者施策の充実に取り組んでいきます。	※
240	－	－	「障害」者も地域で一人で暮らせるように、人的支援及び住宅（アパートなども含む）の支援を充実を求める。	区は、重度障害者グループホームの誘致やひとり暮らし障害者等への見守り支援を充実する等、障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備を進めています。 高齢者や障害者などの住まいの確保が困難な方の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、住まい確保支援事業を実施しています。	○
施策の柱4　安全・快適、みどりあふれるまち					
241	戦略12	－	今この様に自然災害がおこるかもしれず、区として200億以上のお金をかける前にこんな事があった場合どの様に準備しているか公表してほしい。様々なおしらせに全額をしっかり記入してほしい。	区内には、老朽木造住宅が密集し、狭あいな道路が多く、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い地域が存在します。また、石神井川や白子川の流域では、想定しうる最大規模の降雨によって浸水深2mを超える水害リスクが高い地区もあります。 そのため、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性の高い地域では、道路拡幅や建築物の不燃化・耐震化など、水害対策として、公共・民間施設への雨水抑制施設設置による流域対策など、地域ごとの災害リスクに応じた「攻めの防災」を更に加速し、地震や水害による被害を軽減し、「災害に強く、にげないですむまち」の整備を進めます。	―
242	戦略12	－	江古田駅周辺は集中して防災まちづくりを推進すべきである。	江古田駅周辺では、平成4年度から30年度にかけて江古田北部地区密集住宅市街地整備促進事業により、道路・公園等の整備、老朽建築物の建替え促進等を行い、緊急車両の進入経路の確保や建築物の不燃化等による防災性の向上を図りました。事業完了後は、地区計画により、良好な住環境の保全や防災性の更なる向上を図っています。	□
243	戦略12	－	人力井戸（浅井戸）または太陽光等自然エネルギー蓄電式電動ポンプ式井戸（深井戸）による地下水汲上げ施設を、設置可能な既存公園内あるいは隣接地に常時確保しておくことが極めて有効と考えられる。既存公園には、震災時の給水拠点の機能を追加していただくことを要望したい。なお、平時には、井戸施設の機能維持を常に確保するために、公園内および近隣の植生・花壇の散水源、水生ビオトープの補給水源としても利活用を図ることにしては如何か。	震災時の生活用水については、民間等の協力による約500か所のミニ防災井戸の指定と、避難拠点（全区立小中学校）に設置している学校防災井戸により確保しています。 また、飲料水については、避難拠点へのペットボトル飲料水の備蓄、都が設置した12か所の給水ステーション、協定団体のトラック協会による給水タンク搬送等により確保しています。 防災機能を有する区立公園の整備については、大規模な公園の新設や防災まちづくり推進地区等における公園整備の際に、地域の皆さんのご意見を伺いながら検討します。	△

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
244	戦略12	－	初期消火力の強化や災害に強いまちづくりとあるが、平時からの住民と行政との協働体制づくりとして、地域リーダーの育成が欠かせない。 地域リーダーの育成は、自治会長をはじめ公募もし、発災時の避難誘導、人命救助、避難所の運営、災害ごみ関連等、平時から研修・訓練することで、発災時には、きわめて心強い存在となる。 さらに、自治体が作成する地域防災計画づくりにも、地域リーダーが参画することで、より実効性が増すと考える。	防災学習センターで実施しているねりま防災カレッジでは、防災会をはじめとした区民防災組織向け講座等を行っています。広く受講を募り、防災活動に必要な知識や技術、組織運営の手法等の研修や訓練を通じて、地域の防災リーダーの育成を行っています。発災時のみならず平時からの防災対策について、行政と協働で行う際の住民の中心となる防災リーダーが一人でも多くなるよう取り組んでいます。 令和6年3月に修正予定の地域防災計画の検討過程では、区民意見反映制度により意見を伺うだけでなく、公募委員で構成する練馬区防災懇談会の場でもご意見をいただくなど、区民の意見も反映した計画となるよう努めています。	○
245	戦略12	－	［インフラ整備］について。地域住民から、疑問がでている地域では、区が積極的に住民の意見を聞き、往民が納得するようなインフラ整備に切り替える、とする。	都市計画道路や公園などの整備の際は、説明会など様々な機会を捉えて、関係権利者や地域の皆様に対して丁寧に説明し、ご理解に努めながら着実に進めます。	※
246	戦略12	－	みどりの風吹くまちビジョン素案の一項目、練馬区地域防災計画（令和5年度修正）素案、特に（風）水害について、練馬区関町北地域住民としてこの素案（13・14ページ）には行政の本気度はもとより、積極的にさらには強力に防水害に備えようという気迫を感じ取ることができない。	浸水被害を防ぐため、都と連携して水害対策に取り組んでいます。 都は、関町北地域を含む石神井川流域で護岸改修工事や調節池等の整備を進めています。 区は、流域対策として、大規模民間開発等にあわせ、浸透ますなどの雨水流出抑制施設の設置を義務付けているほか、個人住宅等に雨水浸透ますや雨水タンクの助成を行っています。 あわせて、水害リスクが高い地区では、区民との協働による地域別防災マップの作成を通じて災害対応力の向上に取り組んできました。令和元年度から3年度のモデル地区には関町・関町北の2地区で取り組んでおり、その後もマップを活用した訓練を行っています。このほか、出水期前には職員が戸別訪問して水災害時の備えや水災害時避難行動要支援者名簿の登録を促すなど、当該地区での水害対策に重点的に取り組んできました。引き続き注意喚起を始めとする水害対策に取り組んでいきます。	○

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
247	戦略12	－	地域防災計画を策定する際には、区民防災懇談会を更に活性化させ区民の意見を積極的に取り入れていくことを求める。 初期消火力の強化や災害に強いまちづくりとあるが、平時からの住民と行政との協働体制づくりとして、防災リーダーの育成が欠かせない。土地勘のある地域住民による発災時の初動体制は、多くの人命を救うことにつながる。地域活動を担う人材は自治会長をはじめ公募し、平時から研修・訓練することを更に求める。	練馬区地域防災計画（令和5年度修正）素案は、令和4年度から5回の練馬区防災懇談会の開催を経て、素案を作成しました。公募委員からの多くの意見を多数取り入れ、年度別取組計画で示した事業にも反映しました。 防災学習センターで実施しているねりま防災カレッジでは、防災会をはじめとした区民防災組織向け講座等を行っています。広く受講を募り、防災活動に必要な知識や技術、組織運営の手法等の研修や訓練を通じて、地域の防災リーダーの育成を行っています。発災時のみならず平時からの防災対策について、行政と協働で行う際の住民の中心となる防災リーダーが一人でも多くなるよう取り組んでいます。	○
248	戦略12	－	都市計画道路の整備、公園の拡大を行う場合には、居住住民の強制的な退去を前提とするべきではない。	都市計画道路、公園の用地取得や整備を行う際は、説明会など様々な機会を捉えて、関係権利者や地域の皆様に対して丁寧に説明し、ご理解に努めながら着実に進めます。	※
249	戦略12	12-1	桜台通りが狭く、常に事故のリスクを感じながら通行しているため、以下の対応を希望する。 ・歩道と車道のガードレールによる物理的な分離および自転車専用道路の整備 そのための車道1車線化（一方通行化） ・歩道の拡張（特に氷川台方面） ・電柱の移設（歩道に多すぎて、人とすれ違う際には車道を歩かざるを得ない）	桜台通りは、都市計画道路を補完し、地区の主要な動線となる「生活幹線道路」に位置づけ、歩道を設置する拡幅整備を進める予定ですが、具体的な整備時期は未定です。 現在、桜台通りの一部を含む桜台東部地区では、地域の皆様と災害に強いまちづくりに取り組んでいます。桜台通りを歩行者が安全に通行できる方策等について、引き続き地域の皆様と検討を進めていきます。	△
250	戦略12	12-10	災害時の準備についてマンション住民で話し合った際、トイレの準備、特にマンホールトイレが候補となった。 ただ、どこのマンホールを使うべきか知識が無い、高額でありなかなか購入できないといった課題がある。防災会で準備するマンホールなどの補助金を希望する。 また、マンホールトイレの講座などがあったら嬉しい。災害に強い練馬区、地域を目指したい。	災害時のトイレ問題は重要であり、日頃からの備えが不可欠です。中高層マンションを対象とした、マンホールトイレや応急給水栓の施設整備への補助を開始します。 また、区では、防災訓練や地域での出前防災講座等の機会を捉えて、災害時のトイレ問題について周知・啓発するほか、ねりま防災カレッジの中高層住宅向け防災講習会において、マンションにおけるトイレ問題を重点的にとりあげています。また訓練では、下水管につながるマンホールの確認をはじめ、トイレの組み立てや、使用方法等、発災時を想定した実践的な内容としています。	○

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
251	戦略12	12-10	高層マンション住民へのトイレ対策の周知徹底をし、各棟でマンホールトイレの設置可能な場の選定などを自治会・町会に早急に呼びかけるよう求める。	中高層マンションでの在宅避難を可能とするよう、マンホールトイレや応急給水栓の施設整備補助を開始します。マンホールトイレの設置場所は、配管設備などがそれぞれ異なります。また設置にあたっては、居住者の方にマンション防災の必要性を理解していただくことが必要です。 そのため、防災カレッジの中高層住宅向け防災講習会や「中高層住宅の防災対策ガイドブック」の全面改訂と中高層マンションへの全戸配布を通じて、マンション特有の被害を周知・啓発し、マンション防災対策に取り組みます。	○
252	戦略12	12-11	白子川の河川整備にあたっては、河川環境や地下水について十分に配慮すること。 例えば、河道内植生や生物の保全、河床3m掘削による地下水位の低下など。 井頭大型調節池の建設の回避 例えば、白子川流域（西東京市を含む）に雨水貯留施設、雨水浸透施設、雨水用施設等を整備したり、雨水下水道を新河岸川に直接つなぐなどにより、流出量および流出ピーク時間の平準化を図ることで調節池の規模の縮小を図り、コンクリートボックスの箱型調節池ではなく、堀込式の多目的遊水地公園にする。	都が実施する白子川の河川整備については、「新河岸川及び白子川河川整備計画（令和4年12月）」において、治水上の安全性の確保とあわせて、自然環境や河川水質の保全など、河川環境の向上に努めた川づくりを進めていくことを基本理念としています。 調節池については、予定容量や区間は示されているものの、具体的な場所や構造については示されておらず、今後、施設数や設置場所等の施設計画を検討、調整していくこととしています。 区は、調節池を含む白子川の整備について、洪水被害の防止を早期に実現することや、地生態系、湧水等の自然環境などへの配慮をすることを、都に申し入れています。 また、区は流域対策として、浸透ますなどの雨水流出抑制施設の設置を、区民等と協働で進めています。	△

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
253	戦略12	12-11	地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」と記載されているが、2019年の台風襲来の際、精神的経済的打撃を経験している関町北地域の住民にとっては現在行われている、さらになされようとしている対策、・台風襲来後の豪雨対策、・内水氾濫対策、・水害を防ぐ等の施策は「攻めの防災」とは程遠い対策である。 第3次計画素案にこの地域の水害対策を喫緊の課題として、地域住民を巻き込んで取り組む策を講じた計画を作成し実行するよう強く要望する。 この地域は練馬区作成「水害ハザードマップ」を一見しただけでも他地域とは異なる濃い青色が塗られて箇所にある。実際に大雨が降ると石神井川と西武新宿線が並行して走っている線路北側の道路は一瞬にして水浸しになり、たびたび内水氾濫が発生している。 今に至るまでなんら本格的に対策事業を展開してこなかった区に対して、令和6年から10年に至る間の第3次計画として「攻めの防災」施策を進めるべきと考える。 「練馬区総合治水計画」を見直してほしい。雨水浸透施設の設置や住民個々への雨水桝や空地、レインガーデン作りの推奨、都市計画道路の整備等を含み流域地域の広報活動、助成金制度などの周知に力を注いでほしい。	道路冠水などによる浸水被害を防ぐため、都が実施する河川や下水道の対策と区が行う流域対策をあわせ総合的に取り組んでいます。 都は、関町北地域を含む石神井川流域で護岸改修工事のほか調節池等の整備を進めています。 区は、流域対策として、大規模民間開発等にあわせ、浸透ますなど雨水流出抑制施設の設置を義務付けているほか、個人住宅等に雨水浸透ますや雨水タンクの助成を行っています。また、雨水浸透ますの設置を広く区民の皆さまに協力していただくよう、区報やホームページへの掲載、町会等を通じて助成制度の周知を行っています。 なお、令和5年12月に、都は豪雨対策基本方針で定めた目標降雨を時間75ミリから85ミリへ引き上げました。今後、改定される流域毎の豪雨対策計画を踏まえ練馬区総合治水計画の見直しを行います。	○
254	戦略12	12-11	この地域の地域的特性からみても南北を青梅街道と新青梅街道にはさまれた谷底地域である。この関町全体に降る雨は当然谷底の石神井川に流れ込み氾濫の危険が発生する。この危険を防ぐために「川の幅を広げよう」との単純な考えは捨てて、降雨量に耐えるための予防ではなく、河川に流れ込む雨水量を減らす、そのためには下水道を整備し流れ込まないようにする、さらに流れ込ませない対策を、例えば流れの途中に堰を作る等々の対策に置き換えてほしい。 豪雨が襲来し氾濫が起きた時に住民が取るべき水害対策のみ。起きてからでは遅い。水害を減らし、水害を起こさせないための対策を講じるべきである。	都は、石神井川流域で護岸改修工事や調節池等の整備を進めています。区は、流域対策として、大規模民間開発等にあわせ、浸透ますなど雨水流出抑制施設の設置を義務付けているほか、個人住宅等に雨水浸透ますや雨水タンクの助成を行っています。 河川や下水道整備は、治水における抜本的な対策です。都に早期整備を求めるとともに、区民・事業者と協働して流域対策を推進していきます。	※
255	戦略12	12-11	練馬区は東京都に河川拡幅計画を見直すよう申し入れを行ってほしい。同時に練馬区として諸々の対策を考えてほしい。石神井川上流の雨水対策が確実に進められれば下流流域に起こる水災害も防ぐことや減災害にもつながる。もっと住民への広報活動にも力を注いでほしい。 暮らしに根を張った安心安全なまちづくりに「攻めの」施策を計画し実行していただけるよう要望する。		※

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
256	戦略12	12-15	オンデマンドでもいいが、より多くの人に見てもらうには、YouTubeみたいな登録とかが無くネット環境があればつながる配信型の方が良いと思う。	消火器の使い方や地震が起きた時の行動等について「防災体験学習動画」を作成し、区のホームページ内で視聴できる取組を行っています。 今後も、ねりま防災カレッジ受講生に限らず、YouTube等を活用し多くの方が視聴できるように動画を配信するとともに、コンテンツを増やし、より一層の周知・啓発に取り組みます。 頂いたご意見を踏まえ、記載を修正します。	◎
257	戦略13	-	西武池袋線の区内踏切ゼロを求める。	西武池袋線では、江古田駅から大泉学園駅間において、東京都による連続立体交差事業の実施に伴い、踏切が除却されました。現在進めている西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業の進捗状況を踏まえ、その他の踏切の改善や除却に向けて、関係機関に働きかけていきます。	□
258	戦略13	13-1	補助135号線および232号線の道路計画は、令和元年度に「取組方針」策定となっていた。今回の素案は「令和6年度策定」。遅れたのは、大二中と南小の教育環境を著しく損なう道路計画を進めようとするからではないか。道路計画を見直してほしい。「取組方針」の案より、アクションプランで道路整備のスケジュールが先行するのはおかしい。 計画があるから進めるのではなく、完了時点における時代の変化と必要性をしっかり見通さなければならない。	大泉学園駅南側地区における補助135号線、補助232号線はそれぞれ主要延焼遮断帯、一般延焼遮断帯に位置付けられています。防災面や交通安全対策などの地域の課題を抜本的に解決するためには、両路線の整備が必要です。 大泉第二中学校、大泉南小学校の望ましい教育環境の保全と道路整備を両立させる方策について検討を進め、アクションプランで、今後のスケジュールをお示ししています。 引き続き、地域の抱える課題の解決に向けて、取り組んでいきます。	※
259	戦略13	13-1	区の基本姿勢「みどり豊かな軸となる幹線道路の整備」について、アスファルトの道路整備によるみどりの創出ではなく、今求められているのは地球温暖化をストップさせるために熱、雨水を吸収する地面を残し樹木を増やすこと。自然の循環を視野に入れたまちづくりをすすめることを求める。	練馬区は、都市化が急激に進んだため、道路などのインフラ整備が著しく 遅れています。都市計画道路は、みどり豊かで快適な空間を創出し、交通の円滑化や防災機能の向上に資する重要な交通インフラです。区が将来に向けて更に発展していくため、着実に整備を進めることが必要です。 また、みどりの拠点となる大規模な公園を整備し、みどり豊かな軸となる幹線道路や河川とつなぐことで、みどりのネットワーク形成を進めています。 幹線道路の整備にあわせ、みどりの軸としてふさわしい景観形成の実現に向け、国や都にも働きかけ、緑化を進めます。 あわせて、公園の整備、樹林地や農地の保全等のみどりの保全と創出に関する取組を進めます。	※
260	戦略13	13-1	外環道上部建設計画および補助第232号線・補助第135号線建設計画について、近隣の環境・住民に対し及ぼす影響について詳細な環境アセスメント調査を行う必要がある。また、外環本道の延長工事についても、同様の調査が必要と考える。	環境アセスメント調査は、環境影響評価法および東京都環境影響評価条例に対象事業が規定されており、対象事業を行う者が実施します。 区は、法および条例が定める手続きの各段階で関係自治体として環境保全に関する意見を都知事に提出します。	―

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
261	戦略13	13-1	北園近辺の道路（放射7号線）の状況が気になる。道路を通す場合は、立ち退きや用地取得の合意が取れてから事業を開始するものだと思っていたが、取れていなかったということなのか。	放射第7号線は、東京都が整備を行っており、用地取得率は約98%となっています。用地を取得できた区間から工事に着工し、整備を進め、一部の区間を除き歩道を全線開放しています。 都市計画道路の整備にあたっては、事業認可取得後に用地折衝を開始することが一般的です。早期開通に向け、精力的に用地折衝を進めるよう、引き続き都に働きかけていきます。	—
262	戦略13	13-1	都市計画道路「補助135号線」と「補助232号線」に反対する。 静かな環境を新しい道路によって、またその工事によって壊さないでほしい。 新しい道路によって、小鳥が住める環境を壊さないでほしい。 新しい道路によって、「憩いの森」、白子川の源流を壊さないでほしい。 新しい道路によって、子どもの遊び場でもある「大きい三角公園（通称）」や「けんか広場」をなくさないでほしい。 新しい道路によって、避難所でもある大泉第二中学校の敷地を分断しないでほしい。 新しい道路によって、大泉第南小学校の校庭を削らないでほしい。 新しい道路によって、大泉第二小学校の校庭を削らないでほしい。また、歴史的財産である石垣を壊さないでほしい。	練馬区は、都市化が急激に進んだため、道路などのインフラ整備が著しく 遅れています。都市計画道路は、みどり豊かで快適な空間を創出し、交通の円滑化や防災機能の向上に資する重要な交通インフラです。区が将来に向けて更に発展していくために、着実に整備を進めることが必要です。 大泉学園駅南側地区における補助135号線、補助232号線はそれぞれ主要延焼遮断帯、一般延焼遮断帯に位置付けられています。防災面や交通安全対策などの地域の課題を抜本的に解決するためには、両路線の整備が必要です。	※

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
263	戦略13	13-1	大泉第二中学校に交差点をつくる135号と232号道路は、学校の桜の木を切ることになると思うし、静かな環境がなくなり、子どもたちにストレスを与えるため反対。静かでなくなる環境悪化（騒音・振動・排気ガス・高い建物ができて空がせまくなる）は目に見えており、子供たちの学校環境を大切にして欲しい。	大泉学園駅南側地区における補助135号線、補助232号線はそれぞれ主要延焼遮断帯、一般延焼遮断帯に位置付けられています。防災面や交通安全対策などの地域の課題を抜本的に解決するためには、両路線の整備が必要です。 区では、有識者委員会を立ち上げ、大泉第二中学校の教育施設機能などの教育環境を確実に保全できる再建策の検討を行いました。 有識者委員会から示された提言を踏まえ、取組方針を策定し、大泉第二中学校の望ましい教育環境の保全と道路整備の両立に向け、取り組んでいきます。	※
264	戦略13	13-1	補助135号線および補助232号線の道路計画には反対である。 50年以上前の計画であるのに、現在の住民の暮らしを無視した計画道路である。 道路を優先するのではなく、地域住民が子育てに適していると実感して大切にしている環境をこそ守って欲しい。 特に大泉第二中学校は多くの生徒が通っている。道路によって、静かな学校環境がガラっと変わり、子どもたちに大きなストレスを与えることになるのは明らかだ。騒音・振動・排気ガスを無くすことは不可能だろう。 道路計画を白紙にしてほしい。 練馬区の宝である、静かな環境で暮らせる幸せを新しい道路によって奪わないほしい。子ども達の大切な学校や広場を壊さないでほしい。		※
265	戦略13	13-1	大泉第二中学校を分断する道路を作るのはどうみてもおかしい。少子化で、子ども優先にしなくてはならないのに真逆である。計画を見直すのも区の仕事ではないのか。		※
266	戦略13	13-1	補助135号線及び232号線（大泉学園南地区）の取り組み方針の策定とあるが、これは策定をせず、この道路計画を凍結し、見直すよう求める。		※
267	戦略13	13-1	「安全・快適、みどりあふれるまちづくり」は、都市計画道路の着実な整備、公共のみどり増加など、居住住民の退去を前提とする計画（外環の2などの道路建設・住宅地を公園に変える稲荷山公園計画）が目白押しで、人口増加に伴う環境悪化・災害時の危険の増加から、決して、「高齢者が住み慣れた地域で暮らせるまち」（施策の柱2）や「子供たちの笑顔輝くまち」（施策の1）には繋がらない。	練馬区は、都市化が急激に進んだため、道路などのインフラ整備が著しく 遅れています。都市計画道路は、みどり豊かで快適な空間を創出し、交通の円滑化や防災機能の向上に資する重要な交通インフラです。区が将来に向けて更に発展していくため、着実に整備を進めることが必要です。 都市計画道路、公園の用地取得や整備を行う際は、関係権利者や地域の皆様に対して丁寧に説明し、ご理解に努めながら着実に進めます。	※

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
268	戦略13	13-2	大江戸線延伸について力強い記載があり頼もしい。 また、道路に関しても区内西側は細いところが多いので是非推進してほしい。	大江戸線の延伸については、事業予定者の東京都が令和5年3月に副知事をトップとする「大江戸線延伸にかかる庁内検討プロジェクトチーム」を設置し、スピード感をもって検討を進めています。区は大江戸線延伸推進基金の更なる積み増しを計画的に実施します。取組の方向性がより明確に伝わるよう、記載を修正しました。事業着手に向け、今後も都と連携して取り組んでいきます。 区西側地域は、インフラ整備が遅れているため、現在事業中の都市計画道路の着実な整備と未整備路線の早期事業化に向けた取組を進めます。	◎
269	戦略13	13-2	土支田駅（仮称）の駅周辺地区は特別養護老人ホーム、デイサービス、高齢者住宅が乱立している。その他に空いている場所にクリニックモールの建設が予定されている。駅前に商業施設が建つ場所がない。駅ができる前に駅周辺地区のまちづくりがあり得ない状態だ。もっと熟考すべきではないのか。 土支田駅（仮称）の駅周辺地区がこんな状態だと、大泉町駅（仮称）、大泉学園町駅（仮称）の駅周辺地区のまちづくりが心配。	大江戸線延伸地域の新駅予定地周辺では、すべての地区で地区計画の決定と用途地域の変更を行いました。地区計画によるまちづくりを進めるとともに、駅前広場の整備による交通利便性の向上や商業・サービス施設の立地を促し、まちの中心となる新たな拠点づくりを進めていきます。	○
270	戦略13	13-2	大江戸線延伸については、鉄道事業者と一体になり、工事の見通しや状況などが積極的に公開されることで、区民の認識となり、区民一体の取り組みが推進されると思う。	大江戸線の延伸については、事業予定者の東京都が令和5年3月に副知事をトップとする「大江戸線延伸にかかる庁内検討プロジェクトチーム」を設置し、スピード感をもって検討を進めています。区は大江戸線延伸推進基金の更なる積み増しを計画的に実施します。事業着手に向け、今後も都と連携して取り組んでいきます。 延伸に向けた取組状況や進捗について、ホームページや延伸ニュース、地域イベントなどにおいて、積極的にお知らせしていきます。	○
271	戦略13	13-2	補助230号の整備を進め、大江戸線の事業化に向けた取り組みを加速してほしい。	大江戸線の延伸については、事業予定者の東京都が令和5年3月に副知事をトップとする「大江戸線延伸にかかる庁内検討プロジェクトチーム」を設置し、スピード感をもって検討を進めています。区は大江戸線延伸推進基金の更なる積み増しを計画的に実施します。取組の方向性がより明確に伝わるよう、記載を修正しました。事業着手に向け、今後も都と連携して取り組んでいきます。 また、導入空間となる補助230号線の用地取得率は、約9割に達しており、沿道の全ての地区で地区計画の決定と用途地域の変更を行いました。 引き続き新駅予定地周辺において、地域特性を活かした賑わいある新たな拠点整備の検討を進め、旅客需要の増加につながるまちづくりを更に推進します。	◎

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
272	戦略13	13-3	西武新宿線の立体交差事業は、地域住民から地下化の提案がある。西武鉄道との間に入って、再度、地下化にむけて話しあいをすすめると明記すべき。	西武新宿線の連続立体交差化計画については、東京都の都市計画審議会において都市計画案が審議され、令和3年に高架式で都市計画決定されています。決定までには、説明会やオープンハウスの開催、個別訪問等を通じ、地域の皆様へ計画内容を広く周知するとともに、ご意見ご質問を伺ってきました。地下化の検討が再度必要であるとは考えていません。 引き続き、都や沿線区市と連携し、地域の皆様へ丁寧な説明を行いながら整備を進めます。	※
273	戦略14	－	練馬高野台駅から春日町方面のバス路線の新設を希望。	環状8号線を活用したバス路線の新規導入については、具体的なルート案を民間バス事業者に提示するなど、引き続き働きかけていきます。	□
274	戦略14	－	練馬高野台駅から荻窪駅のバス路線の増便を希望。（特に朝の7時台）	民間バス事業者に増便のご希望について伝えます。	―
275	戦略14	14-2	みどりバスの南田中ルートが増えるとよい。 （北町第二地区区民館行きから南田中車庫まで）	北町～南田中間の環状8号線を活用したバス路線の新規導入については、具体的なルート案を民間バス事業者に提示するなど、引き続き働きかけていきます。	□
276	戦略14	14-2	みどりバスが有効活用されているのか。甚だ疑問である。赤字を垂れ流し続けるだけならばライドシェア等の代替案を模索すべきである。	みどりバスは、公共交通空白地域の改善や高齢者・障害者などの交通弱者を含めた区民全体の生活行動力の向上を図り、あわせて公共公益施設への交通の利便性向上などに寄与することを目的としており、運行経費は、区の負担率を2分の1程度までにすることを目標水準としています。 近年、新たなコミュニティ交通の取組が出てきています。 みどりバスの利用実態や全国各地における取組事例を踏まえ、新たな交通手段の導入も含めた将来の交通体系のあり方を検討していきます。	○
277	戦略14	14-2	鉄道以外の移動手段の安心と快適性を改善してほしい。特に自転車での日常的な移動にも目を向けてほしい。 より安心して日常的に移動ができれば、子供や学生が図書館や美術館にアクセスできることで教育効果があがる、区民同士の交流がより簡単になり孤立の予防や地域の活性化につながるなど複層的な効果があるのではないか。 石神井公園駅一大泉学園の高架化、石神井公園駅の再開発、補助132号の整備で、移動がスムーズになることがこんなに生活圏を広げて生活がしやすくなるのかと実感し、とてもありがたかった。これがまだ限定的な範囲なのも確かなのでこれが広がることを願っている。	区民の日常生活における移動の利便性を向上させることは重要な課題です。 自転車利用については、シェアサイクルの社会実験を通じて区民の移動利便性の向上を図っています。 また、鉄道、バス、自転車に加え、デマンド交通などの新たな交通手段を導入し、人々の移動を支える交通体系の実現を目指す新たな地域公共交通計画の策定に取り組みます。	○

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
278	戦略14	14-2	南大泉地域の交通不便地域 道路が狭いなどの事情に合わせた交通手段を考えていただきたい。	公共交通空白地域改善計画において、路線バス等の導入が困難な地域について、デマンド交通などの新たな交通手段の導入を検討することとしています。 先進事例の収集や実証実験を行っている民間事業者へヒアリングを行うなど、新たな交通手段の可能性について引き続き検討していきます。	○
279	戦略14	14-3	光が丘駅のエレベーターの整備が実現したが、小竹向原駅については令和8年度まで「働きかけ・調整」となっている。小竹向原駅は東京メトロと西武鉄道の複数の事業者の調整が必要なためとコロナ禍による両事業者の収益の悪化等で難航していると聞いているが、光が丘駅と同様の強力な働きかけと国、都、区の補助により、長年の住民の切実な要望を一刻も早く実現してほしい。	駅のバリアフリー施設の整備は、鉄道事業者自らの責務において実施すべきものであり、これまでも区は機会あるごとに整備を要請してきました。 小竹向原駅の2ルート目のエレベーター整備について、引き続き鉄道事業者へ働きかけていきます。	○
280	戦略14	14-3	西武池袋線大泉学園駅へのホームドアの設置がなかなか実現しないため、実施できると良い。	西武鉄道のバリアフリーに関する整備計画では、令和12年度までに区内外23駅にホームドアを整備するとしています。大泉学園駅については、さらにホームが狭くなり、補強が必要になるなど課題があることから、整備に至っていません。ホームドア設置に係る課題解決を図り、早期に整備するよう引き続き働きかけていきます。	○
281	戦略14	14-5	「公共施設等総合管理計画実施計画」の各施設の建設計画について、「施策の柱4安全、快適、みどりあふれるまち」ときちんと連携して計画していただきたい。 特に「戦略計画14人々の移動を支える交通体系の構築」の検討において、公共施設へ利便性良く移動できることを考慮して計画してほしい。 大きなシェアサイクルポートが公共施設に併設されることで、自転車の駐輪場所に制約されることなく施設にいきやすくなり、放置自転車の対策にもなると思う。	公共施設への移動を含め、区民の日常生活における移動の利便性を向上させることは重要な課題です。 そのため、デマンド交通などの新たな交通手段を導入し、人々の移動を支える交通体系の実現を目指す新たな地域公共交通計画の策定に取り組みます。 公共施設のシェアサイクルポートは、練馬区役所東庁舎、石神井庁舎、自転車駐車場などに設置しています。引き続き、他の公共施設へのポートの設置に努めていきます。	○

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
282	戦略15	－	江古田駅周辺の再開発を強く求めたい。江古田北部地区を整備したとなっているがその範囲はごく限られた狭いエリアでしかない。江古田駅周辺は細く入り組んだ道路が多く駅の東西ともに踏切もあるため常に危険が伴っている。	江古田駅周辺では、平成4年度から30年度にかけて密集住宅市街地整備促進事業により、道路・公園等の整備、老朽建築物の建替え促進等に取り組んできました。合わせて、駅周辺地区で地区計画を定め、更なる防災性の向上や商業環境の保全を図っています。引き続き、地域の方々と連携し、安全快適なまちの実現に向け取り組んでいきます。	□
283	戦略15	－	道路が狭く、自動車、歩行者の接触事故、自転車と歩行者、自動車と自転車の接触事故を防ぐために、区道の整備を希望。	みどり豊かで快適な空間を創出し、交通の円滑化や防災機能の向上に資する重要な交通インフラである都市計画道路や、都市計画道路を補完する生活幹線道路の整備を着実に進めます。	○
284	戦略15	－	都市計画道路、鉄道の整備は、広い区内の移動において重要な課題だと思うが、同時に、周辺地域の整備、まちづくりにも取り組み、安全で住みやすい練馬区を作ってもらいたい。	練馬区は、都市化が急速に進んだため、著しく立ち遅れている道路・鉄道など、インフラの整備が急務となっています。快適で暮らしやすいまちの実現に向け、災害に強く、安全・安心な暮らしを支える交通インフラの整備を進め、区民と協働でグランドデザイン構想で示すまちの将来像の実現を進めていきます。	○
285	戦略15	－	［中村橋駅周辺の整備］について。サンライフ、図書館など、中村橋駅周辺の利用者から、区の強引な姿勢に批判の声があがっている。いまの計画はいったん白紙にすると明記すべき。	サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。 美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。 中村橋区民センターも大規模改修が必要な時期を迎えています。建設当時から幾度も機能の転換が行われており、今後も予定されているため、新たな機能にあわせた部屋の利用や動線の確保など、施設全体の有効活用が課題となっています。 このため、中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保するとともに、サンライフ練馬を廃止し、その敷地を活用して、美術館をリニューアルすることで、これらの施設が抱える課題を解決し、時代の変化に合わせて区民サービスの更なる充実を図るものです。 これまでも中村橋駅周辺施設の統合・再編に関わるオープンハウスの開催をはじめ、美術館再整備基本構想にかかわる区民意見反映制度、設計ワークショップなど、さまざまな機会を設け、多くの方のご意見を伺ってきました。今後も節目節目で区民の皆さまや区議会の意見を伺っていきます。	※

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
286	戦略15	15-1	都営大江戸線の終点が延伸して大泉学園町になるとよい。	大江戸線の延伸については、事業予定者の東京都が令和5年3月に副知事をトップとする「大江戸線延伸にかかる庁内検討プロジェクトチーム」を設置し、スピード感をもって検討を進めています。区は大江戸線延伸推進基金の更なる積み増しを計画的に実施します。取組の方向性がより明確に伝わるよう、記載を修正しました。事業着手に向け、今後も都と連携して取り組んでいきます。 また、新駅予定地周辺において、地域特性を活かした賑わいある新たな拠点整備の検討を進め、旅客需要の増加につながるまちづくりを更に推進します。	◎
287	戦略15	15-3	[武蔵関駅周辺地区のまちづくり]について。近隣住民への説明はまだなされていない。東京には、地域住民と数十回にわたって話しあいをすすめて公園をつくった所もある。練馬でも地域住民との話し合いを納得するまですすめ、住民参加で「まちづくり」を進めると明記すべき。	武蔵関駅周辺地区では、地域の町会・商店会の方や公募区民などで構成する「武蔵関駅周辺地区まちづくり協議会」を開催し、まちづくりルールの検討を行っています。また、地域の皆様には、まちづくりニュースの配布や駅構内への掲示に加え、オープンハウスを開催し、検討過程等の周知を行っています。 引き続き、地域の皆様にご意見を伺いながら、まちづくりに取り組んでいきます。	○
288	戦略15	15-6	既に用地買収が進められている練馬区内の外環の2事業認可済み区間及び事業計画賂線並びにその沿線を50 メートル崖線に沿った湧水池の連続線と接続するものとして、練馬区内の外環の2計画地及びその周辺地域全体を公園化する計画を提言する。	外環の2は、区西部で特に整備が遅れている南北方向の都市計画道路であり、みどり豊かで快適な空間を創出し、交通の円滑化や防災機能の向上に資する重要な交通インフラです。 街路樹等による緑化により、みどりの軸として、みどりのネットワークの形成につながるものであり、着実に整備する必要があります。早期整備を東京都へ働きかけていきます。	※
289	戦略15	15-8	石神井公園駅南口西地区再開発計画や補助232号建設計画では、街路樹を植樹したり、高層ビルの壁面を自然と調和した色とすることで、区民のみどりに対する満足度が増すというような考え方が見られる。これらの計画によって練馬区の生態系や景観が真に改善されるわけではない。通気性・通水性のある土壌が蓄えられた一定の区域に、武蔵野の自然植生にかなった植物種を移植し、再生を図る思考法を取ってもらいたい。	都市計画道路では沿道の状況などを踏まえ、緑化を進めています。沿道のまちづくりにおいても、地域の皆様のご意見などを踏まえ、公園の整備などみどりの創出に取り組んでいます。 今後も、地域の皆様のご意見を伺いながら、みどりあふれるまちづくりに取り組んでいきます。	―

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
290	戦略15	15-8	管理不全な分譲マンションを増やさないためにも、訴訟が行われていて住民の反対の声も多い石神井公園の新しい駅前マンションも見直すべきではないか。 反対の声を聞くだけで説明して理解を求めるのではなく、お互いに納得する形にする努力をしてほしい。	石神井公園駅南口西地区の市街地再開発事業は、区域内の関係権利者の皆様の大多数の同意のもと、再開発組合が設立され、事業に着手しています。 石神井公園駅南口については、道路が狭く、小さなビルが密集しており、防災・安全上の課題が残されています。 現在進めている再開発事業は、狭小な敷地や老朽化した建物を集約するとともに、道路の整備を一体的に行い、みどりあふれる歩行空間やオープンスペースを創出することで、安全で魅力あるまちを実現するものです。 皆様にいただいているご意見については、引き続き丁寧な説明に努め、ご理解をいただきながら事業を進めていくよう、事業者である再開発組合を指導していきます。 また、建物の管理については、今後、再開発ビルの管理組合が設立された段階で、適正に管理するよう指導していきます。	※
291	戦略15	15-10	空き家は安心安全を阻害するリスクと捉えられがちだが、現在では見られない建築というのはまちの魅力にもなる。 空き家活用のボトルネック解消のためには、家主と建物利用者のマッチングのみでは足りず、建築・不動産・金融を統合させたソリューションを提供でき、家主のリスクを代わりに負えるような中間事業者の存在が鍵となる。 空き家数の多い世田谷区や大田区にはその分プレイヤーやプラットフォーマーが集まってきているため、そうした所から人を招いて、家主／事業者向けセミナーや区役所内での勉強会などをするのも良いと思う。	区では、常設の相談窓口を「みどりのまちづくりセンター」に設置して、空き家活用について相談、マッチングを行っています。 区内に支店を置く信用金庫や法律、不動産、建築など6つの専門団体と協定を締結して、空き家の利活用に関するセミナーや個別相談会を開催しています。 空き家の利活用に関する最新動向を注視しながら、セミナー等の検討を行っていきます。	△
292	戦略16	－	令和3年度練馬区みどりの実態調査報告書によれば、区全体の緑被率のが減少しており、特に 300 ㎡ 以上の樹木地の減少幅が大きく、区のみどりの約4分の3を占める民有地のみどりが減少傾向にあるとのことであり、これこそが最大の問題点。保護樹木等に対する助成の拡大を図るほか、緑地の公費による買い取りなどの優遇策が採られるべきである。	令和6年度からは、保護樹木等の剪定費補助を拡充します。区では、これまでに81か所の憩いの森・街かどの森を開設し、そのうちの41か所を含む多くの樹林地を取得し保全しています。令和元年度からの5か年だけでも、8か所2.1haの樹林地を取得しました。今後も、屋敷林等の重要な樹林地の確保を進めます。	○
293	戦略16	－	令和3年度練馬区みどりの実態調査報告書によれば、区全体の緑被率の減少しており、特に 300 ㎡ 以上の樹木地の減少幅が大きく、区のみどりの約4分の3を占める民有地のみどりが減少傾向にあるとのことであり、これこそが最大の問題点。相続税・土地売却による所得税・固定資産税の納付に際しての、緑地保全者に対する十分な控除・補助を行うべきである。	国や都に対しては、樹林地保全に向けた税制改正や補助制度の拡充を要望しています。区では、これまでに81か所の憩いの森・街かどの森を開設し、そのうちの41か所を含む多くの樹林地を取得し保全しています。令和元年度からの5か年だけでも、8か所2.1haの樹林地を取得しました。今後も、屋敷林等の重要な樹林地の確保を進めます。	□

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
294	戦略16	－	令和3年度練馬区みどりの実態調査報告書によれば、区全体の緑被率の減少しており、特に 300 ㎡ 以上の樹木地の減少幅が大きく、区のみどりの約4分の3を占める民有地のみどりが減少傾向にあるとのことであり、これこそが最大の問題点。憩いの森・街角の森の面積基準の緩和を行うべきである。	憩いの森・街かどの森は、都市緑地法に基づく制度です。面積要件は法で定められており、緩和は困難です。区では、これまでに81か所の憩いの森・街かどの森を開設し、そのうちの41か所を含む多くの樹林地を取得し保全しています。令和元年度からの5か年だけでも、8か所2.1haの樹林地を取得しました。今後も、屋敷林等の重要な樹林地の確保を進めます。	※
295	戦略16	－	より強力なヒートアイランド対策をすべきである。	令和5年9月に策定した「練馬区環境基本計画2023」に基づき、街路樹などを活かしたみどり豊かな幹線道路の整備、区立施設の改修・改築に合わせた緑化の推進、道路の整備・改修時の遮熱性舗装の採用等により、ヒートアイランド現象の緩和に取り組みます。	□
296	戦略16	－	みどりのネットワーク形成の軸となるのは、幹線道路ではなく、崖線に沿った湧水池と石神井川・白子川であり、それぞれの立地に適合した植生の形成を目指すべきある。	拠点となる公園を整備し、みどりの軸となる幹線道路や河川とつなぎ、みどりのネットワーク形成を進めています。 石神井川については、都市計画石神井川緑地の整備を都へ要請し、白子川沿いでは、みどりの空間の確保に努めます。緑地の整備にあたっては、歴史や風土にあった植栽に努めていきます。	□
297	戦略16	－	緑のネットワークで軸となるのは、50メートル崖線に沿った湧水池と、石神井川、白子川であり、それぞれ立地に適合した植生の形成を目指すべきである。		□
298	戦略16	－	親子で、バーベキューができる公園が欲しい。	区立公園では、大泉さくら運動公園に野外炊事広場があり、バーベキューを楽しむことが出来ます。今後公園を整備する際には、地域の皆様のご意見を伺いながら、レクリエーションを楽しめる整備内容についても検討していきます。	△
299	戦略16	－	親子で、花火ができる公園が欲しい。	現在、区立公園での花火の使用については、近隣の迷惑になるため控えていただくようお願いしています。 今後、規模の大きな公園を整備する際は、個々の公園の特徴に応じた利用について検討していきます。	△
300	戦略16	－	練馬区の緑被率が減少を続けている。都区内の既存のヒートアイランド緩和効果の高い樹木の伐採も言語道断であるし、緩和効果の高い樹木の植樹も喫緊の課題である。その際、潜在自然植生の構成樹種を選択することは、効果を高める上で重要。	老朽化、大木化している樹木は、倒木等のリスクが高くなることから、安全確保と景観形成を両立するため、計画的な伐採や更新は必要です。 みどりには多様な機能があり、公園や街路樹、憩いの森など、それぞれのみどりに期待される機能は様々です。期待される機能を確保しながら、地域の歴史や風土にあった植栽に努めていきます。	△
301	戦略16	－	みどりの「満足度○%」という、あいまいな目標ではなく、実際の量（緑被率）を示して欲しい。 満足度では人によってバラツキがあり、それは将来の環境に役立つものではない。何かに正しいデータとして有効に使えるのか疑問である。	みどりには、公園、農地、街路樹等様々なみどりがあり、区民が感じるみどりの豊かさはみどりの量だけを評価するものではないことから、「満足度」を指標としています。 緑被面積や率については、みどりの変化を把握するための指標として、これからも定期的に調査し、公表していきます。	※
302	戦略16	－	みどり分野の指標を、緑被率やCO2吸収量などの客観的指標ではなく、区民の満足度という主観的指標としているのは適切ではない。		※

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
303	戦略16	16-1	この計画を広報し担当している部署は主体的に説明会を開催し説明責任を果たすこと。 10haと広域であるので、20～30名ほど集合し、各ブロックで時々のテーマに関する資料は説明会開催前半月には各家庭に届けかつ、届いた事を確認できる手続（簡易書留など）とすること。	練馬区の魅力は、都心近くに立地しながら、農地や樹林地・公園など、豊かなみどりに恵まれ、区民の暮らしの中に多様なみどりが息づいているところです。 区の公園や街路樹など公共のみどりは、これまでの整備で増加しています。一方で、農地、樹林地、宅地など民有地のみどりは一貫して減少し、区全体のみどりは減少しています。 こうした中、区は、「グランドデザイン構想」（平成30年６月）を策定し、「みどりあふれる中で多彩な活動が展開されるまち」など、区が目指す概ね30年後のまちの将来像を区民の皆様に示しました。各種行政計画では、拠点となる大規模で特色ある公園を整備し、軸となる幹線道路や河川とつなぎ、みどりのネットワークの形成を進めることとしています。稲荷山公園についても、光が丘公園、大泉中央公園などと同様にみどりのネットワークの拠点として位置付けています。 本計画地は、大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草地が広がる昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を公園として再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら、休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することができる公園の整備を目指します。 令和3年2月に基本計画（素案）を公表し、パブリックコメントやオープンハウス（3会場・計7日間開催）などでご意見を頂き、約1年をかけ成案化しました。その周知については区報、区ホームページ、町会回覧板、掲示板、計画区域内への全戸配布にて周知を行いました。頂いたご意見は一つ一つ精査したうえで、反映できるものは反映し、できないものはその理由を付して取りまとめ、公表しました。 現在、専門家委員会において稲荷山公園の整備内容、自然環境の保全方法、段階的な整備のロードマップなど、専門的な見地から検討を進めています。 本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様のご理解とご協力が不可欠です。今後も、計画の検討に際しては節目ごとに説明会やオープンハウス等により地域の皆様に丁寧に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。	△
304	戦略16	16-1	2021年時（計画発表）素案や整備イメージではなく、現時点の具体的計画要因について、立ち退き世帯500余となる計画では、生活者に説明した後にプランA又はBを作り、ロードマップを作成（検討）すべき。		△
305	戦略16	16-1	稲荷山公園計画が後世に練馬区の棄民政策と言われない様、計画地内の安全・安心に集中した計画にして見直し、各ブロック毎の住民に対し説明すべき。		△
306	戦略16	16-1	３年前、突然ビラにて稲荷山公園の整備計画を知らされた。 区からは全体に対しての丁寧な説明もなく、専門委員会が立ち上がり、プロポーザルが進むなど、住民が置き去りのまま計画が進んでいる。 なぜ600戸もの住民の生活を脅かすのか。この公園計画への要因を正しく住民に伝え、協議の場を設けるべきである。		△
307	戦略16	16-1	稲荷山公園の整備に関して、過去、近隣の住人の呼びかけで説明などの機会を得た経緯はあるが、一方的な周知のみで、質問に対しても、まったく要領を得ず、具体的な保障やスケジュールなど全く分からず、その後の案内も一切ない。 不動産屋からの事前告知も受けておらず、区から早急に具体的な説明を受けたい。 過去の説明の機会の際に土木部の方々にお願いしたが、2023年末に稲荷山公園ニュースなどという書留でもなく郵送でもないチラシが投函されたのみの対応である。 早急に今後の具体的な周知や話し合い、説明会の設定など、誠意ある対応を望む。		△
308	戦略16	16-1	住民にわかりやすくていねいな説明を希望する。 この前10/20に説明会に参加したが門前払いみたいな説明だった。		△
309	戦略16	16-1	稲荷山公園の整備には全く納得していない。 せめて優先順位をきめてやるべき。		△

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
310	戦略16	16-1	練馬区主催の稲荷山公園計画の住民説明会が開かれていない 計画地域内に住んでいる住民にとっては立ち退きを迫られるかもしれない重大な問題なのに、区は説明会を開催せず、オープンハウス（パネル展示・資料配布・個人的に質問）のみ開催している。一住民と一職員の話では明確な回答を得られるはずもない。個人・グループで住民側から説明依頼する問題ではなく、練馬区が主催して住民全員（特に計画地域内の住民）に説明会を開催する義務がある問題である。 住民を無視しないでほしい。 区長が表に出てきて該当住民の前での説明をすべきだ。	（前ページと同じ） 練馬区の魅力は、都心近くに立地しながら、農地や樹林地・公園など、豊かなみどりに恵まれ、区民の暮らしの中に多様なみどりが息づいているところです。 区の公園や街路樹など公共のみどりは、これまでの整備で増加しています。一方で、農地、樹林地、宅地など民有地のみどりは一貫して減少し、区全体のみどりは減少しています。 こうした中、区は、「グランドデザイン構想」（平成30年６月）を策定し、「みどりあふれる中で多彩な活動が展開されるまち」など、区が目指す概ね30年後のまちの将来像を区民の皆様に示しました。各種行政計画では、拠点となる大規模で特色ある公園を整備し、軸となる幹線道路や河川とつなぎ、みどりのネットワークの形成を進めることとしています。稲荷山公園についても、光が丘公園、大泉中央公園などと同様にみどりのネットワークの拠点として位置付けています。 本計画地は、大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草地が広がる昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を公園として再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら、休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することができる公園の整備を目指します。 令和３年２月に基本計画（素案）を公表し、パブリックコメントやオープンハウス（３会場・計７日間開催）などでご意見を頂き、約１年をかけ成案化しました。その周知については区報、区ホームページ、町会回覧板、掲示板、計画区域内への全戸配布にて周知を行いました。頂いたご意見は一つ一つ精査したうえで、反映できるものは反映し、できないものはその理由を付して取りまとめ、公表しました。 現在、専門家委員会において稲荷山公園の整備内容、自然環境の保全方法、段階的な整備のロードマップなど、専門的な見地から検討を進めています。 本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様のご理解とご協力が不可欠です。今後も、計画の検討に際しては節目ごとに説明会やオープンハウス等により地域の皆様に丁寧に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。	△
311	戦略16	16-1	総合公園は付近にけっこうあるので、新しく10ヘクタールのものは必要ないのでは。既存の公園や憩の森をつなぐ散策路とし既存のみどりや森を活用する方が立ち退き世帯が少なくて良いのでは。安全や安心事の優先した課題にしぼった計画に見直すべき。		※
312	戦略16	16-1	稲荷山公園計画の見直しについて 何故、昭和32年に都市計画決定された総合公園計画に頑なに固執し、見直しを求める区民の声に耳を傾けないのか。 現状、420戸に及ぶ住宅等の移転補償費で二百数十億円にのぼり、光が丘と大泉中央の大規模公園に隣接する当該総合公園計画を変更しない理由を明確にしていただきたい。		※
313	戦略16	16-1	稲荷山公園計画について 長期未着手の都市計画区域内においては、都市計画法第53条により建築制限が課され、地権者が公共の福祉のために受忍すべき社会的制約であるものの、憲法第29条で公共の福祉に適合する限りにおいて認められるものである。長期間を経過し、計画当時の状況が変貌を遂げ、土地の有効利用及び地域の活性化が阻害されており、公共の福祉に資する目的も曖昧となった都市計画は見直されるべきである。何故、練馬区では頑なに整備計画の見直しを拒むのか。		※
314	戦略16	－	稲荷山公園基本計画はイメージ先行で計画の趣旨・要因を住民に向けて説明せず更に住民の声に耳を傾けない計画先行態度を非難する。 話しの所々に丁寧な説明とか、節々で説明すると言いのけて３年を過ぎようとしているが、節々での説明以前に全体工程すら住民に説明せず節々がどこだかも説明なし。見直しも求める。		―

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
315	戦略16	16-1	稲荷山公園計画、「高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち」といいながら、立ち退きを迫る。言ってることが矛盾してる。 高齢者と一緒に生活しているが、住民のことを本当に考えての計画なのだろうか。 この稲荷山公園計画に、住民の何%が賛成しているのだろうか。 60年以上前の話、その後「光ヶ丘公園」「中央公園」も出来て、少子化の中、これ以上大きい公園はいらない。 安心して生活したい。 勝手に進めないでほしい。	（前ページと同じ） 練馬区の魅力は、都心近くに立地しながら、農地や樹林地・公園など、豊かなみどりに恵まれ、区民の暮らしの中に多様なみどりが息づいているところです。 区の公園や街路樹など公共のみどりは、これまでの整備で増加しています。一方で、農地、樹林地、宅地など民有地のみどりは一貫して減少し、区全体のみどりは減少しています。 こうした中、区は、「グランドデザイン構想」（平成30年６月）を策定し、「みどりあふれる中で多彩な活動が展開されるまち」など、区が目指す概ね30年後のまちの将来像を区民の皆様に示しました。各種行政計画では、拠点となる大規模で特色ある公園を整備し、軸となる幹線道路や河川とつなぎ、みどりのネットワークの形成を進めることとしています。稲荷山公園についても、光が丘公園、大泉中央公園などと同様にみどりのネットワークの拠点として位置付けています。 本計画地は、大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草地が広がる昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を公園として再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら、休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することができる公園の整備を目指します。 令和３年２月に基本計画（素案）を公表し、パブリックコメントやオープンハウス（３会場・計７日間開催）などでご意見を頂き、約１年をかけ成案化しました。その周知については区報、区ホームページ、町会回覧板、掲示板、計画区域内への全戸配布にて周知を行いました。頂いたご意見は一つ一つ精査したうえで、反映できるものは反映し、できないものはその理由を付して取りまとめ、公表しました。 現在、専門家委員会において稲荷山公園の整備内容、自然環境の保全方法、段階的な整備のロードマップなど、専門的な見地から検討を進めています。 本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様のご理解とご協力が不可欠です。今後も、計画の検討に際しては節目ごとに説明会やオープンハウス等により地域の皆様に丁寧に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。	—
316	戦略16	16-1	高齢者が住みなれた地域で暮らせるまちとあるが、４百世帯超のむねを立ち退かせる10ヘクタール計画は無盾していないか。記述と計画と一致する政策を求める。		—
317	戦略16	16-1	稲荷山公園計画の対象世帯は400とも言われていますが、置かれている物（置き物）ではなく、生活する人々です。事業認可とかで立ちのきをさせる権利を土木部は手に入れ、その気で事業を進めるのは鬼か。人の心を持った人がやる事か。		—

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
318	戦略16	16-1	計画事業をすすめる、主な「要因を明らかに」し説明する時期や内容を陳情第28号に沿って各ブロック毎にお願いします。「ムサシノの面影」ではなく。500余世帯を立ち退かせる必要性又事業計画として納得できれば喜んで立ち退きます。	（前ページと同じ） 練馬区の魅力は、都心近くに立地しながら、農地や樹林地・公園など、豊かなみどりに恵まれ、区民の暮らしの中に多様なみどりが息づいているところです。 区の公園や街路樹など公共のみどりは、これまでの整備で増加しています。一方で、農地、樹林地、宅地など民有地のみどりは一貫して減少し、区全体のみどりは減少しています。 こうした中、区は、「グランドデザイン構想」（平成30年6月）を策定し、「みどりあふれる中で多彩な活動が展開されるまち」など、区が目指す概ね30年後のまちの将来像を区民の皆様に示しました。各種行政計画では、拠点となる大規模で特色ある公園を整備し、軸となる幹線道路や河川とつなぎ、みどりのネットワークの形成を進めることとしています。稲荷山公園についても、光が丘公園、大泉中央公園などと同様にみどりのネットワークの拠点として位置付けています。 本計画地は、大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草地が広がる昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を公園として再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら、休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することができる公園の整備を目指します。 令和3年2月に基本計画（素案）を公表し、パブリックコメントやオープンハウス（3会場・計7日間開催）などでご意見を頂き、約1年をかけ成案化しました。その周知については区報、区ホームページ、町会回覧板、掲示板、計画区域内への全戸配布にて周知を行いました。頂いたご意見は一つ一つ精査したうえで、反映できるものは反映し、できないものはその理由を付して取りまとめ、公表しました。 現在、専門家委員会において稲荷山公園の整備内容、自然環境の保全方法、段階的な整備のロードマップなど、専門的な見地から検討を進めています。 本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様のご理解とご協力が不可欠です。今後も、計画の検討に際しては節目ごとに説明会やオープンハウス等により地域の皆様に丁寧に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。	△
319	戦略16	16-1	昨年一年間続いた物価高は、今年円安から多少円高になっても、その根本の原因がコストプッシュインフレであることから、改善されないと予想される。このことから、多額の予算が必要な稲荷山公園の整備等を見直すことを切望する。		※
320	戦略16	16-1	３日間もオープンハウスに出席したがパネルも無く担当の課の説明も無く残念だ。公園課の不信な気持ち、早く目を覚まし住民を安心安全な大泉町１丁目に戻す見直しをすべき。		※
321	戦略16	16-1	交付金主体ではなく、生活者主体で何が計画中問題点としてとらえているのか説明が無いので何もわからない。計画の重大さ！住民145の世帯しか言われている処も今必要の無い公園にするとは言語同断もっと血の通った行政を子ども達の為に。必ずや見直しを求める。		※
322	戦略16	16-1	稲荷山公園計画について急にうわさ（聞かされていない）でおどろきと不安でいっぱいである。この地域を守って安心安全な生活ができる様に計画の見直しを求める。		※
323	戦略16	16-1	10haの総合公園だと、前面通りより住民が全て、居なくなり大変な事態になる。白子川左岸は右岸を見る場と書かれているが、計画の変更を求める。		※
324	戦略16	16-1	66年も前の計画で、「きちんとした区からの説明も無く毎日が苦しい。」と皆さん訴えている。今までの平穏な世界にもどす為、人間味のある計画に見直して欲しい。		※
325	戦略16	16-1	［稲荷山公園］について。地域住民から反対の声があがっている開発計画はいったん白紙に戻し、区民参加のもと、公園整備の計画をうちだすとすべきだ。		※
326	戦略16	16-1	決定された計画だからと66年もの間着手しなかったのに、何故今になって実行しようとするのか。		—
327	戦略16	16-1	約66年前に計画された整備計画を元とした稲荷山公園計画をそもそも現在、住宅がびっしりと立ち並ぶエリアの人々を立ち退かせてまで実行することが本当に周辺住民のためになることなのか疑問に感じた。住民の方が立ち退いた後の周辺の病院やその他施設の経営などについても考慮されていないように思う。		—

No.	戦略計画	年度別 事業No	意見の概要	区の考え方	対応 区分
328	戦略16	16-1	稲荷山公園の整備計画は、住民を600戸も立ち退かせる大事業であるにもかかわらず、本来あるべき総括図、設計図、設計書が「不存在」だと区は認めているが、全体に対する説明もない。住民は生きる権利や財産を取り上げられ、生活ができない。 静かに穏やかにコミュニティーが成り立っている地域でなぜ1000人もの人間を立ち退かせるのか。本当に必要な計画なのか、住民の前で説明をするべきである。これから練馬区を担っていく若い世代をどこへ追いやるつもりか。大事な人材、宝である。区はもっと真摯に考えるべきである。	区は、「グランドデザイン構想」（平成30年6月）でお示しした目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、「武蔵野の面影」を身近に感じ、様々な活動や交流を展開できる稲荷山公園の整備を目指しています。 稲荷山公園は、既に都市計画決定されている計画区域を前提として基本計画（整備イメージ）を示し、整備に向けて検討を進めています。都市計画法施行法第2条に基づき、旧都市計画法の規定により決定されている都市計画は、新法の規定による相当の都市計画とみなしており、名称、位置、区域等が引き継がれています。 本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様のご理解とご協力が不可欠です。引き続き、事業の節目ごとに地域の皆様に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。 なお、公園を整備する際は、国や東京都の補助金などを活用し財源の確保に努めながら、事業を実施していきます。	△
329	戦略16	16-1	公園計画の要因（複数）を住民（現計画10ha500余世帯1千名の立ち退き）に説明できないのは、 〇かわまちづくり支援制度 〇社会資本整備総合交付金 〇官民連携による地域活性化のための基盤推進／支援事業等、交付金を主な目的と化している。 違うのならば説明責任を果たすべき。		―

No.	戦略計画	年度別 事業No	意見の概要	区の考え方	対応 区分
330	戦略16	16-1	住宅地を公園に変える稲荷山公園計画の中で居住者のいる地域の公園化については、一旦白紙に戻し、緑地の中に住居が点在するような公園化ができないか検討すべきである（事業認可を急ぐべきではない。）。カタクリの群生地については、なお温暖化の進展が予想される中では、既存の区民による保全活動のノウハウを重視し、いたずらに群生地域を拡大するようなことは避け、保全活動の有効性を高めることを提言する。	区は、「グランドデザイン構想」（平成30年6月）でお示しした目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、「武蔵野の面影」を身近に感じ、様々な活動や交流を展開できる稲荷山公園の整備を目指しています。 現在は、専門家委員会においてカタクリ群生地などの自然環境の保全方法について、専門的な見地から検討を進めています。 本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様のご理解とご協力が不可欠です。引き続き、事業の節目ごとに地域の皆様に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。	※
331	戦略16	16-1	稲荷山公園整備計画は、住民に安心を感じさせる対応がされていない。高齢者が多い地域で、住民を置いてけぼりにして進めていることに、不安と不信を感じる。今後この点をどう対応し、改善するのか。 練馬区土木部道路交通課発行の「稲荷山公園ニュース」では、行政が着々と計画を進めるためのロードマップのイメージが書かれている。そこに住民の意見を反映する余裕は感じられない。立ち退きがかかる住民は高齢者が多い地域で納得できず、ほとんど補償にもならない金額の補償しか出ない、貯金を切り崩さねば、次の住処が見つからない。こんな状況に区民を置いて、施策の柱など、机上の空論ではないか。	今後も、計画の検討に際しては節目ごとに説明会やオープンハウス等により地域の皆様に丁寧に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。 土地の取得や建物の補償については、個々の状況に応じてしっかりと調査を行ったうえで、補償の内容等について提示していきます。 補償の制度に関しては個別にお問い合わせください。	△
332	戦略16	16-1	2021年のオープンハウスで「用地取得を補償」についての冊子をもらい、多くの住民がこれを理解している。最近になって、この冊子は稲荷山公園計画移転の補償内容でないと知り、なぜこのような誤解をまねく事をしたのか住民を軽視しすぎである。早急に補償についての案を取りまとめてほしい。		△

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
333	戦略16	16-1	稲荷山公園の整備計画について、住民の立ち退きを最小限にした見直し案を提案する。 大泉町には、清水山憩いの森、土支田には稲荷山憩いの森、泉中里公園、全薬工業跡地、赤松公園、もみじ山公園と数多くの公園があるが、活かしきれていない。公園と公園い繋げてフットパスとして区内唯一の楽園として皆さんが楽しめ、個性あふれる公園に整備しなおすことで、水辺に沿った緑の公園とする。夢があり、身心の健康を保つ格好なフットパスとなることだろう。 こうした提案をするためには申請が必要なのか教えてほしい。	区は、「グランドデザイン構想」（平成30年6月）でお示しした目指すまちの将来像の実現に向け、みどりのネットワークの拠点づくりを進める長期プロジェクトとして、「武蔵野の面影」をテーマに、稲荷山公園の整備に取り組むこととしています。本計画地内の貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら、休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することができる公園の整備を目指します。 稲荷山公園は、既に都市計画決定されている区域を前提として基本計画（整備イメージ）を示し、整備に向けて検討を進めています。 事業を進めるうえで、地域の皆様との合意形成は不可欠です。引き続き、事業の節目ごとに地域の皆様に説明し、様々なご提案、ご意見を伺いながら進めていきます。	※
334	戦略16	16-1	稲荷山公園整備計画は400戸を越える住宅の立ち退きが伴う計画である。住宅移転料だけで数百億円かかることが推測されます。この財源はどこから引っ張って来るのか。	公園を整備する際は、国や東京都の補助金などを活用し財源の確保に努めながら、事業を実施していきます。	△
335	戦略16	16-1	400戸を越える立ち退きを伴い、住宅移転費用だけでも数百億円かかると推測される稲荷山公園整備計画は、今、練馬区民にとって必要なことか。 区には木造密集地が多くあり、そのような地区の整備にいち早く取り掛かり、費用をかけるべきだと思う。	区は、「グランドデザイン構想」（平成30年6月）でお示しした目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、「武蔵野の面影」を身近に感じ、様々な活動や交流を展開できる稲荷山公園の整備を目指しています。 本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様のご理解とご協力が不可欠です。引き続き、事業の節目ごとに地域の皆様に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。 また、老朽木造住宅が密集し、狭あいな道路が多く、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い地域を対象に、密集住宅市街地整備促進事業や区独自の防災まちづくり推進地区を指定し、まちづくりに取り組んでいます。今後は、事業の取組により、道路拡幅、建築物の不燃化、旧耐震基準の住宅の耐震化、危険なブロック塀等の撤去など、災害に強いまちづくりをさらに加速します。	―

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
336	戦略16	16-1	稲荷山公園整備計画について 総事業概算見積りを公表することなく計画を進めようとしている。「公表すると数字が一人歩きをするかもしれない」、と公園課はそれを理由に掲げている。事業整備区域を分けて、それぞれに発表すると言っているが、この対応は、区民に対して誠実ではない。 この計画は数十年を要する計画で、費用が膨大になるのは、当たり前。膨大になればなるほど、区民に公表しなければいけない。それは税金を使うから。区民は知る権利がありますし、区は公表する義務がある。 総事業概算見積りを公表せずに計画を進めることのないようお願いしたい。	稲荷山公園は既に都市計画決定されている計画区域を前提として基本計画（整備イメージ）を示し、整備に向けて検討を進めています。 総事業費の概算見積もりは用地費や整備費などの各項目から計上します。用地費は変動することや現在専門家委員会において整備内容等の検討を進めていることから、概算といえども公表は慎重に行うこととしています。 今後、事業実施の検討を進める中で、お示しをしていく予定です。	△
337	戦略16	16-1	みどりの拠点となる大規模な公園づくりについて、一見大規模な公園が出来る事は良い計画の様にみえるが、稲荷山公園の整備では一体、何軒の家の「たちのき」が必要でその立退きにかかる費用がどれ位かかるのかという話がわからないまま、計画が進むのは問題があると思う。区民の税金がどれ位、この立退きにかかるのか。またこの広い公園整備の費用がいくら位かかるのかも計画の初期段階で区民のみんなに伝えるべきではないか。		△
338	戦略16	16-1	稲荷山公園整備計画では、400戸を越える住宅が立ち退きになり破壊され、数十年に渡り、二酸化炭素が排出されることは確実である。区の基本姿勢とは矛盾することだけに、どのような対策が立てられているのか、公表を求める。	稲荷山公園をはじめとする都市計画公園は、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、みどりの創出による二酸化炭素の吸収・固定など、環境面において多様な役割を担います。 なお、本公園の整備にあたっては、環境への負荷軽減等を考慮しながら進めていきます。	△
339	戦略16	16-1	温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現に取り組むとしながら、稲荷山公園計画では420戸の住宅等建築物並びにインフラ等を解体撤去し処分するために膨大なCO2を排出する。 何故、SDG'S及び都市計画法の目的に照らしても暴挙としか考えられない“まち”の破壊を行い、環境に大きな負荷をかけるのか。アクションプランの見直しを強く求める。		※
340	戦略16	16-1	稲荷山公園計画について意見する。 今回の稲荷山公園計画もカタクリの減少傾向を市街化によるものだとする見解は何を根拠にしているものなのか。 66年前の計画を引っ張り出してきて、時代が移り変わっているのにそのまま進めようとすることに区は正気なのか。	区は、「グランドデザイン構想」（平成30年6月）でお示しした目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、「武蔵野の面影」を身近に感じ、様々な活動や交流を展開できる稲荷山公園の整備を目指しています。 本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様のご理解とご協力が不可欠です。引き続き、事業の節目ごとに地域の皆様に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。 なお、カタクリの減少には様々な要因があると考えられます。今後、専門家委員会による検討の中で、カタクリの保全についても引き続き検討していきます。	—

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
341	戦略16	16-1	基本計画の策定に当たり、大泉井頭公園は白子川の源流部であり、河川行政と切り離すことは不可能。大型調節池設置という大型公共工事に囚われることなく、行政区を越えた流域の視点から、雨水の分散貯留を前提とした雨水を活用する公園づくりとするようお願いしたい。	東京都が策定した「新河岸川及び白子川河川整備計画（令和4年12月）」では、今後、必要となる調節池について整備を進めていくとしています。 区は、白子川流域の生態系のほか、湧水等の自然環境への配慮などを行うよう、都に求めています。 今後、具体的な整備内容の検討を行う際には、改めて地域の皆様にご意見・ご要望を伺っていきます。	□
342	戦略16	16-1	「基礎調査」について、“水辺空間の創生”をテーマに改修拡張工事をしたら、「湧水が枯渇した」というような事態を招くことがなきよう、様々な視点観点からの実施するようお願いしたい。	区は、湧水や白子川も大泉井頭公園の貴重な資源と考えています。湧水等の自然環境に配慮し、検討を進めていきます。	△
343	戦略16	16-1	長期プロジェクトにおける“協働”の在り方として、基本計画を作成中だから未だ情報は提供できない、基本計画を策定したからもう意見は受入れられない、という従来の進め方ではなく、あくまでも基本計画は行政の考えを表した“たたき台”であることを前提とし、地域住民等との意見調整を行いながら“協働”で公園づくりに取り組むようお願いしたい。	稲荷山公園や大泉井頭公園は、みどりのネットワークの拠点づくりを進める長期プロジェクトとして、取り組んでいます。 長期プロジェクトの推進には、地権者をはじめとした地域の皆様のご理解とご協力が不可欠です。引き続き、事業の節目ごとに地域の皆様に説明し、ご意見を伺いながら、進めていきます。	△
344	戦略16	16-1	大規模公園を作ることは同意するが、いまそこに住んでいる住人を追い出してまで作ってほしくない。稲荷山公園や大泉井頭公園の住民の声に耳をかたむけ、くれぐれもきょうこうすることのないようにしてほしい。立ち退きをしてまで大規模公園を作る必要はない。		※
345	戦略16	16-1	白子川右岸傾斜樹林地を眺める場（レストランやカフェ施設検討）など、生活住民世帯270余（左岸）を立ち退かせて作る計画は中止を求める。	稲荷山公園は既に都市計画決定されている計画区域を前提として基本計画（整備イメージ）を示し、整備に向けて検討を進めています。 稲荷山公園基本計画（整備イメージ）では、左岸について平坦な地形を活かした、みどり溢れる開放的な広場などとして整備することで、白子川をはさんで大規模な崖線の森と草地が広がる昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を公園として再生し、後世に残していくことができるとしています。 事業を進めるうえで、地域の皆様との合意形成は不可欠です。引き続き、事業の節目ごとに地域の皆様に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。	※
346	戦略16	16-1	基本計画書中「左岸は右岸の森を楽しむゾーン」や「休憩施設の検討」は「国交省かわまちづくり支援制度」のままで、住民に向けた計画書として不真面目だ。上記掲載は中止すべき企画だ。生活住民270世帯を愚弄するものだ。 パブリックコメントの趣旨に即した検討を求める。		※
347	戦略16	16-1	河川整備が専門家委員会配付資料に記されていた。 河川整備16.5m幅は東京都の所管ではないのか。都との合意のもとか。	白子川の幅員は、令和4年12月に東京都が策定した「新河岸川及び白子川河川整備計画」に基づいたものです。公園の整備にあたっては、河川整備事業者である東京都と調整しながら進めていきます。	—

No.	戦略計画	年度別 事業No	意見の概要	区の考え方	対応 区分
348	戦略16	16-1	1月1日の能登地震をうけ、耐震工事をしたいのだが、立ち退きを考えると工事にふみきれない。早急に結論を出してほしい。	稲荷山公園は、計画面積が約10.0haと規模が大きく、関係する地権者も多いことなどから、事業区域を分けて段階的に整備を進めることとしています。現在、専門家委員会による検討を踏まえ、段階的な整備のロードマップについて検討を行っています。具体的な整備時期については、事業実施の検討を進める中でお示ししていく予定です。 個々の状況についてはお問い合わせいただき、個別に対応していきます。	―
349	戦略16	16-1	オープンハウスで稲荷山公園計画の担当の方とお話しできると思い来たのに、不在だったので、残念に思った。	このオープンハウスは区政全般について行い、内容が多岐にわたるため、各分野の担当が交代しながら対応しました。当日は対応が不十分で申し訳ありません。今後も、計画の検討に際しては節目ごとに説明会等により地域の皆様に丁寧に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。	△
350	戦略16	16-1	令和6～8年「合意形成活動」と書いてあるがオープンハウスで担当部署の職員が見当たらず、他の部署職員での対応は、まったく準備不足だ。		△
351	戦略16	16-1	・危険区域の地域を強化するために税金を使うのは賛成、芝生やカフェや屋外ステージに税金を使うより石川県の復興支援や、物価高騰により生活が苦しい人達に税金を使って欲しい。 ・オープンハウスや稲荷山公園計画説明や意見シート等、計画地内の住民には、せめて個々にお知らせが来るように希望する。	区は、稲荷山公園基本計画（整備イメージ）の策定の際には、パブリックコメント、オープンハウスなどを実施し、区民の方々からご意見を伺いました。策定した冊子については、地区内へ全戸配布および地区外地権者への郵送を行っています。また、昨年12月には、稲荷山公園の検討状況をお知らせする「稲荷山公園ニュース」も、同様に地区内へ全戸配布および地区外地権者に郵送しています。 現在、専門家委員会において稲荷山公園の整備内容、自然環境の保全方法、段階的な整備のロードマップなど、専門的な見地から検討を進めています。 今後も、計画の検討に際しては節目ごとに説明会やオープンハウス等により地域の皆様に丁寧に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。	―

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
352	戦略16	16-1	下中里橋の登坂を急なので林の中の方へもっていってほしい。なだらかにしてほしい。雨がふればすべるし、車の上り下りも危険です。私自身もこわい目に合っている。	現在、専門家委員会において稲荷山公園の整備内容、自然環境の保全方法、段階的な整備のロードマップなど、専門的な見地から検討を進めています。また、検討の際には、危険個所の改善等、防災上の観点を持って進めていきます。 本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様のご理解とご協力が不可欠です。今後も、計画の検討に際しては節目ごとに説明会やオープンハウス等により地域の皆様に丁寧に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。	△
353	戦略16	16-1	稲荷山公園基本計画について イメージ論ではなくて、安全や安心につながる行政課題をテーマとして計画を求めるし、住民に説明してほしい。1回も具体的な説明を聞いたことがないので、期待している。		△
354	戦略16	16-1	基本計画の原因となっている事柄(危険個所の改修など)から重要度の高い項目を、各地区(地域の細分化)毎に集団で説明すれば理解が早まり、「活動」もスムーズに進むのではないか。 開催日時が定まれば、住民は参加予定を組み易くなる。		△
355	戦略16	16-1	今の計画(素案)は多大の立ち退き世帯を省みない計画である。 危険傾斜地の改良や河川整備(線状降水帯発生)に絞った計画変更とすべき。		※
356	戦略16	16-1	危険箇所に絞った計画に見直してほしい。		※
357	戦略16	16-1	稲荷山公園計画について、そもそも60年以上も前の計画で、今の環境とは全然違うので、計画自体を見直すこと。またその計画自体住民は知らない。 また、安全・安心なまちづくりという観点ならば右岸側の傾斜地等、本当に危険な場所は何らかの改善は必要とは思うので、まずはそういう所から計画を見直してほしい。	区は、「グランドデザイン構想」(平成30年6月)でお示しした目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、「武蔵野の面影」を身近に感じ、様々な活動や交流を展開できる稲荷山公園の整備を目指しています。 稲荷山公園基本計画(整備イメージ)の策定の際には、パブリックコメント、オープンハウスなどを実施し、区民の方々からご意見を伺いました。策定した冊子については、地区内へ全戸配布および地区外地権者への郵送を行っています。また、昨年12月には、稲荷山公園の検討状況をお知らせする「稲荷山公園ニュース」も同様に地区内へ全戸配布および地区外地権者に郵送しています。 現在、専門家委員会において稲荷山公園の整備内容、自然環境の保全方法、段階的な整備のロードマップなど、専門的な見地から検討を進めています。また、検討の際には、危険個所の改善等、防災上の観点を持って進めていきます。 今後も、計画の検討に際しては節目ごとに説明会やオープンハウス等により地域の皆様に丁寧に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。	※
358	戦略16	16-1	白子川河川整備は16.5m幅で管理通路を含め必要とあるが、河川整備は東京都建設局河川部の担当ではないのか。なぜ練馬区土木部が公園整備と称し主要なテーマとして専門家委員会の資料にも使うのか。説明を求める。交付金目当か。	白子川の幅員は、令和4年12月に東京都が策定した「新河岸川及び白子川河川整備計画」に基づいたもので、公園区域内の関連計画としてお示ししました。公園の整備にあたっては、河川整備事業者である東京都と調整しながら進めていきます。	—

No.	戦略計画	年度別 事業No	意見の概要	区の考え方	対応 区分
359	戦略16	16-1	大泉町1丁目の地域は昔から住んでいる方が多くいる。長年住み慣れた土地を手配し他の地域へうつり住むことは皆さん考えていないと思う。又、年配の方が新しく家を買う、借りる事は、この世の中本当にむずかしくなっている。公園よりも練馬区民の事をもっと考えてほしい。	区は、「グランドデザイン構想」(平成30年6月)でお示しした目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、「武蔵野の面影」を身近に感じ、様々な活動や交流を展開できる稲荷山公園の整備を目指しています。 稲荷山公園は既に都市計画決定されている計画区域を前提として基本計画(整備イメージ)を示し、整備に向けて検討を進めています。 事業を進めるうえで、地域の皆様との合意形成は不可欠です。引き続き、事業の節目ごとに地域の皆様に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。 なお、土地の取得や建物の補償については、個々の状況に応じてしっかりと調査を行ったうえで、補償の内容等について提示していきます。補償の制度に関しては個別にお問い合わせください。	—
360	戦略16	16-1	稲荷山公園計画をもし本気で実施するつもりであるなら補償をしっかりうちだしてほしい。路線価では決めないと思うが、今後、不安のない形で進めてほしい。 また、説明を受けていないので、一度、しっかり説明会を望む。 公園内にコンビニや軽食屋は法律違反ではないか。	今後も、計画の検討に際しては節目ごとに説明会やオープンハウス等により地域の皆様に丁寧に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。 土地の取得や建物の補償については、個々の状況に応じてしっかりと調査を行ったうえで、補償の内容等について提示していきます。 なお、補償の制度に関しては個別にお問い合わせください。	△
361	戦略16	16-1	白子川左岸は稲荷山ではなく中里地区であり、対岸の景観を楽しむ為に270余を立ち退かせるのか。今ある稲荷山を整備し河川整備を見据えた稲荷山憩の森、清水山憩の森、中里泉公園、全薬工業跡地、赤松公園と整備を進めてほしい。右岸の森をながめる公園でなく白子川を利用して、水辺の公園を整備したほうが良いのでは。	稲荷山公園は既に都市計画決定されている計画区域を前提として基本計画(整備イメージ)を示し、整備に向けて検討を進めています。 稲荷山公園基本計画(整備イメージ)では、左岸について平坦な地形を活かした、みどり溢れる開放的な広場などとして整備することで、白子川をはさんで大規模な崖線の森と草地が広がる昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を公園として再生し、後世に残していくことができると示しています。 事業を進めるうえで、地域の皆様との合意形成は不可欠です。引き続き、事業の節目ごとに地域の皆様に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。	△
362	戦略16	16-1	稲荷山公園計画は樹林傾斜地を見る場として左岸はあるのか。 250世帯立ち退かせ、交付金を目論みか。住民不在の行政なのか。		△

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
363	戦略16	16-1	令和8年度の<基本計画策定>に向けて、区民が参加するワークショップ等を開催して区民とともに計画を立てるべき。区報1/1号で区長は「・・・参加と協働を根幹に据え・・・政策でも住民自治でも、全国を先導する大都市自治体を実現したい」と語っておられる。その自治の第一歩を大泉井頭公園計画で実現したい。そもそも、この公園再整備計画は、23年前にワークショップ形式で住民とともに成立した。公園完成後平成12年発行の小冊子には「・・・再整備にあたっては、近隣の方々の参加でワークショップを行い、どのような公園にするか意見がまとめられ・・・水に親しめる公園となりました。」とある。 基本計画策定までには、区民参加と協働の時間が充分にあるようにみえるので、基礎調査から一気に基本計画に、地域の声に耳を傾けずに進まないよう切望する。	大泉井頭公園については、「水辺空間の創出」をテーマとして、整備に向けて検討を進めていきます。今後、関係機関との調整や、基礎調査を行うとともに、地域の皆様のご意見を伺いながら丁寧に進めていきます。	○
364	戦略16	16-1	大泉井頭公園の基本計画策定に向けた検討にあたっては、区民とのワークショップの場を設け、十分な話し合いを行うこと。		△
365	戦略16	16-1	大泉井頭公園の基本計画策定に向けた検討にあたっては、区民とのワークショップの場を設け、十分な話し合いを行うこと。		△
366	戦略16	16-1	計画地が田んぼであった昭和32年代に計画提示していれば悩む人たちが居なかったが何故計画を提示したのか。 社会資本整備総合交付金（川街づくり支援制度）がおおきな目的か。 （河川所管は東京都建設局で何故練馬区土木部道路公園課が提示するのか）	区は、「グランドデザイン構想」（平成30年6月）でお示しした目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、「武蔵野の面影」を身近に感じ、様々な活動や交流を展開できる稲荷山公園の整備を目指しています。 本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様のご理解とご協力が不可欠です。引き続き、事業の節目ごとに地域の皆様に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。 白子川の計画は、令和4年12月に東京都が策定した「新河岸川及び白子川河川整備計画」に基づいたもので、公園区域内の関連計画としてお示ししました。公園の整備にあたっては、河川整備事業者である東京都と調整しながら進めていきます。	―

No.	戦略計画	年度別 事業No	意見の概要	区の考え方	対応 区分
367	戦略16	16-1	令和5年4月1日現在公園・緑地等 区内の公園は、696箇所が開設されており、これらの 公園面積合計は、2,139,762.89㎡で、区面積の4.45%を占めている。 東京23区の公園数・公園面積ランキング！(2023/05/13)では 1位　練馬区　　公園数:701　(2位　世田谷区　公園数:576)である。 このデータが示す通り、緑は十分確保されておりこれ以上の公園建設の必要性は全く無い。データの数字を見ても、公園が必要だと言うのか。 カタクリ群生を公園計画の理由にしているが、カタクリ群生は現在2ヶ所で保全されている。現在保全されているカタクリ群生を大切に育て保存する事が大事なのではないか	練馬区の魅力は、都心近くに立地しながら、農地や樹林地・公園など、豊かなみどりに恵まれ、区民の暮らしの中に多様なみどりが息づいているところです。 区の公園や街路樹など公共のみどりは、これまでの整備で増加しています。一方で、農地、樹林地、宅地など民有地のみどりは一貫して減少し、区全体のみどりは減少しています。 稲荷山公園計画地内のカタクリをはじめとする貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充し、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指します。	—
368	戦略16	16-1	稲荷山公園計画に関する何らかの開催情報・意見募集等の情報の伝達方法を住民の立場に立って改善して欲しい。 ホームページ(どこに何が掲載されているか解りにくい)、 区報等で掲載しているが、どれも住民側から調べなければ知ることが出来ない。 計画地域内の住民には、区の方から直接情報を電話・メール・自宅訪問等、必ず大切な情報を伝えて欲しい。	区は、稲荷山公園基本計画(整備イメージ)の策定の際には、パブリックコメント、オープンハウスなどを実施し、区民の方々からご意見を伺いました。策定した冊子については、地区内へ全戸配布および地区外地権者への郵送を行っています。また、昨年12月には、稲荷山公園の検討状況をお知らせする「稲荷山公園ニュース」も同様に地区内へ全戸配布および地区外地権者に郵送しています。 なお、稲荷山公園の検討状況についてはホームページのリニューアルやQRコードの掲載などを行いました。今後も、わかりやすい周知方法を検討していきます。	△
369	戦略16	16-1	専門化委員会に住民参加を希望する。 専門化委員会は傍聴は自由にできるが、意見を言う事は出来ない。(住民不在) 専門的な意見は大切であるが、一番重要で大切なのはその地域に住んでいる住民である。 もっと住民の意見を反映する機会を設けることは約束できるか。 専門化委員会を開催するより前に住民説明会を開催するべきである。順番が逆である。	専門家委員会は造園 、動植物、 自然環境、 防災および都市計画等の各分野の学識経験者から構成されており、稲荷山公園の整備内容、自然環境の保全方法、段階的な整備のロードマップなどについて専門的な見地から検討を行っています。 今後も、地域の皆様には計画の検討に際して節目ごとに説明会やオープンハウス等により地域の皆様に丁寧に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。	※

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
370	戦略16	16-1	稲荷山公園計画がある現在でも、新築住宅が販売され、新たな住民が増えている。計画を説明する責任は不動産屋で区は責任が無いとの態度をとるが、建築許可を出しているのは区である。事業許可が下りていないからと言って、計画があり、進めているのに許可を出すのは無責任ではないか。そのことについての見解は。	都市計画施設の区域内においては、都市計画法により、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的として建築物の建築に一定の制限が加えられています。 建築等を行う際は、事前に都市計画の制限を調査する必要があるため、区に問い合わせがあります。その際には、都市計画の指定状況等についてご説明します。購入を検討している方からの問い合わせも同様です。また、同法53条による申請があった際は、同法54条に基づき許可を行っています。 土地や建物を売買する際は、宅地建物取引業法第35条第1項において、宅地建物取引業者は、取引の相手方に対し、都市計画法による制限などの重要事項について、宅地建物取引主任者から、書面を交付して説明させなければならないとされています。 本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様のご理解とご協力が不可欠です。引き続き、事業の節目ごとに地域の皆様に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。	—
371	戦略16	16-1	「素案」に対し、パブリックコメント、オープンハウスなどで、合計210件の意見が寄せられた。そのうち、計画に反映したのはたったの17件。 「犠牲が大きすぎる」など、計画の見直しを求める声も多くあったが、計画に反対する内容が盛り込まれていない。何故多くの反対意見に耳を傾けないか。 賛成意見のみを盛り込み、反対意見を盛り込まないのであれば、意見を求める意味はない。意見を求めたと言う形を残したいからとしか考えられないがその事についての見解は。	令和3年2月に基本計画（素案）を公表し、パブリックコメントやオープンハウス（3会場・計7日間開催）などでご意見をいただき、約1年をかけ成案化しました。その周知については区報、区ホームページ、町会回覧板、掲示板、計画区域内への全戸配布にて周知を行いました。頂いたご意見は一つ一つ精査したうえで、反映できるものは反映し、できないものはその理由を付して取りまとめたもので、区の考えはお示ししたとおりです。 基本計画（整備イメージ）において、目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら様々な活動や交流を展開できる公園の整備を目指すとし、都市計画決定されている計画区域を前提として整備イメージを公表しました。計画自体を白紙に戻すなどのご意見については、趣旨を反映できないものと分類しました。	—

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
372	戦略16	16-1	専門化委員会を立ち上げる。ロードマップを作成する。測量を開始する。区は稲荷山公園計画を事業計画が下りるものとして進めている。住民説明会も開かず、オープンハウスを開催した事で説明責任を果たしたと既成事実を作り稲荷山公園計画を推し進めている。その事についての見解は。	令和3年2月に基本計画（素案）を公表し、パブリックコメントやオープンハウス（3会場・計7日間開催）などでご意見をいただき、約1年をかけ成案化しました。頂いたご意見は一つ一つ精査したうえで、反映できるものは反映し、できないものはその理由を付して取りまとめ、公表いたしました。 現在、専門家委員会において稲荷山公園の整備内容、自然環境の保全方法、段階的な整備のロードマップなど、専門的な見地から検討を進めています。 事業を進めるうえで、地域の皆様との合意形成は不可欠です。引き続き、事業の節目ごとに地域の皆様に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。	—
373	戦略16	16-1	練馬区土地開発公社が全薬工業の跡地（2ha）を公園用地として、令和5年2月に約17億5千5百万円で購入している。（（仮）大泉町二丁目公園）） 10haにも及ぶ大規模な稲荷山公園を作る計画を進めながら、更に17億もの税金を使ってさらに公園を作ろうとしているのは何故か。	区では、みどりの総合計画において、白子川をみどりのネットワーク形成の軸と位置づけています。区立あかまつ緑地と隣接する（仮）大泉町二丁目公園予定地は、白子川に面しており、緑地と一体整備することにより河川沿いのみどりを充実できる貴重な用地と考え、取得しました。東京都の「新河岸川及び白子川河川整備計画（令和4年12月）」との整合をとりつつ、公園整備に向けた検討を行っていきます。	—
374	戦略16	16-1	東京都と区市町は、令和2年7月「都市計画公園・緑地の整備」を改定するにあたり、今後の10年間で整備する事業化計画を定めているが、稲荷山公園と井頭公園は優先整備区域に選定されていない。 練馬区立都市公園条例第2条の4では、それぞれの特質に応じて区における公園の分布の均衡を図りとあり、稲荷山公園を総合公園として整備することは条例に抵触する懸念もあり、コンプライアンスを遵守するのであれば、稲荷山公園は見直すべきではないか。	稲荷山公園は都市計画法第4条第6項および同法第11条第1項第2号に基づく都市計画施設です。公園をはじめとする都市施設は都市計画法第13条第1項第11号において、土地利用、交通等の現状および将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置し、円滑な都市活動の確保と良好な都市環境を保持するよう、定めるものとされています。 本計画地は、現在においても大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草地が広がる昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。 「グランドデザイン構想」（平成30年6月）の実現に向けた各種行政計画では、拠点となる大規模で特色ある公園を整備し、軸となる幹線道路や河川とつなぎ、みどりのネットワークの形成を進めることとしています。稲荷山公園についても、光が丘公園や大泉中央公園などと同様にみどりのネットワークの拠点として位置付けています。 なお、「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）」では、稲荷山公園と大泉井頭公園はともに「重点化を図るべき公園」として位置づけられています。	※

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
375	戦略16	16-1	「東京都市計画公園計画図第5・4・2号稲荷山公園」昭和53年 （今回追加区域）が何故「都市計画が決定された」昭和32年をの（既定計画決定区域）とぴったり一致しているのか。 昭和32年決定の「そのものの区域」を示してほしい。	計画地の位置を確認する資料は道路公園課窓口で縦覧できます。	―
376	戦略16	16-1	稲荷山公園計画について、土木部道路公園課は、明確な目標なく、説明責任のない「白紙小切手」（用地取得と補償の冊子を区の道路事業用ですと2023年に冊子に添付し注意書きとして同封する）で喫緊の課題から目をそらすもの。見直し等の説明をすること。	本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様のご理解とご協力が不可欠です。引き続き、事業の節目ごとに地域の皆様に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。 土地の取得や建物の補償については、個々の状況に応じてしっかりと調査を行ったうえで、補償の内容等について提示していきます。補償の制度に関しては個別にお問い合わせください。	※
377	戦略16	16-1	稲荷山公園計画において左岸270余の立ち退きをさせ、対岸の景観を楽しむ場となる無謀な計画は住民の「安全・安心な街づくり」の政策を逸脱していると考える。立ち退きの不安をかかえいつまで生活してよいのか、早急の話し合いをもとめる。	稲荷山公園は既に都市計画決定されている計画区域を前提として基本計画（整備イメージ）を示し、整備に向けて検討を進めています。 稲荷山公園基本計画（整備イメージ）では、左岸について平坦な地形を活かした、みどり溢れる開放的な広場などとして整備することで、白子川をはさんで大規模な崖線の森と草地が広がる昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を公園として再生し、後世に残していくことができると示しています。 事業を進めるうえで、地域の皆様との合意形成は不可欠です。引き続き、事業の節目ごとに地域の皆様に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。 なお、土地の取得や建物の補償については、個々の状況に応じてしっかりと調査を行ったうえで、補償の内容等について提示していきます。補償の制度に関しては個別にお問い合わせください。	△
378	戦略16	16-1	具体的な計画や補償の内容も決めずに一方的な計画の進め方については非常に不満を持っている。 是非、一度正式な説明場を早急に設けてほしい。	区は、「グランドデザイン構想」（平成30年6月）でお示しした目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、「武蔵野の面影」を身近に感じ、様々な活動や交流を展開できる稲荷山公園の整備を目指しています。 補償の内容等については、個々の状況に応じてしっかりと調査を行ったうえで提示していきます。補償の制度に関しては個別にお問い合わせください。	△
379	戦略16	16-1	稲荷山公園周辺の整備には賛成だが、予算が大き過ぎると思う。 武蔵野の風景を役所が埋立の許可を許しておいて、今度は莫大な予算を使って元の風景に整備するなど勝手すぎる。	公園を整備する際は、国や東京都の補助金などを活用し、財源の確保に努めながら、事業を実施していきます。 なお、建築など土地の利活用については法令に基づいて適切に対応しています。	△

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
380	戦略16	16-1	稲荷山公園に人為的に手を入れることで、公園の生き物（植物も含む）など自然の生態系が崩れてしまうことを懸念する。稲荷山公園の基本整備計画には、レストランやオープンカフェの検討が記載されているが、賑わいの創出を優先として現状の武蔵野の雑木林とその生態系を崩した公園整備は進めるべきではない。	現在、専門家委員会において稲荷山公園の整備内容、自然環境の保全方法、段階的な整備のロードマップなど、専門的な見地から検討を進めています。 具体的な整備内容の検討を行う際には、改めて地域の皆様にご意見・ご要望を伺っていきます。	△
381	戦略16	16-1	稲荷山公園の整備に関する立ちのきについては協議をつくしていただきたい。	区は、「グランドデザイン構想」（平成30年6月）でお示しした目指すまちの将来像の実現やみどりのネットワークの形成に向けて、財政状況等も勘案しながら、「武蔵野の面影」を身近に感じ、様々な活動や交流を展開できる稲荷山公園の整備を目指しています。 稲荷山公園は既に都市計画決定されている計画区域を前提として基本計画（整備イメージ）を示し、整備に向けて検討を進めています。 事業を進めるうえで、地域の皆様との合意形成は不可欠です。引き続き、事業の節目ごとに地域の皆様に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。 なお、土地の取得や建物の補償については、個々の状況に応じてしっかりと調査を行ったうえで、補償の内容等について提示していきます。補償の制度に関しては個別にお問い合わせください。	○
382	戦略16	16-1	保全は保全として、稲荷山公園地内、生活世帯500余りを立ち退き対象としない計画に見直してほしい。それが出来なければ、この財政難の時代に保障もなく、立ち退きをしなければならないのか、是非教えてほしい。		※
383	戦略16	16-1	400棟（共同住宅を含む）・1千名をこす住民を立ち退かせてまで、公園を作る必要があるのか。 立ち退かされる住民に対して、今住んでいる土地・建物と同等の住居に移転できるだけの保障が出来るのか。		―
384	戦略16	16-2	練馬城址公園に、時計が欲しい。	ご提案の趣旨は練馬城址公園の事業主体である東京都へお伝えします。なお、花のふれあいゾーン内にあるサービスセンターの壁面に時計は設置されているとのことです。	□
385	戦略16	16-2	練馬城址公園付近の路駐を取り締まって欲しい。	違法駐車は警察の管轄となりますので、いただいた内容を警察へ連絡します。	―
386	戦略16	16-3	大泉井頭公園の2本の天然記念物=マルバヤナギ(樹齢約110年)の後継樹育成を早急に取り組んでほしい。樹木の育成は数十年かかるので急ぐべき。	当該樹木は5年に1度樹木医による生育調査を実施し、状態を確認しています。引き続き、調査結果を踏まえ、後継樹育成の必要性も含め検討し、適切に対応していきます。	△
387	戦略16	16-4	民有地のみどりの保全のため、憩いの森・街かどの森の面積基準の撤廃、税制優遇、緑地の公費買取などの政策が必要である。	憩いの森・街かどの森は、都市緑地法に基づく制度です。面積要件は法で定められており撤廃は困難です。区は、保護樹木・保護樹林制度により、樹木や樹林所有者の支援をしています。また、国や都に対して、緑地に関する税制改正や補助の拡充を要請しています。	□

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
388	戦略16	16-4	既存公園の改修・公園トイレのリニューアルが新規に追加され、リニューアルも大切だが、不便を感じている場所の解消も大切だと思う。大部分の公園は遊具が設置されている近くにはトイレが設置されている。 春の風公園に遊具が設置されている場所の近くにトイレがなく、子供たちが隣接している管理組合事務所トイレを利用している。トラブルを未然に防ぐため、より多くの子供たちが遊具を利用するためにも、遊具の近くにトイレの設置を希望する。	現在、公園のトイレの設置方針について検討を行っています。方針に基づき設置を検討する際には、地域の皆様や公園に隣接する方々のご意見を伺いながら進めていきます。	△
389	戦略16	16-4	区内の公園には住民の意見を取り入れた結果、トイレのない公園が多くある。災害時のトイレ不足は課題の一つなので、区立公園のトイレ、特にバイオマストイレを設置することを区として近隣住民に必要性を説明し、合意形成をとることを求める。	現在、公園のトイレの設置方針について検討を行っています。方針に基づき設置を検討する際には、地域の皆様や公園に隣接する方々のご意見を伺いながら進めていきます。 また、防災機能を有する区立公園の整備については、大規模な公園の新設や防災まちづくり推進地区等における公園整備の際に、地域の皆様のご意見を伺いながら検討します。	△
390	戦略16	16-5	外環の2などの幹線道路の整備が緑豊かな軸という記述のところは違和感があるので書きかえてほしい。	みどりの拠点となる大規模で特色のある公園を整備し、みどり豊かな軸となる幹線道路や河川とつなぐことで、みどりのネットワーク形成を進めています。 幹線道路の整備にあわせて、国や都に緑化を働きかけ、みどりの軸としてふさわしい景観形成を図るものとして記載しています。	※
391	戦略16	16-6	練馬のみどりの4分の3は民有地のみどりであり、一貫して減少している。 明らかに、民有地である憩いの森や樹林地などの保全や取得が不十分なのではないか。一方で、420戸もの移転補償費に二百数十億円を掛けて1,000人もの住民を立ち退かせる計画を着々と進めているのは理解に苦しむ。巨額な税金を投入し公園整備で僅かなみどりを創造するより、民間の重要な樹林地の確保に努めることこそ、効果的な施策ではないか。 区財政の逼迫が危惧されるなか、費用対効果を考え、アクションプランを検討し直すことを強く求める。	練馬区の魅力は、都心近くに立地しながら、農地や樹林地・公園など、豊かなみどりに恵まれ、区民の暮らしの中に多様なみどりが息づいているところです。 区のみどりは、一貫して減少しており、公共のみどり、民有のみどりをともに守り増やしていく必要があります。 公共のみどりについては、稲荷山公園などみどりの拠点となる公園づくりを進めるとともに、特色ある公園等の整備を進めます。 民有地のみどりについては、これまでに81か所の憩いの森・街かどの森を開設し、そのうちの41か所を含む多くの樹林地を取得し保全しています。令和元年度からの5か年だけでも、8か所2.1haの樹林地を取得しました。 引き続き、重要な樹林地の確保、保護樹木などの所有者の負担軽減、稲荷山公園の整備などに取り組み、練馬のみどりを守り増やす取組を進め、未来につなげていきます。	※
392	戦略16	16-6	特定生産緑地の指定や雑木林を公園化するとりくみは必要であると思う。	良好な屋敷林等の樹林地や農地は、練馬区の重要なみどりです。樹林地については、所有者との合意形成を進め、区立緑地としての確保を進めます。また、農地についても特定生産緑地の指定勧奨等を行い、保全に向けて取り組んでいきます。	○

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
393	戦略16	16-7	道路から見えるみどりをこれ以上増やす意味があるのか。落葉樹だと秋に枯れ葉が飛び散りスリップ等の危険、排水管のつまり、メンテナンス費用など費用対効果が見合っているとは思えない。逆に旧豊島園周辺では大量の樹木が伐採された。	練馬区の魅力は、都心近くに立地しながら、豊かなみどりに恵まれているところです。 練馬のみどりのうち、4分の3が民有のみどりです。その中の半分以上が宅地等のみどりであり、練馬のみどりを支えています。 みどり豊かな環境を未来へつなぐため、開発事業による沿道緑化の誘導を進めるとともに、緑化から管理までをサポートする仕組みを検討し、地域ぐるみでの沿道緑化を促進します。	※
394	戦略17	－	施策の柱4において、区の姿勢として「地域ごとのリスクに応じた防災力を強化させる取り組み」の必要性、「脱炭素社会の実現」に、「区民・事業者との協働をさらに推進する」ことが必要と記されている。 しかし素案に記されているような施策ではみどりの風吹くまち、緑あふれるまちが整備されうるとは微塵も感じられない。現実の社会では、地域住民の日々の暮らしを安心安全な方向へ導く取り組みが喫緊の課題として求められている。	区内には、老朽木造住宅が密集し、狭あいな道路が多く、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い地域が存在します。また、石神井川や白子川の流域では、想定しうる最大規模の降雨によって浸水深2mを超える水害リスクが高い地区もあります。 そのため、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性の高い地域では、道路拡幅や建築物の不燃化・耐震化など、水害対策として、公共・民間施設への雨水抑制施設設置による流域対策など、地域ごとの災害リスクに応じた「攻めの防災」を進め、地震や水害による被害を軽減し、「災害に強く、にげないですむまち」の整備を進めます。 防災まちづくりの推進、脱炭素社会の実現も含め、「第3次みどりの風吹くビジョン」に基づく施策を着実に進め、子どもから高齢者まで誰もが心豊かに安心して暮らせるまちの実現に取り組んでいきます。	○
395	戦略17	－	CO2の削減を本気で行うためには、排出権取引など市場メカニズムの活用によって、区民や事業者の自主的な判断・行動を重視して環境政策を推進する姿勢が需要である。これと裏腹に、優先道路計画や練馬美術館の改築など環境政策にマイナス又はプラスの効果が認められない事業に巨費を投ずる政策の見直しがどうしても必要である。	CO2削減取組の選択肢や、地球温暖化に係る正確な情報を区が提供することで、区民・事業者の主体的な行動を後押しします。 都市計画道路は、みどり豊かで快適な空間を創出し、交通の円滑化や防災機能の向上に資する重要な交通インフラです。区が将来に向けて更に発展していくため着実に整備を進める必要があります。また、交通の円滑化によるCO_2排出量の削減も期待されます。 美術館の再整備など、今後新築・改築する区立施設は、建物の用途や特性等を踏まえて、原則として一次エネルギー消費量を30%～50%以上削減することを目指し、CO2排出量の削減に取り組みます。	※

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
396	戦略17	－	CO2の排出削減は施策の柱に挙げられていないように、依然、成長重視、箱物・道路といった建造物優先の政策が中心であることは、明らかだ。CO2の排出削減に本気で取り組もうとすれば、成長重視、箱物・道路といった建造物優先の政策は採れるわけがないからである。	戦略計画17において、脱炭素社会に向けた環境施策の展開を掲げ、5年間の主な取組をお示ししています。練馬区ではCO2排出量の5割以上が家庭部門となっている特色を踏まえ、住宅等の消費エネルギー削減や、環境に配慮したライフスタイルの推進などの取組を強化していきます。 一方、練馬区は、都市化が急激に進んだため、道路・鉄道などのインフラ整備が著しく遅れています。快適で暮らしやすいまちの実現に向け、災害に強く、安全・安心な暮らしを支えるインフラ整備を着実に進める必要があります。	※
397	戦略17	－	EV充電器を敷設する協定を結びたい。	令和5年9月策定した環境基本計画2023に基づき、ゼロエミッション車の普及促進に取り組んでいます。 現在、東京都が都内の集合住宅への電気自動車（EV）等用充電設備の普及促進のため、充電設備普及促進事業（居住者用）をはじめとした様々な支援策を実施しています。こうした都の取組について、区民への情報発信を強化しています。 引き続き、国や都の動向を注視し、効果的な施策を検討していきます。 なお、現時点で、区がEV充電器を敷設する協定を締結する予定はありません。	※
398	戦略17	－	CO2削減には限界がある。CO2排出より再利用のほうが多くなれば相対的に削減になるのだから区は逆に全国に率先してCO2の再利用に注力すべきである。	CO2を素材や燃料として再利用する「カーボンリサイクル」の普及には、さらなる技術革新が必要です。 区は、2050年までにCO２排出実質ゼロとする脱炭素社会の実現に向け、令和5年9月に策定した「練馬区環境基本計画2023」に基づき、区民・事業者との協働により、取組を進めていきます。	※
399	戦略17	－	ゼロカーボンシティ宣言をしている練馬区として、『ストップ！気候危機』を掲げて区民と課題を共有し、「気候市民会議」を開催することを求める。	脱炭素社会実現という共通目標に向け、環境に関わる各主体や区民と交流・連携する新たな枠組みを検討します。なお、無作為抽出した区民からご意見を伺う形式（いわゆる「気候市民会議」）の開催は考えていません。	※
400	戦略17	17-1	住宅等への消費エネルギーの削減に引き続き取り組むこと。住宅以外の商業施設等を対象とした施策も期待する。	カーボンニュートラル化設備設置等補助金を通じて、引き続き、既存住宅の省エネ化・再エネ導入を支援します。 また、練馬ビジネスサポートセンターと連携して、商業施設や事業者が利用できる国や都の補助制度や民間サービス・製品の案内、導入効果などの情報を発信し、事業者の取組を支援します。	○

No.	戦略計画	年度別 事業No	意見の概要	区の考え方	対応 区分
401	戦略17	17-1	区は「エネルギー政策はベストミックス、国全体に関わる電源構成については国のエネルギー政策で取り扱われるものと考える」と言い続けるが、国全体に関わることは国民一人一人に関わる問題でもある。基礎自治体であるからこそ区民の安心安全な暮らしを守るべきなのではないか。ゼロカーボンシティ宣言が誰のためのものなのか認識すべき。	エネルギー政策は、特定のエネルギー源に偏ることなくベストミックスを進めることが必要です。国全体に関わる電源構成については、国のエネルギー政策で取り扱われるものであると考えています。区は、2050年までにCO_2排出実質ゼロとする脱炭素社会の実現に向け、令和5年9月に策定した「練馬区環境基本計画2023」に基づき、区民・事業者との協働により、取組を進めていきます。	※
402	戦略17	17-1	地震大国で新規建設だけでなく、稼働年数を60年に延長する老朽化した原子力発電を稼働させてまで原発に依存するエネルギー政策にストップをかけるのが基礎自治体である区の責務と考える。	エネルギー政策は、特定のエネルギー源に偏ることなくベストミックスを進めることが必要です。国全体に関わる電源構成については、国のエネルギー政策で取り扱われるものであると考えています。	※
403	戦略17	17-1	既存の建物に対しても断熱化をさらに進めていくことを求める。	住宅等の断熱化による消費エネルギー削減を進めるため、引き続き、窓断熱改修の補助、省エネ効果の普及啓発等を行っていきます。	□
404	戦略17	17-2	リサイクルセンターの活動について、今までやってきたことをどう変えていかないといけないのか、ピンと来ていない。ゆっくり検討してもらい、話を聞く中で飲み込んでいきたい。	リサイクルセンターは、従来の3R推進に加えて、脱炭素という共通目標の実現に向けた総合的な環境学習拠点への移行を目指します。 令和8年度のモデル実施に向けて、現在リサイクルセンターでボランティアとして活動されている方などにもご意見を伺いながら、令和6年度に方針を策定します。	△
405	戦略17	17-2	令和8年度に向けて、区からリサイクルセンターに対して、学ぶ情報などを学習する場が提供されるのか。指定管理者からの情報だけで組み立てるのか、区から直接話を聞いて考えるのか。令和8年度までに、区から直接話を聞ける場が何回かあるのか。		△
406	戦略17	17-4	全ての区民に、プラスチックごみの削減と異物分別の徹底を、あらゆる手段を使って丁寧に周知徹底すること。(SNS、環境教育、大学のオリエンテーション、練馬区への転入届時(数か国語)、青空集会etc)。 若い人は区報やちらしは殆ど読まない可能性が高いので、対策が必要。	プラスチックの削減については、様々な機会を捉えて意識啓発を図るなど、使い捨てプラスチックを使わないライフスタイルへの変容を促していきます。 資源・ごみの分別については、冊子「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」、区報、区ホームページ、練馬区資源・ごみ分別アプリ、環境学習等を通じて、今後とも徹底を呼びかけていきます。	○
407	戦略17	17-4	プラスチック容器の使用削減については、メリット・デメリットを課して、強力に事業者を誘導してほしい。	令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、全てのプラスチックがリサイクルの対象となるなど、プラスチックの資源循環を促進する重要性が一層高まっています。 区では、使用済みペットボトルを新たなペットボトルにリサイクルする取組を事業者と連携して進めるとともに、様々な機会を捉えて意識啓発を図るなど、使い捨てプラスチックを使わないライフスタイルへの変容を促していきます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
408	戦略17	17-4	路上ごみを収集するとき、地域外のものだからという理由で集積所の利用を拒む者がいる。ボランティア活動の障害にもなるので、そのような排他的行為をやめるように指導してほしい。	集積所は、利用する住民の皆様がルールを決めて自主的に管理しています。集積所の利用ルールについて、原則、区として指導することはありません。	※
409	戦略17	17-4	「容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックの回収・資源化を実施します」は大臣認定ルートですすめるとのこと。大いに期待するとともに早期実施を求める。 これを機会に、全ての区民に、プラスチックごみの削減と異物分別の徹底を、丁寧に周知徹底すること(SNS、環境教育、大学のオリエンテーション、練馬区への転入届時(数か国語)、青空集会など)。さらにすべてのプラスチック製品の資源化とともに、新たなプラ製品を購入しないことの啓発を求める。 また、子どもたちの環境学習をすすめ、大人も一緒に学べる場をつくること。	計画でお示ししたとおり、製品プラスチックについては、令和8年度から分別回収・資源化に取り組むこととしています。 プラスチックの削減については、様々な機会を捉えて意識啓発を図るなど、使い捨てプラスチックを使わないライフスタイルへの変容を促していきます。 資源・ごみの分別については、冊子「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」、区報、区ホームページ、練馬区資源・ごみ分別アプリ、環境学習等を通じて、今後とも徹底を呼びかけていきます。 リサイクルセンターは3Rに加え、脱炭素等も含めた総合的な環境学習拠点を目指します。	○
410	戦略17	17-4	製品プラスチックの回収・資源化について、区民周知どのようにしていく予定か。「ごみを減らす」があった上での「リサイクル」だということを伝えてほしい。(清掃事務所で実施している)青空集会での周知も効果があると思う。	製品プラスチックの分別回収・資源化の実施に向けた区民周知については、パンフレットや動画など、様々な方法を検討していきます。 ごみの減量については、冊子「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」、区報、区ホームページ、練馬区資源・ごみ分別アプリや環境学習等を通じて、引き続き呼びかけていきます。	○
411	－	－	「安全・快適、みどりあふれるまち」には、人口減少、超高齢社会を迎え、これまでとは違った社会インフラの整備が必要となる。コンクリートやアスファルトでの整備からみどりや土など自然の力を活かすグリーンインフラにシフトすることや、都市計画を見直し、既存の公共設備の維持管理に軸足を置いた施策の実現に向けた政策を求める。	練馬区は、都市化が急激に進んだため、道路などのインフラ整備が著しく 遅れています。都市計画道路は、みどり豊かで快適な空間を創出し、交通の円滑化や防災機能の向上に資する重要な交通インフラです。区が将来に向けて更に発展していくために、着実に整備を進めることが必要です。 みどりの拠点となる大規模な公園を整備し、幹線道路の整備にあわせ、みどりの軸としてふさわしい街路樹等による緑化を行うことで、みどりのネットワークの形成を進めています。社会情勢の変化や今後求められる道路機能のニーズを踏まえ、第四次事業化計画に続く都市計画道路の整備方針について検討を進めます。 公共施設の機能保全については、引き続き計画的な更新を進めます。	※

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
412	－	－	人口増加を前提にして、「安全・快適、みどりあふれるまちづくり」を計画することには矛盾がある。高層マンションの建設（石神井公園駅南口の再開発など）、大江戸線延伸に伴う宅地造成を前提としなければ、人口増加は達成できない。マンションや宅地造成を推進すれば、「安全・快適、みどりあふれるまちづくり」の推進は、困難となる。	練馬区は、都市化が急激に進んだため、道路・鉄道などのインフラ整備が著しく遅れています。快適で暮らしやすいまちの実現に向け、災害に強く、安全・安心な暮らしを支えるインフラ整備を着実に進める必要があります。 あわせて、みどりの拠点となる大規模な公園を整備し、幹線道路の整備にあわせ、みどりの軸としてふさわしい街路樹等による緑化を行うことで、みどりのネットワークの形成を進めています。 こうした取組により、グランドデザイン構想に掲げた区の目指す将来像の一つである、魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちが実現し、その結果、人口が増え発展していくと考えています。引き続き、インフラ整備を着実に進めるとともに、練馬のみどりを守り、未来へつなぐ取組を進め、「安全・快適、みどりあふれるまちづくり」の実現を目指します。	※
施策の柱5　いきいきと心豊かに暮らせるまち					
413	戦略18	－	人口減少が進んでいく中で、練馬区が更に発展していくことを考えると防災、インフラの整備に加え、企業の誘致を積極的に行うべきかと思う。既存の大企業はもとより、広い敷地の開拓で物流企業等への優遇制度等検討して頂きたくお願いしたい。税収の面でもメリットは大きいかと思う。	企業誘致は広大な用地を用意しながら進めることが必要と認識していますが、練馬区は住宅都市として発展しているため、このような用地を確保することは困難です。 なお、区は練馬ビジネスサポートセンターと連携し、創業相談、融資あっせん、空き店舗活用補助事業等を実施し、区内での様々な事業者の起業、創業を支援しています。	※
414	戦略18	－	空き店舗の活用は区が家主に助成することで、市民活動で借りたい人に無償で貸し出すしくみを求める。	練馬ビジネスサポートセンターでは、区内の商店街にある空き店舗に入居し、新たに開店する事業者を対象に、店舗賃借料等を補助しています。区においても、商店街振興の一環で、空き店舗を活用した出店事業者に店舗改修費等の補助を実施しています。	○
415	戦略18	18-1	産業見本市について、新規の出展事業者を増やすための事業者開拓を積極的に行い、一層魅力的なイベントにしてほしい。	産業見本市の新規出展事業者を増やすため、練馬ビジネスサポートセンター開催の創業セミナー参加事業者に案内をしてきました。来年度からは、新たに区の創業支援貸付の利用事業者やビジネスチャンス交流会参加事業者へ案内を拡大していきます。	△
416	戦略18	18-1	人材確保支援事業について、事業者の人手不足の状況等を踏まえると、求職者を集めることが困難と考えられるが、どのように求職者を集めていくのか。	人材確保支援事業の実施に当たっては、当該事業を効果的に実施するため、人材確保に知見を有する民間事業者を活用していく予定です。また、ハローワークとも連携しながら、区内事業者の人材確保を支援していきます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
417	戦略18	18-2	商店会内の空き店舗を商店会が活用する場合に補助する制度を作ってほしい。	商店会を支援する補助制度として「練馬区商店街空き店舗対策事業補助金（平成12年度開始）」がありますが、制度開始から20年で2商店会の利用であったこと、その後行った商店会への利用希望調査でも希望がなかったため、令和4・5年度は予算化していません。 空き店舗を活用して商店会自身が行う事業に対する補助については、現行の他の補助制度の運用等で検討します。	□
418	戦略18	18-2	空き店舗活用商店街支援事業の概要を教えてほしい。	区では、空き店舗を活用して、商店街が誘致したお客が集まる魅力的な出店事業者に対して、店舗改修費等の補助を実施しています。5年度は、30代～40代の若手経営者による飲食店など5店舗が開業しました。6年度も5店舗の誘致を目指し、商店街の魅力向上や活性化につなげていきます。	―
419	戦略18	18-2	石神井公園は練馬区が誇るべき自然環境だと思うが、周辺に来訪者が滞留・休憩できる店舗やスペースが少ないことはもったいない。地価や賃料が原因の場合は、小規模事業者向けの店舗賃料補助などがあっても良い。	練馬ビジネスサポートセンターでは、区内の商店街にある空き店舗に入居し、新たに開店する事業者を対象に、店舗賃借料等を補助しています。 区においても、商店街振興の一環で、空き店舗を活用した出店事業者に店舗改修費等の補助を実施しています。	○
420	戦略18	18-2	福引抽選券について「店舗により福引抽選券の配布方法が異なります。」と注意書きがあり消費者として参加の方法が分からない。 商店会会員同士の親睦あるいは常連客への対応に使っているように思え、このような商店会のイベントにも区から補助金は出ているのか。 更に、武蔵関商栄会には加盟店舗の中に都議の後援会が入っており、これも区からの補助制度にそぐわないと思うが、区はどのように考えているのか。	福引抽選会等、商店会イベントの実施内容などについては、消費者に分かりやすい内容となるよう、引き続き、練馬区商店街連合会や区内商店会向けの補助金説明会を通じて求めていきます。 区では、商店会が主体となって実施するイベント等について、商店会に補助金を交付しています。会員同士の親睦等を目的とした催しについては、補助対象としていません。 なお、商店会への加盟の判断については、各商店会が規約等に基づき行っています。	―
421	戦略18	18-2	一律に、商店街に補助金を交付することに、以前から疑問を感じていた。「何をするために、いくら必要なのか。」を考えることは、商店街のあり方も見直す機会になると同時に、新しい地域の形成につながると思う。又、新しい事業者への支援は、練馬の産業の発信にも繋がると思うので、今後、是非力を入れて頂きたい。	令和6年度から、個々の商店街活動の枠を超えて、商店会同士や民間企業などの多様な主体と連携した取組や、意欲的な個店同士が取り組むイベント等に対する補助制度を新たに創設し、支援を実施していく予定です。 また、区では、空き店舗を活用して、商店街が誘致したお客が集まる魅力的な出店事業者に対して、店舗改修費等の補助を実施しています。5年度は、30代～40代の若手経営者による飲食店など5店舗が開業しました。6年度も5店舗の誘致を目指し、商店街の魅力向上や活性化につなげていきます。	○

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
422	戦略18	18-2	昭和の魅力的な商店建築のシャッターが閉まっているのがもったいないため、家主と出店希望者の間を取り持つような中間事業者の発掘が重要である。	区では、空き店舗を活用して、商店街が誘致したお客が集まる魅力的な出店事業者に対して、店舗改修費等の補助を実施しています。誘致にあたっては、商店街が求める店舗の出店につなげる仲介役を地元不動産会社に担っていただきながら、誘致活動を進めています。 ５年度は5店舗が開業し、６年度も5店舗の誘致を目指しています。	○
423	戦略18	18-3	スマート商店街プロジェクトとしてSNSなどあまりにも規模が小さくセンスがない。既に住民は商店街を知っている、それなのに使われないのは商品、価格にメリットがないから。原因が究明されていなければどんな対策を打っても公金の無駄遣いにしかならない。	商店街では、キャッシュレス決済への対応など、デジタル化の推進が求められています。商店街のデジタル化を進めるため、令和4年度から、スマート商店街プロジェクトを展開しています。 また、6年度からは、個性あふれる意欲的な個店同士が取り組むイベント等に対する補助制度を創設し、魅力ある商店街を増やすよう取り組みます。	○
424	戦略19	－	農業振興を強化することに、費用対効果を明確に表現すべきである。23区内で農地が減少するのは当然の流れであり、それが問題とは思えない。環八より内側には農地は不要である。農業振興の強化にどんな意味があるのか、予算に対する費用対効果はどうなるのか、明確に表現すべきである。 また、今後も農業を支援するのであれば、農地の一部では即売も行われているが、正しく課税されているかの確認も強く求める。	東京という大都市の都心近くに立地しながら、生活と融合した生きた農業が営まれていることが練馬の大きな魅力となっています。都市農業は新鮮な農産物を都市住民に提供する機能のほか、防災や環境保全など多様な機能を有しています。こうしたことから、都市農業振興基本法において、都市農業を振興する施策の策定および実施が国や地方公共団体の責務として位置付けられており、区としても都市農業の振興に取り組んでいるところです。 課税については、税務当局が適切に行っているものと認識しています。	※
425	戦略19	－	農家民泊など、練馬区での農家暮らしを体験できるような取組を通して、将来の農業者を区外から見つけてくることも大事である。	練馬区の農業の将来を担う人材の確保は重要な課題です。農家民泊は主に農山漁村地域の観光事業として運営されており、練馬区で実施することは難しいと考えますが、東京都と連携したセミナーの実施や各種補助事業など様々な取組を通じて、区外も含め担い手確保に努めています。	○
426	戦略19	－	農地保全のための有効活用として、コミュニティ農園など人が集う農園づくりを求める。	区内各所で農業者が実施している体験農園では、農業者から直接農作業が学べるだけでなく、利用者同士の交流が盛んです。区はこうした取組を引き続き支援します。	□
427	戦略19	19-1	区民が農に親しむことによって期待できる効果や、これらの施策によってどんな効果が期待できるのか。	農に親しむことにより、食や農に対する理解が深まるほか、心身の健康にも繋がります。 こうしたことから、区では、農に親しむ取組の充実が、区民生活をより豊かにするものと考えています。	―
428	戦略19	19-2	農業者の全戸訪問・ヒアリングについて、区と連携し早急に進めたい。	JA東京あおば、区および農業委員会の三者で情報を共有しながら、着実に進めていきます。	○
429	戦略19	19-2	農業者のうちどのような層から優先的にヒアリングするのか、何か考えはあるか。	区が支援を行うことで、自家消費のみから販売農家へ移行するなど、より安定した農業経営につながる可能性のある農業者から実施していくことを想定しています。	△

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
430	戦略19	19-2	農家さんが、代々引き継がれた土地を守っていく気持ちは痛いほどわかるが、農業の担い手=生計がたつ収入を得ることを考え、仕組みを作っていかないと共存は難しいように思う。是非とも、農家さんと共に、従事者の育成等考えて頂き、農地の維持を希望する。	持続可能な都市農業の実現には、効率的かつ安定的な農業経営が必要です。そのため、JA東京あおばと連携しながら、個々の営農状況にあわせた支援メニューを提案し、農業者の生産性向上につなげていきます。 また、農業者が農地を手放さずに済むよう、生産緑地の貸借制度の活用を働きかけています。	○
431	戦略19	19-3	新規営農者や経験の少ない農業者に対して支援を厚くした方が良い。	新規参入を希望する個人や法人向けに、都事業を活用した農業機械の導入に要する経費等の支援について来年度検討し、7年度からの実施を予定しています。また、農業経験の少ない後継者等を対象に、東京都と連携して営農アドバイスやセミナーを実施しています。	○
432	戦略20	－	“区内の「公園」や「憩いの森」”を 近郷近在の各種“みどり”関連活動ボランティア実演(枝打・草刈・プランター)、郷土文化芸術(祭囃子・太鼓・民謡)、声楽器楽演奏(コーラス・合奏・バンド演奏)、身体芸術(曲芸・ストリートダンス)などのイベント、発表、紹介の場として活用することが出来れば、練馬区の文化芸術の裾野を広げる効果が期待できるのではないか。	東京都は、光が丘公園などを会場に、登録したアーティストが活動する事業を行っています。こうした取組を地域の公園や憩いの森に広げるには、音量や交通渋滞など近隣への影響が大きいため、難しいと考えていますが、区においても石神井松の風文化公園の「練馬薪能」や練馬総合運動場公園の「ねりまの森の音楽祭」開催など、普段の暮らしの中で文化芸術を楽しめる機会を創出していきます。	※
433	戦略20	20-1	図書館司書の待遇改善を求める。	図書館司書については、会計年度任用職員として任用しています。会計年度任用職員の勤務条件等については、国や他団体との均衡を踏まえ適切に対応しています。引き続き、適切な処遇を確保するよう努めます。	□

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
434	戦略20	20-1	「美術館・貫井図書館の全面リニューアル」について。全面建て替え計画は白紙にして、区民参加のもと、今後の方向について対話を行うと記すべき。	誰もがいきいきと心豊かに暮らすためには、子育て支援や福祉医療の充実と合わせ、文化芸術施策も一体的に進めることが不可欠です。 美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。改修ではこれらの課題に十分な対応ができないため、改築としたものです。大型エレベーターなどを備え、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる美術館・図書館とします。 これまでも中村橋駅周辺施設の統合・再編に関わるオープンハウスの開催をはじめ、美術館再整備基本構想にかかわる区民意見反映制度、設計ワークショップなど、さまざまな機会を設け、多くの方のご意見を伺ってきました。今後も節目節目で区民の皆さまや区議会のご意見を伺っていきます。	□
435	戦略20	20-1	美術館・貫井図書館の全面リニューアルについては、明確に反対する。既に多数の区民からの計画中止の署名陳情等あると思うが、区財政に余裕がない現状での国宝級美術品展示可能の施設への費用投入は理解できかねる。		※
436	戦略20	20-1	福祉、医療、子供への政策是非、進めてもらいたいが、練馬美術館の建替については、税金の無駄遣いだと思い、白紙撤回を求める。まだ40年も経っていない美術館、図書館の建替は勿体ないし、立派な美術館は練馬区には必要ない。建ててもその後の運営費など考えると、他の事に税金を使っていただきたい。		※
437	戦略20	20-1	昨年一年間続いた物価高は、今年円安から多少円高になっても、その根本の原因がコストプッシュインフレであることから、改善されないと予想される。このことから、多額の予算が必要な美術館の再整備等を見直すことを切望する。		※
438	戦略20	20-1	機能移転や廃止などで空いた既存の公共施設を美術館のサテライトとして使うことで、展示・収納スペースを確保し、本館の「全面改築」を「改修」の範囲におさめ、区の様々なエリアで気軽にアートを楽しめる体制にするのも良いのではないか。		※
439	戦略20	20-1	アートは豪華な建物ではなくても感じられる。81億円以上をかけなくても文化芸術は豊かになるのではないか。 富士塚をイメージしてると言われても、別に練馬区らしくもない。 植栽とレイヤーを積み重ねる20年以上前に流行ったデザインであり新しくもなく、美術館図書館なのに虫の発生や湿気管理が難しすぎる。 海外のように今の建物を修繕して丁寧に使うことが将来の文化につながるのではないか。改築ではなく修繕の方向で改めるべき。		※
440	戦略20	20-1	「美術館・貫井図書館の全面リニューアル推進」について当該の計画を根本から見直し、再検討されることを強く要求する。		※

No.	戦略計画	年度別 事業No	意見の概要	区の考え方	対応 区分
441	戦略20	20-1	近代建築の巨匠=ローエは建築デザインについてこう言った。「Less is more」(より少ないことは、より豊かなこと)。練馬美術館のデザインは、これとは真反対に、貴重な美術品の所蔵の上の空間を人が歩き回るという、作品への畏敬を捨て去るかのような思想にあきれ返る。後世に遺恨を残さぬようデザインの再考を求める。	練馬独自の新たな美術館を創造するため、公募区民、地元関係者等で構成する練馬区立美術館再整備基本構想策定検討委員会の提言をもとに、「まちと一体となった美術館」「本物のアートに出会える美術館」「併設の図書館と融合する美術館」をコンセプトとする美術館再整備基本構想を策定しました。 このコンセプトを実現するため、プロポーザル方式により、設計事業者の募集・選定を行い、国内外で活躍する建築家で京都大学教授の平田晃久さんを設計者として、設計を進めています。	―
442	戦略20	20-1	「練馬独自の新しい美術館・図書館を創造」するために、整備した建物をどのように運用するか、ただ指定管理の事業者に丸投げするのではなく、文化芸術を発信、育てることを望む。 古典を大事にし、デジタルなもの（プロジェクションマッピング、映像等）も融合してもらいたいと思う。	年齢や障害の有無に関わりなく、誰もが文化芸術を楽しめる新たな文化芸術の拠点とするため、「まちと一体となった」「本物のアートに出会える」「併設の図書館と融合する」という新しい発想により、全面リニューアルに取り組んでいます。 再整備後は、効果的・効率的な管理運営と長期的な展望に立った運営を行うため、練馬区文化振興協会が担う指定管理者制度による運営を想定していますが、新たに設置するカフェなどのサービス施設を含めて勘案し、最適な運営形態を検討していきます。 美術館は、これまでも独創的で優れた企画により、内外から高い評価を得てきました。これをさらに豊かで魅力的なものとするため、誰もが身近で気軽に鑑賞できる環境をつくり、映像作品や現代アートなどの多様な作品や収蔵コレクションを鑑賞できるよう、検討していきます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
443	戦略20	20-1	中村橋駅一体開発が優先課題かを考え、住民の合意ができていない美術館周辺の公共施設の整備を住民と共に見直すことを求める。	サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。 美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。 中村橋区民センターも大規模改修が必要な時期を迎えています。建設当時から幾度も機能の転換が行われており、今後も予定されているため、新たな機能にあわせた部屋の利用や動線の確保など、施設全体の有効活用が課題となっています。 このため、中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保するとともに、サンライフ練馬を廃止し、その敷地を活用して、美術館をリニューアルすることで、これらの施設が抱える課題を解決し、時代の変化に合わせて区民サービスの更なる充実を図るものです。 これまでも中村橋駅周辺施設の統合・再編に関わるオープンハウスの開催をはじめ、美術館再整備基本構想にかかわる区民意見反映制度、設計ワークショップなど、さまざまな機会を設け、多くの方のご意見を伺ってきました。今後も節目節目で区民の皆さまや区議会のご意見を伺っていきます。	※

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
444	戦略20	20-1	練馬区立美術館の改築・石神井公園の再開発に反対する。 財政難というが、改築のお金で築50年以上の学校の建て直しをすべきで、他にも用途はあるはず。 また石神井公園に関しても高層ビルによる日照権や今ですら酷いビル風についても住民の住みやすさを無視したものだ。	誰もがいきいきと心豊かに暮らすためには、子育て支援や福祉医療の充実と合わせ、文化芸術施策も一体的に進めることが不可欠です。 美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。改修ではこれらの課題に十分な対応ができないため、改築としたものです。大型エレベーターなどを備え、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる美術館・図書館とします。 石神井公園駅南口については、道路が狭く、小さなビルが密集しており、防災・安全上の課題が残されています。本再開発事業は、狭小な敷地や老朽化した建物を集約するとともに、道路の整備を一体的に行い、みどりあふれる歩行空間やオープンスペースを創出することで、安全で魅力あるまちを実現するものです。 日影については法令の範囲内で計画しており、ビル風についても、建物の形状を工夫し、周囲に過大な影響を及ぼさないよう対策を講じます。	※
445	戦略20	20-3	文化芸術を否定はしないがだからと言って公金を垂れ流し続けることが良いわけでもない。やるからには集客に繋がる魅力的なイベントを継続して行い続けていく必要がある。	「真夏の音楽会」や「みどりの風　練馬薪能」といった定着している文化芸術イベントを引き続き実施するとともに、文化芸術の魅力を発信するための広報活動を戦略的に展開していきます。	○
446	戦略20	20-6	スタジオツアー東京はターゲット層が特定の世代であり、息の長いコンテンツとは考えづらい。そのため、今のうちに、練馬区に中長期的に来訪してもらえるような取組をすることが重要。発信や単発イベントにとどまらず、民間と協業しながら、まちを回遊してもらう仕掛けや来訪者を受け入れ滞留させる場所・宿泊施設などの整備を、大きなお金をかけず既存資源を活かして促進していくと良いと思う。 例えば墨田区の向島エリアなど、既存の資源（物理的にも文化・歴史的にも）を活かしていて上手だと感じる。	スタジオツアー東京のオープンを機に、令和5年度から、民間の旅行業者に委託し、野菜・果樹の収穫体験など、魅力あるスポットや店舗等を巡る「区内周遊ツアー」を開始しています。これまで、延べ100回を超えるツアーを企画し、販売数は、延べ2,000人を超え、参加者の約半数が区外という状況です。 来年度以降も参加者を更に増やせるよう、ツアーメニューを充実するとともに、年間催行本数を増加し、区の魅力を積極的に発信していきます。	○
447	－	－	農やみどり以外に景観に関する施策・戦略計画がないことが気になる。農家住宅や昭和の商店建築、木賃アパートなども魅力的な資源だと思うため、活用しながら残していくことも戦略に入れても良いと思った。	区は、景観行政の基本的な考え方である「練馬区景観計画」を平成23年８月に策定しました。地域景観資源登録制度や景観まちなみ協定制度といった事業を展開し、良好な景観の形成に向けた取組を進めています。計画策定から約10年が経過し、現在、制度の改善を検討しています。引き続き、区民と協働して景観資源を保全活用した景観まちづくりを推進していきます。	□

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
施策の柱6　区民とともに区政を進める					
448	戦略22	－	練馬区では、町会・自治会を「区政最大のパートナー」と位置付けている。しかし、私が関係している町会では専用事務所がなく、個人の事務所の一部をご好意で利用している状況。「区政最大のパートナー」と位置付けるのであれば、地区区民館等区の施設の一室を事務所として貸与する程度の施策があってしかるべきと考える。	公共施設の一部を町会事務所として使用してただくことは困難な状況ですが、町会・自治会役員の負担軽減に向けた取組を強化し、地域の活性化を目指していきます。	※
449	戦略22	22-1	町会・自治会に関して、毎月の定例会で配布するプリント類が結構あり、無駄なように思われるものが散見される。このような点の解消がないと、なり手不足はなかなか解消されないと思われる。	町会・自治会役員の負担軽減による担い手不足の解消や加入促進を図れるよう、各町会・自治会にデジタル活用の取組を拡げていきます。また、回覧板でのチラシ配布など、区から町会・自治会等に依頼している業務について見直しを行い、負担軽減を図ります。	□
450	戦略22	22-1	第八地区は商店街を中心に栄えた町であることから、商店の閉店、廃業等により外部からの若年の転入者（外国人を含む）の増加が著しく、地域コニュニティへの参加意識が乏しい。この点で区政主導での働きかけが必要と考える。	区では、町会・自治会組織の活性化に向けて、加入促進用パンフレットや「町会・自治会運営ハンドブック」を発行するなど、町会・自治会への加入促進等を支援してきました。引き続き伴走支援し、地域の活性化を目指していきます。	□
451	戦略22	22-1	町会の担い手が現れない、町会への加入者が減っている等の存続に係る問題がある。町会・自治会の区政における位置づけ、その役割に係る説明等がほとんどなされていない（届いていない）ことが大きな要因の一つと思われる。この意識の改善に向けた取り組みをご検討いただきたい。	区政最大のパートナーである町会・自治会は、防犯・防災活動や掲示板による情報提供など様々な活動により地域の暮らしを支えています。一方で、加入率の減少、役員のなり手不足、高齢化による後継者不足等、様々な課題に直面しています。 区では、町会・自治会組織の活性化に向けて、加入促進用パンフレットや「町会・自治会運営ハンドブック」を発行するなど、町会・自治会の活動の支援を行ってきました。今後も、町会・自治会役員の負担軽減による担い手不足の解消や加入促進を図れるよう、相談体制の強化やデジタル技術活用支援等に取り組んでいきます。	□
452	戦略22	22-1	町会を担当する専任の区職員を配し、もっと区が直接的に関与していくことが時代の流れとして必要になっている。	専任の区の職員を配置することは出来ませんが、町会連合会事務局や各町会への相談窓口など、引き続き伴走支援していきます。 区では、町会・自治会組織の活性化に向けて、加入促進用パンフレットや「町会・自治会運営ハンドブック」を発行するなど、町会・自治会の活動の支援を行ってきました。今後も、町会・自治会役員の負担軽減による担い手不足の解消や加入促進を図れるよう、相談体制の強化やデジタル技術活用支援等に取り組んでいきます。	※

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
453	戦略22	22-1	高齢化、子育て、ヤングケアラー、若者のひきこもり等、地域で暮らしている人に「孤独感」を感じさせない仕組みの構築が必要に思う。 町内会の、昔ながらの回覧板、町会費は長く暮らしている人には当たり前のことかもしれないが、引っ越してきた若者にとっては、負担になり、鬱陶しく面倒臭いものでもある。一つの方法だけでなく、新しいコミュニケーションツール（SNS等）も利用し、発信が受け止められる地域づくりを望む。	区民や地域団体から、地域で孤立し、必要な支援につながらない方などの情報を収集し、アウトリーチ型の支援を行うなど、区と区民・地域団体、事業者などの協働による孤独・孤立の対策に努めます。 また、デジタル技術の活用による町会・自治会活動の促進を目的として、デジタル活用の取組を拡げています。 新たな転入者に情報が伝わるよう、町会・自治会に対しSNSを活用した情報発信講座を開催するなど、デジタル活用の支援に取り組んでいきます。	○
454	戦略22	22-6	区は日本語教育よりも開かれた国際交流面で他自治体に遅れをとっている。限られた人数参加可能の文化交流カフェ事業以外に、例えば○国料理教室、○国スポーツ紹介大会、○国文化人後援会、○国語レッスン教室等を検討すべき。	区では、外国人区民が地域に溶け込め、日本人区民の異なる文化への理解が深まるよう様々な事業を実施しています。 文化交流カフェは、交流や異文化理解を目的とするだけでなく、外国人区民の生活等の相談・支援の場ともなっており、より多くの方々にご参加いただくために各地域で開催しています。 また、日本語スピーチ大会、やさしい日本語研修におけるオンライン参加の導入、子どもを対象とした英語で読み聞かせなど、より多くの幅広い年代の方々が参加できるよう工夫して事業を実施しています。 引き続き、国籍や言語、文化などの違いも受け入れて、だれもが心豊かに暮らせるよう取り組んでいきます。	□
455	戦略22	22-6	税金の使途として国際交流が自治体にとっていいかどうかの議論はある。区が2018年に国際交流協会廃止に至ったのも賛否ある。	海外都市との交流は、お互いの立場を理解し、友情を深めることが目的であり、自治体間、市民同士の草の根の交流を進めることが肝要です。友好都市とは、教育、文化、スポーツなど、幅広い分野で交流を重ね、新型コロナ発生時には物資の相互支援を行いました。引き続き、友好都市との交流を進めます。	□
456	戦略22	22-6	「外国人に開かれた地域づくり推進員」による区民意見集約の「推進会議」を設置し、有識者と公募委員により年数回の会議を開催し、様々は観点からの意見を基にした計画作成を提案する。	令和6年度から開始する外国人施策のあり方の検討に当たっては、様々な観点からご意見がいただけるよう、進め方を工夫していきます。	△
457	戦略23	－	戦略計画23「手続き・相談のオンライン化の推進」について特に進めてもらいたいと思う。 オンラインの難しい手続き、相談業務についても、窓口の開所時間を広げるなど、生活形態の様々な区民へ向けた進め方がされるとよいと思う。	窓口に行くことが難しい子育てや介護に携わる方々、働く世代などが、場所や時間を選ばず、パソコンやスマホから手続き・相談ができるよう、オンライン化を進めます。 区民の皆様に直接対応する窓口では、一人ひとりの多様なニーズに応じたきめ細かなサービスを提供していきます。	○

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
458	戦略23	－	「DX」推進は区民サービスの向上を図ることに限定することなく、区政や区民・ボランティア団体が係わる各種計画・プロジェクトの構想・戦略計画策定・計画実施のあらゆるフェーズで積極的に利活用することを強力に推進していただくことを切望したい。区内のあらゆる世代が「DX」リテラシーの習得・向上を図って行かなければ、「グランドデザイン構想の実現を目指して」「全国の自治体を先導する「練馬区モデル」の展開を図る」と言うに及ばず、区長が提唱される「参加と協働を根幹に据えた区政運営」の実現も怪しくなるのではと危惧する。	令和5年3月に区におけるDXを推進する基本的な考え方や取組を示す「DX推進方針」を策定しました。第3次ビジョンの戦略計画23「DXで区民と区政を直につなぐ」では、職員が一丸となってあらゆる分野でDX推進に取り組み、区民サービスの向上と効率的な区政運営の実現を目指していきます。 高齢者や障害者など、誰もがデジタルサービスを利用できるよう、スマホ教室や相談会、操作方法の支援等を行っています。また、区内事業者や商店街、町会・自治会など、地域社会のデジタル化に向けた支援に取り組み、デジタルリテラシーの向上に努めていきます。	○
459	戦略23	－	現在、町会・自治会、民生委員などは担い手の世代交代が進まず組織運営が硬直しているので、区が積極的に介入し、組織の活性化を求める。	町会・自治会役員の負担軽減による担い手不足の解消や加入促進を図れるよう、相談体制の強化やデジタル技術活用支援等に取り組んでいきます。また、回覧板でのチラシ配布など、区から町会・自治会等に依頼している業務について見直しを行い、負担軽減を図ります。 民生・児童委員の活動については、広報を充実するとともに、新任委員向けの研修や協議会等開催支援など民生児童委員が活動しやすい環境づくりに努めています。必要に応じて民生・児童委員の担い手としてつながるカレッジねりま（福祉分野）の卒業生を紹介しています。	□
460	戦略23	－	デジタル化は今の若い世代にはかかせない。しかし、デジタルが利用できない人（世代）の不利益にならないように対応すべきと考える。今あるサービスを縮小させないデジタル化を求める。 区民の知る権利の保障として徹底した情報公開を求める。	誰もがデジタルサービスを利用できるよう、高齢者等を対象に、スマホ教室や相談会を実施しています。図書館や地区区民館など、身近な場所で繰り返し操作を学べる機会や、一人ひとりのニーズに対応する個別相談会を充実します。 DX推進による更なる区民サービスの向上に取り組んでいきます。 区では、職員の不祥事も含め、区政情報は基本的にすべて公開しています。引き続き情報公開を徹底し、区民に開かれた区政を推進します。	○
461	戦略23	23-1	ケアマネジャーも日々の業務の中で書類の提出、申請が多くある。現時点で区のホームページやケア倶楽部からダウンロードできる書類も多く、エクセルで入力もでき、手書きで行う事は少なくなったが、作成した書類は地域包括センター、福祉事務所、区役所の窓口に提出しなければならない。急なプラン変更の対応、ご利用者の急変の対応、連絡業務等、ケアマネジャーの業務の特性から一つ一つの書類の提出には負担が大きいと感じている。このような事情を勘案し、是非、申請書類、情報提供書、提出書類のオンライン化を進めていただきたい。	介護現場においてICTを活用することは、ケアの質の向上にもつながるものと考えます。区は、国や東京都などと連携して、介護現場のDX化を促進していきます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
462	戦略23	23-1	手続き・相談のオンライン化の推進は大変良い取組だと思う。来庁しなくても申請などが出来るという事は格段に利便性が向上すると思う。また、区が開催して下さる講座なども、会場参加・オンライン参加のハイブリッド方式は、区民にとって選択肢と定員が増えるので参加しやすくなる。ただ、以前オンライン参加した時に音声・画面に不具合があり、結局最初から最後まで改善されず残念な状態のまま終わってしまった事もあったので、今後も引き続き力を入れていって頂きたい。	窓口に行くことが難しい子育てや介護に携わる方々、働く世代などが、場所や時間を選ばず、パソコンやスマホから手続き・相談ができるよう、オンライン化を進めます。 コロナ禍において、タブレット端末とWeb会議システムを活用し、遠隔で講座などに参加できる体制を整備しました。「練馬こどもカフェ」や「つながるカレッジねりま」など、各事業のオンライン化に取り組んでいます。併せて、安心して利用できるよう良好な通信環境の確保に努めていきます。	○
463	戦略23	23-1	AIが対話形式で応答するチャットボットは画期的だと思う。AIの対応分野を拡大したりDXを進める事により職員の方々の通常の業務の効率化が期待できるだろうし、職員の方の対応が必要な区民に対しても余裕が出来るかもしれない。そうなる事を願っている。	AIやRPA、ノーコードツールなどの活用を全庁に拡げていき、生産性向上と業務効率化を進めていきます。DXを推進することで、きめ細かな相談や支援、政策立案など、職員にしかできない業務に注力していきます。	○
464	戦略23	23-6	マイナンバー制度の活用は、利便性に比して、危険性が高いと思う。 外務省や防衛省も使えないと言っているものを区民に使わせないでほしい。	マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤であり、国は普及促進と活用方法の拡充に取り組んでいます。 制度の安心・安全を確保するため、利用事務の制限や罰則の強化が図られています。システム面では、通信の暗号化のほか個人情報を一元管理せずに各情報を保有する機関が分散管理するなど様々なセキュリティ対策が講じられています。 区民の事務手続きの負担軽減と利便性向上のため、今後もマイナンバーを積極的に活用します。	※
465	戦略23	23-13	徹底的なDX化の推進を求める。その実現のためには区役所内の設備の刷新が必要不可欠であり、定期的な設備の入れ替えも予算化し、職員が率先して最先端の技術を使えるようにすること。	令和6年度に庁舎や区立施設などに無線LAN環境を整備し、職員が利用する事務用パソコンを一斉更新します。今後、執務環境整備方針を策定し、職員の多様な働き方の実現に向けたデジタル基盤を整備していきます。	○
466	戦略23	23-13	DX化にはそれを支えるインフラ整備が必須である。職員が利用するPCを定期的に刷新することもしっかり予算化すべきである。		○

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
467	－	－	区民協働や手続きのデジタル化の推進を期待。 例えばオープンハウスの立て看板が石神井庁舎の中にのみあり、建物の前には置いていないというようなPRは、実際に行けば面白いだけに、もったいないと思う。 また、パブリックコメントに対する回答のあり方について、区民の要望に対して行政の論理でできない理由を並び立てたりいかに行政の方針が正当であるかを述べたりするのではなく、どのようにしたら良い妥協点が見出せるか、区民の挙げた課題を一緒に解決できるかというような、同じ人として応答する姿勢を期待。 そうした回答の一つ一つから、区民の区政への参加・協働のモチベーションというのは上げていけると思う。	令和5年3月に策定した「取組体制強化プラン」にもとづき、区民協働の区政を深化させるとともに、DXを推進し、区民サービスの向上と業務の効率化を図ります。 また、パブリックコメントは、計画立案の過程で区民の意見を取り入れるための重要な手段の一つです。パブリックコメントでいただいたご意見は真摯に受け止め、一つ一つ精査したうえで、反映できるものは反映し、できないものはその理由を付して取りまとめ、公表しています。 引き続き、区民の意見を広く伺う機会を設けながら区政を進めていきます。	○
468	－	－	区民が区政参加や協働に時間と労力を割けない理由の一つは、練馬区がベッドタウンの色合いが濃く、区外へ長距離通勤をしている会社員（男女ともに）が多いことではないかと想像する。 区内に柔軟な時間で働ける場所がある、区民参加・協働をする場に託児サービスがある等、労働や家事・育児へのアプローチを通して区民に自分の時間を取り戻してもらうことで、区民参加が促される側面があるのではないか。	区では、仕事をしている方も在宅で子育てしている方も、安心して子育てが出来るよう乳幼児一時預かり事業を拡大してきました。令和6年度からは自宅で子どもを預かるベビーシッターの利用料助成制度を導入し、一時的に子どもを預けられるサービスを充実します。また、区主催のイベント等の際には、託児サービスを行えるよう努めています。 引き続き、区民の皆様が区政により参加しやすい環境を整えていきます。	○
469	－	－	［町会・自治会活動の支援］の箇所。社会教育法には、PTAも社会教育団体としてと位置づけられ、同法では社会教育団体とその活動の支援をうたっている。また、国の「放課後児童クラブ運営指針」には、保護者の父母会活動を支援することを、指針のガイドラインでもうたっている。町会・自治会活動だけでなく、国の社会教育法や放課後児童クラブ運営指針などに記載している住民団体への援助を行うと明記すべきだ。	区では、小学校および中学校のPTA連合協議会に対し、必要に応じて助言を行うなど活動を支援しています。 区立学童クラブでは、父母会と連携したり、保護者が学童クラブの活動や行事に参加できる機会を作る等、保護者同士が協力して子育てに関わることができるよう支援をしています。 また、区民協働交流センターでは、地域で活動する様々な団体に対して、地域活動に関する相談や情報提供などの活動支援を行っています。 すべてを計画に記載することはできませんが、各団体には、必要な支援を行っています。	□
470	－	－	「区民協働の推進」について。練馬区には、国の指針にもとづいて、区議会で確認されて「放課後子ども総合プラン委員会」があるはず。しかし、今年度は一度も開催されていない。これは厚生労働省から全国の自治体に開催の通達がだされた委員会であり、練馬区議会でも確認されてはじまった審議会だ。区民や保護者が、区の担当者と一同に集まって、意見交換する場であった。それを開催しないで、「みどりの風吹く」で、区民との「協働」といくら書いていても、「区はやる気がない」と思われても仕方がない。	放課後子ども総合プラン運営委員会で取り上げる事業の対象年齢を拡大し、子どもの意見を反映させられるよう、会議のあり方を見直しています。今後、必要に応じて開催していきます。	―

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
471	－	－	施策の柱6に「区民とともに区政を進める」とあるが、未だ住民投票の実施の実績もないことに表れているように、依然として、最低レベルにある。区民の意見に耳を傾ければ、施策の柱6に「施設の統合化・再編、複合化を推進」の項目が挙げれることもないはずだ。	区は、各事業を進める中で、区民や関係団体の皆様から様々なご意見・ご要望を伺っています。施策や計画の検討段階では区民意識意向調査やアンケート、区政改革推進会議をはじめとする審議会や懇談会など様々な手法を用いて幅広く意見をお聞きしています。そのうえで、区民の代表である区議会にお諮りし、各計画や施策を前に進めています。 また、公共施設の改修、改築等に当たり、必要性の低下した施設を見直して、区民ニーズに応える機能を拡充することは当然のことです。引き続き計画に基づき適切なマネジメントを行い、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。	□
その他					
472	－	－	冒頭の人口推移のグラフでは人口減少と言われる中で、根拠も示さず練馬では今後も人口は増えると説明している。一方で子育てのパネルに進むと[今後も少子化は進む]と説明されている。論理が一貫していない。行政として施策を出すのならば、もっと科学的分析と区民の声・研究者たちの研究を踏まえたものを作らないとダメだ。	人口が増加する根拠とデータは、計画の111ページ以降に掲載しています。 日本全体と同じく、区の出生数も減少傾向にあり、今後もその傾向が続くと見込んでいます。一方、大江戸線の延伸等を見据えた他自治体からの転入者や、外国人区民の増加等により、総人口の増加を見込んでいるものです。少子化の傾向と人口の増加は矛盾したものではないと考えます。施策の検討については、引き続き、人口動態、将来人口の推計等を注視し行っていきます。	○
473	－	－	大江戸線延伸を考慮した人口推計が甘いように思う。 駅近の小学校の今年度に入学した児童数を見ても、明らかな人口減少であり、駅近にも関わらず空き室も増えている。 日本人の人口は減るが外国人の人口は増えるとなぜ言い切れるのか。日本の賃金は安いのに海外から日本に働きにくるという考えで人口が増えるとは考えにくいのではないか。	大江戸線延伸地域は、鉄道や都市計画道路などの基盤整備が十分でないこともあり、区内の他の地域と比べると、建物の容積率が低く空地等の割合も高い状況にあるため、発展の可能性を持っています。こうした地域が、大江戸線の延伸によって類似する区内の地域と同水準の土地利用が図られると想定し、人口増加の試算を行っています。 また、直近では、外国人区民が約2,000人以上増加しており、現時点では、当面は増加傾向が続くものと見込んでいます。引き続き、社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要なタイミングで見直しを行っていきます。	○
474	－	－	大江戸線延伸ありきで人口増を見込んでいるが、光が丘の団地建替えも人口増の起爆剤になると思うのでご検討いただきたい。	今後の区の施策の検討にあたり、東京都における大江戸線延伸の検討状況等を踏まえ、大幅な人口増加が見込まれる大江戸線延伸を考慮した人口推計を行いました。施策の検討については、引き続き、人口動態、将来人口の推計のほか、地域ごとの特性や状況等も考慮し行っていきます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
475	－	－	不合理な税制改正の影響について。 ふるさと納税による減収は特別区全体を見ても増加傾向であり、返礼品の魅力を考えると、住民にふるさと納税制度を使うなというのは難しいと思う。ただ、練馬区も農産物をはじめ魅力があるのに返礼品を出さないのはもったいないので、減収を食い止めるために返礼品を検討してみてはどうか。 練馬大根、練馬産の農産物、ハリーポッター施設の優待券など、他の特別区よりも出せるものはある。	現在のふるさと納税制度には、区の貴重な財源が失われてしまうということのほかにも、一部の自治体に多額の寄付が集中していることや、所得が高い人ほど有利な仕組みになっていることなど、多くの問題があります。 区として、返礼品競争に参入する考えはありませんが、区の特色を活かした寄付の募集には積極的に取り組んでいます。令和6年度は、平成つつじ公園の改修に伴うツツジの新植や牧野記念庭園の博士ゆかりの植物の保全などを目的とした寄付の募集を行う予定です。今後も寄付メニューの拡充に努めていきます。	―
476	－	－	練馬区は美術館問題など税金の無駄遣いが目に余る。ふるさと納税による練馬区の特別区民税の減収が拡大しているが、それも納得がいく。我が家でも自身が住む自治体にになるべく税金を納めたくないという悲しき事態になっている。	令和6年度当初予算では、福祉や子どもに関する保健福祉費、こども家庭費、教育費の合計は約2,138億円となり、区の予算全体の3分の2を占めています。 誰もがいきいきと心豊かに暮らすためには、子育て支援や福祉医療の充実と合わせ、文化芸術施策も一体的に進めることが不可欠です。美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。改修ではこれらの課題に十分な対応ができないため、改築としたものです。大型エレベーターなどを備え、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる美術館・図書館とします。	※
477	－	－	区民の生命財産そして生活を守るための施策にこそ、貴重な予算を計上していただきたい。今そして将来のために、半世紀以上前の都市計画や高価な美術館にこだわる必要があるのか。		―
478	－	－	ふるさと納税の影響で税収が減っている。返礼品にばかり注目が集まるが、ふるさと納税による減収が無ければどのようなことが出来たのか、その影響を具体的にアピールするべきではないか。	ふるさと納税による住民税の流出は年々拡大しており、この状態が続けば区の財政運営に支障をきたしかねない深刻な状況です。そのため、区は強い危機感を持っています。区報や区ホームページを活用し、ふるさと納税が区の財政運営に及ぼす影響や制度の問題点等について、情報をわかりやすく発信していきます。あわせて、特別区長会や東京都と力を合わせ、率先して国に制度の廃止を含めた、ふるさと納税の抜本的な見直しを求めていきます。	―

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
479	－	－	これだけの量の素案を年末に提出してパブコメというのはいかがなものか、せめて1ヶ月位の期間を設けること。 今回はオープンハウスでの開催で説明会もなく不親切、一つひとつの計画素案について説明会を開催し、区民が意見を延べ反映させる丁寧さが欲しい。	本パブリックコメントは令和5年12月11日から令和6年1月15日まで1か月程度の期間とっており、区の規則で定める期間よりも長い期間を設定しています。 また、教室型の説明会は、なかなか質問しづらいとの区民の方の声がありました。そこで、より丁寧な説明が可能であり、個別に職員に質問できるオープンハウス形式を採用しています。 いただいたご意見は真摯に受け止め、一つ一つ精査したうえで、反映できるものは反映し、できないものはその理由を付して取りまとめ、公表しています。 引き続き、区民のご意見を広く伺う機会を設けながら区政を進めていきます。	―
480	－	－	オープンハウスという名称は区民に馴染まない。計画を示すことが目的ならば［練馬区施策計画案説明会］とするべき。	計画内容を説明する場の名称および周知方法も含め、より区民の皆様に分かりやすい方法を検討していきます。	―
481	－	－	以前の区長は「区民と区長と語る集い」を開催した。区長が直接区民の声を聞く場を無くした。自ら区民の声を聞く姿勢がないのは民主主義が分かってないと思える。	区長は就任以来、区民参加と協働を根幹に据えて区政を前に進めてきました。ほぼ毎日のように区内の様々な現場に伺い、区民の皆様と意見交換を重ねており、「未来を語る会」だけでも100回を超えています。 できるだけ多くの区民の皆様と生活実感に基づいた率直な意見交換を行うため、小集会で時間をかけた話し合いも重ねてきました。日々寄せられる区長への手紙にはすべて目を通しています。 引き続き様々なご意見を伺いながら、各施策を前に進めていきます。	―
482	－	－	オープンハウスについて、インターネットで検索しても出て来ず、住民がオープンハウスを知るきっかけが無いので、しっかりと練馬区民に情報が行き渡るようにして欲しいと思う。	オープンハウスのご案内は、区報、区ホームページおよび区公式X、YouTubeなどを活用し、できるだけ幅広い区民の方々に伝わるよう周知に努めてきましたが、引き続き、より分かりやすい周知方法について検討していきます。	―
483	－	－	前の区長の時代は、「区民と区長と語るつどい」を区内数か所で開催し、直接区長が区民に語りかけ、区民からの質問に直接答える場があった。前川区長になってから「区長と区民の語るつどい」は1回しか開催していない。区民全般に関わる施策の方向をだすのであれば、区長自ら区民の所にきて、対話する姿勢が必要ではないか。	区長は就任以来、区民参加と協働を根幹に据えて区政を前に進めてきました。ほぼ毎日のように区内の様々な現場に伺い、区民の皆様と意見交換を重ねており、「未来を語る会」だけでも100回を超えています。 できるだけ多くの区民の皆様と生活実感に基づいた率直な意見交換を行うため、小集会で時間をかけた話し合いも重ねてきました。日々寄せられる区長への手紙にはすべて目を通しています。 引き続き様々なご意見を伺いながら、各施策を前に進めていきます。 なお、今回は、素案の内容をより丁寧に説明するため、実務を担当する職員によるオープンハウスを開催しました。	―
484	－	－	子どもの意見を送る時のフォームにも利用規約の同意が必要としている。説明文は大人と同じで内容が子どもにはわかりにくいので、工夫が必要である。	今回が初めての取組であり、見つかった課題を踏まえ、更なる改善に努めていきます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No	意見の概要	区の考え方	対応区分
485	－	－	区立施設の管理運営手法の基本的な考え方について。 ・会計年度職員を採用する事によって雇用の不安定化をもたらす。 ・非正規から本採用になるよう、又賃金も正職員と変わらない処遇であって欲しい。	会計年度任用職員制度は地方公務員法で定められている制度であり、職の必要性に応じて適切に任用しています。任用された会計年度任用職員は4回まで任期を更新することができ、その後、再度選考に応募することができます。会計年度任用職員は本人の都合に合わせて申し込むことができる制度となっており、雇用の不安定化につながるものではありません。 報酬については、人事委員会勧告に基づく改定や、人材確保を目的とした改定を行っています。 会計年度任用職員の職は、職務の内容や責任の程度・度合いを、常勤職員の職と異なる取扱いとしており、職を常勤化する考えはありません。	―
486	－	－	選挙の投票の際、高齢者や障害を持つ人にとって投票しやすい環境にするべき。選管の人が車で各地域を巡回していただいたり、郵便投票を使いやすくする等、ぜひ高齢者が政治に参加できるように様々な対策をお願いしたい。	当日投票所は住所からの距離を勘案し区内に71か所を、期日前投票所は主要駅の近くに7か所を設置しています。当面、移動期日前投票所を設置する予定はありませんが、他自治体の事例を参考に検討していきます。 なお、障害がある方や介護が必要な方は、投票所への移動に関して支援を受けられる場合があります。詳しくは選挙のお知らせまたは区ホームページをご確認ください。 郵便等投票の手続きは公職選挙法で定められているため、簡素化することは困難ですが、区では、郵便等投票制度の対象者を「要介護度3以上」に拡大するよう、全国市区選挙管理委員会連合会を通し、国に対して改正要望を継続して行っています。	△

5　寄せられた意見と区の考え（子どもからの意見）

No.	戦略計画	意見の概要	区の考え方	対応区分
第３次ビジョン全体に関すること				
1	—	少子高齢化、脱炭素、オンライン化を口で言うのは簡単だが、実現できるのか。子どもと高齢者だけだと若者にメリットがなく、区外に出て行ってしまうのではないか。	口でいうのは簡単ですが、計画を実現するには大変な労力が必要です。また、区の力だけでは実現できません。若い方々にとっても住みやすい魅力あるまちにしていくため、みなさんと力を合わせ、この計画を着実に進めていきたいと考えています。	○
2	—	オープンハウスのパネルは、配付資料をそのままパネルにするより、大きく飾る用の別資料を作った方が分かりやすい。もっと大々的に告知したほうが良い。 興味が無い人にも、やっていることが分かったほうが良い。	オープンハウスについては、区報、区ホームページおよび区公式X、YouTube などを活用してご案内しました。様々な資料を用意して、できるだけ幅広い区民の方々に伝わるよう周知に努めてきましたが、いただいたご意見を踏まえ、より分かりやすい資料となるよう、また、周知方法についても検討していきます。	○
3	—	オープンハウスの資料には踏み込んだ内容が書かれていない。オープンハウスのパネルとは別の説明を入れて、資料の重要性を確保した方が良い。	今回のオープンハウスは、まずはパネルを見て、興味のある分野があった場合は、ほかの詳しい資料で説明する方法で行いました。いただいたご意見を踏まえ、より分かりやすい資料となるよう、検討していきます。	○
4	—	大人のことばかりで中高生の事が書いてない。	みなさんの通う学校や、児童館、スポーツ施設、公園、図書館など、普段利用している施設に関することも、計画の色々なところに載せています。このほか、環境問題や防災対策などは、中高生のみなさんにとっても重要な課題です。ぜひご覧ください。今後、みなさんにもっと分かりやすく伝わるよう工夫していきます。	○
5	—	計画は、本当に実現できるのか。	計画を実現するには大変な労力が必要です。また、区の力だけでは実現できません。住みやすい魅力あるまちにしていくため、みなさんと力を合わせ、この計画を着実に進めていきたいと考えています。	—

No.	戦略計画	意見の概要	区の考え方	対応区分
施策の柱１　子どもたちの笑顔輝くまち				
6	戦略１	委託により南田中保育園の先生を変えないで欲しい。 谷原保育園をつぶさないで欲しい。	南田中保育園では、新しい先生に急に変わることがないように、今年の４月から新しい先生方が少しずつみなさんと一緒に過ごしていきながら、仲良くなっています。 谷原保育園の園舎は、建ててから57年がたち、古くなっています。 園児のみなさんが安全に通ってもらうことが難しくなってくるので、すぐ近くの区の土地に新しい民間の保育園を建ててもらうことにしました。	※
7	戦略３	お菓子を作れる児童館のイベントに行きたい。児童館には興味がないと行かない。学校で配られるチラシに漫画をのせたら良いと思う。	お菓子作りやクッキングのイベントを行っている児童館がありますので、学校で配るおたよりやホームページを見て児童館で申し込んでください。作りたいお菓子があったら児童館に伝えてください。 児童館のチラシ（おたより）はイラストやオリジナルのキャラクターなどをたくさん使っています。漫画もいいアイデアです。今後も児童館に興味を持ってもらえるようなチラシを工夫していきます。	□
8	戦略３	児童館にWi-Fiが欲しい。	北町はるのひ児童館ではWi-Fiを使えますが、他の児童館でも使えるようにするには、工事をしたり、毎月の利用料が必要なため、今すぐ設置するのは難しい状況です。引き続き考えていきます。	△
9	戦略３	北大泉児童館は駅から遠い。	多くの子どもたちが通える距離に児童館を建てています。児童館のほか、地区区民館にも児童の遊び場がありますので、ぜひ遊びに来てください。	―
10	戦略３	たくさんのおもちゃや漫画があると話が弾んで子どもが増えてにぎやかな児童館になる。みんなで楽しめるおもちゃが良い。	毎年、おもちゃや漫画を増やしています。みんなが楽しめるゲームなども、みなさんの希望を聴きながら選んでいます。希望のおもちゃがあれば児童館に伝えてください。	□

No.	戦略計画	意見の概要	区の考え方	対応区分
11	戦略４	学校、公園、児童館等にどの子が遊んでも楽しい遊び道具が欲しい。 公園にも遊具とは違う遊び道具が欲しい。	学校の遊び道具は、先生たちがみなさんの安全を考えて決めています。先生たちにぜひ提案してみてください。 公園を新しく作ったり、作り直したりするときや遊具を新しくするときは、みなさんのご意見を聴きながら楽しめる遊具を選んでいきます。 児童館でもみなさんの希望を聴きながらおもちゃやボードゲームなどを増やしています。希望のおもちゃがあれば児童館に伝えてください。	□
12	戦略４	校庭に遊具をつけて欲しい。	全小学校には遊具を置いていますが、遊具が壊れたり古くなって使いづらくなった時や、学校を建替える時に、新しい遊具にしていきます。	△
13	戦略４	タブレットＰＣが壊れやすい。 ＰＣが重い。処理速度が速く、軽いものが良い。 持ち帰ってもタブレットを使う宿題が無い。タブレットを使う授業を増やした方が良い。	タブレットパソコンは令和７年度に新しくする予定です。今よりも扱いやすく、こわれにくいものになるようにします。みなさんに取組がより伝わるように記載を修正します。 タブレットパソコンを使った授業や宿題などをできるよう、工夫していきます。	◎
14	戦略４	タブレットＰＣを持ち運びしやすいものにして欲しい。 タブレットＰＣを壊れにくいものにして欲しい。		◎
15	戦略４	タブレットが重く、毎日持ち歩くのが大変だ。		◎
16	戦略４	小規模校の部活は、先生が顧問を複数かけもちしていて大変だ。 外部指導員を採用するか、部活について業務負担を軽減する規定を区が決めれば、学校も従うのではないか。 外部指導員の予算が少なすぎるのではないか。	先生の負担を軽くするために、外部指導員を増やしていきます。そのため、外部指導員の予算は、最近３年は増やし続けています。今後も、区の定める「練馬区立中学校部活動のあり方に関する方針」に基づき、先生に過度な負担とならないよう、取組を進めていきます。	○

No.	戦略計画	意見の概要	区の考え方	対応区分
17	戦略４	仮設校舎のため、壁が薄いので、校舎が揺れ、授業に集中しづらい。	仮設校舎でもこれまでと同じように学校生活ができるよう防音・断熱など、できる限りの工夫をしています。工事で使う機械も音や揺れの発生が少ないものを使うようにしています。 少しでも学校生活への影響が抑えられるよう、工事業者とも話し合いながら進めていきます。	□
18	戦略４	放課後のスポーツの着替え場所として、トイレを使っているが狭くて着替えにくい。いつでも使える更衣室が欲しい。	着替え場所として、体育館の更衣室や教室が利用できないか、先生に提案してみてください。区からも学校の事情を確認します。	―
19	戦略４	学校のトイレは外の光が入らず、暗くて怖いので、明るくキレイにして欲しい。 トイレのフタを静かに閉まるものにして欲しい。	学校のトイレが使いやすくなるよう、トイレの洋式化、床や壁の改修、バリアフリー化などを順番に進めています。 どの学校も各階１か所はトイレの工事が終わっており、現在、２か所目以降のトイレの改修工事をしています。	○
20	戦略４	ICT は取扱が難しく、ICT を活用した教育よりも紙の教科書の方が分かりやすい。	デジタル教科書は国の動向を踏まえて全ての学校で順次導入されていきます。授業内容がみなさんに分かりやすく伝わるよう工夫していきます。また、必要に応じて紙の教科書も使っていきます。	△
21	戦略４	学校の休み時間は、中でも外でも自由に遊べるようにして欲しい。 どんな子でも楽しいと思えるように、色々な遊び道具を学校に置いて欲しい。	学校の休み時間の過ごし方と遊び道具は、先生たちがみなさんの安全を考えて決めています。ほしい遊び道具や遊ぶ場所については、児童会や学級会などでぜひ提案してみてください。	□
22	戦略４	学校が統合されると先生はどうなるのか。先生も生徒も地域等で分けられて統合されるのはイヤだ。分かれずに統合できるよう考えて欲しい。	統合は１校と１校を基本に考えており、先生や生徒が、できるだけばらばらにならないように考えていきます。	○
23	戦略４	校内にも遊べる場所を作って欲しい。	みなさんの安全を考えて、自由に遊べる場所は、今の場所になっています。ほかにも安全に遊べる場所などがあれば、児童会や学級会などでぜひ提案してみてください。	□

No.	戦略計画	意見の概要	区の考え方	対応区分
24	戦略４	先生が子どもから憧れられる存在になると先生が増える。正規の先生が増えると良い。先生がたくさんいれば、練馬区の先生の問題が解決する。	東京都は、先生になりたい人が増えるよう、先生を目指すきっかけを作るイベントを行うなど、色々な工夫をしています。みなさんが憧れ、みなさんから頼られる先生が増えるよう、取り組んでいきます。	□
25	戦略４	１クラスの人数を少なくして欲しい。	小学校は令和７年４月から全学年１クラス35人となる予定です。また、必要に応じて少人数教育なども行いながら、一人ひとりに応じたきめ細かな教育を行っています。	□
26	戦略４	長期欠席していた児童が登校した時に、名前を呼んでからかうのはやめて欲しい。	長期欠席している友達が登校した場合、本人は勇気を出して登校しているかもしれません。そのような友達をからかうことは、あってはならないことです。みなさんの気持ちに寄り添い、みなさんが安心して登校できるよう学校運営に取り組んでいきます。もし、友達がからかわれているのであれば、すぐに先生や信頼できる大人に相談してください。	□
27	戦略４	フェスティバルをやることは良いが、学校にいるからだが不自由な子が、普段の体育などでユニバーサルスポーツができているのか気になった。	体育には、「する」「見る」「支える」「知る」などの色々な関わり方があります。みなさんが体育を楽しめるように工夫することは、とても大切なことです。近くにからだが不自由な友達がいる場合、その友達が体育を楽しめているか、どのように参加すると楽しむことができるかなど、児童会や学級会でぜひ話し合ってみてください。	□

No.	戦略計画	意見の概要	区の考え方	対応区分
施策の柱２　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち				
28	戦略６	「元気高齢者の活躍の場を拡大」で、元気でない高齢者もいる。 けがをするかもしれないので心配だ。	高齢者が元気でいきいきと暮らし続けるためには、仕事や社会参加などの生きがいを持ち続けることが必要です。高齢者に仕事を紹介する練馬区シルバー人材センターでは、安全にできる仕事を紹介しており、ケガなどをした場合に備えて、保険に入っています。引き続き、安心して仕事や地域活動のできる環境を整えていきます。	―
施策の柱３　安心を支える福祉と医療のまち				
29	戦略８	一人親家庭の子育て世帯への補助金は、これまでも実施していなかったのか。	以前から、ひとり親の子育て世帯を支援するため、「児童扶養手当」や「児童育成手当」を支給しています。 令和２年から５年までの間は、新型コロナが流行したり、物価が高くなったりしたため、こうした手当とは別に、「特別給付金」を支給しました。 また、練馬区では、ひとり親家庭のお父さんやお母さんの仕事探しや子育てのお手伝いをしています。	□
施策の柱４　安全・快適、みどりあふれるまち				
30	戦略13	大江戸線を延伸して欲しい。	大江戸線が延伸し、新しい駅ができると、通勤や通学が便利になるほか、駅の周辺にはお店などができ、便利で魅力的なまちになります。大江戸線の延伸は、練馬区の発展につながる重要なプロジェクトです。 区は、延伸予定地域のまちづくりや、延伸に必要な準備金の積み立てなどを計画的に進めています。みなさんに取組がより伝わるように記載を修正します。 １日も早く延伸できるよう、東京都と様々な取組を進めていきます。	◎
31	戦略13	大江戸線に新しい駅ができた方が、区民が便利に通勤、通学ができるのではないかと思った。		◎

No.	戦略計画	意見の概要	区の考え方	対応区分
32	戦略16	人工芝の大きなグラウンドがある公園を作って欲しい。	区内には、大泉さくら運動公園、大泉学園町希望が丘公園、練馬総合運動場公園にスポーツを目的とした人工芝のグラウンドがあります。ぜひ遊びに来てください。 一方で、公園は植物と触れ合う場所でもあるため、芝生広場には天然芝を使っています。今後、大きな公園を作る際には地域のみなさんのご意見を聴きながら、楽しく遊べる広場が作れるよう考えていきます。	△
33	戦略16	公園の周りに住んでいる人たちに、子供が公園でうるさすぎなければ遊んでいても怒らないで欲しい。 タイヤが付いている遊び道具ができる、アスファルトの道がある公園が欲しい。	みなさんが元気いっぱい公園で遊びたい気持ちは良く分かります。ただ、公園の周りに住んでいる方の中には大きな声や音に困っている人もいます。大変難しい問題です。お互いが思いやりを持って楽しく遊びましょう。 また、公園を新しく作る時は、アンケートや説明会でご意見を聴きながら計画を作ります。欲しい遊具や作り方のアイデアがあったら、ぜひ聴かせてください。	□
34	戦略16	難しいアスレチックができる公園を作って欲しい。	公園を作る時には、誰もが安全に楽しめる公園となるよう、地域のみなさんのご意見を聴きながら計画を考えていきます。公園についてのアンケートや説明会のお知らせが届いた際には、ぜひ遊具についてのご意見を聴かせてください。 なお、区には、遊具はありませんが、工作などして自由に遊びができるこどもの森という緑地があります。ぜひ、遊びに来てください。	△

No.	戦略計画	意見の概要	区の考え方	対応区分
35	戦略16	楽器（トランペットやギター）を演奏できるスペースを公園に作って欲しい。	区の公園は小さく、まわりに家が建ち並んでいるものが多いため、大きな声や音楽、楽器の音について、周辺にお住いの方からお叱りを受けることがあり、演奏は控えてもらうようお願いしています。 大きな公園を新しく作ったり、今ある公園を広げたりする時には、誰もが安全に楽しめる公園となるよう、地域のみなさんの意見を聴きながら、音の小さな楽器であれば演奏することができる公園についても検討していきます。 また、都立公園では周りの人たちに迷惑がかからない場合は演奏できる所もあります。児童館には、防音で楽器が演奏できる部屋もありますので、使ってみてください。	△
36	戦略16	プールがある公園を作って欲しい。	区の公園は小さく、まわりに家が建ち並んでいるものが多いため、プールを作ることは難しいですが、水施設がある公園もありますので利用してみて下さい。 なお、プールがあるスポーツ施設は、屋外プールとしては石神井プールがあります。また、上石神井体育館、平和台体育館、大泉学園町体育館、光が丘体育館、中村南スポーツ交流センター、三原台温水プールに屋内温水プールがありますので、遊びにきてください。	※
37	戦略16	ボール遊びができる公園が欲しい。	区の公園は小さく、まわりに家が建ち並んでいるものが多いため、他の利用者やご近所の迷惑となるような危険なボール遊びは控えてもらうようお願いしています。 大きな公園を新しく作ったり、今ある公園を広げたりする時には、誰もが安全に楽しめる公園となるよう、地域のみなさんのご意見を聴きながらボール遊びが出来る公園についても検討していきます。	△

No.	戦略計画	意見の概要	区の考え方	対応区分
38	戦略16	たくさんの種類の植物を知りたいので、新しい植物園が欲しい。	令和３年５月に光が丘にある四季の香ローズガーデンをリニューアルし、たくさんのバラやハーブを見ることができるようにしました。 東大泉には、植物学者牧野富太郎博士が「我が植物園」として大切にした自宅の跡地を牧野記念庭園として公開しています。 また、区内の公園には、様々な植物が植えられています。わからないことがある時は、四季の香ローズガーデンの「花とみどりの相談コーナー」で、相談してみてください。	□
39	戦略16	家を建てるのではなく、緑がある場所を作ったほうが良い。広い公園を作ったほうが良い。	区では広くて特色のある公園の整備や、身近な公園づくりを進めています。 また、広い土地に家を建てる場合には、みどりを植えるルールがあります。こうした取組によって、みどり豊かなまちづくりを進めています。	○
40	戦略16	川や公園の周りなどのゴミ拾いをして、遊具をきれいにして欲しい。	公園などの清掃は、定期的に行っています。遊具についても、汚れが見つかった場合は必要に応じて清掃しています。 公園などに、ごみや汚れがたくさんある場合は、区に連絡してください。	□
41	戦略16	緑が増えると虫や野良の動物が増えないか。動物はアレルギーの問題とか起きないか。	みどりは、美しいまちをつくり、ヒートアイランド現象をおさえるといった都市の環境をよくする役割も果たしており、私たちの生活には欠かせません。 また、みどりは生きものの生息環境としても重要です。様々な生きものが様々な環境のなかでつながりあっていることを「生物多様性」といい、生物多様性は私たちの生活に欠かせない恵みを与えてくれています。 みどりを守り増やすだけではなく、多様な生きものと共存し、きちんと手入れしていくことが大事だと考えています。	―

No.	戦略計画	意見の概要	区の考え方	対応区分
42	戦略16	光が丘公園に子どもが走りやすいジョギングコースを作って欲しい。	光が丘公園は都立公園になりますので、こうしたご要望があったことを、光が丘公園サービスセンターへお伝えします。	―
43	戦略16	みんなが仲良く、ルールを守って、遊べる公園を作って欲しい。	公園は、誰もが安心して自由に遊べる場所となるように、ルールを守って利用することをお願いしています。これからも、みなさんが楽しんで遊べる公園を作っていきますので、みなさんもルールを守って遊んでください。	□
44	戦略16	大規模な公園にみどりをたくさん作ると子ども達が遊んで健康になり、夏は涼しさが増えて過ごしやすくなる。人気の公園になり、発展した公園になる。	公園には、みどりの多い公園、広場がある公園、大きな遊具がある公園、小さなお子さんが遊べる公園等いろいろな特色があります。これからも地域のみなさんのご意見を聴きながら、いろいろな特色があってみなさんに遊びに来てもらえるような公園づくりを目指します。	○
45	戦略17	プラスチックの撤廃を行い、地球温暖化を収束させて欲しい。	区民のみなさんの環境への意識を高めて、使い捨てプラスチックを使わないライフスタイルへの切り替えを促します。 区役所でもプラスチック製品を買うのをひかえたり、マイボトル用給水機を置いたりするなど、プラスチックを減らす取組を進めています。みなさんも、自分にできることを考えてみてください。	□
46	戦略17	「まちづくり・防災・みどり・脱炭素」のスタンスが書いてあるのに、「都市計画道路をつくる」と書かれていて、矛盾あふれる構図となっている。脱炭素をどう進めるのか、疑問だ。	住みやすく、安全・安心なまちづくりには、都市計画道路の整備が必要です。災害時に燃え広がりを防いだり、車の流れをスムーズにし、渋滞が減ることで CO2 を削減するなどの役割があります。 また、練馬区は住宅都市であり、CO2 の５割以上が家庭から出されているため、今後は、各家庭への対策を強化し、脱炭素を進めていきます。	―

No.	戦略計画	意見の概要	区の考え方	対応区分
施策の柱５　いきいきと心豊かに暮らせるまち				
47	戦略20	23区の中では住宅の需要が高いのに、観光化するのは微妙だと思う。 観光は諦め、子育てしやすいまちランキング１位を取れるようにした方が良い。	練馬区は、都心に近くにありながら、みどりや農地などに囲まれた住宅を中心としたまちです。昨年オープンしたスタジオツアー東京に訪れる多くの人に、区の良いところを知ってもらうため、旅行会社と協力して、野菜や果物の収穫体験、魅力あるスポットやお店を周るツアーを始め、大人気になっています。 今回お示しした第３次ビジョンでは、「子どもたちの笑顔輝くまち」を柱のトップに掲げ、子育て支援策の充実に取り組むこととしています。これからもビジョンに基づき、子どもから高齢者まで、だれもが心豊かに、安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。	○
48	戦略20	練馬区立美術館は改築せず、日本のものを大事にした方が良いと思う。	美術館は開館から38年が経過し、施設や設備が古くなり、使いづらくなっています。約7,600点の大切な美術品などを置いておく場所も足りず、バリアフリー上の課題もあります。改修ではこれらの課題に十分な対応ができないため、新しい建物にします。これまでも美術館の展示は多くの人から高く評価されてきました。新しい建物になっても、これまでの美術館の良いところは残して、もっとすてきな、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる美術館にしていきます。	※
49	戦略21	区営テニスコートは抽選でほとんど予約が取れない。テニスをみんなに楽しんで欲しいので、区営のテニスコートを増やして欲しい。	テニスをより多くの方に楽しんでいただくため、石神井松の風文化公園を広げて、フットサル・テニス兼用コートを作る予定です。令和８年度にオープン予定です。	○

No.	戦略計画	意見の概要	区の考え方	対応区分
50	戦略21	バレーボールができる体育館を増やして欲しい。	新しい体育館を増やす計画はありませんが、区内にある体育館では、だれでもバレーボールを楽しむことができる時間があります。ぜひご利用ください。 また、区立小中学校の体育館でも個人開放の時間にバレーボールができるところもあります。保護者と一緒に来ていただく必要がありますが、個人で参加できますので、ぜひご利用ください。	□
51	戦略21	総合体育館にしかない器具（ビッグスリー）があるため、混み合ってしまう。多くの体育館に配置して欲しい。	各体育館では利用者のご意見を聞きながら、幅広い世代の方にご利用いただけるトレーニング器具を選び、設置しています。トレーニング室の広さから、設置できる器具の数や種類に限りがありますが、利用希望の多い器具については、器具の更新時などに、設置することを検討します。利用方法についても、より多くの方が利用できるように工夫していきます。	△
その他				
52	—	野良の動物がいる。鳩が人なれして困る。	練馬区の魅力は、都心近くに立地しながら、屋敷林や農地、公園などの豊かなみどりに恵まれているところです。そこには、鳥類、ほ乳類など様々な生きものが生活しています。 人からえさをもらい慣れると、自力で生きることが難しくなります。見かけてもえさなどを与えず、あたたかい目で静かに見守ってください。	—

参考資料 2

令和６年３月12日
企画部企画課

第3次みどりの風吹くまちビジョン（案）について

１ 素案から案への主な変更・追加等について

（※）備考欄の凡例
「◎」： 区民意見等を踏まえ変更したもの

	基本計画・戦略計画	年度別取組計画	変更箇所	変更・追加等の内容	備考（※）
第1章～第4章					
1	25 頁～30 頁	―	1 世界の状況 2 日本の状況 3 区を取り巻く情勢	・令和6年能登半島地震など、素案公表時点からの社会状況の変化等に応じて更新	
2	34 頁	―	2 施策体系	・6つの施策の柱の中心を「区民」に変更	
柱1 子どもたちの笑顔輝くまち					
3	54 頁	7頁	【戦略計画1】 5年間の取組	・事業2 練馬こども園の更なる拡大のため、区独自で開設準備経費と職員への家賃手当を補助する旨を追記	
4	58 頁	14 頁	【戦略計画3】 5年間の取組	・事業名 「6 就労支援プログラムの充実」に変更	
5	―	15 頁	【戦略計画4】 1(1)ICT を活用した教育内容の充実 ④	・児童生徒用・教員用タブレットパソコンの更新に際し、扱いやすく、壊れにくいものとする旨を記載	◎
柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち					
6	62 頁 （40 頁）	28 頁	【戦略計画5】 5年間の取組	・事業名 「1 令和7年に向けた相談支援体制の強化」に変更 （施策の柱も同様の変更）	
7	62 頁	30 頁 31 頁 34 頁	【戦略計画5】 5年間の取組	・事業2 介護サービス事業所に、民間事業者と連携するモデル事業「認知症の相談窓口」を設置する旨を記載 ・事業3 特別養護老人ホームは、大泉ケアハウスの廃止による増床等により定員数を確保する旨を記載 ・事業5 練馬光が丘病院跡施設における介護福祉士養成施設について、入学者確保のために運営法人へ宿舎借り上げ支援事業を実施する旨を記載	

	基本計画・ 戦略計画	年度別 取組計画	変更箇所	変更・追加等の内容	備考 （※）
柱3 安心を支える福祉と医療のまち					
8	66 頁 （42 頁）	44 頁	【戦略計画7】 5年間の取組	・事業2　三原台二丁目用地でショートステイを備えた多機能型施設を誘致する旨を記載 （施策の柱も同様の変更）	◎
9	66 頁	―	【戦略計画7】 5年間の取組	・事業5 「ひきこもり、8050 問題」を「様々な要因で生活上の課題を抱える場合」へ変更	◎
10	67 頁 68 頁	53 頁	【戦略計画8】 現状と課題 5年間の取組	・現状と課題　法の記載を略称から正式名称に変更。困難な問題を抱える女性に対する取組の中でも、特に若年女性に対する支援を強化する旨を記載 ・事業名 「4　困難な問題を抱える女性への支援の強化」に変更	
11	69 頁	56 頁	【戦略計画9】 戦略計画名 令和 10 年度末の目標	・戦略計画名 「民間ならではの多様な活動と連携した地域福祉の推進」に変更 ・目標 「区民や地域団体、福祉関係者と区が協力して課題解決に取り組む地域福祉を推進」に変更	
12	70 頁	―	【戦略計画9】 5年間の取組	・事業2（2） 「あすはステーション」では、家族からの相談を受けるほか、家族懇談会を開催し、家族に寄り添った支援を実施する旨を記載	◎
13	71 頁	―	【戦略計画 10】 令和 10 年度末の目標 現状と課題	・目標、現状と課題　入院から在宅生活に至るまで切れ目のない医療・介護サービスが受けられるよう、区内に病床機能をバランスよく配置していく旨を記載	

	基本計画・戦略計画	年度別取組計画	変更箇所	変更・追加等の内容	備考（※）
柱4 安全・快適、みどりあふれるまち					
14	75 頁 （43 頁）	―	【戦略計画 12】 現状と課題	・令和6年能登半島地震など、素案公表時点からの社会状況の変化等に応じて記載 （施策の柱も同様の変更）	
15	76 頁～ 78 頁 （44 頁）	68 頁	【戦略計画 12】 5年間の取組	・事業名 「1 「攻めの防災」を更に加速化」等に変更 ・事業1 「攻めの防災」を更に加速化する内容を記載 （施策の柱も同様の変更）	
16	80 頁 （44 頁）	87 頁	【戦略計画 13】 5年間の取組	・事業2 区は、大江戸線延伸推進基金を計画的に積み増す旨を記載 （施策の柱も同様の変更）	◎
17	―	97 頁	【戦略計画 14】 3(1)鉄道駅のバリアフリー化	・年度別取組計画（6年度・計）を「ホームドア整備補助」に変更	
18	―	104 頁	【戦略計画 15】 3(1)放射 35 号線沿道地区および放射 36 号線沿道地区のまちづくり	・①放射 35 号線沿道 仮称環状第8号線横断地下通路の年度別取組計画（8年度目標・計）を整備（完了）から整備（一部）に変更	
柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち					
19	90 頁 （46 頁）	128 頁	【戦略計画 18】 5年間の取組	・事業名 「4 輪になる“お店”TRYサポートの実施」に変更 （施策の柱も同様の変更） ・事業4 商店街の賑わいの創出・活性化に意欲的に取り組む商店会や個店経営者を支援する旨を記載	
20	92 頁	132 頁	【戦略計画 19】 5年間の取組	・事業名 「5 全国都市農業フェスティバルの開催」に変更 ・事業5 農業者の意欲向上や区民の理解促進を更に図るため、全国都市農業フェスティバルを継続的に開催する旨を記載	

	基本計画・戦略計画	年度別取組計画	変更箇所	変更・追加等の内容	備考（※）
21	93 頁（46 頁）	―	【戦略計画 20】現状と課題	・美術館・図書館を年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる施設としていく旨を記載、開館予定を令和 10 年度に変更（施策の柱も同様の変更）	
22	94 頁	133 頁	【戦略計画 20】5年間の取組	・事業1　美術館・図書館を年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる施設としていく旨、「美術のまち構想」を策定し、美術館・図書館と一体となった中村橋駅周辺の街並み整備に取り組む旨を記載	
柱6　区民とともに区政を進める					
23	100 頁	80 頁 147 頁	【戦略計画 23(12)】5年間の取組	・事業1（4）　YouTube を活用した防災学習コンテンツの配信など、多様な取組を進める旨を記載	◎
巻末資料・その他					
24	105 頁～122 頁	―	人口動向分析・財政状況	・令和5年中の人口動向等を踏まえ、最新の情報に更新	
25	―	各事業153 頁～159 頁	令和6～8年度の事業費、財政フレーム	・令和6年度～8年度の事業費および財政フレームを追加	

2　第3次みどりの風吹くまちビジョン「基本計画・アクションプラン〔戦略計画〕」（案）および「アクションプラン〔年度別取組計画〕」（案）について

別添のとおり

参考資料 3

第３次みどりの風吹くまちビジョン

基本計画・アクションプラン〔戦略計画〕（案）

令和６年（2024年）３月　練馬区

みどりや農に囲まれた都心に近く住みやすいまち練馬

農

みどり

文化

'Wizarding World' and all related names, characters and indicia are trademarks of and © Warner Bros. Entertainment Inc. – Wizarding World publishing rights © J.K. Rowling.

１０～２０年後のまちの姿

文化では…

美術館のリニューアルを機に、年齢や障害の有無に関わらず、**誰もが優れた文化芸術を楽しめるまちに**

まちなかでアートを楽しむ

美術館やホールなど、文化芸術活動のための舞台が整い、区民は、伝統芸能や絵画、音楽、映像など、プロフェッショナルな活動と自らが参加する活用を楽しんでいます。

人口増加が続くまち・練馬

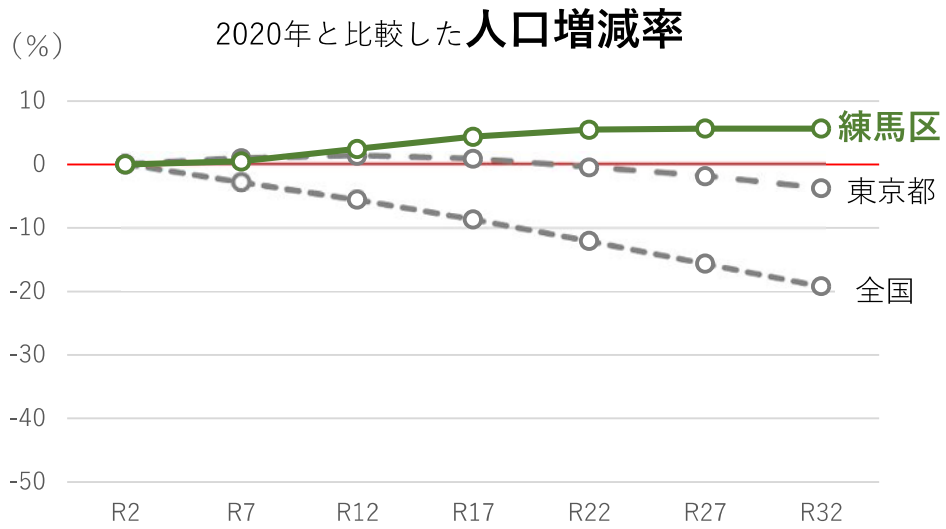

（出典）「「未来の東京」戦略 附属資料 東京の将来人口（令和５年１月東京都）」より作成

大江戸線延伸、西武新宿線連続立体交差化などまちづくりが進み、まちはさらに**変化**し、**発展！**

～　子どもから高齢者まで誰もが心豊かに暮らせるまち　～

交通インフラでは…

大江戸線の延伸、西武新宿線の連続立体交差化とあわせたまちづくりが進み、**誰もが快適に過ごせるまちに**

みどりでは…

稲荷山公園をはじめとした大規模なみどりの整備が進み、**誰もが豊かなみどりに囲まれ暮らせるまちに**

目　次

基本計画

第１章　策定の目的…… 6

第２章　改革ねりま　これまでの取組…… 9

第３章　区を取り巻く状況……24

第４章　施策の体系……32

第５章　施策の柱……36

施策の柱１　子どもたちの笑顔輝くまち……37
施策の柱２　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち……39
施策の柱３　安心を支える福祉と医療のまち……41
施策の柱４　安全・快適、みどりあふれるまち……43
施策の柱５　いきいきと心豊かに暮らせるまち……45
施策の柱６　区民とともに区政を進める……47

アクションプラン〔戦略計画〕

施策の柱１　子どもたちの笑顔輝くまち
戦略計画１　子育てのかたちを選択できる社会の実現……53
戦略計画２　子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実……55
戦略計画３　学齢期の子どもや若者の居場所の充実……57
戦略計画４　夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成……59

施策の柱２　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち
戦略計画５　高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進……61
戦略計画６　元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進……63

施策の柱３　安心を支える福祉と医療のまち
戦略計画７　障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備……65
戦略計画８　ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援……67
戦略計画９　民間ならではの多様な活動と連携した地域福祉の推進……69
戦略計画 10　安心して医療が受けられる体制の整備……71
戦略計画 11　身体とこころの健康づくりを応援……73

施策の柱４　安全・快適、みどりあふれるまち
戦略計画 12　地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」……75
戦略計画 13　みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備……79
戦略計画 14　人々の移動を支える交通体系の構築……81
戦略計画 15　快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進……83
戦略計画 16　練馬のみどりを未来へつなぐ……85
戦略計画 17　脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開……87

施策の柱５　いきいきと心豊かに暮らせるまち
戦略計画 18　意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり……89
戦略計画 19　生きた農と共存するまち練馬……91
戦略計画 20　みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち……93
戦略計画 21　みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち……95

施策の柱６　区民とともに区政を進める
戦略計画 22　地域コミュニティの活性化と区民協働の推進……97
戦略計画 23　DX で区民と区政を直につなぐ……99

巻末資料
練馬区の人口動向分析……104
財政状況……117

参考
施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図……123
第３次みどりの風吹くまちビジョンとＳＤＧｓ……126

第３次みどりの風吹くまちビジョン　用語解説……130

表紙写真【都立光が丘公園】

第３次みどりの風吹くまちビジョン

基本計画

第　1　章

策定の目的

この章では、「第３次みどりの風吹くまちビジョン」策定の経緯と目的について記載しています。

策定の目的

グランドデザイン構想の実現

区は、平成27年３月、新しい区政運営の方向性を明らかにし、将来を見据えた戦略を提示するため、「みどりの風吹くまちビジョン」を策定しました。平成30年6月には、区政を更に前に進めるため、「暮らし」・「都市」・「区民参加と協働」の３つの分野からなる「グランドデザイン構想」を策定し、目指す将来像を区民の皆様と共有しました。

グランドデザイン構想の実現を目指し、平成31年3月には、新たな総合計画として「第２次みどりの風吹くまちビジョン」を策定しました。令和４年３月には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など社会情勢の変化に対応するため、令和４年度から５年度の２か年の取組を定める「第２次みどりの風吹くまちビジョン　改定アクションプラン」を策定しました。さらに、令和５年３月には、政策を実現する具体的な取組と体制を強化する「取組体制強化プラン」を策定しています。

グランドデザイン構想の実現に向けて、これまでの政策を着実に継続・発展させ、その上に立ち、みどり、文化、スポーツ、都市インフラなど区民生活をより豊かにする施策に更に力を入れていく必要があります。構想実現に向けた政策展開を明らかにするため、区の新たな総合計画（地方版総合戦略※）として、「第３次みどりの風吹くまちビジョン（以下「第３次ビジョン」という。）」を策定します。

※　まち・ひと・しごと創生法第9条および第10条に基づく「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」のこと。都道府県および区市町村は、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案し策定が求められている。

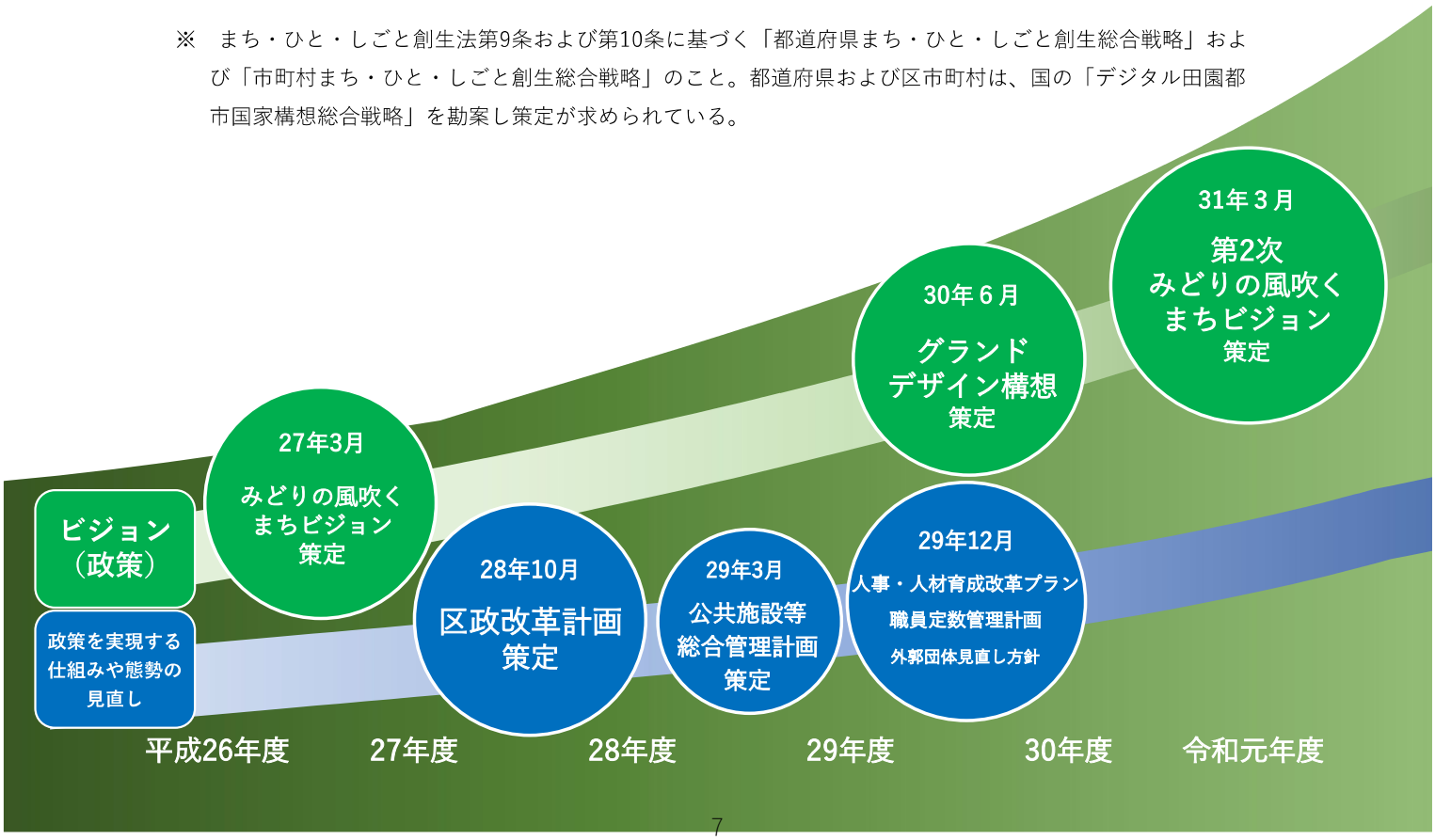

グランドデザイン構想の実現

第　2　章

改革ねりま　これまでの取組

この章では、区がこれまで進めてきた「改革ねりま」について記載しています。

全国の自治体を先導する「練馬区モデル」の展開

我が国は、少子高齢化・人口減少により経済活力が弱まり、国際競争力が低下するなかで、赤字国債の発行を重ねた結果、債務残高はGDPの２倍を超え、世界に類を見ない危機的な状況となっています。将来を見通すことが難しいモデルなき未知の時代に直面している今こそ、現実を直視し、リアルな打開策を打ち出していく必要があります。

従来の施策を漫然と繰り返し、他自治体と横並びの施策を実施しているだけでは、こうした変化の激しい時代に対応することはできません。未来を切り開くため、区はこれまでの施策を抜本的に変革し、全国自治体を先導する「練馬区モデル」を様々な分野で展開してきました。

例えば「３歳からは預かり保育のある幼稚園に通わせたい」という保護者のニーズに対応するため、全国初となる区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」を創設しました。子どもの教育や保育について保護者の選択の幅が広がり、共働き家庭なども利用しています。

コロナ禍においても、希望する区民が身近な場所で速やかに安心してワクチン接種を受けられる体制を一刻も早く整備するため、国と綿密に協議し、練馬区医師会の協力を得て、かかりつけ医による個別接種をメインに集団接種会場でカバーする「練馬区モデル」を構築しました。国が先進事例として紹介し、全国自治体の標準モデルとなりました。

今後もこうした取組を継続し、発展させていきます。

〈 練馬区モデルの例 〉

区独自の幼保一元化施設
「練馬こども園」の創設

保護者の就労形態や
ニーズの多様化に応える
区独自の幼保一元化施設

新型コロナウイルスワクチン
接種体制の構築

診療所での個別接種と
集団接種を組み合わせた
ベストミックス方式

練馬区モデル Ⅰ

子どもたちの笑顔輝くまち

必要な子育てサービスを選べる社会に

子育ては誰が担うべきか、様々な考え方や価値観が存在しますが、最も尊重されるべきことは、それぞれの家族の思いです。家庭で子育てがしたい、子どもを預けて働きたいなど、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開しています。

保育所待機児童ゼロを達成

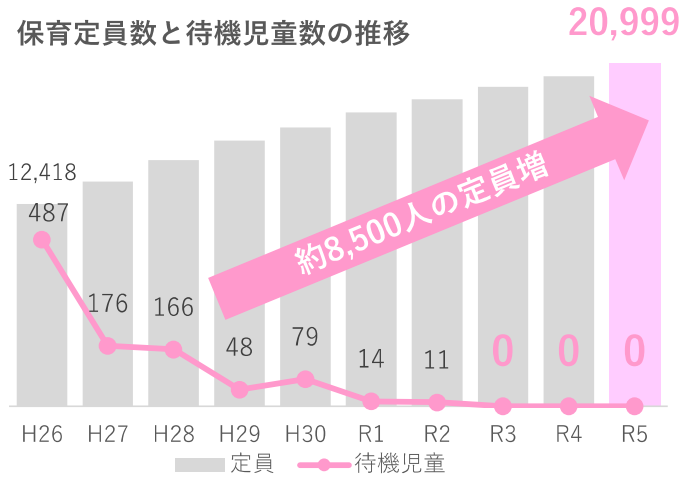

待機児童ゼロ作戦を展開し、平成26年度からの９年間で全国トップレベルの約8,500人の定員拡大を実現しました。

令和３年度から待機児童ゼロを継続しています。

練馬こども園を創設

24園で実施 定員**1,869**人

（令和５年４月１日時点）

区独自の幼保一元化施設である練馬こども園を創設し、子どもの教育や保育について、保護者の選択の幅を広げました。

ねりっこクラブの拡大

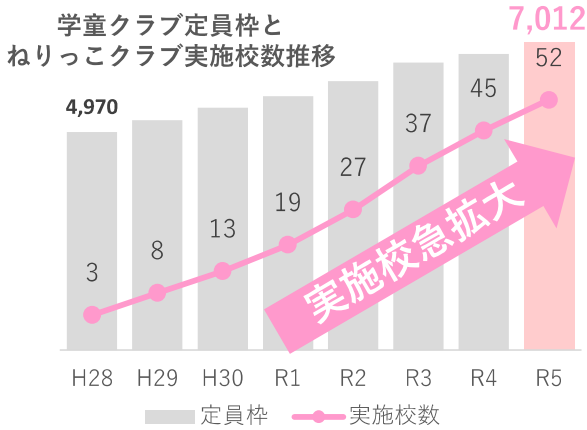

小学校内で、学童クラブとひろば事業の運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を全65校中52校で実施し、小学生の居場所を整備しました。

支援を必要とする子どもたちのそばに

区では、子どもを虐待から守るために、区による地域に根差したきめ細かい寄り添い支援と、都の広域的・専門的支援の更なる連携強化に取り組んでいます。また、誰もが等しく公平に必要な教育が受けられるよう、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を進めます。

(仮称)東京都練馬児童相談所の設置

都内で初めて都区共同で「練馬区虐待対応拠点」を設置しました。虐待対応拠点は他区にも拡がっています。

「練馬区モデル」は
他区にも拡大中

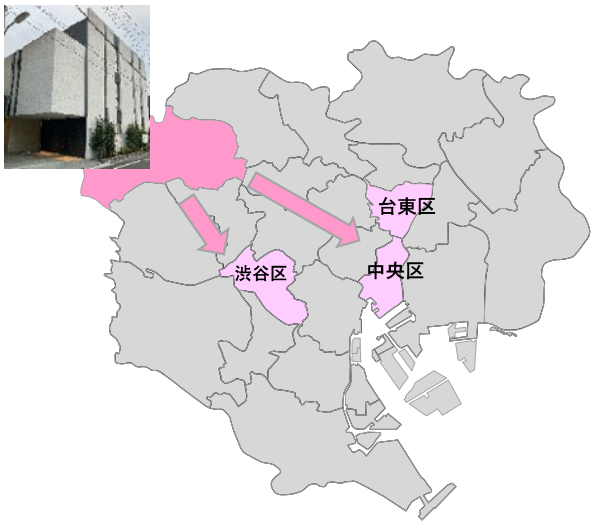

子ども家庭支援センターの体制強化

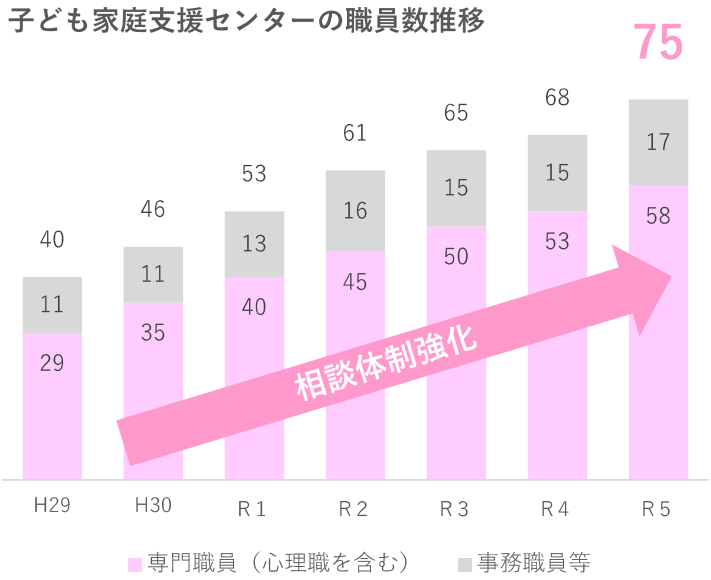

令和６年度の（仮称）東京都練馬児童相談所の設置に向けて、区子ども家庭支援センターの専門職員（福祉職等）を増員し、相談体制を更に強化します。

支援が必要な子どもたちへの取組の充実

● 不登校児童生徒

不登校経験者やその保護者等を対象に、令和３年度から４年度にかけて、不登校に関する実態調査を実施しました。令和５年８月には、調査結果等を踏まえて「練馬区教育委員会不登校対策方針」を改定し、児童生徒一人ひとりの将来的な社会的自立に向けた取組を進めています。

● ヤングケアラー

実態調査の結果、ヤングケアラーが一定数存在することが明らかになりました。学校等で早期に発見し、関係機関が連携して支援できる体制を整備しました。

● 医療的ケア児

「医療的ケア児支援法」の成立に先駆けて、平成27年度に区立の小学校および学童クラブで医療的ケア児の受入れを開始し、その後、区立保育園および幼稚園での実施や受入れ人数を拡大してきました。

高齢者地域包括ケアシステムの確立

令和７年に、団塊世代の全ての方が75 歳以上の後期高齢者となります。

区では、介護が必要になっても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される、地域包括ケアシステムの確立を着実に進めています。

街かどケアカフェを区内各地へ

高齢者をはじめとする地域の方が気軽に立ち寄り、介護予防について学んだり、健康について相談したりできる「街かどケアカフェ」を地域の拠点として拡充しています。

令和５年４月に、６か所目の常設型として、「街かどケアカフェかしわ」を開設しました。

地域包括支援センターの体制強化

地域包括支援センターと区民ボランティアによる訪問支援、町会・自治会、民生委員、事業者など地域と連携した見守り活動等を通して高齢者の見守りに取り組んできました。

これらの取組の中核機関である地域包括支援センターをより身近で利用しやすい窓口にするため、令和５年４月に２か所増設し、27か所体制に強化しました。

地域包括支援センターを

27か所体制に**強化**

高齢者の生活を支えるサービス提供体制の充実

ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみ世帯が増加しています。ひとり暮らし高齢者等への個別訪問に取り組むとともに、施設の整備目標を定め整備を進めるなど、高齢者の生活を支えるサービスの提供体制の充実に取り組んでいます。

高齢者みんな健康プロジェクトの展開

高齢者の健康を支援するため、令和３年度から「高齢者みんな健康プロジェクト」を開始しています。区が保有する医療・健診・介護等のデータを活用し、リスクの高い後期高齢者を抽出のうえ、栄養士などの専門員が個別訪問し、糖尿病重症化予防等に取り組んでいます。

▲「高齢者みんな健康プロジェクト」専門員による個別訪問

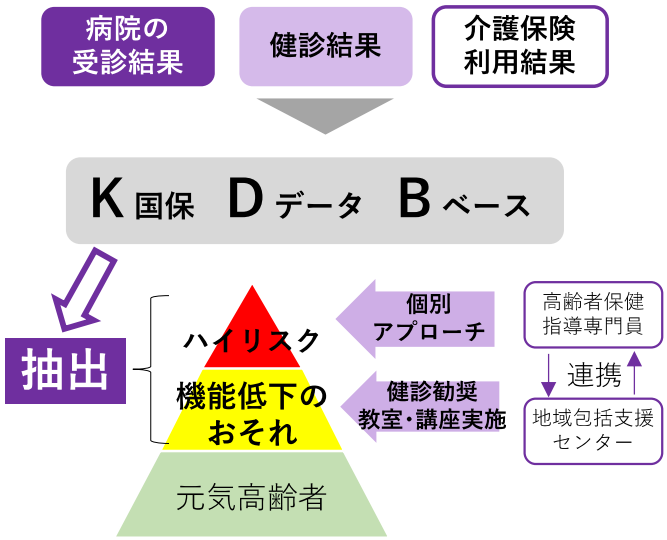

都内トップの施設数を実現

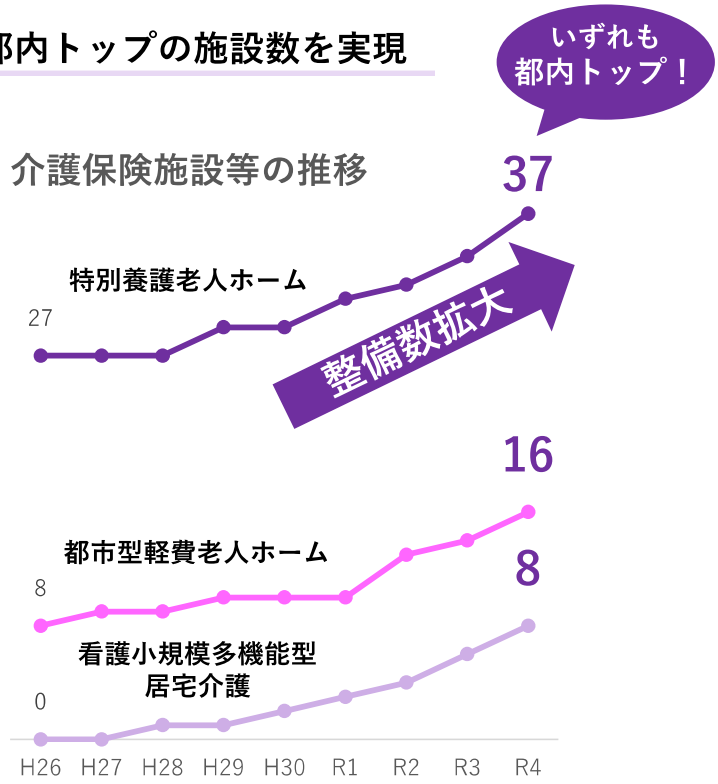

▲特別養護老人ホーム　おおいずみの里

▲看護小規模多機能型居宅介護
エクセレント練馬

特別養護老人ホーム、都市型軽費老人ホームおよび看護小規模多機能型居宅介護施設の整備に取り組んでいます。これらの施設数は、全て都内最多となっています。

練馬区モデル Ⅲ

安心を支える福祉と医療のまち

ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

コロナ禍や物価上昇の影響で、生活困窮に関する相談や生活保護受給世帯が増加しています。なかでも相対的貧困率が高いひとり親家庭は大きく影響を受けています。区は、生活にお困りの方の自立に向け、一人ひとりに寄り添った、きめ細やかな支援に取り組んでいます。

ひとり親家庭自立応援プロジェクトの展開

＼23区トップの26事業を展開／

ひとり親家庭を対象に、生活・就労・子育ての３つの支援を組み合わせて提供するひとり親家庭自立応援プロジェクトを平成29年度から開始し、23区で最多の事業を実施しています。令和４年に実施したニーズ調査結果を踏まえ、自立に向けた支援策を更に充実しています。

ひとり親家庭自立応援プロジェクト

総合相談窓口
※オンライン相談可
- 総合相談（平日夜間・土曜対応）
- 法律相談（土曜対応）
- 出張相談
- 家計相談

各種支援

生活を応援
- ＡＤＲ費用助成
- 公正証書等の作成費用助成
- 養育費パンフレット
- セミナー

就労を応援
- 資格取得支援（給付金増額）
- セミナー
- ハローワーク連携支援
- ホームヘルプ
- 自立支援プログラム策定

子育てを応援
- 訪問型学習支援
- 親子交流・ひとり親家庭間交流支援

障害者が地域で暮らし続けられる基盤を整備

練馬区は、住み慣れた地域で、障害の特性に応じた就労支援や暮らしの支援を受けられる、誰もがいきがいを持ち、自分らしい生き方ができるまちの実現を目指しています。そのため、一人ひとりのライフステージに応じた支援や障害者の意思疎通の支援を充実させています。

重度障害者グループホームの整備拡大

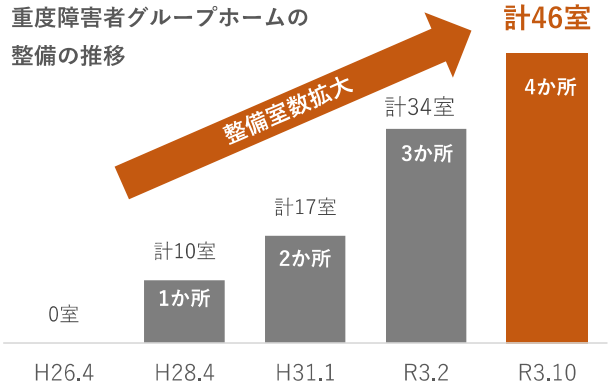

意思疎通に関する条例を制定・支援を充実

令和４年６月、「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」を制定しました。23区初の障害者ＩＣＴ相談窓口の開設等、支援の充実を図っています。

◀ 情報機器の例
トーキングエイド
言葉が出にくい方の会話を絵文字やイラストで補助する

新病院建設などで医療環境を充実

区の人口10万人当たりの一般・療養病床数は、23区で最も少ない状況です。今後の高齢化の進展に伴う医療需要を見据え、必要な機能を備えた病床の確保を進めるなど、医療環境の充実に取り組んでいます。

順天堂練馬病院の三次救急の指定

順天堂練馬病院が令和５年３月に三次救急医療機関に指定されました。脳卒中や急性心筋梗塞等の生命の危機が切迫している患者に、一刻も早く医療を提供できるようになりました。

新病院建設などで病床を確保

一般・療養病床数の推移

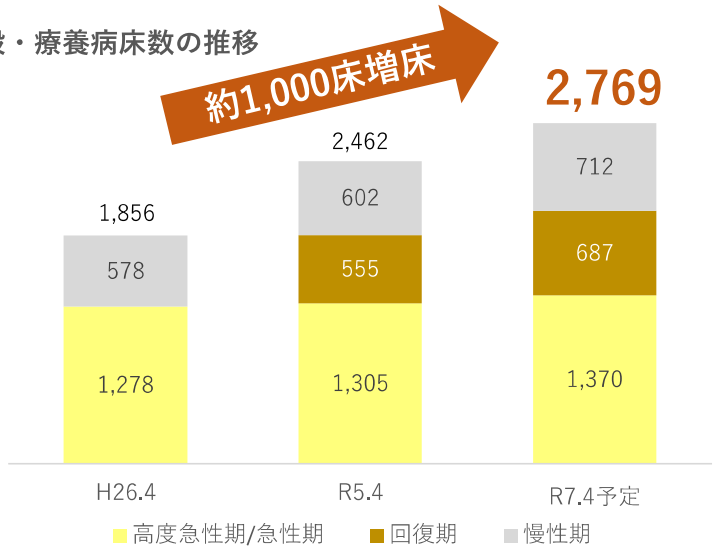

平成26年度には約1,800床だった病床が、練馬光が丘病院の跡施設を活用し、医療・介護の複合施設として開設する令和７年度には約2,800床となり、約1,000床の増床となります。

練馬光が丘病院の移転・改築

光が丘第四中学校跡地に令和４年10月に開院しました。光が丘地域で初となる回復期リハビリテーション病棟を含む457床を整備しています。

慈誠会・練馬高野台病院を開院

旧高野台運動場用地を活用し、令和４年８月に開院しました。石神井地域で初となる回復期・慢性期機能を有する218床を整備しています。

練馬のみどりを未来へつなぐ

みどりは、練馬区の大きな魅力であり、快適な都市生活を支えている大切な都市基盤です。練馬のみどりを守り、未来へつなぐため、特色ある公園の整備などを行うことで、みどりのネットワークの形成を進めるとともに、区民と協働し、みどりを育むムーブメントの輪を広げています。

みどりのネットワークの形成

区立公園等の面積

99ha ▶ 108ha

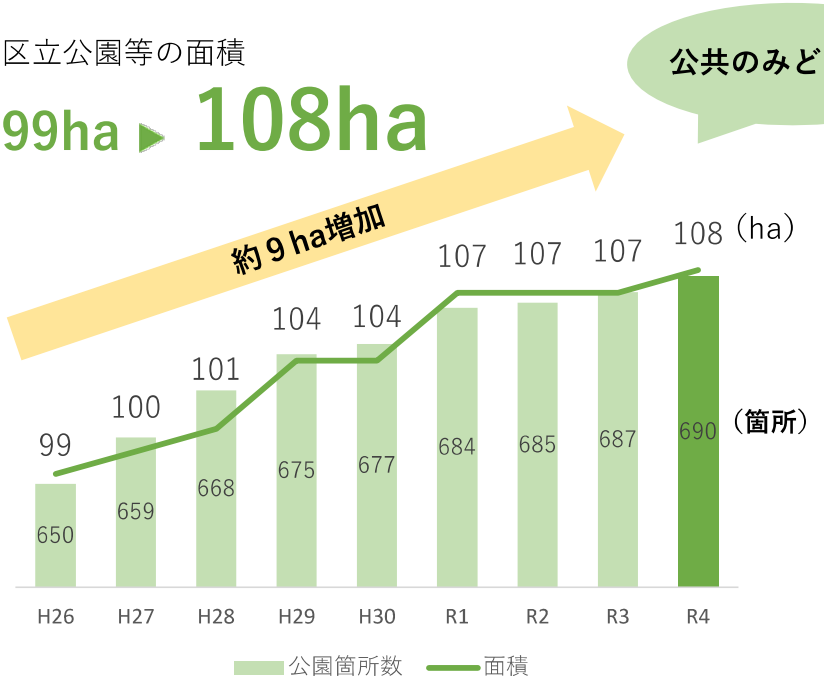

四季の香ローズガーデンの拡充、大泉学園町希望が丘公園の全面開園など、みどりの拠点となる公園づくりなどを進めた結果、公共のみどりは大幅に増加しました。

公園の整備や幹線道路の整備等にあわせたみどりのネットワークの形成を進めています。

みどりを育むムーブメントを展開

練馬の特色であるみどりを地域の財産として育むため、区民がみどりに関わりやすい仕組みづくりを進めています。

公園や花壇、憩いの森での区民管理の拡充をはじめ、民有樹林地では区民ボランティアによる落ち葉清掃を開始するなど、みどりを育む区民活動が広がり始めています。

▼区民による落ち葉清掃

▼憩いの森の区民管理

▲区民協働花壇

交通インフラの整備を着実に推進

練馬区は、都市化が急激に進んだため、道路・鉄道などのインフラ整備が著しく遅れています。快適で暮らしやすいまちの実現に向け、災害に強く、安全・安心な暮らしを支える交通インフラの整備を着実に進めています。

大江戸線延伸に向け着実に前進

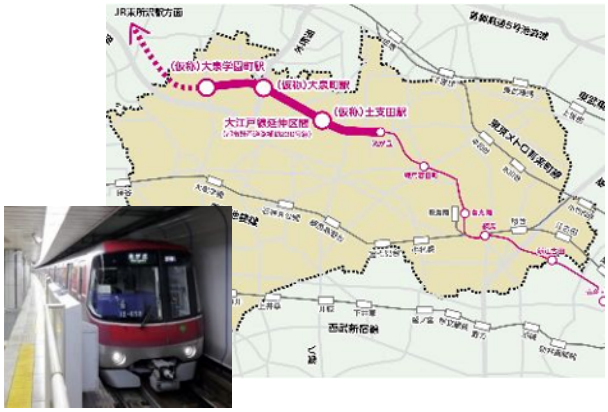

大江戸線の延伸に向けて、区民や各種団体と一体となった促進活動の展開、沿線のまちづくりを推進するとともに、東京都との実務的な協議を進めてきました。

その結果、東京都が副知事をトップとする庁内検討組織を立ち上げるなど、大江戸線延伸着工に向け、着実に前進しています。

都市計画道路の着実な整備

第四次事業化計画における優先整備路線の事業着手に積極的に取り組み、みどり豊かで快適な空間を創出する都市計画道路の着実な整備を進めています。

西武新宿線の連続立体交差化、いよいよ始動

西武新宿線の連続立体交差化は、都市計画事業認可の取得により、大きく前進しました。東京都、鉄道事業者、沿線区市とともに、用地取得に向け準備を進めています。

攻めの防災まちづくりを展開

地域ごとに異なる災害リスクに応じたまちづくりとして、「攻めの防災」を展開してきました。

老朽木造住宅が密集し、地震発生時の建物倒壊や延焼の危険性が高い地域では、道路拡幅や危険なブロック塀等の撤去等を進めています。

特定緊急輸送道路の沿道等で、旧耐震建築物の耐震化を着実に進めています。

練馬区モデル V

いきいきと心豊かに暮らせるまち

生きた農と共存するまち

練馬区は東京という大都市の都心近くに立地しながら、生活と融合した生きた農業が営まれている稀な都市です。

区では、農業者とともに、練馬でしか体験できない都市農業の魅力発信や、農地の保全などに取り組んでいます。

世界都市農業サミットを開催

令和元年度に都市農業の魅力と可能性を世界に発信するため、「世界都市農業サミット」を開催しました。海外５都市から招いた農業者や研究者と都市農業の意義を共有し、サミット宣言を発表しました。

都市農地の保全を推進

2022年問題解決！

対象の**95**％超の農地が今後も営農

農地制度や税制度の改善を国に要望してきました。特定生産緑地制度の創設は、こうした活動が実った一つです。対象の95％を超える農地を特定生産緑地に指定しています。

区民が農に親しむ取組を充実

農業を体験できる施設

15か所増加

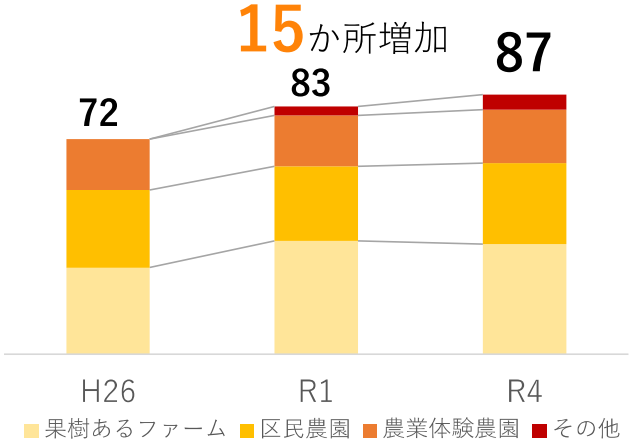

令和５年３月に種まきから収穫まで農業体験ができる「高松みらいのはたけ」を開設しました。その他、様々な果実を味わえる「果樹あるファーム」など区民が農に親しめる施設・機会を拡充しています。

優れた文化芸術に触れられるまち

練馬区は、みどり豊かな住宅都市だからこそ、豊かな文化芸術が花開く可能性があります。
都心に行かずとも、みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまちの実現を目指し、独創的で発信力のある新たな企画や、文化芸術と一体となったまちづくりを進めています。

美術館のリニューアルに着手

美術館は「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設の図書館と融合する美術館」の３つのリニューアルコンセプトの実現を目指し、全面改築します。令和５年１月に設計に着手しています。

練馬の魅力を効果的に発信

'Wizarding World' and all related names, characters and indicia are trademarks of and © Warner Bros. Entertainment Inc. – Wizarding World publishing rights © J.K. Rowling.

令和５年６月、としまえん跡地に、映画「ハリー・ポッター」の制作の舞台裏を体験できるスタジオツアー東京がオープンしました。区の新たな映像文化の拠点となる施設には、多くの来場者が想定されており、この施設を拠点に区の魅力発信に取り組んでいます。

優れた文化芸術に触れられる機会の創出

人間国宝である狂言師の野村万作さんによる「みどりの風　練馬薪能」や、世界的なヴァイオリニストの大谷康子さんによる「真夏の音楽会」など、優れた文化芸術イベントを毎年実施してきました。参加した区民の皆さんからは、毎回好評をいただいています。

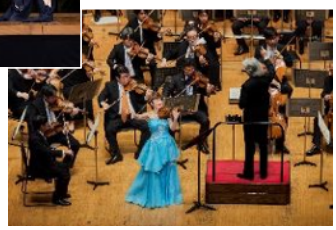

みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち

スポーツ施設を積極的に整備し、障害の有無に関わらず身近な場所でスポーツを楽しめるよう体験会や教室の実施に取り組んでいます。

ユニバーサルスポーツフェスティバルを展開

障害の有無に関わらず身近な場所でスポーツを楽しめるよう、ユニバーサルスポーツフェスティバルを各地域で開催し、ボッチャ体験会やパラスポーツ教室などを実施しています。

「参加と協働」から「参加から協働」へ

地域社会のあり様や住民意識の変化とともに地域課題は多様化・複雑化しており、様々なニーズが生まれています。新たなニーズに対応し、きめ細やかなサービスを展開するためには、地域で活動する方々の力が欠かせません。区は、区民とともに協働の取組を進めています。

地域おこしプロジェクトの展開

これまでに

計 **10** プロジェクトを支援

練馬の新しい魅力の創造や地域の課題解決に向けて、区民の自由な発想から生まれたアイデアの具体化を支援する「地域おこしプロジェクト」を実施しています。

町会・自治会の基盤強化

区内**全域**で

加入促進活動を展開

転入者に町会・自治会への加入案内リーフレットを配付するほか、集合住宅における加入促進ハンドブックを作成し、町会・自治会の加入促進を強化してきました。

区政改革を徹底

窓口サービス向上の取組に加えて、公共施設のマネジメント、人材育成、職員定数の管理、外郭団体の見直し、DXの推進、持続可能な財政運営など、あらゆる面で区政改革の取組を着実に進めています。

窓口から区役所を変える

▲リニューアルした練馬区民事務所

令和２年９月に練馬区民事務所のレイアウトを改善するとともにゲートサインを設置し、来所者に分かりやすくリニューアルしました。

ＤＸで区民サービスを向上

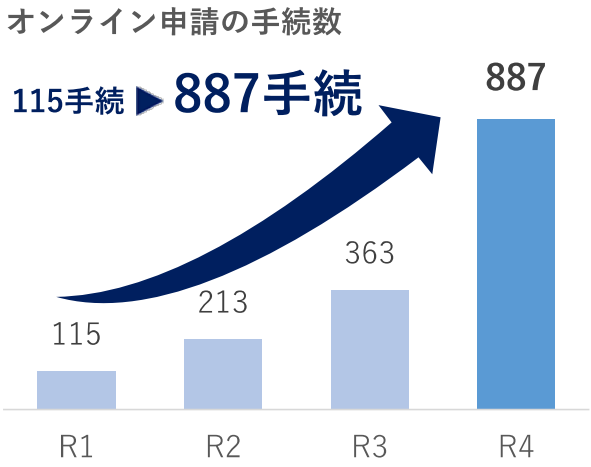

オンライン化の妨げとなる押印の見直しに取り組み、92％の手続きで押印を不要にするとともに、時間や場所を選ばずに必要な手続き等ができるよう、オンライン申請を推進しました。

区財政の基盤を強化

財政調整基金 **400億** 円達成

施設整備基金 **280億** 円達成

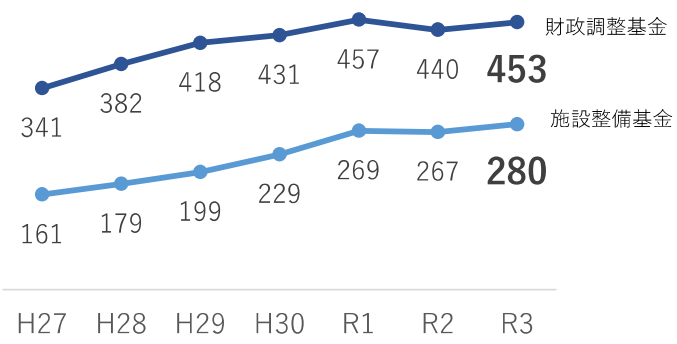

区政改革計画に基づき、基金の積立目標額を定め、残高の確保に努めてきました。財政調整基金、施設整備基金の目標額を達成するなど、財政基盤は強化されています。

施設の統合・再編、複合化を推進

▲北町６丁目の複合施設

公共施設等総合管理計画に基づき、施設配置の最適化を進めています。令和３年３月には、北町６丁目に保健相談所や街かどケアカフェ、児童館などが一体となった複合施設を開設しました。

第　3　章

区を取り巻く状況

この章では、世界経済や日本社会の情勢など、区を取り巻く状況を分析したうえで、今後解決すべき課題を提起します。

1　世界の状況

⑴　世界構造の転換

・第二次世界大戦以降、世界経済は欧州や日米が中心となり牽引してきましたが、1980 年代以降に急成長を遂げた中国の台頭により、世界経済の主軸は大きくシフトしました。

・人口動態にも大きな変化が表れており、先進国では既に少子高齢化が大きな社会問題となっています。急速に経済発展した中国においても出生数の減少が続いており、2022 年には 61 年ぶりに人口減に転じました。

・先進国では、これまでのような経済成長が見込めないなか、今後は、今なお大幅な人口増加が続く南アジアやアフリカ諸国が主軸となる可能性が指摘されています。

・世界の分断が進むなか、米国や英国、中国など、自国の利益を追求する「自国第一主義」が広がり始めています。

・一方、グローバル化した世界経済のもとでは、国際的な協調なしには発展は望めず、新型コロナを始めとするパンデミック対策や気候変動対策など、世界が足並みを揃えなければ対応できない課題にも直面しています。

・世界は今、大きな転換期を迎えています。

⑵　世界政治の動向

・2022 年 2 月、ロシアがウクライナへの侵攻を開始し、世界は大きな混乱に陥りました。今なお終結は全く見通せず、被害が拡大し続けています。

・侵攻を契機に、スウェーデン、フィンランドがこれまでの中立政策を転換し NATO 加盟に踏み切るなど、第二次世界大戦以後続いてきた欧州における安全保障の枠組みは大きな転期を迎えています。

・米中の覇権争いやウクライナ侵攻などを背景に多くの国が軍拡の方向へ進んでいます。パレスチナ地区での紛争の更なる激化や拡大が懸念されるほか、アジア地域でも台湾有事が懸念されるなど、かつてない緊張の高まりを見せています。

・エネルギーや経済を特定の国に依存するリスクが顕在化し、輸出入の制限を通じ他国に圧力をかける経済的威圧が広がるなど、経済の安全保障への関心が飛躍的に高まっています。各国は重要な産業部品の内製化や貿易ルートの分散化を図るなど、サプライチェーンの強靭化に取り組んでいます。

⑶　世界経済の動向

・ロシアのウクライナ侵攻を背景に、原油や天然ガス、穀物などの流通が滞り、世界各国で資源・エネルギー価格が高騰しています。途上国等への食糧の安定供給にも大きな影響が生じています。

・そうしたなかでも、米国の経済は堅調に回復しており、ダウ平均株価は 2024 年１月には 3 万 8,000 ドル台と過去最高値を更新し、一時 14.7％まで悪化していた失業率は３％台まで改善しています。

・１月に示された IMF による 2024 年の世界経済の成長率見通しは、従前の予測を引き上げ、2023 年と同率の 3.1％を維持する見込みとなっています。

・一方、これまで世界経済を牽引してきた中国の 2024 年の経済成長見通しは、2023 年を下回る 4.6％と見込まれています。急速に少子高齢化が進み、かつて日本で起きた不動産バブルの崩壊も不安視されています。

・また、ウクライナやパレスチナ地区での紛争の激化、長期化による影響も懸念されており、世界経済の先行きは不透明となっています。

2　日本の状況

⑴　日本経済の低迷と国際的地位の低下

・我が国は現在、歴史上経験したことのない、国難ともいえる少子化問題に直面しています。

・人口減少に伴う市場規模の縮小、労働力の不足に加え、技術革新の遅れなどもあり、経済は永く低迷しています。そうしたなか、新型コロナとロシアによるウクライナ侵攻の直撃を受け、状況は更に悪化しています。

・国債に永く依存する財政運営を続けた結果、国の債務残高は既に GDP の 2 倍を超え、政策選択の幅は狭められ、有効な手立てが見いだせない状況です。

・GDP は 2010 年に中国に抜かれて以降、世界 3 位を維持していましたが、2023 年はドイツに抜かれて世界 4 位となりました。国民 1 人当たり GDP は G7 で最下位に沈み、労働生産性の低さも深刻な課題となっています。

・米国企業 GAFAM を核とした IT 戦略、中国の「一帯一路」など、各国は生き残りをかけて各分野で長期的展望を持った国際戦略を進めています。

・日本は発展に向けた具体的戦略も不透明であり、経済力の低下とともに国際的な地位が低下し続けています。

⑵　少子化・人口減少問題

・2023 年の出生数（速報版）は、1899 年の統計開始以降最少の約 75.9 万人となりました。

・人口減少が進む自治体では、税収減による行政サービスの廃止や有料化、小売や飲食、娯楽などの生活関連サービスの縮小、鉄道や路線バスなど公共交通の撤退や縮小など様々な課題に直面しています。

・こうした状況にかかわらず、国の問題意識は薄く、少子化の根本的な分析がされないまま、対策が進められています。

・政府は 2023 年 4 月に「こども家庭庁」を創設し、12 月、新たな少子化対策「こども未来戦略」をとりまとめましたが、安定財源の確保、政策効果の検証など、整理すべき課題が多く残されています。

⑶　新型コロナウイルス感染症

・2023 年 5 月に感染症法上の分類が 5 類に移行したことに伴い、社会経済活動が本格的に再開しました。

・入国規制も撤廃され、円安の影響もあり、訪日外国人旅行者数はコロナ禍前の水準を取り戻しつつあります。2023 年の訪日外国人消費額は 5 兆円を超え、コロナ前の 2019 年の水準を上回る見込みです。

・新型コロナを契機に、社会全体のデジタル化が急速に進展しました。ビジネスや教育分野など、従来デジタル化が進んでいなかった分野にも広がり、生活様式は大きく変化しつつあります。

⑷　経済が低迷するなかでのインフレの進行

・日本は石油や石炭、天然ガスなどの資源の多くを海外に依存しています。資源価格の高騰、円安の進行なども相まって物価は上昇し、経済低迷が続く中でインフレが進行しています。

・世界主要国では、これまでの大規模な金融緩和を転換して金利を引き上げ、インフレを抑える試みを続けていますが、日本では積極的な金融政策が打てず、世界との金利差がさらに拡大しています。

・2022 年 1 月には 1 ドル 110 円台だった円相場は、現在は 150 円台間近で推移しています。国際社会での円の価値は凋落傾向にあります。

・諸外国に比べて、日本の賃金水準は上がっておらず、日本の賃金は OECD 平均を下回り、GDP では日本より下位である韓国やスペインなどを下回っています。

・円安と相まって、このままでは外国人労働者から選ばれない国になる恐れもあります。

3　区を取り巻く情勢

⑴　日本における首都東京の立ち位置

・首都東京は、日本の政治・経済・文化の発展を牽引する重要な役割を果たしてきました。その中心となってきたのが特別区です。

・新型コロナの影響により、都の 2021 年の人口は転出超過となりましたが、2022 年以降は転入超過が続いています。

・首都圏全体では人口は一貫して増え続けており、コロナ禍を経ても、東京の持つ力や担う役割は全く変わっていません。

・国はこうした東京の努力や役割を全く評価せず、今なお東京の活力を削ぐ財源の収奪を続けています。法人税の国税化やふるさと納税等により、令和 5 年度は約 1 兆 4,000 億円の税収が失われる見込みです。

・東京が衰退すれば日本全体の衰退に更に拍車をかけることになります。日本の発展を続けるためにも、都と特別区は力を合わせて国と対峙していくことが求められています。

⑵　区における課題

①　区を取り巻く状況

・世界、日本の社会・経済情勢の変動は、区民生活に大きな影響を与えています。

・コロナ禍を受け、区の人口は、令和３年はマイナスとなったものの、４年・５年は一転してプラスに転じました。しかし、日本全体の人口減少が進むなか、区の人口もいずれ減少局面に入ることは避けられません。

・歳出面では、保育関係費を中心に社会保障関係費がこの 10 年で約 500 億円から約 1,000 億円に倍増し、義務的経費が予算の５割以上を占めています。老朽施設の維持更新、都市インフラの整備など区特有の財政需要に加え、社会状況の変化に応じた新たな課題にも対応していく必要があります。

・税収は回復しているものの、歳出の伸びに追いついておらず、一般財源の不足を基金、起債で穴埋めする構造は変わっていません。この状況が続けばいずれ基金は底を打ち、起債残高が大幅に増加する懸念があります。

・今後、少子高齢化や人口減少が進み、労働力不足も懸念されています。限られた財源、人材で効果的、効率的な行財政運営に努めていく必要があります。

・令和６年能登半島地震では、木造住宅密集地域での大火災や、木造家屋の多数倒壊、道路陥没等による交通インフラの遮断、避難所への物資輸送の停滞などが発生しました。首都直下地震の発生は確実視されており、木造住宅密集地域の解消や耐震化の促進、火災対策、備蓄の充実など徹底した災害予防対策「攻めの防災」を加速させる必要があります。

②　都区の役割分担、特別区制度の課題

・特別区では、都民は区の領域を超えて生活しており、生活圏と行政区域が一致していません。都の広域的・専門的行政と、住民に寄り添って生活を支える身近な行政との境界が曖昧で、行政権限が混乱しています。

・例えば、医療政策は都が担い、公衆衛生（感染症等）は区保健所が担うという役割分担は、平時には機能していますが、今回のパンデミック時には、入院調整や PCR 検査等の役割分担について、混乱が生じました。

・都区の役割分担が必要不可欠な児童相談行政においても、根本的な議論がされないまま区による児童相談所の設置が進められています。

・また、特別区では、人事・財政制度面で権限に制約が設けられており、一般の基礎的自治体よりも裁量の余地が狭められています。

・東京の持つ力を最大限発揮するため、課題が顕在化した今こそ、改めて大都市行政を根本的に見直すことが必要となっています。

第　4　章

施策の体系

この章では、第３次ビジョンの体系・計画期間、施策体系について記載しています。

1 ｜体系・計画期間

第３次ビジョンは、グランドデザイン構想実現への道筋を示す基本計画と、具体的な実行計画であるアクションプランの２部構成とします。基本計画では「６つの施策の柱」をお示しし、アクションプランでは、「23の戦略計画」、「年度別取組計画」と「財政フレーム」を明らかにします。

基本計画、アクションプラン「戦略計画」の計画期間は５年間（令和６～10年度）とします。「年度別取組計画」は３年間（令和６～８年度）とし、令和８年度に後半の計画を策定します。

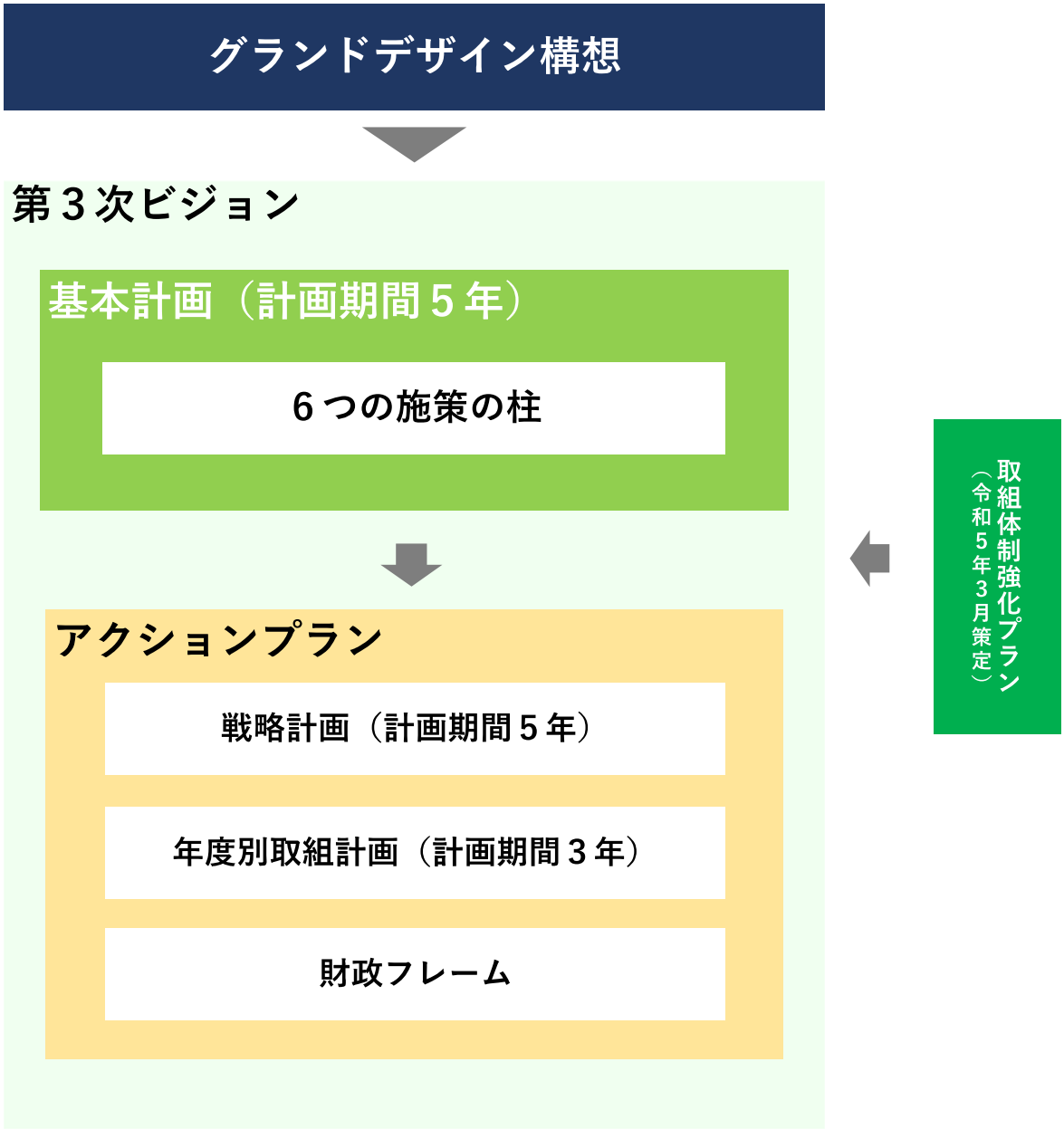

2 ｜施策体系

第３次ビジョンでは、区民生活全般を充実させる施策を６つの施策に分け、柱ごとに今後の取組を明らかにします。

これまで、子ども、高齢者、福祉、医療、まちづくり、みどり、農業、文化など、区民生活全般にわたって様々な施策を実現

これまでの施策を着実に継続・発展

社会情勢の変化への対応

（少子高齢化・人口減少・デジタルなど）

第　5　章

施策の柱

この章では、６つの施策の柱ごとに「区の基本姿勢」や「施策の方向性」とともに、施策をけん引する「リーディングプロジェクト」を示します。

６つの施策の柱

施策の柱１　子どもたちの笑顔輝くまち

施策の柱２　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

施策の柱３　安心を支える福祉と医療のまち

施策の柱４　安全・快適、みどりあふれるまち

施策の柱５　いきいきと心豊かに暮らせるまち

施策の柱６　区民とともに区政を進める

施策の柱１　子どもたちの笑顔輝くまち

区の基本姿勢

日本全体で少子化が進む中、区の出生数も減少傾向が続いています。一方、共働き家庭の増加等に伴い、保育ニーズは依然として増加し、多様化しています。引き続き、保育所待機児童ゼロを維持しながら保育サービスの充実に取り組んでいく必要があります。

核家族化が進み、地域のつながりの希薄化など、社会的に孤立し、子育てに不安や負担を感じる保護者が増えています。安心して出産・子育てできる環境を整備し、支援を充実することが求められています。

令和２年度に改定した「練馬区教育・子育て大綱」の目標である「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」を実現することが区の責務です。教育環境の変化を捉えた施策を実施する必要があります。

子育ては誰が担うべきか、様々な考え方や価値観が存在しますが、最も尊重されるべきことは、それぞれの家族の思いです。家庭で子育てがしたい、子どもを預けて働きたいなど、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現します。

施策の方向性

・保育所での障害児の受入れ拡大など、保育サービスを更に充実する。
・すべての妊婦・子育て家庭が安心して身近な場所で気軽に相談、交流できる環境を整備する。
・都と区の緊密な連携をさらに深め、児童相談体制を充実・強化する。
・ねりっこクラブを拡充し、待機児童解消を目指す。
・学齢期の子どもや若者の居場所を充実する。
・児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細かな指導や支援を行う。
・教員の負担を軽減し、やりがいを持って職務に従事できる環境を整備する。

リーディングプロジェクト

子どもの一時的な預け先の選択肢の拡大

地域子ども家庭支援センター関で乳幼児一時預かり事業を拡充します。石神井公園駅南口西地区の再開発ビルでの乳幼児一時預かり事業の開始に向けて調整を行います。

仕事をしている方も在宅で子育てをしている方も安心して子育てができるよう、自宅で子どもを預かるベビーシッターの利用料助成制度を導入します。

▲都区合同会議の様子

都児相設置にあわせた児童相談体制の強化

都は令和６年度に（仮称）東京都練馬児童相談所を区の子ども家庭支援センターと同じ施設内に設置します。

広域的・専門的機能を担う都と、地域に根差したきめ細かい支援を担う区の連携を更に深め、児童相談体制「練馬区モデル」を強化していきます。

障害児など支援が必要な子どもたちへの取組の充実

保育園、幼稚園、学童クラブ、学校において障害児や医療的ケア児の受入れ体制を拡充します。表面化しにくいヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげる取組を進めます。増加傾向にある不登校児童生徒の支援体制を強化します。

施策の柱２　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

区の基本姿勢

令和７年に、団塊世代の全ての方が75歳以上の後期高齢者となります。令和22年には、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口は約20万人に上ります。将来を見据え、介護が必要になっても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される、地域包括ケアシステムを深化・推進させていくことが不可欠です。

高齢者の３人に１人はひとり暮らし、認知症高齢者は約３万人いるとされ、更に増加が見込まれます。よりきめ細やかに一人ひとりの高齢者を支える体制を拡充する必要があります。

高齢者の約８割は要介護認定を受けていない、いわゆる「元気高齢者」です。地域の担い手として活躍できるよう、様々な場を提供し、健康づくりを支援することが必要です。

高齢者一人ひとりが希望するサービスを選択できるよう、施設サービスと在宅サービスをバランスよく整備してきました。引き続き、医療と介護サービスの基盤整備に取り組み、住み慣れた地域での暮らしを支えます。

施策の方向性

・高齢者を地域でよりきめ細かく支えられるよう、地域包括支援センターや「高齢者みんな健康プロジェクト」の体制を強化する。
・認知症高齢者が安心して暮らせるよう、地域における支援体制を充実する。
・介護保険施設等の整備は、既存資源の転換等により行うとともに、在宅サービス基盤を充実する。
・シルバー人材センターと連携し、元気高齢者の活躍の場を拡大する。
・デジタルを活用した新たなフレイル予防とデジタル格差対策を推進する。

リーディングプロジェクト

令和７年に向けた相談支援体制の強化

高齢者をよりきめ細やかに支えるため、令和６年度から、日常生活圏域を４地区から地域包括支援センターに合わせて27地区とします。支援が必要な高齢者を地域で活動している団体等へつなぐ生活支援コーディネーターを各地区へ１名ずつ配置し、相談支援体制を強化します。

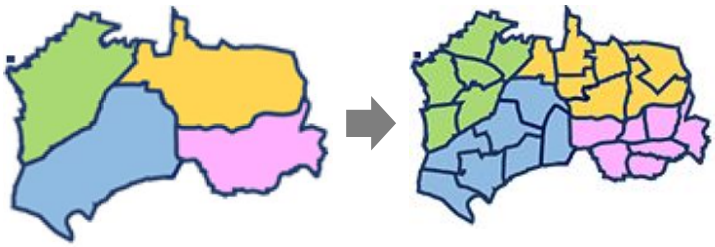

【４地区】
（福祉事務所単位）

【27地区】
（地域包括支援センター単位）

▲旧練馬光が丘病院（外観）

区内初となる介護医療院の整備

練馬光が丘病院跡施設を活用し、医療・介護の複合施設の整備を進め、令和７年度の開設を目指します。

医療ニーズが高く、特別養護老人ホームでの受け入れが困難な方に対して、医療、介護、看取り、ターミナルケアなどを行う区内初の介護医療院を開院します。

高齢者みんな健康プロジェクトの拡充

糖尿病やフレイルなど、健康上の課題をかかえる高齢者を総合的に支援する「高齢者みんな健康プロジェクト」を拡充します。

保健師等の専門職を増員し、ハイリスク高齢者への個別支援を強化します。また、練馬区薬剤師会との連携により、「多剤服薬」等の方を対象に、服薬指導・健康相談を個別訪問や薬局窓口等で実施します。

施策の柱３　安心を支える福祉と医療のまち

区の基本姿勢

障害者の重度化・高齢化、家族の高齢化が進んでいます。法定雇用率の上昇、就労する家族の増加等、取り巻く環境も変化しています。障害者が住み慣れた地域の中で、自立して暮らし続けることができるよう、ライフステージに応じたサービスを充実する必要があります。

増加傾向にある生活保護受給世帯や相対的貧困率の高いひとり親家庭など、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな自立支援の強化が求められています。

様々な生きづらさを抱える方が、孤独・孤立に至らないよう、地域で課題解決に取り組む必要があります。

順天堂練馬病院の三次救急医療機関指定などにより、区の医療提供体制は大きく進展しました。更なる病床整備や在宅医療の充実とともに、大規模災害等に備えた医療機能の整備を進める必要があります。

区民の更なる健康増進を図るため、健診（検診）・受診環境の整備など受診率を向上させる取組を進めることが重要です。

誰もが安心して暮らせ、未来に希望を持って生活できるまちの実現を目指し、福祉・医療サービスを一層充実させます。

施策の方向性

・重度障害者の地域生活を支えるため住まいや通いの場、家族支援等を充実する。
・障害者の就労定着支援・再就職支援を強化する。
・ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援する。
・ひきこもりや8050問題など、複合的な課題を抱える世帯等への支援を進める。
・災害時や、感染症拡大時に備えた医療提供体制を構築する。
・医師会等、各関係機関と連携し、在宅医療の充実・周知啓発を図る。
・区民一人ひとりの身体とこころの健康づくりを支援する。
・がん対策・がん患者等の支援の充実を図る。

リーディングプロジェクト

医療的ケアが必要な障害者を支援する多機能型施設の誘致

令和５年度に取得した三原台二丁目用地に、通いの場やショートステイを備えた多機能型施設を誘致するなど、医療的ケアが必要な障害者への支援を充実します。

ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実

令和４年度に実施したひとり親家庭ニーズ調査の結果を踏まえ、自立に向けた支援策を更に充実します。ひとり親家庭が、希望する地域で仕事と育児を両立できるよう、転宅費用の助成やホームヘルプサービスの充実などに取り組みます。

順天堂練馬病院における新病棟整備の支援

順天堂練馬病院の新病棟整備を支援し、災害時の応急処置等の対応スペースや備蓄物資等の保管場所、感染拡大時における感染症患者の隔離スペース等を確保するとともに、増床に向けた調整を進め、医療提供体制の強化を図ります。

▲順天堂練馬病院

施策の柱４　安全・快適、みどりあふれるまち

区の基本姿勢

練馬区は都市化が急激に進んだため、道路・鉄道などのインフラ整備が著しく遅れています。都市計画道路の整備等は、完了まで年月を要する事業であり、計画的に進める必要があります。残されている鉄道空白地域を改善し、区が更に発展するために大江戸線の延伸は欠かせない事業です。実現に向け、早期の工事着手を促進する必要があります。

密集住宅市街地整備促進事業をはじめとする「防災まちづくり事業」や「避難行動要支援者対策」など、ハード・ソフトの両面から、様々な災害予防対策「攻めの防災」を展開してきました。１月に発生した令和６年能登半島地震の被害状況を踏まえ、これまでの取組を更に加速する必要があります。

練馬区の魅力は、都心近くに立地しながら、豊かなみどりに恵まれているところです。引き続き、みどりのネットワークの拠点となる公園整備やみどり豊かな軸となる道路の整備、重要な樹林地の確保等を進めるとともに、民有地のみどりを地域全体で支える仕組みを強化する必要があります。

温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現には、区民・事業者との協働を更に推進し、2030年度までに区内のCO_2排出量を2013年度比46％削減することが必要です。

安全で快適な、みどりあふれるまちの実現を目指し、区民と手を携えながら積極的に取り組んでいきます。

施策の方向性

・都市計画道路の整備、西武新宿線の連続立体交差化を着実に進める。
・大江戸線延伸の早期実現に向けて取組を進める。
・新たな地域公共交通計画を策定し、計画の実現に向けた取組を始める。
・建築物の耐震化・不燃化や狭あい道路の拡幅等とともに、避難行動要支援者の対策、出火防止への取組、初期消火力の強化等、災害に強いまちづくりを進める。
・流域対策を進めるとともに、河川や下水道の早期整備を東京都に要請する。
・公園や都市計画道路の整備により、みどりのネットワークを形成する。
・区民とともにみどりを守り育むムーブメントの輪を広げる。
・区民・事業者と協働して家庭部門におけるCO_2削減の取組を加速する。

リーディングプロジェクト

大江戸線の延伸の実現へ

都では、副知事をトップとする庁内検討プロジェクトチームによりスピード感を持って検討が進められています。区は、大江戸線延伸推進基金を計画的に積み増し、旅客需要の増加につながる沿線まちづくりを推進し、早期事業着手に向け、都とともに取り組みます。

災害リスクに応じた「攻めの防災」の加速化

▲密集事業により整備した道路（江古田北部地区）

密集住宅市街地整備促進事業実施地区や防災まちづくり推進地区において、地域住民への丁寧な周知啓発に取り組むとともに、道路拡幅、建築物の不燃化、危険なブロック塀等の撤去など、「攻めの防災」の取組を加速します。

桜台東部地区は、地区計画の策定等に向けた取組を進めるとともに、道路整備に向けた取組等を進めます。

稲荷山公園・大泉井頭公園の整備

みどりのネットワークの拠点となる公園づくりを進めるため、稲荷山公園は事業区域を分けて段階的な整備の検討を進め、第一期事業認可の取得を目指します。大泉井頭公園では基本計画策定に向けた検討を進めます。

▲清水山の森のカタクリ群生地

施策の柱５　いきいきと心豊かに暮らせるまち

区の基本姿勢

練馬区はみどり豊かな住宅都市です。誰もがいきいきと心豊かに暮らすためには、子育て支援や福祉医療の充実とあわせ、文化芸術やスポーツ振興も一体的に進めることが不可欠です。この２つはどちらか一方を選ぶというものではありません。引き続き、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが文化芸術やスポーツを楽しめるまちの実現に取り組む必要があります。

東京という大都市の都心近くに立地しながら、生活と融合した生きた農業が営まれています。一方で、相続に伴う農地の減少や農業者の高齢化など農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。貴重な練馬の都市農業を守り、次世代に継承していくための取組が求められています。

人口74万人の住宅都市としての特性を活かし、区内経済の発展に向け、事業拡大等に積極的に取り組む企業や商店会を後押しする必要があります。

文化芸術・スポーツ振興、都市農業振興、中小企業支援、商店街振興など、区民が暮らしに潤いや幸せを感じる、魅力あふれるまちを目指して取組を進めます。

施策の方向性

・みどり豊かなまちと一体となった練馬独自の新しい美術館を創造する。
・優れた文化芸術を楽しめる魅力的なイベントを展開する。
・練馬の歴史を活かした映像文化のまちづくりに取り組む。
・「これからの図書館構想」に基づき、より多くの人が気軽に、簡単に情報を得られる環境を整備する。
・スポーツ施設の整備を進め、多くの人がスポーツに参加できる機会を充実する。
・スタジオツアー東京の開設を契機として、練馬の魅力を効果的に発信する。
・農地の保全や区民が農に親しむ取組を充実する。
・持続可能な都市農業の実現に向けて、農業振興を強化する。
・区内事業者の積極的な企業活動を支援・商店街の賑わい創出に取り組む。

リーディングプロジェクト

美術館・貫井図書館の全面リニューアル

「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設の図書館と融合する美術館」という新しい発想により、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる施設としていきます。令和10年度に開館予定です。

▲リニューアルイメージ

石神井松の風文化公園の拡張整備

石神井松の風文化公園の約0.6haの拡張部分にフットサル・テニス兼用コートの他、スケートボード等ができる広場を整備します。令和８年度の開設を目指します。

輪になる“お店” TRYサポートの実施

個々の商店街活動の枠を超えて、商店会同士や民間企業などの多様な主体と連携した取組や、個性あふれる意欲的な個店同士が取り組むイベント等に対する補助制度を創設するなど、魅力ある商店街を増やしていきます。

施策の柱６　区民とともに区政を進める

区の基本姿勢

地域社会のあり様や住民意識の変化とともに地域課題は多様化・複雑化しています。新たなニーズに対応し、きめ細やかなサービスを展開するためには、行政だけではなく、町会・自治会をはじめとした地域で活動する方々の力が欠かせません。区と区民が適切に役割分担し、取組を進めていくことが重要です。

区は、「区民参加と協働のグランドデザイン」を策定し、区民とともに協働の取組を進めてきました。地域の現場では、町会・自治会をはじめ、地域で活動するNPO、ボランティア団体などが地域の課題を我が事として考え、自発的に活動する動きが広がっています。区民協働の区政を深化させるため、試行錯誤しながら協働の取組を展開していく必要があります。

コロナ禍において、行政のデジタル化の遅れが顕在化しました。限られた財源、職員で多様化する区民ニーズに応えるためには、デジタルやデータを活用し、サービスや業務を抜本的に変革するDXを推進する必要があります。

施策の方向性

・町会・自治会の自発的な活動を促進する。
・区民や団体と区が一体となった協働の取組を促進する。
・来庁しなくても手続きができるサービスを拡大する。
・区への支払いにおけるキャッシュレス決済を拡大する。
・業務のDXを推進する。

リーディングプロジェクト

町会・自治会の相談体制の強化

課題解決に向けた助言等を行うコンサルタントの派遣など、各町会・自治会の状況に合わせたきめ細やかな支援を行うために相談体制の強化に取り組みます。

▲町会・自治会向け講習会の様子

▲町会と地域活動団体の協働によるイベント

ねりま協働ラボの実施

区とともに地域課題に取り組む団体・アイデアを募集するとともに、町会・自治会や、NPO、ボランティア団体等がコラボして取り組むプロジェクトを支援し、地域活動への新たなチャレンジを後押しします。

手続き・相談のオンライン化の推進

窓口に行くことが難しい子育てや介護に携わる方々、働く世代などが、場所や時間を選ばず、パソコンやスマホから手続き・相談ができるよう、オンライン化を進めます。来庁された場合でも、デジタルを活用して書かない窓口を実現します。利用者からの問い合わせに、AIが対話形式で応答するチャットボットの対応分野を拡大します。

第３次みどりの風吹くまちビジョン

アクションプラン 戦略計画

第３次みどりの風吹くまちビジョンにおける
施策の柱と戦略計画

施策の柱１　子どもたちの笑顔輝くまち

戦略計画　1　　子育てのかたちを選択できる社会の実現

戦略計画　2　　子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実

戦略計画　3　　学齢期の子どもや若者の居場所の充実

戦略計画　4　　夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

施策の柱２　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

戦略計画　5　　高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進

戦略計画　6　　元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進

施策の柱３　安心を支える福祉と医療のまち

戦略計画　7　　障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備

戦略計画　8　　ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

戦略計画　9　　民間ならではの多様な活動と連携した地域福祉の推進

戦略計画　10　　安心して医療が受けられる体制の整備

戦略計画　11　　身体とこころの健康づくりを応援

施策の柱４　安全・快適、みどりあふれるまち

戦略計画　12　　地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」

戦略計画　13　　みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備

戦略計画　14　　人々の移動を支える交通体系の構築

戦略計画　15　　快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進

戦略計画　16　　練馬のみどりを未来へつなぐ

戦略計画　17　　脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開

施策の柱５　いきいきと心豊かに暮らせるまち

戦略計画　18　　意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり

戦略計画　19　　生きた農と共存するまち練馬

戦略計画　20　　みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち

戦略計画　21　　みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち

施策の柱６　区民とともに区政を進める

戦略計画　22　　地域コミュニティの活性化と区民協働の推進

戦略計画　23　　DXで区民と区政を直につなぐ※

※官民データ活用推進基本法第９条第３項において策定が求められている、「市町村官民データ活用推進計画」の性格を併せ持つものです。

戦略計画１

子育てのかたちを選択できる社会の実現

令和10年度末の目標

家庭で子育てがしたい。子どもを預けて働きたい。様々なニーズを持つ保護者の希望に応じた社会的サービスを提供することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現

現状と課題

子育てしながら働く女性が増加し、共働き家庭が増えています。増加を続ける保育ニーズに対応するため、区独自の幼保一元化施設である「練馬こども園」の創設、保育所待機児童ゼロ作戦の展開などにより、平成26年度からの9年間で全国トップクラスとなる 8,500 人以上の保育定員増を実現し、令和3年4月から3年連続で待機児童ゼロを達成しました。

引き続き待機児童ゼロを継続していくとともに、保育サービスを担う人材を安定的に確保しながら、保育水準を維持向上していくことが重要となっています。また、増加する障害児の更なる受入れや医療的ケア児への対応の強化が求められています。

区独自の幼保一元化施設として、年間を通して預かり保育や 3 歳未満児の保育を実施している私立幼稚園を練馬こども園として認定してきました。引き続き「3歳からは幼稚園に通わせたい」という保護者のニーズに対応していく必要があります。

子育ての孤立感などによる不安や悩みに対応できるよう、区独自の取組である「練馬こどもカフェ」など、保護者同士が交流できる場の整備を着実に進めてきました。引き続き拡大に取り組むとともに、より利用しやすい環境を整えていくことが必要です。また、急な残業や土日勤務が発生したときや、家庭で子育てをしている際に急な事態が発生したときなどに、一時的に子どもを預けられるサービスの充実が必要となっています。

5年間の取組

1　保育サービスの充実【充実】

ハローワークと共催で行う就職相談・面接会、保育サービスを担う人材への家賃補助、国制度の対象外となっている職員への処遇改善給付などを引き続き行い、保育人材の確保を支援します。

国基準以上の職員配置を継続するとともに、保育士や栄養士などの専門職である区職員が保育施設に巡回する回数を増やし、きめ細かく支援を行うことで保育水準の維持向上を図ります。

障害児の受入れ枠を拡大するとともに、医療的ケア児への新たな支援方針に基づき、医療的ケア児の受入れ環境を充実します。

2　練馬こども園の拡充【充実】

保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、引き続き拡大を図ります。

更なる拡大のため、区独自で開設準備経費と職員への家賃手当を補助します。

また、小規模保育事業など２歳児までの保育施設の園児が、練馬こども園の園庭を日常的に利用し、園行事に参加するなど、２歳児までの保育施設と練馬こども園の連携を充実します。

3　子育て支援サービスの拡充【充実】

親子で遊んだり保護者同士が交流できる子育てのひろば「ぴよぴよ」で、休日にも参加できる講習などを実施します。また、練馬こどもカフェを拡大します。

地域子ども家庭支援センター関の分室を開設します。子育てのひろばぴよぴよを分室に移転し、充実します。地域子ども家庭支援センター関では、乳幼児一時預かり事業を拡充します。石神井公園駅南口西地区の再開発ビルでの乳幼児一時預かり事業の開始に向けて調整を行います。

仕事をしている方も在宅で子育てをしている方も安心して子育てができるよう、自宅で子どもを預かるベビーシッターの利用料助成制度を導入します。

戦略計画２

子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実

令和10年度末の目標

子育てに関する相談体制を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートを充実

現状と課題

核家族化の進展、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が多様化する中で、心身の負担の特に大きい妊娠・出産・子育て期は不安感や孤立感を抱えやすい傾向があります。妊娠期から子育て期まで切れ目なく身近な場所で相談ができ、安心して出産・子育てができる環境の更なる充実と、よりきめ細やかなサポートが求められています。

依然として児童虐待等の通告件数は増加し続けています。児童虐待対応は、区の子ども家庭支援センターによる地域に根差した寄り添い支援と、東京都の児童相談所による広域的・専門的な支援の緊密な連携が重要です。令和２年７月に区子ども家庭支援センターに都区共同で設置した「練馬区虐待対応拠点」により、都区の実態に即した連携が強化され、虐待発生時の速やかな合同訪問や一時保護等につなげるなど大きな成果を上げてきました。

都は令和６年度に（仮称）東京都練馬児童相談所を、区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置します。子どもを虐待から守るため、都区の緊密な連携をさらに深め、児童相談体制を強化する必要があります。

また、児童虐待対応件数の増加など、子育てに困難を抱える家庭がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する支援を行うための体制強化等が求められています。

＜妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポート＞

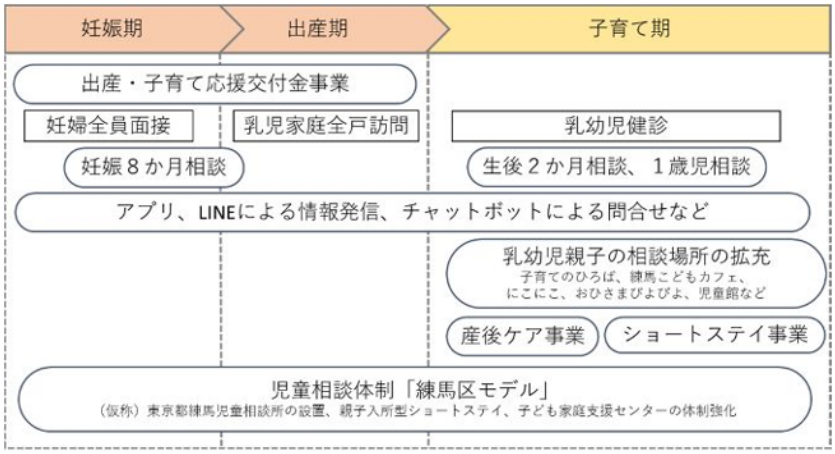

5 年間の取組

1　妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援【新規・充実】

（1）不安感や孤立感の解消に向けた相談支援の実施

子育て世帯が気軽に相談や問合せができるよう、オンライン相談やチャットボットによる案内を実施します。よりきめ細かな支援を行うため、出産や育児に不安感や孤立感を抱えやすい妊娠 8 か月の時期の相談に加え、新たに、生後 2 か月を迎える時期にグループ相談や個別相談を実施するとともに、1 歳を迎える時期の相談体制を充実します。

（2）産後ケア事業の充実

出産直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業のニーズは年々高まっており、利用者数も増加しています。産後ケア実施事業者数の拡充および利用者負担額の軽減を行います。

2　児童相談体制「練馬区モデル」の強化【充実】

（1）迅速かつ一貫した児童虐待への対応強化

（仮称）東京都練馬児童相談所設置後は、都区合同のケース検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が随時可能となります。広域的・専門的機能である一時保護や児童養護施設入所などの法的対応もさらに的確・迅速に行えます。都区の緊密な連携をさらに深めていきます。

（2）子ども家庭支援センターの体制強化

子どもの特性にあった関わり方を助言し、虐待の未然防止、再発防止を図るため、都児相職員と連携し、区心理職による保護者支援を拡充します。

また、都区が連携して対応した困難事例や、都の一時保護解除後の地域生活を見据えた支援事例を題材とした演習など、新たな研修を実施し、人材育成を図ります。

（3）ショートステイ事業の充実

保護者の疾病・出産・就労や育児不安などにより、家庭で養育することが一時的に困難な時に子どもを宿泊で預かる子どもショートステイの実施場所を増やします。

また、子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子が一緒に入所できる、親子入所型ショートステイを新たに実施します。

戦略計画３

学齢期の子どもや若者の居場所の充実

令和10年度末の目標

1　地域・事業者・区の協働により、すべての子どもが安全かつ充実した放課後等を過ごすことができる環境を整備

2　家庭・養育環境に課題がある子どもや、ひきこもり状態等自立への支援が必要な若者に対する相談・支援を強化

現状と課題

共働き家庭の増加に伴い、学童クラブの需要は今後も増加が見込まれます。これまで、学童クラブとひろば事業を一体的に行う「ねりっこクラブ」の実施により、学童クラブの校内化と定員拡大を実現してきました。引き続き、全区立小学校でのねりっこクラブ実施に向けた取組などを進め、学童クラブの待機児童の解消を目指します。

すべての小学生を対象とする「ひろば事業」を充実し、放課後等の居場所への多様なニーズに対応する必要があります。

障害など特別な配慮が必要な児童が増えているため、学童クラブの障害児受入れ枠の拡大が必要となっています。また、保護者からの要望等を踏まえ、学童クラブの利便性向上に向けた取組が必要となっています。

児童福祉法が改正され、学齢期の子どもたちに学校や家庭以外の安全・安心な居場所を提供し、支援していくことが求められています。

ひきこもり状態等にある方を対象に、居場所を提供するとともに相談や自立への支援を春日町青少年館で行っています。就労の意欲が高まった方には、就労支援へつなげるとともに、定着に向けて支援を行っていく必要があります。

5 年間の取組

1　ねりっこクラブの全区立小学校での実施【充実】

ねりっこクラブを全区立小学校で実施し、学童クラブの定員を拡大します。また、学童クラブとひろば事業の一体的な運営のメリットを活かし、ねりっこ学童クラブの待機児童を対象に、区独自の待機児童対策「ねりっこプラス」を実施します。

2　ひろば事業の充実【充実】

ねりっこクラブ実施小学校の児童であればだれでも利用できる放課後の居場所「ねりっこひろば」で、１年生の利用開始時期の前倒しや冬期の終了時刻の延長を実施します。

3　障害児および医療的ケアが必要な児童の受入れ体制の充実【新規・充実】

近隣に児童館内等学童クラブが無く、特別支援学級（固定級）のある小学校内のねりっこ学童クラブで、障害児受入れ枠を拡大します。

医療的ケア児への新たな支援方針に基づき、医療的ケアが必要な児童の学童クラブでの受入れを引き続き実施します。

4　学童クラブの ICT 化【新規】

これまで連絡帳や「おたより」で行っていた保護者と学童クラブとの連絡を、スマートフォン等で行えるようにします。また、保護者が、場所や時間を選ばず、スマートフォン等から入会申請手続きを行えるようにします。

5　学齢期の子どもたちの居場所の支援　【充実】

学校や家庭以外の居場所を確保するため、児童館の日曜・祝日の開館、平日の開館時間を拡大します。

児童館と子ども家庭支援センターや学校教育支援センター等との連携を強化し、家庭・養育環境に課題のある中高生への支援を充実します。

6　就労支援プログラムの充実【充実】

就労支援プログラムを受け就職された方を招いたセミナーを新たに行うなど、支援プログラムを充実します。就労にあたっては、マッチング支援や職場体験等の支援を行うとともに、職場への定着もサポートします。

戦略計画４

夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

令和10年度末の目標

児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細かな指導や支援により、夢や目標を持ち、困難を乗り越える力を備えた子どもを育成

現状と課題

子どもたちが困難を乗り越え、様々な課題を解決するためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けるとともに、考える力、判断する力、表現する力を育成することが重要です。

全児童生徒へのタブレットパソコンの配備が完了し、ICT 機器を活用した授業は着実に定着しています。デジタル教科書の導入等を見据え、より効果的な授業が行えるよう、教育内容、通信環境を強化充実していく必要があります。

各学校へのサポート人材の配置、学校徴収金管理システムや出退勤システム導入、部活動指導員の配置拡充などにより、教員の働き方改革に努め、一定の成果は上げてきましたが、依然として教員の負担は重く、なり手不足も大きな課題となっています。引き続き勤務状況の改善に取り組む必要があります。

学校現場では、これまでも地域の多様な人材との連携により教育活動を展開してきました。学校を拠点として、防災や青少年育成など、様々な地域活動が行われていますが、活動の担い手が重複している、担い手が不足しているといった課題を抱えており、見直しが必要となっています。

特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあります。障害の重複や医療的行為等、必要な支援も複雑化・多様化しており、支援の充実に向けた取組を強化していく必要があります。また、不登校児童生徒やヤングケアラーなど、一人ひとりの状態に応じたきめ細かな支援を行っていく必要があります。

現在、児童生徒数はピーク時の約６割まで減少しており、今後も長期的に減少していく見込みです。過小規模校では交友関係が固定しやすく多様なものの見方・考え方に触れる機会が少なくなる、過大規模校では教室や部活動の活動場所に余裕がなくなるなど様々な課題があります。また、築 60 年を迎え、長寿命化改修か改築が必要となる学校が多数あります。将来を見据え、改築計画と整合した適正配置の考え方が必要となります。

5 年間の取組

1　ICT を活用した教育内容の充実・校務のデジタル化【充実】

通信環境を強化し ICT を活用した教育効果の高い授業を実施します。また、ICT 支援員を活用し、実践的な授業支援や校内研修、各校における ICT 活用推進リーダーの育成を行い、教員全体の ICT 活用能力を高めます。

デジタル採点システムや保護者との連絡ツール活用、教員用端末の校務環境最適化、会議等のオンライン活用、指導要録等の電子化を実施します。

2　教員の働き方改革【充実】

引き続き、副校長補佐等のサポート人材の配置拡充を進め、サポート人材を対象とした研修会の実施等により、各校でより効果的な活用が図れるようにします。また、中学校部活動の地域移行に係る検討会議を立ち上げ、国や都の動向を踏まえ、部活動のあり方の見直しを図ります。

3　学校を拠点とした新たな地域連携の仕組みづくり【充実】

小学校 2 校、中学校 1 校を学校運営協議会の実証校に位置付け、実践的な研究と検証を行いました。実証校による実証結果や国や都の動向を踏まえ、学校運営協議会制度を段階的に導入します。

4　支援が必要な子どもたちへの取組の充実【新規・充実】

（1）特別支援教育、医療的ケア児への支援の充実

区の特別支援教育にかかる新たな方針を策定し、多様化するニーズへの対応や教育内容の向上など、特別支援教育の充実に必要な具体的な取組を検討します。また、医療的ケア児への新たな支援方針に基づき、医療的ケアが必要な児童生徒の受入れを引き続き実施します。

（2）不登校対策の充実

児童生徒の不安や悩みを早期発見する体制を強化するほか、ICT を活用した学習支援の推進など、多様な支援を実施します。

（3）ヤングケアラーへの支援の充実

区立学校での実態把握を行い、ヤングケアラーの発見、啓発を引き続き行います。また、スクールソーシャルワーカーの学校訪問を増やし、学校との連携を密にします。今後も相談支援体制の充実を検討し、個々の状況に合わせ、福祉・教育・子育て等の関係者が連携して支援を進めていきます。

5　改築計画と整合した区立学校の適正配置【新規】

今後の児童生徒数の推移等を踏まえ、今年度策定予定の「第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」に基づき、教育環境の整備に取り組みます。

戦略計画５

高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進

令和10年度末の目標

介護が必要になっても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される、地域包括ケアシステムを深化・推進

現状と課題

団塊世代の全ての方が後期高齢者になる令和７年に向けて、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの増設・移転を進め、27 か所体制を整備しました。今後も、団塊ジュニア世代の方が高齢者となる令和 22 年を見据え、高齢者人口の将来推計や地域の人口バランスを考慮し、増設・移転を検討していく必要があります。

令和 22 年には、ひとり暮らし高齢者は約９万人、高齢者の２人に１人がひとり暮らし高齢者となり、認知症高齢者も増加する見込みです。介護サービス事業者に加え、NPO 等の地域活動団体との協働を更に推進し、ひとり暮らし高齢者等を支えていくことが必要です。

介護施設の整備を着実に進めてきた結果、特別養護老人ホームは都内最多の施設数となっており、入所待機の状況は大きく改善されています。一方、施設老朽化への対応が新たな課題となっています。住み慣れた地域での在宅生活の継続を希望する方を支えるため、医療と介護の基盤整備に引き続き取り組んでいく必要があります。

介護分野では求人倍率・離職率が他産業と比較して高く、慢性的に人材が不足しています。質の高い介護サービスを安定的に提供するため、介護人材の確保・育成・定着支援を強化していく必要があります。

高齢者福祉の日常生活圏域の見直し

【4 地区（福祉事務所単位）】

【27 地区（地域包括支援センター単位）】

5 年間の取組

1　令和 7 年に向けた相談支援体制の強化【充実】

高齢者をよりきめ細やかに支えるため、令和 6 年度から、日常生活圏域を 4 地区から地域包括支援センターに合わせて 27 地区とします。支援が必要な高齢者を地域で活動している団体等へつなぐ生活支援コーディネーターを、各地域包括支援センターに 1 名ずつ配置し相談支援体制を強化します。

今後も、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等を、より身近で利用しやすい窓口で支援できるよう、高齢者人口の将来推計や地域の人口バランスを考慮しながら、地域包括支援センターの増設、区立施設等への移転を進めます。

2　認知症高齢者や家族介護者への更なる地域支援の充実【新規・充実】

地域包括支援センターに加え、認知症高齢者グループホーム等の介護サービス事業所に、民間事業者と連携するモデル事業「認知症の相談窓口」を設置します。認知症高齢者等を介護する家族の身体的負担を軽減するため、三療師会との連携により、家族介護者への支援を拡充します。

3　介護保険施設等の整備【新規・充実】

特別養護老人ホームは、大泉ケアハウスの廃止による増床等により定員数を確保します。また、老朽化に伴う大規模改修等に対する支援策を検討します。

練馬光が丘病院跡施設において、令和 7 年度の開設を目指し、区内初となる介護医療院の整備を進めています。特別養護老人ホームで受入れ困難な方が円滑に入所できる仕組みづくりを進めます。

都市型軽費老人ホームは、ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、今後もニーズが高まると見込まれるため、引き続き整備を進めます。

4　在宅生活を支える医療と介護サービス基盤の整備【充実】

地域密着型サービスは、医療・介護双方のニーズを有する高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれるため、適切なサービス供給量の確保に向けて整備を行います。また、介護サービス事業者連絡協議会との協働等により、更なる普及啓発に取り組み、利用の促進を図ります。

5　介護人材の確保・育成・定着【新規】

練馬光が丘病院跡施設において、令和 7 年度の開設を目指し、介護福祉士養成施設の整備を進めています。卒業後、区内介護事業所への就職、定着を誘導するため、マッチングを支援します。入学者確保のため、運営法人が宿舎を借り上げる経費の一部を区が補助する宿舎借り上げ支援事業を実施します。

戦略計画６

元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進

令和10年度末の目標

多くの高齢者が就労・地域活動等で活躍できる場の提供と、一人ひとりのライフスタイルに合った健康づくり・フレイル※予防に取り組める環境の整備

現状と課題

区内の高齢者の約８割は要介護認定を受けていない、いわゆる「元気高齢者」であり、地域の担い手として様々な場面での活躍が期待されています。意欲のある高齢者が働き続けられる場や地域活動に参加できる場の提供をさらに進める必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で、孤立せずに暮らし続けるためには、人と人とのつながりが重要です。特に、高齢の男性は孤立しやすい傾向にあります。身近な地域で交流や相談等ができる通いの場の充実が必要となっています。

一方、近年スマートフォンを活用し、インターネットでの情報収集やSNSで友人・家族との交流を楽しむ高齢者が増えています。デジタル技術を活用した健康づくりやフレイル予防等の新たな取組を進めていく必要があります。

また、民間通話会社による３G サービスが令和８年に全て終了する予定であり、いわゆる「ガラケー」の大部分が利用できなくなるため、スマートフォンへの移行を支援する取組が必要です。

健康に課題を抱える高齢者を医療・健診・介護等のデータから把握し、個別訪問などにより支援する「高齢者みんな健康プロジェクト」などの取組を進めてきました。重症化予防に向け、今後も生活習慣の改善をきめ細かく支援していくことが必要です。

スマートフォンの保有率（区内高齢者）

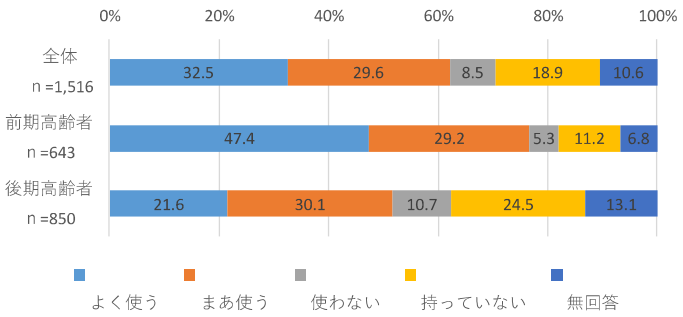

出典：令和４年度練馬区高齢者基礎調査

※フレイル　…老化により心身機能の活力（筋力や認知機能など）や、社会的な活力（人との交流など）が低下し、要介護になる危険性が高まっている状態

5年間の取組

1　元気高齢者の活躍の場を拡大【充実】

高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かして、様々な場面で活躍できるよう、就職先や地域活動などを紹介し、希望に沿った社会参加に繋げます。

元気高齢者が特別養護老人ホームなどで清掃や洗濯等の補助業務を行い、介護職員の負担軽減を図っています。今後、デイサービスセンターなどの小規模事業所が利用しやすい仕組みづくりを進め、就労の場を拡大します。

シルバー人材センターと連携して、シニアのスマホ相談員を養成し、町会・自治会や街かどケアカフェ等へ派遣します。

2　街かどケアカフェの充実【充実】

交流・相談・介護予防の拠点となる「街かどケアカフェ」を多様な地域団体との協働や区立施設の機能転換等により増設します。

3　スマホアプリ「フィット&ゴー」を活用したフレイル予防の充実【充実】

自らフレイル予防に取り組めるアプリ「フィット&ゴー」に、社会参加を促す機能を追加します。アンケートや活動実績などのデータを基に、興味関心に合ったイベントや介護予防事業の情報をプッシュ通知し、孤独になりがちな高齢者の外出や仲間づくりを応援します。

4　デジタル格差解消を目指した取組の推進【充実】

スマホ教室を短期集中的に実施し、高齢者のデジタル格差の早期解消を目指します。高齢者がスマートフォンの基本操作等を気軽に相談できるよう、全4か所のはつらつセンターに常設のスマホ相談窓口を設けます。

5　高齢者みんな健康プロジェクトの拡充【新規・充実】

保健師等の専門職を増員し、ハイリスク高齢者への個別支援を強化します。また、練馬区薬剤師会との連携により、「多剤服薬」等の方を対象に、服薬指導・健康相談を個別訪問や薬局窓口等で実施します。

戦略計画７

障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備

令和10年度末の目標

障害者が住み慣れた地域のなかで、自立して暮らし続けることができるよう、障害特性に応じた住まい・日中活動・就労・意思疎通の支援や障害福祉サービス等、障害者のライフステージに合ったサービスを充実

現状と課題

障害者一人ひとりの自立した地域生活を支えるため、障害の特性に応じた就労の支援や通いの場の整備、重度障害者のグループホームの増設や医療的ケアに対応したショートステイの整備、「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」の制定などに取り組んできました。

一方、障害者の重度化・高齢化が進むとともに、医療的ケアが必要な障害者も増加しています。障害者やその家族からは「どんなに障害が重くても、住み慣れた地域の中で暮らし続けたい」「親亡き後が不安だ」との声が寄せられています。障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まいや通いの場、ショートステイなどをさらに充実することが必要です。

障害者の法定雇用率の上昇に伴い、就労する障害者が増加する一方、就労の定着が大きな課題となっています。離職を防止するため、本人や雇用する企業に対する支援を充実することが必要です。

障害者を支える家族から、介護負担の軽減を望む声や、発達障害児の子育てに関する悩みなどが多く寄せられています。就労をしながら障害者を支える家庭も増加しており、家族支援の充実が必要です。

精神的な障害に加え、ひきこもりや8050問題など複合的な課題を抱える世帯が増加しています。事態が深刻化する前に早期に発見し、地域で支えていくための仕組みづくりが必要です。

〈重度障害者グループホームの整備の推移〉

5年間の取組

1　重度障害者への支援の充実【充実】

介護者の急病等の緊急時にも24時間対応できる相談体制とショートステイを備えた多機能型地域生活支援拠点として、旧石神井町福祉園用地に重度障害者に対応したグループホームを誘致します。

2　医療的ケアが必要な障害者への支援の充実【充実】

医療的ケアが必要な障害者やその家族の地域生活を支えるため、令和5年度に取得した三原台二丁目用地に、通いの場やショートステイを備えた多機能型の施設を誘致します。

医療的ケア児の家族が身近な地域で相談ができるよう、医療的ケア児等コーディネーターによる相談支援を拡充します。

3　重度化・高齢化対応と日中活動後の支援の充実【充実】

障害者の重度化・高齢化に対応するため、区立福祉作業所を民営化する際に、生活介護事業を開始します。また、就労している家族や介護家族を支援するため、福祉園等の利用時間の延長や移動支援の充実に取り組みます。

4　就労支援の充実【新規・充実】

障害者就労支援センター（レインボーワーク）の体制を強化し、障害者の就労定着を支援します。障害が重度であっても就労できるよう、介護者が通勤や勤務時間中の支援を行う重度障害者等就労支援事業を開始します。

障害者施設の自主生産品の販路の拡大に向けて、電子決済の導入など ICT 化の支援を行い、工賃向上を図ります。農業者との連携により、農作業の作業種目の拡大について検討し、農福連携の取組を推進します。

5　障害特性に応じたきめ細やかな対応【新規・充実】

買物などの日常生活場面において積極的に声をかけることができるコミュニケーションサポーター養成研修を拡大して実施します。また、手話を紹介する動画を作成するなど、手話言語の普及に取り組みます。

ペアレントトレーニングを開始するなど、発達障害児やその家族への支援を強化します。また、障害児の兄弟姉妹がいる子どもたち同士の交流の場を創設し、不安解消や障害への理解に取り組みます。

様々な要因で生活上の課題を抱える場合など支援につながりにくい世帯に対する訪問支援体制を強化するとともに、当事者の立場から相談に応じるピアサポーターを養成し、精神に課題を抱える方の地域生活を支援します。

戦略計画８

ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

令和10年度末の目標

誰もが、誇りを持って生活できるよう、ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立に向けた、きめ細かな支援を充実

現状と課題

相対的貧困率が高いひとり親家庭を対象に、生活・就労・子育ての３つの支援を組み合わせて提供するひとり親家庭自立応援プロジェクトを平成29年度から開始し、23 区で最も多くの事業を実施しています。非正規就労の割合の高いひとり親家庭は、物価上昇などの影響を大きく受けており、更なる支援の充実が必要です。

コロナ禍において区は、生活相談コールセンターの設置、ひとり親家庭臨時特別給付金の支給、生活サポートセンターの相談支援員の増員など、生活保護に至る前の支援を機動的に実施してきました。新型コロナによる休業や失業等により、収入が減少した世帯を対象とした生活福祉資金特例貸付の償還が始まること等に伴い、生活困窮者の増加が見込まれます。特例貸付利用者の８割が 20 代から 50 代です。円滑に生活サポートセンターなどの支援につなぐため、相談支援体制の強化が必要です。

増加する生活保護受給世帯の自立支援を強化するため、ケースワーカー等を着実に増員してきました。早期の自立に向けてケースワーカーと就労サポーター等が連携した就労支援体制の充実が必要となっています。

生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭関係の破綻などの困難な問題を抱える女性に対し、都女性相談センターなどと連携した支援を行っています。令和６年４月に予定されている困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行を見据え、特に若年女性に対し、民間団体と連携した支援の強化が求められています。

令和４年度ひとり親家庭ニーズ調査

- **39%**が**貯金 50 万未満**
- **38%**が**家事の負担**で悩み（平成 28 年度調査より 16%増）
- ひとり親家庭の**総合相談窓口の認知度**は **54%**

5 年間の取組

1　ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実【新規・充実】

令和４年度に実施したひとり親家庭ニーズ調査の結果を踏まえ、家賃負担を軽減するため、低廉な家賃の住居への転宅を希望する世帯に対し、引っ越し費用や敷金・礼金など転居に要する費用を助成します。子育てや家事などの支援ニーズにきめ細かく対応できるよう、ひとり親家庭ホームヘルプサービスを充実します。早期に区のひとり親支援策につなぐため、離婚前後の親を対象とした支援講座を実施します。養育費確保に向けた更なる支援として、ADR（裁判外紛争解決手続）利用支援事業を充実します。

2　生活困窮者への支援体制の強化【新規・充実】

生活にお困りの方の相談窓口である生活サポートセンターで、オンライン相談を開始します。また、石神井再開発ビル内に生活サポートセンターを新たに設置します。円滑に支援につながるよう、生活保護制度に関する AI チャットボットを実施します。

3　生活保護受給世帯に対する自立支援の充実【充実】

生活保護の新規受給世帯の増加に対応し、きめ細やかなサポートを行うため、今後も適正なケースワーカーの人員を確保します。「就労自立の促進」「生活自立の促進」「次世代育成支援」「適正支給の強化」を４つの重点項目として、生活保護受給世帯の自立支援に取り組みます。特に、就労自立については、求人開拓・事業者とのマッチング・就労定着支援を行う就労サポーターを増員するとともに、ケースワーカー、ハローワーク等が連携して、生活困窮から生活保護に至るまで、切れ目のない支援を実施します。

4　困難な問題を抱える女性への支援の強化【新規・充実】

困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら最適な支援を受けられるようにするため、困難女性支援に関する基本計画を策定します。関係機関や民間団体と連携し、支援調整機能の強化や居場所事業等を実施します。

戦略計画９

民間ならではの多様な活動と連携した地域福祉の推進

令和10年度末の目標

区民や地域団体、福祉関係者と区が協力して課題解決に取り組む地域福祉を推進

現状と課題

子育て、高齢者介護、生活困窮などの悩みには複合的なものが多く、誰にも相談できずに困っている方々がいます。地域でのつながりが希薄化するなか、コロナ禍での外出抑制などの影響が重なり、社会的な孤立が顕在化しています。一方で、区内では、地域の福祉を支える民間ならではの柔軟な発想による活動が活発に行われています。

複合的な課題を抱える世帯の孤独・孤立を防止するためには、区民や地域団体、民間事業者、NPO 法人等との協働により支援する必要があります。

増加する認知症高齢者や、障害者等が尊厳ある生活を継続できるようにするため、成年後見制度や権利擁護事業を更に利用し易くする必要があります。

全国の検挙人員に占める再犯者数の割合は上昇傾向にあります。出所者等の中には、様々な生きづらさを抱え立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。安定した生活基盤の確立に向けた支援を行うことで再犯を防止していく必要があります。

（参考）複合的な課題を抱えながら相談につながっていない世帯への支援

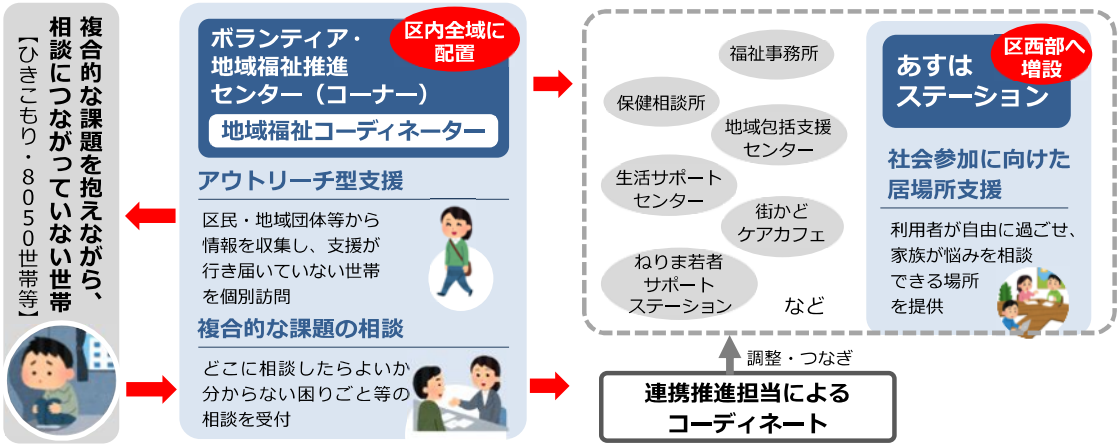

5年間の取組

1　地域活動の推進【充実】

地域で活動してみたいと考える区民を幅広い分野の活動へとつなぎ、地域を支える担い手を広げていきます。

また、生活支援コーディネーターを27か所の地域包括支援センターに1名ずつ配置し、地域で活動する団体等へ元気な高齢者等をつなげる体制を強化します。

2　重層的な支援体制の強化【充実】

複合的な課題に対する支援ニーズへの対応を強化するため、令和5年度から開始したアウトリーチ型の支援や社会参加に向けた居場所支援などの重層的な支援を、区内全域で展開します。

（1）アウトリーチ型の支援体制の強化

地域福祉コーディネーターを増員し、区内4か所の「ボランティア・地域福祉推進センター（コーナー）」に配置します。区民や地域団体から地域で気になる方などの情報を収集し、個別訪問を実施するほか、相談に応じ、適切な支援につなげます。

（2）社会参加に向けた居場所支援の充実

長期間ひきこもり状態にある方等の社会参加のきっかけづくりとなるよう、居場所提供から就労準備・職場定着支援まで行う「あすはステーション」を区西部地域に増設します。「あすはステーション」では、家族からの相談を受けるほか、家族懇談会を開催し、家族に寄り添った支援を実施します。

3　権利擁護支援事業の充実【新規・充実】

権利擁護センターに終活相談窓口を設置し、把握したニーズや課題の分析を行い、身寄りのない高齢者等へのサービスの充実に取り組みます。また、後見人候補者の選択肢を増やし適切な後見人が選任されるよう、法人後見を実施する団体への人的・財政的支援を充実します。

4　再犯防止を推進するための取組【充実】

就労・住居の確保や福祉サービスの提供などにより、出所者等の社会的な孤立を防ぐとともに社会復帰を支援するため、再犯防止推進計画を次期地域福祉計画に位置付け、継続的に支援に取り組みます。

戦略計画 10

安心して医療が受けられる体制の整備

令和10年度末の目標

今後の更なる高齢化の進展を見据え、区内に病床機能をバランスよく配置し、入院から在宅生活に至るまで、切れ目なく本人の状態に応じた医療が受けられる体制を整備

現状と課題

区民の命と健康を守るため、病床整備に積極的に取り組んできました。令和４年度には、順天堂練馬病院が、重篤な救急患者に対して高度な医療を総合的に提供する三次救急医療機関に指定されたほか、練馬光が丘病院は、移転・改築により大幅な増床とともに、医療機能を拡充しました。増加する高齢者を支える回復期病床や慢性期病床の整備も進んでいます。

更なる高齢化に対応するためには、身近な地域で、入院から在宅生活に至るまで切れ目のない医療・介護サービスが受けられるよう、区内に病床機能をバランス良く配置することが必要です。練馬光が丘病院跡施設を活用した医療・介護の複合施設の整備を着実に進めていきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大時には、医療提供体制が逼迫するなど様々な課題が顕在化しました。今後想定される大規模災害や感染症の拡大等に備えて、更なる医療提供体制の強化と医療施設の充実を図る必要があります。

脳卒中の後遺症などで長期療養が必要になった場合、高齢者の約５割は在宅療養を希望しており、今後、訪問診療や在宅看取りの需要は更に高まると見込まれます。住み慣れた自宅で安心して医療を受けられるよう、かかりつけ医を中心とした在宅医療の提供体制を充実していくことが求められています。

区民自身が望む医療や介護を選択できるよう、医療や介護を含めた療養生活について早い段階から考え、家族や関係者と共有する取組を普及啓発していくことが重要です。

5 年間の取組

1　練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備

医療・介護の複合施設の整備を進め、令和 7 年度の開設を目指します。医療分野では、地域包括ケア病床および療養病床に加え、区内初となる緩和ケア病床を有する 157 床の病院を整備します。

2　災害時や感染症拡大時に備えた医療体制の整備【充実】

順天堂練馬病院の新病棟整備を支援し、災害時の応急処置等の対応スペースや備蓄物資等の保管場所、感染症拡大時における感染症患者の隔離スペース等を確保するとともに、増床に向けた調整を進め、医療提供体制の強化を図ります。

3　新たな病院整備の検討

練馬区医療施策検討委員会からの提言を踏まえ、区内の病院配置状況を考慮しながら、今後の医療需要等を見据えた医療機能を有する新たな病院の誘致を目指します。

4　在宅医療提供体制の充実【充実】

練馬区医師会医療連携・在宅医療サポートセンターと連携し、在宅医療を行う医療機関の休日夜間診療を支援するモデル事業を実施します。あわせて他科連携支援体制の検討を行います。

また、福祉関係機関と連携して相談支援時に ACP（人生会議）※や在宅療養の仕組みについて周知を進めます。医師会、薬剤師会や消防署等の関係機関とも連携し、ACP の普及啓発に取り組みます。

※　ACP…Advance Care Planning（人生会議）の略。もしものときのために、医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のこと

戦略計画 11

身体とこころの健康づくりを応援

令和10年度末の目標

区民一人ひとりが健康的に仕事や子育て、趣味などに取り組んでいけるよう身体とこころの健康づくりを応援する取組を充実

現状と課題

運動不足、栄養の偏りや不規則な食事による肥満などが原因と考えられる生活習慣病が増加しています。

これまで、健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」の開発・提供や小・中学校への健康教育に関する出張講座など、区民の健康づくりに向けた取組を進めてきました。引き続き健康に関心が薄い方など幅広い層に対し、生活習慣を改めることができるよう、本人が無理なく健康な行動を取れるような環境づくりが必要です。

健康であり続けるためには、病気の予防や早期発見・早期治療が重要ですが、健康診査、がん検診の受診率は、目標の 50%を下回っている状況です。これまで、様々なツールを用いた健診（検診）受診勧奨や、対象の健診（検診）が一目でわかる受診券のチケット化などの取組を進めてきました。引き続き、受診率を向上するための取組を強化していくことが必要です。

日本人の２人に１人は生涯でがんに罹患しています。がん患者の多くの方が治療と仕事や子育てなどを両立して日常生活を過ごしています。がん患者とその家族の生活の質を向上するための支援に取り組みます。

区の自殺者は年々減少傾向にありましたが、コロナ禍において一時的に増加しました。自殺防止に向けて、こころの健康問題を抱える方等の支援体制を強化する必要があります。

5年間の取組

1　区の特色を生かした健康づくり【充実】

区内の自然や区の魅力を感じながらウォーキングができるよう、健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」のコースを拡充します。

また、ねりまならではの新鮮な農産物を活用して、食について学び・体験する機会を設けるとともに、食育応援店や大学などとの協働による食育を推進します。

2　健診等の受診促進【充実】

行動変容を促すデザイン（ナッジ理論）を用いた封筒等により案内を行います。高血圧など重大な疾病につながる危険性の高い方で、医療機関未受診の方に対して、健診のデータを活用し、医療機関を速やかに受診するよう個別勧奨を実施します。

3　がん対策の推進【新規・充実】

練馬区医師会や医療機関の協力のもとで、健康診査と複数のがん検診を同時に受診できる医療機関を拡充します。

がん患者等ニーズ調査やがん患者等支援連絡会の意見を踏まえ、がんに関する相談窓口や支援制度等の周知・啓発を図るとともに、要望の多いウィッグ等購入費用の助成を開始します。

4　こころの健康問題を抱える方等への支援【新規・充実】

NPO 法人と連携した相談支援や、LINE やアプリ等により広く情報を発信し、適切な相談窓口につなぎます。また、区内の経営者等向けのメンタルヘルスケア講座や、高校生を対象とした若年ゲートキーパー（自殺防止対策の要となる人材）の養成講座を実施します。

区内の三次救急医療機関である順天堂練馬病院と連携し、保健師・地域精神保健相談員が自殺未遂者やその家族の相談に応じ、支援します。

戦略計画 12

地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」

令和10年度末の目標

地域ごとに異なる災害リスクに応じた「攻めの防災」を進め、地震・火災や風水害による被害を軽減し、「災害に強く、逃げないですむまち」の整備を推進

現状と課題

区内には、老朽木造住宅が密集し、狭あいな道路が多く、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い地域が存在します。令和4年5月に東京都が10年ぶりに更新した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、区内の建物倒壊等の想定棟数は減少した一方、消火困難な火災が28件発生し、約11,000棟が焼失する想定が示されています。令和6年能登半島地震では、木造住宅密集地域での大火災や、木造家屋の多数倒壊、道路陥没等による交通インフラの遮断、避難所への物資輸送の停滞などが発生しました。

区ではこれまで、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い地域を対象に、密集住宅市街地整備促進事業の実施や区独自の防災まちづくり推進地区を指定するなど、建築物の耐震化・不燃化、避難や消火・救援活動に必要な道路の整備など「攻めの防災」を積極的に展開してきました。これまでの取組を更に加速する必要があります。

区内の中高層住宅の居住者の割合は45％（令和2年）で、増加傾向にあり、中高層住宅特有の防災課題への対策を進めていく必要があります。

「練馬区総合治水計画」に基づき、公園など公共施設への雨水貯留浸透施設の設置や、民間施設への設置助成などの流域対策の強化に取り組んできました。一方、全国的に記録的な豪雨が毎年のように発生しています。気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を踏まえ、更なる治水対策を進めていく必要があります。

要介護高齢者や障害者など自力で避難することが困難な方が災害時に円滑に避難できるよう、実効性の高い安否確認や避難支援の体制を構築する必要があります。

災害の被害を最小限に抑えるには、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、区民の行動変容につながる周知・啓発に取り組む必要があります。

5年間の取組

1　「攻めの防災」を更に加速化【新規・充実】（詳細は次ページ）

⑴　木造住宅密集地域での火災延焼を防ぐ！

密集住宅市街地整備促進事業実施地区内での道路整備や建築物の不燃化を着実に進めます。また、防災まちづくり事業実施地区（密集事業実施地区・防災まちづくり推進地区）の木造住宅や避難行動要支援者へ感震ブレーカーの無償貸与を開始します。区立施設やコンビニなどの街頭に消火用スタンドパイプを新設します。

⑵　建築物を倒壊させない！

防災まちづくり事業実施地区での旧耐震基準の住宅への助成を拡充します。また、新耐震基準の住宅のうち、いわゆる2000年基準※1を満たさない木造住宅の耐震化を促進します。

⑶　避難・物資輸送経路を確保！

防災まちづくり事業実施地区内の危険なブロック塀等を撤去するための助成を拡充します。また、一般緊急輸送道路沿道での耐震化を加速するため、工事助成を拡充します。

⑷　避難所の備蓄物資を充実！

これまで進めてきた備蓄物資の拡充を更に進めるとともに、十分な物資を確保するため防災備蓄倉庫を2カ所増設します。

2　中高層マンション防災対策の推進【新規】

居住者の自助・共助意識を向上させ、在宅避難が可能となるよう、「中高層住宅の防災対策ガイドブック」を全面改訂し、中高層マンションを対象に全戸配布します。防災会の組織化や防災マニュアルの作成などの防災会の活動支援を行います。更に、応急給水栓やマンホールトイレの整備費用を補助します。

3　水害への対策（河川、下水道の早期整備および流域対策の推進）

降雨による浸水被害を防止するため、河川および下水道の早期整備を東京都に要請するとともに、公共・民間施設への雨水貯留浸透施設の設置による流域対策を進めます。都は、気候変動の影響を踏まえた新たな豪雨対策について検討を進めており、その結果を踏まえて練馬区総合治水計画を見直します。

4　避難行動要支援者対策の推進【新規・充実】

避難行動要支援者が「どこへ」「だれと」避難するかを明確にする個別避難計画の作成を進めるとともに、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した、より実効性の高い訓練を実施します。また、要介護高齢者や障害者など配慮を要する方の福祉避難所への直接避難を検討します。

5　区民の行動変容につながる周知・啓発【充実】

在宅避難への備えなど、具体的な行動につながる契機となるよう、「防災の手引」を全面改訂し、全戸配布します。地域の災害リスクや防災情報をまとめた地域別防災マップを、水害リスクの高い未作成地区で地域住民と協働で作成します。

※1　2000年基準…建築基準法の改正により平成12年（2000年）6月1日に導入された耐震基準のうち、木造建築物を対象にしたもの。平成28年熊本地震では、新耐震基準であっても2000年基準を満たさない木造住宅で被害が発生した。

区民の命を守るために、

令和６年能登半島地震で発生している被害

●木造住宅密集地域での大火災

●築年数の古い木造家屋の多数倒壊

●道路陥没や土砂崩れ等による交通インフラの遮断

●避難所への物資輸送の停滞　　など

①木造住宅密集地域での火災延焼を防ぐ！

○密集住宅市街地整備促進事業の着実な推進

・桜台東部地区では避難や消火・救援活動に必要な防災道路の整備に向けた取組を推進

・貫井・富士見台地区では四商通り・主要生活道路１号線等の用地取得を推進

○感震ブレーカーの無償貸与を開始

・防災まちづくり事業実施地区の木造住宅や避難行動要支援者へ無償貸与・取付支援

○街頭への消火用スタンドパイプ新設

・区立施設やコンビニなどの街頭に設置

▲訓練の際に消火栓に差し込んだスタンドパイプ

②建築物を倒壊させない！

○新耐震木造住宅への耐震助成を新設

・2000 年基準を満たさない木造住宅の耐震化を促進

○防災まちづくり事業実施地区での旧耐震基準の住宅助成の拡充（耐震改修工事等）

・桜台東部、貫井・富士見台地区をはじめとするエリアでの耐震化を更に促進

種別	助成率	上限額
耐震診断	3/4⇒10/10	12万→20万
実施設計	2/3⇒3/4	22万→30万
改修工事	2/3⇒3/4	130万→270万
除却工事	2/3⇒3/4	130万→150万

「攻めの防災」を更に加速化

4つの柱で「攻めの防災」の取組を更に加速します

区では、密集住宅市街地整備促進事業をはじめとする「防災まちづくり事業」や「避難行動要支援者対策」など、ハード・ソフトの両面から、様々な災害予防対策「攻めの防災」を展開してきました。

区民の命を守るため、全庁を挙げて「攻めの防災」を更に強化し、加速します。

③避難・物資輸送経路を確保！

○防災まちづくり事業実施地区内の危険なブロック塀等撤去の助成拡充

○一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進を加速するための工事助成の拡充（助成率　2／3⇒5／6）

○地域輸送道路沿道建築物の耐震化促進策のための調査、検討

○防災道路整備の着実な推進

・密集事業実施地区での未着手路線の着実な整備を推進

整備前

整備後

④避難所の備蓄物資を充実！

○口腔ケア用品、ボディシートなどの衛生用品を新たに備蓄

○避難者用の携帯トイレを増量
（18.3 万回分→43.5 万回分）

○アレルギー対応食の備蓄を充実
（避難者数分の 5 %→25%）

○防災備蓄倉庫を 2 か所増設
（計 24 か所）

戦略計画 13

みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備

令和10年度末の目標

1　質の高い都市空間の創出や交通の円滑化等に資する都市計画道路の整備
2　鉄道空白地域を改善し、区を更に発展させる大江戸線延伸の工事着手
3　交通の円滑化、市街地の一体化により安全で快適なまちづくりに繋げる西武新宿線の立体化の整備促進
4　区民の安全・安心な暮らしや都市活動を支える道路・橋梁の機能保全

現状と課題

都市計画道路は、みどり豊かで快適な空間を創出し、交通の円滑化や防災機能の向上に資する重要な交通インフラです。区内の整備率は、約5割と23区平均の約66％を下回っており、整備が遅れています。区は、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において、18.5kmを優先整備路線※に位置付け、23区内で最長規模となる約6.2km（令和5年度末）に事業着手しました。引き続き、着実に整備を進めていくことが必要です。

大江戸線の延伸は、鉄道空白地域を改善し、区が更に発展するために欠かせない事業です。様々な機会を通じて都への早期事業化の要請や実務的な協議を行うとともに、延伸地域のまちづくりや新駅周辺での拠点整備の検討を行ってきました。大江戸線延伸推進基金は50億円まで積み立てています。都は、令和5年3月に庁内検討プロジェクトチームを設置し、スピード感をもって検討を進めています。延伸実現に向け、まちづくりを更に推進するとともに、事業全体における経費負担のあり方について検討するなど区の役割を明確化し、早期の工事着手を促進していくことが必要です。

西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）には区内13か所の踏切があり、交通渋滞や踏切事故の危険性等の解消には連続立体交差化が有効です。区民、区議会、区が一体となり、立体化の実現に取り組んできた結果、令和3年に都市計画決定され、令和6年3月に都市計画事業認可を受けました。今後、早期整備を促進していくことが必要です。

道路等の施設機能を確実に発揮するため、「練馬区橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の修繕や耐震補強を実施しています。今後、架設から概ね50年を超える橋梁が増えることから計画的な更新が必要です。

※優先整備路線・・・都市計画道路のうち、令和7年度までに優先的に整備すべき路線

5 年間の取組

1　都市計画道路の整備【継続・充実】

事業中路線の着実な整備や未整備路線の早期事業化に向けた取組を推進するとともに、第四次事業化計画に続く都市計画道路の整備方針の検討を進めます。また、都市計画道路等の整備に合わせて無電柱化を推進していきます。

2　大江戸線の延伸【充実】

延伸の早期着工に向け、引き続き都との協議を進めるとともに、事業着手を確実なものとするため、大江戸線延伸推進基金は計画的に積み増し、基金を効果的に活用していきます。また、公共施設の集約・新設の可能性やバス路線の再編検討など、旅客需要の増加につながる沿線のまちづくりを更に推進します。

3　西武新宿線の連続立体交差化

西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の連続立体交差事業および側道整備事業について、工事着手に向け、東京都や鉄道事業者、沿線区市と連携して用地取得等に取り組みます。また、連続立体交差事業に合わせて、鉄道と交差する都市計画道路等の整備を進めます。

4　道路・橋梁の機能保全

令和４年度に更新した練馬区橋梁長寿命化修繕計画に基づき、コスト縮減や補修費用の平準化、道路ネットワークの安全性・信頼性の長期的な確保を図るため、橋梁の計画的な更新を実施します。

戦略計画 14

人々の移動を支える交通体系の構築

令和10年度末の目標

1　社会経済の変化に対応した持続可能な地域公共交通計画を策定し、利便性を高める新たな交通手段を導入

2　誰もが安心して快適に移動できる環境の整備に向け、鉄道駅や駅周辺の更なるバリアフリー化を促進

現状と課題

区内には、鉄道の駅から遠い地域や、道路整備の遅れ等により路線バスが運行されていない公共交通空白地域※が存在します。都市交通マスタープラン、公共交通空白地域改善計画に基づき交通施策を推進し、みどりバス保谷ルートの再編などに取り組んでいますが、解消には至っていません。

バス利用者の減少、人件費や燃料費の高騰およびバス運転手の不足により、バス交通のサービス低下が危惧されます。各地で新たなコミュニティ交通の取組が進んでおり、地域特性に合った新たな交通手段の可能性の検討が必要です。また、区内外への相互乗入れが可能なシェアサイクル社会実験を実施しています。民設民営による本格実施への取組が必要です。

区内全駅には、高齢者・障害者などが円滑に移動できるバリアフリー化された経路が１ルート整備されていますが、１ルートだけでは利便性を欠く駅について、更なるバリアフリー化が必要です。また、駅ホームの安全性向上のため、未整備駅へのホームドア整備が必要です。

駅周辺と公共施設までの経路を「アクセスルート」と定め、点字ブロック等のバリアフリー整備を進めています。今後は、歩道が狭く点字ブロックが設置困難なルートでのバリアフリー整備が必要です。

図表：新たな交通手段の事例（出典：国土交通省）

※公共交通空白地域…駅から 800ｍ以上かつ 30 分に１便以上のバス停から 300ｍ以上の地域

5 年間の取組

1　新たな地域公共交通計画の策定【新規】

鉄道やバスなどの交通環境、交通分野の ICT や新たな交通手段の導入状況、みどりバスの利用実態、シェアサイクルの普及などを踏まえ、2040 年代を見据えた交通体系のあり方を検討します。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正を踏まえ、従来の都市交通マスタープラン、公共交通空白地域改善計画に代わる新たな地域公共交通計画を策定し、計画の実現に向けた取組を進めます。

2　みどりバスの再編とデマンド交通の実証実験【継続・新規】

みどりバスのルート再編や、利用者が多い時間帯の増便などに取り組みます。また、地域公共交通計画の実効性を高めるため、新たな交通手段の導入に向け、デマンド交通の実証実験に取り組みます。

3　鉄道駅や駅周辺のバリアフリー化【充実】

鉄道駅における 2 ルート目のバリアフリー化に向け、光が丘駅では令和 6 年度の完成を目指してエレベーター設置工事を着実に進め、小竹向原駅では早期着手に向けて取り組むよう鉄道事業者へ働きかけていきます。区内各駅におけるホームドアの早期整備に向け、費用の一部を補助するなど、鉄道事業者と連携していきます。

まちづくりの進捗に合わせたアクセスルートの指定・整備を進めるほか、歩道のない道路における視覚障害者等の新たな誘導方法を検討し、試行整備するなど、駅周辺のバリアフリー化に取り組みます。

戦略計画 15

快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進

令和10年度末の目標

1　大江戸線延伸の早期実現に向けて新駅予定地周辺などのまちづくりを推進
2　連続立体交差事業や都市計画道路の整備などに合わせて、多くの人々でにぎわう駅前空間や、みどり豊かで快適な都市空間を創出
3　住宅の適正管理と有効活用を促進し、安全で快適な住環境を実現

現状と課題

大江戸線延伸地域では、導入空間となる補助 230 号線の沿道すべての地区で地区計画を決定しました。延伸実現に向け、新駅予定地周辺において、鉄道旅客需要の増加につながる、多くの人々が集まる拠点機能を備えたまちづくりを更に推進する必要があります。

西武新宿線沿線地域では、連続立体交差事業等の進捗に合わせてまちづくりを進めてきており、上石神井駅周辺地区では、地区計画を都市計画決定しました。引き続き、各駅周辺の地域特性を活かしたまちづくりを推進する必要があります。

現在事業中の放射 35 号線・36 号線、外環の 2 、補助 156 号線などの道路整備に合わせて沿道にふさわしい土地利用等に向けた検討を進めています。引き続き、道路整備の進捗を見据えながら、地域特性を活かしたまちづくりを推進する必要があります。

石神井公園駅周辺では、令和 4 年 10 月に再開発組合が設立され、駅南口西地区の市街地再開発事業に着手しました。再開発事業に合わせて、安全で魅力あるまちづくりを推進しています。引き続き、にぎわいの創出・利便性の向上、防災力の強化を図るため、地域の拠点となる駅周辺のまちづくりを進めていく必要があります。

建物の老朽化や所有者の高齢化による管理の担い手不足等のために、今後、管理不全な分譲マンションの急増や、近隣に悪影響を及ぼす戸建て住宅の空き家等の増加が見込まれます。現状を把握し、管理不全に陥らないよう、適正管理の促進に向けた対応が急務です。

5年間の取組

1　大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり【充実】

(仮称)大泉学園町駅予定地周辺では、市街地再開発事業や駅前広場の整備計画および公共施設の集約・新設等の検討を進めます。(仮称)大泉町駅予定地周辺では、駅前広場や地域特性を活かした拠点整備を検討します。

補助230号線・233号線沿道では、地区計画を活用し、地域にふさわしいまちづくりを進めます。

2　西武新宿線沿線のまちづくり【充実】

西武新宿線の連続立体交差化、交差する都市計画道路の整備を推進します。上石神井駅・武蔵関駅周辺では交通広場の整備を進めるとともに、建築物の共同化を促進し、地区計画を活用したまちづくりに取り組みます。上石神井駅に隣接する車両留置施設については、再編後の跡地活用を鉄道事業者と協議します。上井草駅周辺では、近接区と連携したまちづくりを進めます。

3　都市計画道路沿道のまちづくり【充実】

放射36号線、外環の2、補助156号線沿道地区では、都市計画道路の整備に合わせて、地区計画を活用し、沿道の利便性と周辺環境が調和したまちづくりを進めます。今後、整備が計画されている都市計画道路沿道についても、周辺のまちづくりを検討します。

4　地域の拠点となる駅周辺のまちづくり【充実】

石神井公園駅周辺では、現在進めている再開発事業の円滑な実施を支援するとともに、南口商店街では地域の皆様と街並み整備を進めます。

中村橋駅周辺では、美術館再整備に合わせた街並み整備を進めます。富士見台駅および桜台駅周辺では、災害に強いまちづくりを推進します。

5　住宅の適正管理と活用の促進【新規】

区内の分譲マンションの管理状況に関する実態調査を実施し、その結果を踏まえ、マンション管理適正化推進計画を策定するとともに、管理組合への助言・指導を行います。

空き家の老朽度等の実態調査を実施し、空家特措法や民法等の改正を踏まえ、空き家等対策計画を改定します。管理が不全状態の空き家に対する指導を強化し、周囲に著しい悪影響を及ぼす状態とならないよう適正管理と有効活用を促します。

戦略計画 16

練馬のみどりを未来へつなぐ

令和10年度末の目標

練馬のみどりに満足している区民の割合80％を目指し、みどりのネットワークの形成と区民とともにみどりを守り育てる取組を推進

現状と課題

練馬区の魅力は、都心近くに立地しながら、屋敷林や農地、公園などの豊かなみどりに恵まれているところです。公園や街路樹の整備、樹林地の保全を進めてきた結果、公共のみどりは増加しています。一方、区のみどりの約４分の３を占める民有地のみどりは、税負担や相続などにより一貫して減少を続けています。

公共のみどりについては、引き続き、みどりのネットワークの拠点となる公園の整備やみどり豊かな軸となる幹線道路の整備、重要な樹林地の確保を進めていく必要があります。また、約半数の公園が開園から 30 年以上経過していることから、計画的な改修を行う必要があります。民有地のみどりについては、樹林地や大木の所有者の維持管理に係る負担軽減や、地域全体で支える仕組みの強化が求められています。

公共施設の整備や民間の開発事業の際には、一定面積の緑化を義務付け、みどりの創出を図ってきました。一方、屋上への緑化など区民の目に触れにくいケースや、維持管理が十分にできていないケースなどが見受けられます。区民が見ることのできる沿道緑化を推進し、みどり豊かな街並みを形成するため、制度を見直し、支援のあり方を検討する必要があります。

公園や花壇、憩いの森の区民管理、ボランティアによる落ち葉清掃など、みどりの活動に関わる区民は増えています。「みどりのムーブメント」につなげていくためには、さらに多くの区民が関わり、地域に根差した活動へと発展させる必要があります。

5年間の取組

1　みどりの拠点となる大規模な公園づくり【充実】

拠点づくりを進める長期プロジェクトとして、稲荷山公園は、事業区域を分けて段階的な整備の検討を進め、第一期事業認可の取得を目指します。大泉井頭公園では基本計画策定に向けた検討を進めます。

2　既存公園の改修・公園トイレのリニューアル【新規】

各公園の持つ機能や特徴等を踏まえて公園等改修計画を策定し、計画的な改修を進めます。また、公園のトイレが清潔・快適であることは、公園のみならず練馬区のイメージアップにつながることから、リニューアルに取り組みます。

3　重要な樹林地などの保全【充実】

みどりの軸沿いの樹林地や良好な屋敷林など希少な樹林地は、都市計画緑地の指定を進めます。また、保護樹木などの所有者の負担軽減と適切な剪定を促進するため、補助を拡充します。

4　地域ぐるみでの沿道緑化の推進【充実】

多くの人の目に触れるみどりを増やすため、沿道緑化を誘導する緑化基準へと見直します。また、みどりの協定制度の見直しなどを行い、緑化から管理までサポートする仕組みを検討します。

5　みどりを育むムーブメントの輪を広げる【充実】

区民が気軽に参加できる活動として、引き続きボランティアによる落ち葉清掃を行います。ボランティアの中から、活動を支えるサポーターを育成します。

公園や憩いの森の区民管理の拡充に向け、地域の団体へ働きかけます。また、区民管理している憩いの森が、地域住民から親しまれる森となるよう、地域住民との交流を促進します。

みどりを守り育てる区民活動や区の取組などを総合的に紹介する「(仮称)ねりまみどりフェスタ」などを開催し、練馬のみどりの魅力を伝える情報発信を強化します。

戦略計画 17

脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開

令和10年度末の目標

住宅等の省エネルギー化や再生可能エネルギー導入の促進、脱炭素型ライフスタイルや３Ｒの推進により、区民・事業者と協働して家庭部門のCO_2排出削減の取組を加速

現状と課題

記録的な集中豪雨による自然災害の頻発、台風の大型化による風水害の激甚化など、気候変動の影響は、身近な生活領域を脅かすものとなっています。

区民の生命・財産を将来にわたって守るとともに、社会経済活動の持続可能な発展を支えていくため、脱炭素社会を目指して温室効果ガス削減に取り組むことが必要です。

練馬区では、CO_2排出量の５割以上が家庭部門に由来し、全国と比べて高い割合になっているため、住宅部門を中心とした取組が必要です。「練馬区環境基本計画 2023」に掲げた「2030 年度までに、区内 CO_2 排出量を 2013 年度比 46％削減」する目標達成に向け、住宅等の消費エネルギー削減や環境に配慮したライフスタイルを推進する取組の更なる充実が必要です。また、区立施設等の省エネ化・再エネ導入など、区の率先した取組の強化も求められています。

大量生産・大量消費による社会経済活動は、大量廃棄、CO_2の排出などにつながり、環境への影響が懸念されています。引き続き、区民・事業者と協力して、ごみの発生抑制・適正排出に取り組んでいく必要があります。

海洋プラスチック問題やプラスチックの製造・処分に起因する CO_2の排出、諸外国における廃棄物輸入の規制強化などを背景に、国内でのプラスチックの資源循環を一層促進することが求められています。令和４年４月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、全てのプラスチックがリサイクルの対象となりました。プラスチックの削減に向けた普及啓発を図るとともに、区がすでに行っている容器包装プラスチックも含めた全てのプラスチックの回収・資源化に取り組む必要があります。

5年間の取組

1　住宅等の消費エネルギー削減【充実】

新築住宅は、建築物省エネ法による省エネ基準への適合義務や東京都環境確保条例による太陽光発電設備の設置義務等により、環境性能向上が見込まれるため、国や都と連携し、周知啓発を行います。既存住宅に対しては、補助制度を充実するなど、省エネ化と再エネ導入の促進に重点的に取り組みます。

2　環境に配慮したライフスタイルの推進【新規・充実】

事業者や環境団体等が実施する環境学習プログラムを積極的に活用して、環境について学び・体験する機会の拡充を図ります。

リサイクルセンターは、総合的な環境学習拠点を目指し、展示やイベントなどを通じて、脱炭素の必要性や対策等に係る情報を発信し、区民・事業者の自主的な行動の支援に取り組みます。

CO_2吸収量の分かる樹木プレートを活用した環境学習、エコライフチェックのデジタル化、ねりま環境まなびフェスタの本格実施など、子ども向けの環境学習を充実します。

3　区の率先行動【新規・充実】

区立施設等の新築・改築時は、建物の用途や特性等を踏まえて、原則として一次エネルギー消費量の30～50％以上の削減を目指します。また、照明のLED化、高効率設備の導入等による省エネ化、太陽光発電設備等の再エネ導入を推進するとともに、低炭素電力や再エネ電力の導入割合を高めます。

第三者所有による太陽光発電設備導入（PPAモデル※1）を活用し、区立施設への再エネ導入に取り組みます。公用車は電動車※2への置き換えを進めます。

4　ごみの減量・資源化の推進【新規・充実】

「練馬区資源・ごみ分別アプリ」等によるプッシュ型広報やAIチャットボットの導入など、デジタルツールを活用した普及啓発に取り組み、ごみの発生抑制・適正排出を推進します。

資源の有効利用と CO_2 排出量の削減のため、使用済みペットボトルを新たなペットボトルにリサイクルする「ボトルtoボトル」の取組を、事業者と連携して進めます。

プラスチックに係る環境負荷やプラスチックの資源循環に向けた先進的な取組事例などを講座やイベント等で周知し、区民と協働してプラスチックの削減に取り組みます。

容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックの回収・資源化を実施します。

※1　PPAモデル…発電事業者が電気利用者の建物や敷地などに太陽光発電設備を設置し、電気利用者は発電された電気を使い、電気料金を発電事業者に支払う電力契約のこと。

※2　電動車…電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド自動車（HV）

戦略計画 18

意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり

令和10年度末の目標

74万人の人口を擁する住宅都市としての特性を活かした、中小企業の事業活動の活性化と商店街の魅力づくり

現状と課題

区内には、２万を超える事業所が存在し、多様な企業活動を行っています。

産業別の構成では、卸売業・小売業、医療・福祉業、飲食サービス業等の、区民の日常生活に密着・関連した産業が約 75％を占めています。

令和４年度に実施した「事業所実態調査」では、様々な業種で、新型コロナウイルス感染症や物価上昇等の影響を受けながらも、新たな商品開発を始めとした事業拡大等を進めている実態が明らかとなりました。区内経済の発展には、こうした意欲ある事業者の更なる事業展開を支援する取組が必要です。

また、調査では、多くの区内事業者が、自社の商品・サービスの情報発信、デジタル化の取組、人材確保に課題を抱えていることも明らかとなりました。こうした個別の経営課題の解決に向けた支援の充実も求められています。

商店会数は、店舗経営者の高齢化や後継者不在により年々減少し、商店会の組織力が低下しています。一方、商店街の賑わいを創出したい・活性化させたいと考えている意欲的な商店会や個店が存在しています。意欲ある商店会や個店の取組への支援を通じて、商店街の更なる活性化につなげていく必要があります。

商店街においても、キャッシュレス決済への対応など、デジタル化の推進が求められていますが、専門的なデジタル知識を持った人材や環境整備に係る資金が不足しています。商店街のデジタル化推進に向け、令和４年度から展開している「スマート商店街プロジェクト」を練馬区商店街連合会等と連携しながら、更に充実していく必要があります。

5年間の取組

1　積極的な事業展開に取り組む事業者への支援【新規】

新市場への参入や新商品･新サービスの開発等の積極的な事業展開に取り組む事業者に対して、練馬ビジネスサポートセンターの専門家チームが事業計画の策定から実行までを伴走して支援し、必要な費用の一部を補助します。

また、区内大学等と連携して、商品・サービス等の魅力を発信する企業活動を支援します。

2　企業活動のデジタル化への支援【継続・新規】

練馬ビジネスサポートセンターでの専門相談、デジタル化等支援融資等を引き続き実施します。また、企業活動のデジタル化を試行できるよう、会計ソフト等の業務効率化に資するソフトを設定したタブレット等の無料貸出事業を新たに開始します。

3　人材確保に向けた場を提供【新規】

区内事業者と求職者とのマッチングの場として、気軽に参加できる交流会や合同説明会を実施するとともに、職場見学ができる機会を設ける等、区内事業者の人材確保を支援します。

4　輪になる“お店”TRY サポートの実施【新規・継続】

商店街の賑わいの創出･活性化に意欲的に取り組む商店会や個店経営者を支援するため、「輪になる“お店”TRY サポート」を開始します。

（1）個性あふれる意欲的な個店同士が取り組むイベント等に対する補助制度を創設し、魅力ある商店街を増やしていきます。

（2）個々の商店街活動の枠を超えて、商店会同士や民間企業など多様な主体が連携して商店街のにぎわいの創出に取り組めるよう、新たな補助制度を創設します。

（3）空き店舗を活用した、お客が集まる魅力的な店舗の誘致活動に対する支援を通じて、商店街の魅力向上や活性化につなげます。

5　スマート商店街プロジェクトの更なる展開【充実】

SNS 等を活用した魅力発信など「商店街を“知ってもらう”・“来てもらう”」取組に対する既存の補助制度を充実します。SNS 等を活用したクーポンを配信するなど「商店街に“また来てもらう”」ための取組を支援し、商店街のデジタル化を更に推進します。

戦略計画 19

生きた農と共存するまち練馬

令和10年度末の目標

練馬の魅力である都市農業を振興し、多面的な機能を持つ都市農地を保全

現状と課題

東京という大都市の都心近くに立地しながら、練馬区では生活と融合した生きた農業が営まれています。

これまで、認定農業者や都市型認定農業者制度の適用、農業体験農園や果樹あるファームの経営支援、マルシェの開催や生産緑地の貸借による営農拡大促進など、農業経営に積極的な農業者へ様々な支援を実施してきました。こうした取組を今後も継続していく必要があります。

一方、農業者の中には支援が届いていない方も多くいます。持続可能な都市農業の実現には、より幅広い層への経営支援が必要です。個々の農業者の状況を把握し、それぞれに応じた丁寧な支援が求められています。

生産緑地の貸借は、農地保全や担い手不足の解消に効果的であり、一層の拡充が望まれます。今後は、新規の就農者や参入事業者向けに支援を検討する必要があります。また、農業者の中には、農地を貸すことに対する不安感を持つ方も多く、制度の更なる理解促進が必要です。

高松一・二・三丁目地区と南大泉三・四丁目地区の 2 地区を「農の風景育成地区」に指定し、地域の PR 活動や収穫体験などを支援してきました。高松地区では「高松みらいのはたけ」を開設しました。今後の地区の保全・育成について、地域の皆様とともに検討していく必要があります。

令和元年に開催した世界都市農業サミットや令和 5 年 11 月に開催した全国都市農業フェスティバルの成功により得られた農業者の意欲の高まりや参加都市との繋がりを維持していくため、参加都市による連携を始め、農業者の機運向上に繋がる取組を充実させていく必要があります。

5年間の取組

1　区民が農に親しむ取組の充実【充実】

農業者と区民が触れ合う「ねりマルシェ」の開催や気軽に摘み取りが楽しめる「果樹あるファーム」の PR 支援等を引き続き積極的に推進します。また、野菜の収穫体験等を行える「ベジかるファーム」の拡充など、区民が農に親しめる取組を充実していきます。

2　個々の営農状況に応じた支援【新規】

ＪＡ東京あおばが計画している全戸訪問や農業委員会の農地調査を活用しながら、営農継続に必要な労働力の有無、家族状況、抱えている技術的不安などの情報をヒアリングします。個々の状況を把握したうえで、必要に応じて相談支援を行っていきます。

3　農地の借り手となる担い手確保の強化【充実・新規】

農業者個々の意向や状況に応じた働きかけを強化し、生産緑地の貸借制度活用を推進します。

東京都農業改良普及センターと連携し、営農アドバイスやセミナーを開催するなど、多様な担い手の確保に努めます。また、新規参入を希望する個人・法人等向けに、都事業を活用した農業機械・農地整備に要する経費の支援などを開始します。

4　農の風景育成地区における取組の推進

農の風景育成地区に指定されている高松地区および南大泉地区において、農業者や地域住民等の活動を引き続き支援し、農地保全に取り組みます。

5　全国都市農業フェスティバルの開催【充実】

世界都市農業サミットおよび全国都市農業フェスティバルの成果をふまえ、農業者の意欲向上や区民の理解促進を更に図るため、全国都市農業フェスティバルを継続的に開催します。全国都市農業フェスティバルの参加都市との意見交換を継続し、連携を深めます。

戦略計画 20

みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち

令和10年度末の目標

文化芸術活動とまちづくりが一体となって展開されることで、日々の暮らしの中で文化芸術が根付いている

現状と課題

これまで、都心に行かずとも、みどりの中で誰もが優れた文化芸術を楽しめるまちの実現に取り組んできました。こうした取組が評価され、「みどりの風　練馬薪能」や「真夏の音楽会」は、練馬を代表するイベントとして定着してきました。

区には、昭和初期から数々の映像作品が生まれてきた歴史があるほか、令和5年4月に石神井公園ふるさと文化館長に就任した村上もとかさんをはじめ、多くの漫画家が居住するなど、映像に関する資源が数多くあります。作品、人、場所が揃った練馬ならではの取組が期待されています。

令和5年6月にオープンした「ワーナー ブラザース スタジオツアー東京 -メイキング・オブ・ハリー・ポッター」には、国内外から年間300万人もの来場が想定されています。さらに、区立美術館は約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展が開催できるよう、美術館再整備基本構想に基づき、令和10年度に美術館および併設する貫井図書館の全面リニューアルを予定しています。中村橋駅周辺を「美術館のあるまち」として、まちの魅力をさらに高め、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが文化芸術を楽しめる拠点となるような取組が必要です。

こういったチャンスを、区の文化芸術の魅力を高める絶好の機会ととらえ、魅力的な事業展開を行い、効果的に発信することで普段の暮らしの中に文化芸術を楽しめる機会を充実させていく必要があります。

「これからの図書館構想」に基づき、区民の身近にある図書館は、知的探求心を深める情報の充実や多様な学びの機会の提供を図るため、環境を整備する必要があります。

5年間の取組

1　美術館・貫井図書館の全面リニューアル推進【充実】

美術館再整備基本構想で掲げる「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設の図書館と融合する美術館」の３つのコンセプトの実現に向け、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる、練馬独自の新しい美術館・図書館を創造します。

美術館・図書館のリニューアルにあわせて、中村橋駅周辺にてハード・ソフト両面から「アートを感じられるまち」を目指す「美術のまち構想」を策定し、美術館と一体となった街並み整備等に取り組みます。

美術館リニューアルに向け、「もっともっとアートプロジェクト」を旗印に、新しい発想によるイベントの開催や、区の文化芸術の魅力を総合的に発信する広報に取り組みます。

2　文化芸術イベントの充実【充実】

「真夏の音楽会」や「みどりの風　練馬薪能」を引き続き実施します。大谷康子さんプロデュースによる、野外の開放的な雰囲気の中で音楽を親しむ「ねりまの森の音楽祭」をはじめ、名誉区民であり、人間国宝である野村万作さんらの協力により、能楽公演を新たに開催します。また、区ゆかりの芸術家の方々と連携し、更なる文化芸術の取組につなげます。

3　練馬の歴史を活かした映像文化のまちづくり【充実】

東映やワーナー ブラザースと連携した映画上映会の実施や区ゆかりの漫画家と連携したイベントの開催など、区の映像文化資源を活かした、誰もが気軽に楽しめるイベントを実施します。

映画、アニメ、漫画のコンテンツの活用や、スタジオツアー東京などとの連携により、子どもの頃から映像文化に触れ、興味を持つきっかけとなる体験授業の充実を図ります。

4　電子図書館の実現に向けた取組の推進【新規】

区立図書館の利便性を高めるため、利用登録手続きのオンライン申請、利用カードのデジタル化や電子書籍貸出しサービスを導入します。全児童生徒へ配備しているタブレットパソコンを使って読書活動等を推進するほか、文字拡大や音声読み上げ機能などにより障害者や高齢者の読書活動を支援します。

また、地域資料のデジタルアーカイブ[※1]化に取り組みます。

5　練馬の魅力を効果的に発信【充実】

令和５年度から実施している「区内周遊ツアー」のメニューを充実するとともに、年間催行本数を増加し、区内の魅力発信につなげます。

区の魅力発信等を行う拠点である観光案内所の在り方についても、産業振興公社と連携して検討します。

※１　デジタルアーカイブ…有形無形の文化資源などをデジタル情報として保存し、データを公開することで、多くの人がインターネット上で共有・利用できる仕組みのこと

戦略計画 21

みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち

令和10年度末の目標

様々なスポーツを楽しめる施設を整備し、みどりの中で誰もがスポーツの楽しさを実感できる機会を充実

現状と課題

健康志向の高まりなどを背景に、スポーツに対するニーズが益々大きくなっています。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機として、アーバンスポーツやパラスポーツへの注目が更に高まっています。

スポーツ施設の利便性向上に向け、人工芝化や夜間照明の設置などのリニューアルを行ってきたほか、車椅子テニスに対応した庭球場の新設、車椅子バスケなどに対応した体育館の床の改修など、パラスポーツに対応した施設の整備も行ってきました。

平成28年度に初めてユニバーサルスポーツフェスティバルを開催して以来、内容を充実して地域に展開し、車椅子ラグビー体験会など、多くの人が参加できるイベントを開催しています。

今後も、様々なスポーツに対応した施設の整備やイベントの開催など、身近な場所でスポーツを楽しめる機会、環境の充実に取り組む必要があります。

総合体育館は、昭和47年に練馬区内で最初の区立体育館として開設しました。老朽化やバリアフリーなど設備環境の改善、競技種目が多様化する中で現状の施設機能ではニーズに対応できていないといった課題があります。

令和4年度にはコロナ禍で中止となっていた練馬こぶしハーフマラソンを4年ぶりに再開しました。回を重ねるごとに定着し、今では3,000人を超える区民と、日本全国のランナーが 2,000 人も集う屈指の人気を誇る大会へと成長しました。引き続き工夫を重ね、魅力あるイベントにしていく必要があります。

令和7年に東京での開催を予定している世界陸上競技選手権大会と聴覚障害を持つアスリートを対象とした国際総合スポーツ競技大会であるデフリンピックは、更なるスポーツ振興の機会となります。主催団体と連携して大会の周知を行うなど、機運を醸成する必要があります。

5年間の取組

1　誰もがスポーツを楽しめる環境の充実【充実】

石神井松の風文化公園を拡張し、フットサル・テニス兼用コートや、スケートボード等ができる広場を整備します。令和８年度の開設を目指します。

総合体育館は、改築に向けて、新しい総合体育館に求められるニーズを把握するとともに、施設の機能・規模や整備・管理運営に関する事業方式について調査します。

2　ユニバーサルスポーツの機会の充実【充実】

障害のある方もない方もスポーツを楽しめるよう、パラリンピック種目として注目されているボッチャの交流大会を充実し、ユニバーサルスポーツフェスティバルを地域に展開します。

障害のある方がスポーツを楽しめる環境を充実するため、パラスポーツを支える指導員の育成に取り組むとともに、活用を図ります。

3　練馬こぶしハーフマラソンの魅力向上【充実】

練馬こぶしハーフマラソンは、令和５年５月に新たに開園した練馬城址公園を取り込んだコースを設定するなど、ランナーや沿道で応援する方に更に楽しんでいただけるよう工夫を重ね、魅力ある大会を開催していきます。

4　世界陸上およびデフリンピック開催を見据えた取組【新規】

令和７年に、世界陸上競技選手権大会およびデフリンピックが東京で開催されます。大会の広報に協力するなど、主催団体と連携して大会の機運を醸成していきます。

戦略計画 22

地域コミュニティの活性化と区民協働の推進

令和10年度末の目標

区内の至るところで広がっている区民の自発的な活動が、更に活発に行われるよう協働の取組を深化

現状と課題

区政最大のパートナーである町会・自治会は、防犯・防災活動や掲示板による情報提供など様々な活動により地域の暮らしを支えています。一方で、加入率の減少、役員のなり手不足、高齢化による後継者不足等、様々な課題に直面しています。

コロナ禍により縮小傾向にあった町会・自治会活動は徐々に再開しつつあります。今後も円滑に活動できるよう負担軽減を図るとともに、相談支援体制を更に充実していく必要があります。

これまで、区民等の自由な発想から生まれた協働のアイデアを具体化するため、「協働事業提案制度」や「地域おこしプロジェクト」などの事業を展開してきました。区内各所では、「街かどケアカフェ」や「みどりを育むムーブメント」など、様々な分野で区民と区が協働した取組が広がっています。こうした協働の取組をより広範に、深化させるための支援の強化が必要となっています。

外国人区民は令和６年１月１日時点で２万 3,195 人となっています。コロナ禍などにより一時減少に転じましたが、令和４年３月の入国規制緩和後、再び増加傾向にあります。外国語に対応した相談窓口の設置、SNS をはじめとした多言語での情報発信、日本語教室の主催、日本人との交流イベントなど、外国人の暮らしを支えるための取組を進めてきました。外国人に選ばれる国になれるかどうかは我が国の未来を左右する重要な課題です。基礎的自治体として受入れ環境を整え、開かれた地域づくりを進めていく必要があります。

5年間の取組

1　町会・自治会の相談体制の強化【新規】

課題解決に向けた助言等を行うコンサルタントの派遣など、各町会・自治会の状況に合わせたきめ細かな支援を行うための相談体制の強化に取り組みます。

2　町会・自治会のデジタル技術活用支援

町会・自治会によるデジタル技術を活用した負担軽減や加入促進の取組を支援するため、SNS を活用した情報共有や魅力発信に関する講習会の開催や専門知識を持つアドバイザーの派遣等を実施していきます。

3　地域で活動する団体等への支援

町会・自治会、NPO・ボランティア団体等の地域活動団体が安定的に事業継続できるよう、区民協働交流センター等において、地域で活動したい区民に様々な団体の活動を紹介するなど、団体とのつながりづくりをサポートします。また、地域活動に関する相談や、資金調達、広報、企画など地域活動に必要なスキルを学べる講座などを開催していきます。

4　地域活動に参加する区民等への支援

地域活動に役立つ知識やスキルを学ぶ「つながるカレッジねりま」のプログラムの充実を図り、より多くの人材を地域で活動する団体につなげていきます。

また、地域で活動する団体を区民が知り、団体同士がつながるきっかけとなる「練馬つながるフェスタ」を、区内6か所の地域で開催していきます。

5　「ねりま協働ラボ」の実施【新規】

区とともに地域課題に取り組む団体・アイデアを募集するとともに、町会・自治会や、NPO・ボランティア団体等がコラボして取り組むプロジェクトを支援し、地域活動への新たなチャレンジを後押しします。

6　外国人に開かれた地域づくり【新規・充実】

国籍や言語、文化などの違いも受け入れて、だれもが心豊かに暮らせるよう、外国人に開かれた地域づくりに向け、外国人施策のあり方の検討を進め、新たな方針を策定します。

初級日本語講座・日本語教室ボランティア養成講座の定員を拡充し、外国人が地域で安心して生活できるよう、日本語学習の場を充実します。

戦略計画 23

DXで区民と区政を直につなぐ

令和10年度末の目標

DX推進による区民サービスの向上と効率的な区政運営の実現

現状と課題

コロナ禍において、オンラインサービスやテレワークが普及する一方、行政のデジタル化の遅れが顕在化しました。少子高齢化や人口減少が進み、労働力不足も懸念されています。限られた財源、職員で多様化する区民ニーズに応えるためには、デジタルやデータを活用し、サービスや業務を抜本的に変革する DX を推進する必要があります。

令和５年３月に、区民の更なる利便性向上と業務の効率化に職員が一丸となって取り組むため、「DX 推進方針」を策定しました。方針に基づき、“行かない・書かない”デジタル区役所を実現するため、オンラインによる手続きや相談、キャッシュレス決済の拡大などに取り組んでいます。

デジタル化を進める上では、高齢者や障害者など、誰もがデジタルサービスを利用できるようにすることが重要です。また、区内事業者や商店街、町会・自治会など、地域社会のデジタル化に向けた支援が求められています。

区においても、アナログな業務から脱却するため、AI や RPA※1、ノーコードツール※2などの活用を全庁に拡げ、業務 DX を加速しています。モバイルワークやペーパーレス会議など、場所に捉われない効率的かつ柔軟な働き方ができる環境を整備する必要があります。DX を進めるためには、専門人材の確保や、デジタルを活用した業務改革を実践できる職員を育成することが重要です。

※１　RPA…Robotic Process Automation の略。人間が手作業で行っているパソコン操作を、自動化することができる仕組み。
※２　ノーコードツール…プログラミングの知識やスキルがなくても、アプリや Web サービスが開発できるツール。

5年間の取組

1　“行かない・書かない”デジタル区役所の実現【新規・充実】

（1）手続き・相談のオンライン化の推進

窓口に行くことが難しい子育てや介護に携わる方々、働く世代などが、場所や時間を選ばず、パソコンやスマホから手続き・相談ができるよう、オンライン化を進めます。来庁された場合でも、デジタルを活用して書かない窓口を実現し、手続きの負担を軽減します。

利用者からの問い合わせに、AI が対話形式で応答するチャットボットの対応分野を拡大します。

（2）施設利用の利便性向上

施設利用に係る運用を見直し、利用登録がオンラインでできるなど、使いやすい新たな予約システムを構築します。施設使用料のあり方についても検討を進めます。

窓口や券売機等での施設使用料の支払いにキャッシュレス決済を順次導入し、利便性を高めます。

（3）電子図書館の実現に向けた取組の推進

利用登録のオンライン化や利用カードのデジタル化など、新たな図書館情報システムを構築します。オンラインで閲覧できる電子書籍サービスを導入し、区民の利用を促進するとともに、文字拡大や音声読み上げなどの機能により、障害者や高齢者の読書活動を支援します。

また、地域資料のデジタルアーカイブ化に取り組みます。

（4）情報発信手段の充実

SNS やアプリを活用し、一人ひとりのニーズに合わせた情報をプッシュ型で発信します。防災分野では、区民の具体的な行動変容につながるよう、区ホームページ内の防災、防犯・防火コンテンツの改訂や、YouTube を活用した防災学習コンテンツの配信など、多様な取組を進めます。

（5）高齢者・障害者等のデジタル利活用支援

高齢者等が身近な場所で繰り返しスマホの操作を学べる機会や、一人ひとりのニーズに対応する個別相談会を充実します。障害者の情報取得や意思疎通を助けるツールの相談・体験や貸出、操作方法のサポートを行います。

障害者施設において、自主生産品の販路拡大や魅力的な商品開発を後押しするため、電子決済の導入やホームページの作成などを支援します。

（6）マイナンバー制度の活用

区民の事務手続きの負担軽減と利便性向上のため、今後もマイナンバーを積極的に活用します。

マイナンバーカードの公的個人認証による本人確認を活用した申請・手続きを拡大します。

健康保険証機能の登録など、引き続き窓口で適切な支援を実施するとともに、国の施策と連動しながら、カードの普及促進、利便性向上に取り組みます。

（7）データ利活用によるプッシュ型サービスの提供

歩数や睡眠時間などのデータから AI がフレイルリスクを点数化し、健康行動等を促すアドバイスを表示するアプリの配信を行います。区が保有する医療・健診・介護などのデータを活用して、健康上に不安を抱える方の支援を行う「高齢者みんな健康プロジェクト」に引き続き取り組みます。

（8）オープンデータの充実

オープンデータ※3を機械判読可能な形式に統一するなど、より使いやすく整備するとともに、データセット（情報量）を拡大し、区民や事業者等の活用促進につなげます。区の保有するデータを視覚的に分かりやすい形で公開するデータダッシュボード※4の取組を進めます。

（9）地域社会のデジタル化支援

企業活動のデジタル化への支援やスマート商店街プロジェクトの更なる展開、町会・自治会のデジタル活用支援に取り組みます。

2　アナログからデジタルへの業務改革【新規・充実】

（1）デジタルツールの活用による業務 DX

AI や RPA、ノーコードツールを活用するとともに、業務フローを可視化した事務処理手順を基に、業務プロセスを見直し、生産性向上と業務効率化を進めます。

施設整備などの業務においても、図面や設計図のペーパーレス化・データ共有に取り組みます。

生成 AI※5やメタバースなど、新たなデジタル技術の活用に向けて検討を進めます。

※3　オープンデータ…区の保有する公共データを、区民等が活用しやすいように、機械判読性が高いデータ形式により公開されたデータのこと。
※4　ダッシュボード…オープンデータを活用し、グラフなど直感的で分かりやすい形に可視化した資料。
※5　生成 AI…画像、文章、プログラムコードなど様々なコンテンツを生成することができる人工知能。大量のデータを学習した学習モデルが、人間が作成するような絵や文章を生成することができる。

（2）データ利活用の環境整備

根拠（エビデンス）に基づく政策立案（EBPM※6）を推進するため、必要なデータを収集・加工・分析できる環境整備についての検討を進めます。

（3）標準システムによる利便性向上と業務効率化

住民基本台帳や住民税など 20 業務について、国が整備するガバメントクラウドを活用した標準システムへ移行するとともに、業務プロセスの見直しを行い、区民サービスの向上と業務効率化に取り組みます。練馬区共通基盤（データセンター）からガバメントクラウドへの移行など、クラウド活用のあり方を検討します。

（4）多様な働き方の実現に向けたデジタル基盤の整備

事務用パソコンの一斉更新に合わせて利用環境を見直し、フリーアドレスやペーパーレス会議、モバイルワークに取り組みます。場所に捉われない効率的かつ柔軟な働き方を実現します。

モバイルワークや Web 会議など、働き方の変化に伴い、新たなセキュリティリスクが発生していることから、セキュリティポリシーを改定するなど、高度なセキュリティ対策を講じていきます。

（5）DX を進める職員の確保・育成

都が令和 5 年 7 月に設立した外部団体「GovTech 東京」の人材シェアリングを活用した外部人材の確保や、今後開始される常勤の ICT 職の採用に向けた検討を進め、DX を推進する体制の強化を図ります。

業務知識とデジタルスキルを兼ね揃え、DX を推進する中心的役割を担う職員を育成するため、業務にデジタルを取り入れるスキルや、データを活用するスキル等の習得に必要な研修を実施していきます。

※6　EBPM…Evidence Based Policy Making の略。根拠に基づく政策立案。

巻末資料

1　練馬区の人口動向分析

1　練馬区の人口動向

（1）　人口の推移

①区の総人口の推移

総人口は増加傾向にありましたが、令和３年はコロナ禍の影響もあり、減少に転じています。令和４年以降は再び人口増加に転じています。

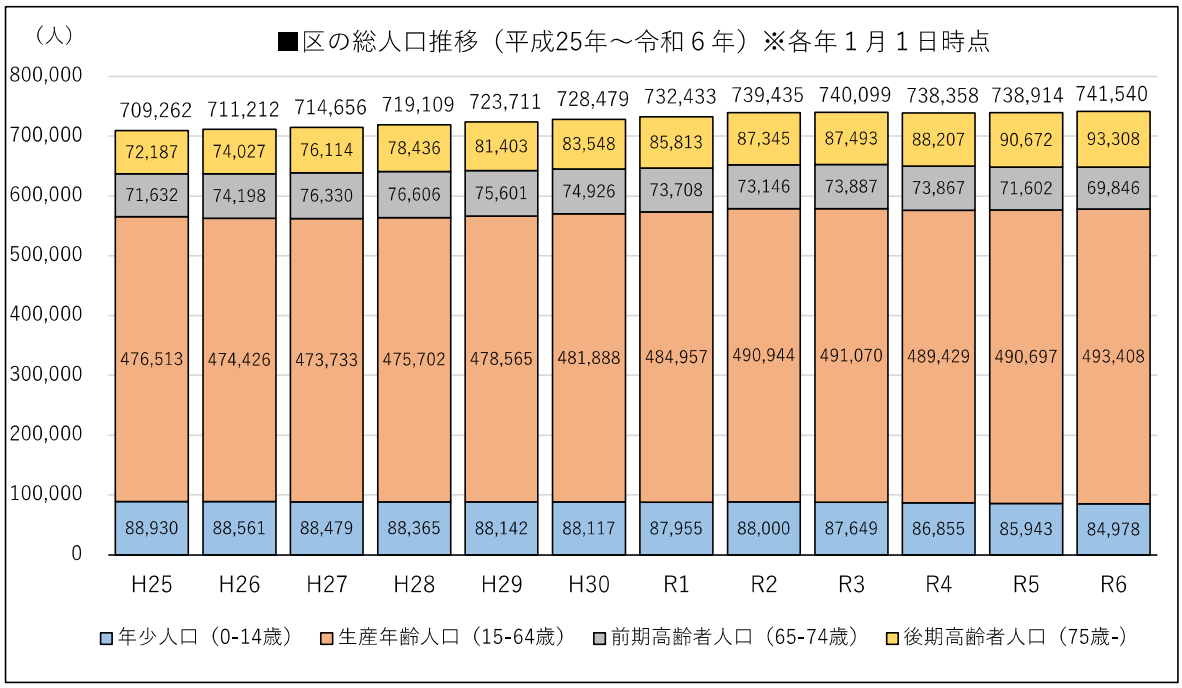

（出典）練馬区「住民基本台帳人口」より作成

②年齢構成で見てみると・・・・・

総人口を４つの年齢区分別の構成比で見てみると、後期高齢者人口比率が上昇している一方、年少人口比率は一貫して低下しています。少子高齢化が確実に進んでいます。

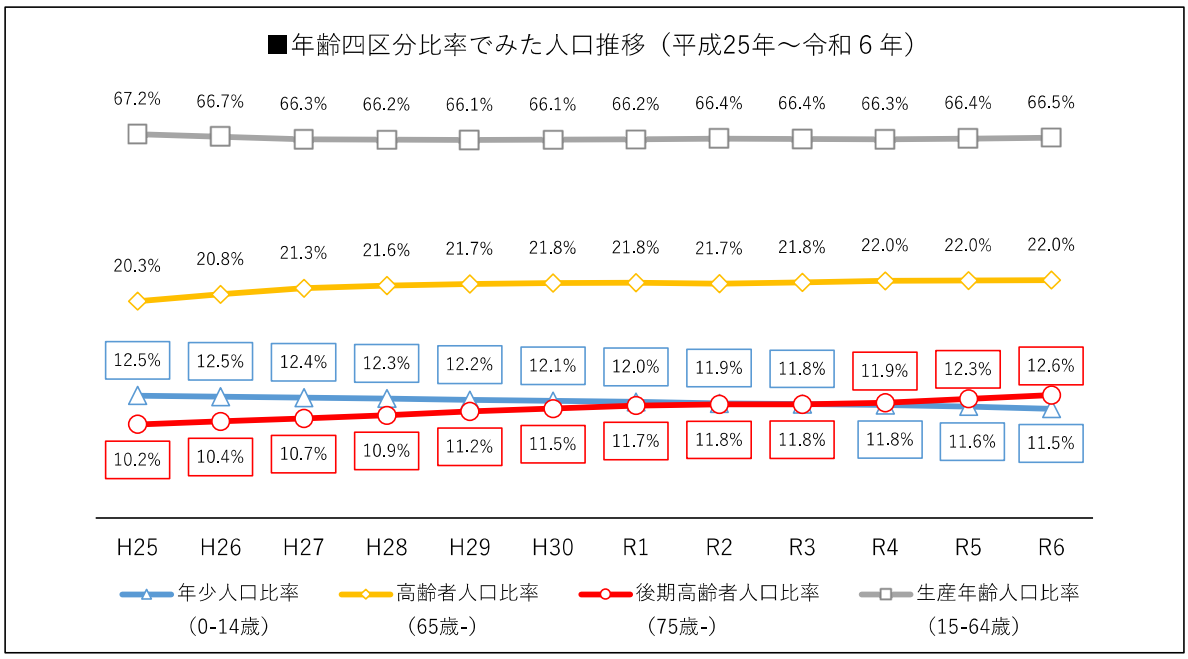

（出典）練馬区「住民基本台帳人口」より作成

③日本人、外国人別で見てみると・・・・・

外国人人口は、東日本大震災の影響により一時的に減少しましたが、その後増加傾向が続き、平成 27 年以降は 1,000 人を超える増加が続きました。令和 2・3 年はコロナ禍の影響を受け、減少に転じました。令和 4 年以降は再び増加に転じています。

また、令和 3 年以降減少していた日本人人口は、令和 5 年に増加に転じています。

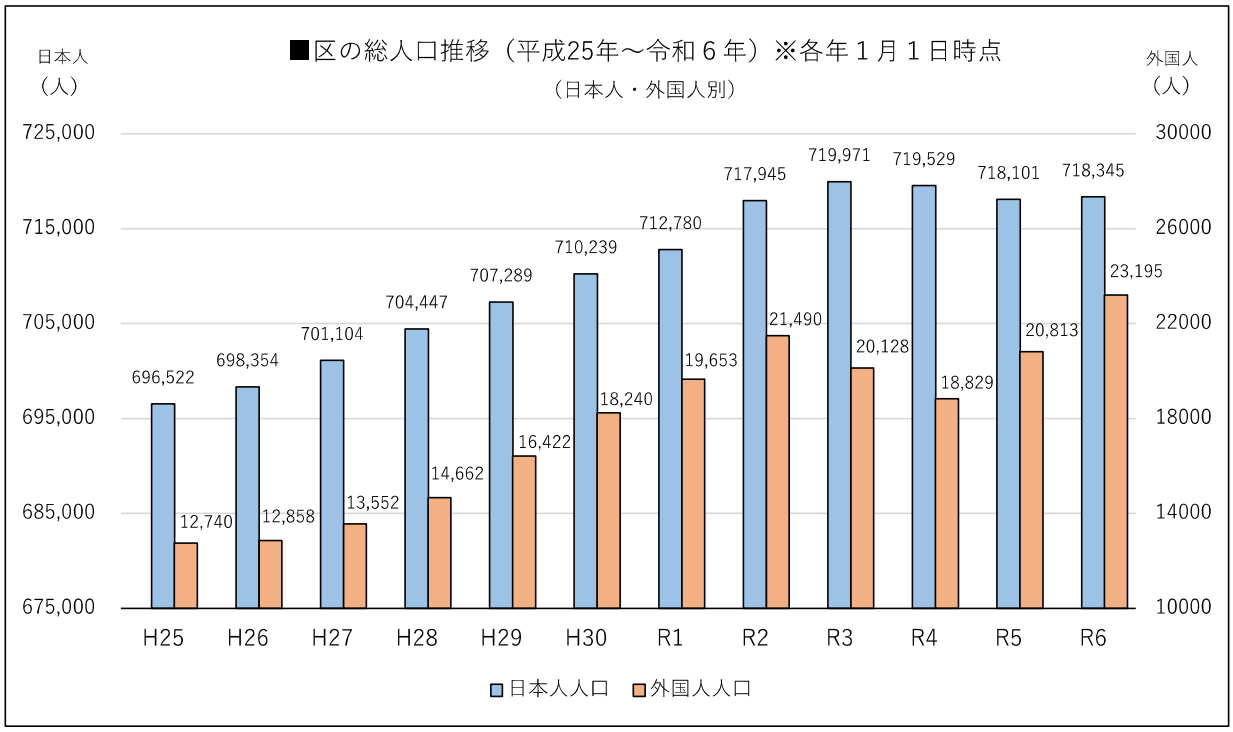

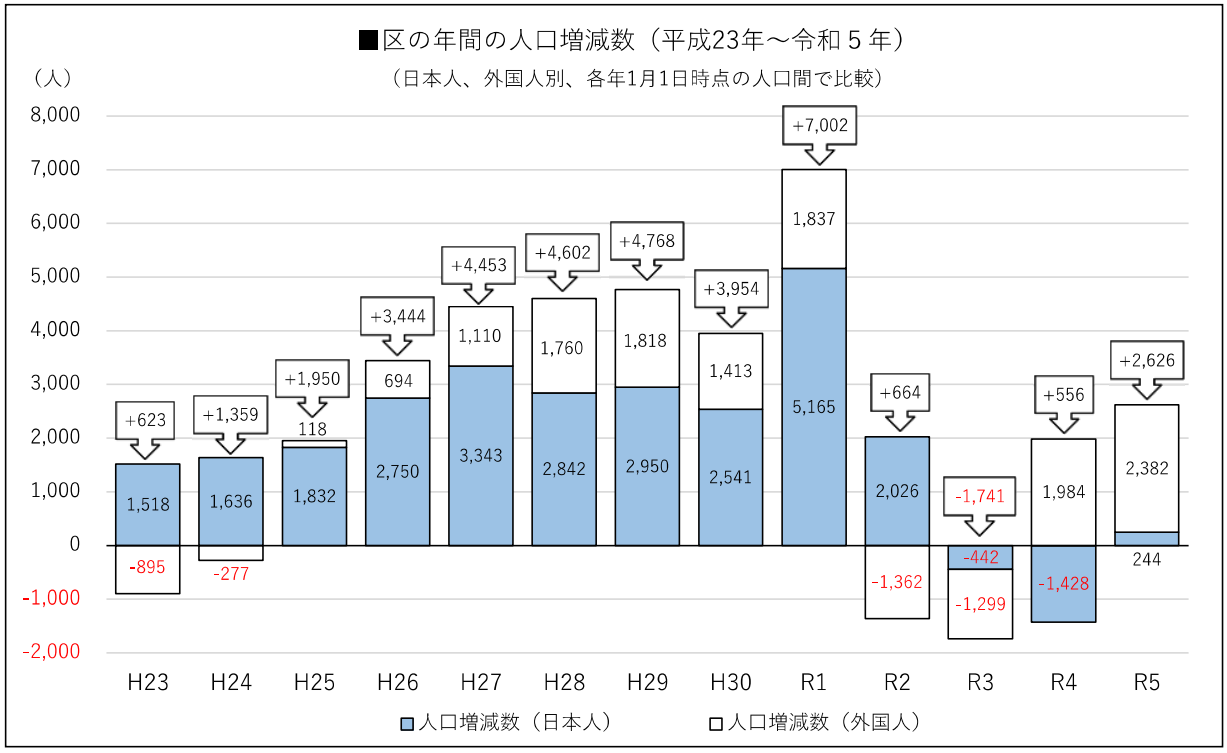

いずれも（出典）練馬区「住民基本台帳人口」より作成

（２） 人口増減の要因

人口が増減する要因には、「①自然動態（出生・死亡）によるもの」と「②社会動態（転入・転出）によるもの」の２つがあります。

①自然動態の状況

出生数は 6,000 人前後で推移してきましたが、平成 28 年頃から減少傾向にあります。一方、死亡数は年々増加しています。平成 29 年に初めて自然減に転じ、その後減少幅が拡大しています。

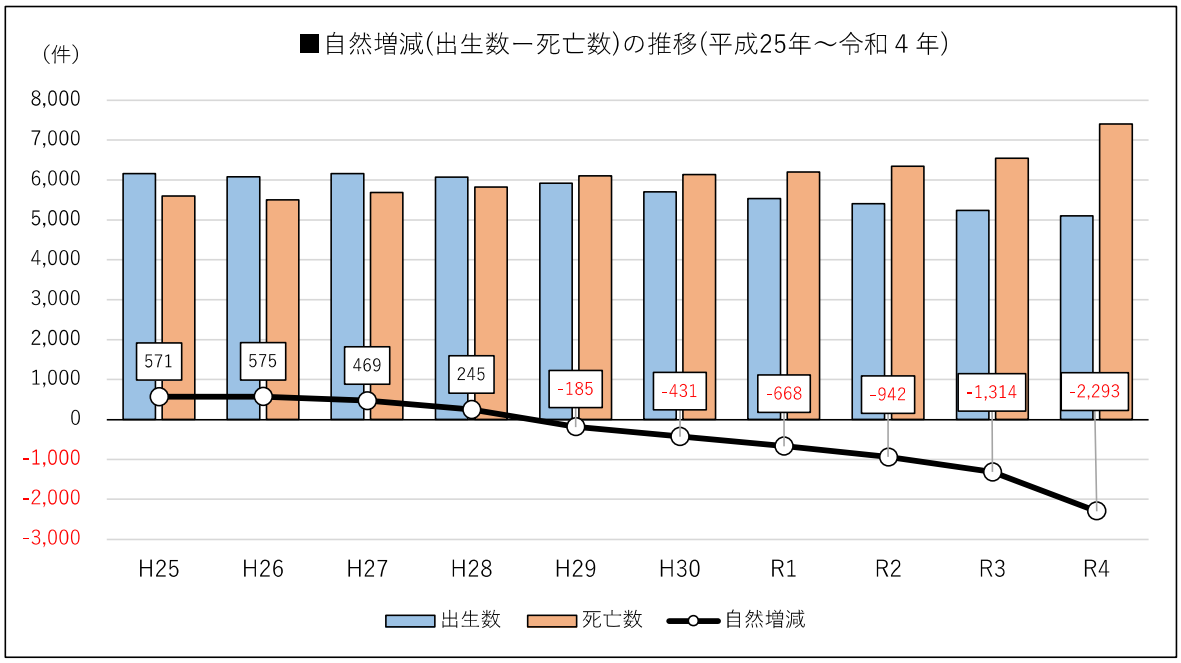

（出典）東京都福祉保健局「人口動態統計」より作成

区の合計特殊出生率※は、平成 28 年に都を下回り、その後下落傾向が続いています。

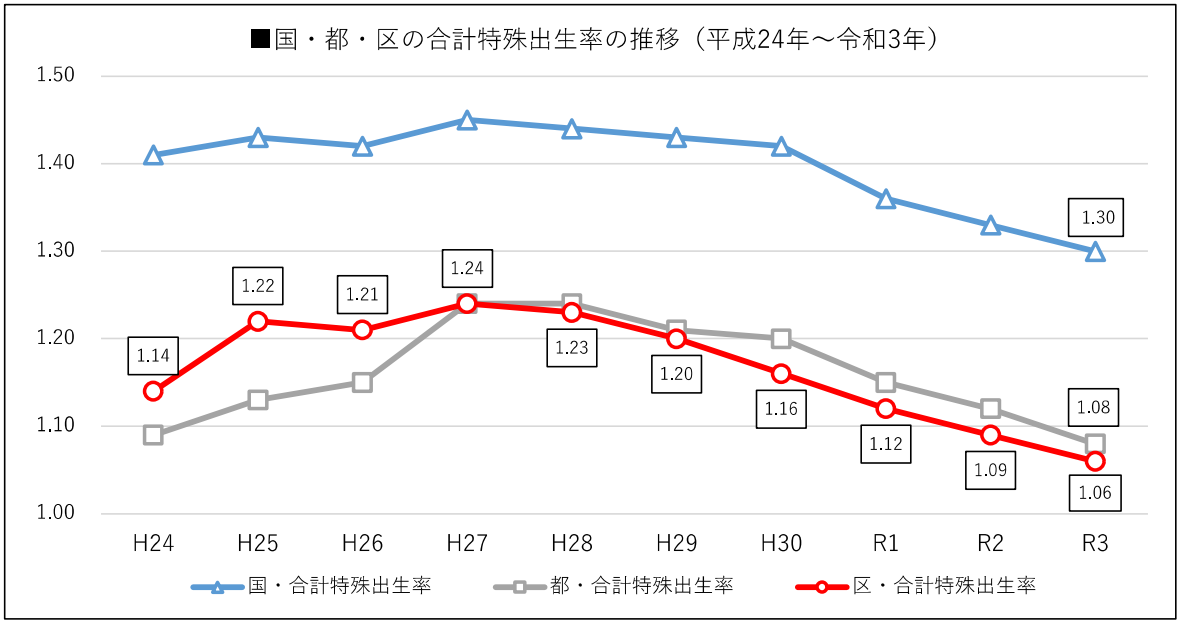

（出典）「ねりまの保健衛生」より作成

※合計特殊出生率…15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

②社会動態の状況

平成 25 年以降転入超過が続いていますが、コロナ禍の影響を受け、令和 2 年以降、転入者数が減少しました。令和 5 年は前年に比べ増加しています。

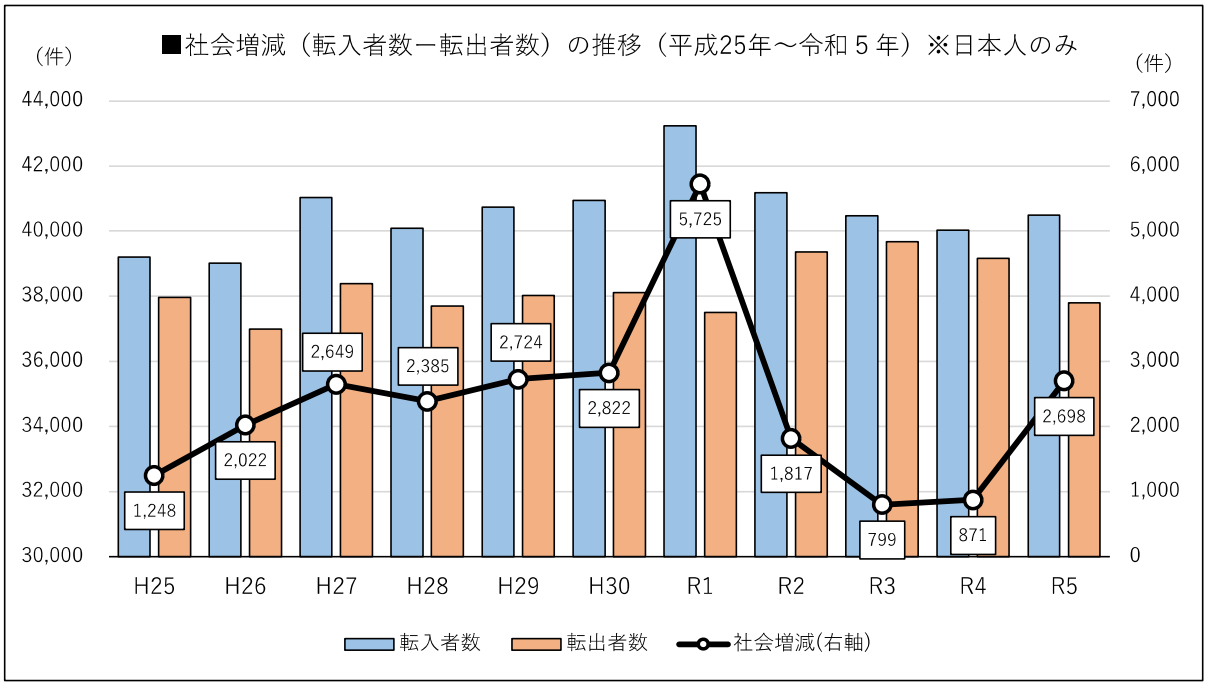

（出典）総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成

2　練馬区の人口の特徴

（1）　周辺自治体との比較　～年齢構成比で見てみると～

練馬区と周辺自治体の人口を年齢三区分別の構成比率で比較しています。区部平均と比較すると、年少人口比率が高い一方で、高齢者人口比率は若干高くなっています。

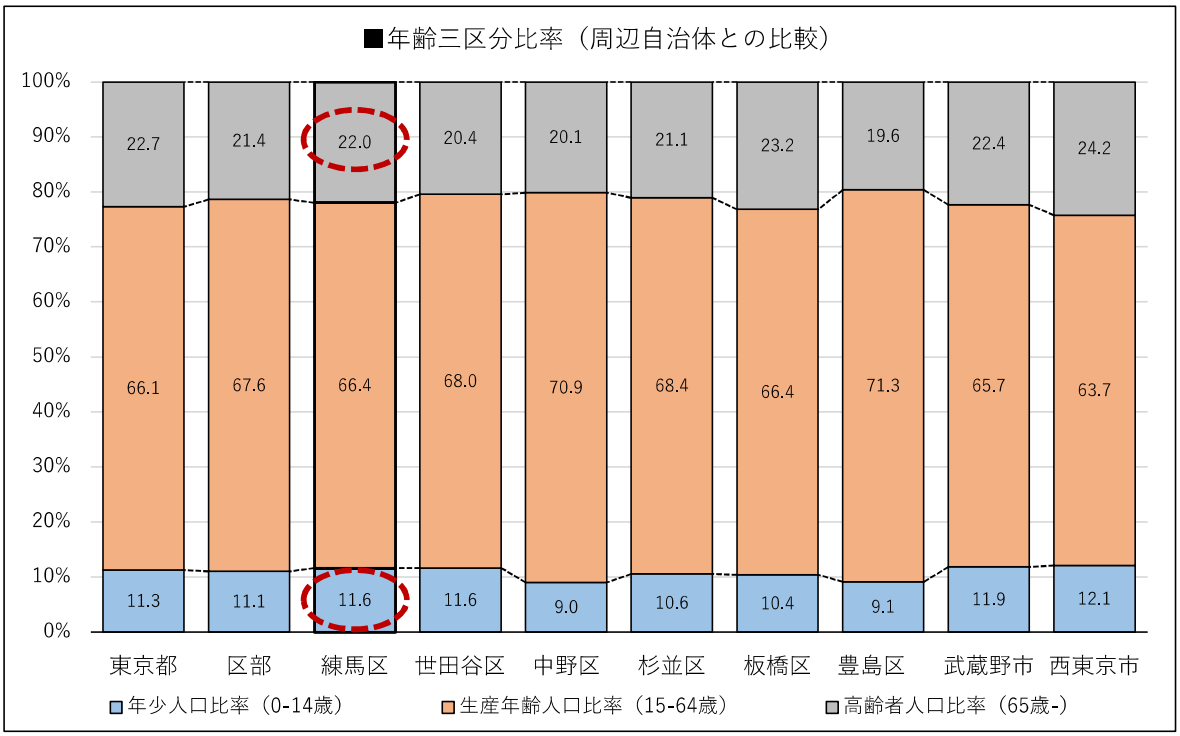

（出典）東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（令和５年１月）」より作成

（2）　周辺自治体との比較　～「子育て世帯」が多い～

総世帯に占める「15 歳未満世帯員のいる世帯」の比率でみると、14.8%と比較的高い値となっています。練馬区は子育て世帯の多い自治体と言えます。

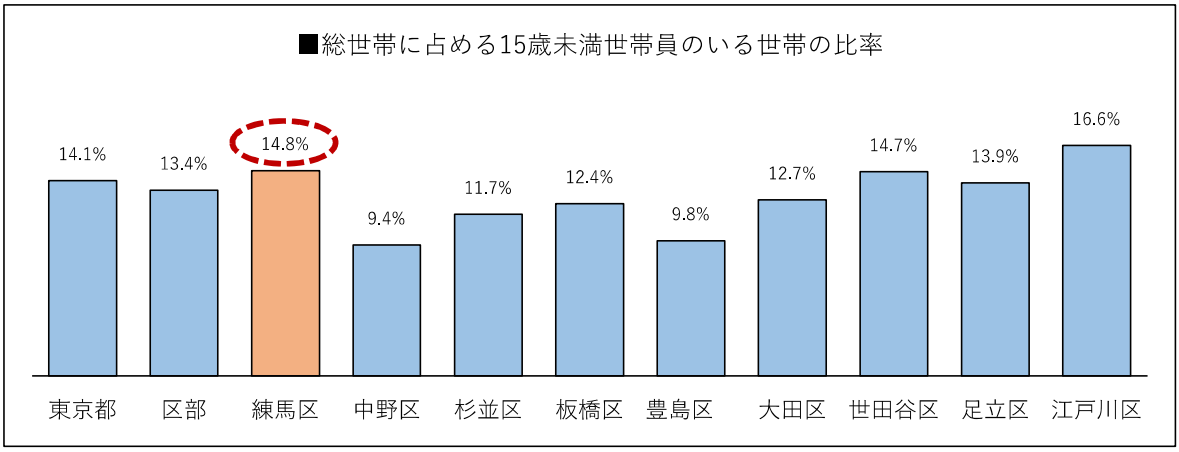

（出典）総務省「令和２年国勢調査」より作成

3　直近の人口動向

区の人口は、例年３・４ 月に進学・就職に伴う転入により人口が大きく増加する傾向にあります。令和３年はコロナ禍の影響を受け、３・４月のほか６月を除き人口減となりました。令和４・５年は令和３年と比較すると、回復の傾向が見られます。

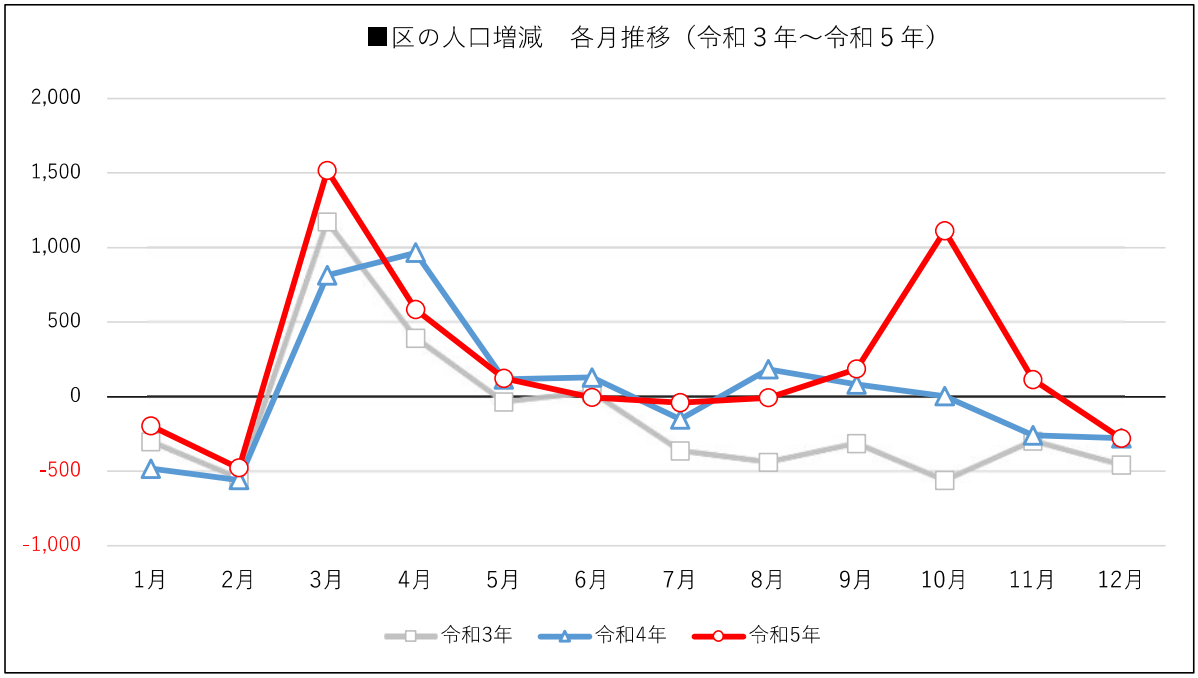

（出典）練馬区「住民基本台帳人口」より作成

コロナ禍の影響により、区の人口増を支えてきた区外からの転入超過数と外国人人口のいずれもが減少しました。

外国人人口は再び増加傾向となっています。令和３年以降減少が続いていた日本人人口については、令和５年は増加に転じていますが、増加数はコロナ禍前の水準まで戻っていません。

今後の人口動向を引き続き、注視していく必要があります。

4　練馬区の将来人口推計

今後の区の施策を考えるにあたって、人口の現状分析と合わせて重要となるのが、将来人口の推移です。区では、令和６年１月の住民基本台帳人口を基準人口とし、人口推計を行いました。

（１）　近年の傾向を踏まえた人口推計

①総人口の推移

総人口は、約 20 年後の令和 23 年に約 75.1 万人に達し、その後、減少に転じる見込みです。

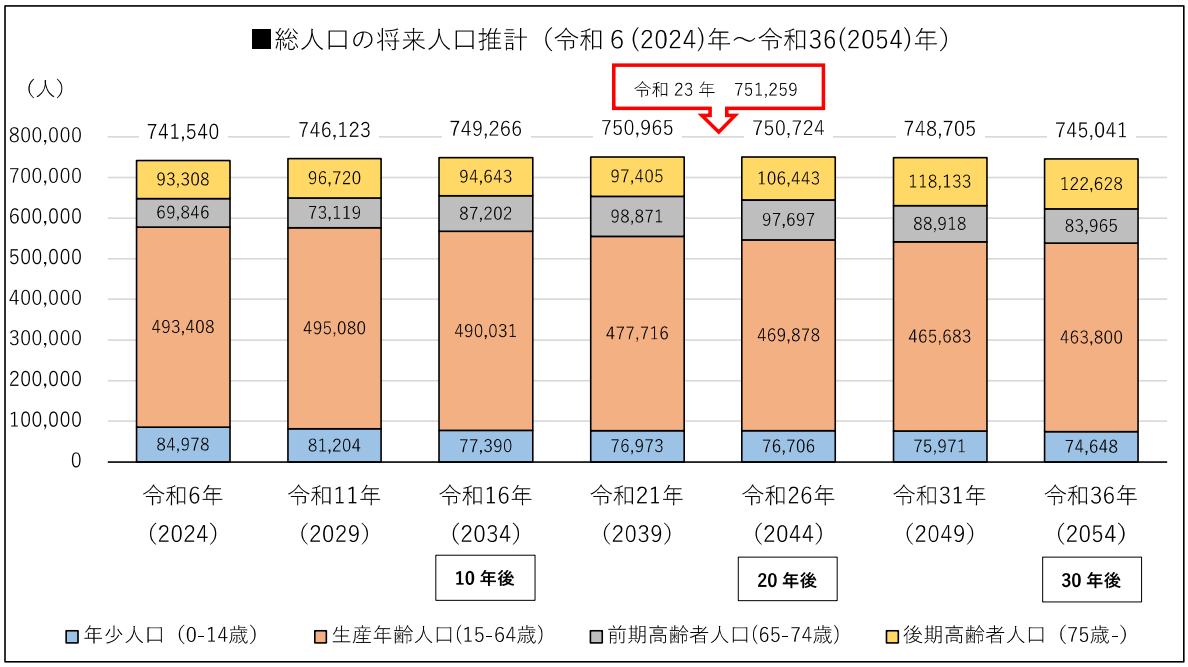

②総人口の年齢構成比の推移

人口推計を４つの年齢区分別の構成比で見てみると、年少人口比率、生産年齢人口比率が低下し、高齢者人口比率、後期高齢者人口比率が上昇していることが分かります。

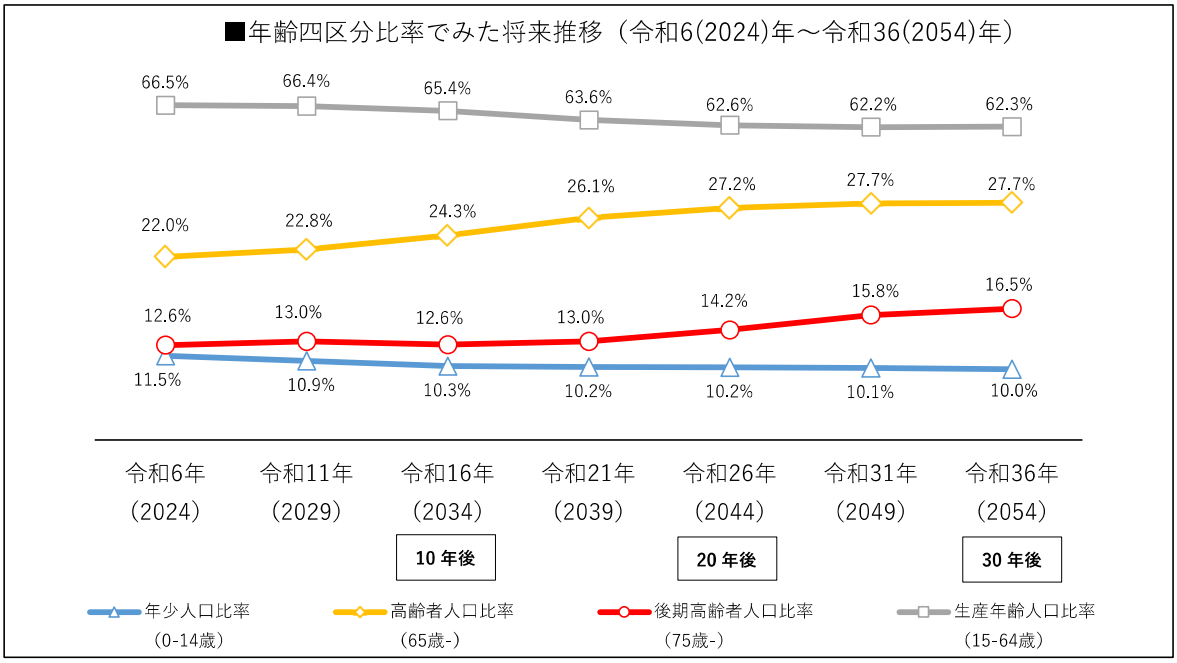

③総人口の推移（日本人・外国人別）

日本人の人口は、令和 9 年をピークに約 71.9 万人に達し、その後、減少に転じます。外国人の人口は、30 年後の令和 36 年に約 6.2 万人に達し、その後も増加していくことが予測されます。総人口は、令和 9 年から減少が見込まれる日本人人口を、外国人人口が補う形で令和 23 年まで増加を続け、その後は緩やかに減少していくことが予測されます。ただし、外国人の移動は、国の施策、社会情勢、景気動向、自然災害等により大きく変動するため推計値が上下にぶれる可能性があります。

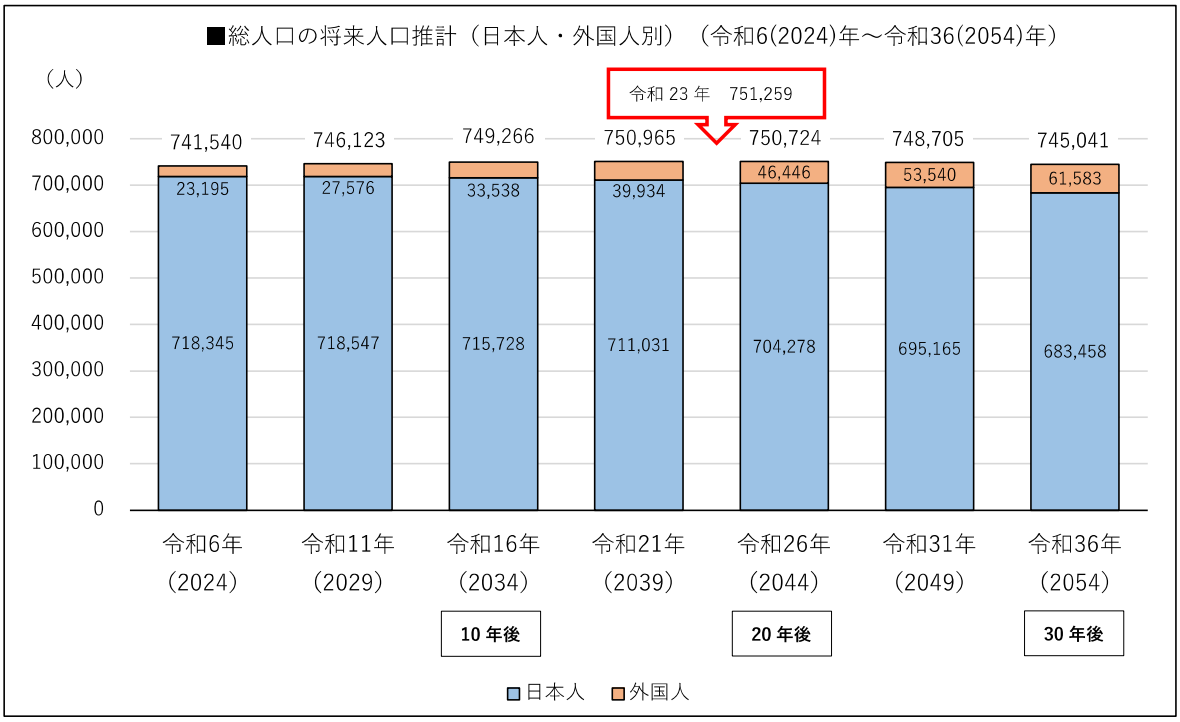

≪推計手法≫

人口推計については、コーホート要因法により行いました。コーホート要因法とは、出生・死亡・社会移動について、将来の仮定値を設定し、基準時点の人口から将来人口推計を行うことです。区では仮定値について下記の通り設定しました。

設定項目	設定内容
コーホートの単位	性・１歳階級別人口
基準人口	令和 6 年 1 月 1 日時点の住民基本台帳人口
生残率	令和 2 年都道府県生命表（東京都分）
社会移動率	令和元年～令和 5 年と令和 2 年～令和 6 年の 平均値（日本人・外国人別）
女性こども比 （出生）	令和元年～令和 6 年の 15～49 歳までの 女性人口に対する 0 歳人口比率（日本人・外国人別）
0 歳児性比	令和元年～令和 6 年の 0 歳児人口の 男女比率（日本人・外国人別）

（２）大江戸線延伸を考慮した人口推計

①延伸地域における人口増加の試算

大江戸線の延伸は、鉄道空白地域を改善し、区が更に発展するために欠かせない事業です。延伸地域は、区内の他の地域と比べると建物の利用容積率などが低く、空地等も多い状況です。

こうした地域が、大江戸線の延伸によって、類似する区内の地域と同水準の土地利用が図られることにより、人口の増加が見込まれます。

事業予定者である東京都は、令和５年３月に庁内検討プロジェクトチームを設置し、検討を進めています。今後の区の施策の検討にあたっては、大江戸線の延伸によって見込まれる中長期的な人口増加の影響を考慮する必要があります。区において、下記方法により延伸地域における人口増加の試算を行った結果、延伸地域では、約２.1 万人増加する試算結果が出ました。

≪試算方法の概要≫

① 大江戸線延伸地域を「終着駅周辺地域」、「中間駅周辺地域」、「その他延伸地域」の３つの地域に区分する。これらの地域が、区内の他の駅周辺地域等（モデル地域）と同水準の土地利用が図られると想定する。

地域区分とモデル地域

地域区分	町丁目	モデル地域
終着駅周辺地域 (仮称)大泉学園町駅	大泉学園町４～７丁目	大泉学園駅および石神井公園駅周辺
中間駅周辺地域 (仮称)大泉町駅 (仮称)土支田駅	大泉町３丁目、高松６丁目、土支田１・２丁目	区内の 11 駅周辺地域（練馬高野台駅など）
その他延伸地域	大泉町１・２、４～６丁目、大泉学園町１～３、８・９丁目、西大泉 4 丁目、土支田３・４丁目、三原台２丁目、谷原３・４・６丁目	上記および練馬駅等周辺を除く地域

大江戸線延伸地域（今回の試算対象区域）とモデル地域

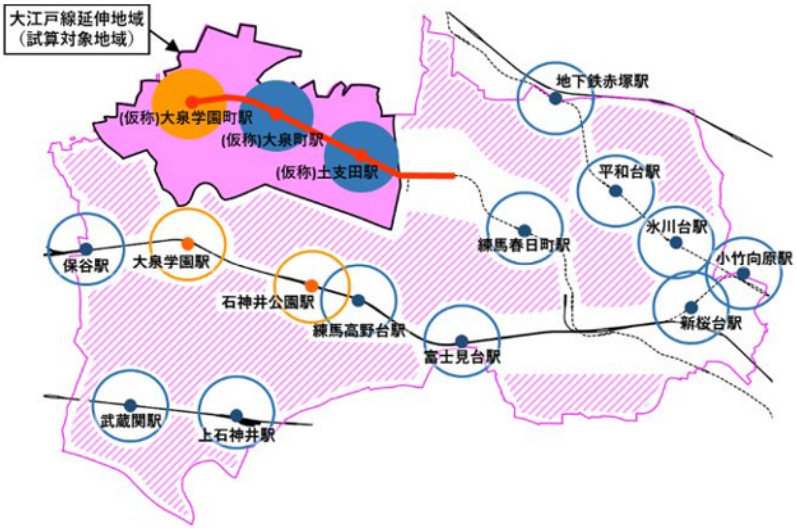

② 以下の３ケースを考慮し、延伸地域の増加人数を用途地域※別に算出する。
（「練馬区の土地利用（平成 31 年 3 月）」のデータを活用）

- 延伸地域のまちづくりによる人口増
  延伸地域における用途地域の変更と道路整備に伴う宅地面積の変化分を考慮し、モデル地域の利用容積率と延床当たり人口密度を用いて、増加人口を算出。
- 土地利用の高度化による人口増
  モデル地域の利用容積率と延床当たり人口密度を用いて、増加人口を算出。
- 農地・空地から宅地への土地利用転換による人口増
  延伸地域の農地・空地率がモデル地域の農地・空地率が低い場合、その差分が宅地へ転換すると仮定し、増加人口を算出。

③ 試算の結果、「終着駅隣接地域」は約 0.2 万人、「中間駅隣接地域」は約 0.5 万人、「その他の延伸地域」は 1.4 万人増加し、合計約 2.1 万人増加する可能性があると推計した。

※用途地域…都市計画法の地域地区のひとつで、建築物の用途の無秩序な混在を防ぎ、合理的な都市機能の維持・増進を図ることを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など 13 種類があり、区では、9 種類を指定している。

②大江戸線延伸を考慮した人口推計の試算方法

①の延伸地域における人口増加の試算結果を踏まえ、区において下記のように前提条件を設定し、大江戸線延伸を考慮した人口推計を行いました。

≪試算方法≫

年次	前提条件
令和８～17 年の推計	・P113 の延伸地域における人口増加の試算結果、約 2.1 万人を使用。 ・令和７年度から大江戸線延伸の事業化に向けた手続き※が進められるとして、令和８年～令和 17 年の 10 年間で約 2.1 万人が増加すると仮定。 ・約 2.1 万人を 10 年間で等分し、近年の傾向を踏まえた人口推計の値に加算して算出。 ・10 年間の増加人口については、自然動態（出生・死亡）の影響は考慮し、社会移動（転出）はないものと仮定。 ・増加人口の年齢、男女比、日本人・外国人比については、近年の練馬区への転入者の傾向を踏まえて仮定。 ※開業時期は鉄道事業者が決定します。事業予定者の東京都は事業化の課題と解決策を検討しています。現時点で開業時期は示されていません。
令和 18～22 年の推計	・令和８年～令和 17 年の人口増加がその後の社会移動や自然動態（出生）に影響を与えると想定。令和 12 年～令和 17 年の社会移動率・女性こども比（出生率）が、令和 18 年～令和 22 年の５年かけて、P111 の近年の傾向を踏まえた人口推計の設定値に戻ると仮定し推計。
令和 23 年以降の推計	・P111 の近年の傾向を踏まえた人口推計と同様の設定値（社会移動率・女性こども比（出生率）等）で推計。

③総人口の推移

大江戸線延伸を考慮した人口推計では、総人口が、約 25 年後の令和 30 年に約 78.1 万人に達し、その後、減少に転じる見込みです。

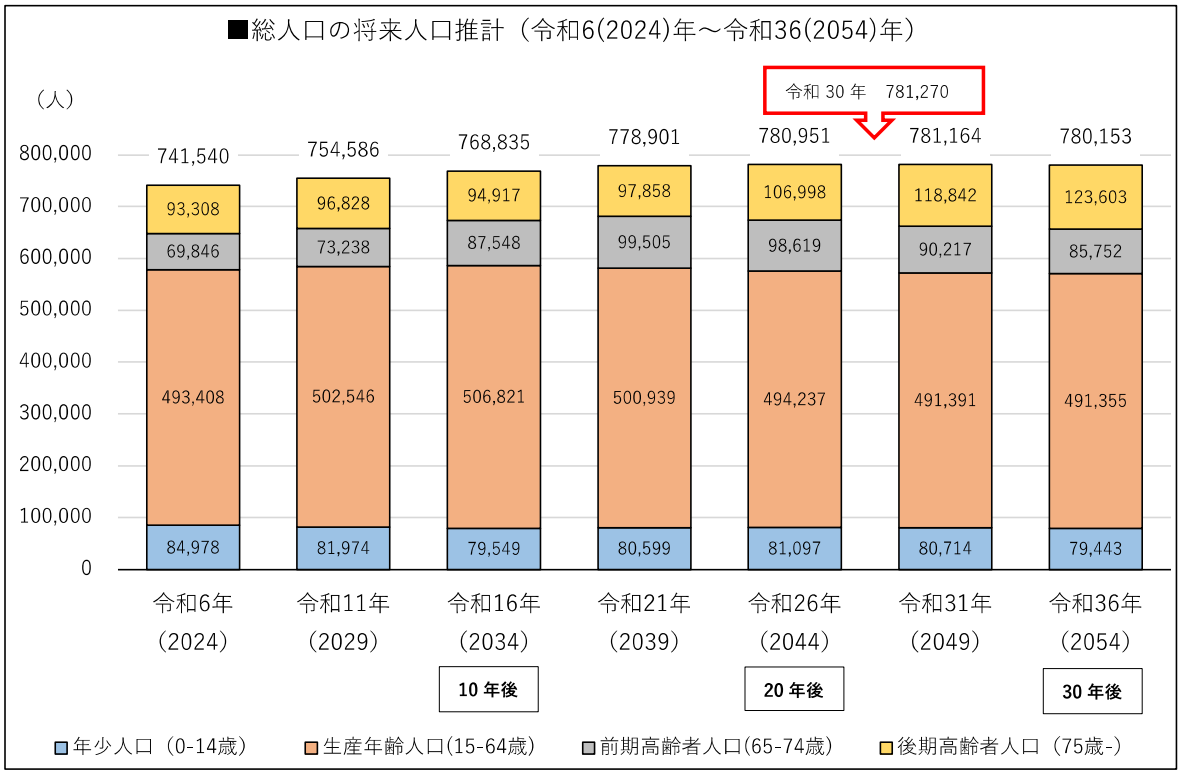

④総人口の年齢構成比の推移

大江戸線延伸を考慮した人口推計を、4 つの年齢区分別の構成比で見てみると、年少人口比率、生産年齢人口比率が低下し、高齢者人口比率、後期高齢者人口比率が上昇していることが分かります。

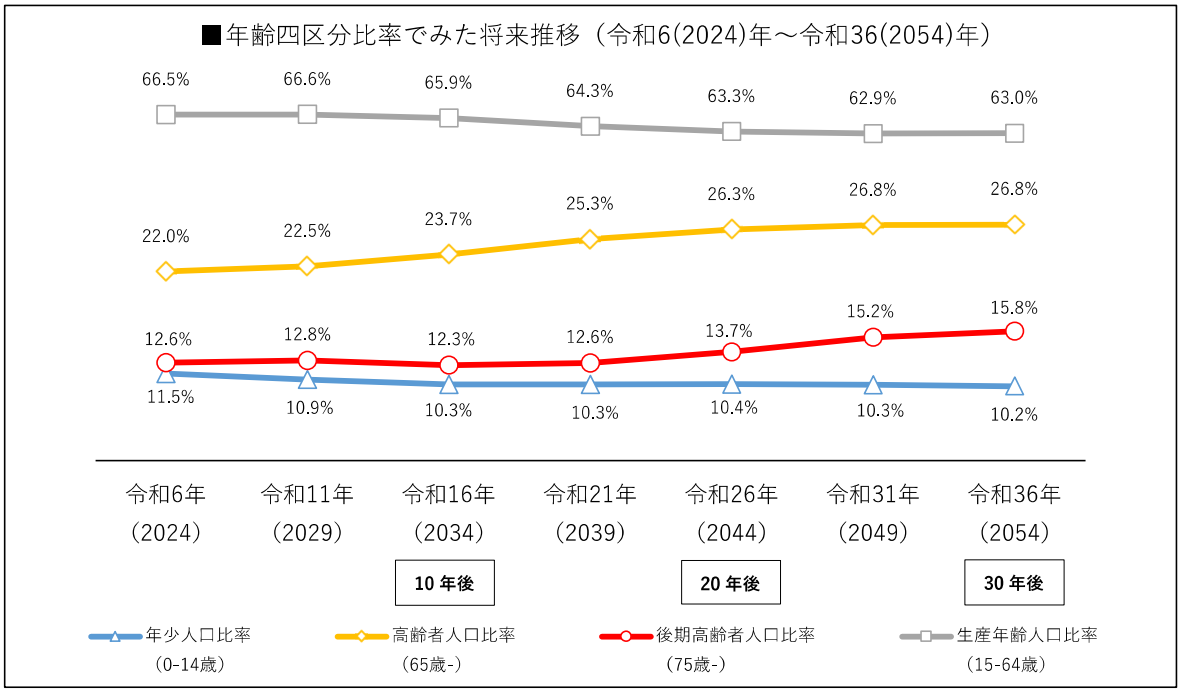

⑤総人口の推移（日本人・外国人別）

大江戸線延伸を考慮した人口推計では、日本人の人口が、約 15 年後の令和 20 年をピークに約 73.5 万人に達し、その後、減少に転じます。外国人の人口が、30 年後の令和 36 年に約 6.8 万人に達し、その後も増加していくことが予測されます。

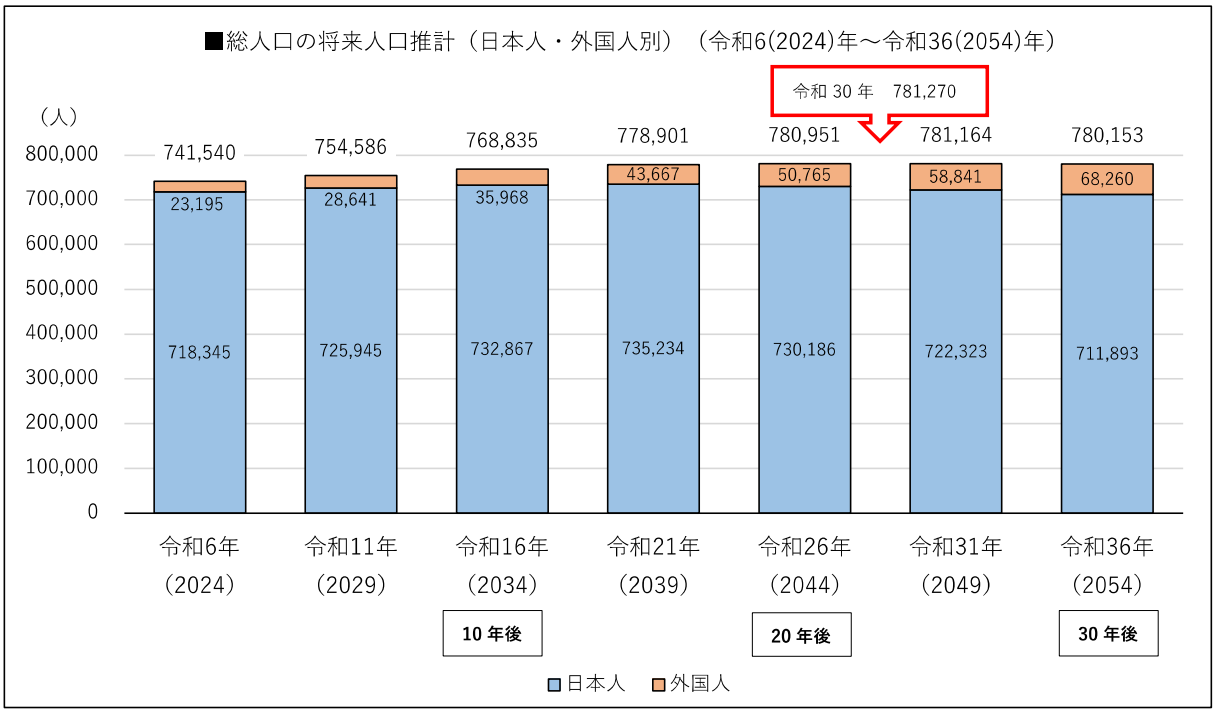

⑥近年の傾向を踏まえた人口推計と大江戸線延伸を考慮した人口推計の比較

近年の傾向を踏まえた人口推計では、令和 23 年をピークに約 75.1 万人に達すると予測されます。一方、大江戸線延伸を考慮した人口推計では、令和 30 年をピークに約 78.1 万人に達すると、予測され、その差は約 3 万人となっています。

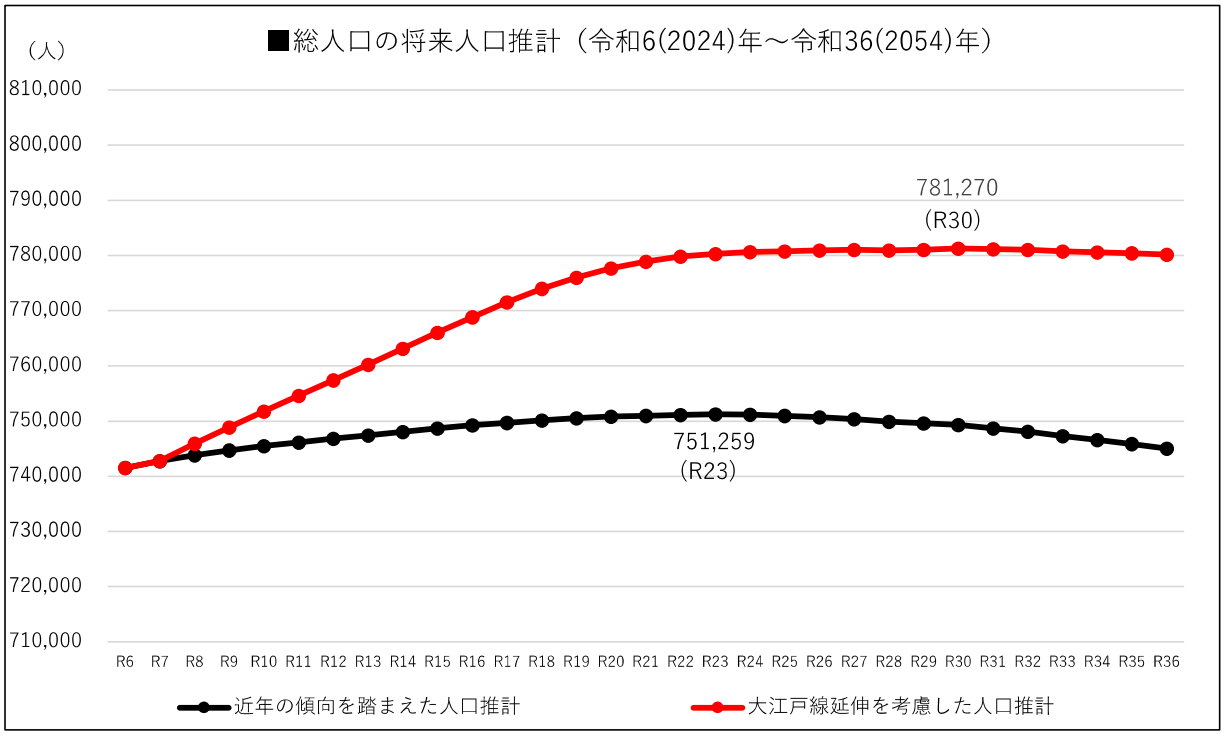

2　財政状況

1　日本経済の情勢

（1）　経済

新型コロナの急速な感染拡大により、令和２年度の国内総生産（GDP）の対前年度成長率は、マイナス 4.1%と落ち込した。令和３年度以降、景気は持ち直しの動きが続き、令和５年度は1.6%が見込まれますが、物価上昇が続き、経済の先行きは不透明感が増しています。

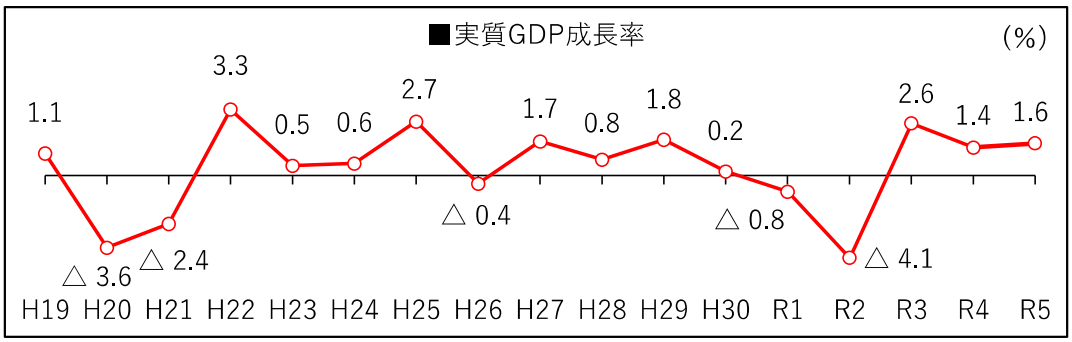

（出典）令和４年度まで「内閣府国民経済計算」
令和５年度は「令和６年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和６年１月 26 日公表）」

（2）　国の財政状況

国の普通国債残高は累増し、債務残高の対 GDP 比は先進諸国で最悪の水準が見込まれます。

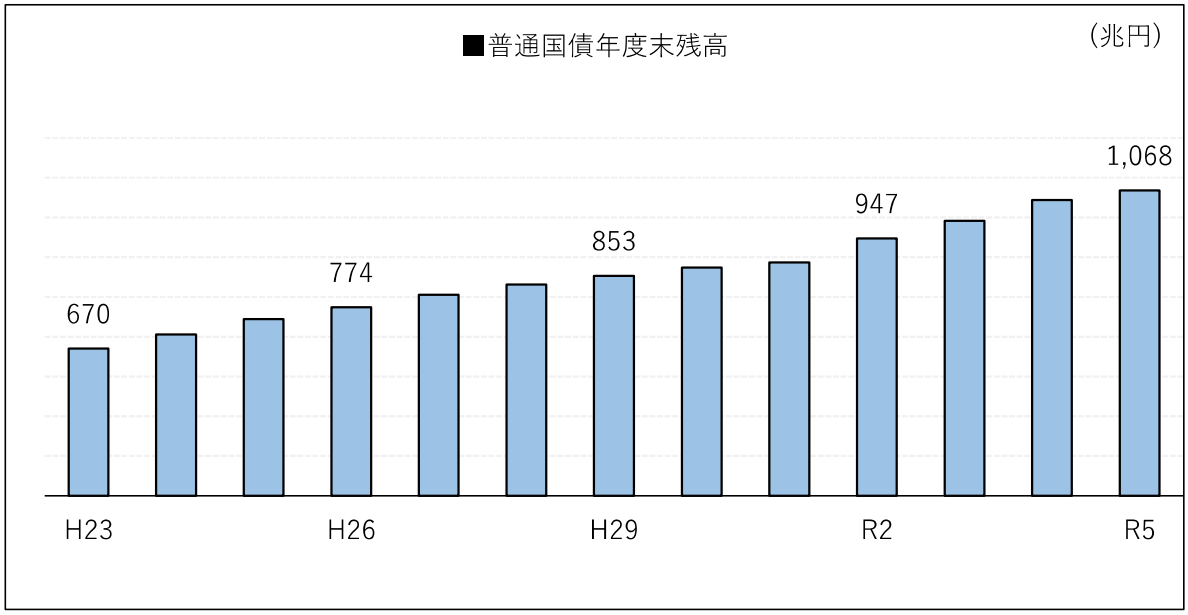

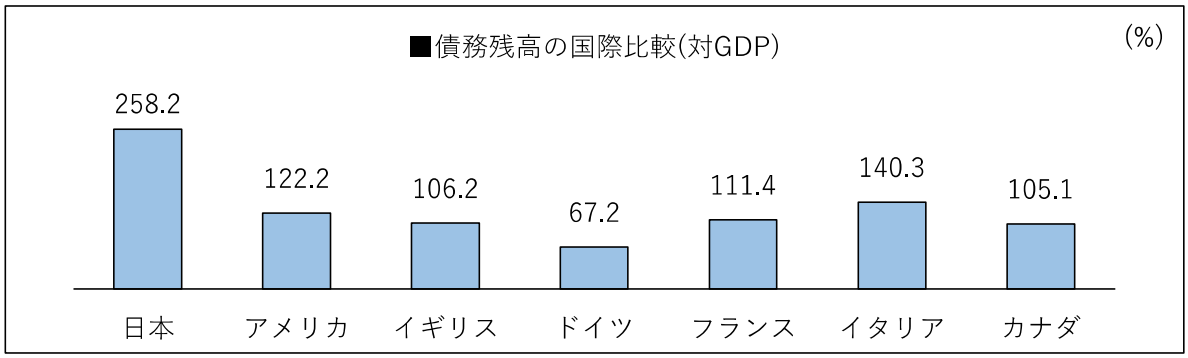

いずれも(出典)「日本の財政関係資料（令和５年４月財務省）」より作成

2　区財政の状況

（1）　歳入の状況

①　歳入構造

区の歳入の５割以上は、景気動向の影響を受けやすい特別区財政調整交付金と特別区税が占めています。

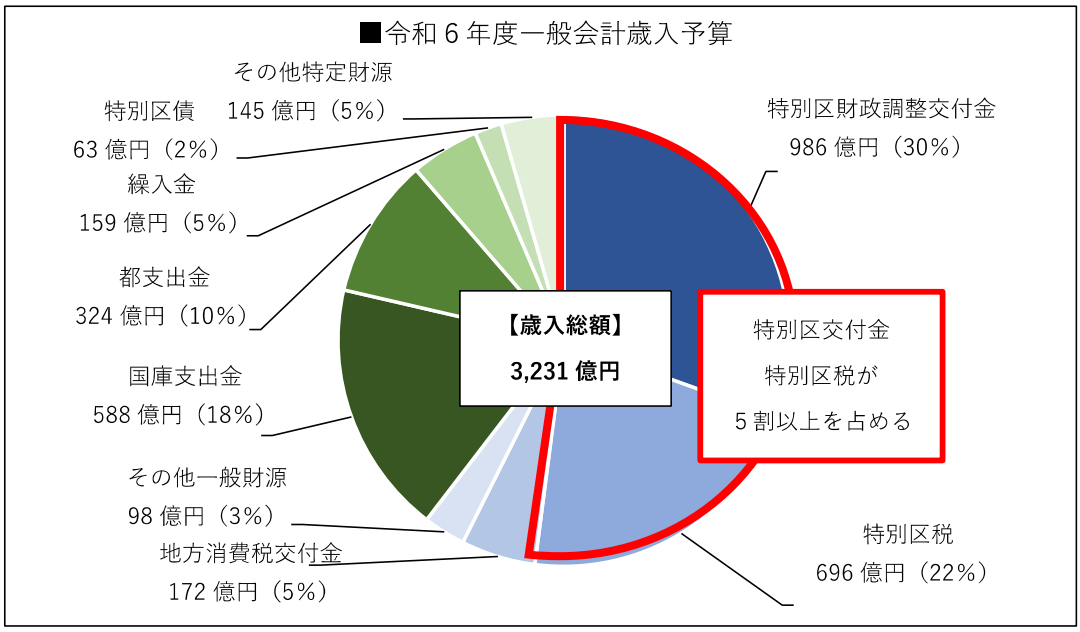

②　歳入一般財源の推移

区の歳入の５割以上は、景気動向の影響を受けやすい特別区財政調整交付金と特別区税が占めています。区の歳入一般財源は、令和２年度はコロナ禍の影響で減少したものの、令和３・４年度は増加傾向です。法人税収が堅調に推移したことなどによる、特別区財政調整交付金の増収が主な要因です（令和４年度は、対前年度 81 億円増）。

経済の先行きは不透明さを増しています。交付金は景気動向の影響を受けやすく、今後も同様の傾向が続くかは不明です。

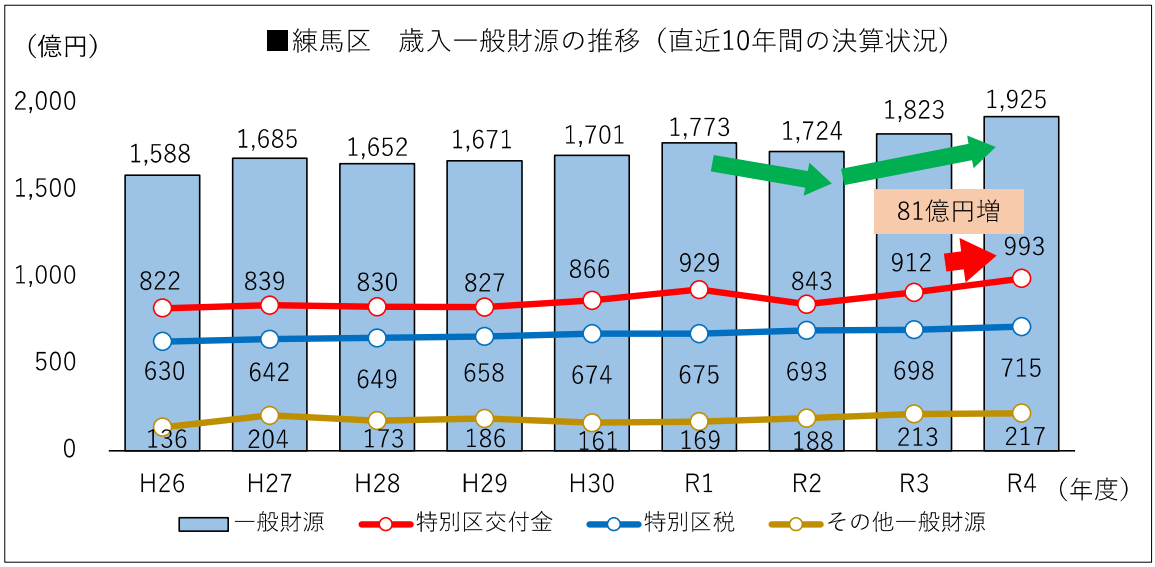

③ 不合理な税制改正の影響

国は税収偏在を名目に、特別区からの財源の収奪を繰り返しています。練馬区は、特別区長会や東京都と力を合わせ、率先して、国に制度の廃止を含めた抜本的な見直しを求めています。

不合理な税制改正の影響より、法人住民税の一部国税化に伴う特別区財政調整交付金の減収が見込まれています。また、ふるさと納税制度の影響により、特別区民税の減収が年々拡大しています。令和５年度は 44.5 億円の減収が見込まれています。

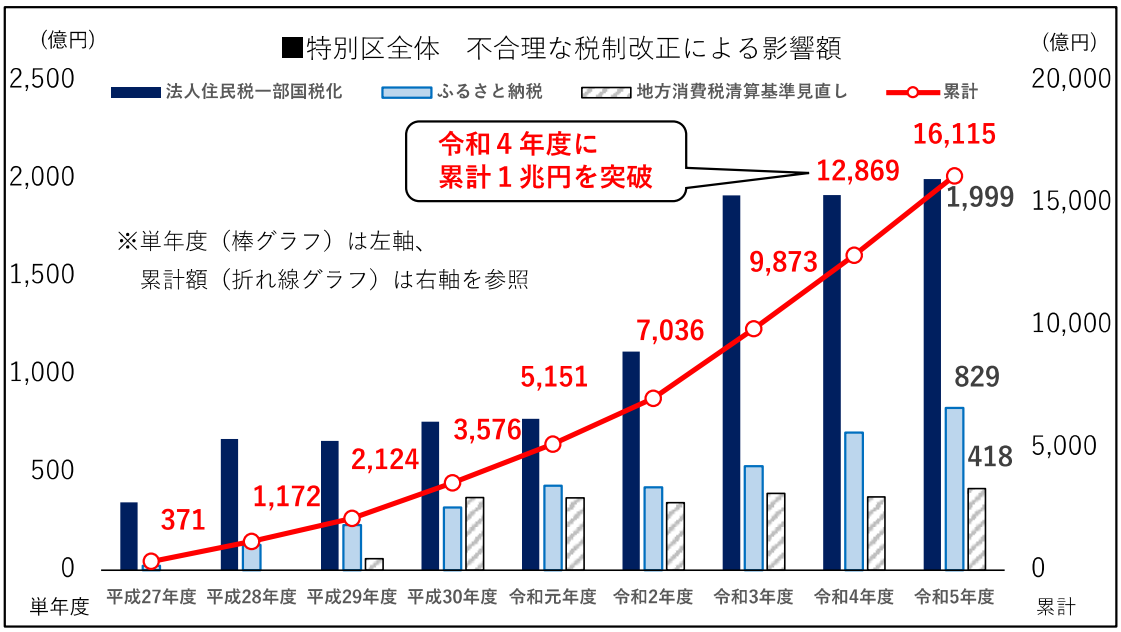

(出典)「不合理な税制改正等に対する特別区の主張（令和５年度版）（令和５年 10 月特別区長会）」

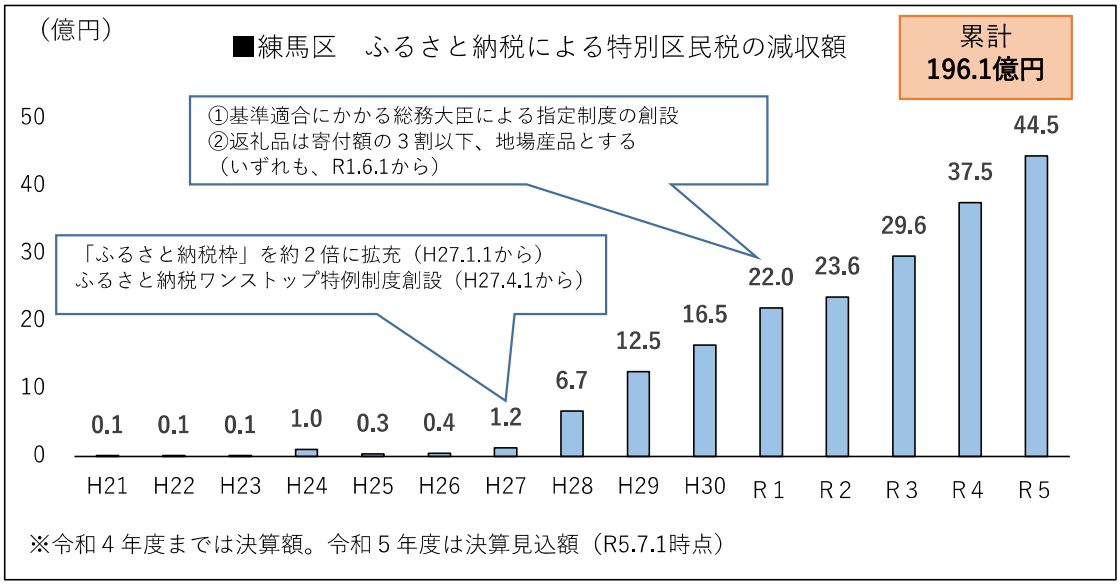

（2） 歳出の状況

① 歳出構造

目的別においては、福祉や子どもに関する保健福祉費、こども家庭費、教育費の合計が全体の約３分の２を占めています。

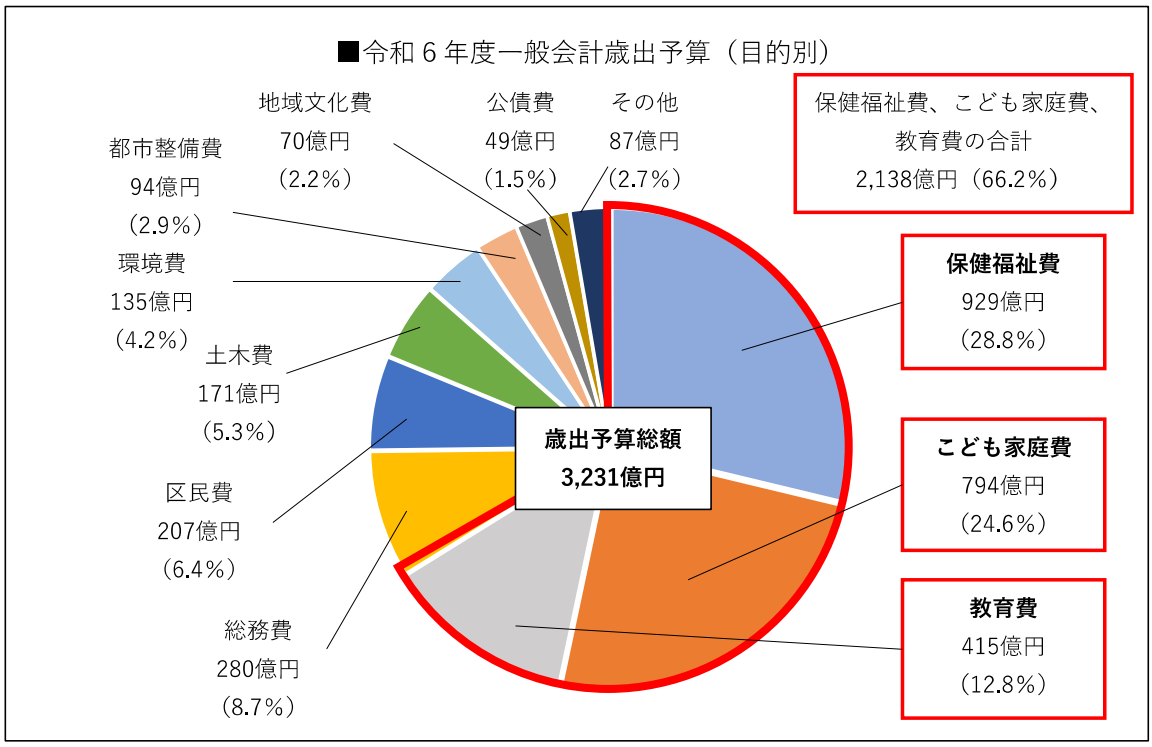

性質別においては、区の裁量で削減が困難な義務的経費が約５割であり、このうち大半を扶助費が占めています。

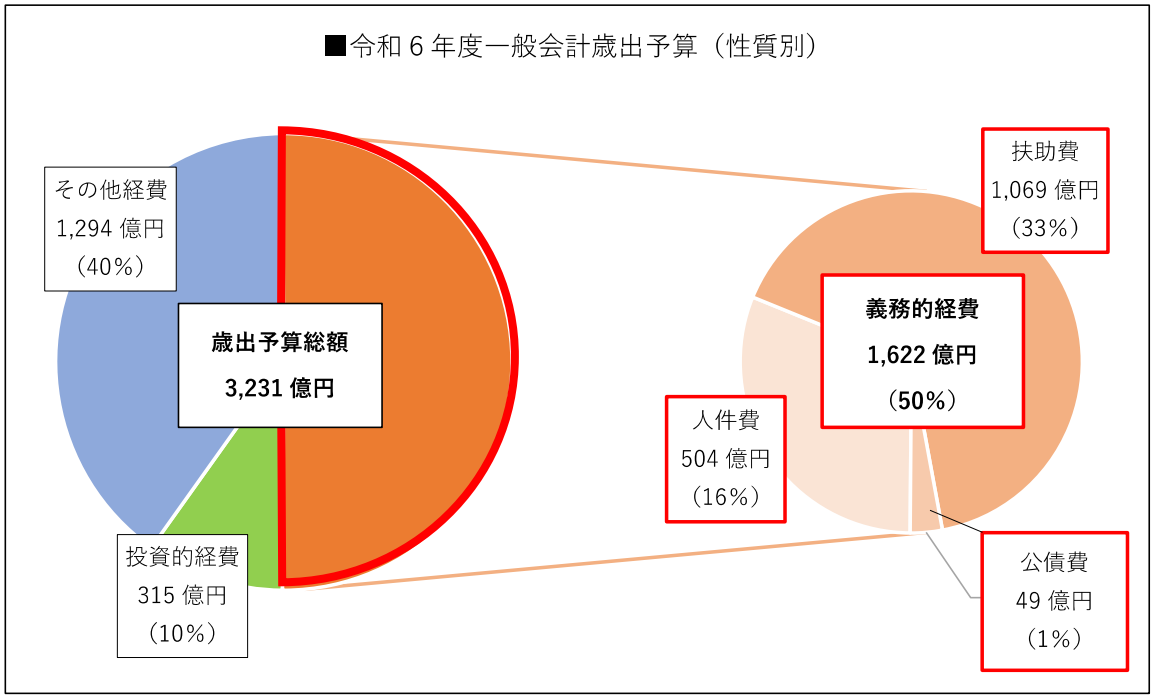

② 社会保障関係費の増加

保育関係費を中心とする、主な社会保障関係費は、10 年間余で倍増しています。
今後も、少子化対策や高齢化の進行などによる増加が見込まれます。

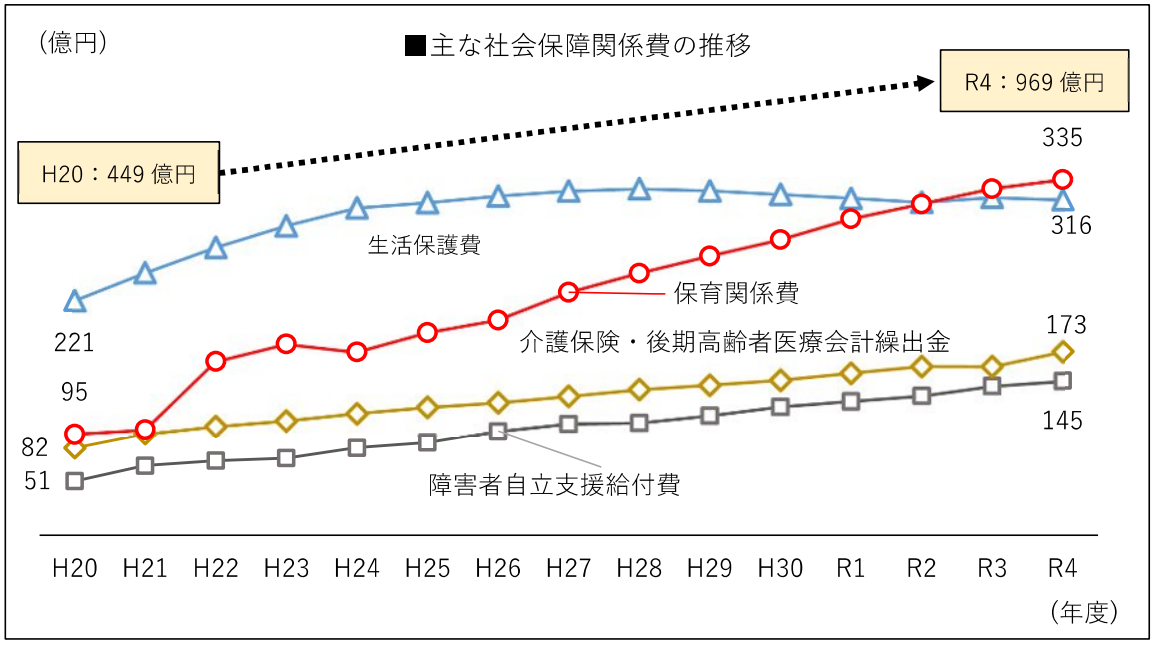

③ 老朽化が進む公共施設への対応経費の増加

老朽化した区立施設が一斉に更新時期を迎えており、改修・改築経費の更なる増加が見込まれます。さらに、建築コストの上昇による経費の増加も見込まれます。

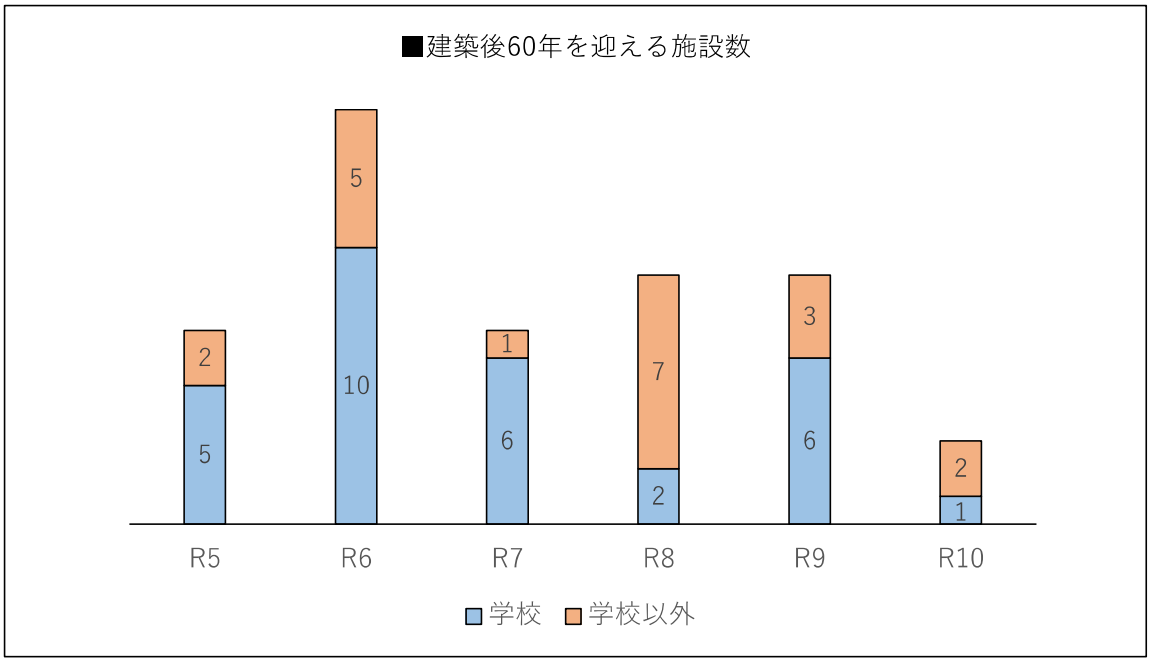

参　考

施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図

施策の柱	施　策	関連する戦略計画
1　子どもたちの笑顔輝くまち	11　子どもの教育・保育の充実	計画１
	12　子どもと子育て家庭の支援の充実	計画２
	13　子どもの居場所と成長環境の充実	計画３
	14　教育の質の向上	計画４
	15　家庭や地域と連携した教育の推進	
	16　支援が必要な子どもたちへの取組の充実	
2　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち	21　高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり	計画５
	22　介護施設の整備と介護人材の確保	
	23　元気高齢者の社会参加・介護予防の推進	計画６
3　安心を支える福祉と医療のまち	31　障害者の地域生活を支える	計画７
	32　生活の安定に向けた自立の応援	計画８
	33　地域福祉の推進	計画９
	34　医療環境の充実	計画10
	35　健康づくりの推進	計画11

【関連する主な個別計画】
- 練馬区教育・子育て大綱
- 子ども・子育て支援事業計画
- 教育振興基本計画
- 学校施設管理基本計画

【関連する主な個別計画】
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【関連する主な個別計画】
- 国民健康保険データヘルス計画
- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- 地域福祉計画
- 健康づくりサポートプラン
- 自殺対策計画

※　複数の施策に関連する戦略計画は、最も関連性の高い施策に対応して表示しています。
　　戦略計画の表示がない施策も、戦略計画に関連事業があります。

施策の柱	施　策	関連する戦略計画
4　安全・快適、みどりあふれるまち	41　災害に強い安全なまちづくり	計画12
	42　地域防災力の向上	
	43　安全・安心な地域づくり	
	44　鉄道・道路など交通インフラの整備	計画13・14
	45　地域生活を支える駅周辺のまちづくり	計画15
	46　みどりの保全と創出	計画16
	47　脱炭素社会の実現	計画17
	48　ごみの発生抑制とリサイクルの推進	
	49　住まい確保のサポート	計画5　計画15
5　いきいきと心豊かに暮らせるまち	51　企業活動の活性化に向けた支援の充実	計画18
	52　魅力ある商店街づくり	
	53　都市農業の振興と都市農地の保全	計画19
	54　文化・生涯学習・スポーツの振興	計画20・21
	55　練馬の魅力づくりと練馬ならではの観光の推進	
	56　平和と人権の尊重、男女共同参画の推進	
6　区民とともに区政を進める	61　地域コミュニティの活性化と協働の推進	計画22
	62　多文化共生、国際・都市交流の推進	
	63　区政改革の推進	計画23

【関連する主な個別計画】
- 都市計画マスタープラン
- 地域防災計画
- 耐震改修促進計画
- 国土強靭化地域計画
- 総合治水計画
- 都市交通マスタープラン
- 公共交通空白地域改善計画
- 景観計画
- 自転車利用総合計画
- 無電柱化推進計画
- みどりの総合計画
- 環境基本計画
- 一般廃棄物処理基本計画
- 空き家等対策計画
- 住宅マスタープラン

【関連する主な個別計画】
- 産業振興ビジョン
- 男女共同参画計画

【関連する主な個別計画】
- 区政改革計画
- 公共施設等総合管理計画
- 人事・人材育成改革プラン
- 取組体制強化プラン
- 職員定数管理計画

参　考

第３次みどりの風吹くまちビジョンとＳＤＧｓ

ＳＤＧｓとは、平成27年（2015年）９月の国連サミットで採択された「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略であり、令和12（2030）年を年限とする国際目標です。ＳＤＧｓは、持続可能な世界を実現するための17 のゴールから構成され、先進国を含む全ての国々の共通目標となっています。

国は、地方自治体に対し、ＳＤＧｓを原動力とした地方創生の推進を求めており、区は、第３次ビジョンを中心にあらゆる施策を通して取り組んでいます。

ＳＤＧｓに掲げる１７のゴール

１　貧困をなくそう
　あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

２　飢餓をゼロに
　飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

３　すべての人に健康と福祉を
　あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

４　質の高い教育をみんなに
　すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

５　ジェンダー平等を実現しよう
　ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。

６　安全な水とトイレを世界中に
　すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

７　エネルギーをみんなにそしてクリーンに
　すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

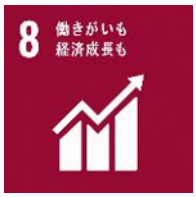

８　働きがいも経済成長も
　包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。

９　産業と技術革新の基盤をつくろう
　強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

10　人や国の不平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する。

11　住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

12　つくる責任つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する。

13　気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

14　海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

15　陸の豊かさも守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

16　平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

17　パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第３次みどりの風吹くまちビジョンにおける戦略計画とＳＤＧｓのゴール

施策の柱および戦略計画	特に関連する ＳＤＧｓのゴール
施策の柱１	
戦略計画１　子育てのかたちを選択できる社会の実現	3,4,5
戦略計画２　子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実	1,3,5
戦略計画３　学齢期の子どもや若者の居場所の充実	1,3,5
戦略計画４　夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成	1,3,4
施策の柱２　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち	
戦略計画５　高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進	3
戦略計画６　元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進	3,8
施策の柱３　安心を支える福祉と医療のまち	
戦略計画７　障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備	3,8
戦略計画８　ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援	1,3,4,5
戦略計画９　民間ならではの多様な活動と連携した地域福祉の推進	3
戦略計画10　安心して医療が受けられる体制の整備	3
戦略計画11　身体とこころの健康づくりを応援	3
施策の柱４　安全・快適、みどりあふれるまち	
戦略計画12　地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」	9,11,13
戦略計画13　みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備	9,11
戦略計画14　人々の移動を支える交通体系の構築	11
戦略計画15　快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進	9,11
戦略計画16　練馬のみどりを未来へつなぐ	11,13,15
戦略計画17　脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開	7,9,12,13,14,15
施策の柱５　いきいきと心豊かに暮らせるまち	
戦略計画18　意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり	8,9
戦略計画19　生きた農と共存するまち練馬	11,13,15
戦略計画20　みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち	4
戦略計画21　みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち	3
施策の柱６　区民とともに区政を進める	
戦略計画22　地域コミュニティの活性化と区民協働の推進	17
戦略計画23　ＤＸで区民と区政を直につなぐ	9,17

第３次みどりの風吹くまちビジョン　用語解説

頁	用語	説明
あ行		
60	ICT支援員	学校における教員のICT活用（授業、校務、教員研修等）を支援する人員です。ICTを活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行います。
12	医療的ケア児支援法（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）	医療的ケア児とは、日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童のことをいいます。医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加していることから、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっています。 医療的ケア児支援法は、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として制定された法律です。
75,76	雨水貯留浸透施設	雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる機能を有する施設をいいます。 都市化により低下した流域の雨水流出抑制機能を回復させるもので、貯留槽・貯留管や調整池などの「雨水貯留施設」と、浸透ます、透水性舗装などの「雨水浸透施設」に大別されます。
68,88	AIチャットボット	対話を意味する「チャット」と「ロボット」を組み合わせた造語で、AI（人工知能）を活用した「自動会話プログラム」のことです。 パソコンやスマートフォンなどで質問を入力すると、24時間365日、必要な情報を自動的に回答します。
56	親子入所型ショートステイ	子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子が一緒に入所できるショートステイ事業のことをいいます。
か行		
40,62	介護医療院	主に長期にわたって療養が必要である要介護者を対象とした日常的な医療の機能と生活の場としての機能を兼ね備えた施設です。医学的な管理のもとで介護、機能訓練、その他日常生活上の支援を受けられます。
16	回復期機能・ 慢性期機能	【回復期機能】 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療や、リハビリテーションを提供する機能です。 【慢性期機能】 長期間の療養が必要な患者の治療を行う機能です。

頁	用語	説明
14	看護小規模多機能型居宅介護	利用者（要介護のみ）の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスに加え、看護職員に自宅に来てもらう「訪問看護」を組み合わせたサービスが一体的に受けられます。
76,77	感震ブレーカー	設定された地震の揺れ以上の揺れを感知した時に、自動的に電気を遮断する器具です。 自宅に不在の時や、ブレーカーを切って避難する余裕がない時に、通電火災を防ぐため有効な機器です。
14,39,40,63,64,101	高齢者みんな健康プロジェクト	医療・健診・介護などのデータを横断的に活用し、訪問や介護予防教室により高齢者の健康を総合的に支援する事業です。
さ行		
56	産後ケア事業	産後１年未満のお母さんと赤ちゃんが、健康状態の確認や乳房ケア、母乳やミルクのあげ方についてのアドバイス、沐浴の練習、育児相談などを受けることができる事業です。 助産師さんのいる施設での宿泊（母子ショートステイ）や通所（母子デイケア）、ご自宅に訪問してもらう産後ケア訪問があります。
16,41,71,74	三次救急	救急医療体制は、都道府県が作成する医療計画に基づき、患者の症状に応じて初期（一次）救急、二次救急、三次救急の三段階に分けられています。 【初期（一次）救急】 入院を必要としない軽症の患者に対応する救急医療です。 【二次救急】 入院治療を必要とする中等症および重症の患者に対応する救急医療です。 【三次救急】 生命の危機が切迫している重症および複数の診療科領域にわたる全ての救急患者に対応する救急医療です。
83,84	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、駅前をはじめとする市街地内の土地利用の細分化や防災上危険性の高い建物の密集、十分な公共施設がないなどの都市機能の低下がみられる地域において、建物の共同化や公共施設整備を行うことで、活力ある豊かなまちづくりを推進する事業です。
58	就労支援プログラム	引きこもり状態等にある方を対象に、居場所の提供の他、相談や就労に必要な技能講座、就労体験や、保護者に対するセミナー等を実施する事業です。

頁	用語	説明
76,77	スタンドパイプ	道路上にある消火栓や排水栓に差し込み、ホースをつなぎ消火を行える消火資器材です。軽量で操作も簡単、消防車が進入できない道路の狭い地域や木造住宅密集地域でも近くの消火栓等を使って消火活動ができます。
19,91,92	世界都市農業サミット	世界都市農業サミットは、練馬の都市農業の魅力と可能性を世界に発信し、参加都市が相互に学び、更に都市農業を発展させていくために令和元年11月29日から12月1日まで開催したものです。都市農業について積極的な取組を行っているニューヨーク、ロンドン、ジャカルタ、ソウル、トロントの５都市から農業者や研究者、行政担当者が参加する分科会・シンポジウムを開催し、最後に「世界都市農業サミット宣言」を発表しました。
91,92	全国都市農業フェスティバル	全国都市農業フェスティバルは、都市農業の意義を再確認するとともに、都市生活に新たな豊かさをもたらす都市農業の魅力と可能性を、全国に発信するために令和５年11月19日に開催したものです。 国分寺市、松戸市、名古屋市、京都市の招聘都市４都市をはじめ、全国から24の自治体に参加頂きました。
た行		
66	地域生活支援拠点	地域の障害者に対する相談や緊急時の受入れ・対応等を行う支援拠点です。地域生活支援拠点は、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供や地域の体制づくり等の機能をグループホーム等と一体的に行う「多機能拠点整備型」と、地域における複数の機関が機能分担する「面的整備型」があります。
13,14,39,40,61,62,70	地域包括支援センター	保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携をとりながら、住みなれた地域で安心して暮らしていけるように、介護だけではなく、福祉・健康・医療など、さまざまな分野から総合的に高齢者とその家族の生活を支える地域の窓口です。
44,83,84	地区計画	都市計画法に基づき、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境の各街区を整備し保全するために、建築物の形態、公共施設の配置などを定める都市計画です。
98	つながるカレッジねりま	地域に関わる様々な学習分野で、活動に役立つ知識やスキルを学ぶ、実際の活動につながる場所です。 福祉・防災・農・みどりの学習分野のほか、地域活動への認識を深めるための共通講座を実施しています。
14,62	都市型軽費老人ホーム	身体機能の低下などで、自立した生活に不安がある高齢者向けの設備がある住まいです。 全室個室（１部屋４畳半～６畳程度）であり、食事を提供するほか、共同浴室などがあり、安否確認や見守りを行う職員が24時間常駐します。

頁	用語	説明
な行		
74	ナッジ理論	ここでは、健診（検診）を「受けてみようかな」と思わせるような案内を工夫するなど、行動変容を促す手法のこと。
40,61,62	日常生活圏域	高齢者が日常生活を営む単位として、地理的条件、人口、交通事情、介護サービス基盤の整備状況等を勘案し、地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において区市町村が定める地域区分とされています。国では、介護等の必要なサービスが概ね30分以内に提供される範囲としています。
11,37,57,58	ねりっこクラブ	区立小学校施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行うものです。 実施校の児童なら誰でも利用できる「ねりっこひろば」と、保育を必要とする児童を対象とした「ねりっこ学童クラブ」があり、児童の成長などにあわせて選択することができます。
58	ねりっこプラス	ねりっこクラブ実施校における待機児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用し、学童クラブに準ずる保育機能を持った安全な居場所を提供する事業です。
48,98	ねりま協働ラボ	区、町会・自治会、NPO、ボランティア団体等の協働により、地域課題の解決に取り組む事業です。「こんなこと実現したい」「こういう場があったらいいな」を、行政と一緒に実現する「未来創造チャレンジ」と、地域の連携の力で実現する「コラボチャレンジ」の２つコースを令和６年度から募集していきます。
12,55	練馬区虐待対応拠点	都児童相談所と区子ども家庭支援センターの専門職員が協働で児童虐待などに対応する拠点です。令和2年7月、区子ども家庭支援センター内に都内で初めて設置しました。都区が緊密に連携し、情報共有、虐待発生時の合同調査、家庭復帰後の親子支援などを実施しています。
10,11,53,54	練馬こども園	区独自の幼保一元化施設として、通年（夏・冬・春休みも含む）で長時間保育を実施する私立幼稚園（認定こども園を含む）を「練馬こども園」として認定しています。 練馬こども園は11時間の預かり保育（標準型）、９時間以上の預かり保育（短時間型）、０から２歳児の預かり保育（低年齢型）を実施しています。こどもの教育や保育について選択の幅が広がり、共働き家庭なども利用しています。

頁	用語	説明
73,74	ねりまちてくてくサプリ	日々の健康づくりを応援する練馬区オリジナルのスマートフォン用アプリです。練馬のまちを歩いて、巡って、楽しく健康づくりが続けられるように様々な機能を搭載しています。健康づくりにつながる様々な情報も提供しています。
98	練馬つながるフェスタ	区内には、自分たちの暮らす地域を良くしようと、町会・自治会をはじめＮＰＯやボランティアグループ等が数多く活動しています。こうした地域活動が、より活発に行われるよう支援するため、多くの区民に活動を知る機会と参加のきっかけを提供するとともに、団体同士による協働の取組の促進を図る「練馬つながるフェスタ」を毎年開催しています。
90	練馬ビジネスサポートセンター（ネリサポ）	区内中小企業者の経営改善、販路拡大、資金調達、補助金活用、事業計画作成などの悩みや課題解決をサポートする総合窓口です。 中小企業診断士等の経験豊富な相談員と、各専門分野の相談員が連携して、多様な経営課題の解決をサポートします。 また、練馬区産業融資あっせん制度による資金貸付の申込窓口を併設していますので、相談から資金融資あっせんの申込みまでをワンストップで利用いただけます。
91,92	農の風景育成地区	都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐため、東京都の独自制度として平成23年８月に創設されています。区内では、平成27年６月に「高松一・二・三丁目農の風景育成地区」、令和元年12月に「南大泉三・四丁目農の風景育成地区」が指定されています。 地区指定により、農業者との協力・連携を図ることで、農地の活用を通した農業者と地域住民との交流が促進され、また都市農地の重要性などについて住民の理解が進み、農のある風景が育まれることが期待されます。
は行		
64	フィット＆ゴー	60歳から自らフレイル予防に取り組めるアプリ。フレイル推定AIを搭載し、興味関心にあったイベントや情報を発信し、孤独になりがちな高齢者の外出・交流のきっかけとします。
44,75,76	防災まちづくり推進地区	防災上の危険が懸念される地区を区独自に防災まちづくり推進地区に指定し、集中的に防災性の向上に取り組んでいます。 現在は、田柄、富士見台駅南側、下石神井の３地区を指定しています。

頁	用語	説明
ま行		
43,44,75,76,77,78	密集住宅市街地整備促進事業	老朽住宅が密集し、道路や公園等の公共施設が未整備なため、良好な住宅の供給と住環境の改善が必要な地区において、老朽住宅等の建替え促進、良好な住宅の供給と住環境の整備を図り、災害に強いまちづくりを進める事業です。
101	メタバース	Meta（超越した）とUniverse（宇宙）を組み合わせた造語です。 インターネット上に作られた仮想空間で、自身の分身（アバター）を介して、他者との交流など現実世界に近い体験ができます。
や行		
12,38,59,60	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことをいいます。
ら行		
43,75,76	流域対策	総合的な治水対策の一環として、流域内に降った雨水を貯留したり、浸透させたりして、河川や下水道への流出を抑制する対策です。
18,43,79,80,83,84	連続立体交差事業（連続立体交差化）	市街地において道路と交差している鉄道を一定区間連続して高架化または地下化することで立体化を行い、多数の踏切の除却や新設交差道路との立体交差を一挙に実現する都市計画事業です。

第３次みどりの風吹くまちビジョン

-基本計画・アクションプラン〔戦略計画〕（案）-

令和６年（2024 年）３月

発行　練馬区　企画部　企画課

所在地 〒176-8501　東京都練馬区豊玉北 6-12-1　練馬区役所　本庁舎６階

電話　03-3993-1111（代表）

FAX　03-3993-1195

練馬区ホームページ　https://www.city.nerima.tokyo.jp/

参考資料 4

第３次みどりの風吹くまちビジョン

アクションプラン〔年度別取組計画〕　（案）

令和６年（2024年）３月　練馬区

<目次>

年度別取組計画の見方 ・・・・・ 2

施策の柱１　子どもたちの笑顔輝くまち

戦略計画　1　子育てのかたちを選択できる社会の実現 ・・・・・ 4
戦略計画　2　子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実 ・・・・・ 10
戦略計画　3　学齢期の子どもや若者の居場所の充実 ・・・・・ 12
戦略計画　4　夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成 ・・・・・ 15

施策の柱２　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

戦略計画　5　高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進 ・・・・・ 28
戦略計画　6　元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進 ・・・・・ 35

施策の柱３　安心を支える福祉と医療のまち

戦略計画　7　障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備 ・・・・・ 42
戦略計画　8　ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援 ・・・・・ 51
戦略計画　9　民間ならではの多様な活動と連携した地域福祉の推進 ・・・・・ 56
戦略計画　10　安心して医療が受けられる体制の整備 ・・・・・ 59
戦略計画　11　身体とこころの健康づくりを応援 ・・・・・ 62

施策の柱４　安全・快適、みどりあふれるまち

戦略計画　12　地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」 ・・・・・ 68
戦略計画　13　みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備 ・・・・・ 84
戦略計画　14　人々の移動を支える交通体系の構築 ・・・・・ 96
戦略計画　15　快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進 ・・・・・ 100
戦略計画　16　練馬のみどりを未来へつなぐ ・・・・・ 112
戦略計画　17　脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開 ・・・・・ 120

施策の柱５　いきいきと心豊かに暮らせるまち

戦略計画　18　意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり ・・・・・ 126
戦略計画　19　生きた農と共存するまち練馬 ・・・・・ 129
戦略計画　20　みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち ・・・・・ 133
戦略計画　21　みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち ・・・・・ 138

施策の柱６　区民とともに区政を進める

戦略計画　22　地域コミュニティの活性化と区民協働の推進 ・・・・・ 142
戦略計画　23　DXで区民と区政を直につなぐ ・・・・・ 145

令和６～８年度の財政フレーム ・・・・・ 153
戦略計画別事業費一覧 ・・・・・ 158

表紙写真【練馬区立平成つつじ公園】

■ 年度別取組計画の見方

【見本】

取組の概要を
紹介しています。

(2) 練馬こどもカフェの充実

民間カフェ等が無償で提供する店舗スペースを活用し、地域の幼稚園教諭や保育士等による保護者向けの子育て講座、育児相談等や乳幼児向けの教育サービスを実施することで、在宅子育て世帯への支援の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支え合う環境づくりを推進します。

No. 1 － 7		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
練馬こどもカフェ 11か所	計7か所	2か所開始	1か所開始	1か所開始	4か所開始
事業費（百万円）		2	2	2	6

事 業 実 施 課 ： こども家庭部 こども施策企画課

令和６年４月１日時点の組織名を記載しています。

令和６年３月末時点で見込まれる
数値・状況を記載しています。

◆「事業費」欄

✓ 各年度に必要な事業費を、十万円の位を四捨五入し、百万円単位で記載しています。

✓ 百万円に満たない事業費については、１百万円としています。

✓ 令和７・８年度事業費については、策定時点で見込まれる金額を計上しています。
令和７・８年度で必要となる事業費は、当該年度の予算編成時に改めて精査します。

✓ 取組の一部を再掲している部分の事業費は、再掲元の事業に計上しています。

《凡例》
・「0」 ・・・ 事業計画はありますが、経費を必要としないもの
・「***」・・・ 検討・協議の結果に基づき、今後所要の経費を計上していくもの

✓ 新たに追加した取組には「★」マークを付けました。

例１： 事業自体を新たに年度別取組計画として位置付けた取組の場合

(3) 医療的ケア児とその家族の相談支援の充実 ★

こども発達支援センターに配置している医療的ケア児等コーディネーターが、サービスの利用計画に関する相談の他、医療的ケア児の地域生活に関わる様々な相談に対し、保健相談所や福祉事務所、医療機関、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携しながら対応します。あわせて、民間事業所で活動している医療的ケア児等コーディネーターへの支援を通じ、身近な地域における相談支援体制を充実します。

また、ペアピア相談員（医療的ケア児を育てた経験のある家族）による相談支援を実施します。

例2： 事業の一部を新たに年度別取組計画として位置付けた取組の場合

No. 1 － 8		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① 乳幼児一時預かり事業					
★ 地域子ども家庭支援センター関での受入れ枠拡大	—	調整	拡大	実施	拡大

施策の柱１

子どもたちの笑顔輝くまち

令和６年度～令和８年度の取組

1 保育サービスの充実

(1) 保育所待機児童ゼロの継続

令和5年度実施のニーズ調査の結果等を踏まえながら、待機児童ゼロを継続できるよう引き続き取り組みます。

区立保育所の委託の拡大により延長保育事業を充実し、多様な保育ニーズに対応します。また、区立保育所の改築に合わせ、定員の拡大を図ります。

No. 1 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①認可保育所の整備	認可保育所 計207所 （定員17,767人）※1	検討※2	検討※2	検討※2	検討※2
②延長保育 計185所	計178所	3所開始	2所開始	2所開始	7所開始
③上石神井第三保育園の改築による定員増	工事(一部)	工事	工事（完了）	定員増	定員増
事業費（百万円）		188	168	***	***

※１・・・ 翌年度4月1日時点の数値

※２・・・ 令和６年度以降の取組計画は、ニーズ調査の結果等を踏まえ検討します。

事 業 実 施 課 ： こども家庭部 子育て支援課、保育課、保育計画調整課

(2) 障害児保育および医療的ケアの充実

私立保育所での障害児保育巡回指導や地域型保育施設への区独自の障害児受入れ加算により、引き続き障害児保育サービスの充実を図ります。また、区立保育所でも障害児の受入れ数を拡大します。

医療的ケア児への新たな支援方針に基づき、支援が必要な子どもたちへの支援を実施します。医療的ケア児の受入体制を充実するため、保育士向けの医療的ケア研修を実施します。また、訪問看護事業所と協力し、区立保育所において、児童が健康かつ安定的に園生活を送れるように支援します。

No. 1 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
私立保育所等における障害児受入数の拡大	拡大 （88園210人）	拡大	拡大	拡大	拡大
★ 区立保育所における障害児受入数の拡大	拡大 （60園207人）	拡大	拡大	拡大	拡大
医療的ケア児への新たな支援方針に基づく支援の実施【再掲】※1	新たな支援方針の策定	実施	実施	実施	実施
医療的行為を必要とする児童への医療的ケアの充実	実施 （8園8名）	充実	充実	充実	充実
事業費（百万円）		102	70	70	242

※1･･･　計画４　事業No.4－13の再掲

事 業 実 施 課 ：　教育振興部　学務課
こども家庭部　保育課

(3) 保育水準の維持向上 ★

ハローワークと共催で行う就職相談・面接会、保育サービスを担う人材への家賃補助、国制度の対象外となっている職員への処遇改善給付などを引き続き行い、保育人材の確保を支援します。

区内全保育施設を対象に、新任園長や新任保育士への研修を新設するなど、研修の内容を充実します。また、保育士や栄養士などの専門職である区職員が保育施設に巡回する回数を増やし、きめ細かく支援を行うことで保育水準の維持向上を図ります。

No. 1 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① 保育人材の確保事業の推進					
相談会等の充実	実施	充実	充実	充実	充実
区独自の処遇改善、配置基準	実施	継続	継続	継続	継続
②区内全ての保育施設を対象にした研修の充実	実施	充実	充実	充実	充実
③区内全ての保育施設を対象とした巡回支援の充実	実施	充実	充実	充実	充実
事業費（百万円）		206	206	206	618

事 業 実 施 課 ： こども家庭部 保育課

２「練馬こども園」の拡充

区独自の幼保一元化の取組として、年間を通して9時間から11時間の預かり保育や0歳から2歳児の保育を実施している私立幼稚園を「練馬こども園」として認定しています。保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、引き続き拡大を図り、練馬ならではの幼保一元化を目指します。

小規模保育事業など2歳児までの保育施設の園児が、練馬こども園の園庭を日常的に利用し、園行事に参加するなど、2歳児までの保育施設と練馬こども園の連携を充実します。

また、練馬こども園の安定的な人材確保を支援するため、開設準備経費補助および職員に支給する家賃手当への補助を新たに開始します。

No. １－４		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
練馬こども園 計31園	計28園※1	1園認定	1園認定	1園認定	3園認定
★ 練馬こども園と小規模保育施設等との連携充実	実施	充実	実施	実施	充実
★ 開設準備経費・家賃手当補助の実施	－	開始	実施	実施	実施
事業費（百万円）		75	80	84	239

※１・・・ 標準型と低年齢型の重複認定が２園あるため、実園数は26園です。

事 業 実 施 課 ： こども家庭部 こども施策企画課
教育振興部 学務課

３ 区立幼稚園の今後のあり方の検討 ★

区立幼稚園は園児数の減少、障害児受入数の増など、園を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後のあり方を検討し、検討結果に基づいた実施計画を策定します。

No. １－５		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
今後のあり方の検討結果を踏まえた実施計画の策定	学校適正配置基本方針の策定	検討委員会の設置検討	検討	実施計画の策定	実施計画の策定
事業費（百万円）		1	1	0	2

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 学務課

４ 子育て支援サービスの拡充

(1) 子育てのひろばの拡充

親子で遊んだり保護者同士が交流できる子育てのひろば「ぴよぴよ」で、休日にも参加できる講習などを実施します。
地域子ども家庭支援センター関の分室を開設し、子育てのひろば「ぴよぴよ」を充実します。

No. 1 － 6		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★①子育てのひろば「ぴよぴよ」での休日講習等の充実	実施	充実	実施	実施	充実
②地域子ども家庭支援センター関分室の開設、子育てのひろば「ぴよぴよ」の充実	工事（一部）	工事	工事（完了） 開設 充実	実施	開設 充実
事業費（百万円）		37	46	24	107

事 業 実 施 課 ： こども家庭部 子育て支援課、子ども家庭支援センター、在宅育児支援担当課

(2) 練馬こどもカフェの充実

民間カフェ等が無償で提供する店舗スペースを活用し、地域の幼稚園教諭や保育士等による保護者向けの子育て講座、育児相談等や乳幼児向けの教育サービスを実施することで、在宅子育て世帯への支援の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支え合う環境づくりを推進します。

No. 1 － 7		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
練馬こどもカフェ 11か所	計7か所	2か所開始	1か所開始	1か所開始	4か所開始
事業費（百万円）		2	2	2	6

事 業 実 施 課 ： こども家庭部 こども施策企画課

(3) 一時預かり事業の拡充

地域子ども家庭支援センター関で乳幼児一時預かり事業を拡充します。また、石神井公園駅南口西地区の再開発ビルでの乳幼児一時預かり事業の開始に向けて調整を行います。

仕事をしている方も在宅で子育てをしている方も安心して子育てができるよう、自宅で子どもを預かるベビーシッターの利用料助成制度を導入します。

No. 1 － 8		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① 乳幼児一時預かり事業					
★ 地域子ども家庭支援センター関での受入れ枠拡大	—	調整	拡大	実施	拡大
石神井公園駅南口西地区再開発ビルでの開設調整	調整	調整	調整	調整	調整
★ ②ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の実施	検討	検討・開始	実施	実施	実施
事業費（百万円）		183	258	272	713

事 業 実 施 課 ： こども家庭部 子ども家庭支援センター、在宅育児支援担当課

戦略計画 2　子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実

令和６年度～令和８年度の取組

1　妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援

妊娠や子育ての不安感や孤立感を軽減するため、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を充実します。
①妊娠・子育て相談員による全ての妊婦との面談・支援を引き続き実施します。子育て世帯が気軽に相談や問合せができるよう、オンライン相談やチャットボットによる案内を実施します。また、母子の体調や育児方法などを助産師に相談できる「産後ケア事業」のニーズが高まっているため、実施事業者数を拡充するとともに、利用者負担額を軽減します。
②生後2～3か月頃の乳児の保護者を対象に、保健師・助産師・管理栄養士が育児に関する情報提供を行うとともに、保護者同士で悩みや経験を語り合うグループ相談や個別相談を実施します。また、1歳児子育て相談の際に、新たに「身体計測」を実施し、保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士による個別相談を実施します。

No. 2 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
妊娠・子育て相談員による全ての妊婦との面談・支援の実施	実施	実施	実施	実施	実施
産後ケア事業の充実	実施	充実	実施	実施	充実
★ 2か月児相談の実施	検討	開始	実施	実施	実施
★ 1歳児子育て相談の充実	実施	充実	実施	実施	充実
事業費（百万円）		160	160	160	480

事 業 実 施 課 ： 健康部 健康推進課、保健相談所

2 児童相談体制「練馬区モデル」の強化

東京都が令和6年度に設置する（仮称）東京都練馬児童相談所との連携を更に深め、子どもを虐待から守り、子育て家庭を支援するための児童相談体制の充実を図ります。

子どもや子育て家庭が地域で安心して暮らし続けられるようにするため、子ども家庭支援センターに専門職員の増員を行い、地域におけるきめ細かく継続的な支援を強化します。

また、都児相職員と連携し、区心理職によるCAREプログラム※1を実施するなど、保護者支援を拡充します。

さらに、子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子が一緒に入所できる親子入所型ショートステイを新たに実施するとともに、子どもショートステイの実施場所を増やします。

No. 2 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① 迅速かつ一貫した児童虐待への対応強化					
都区の連携強化充実	調整	充実	実施	実施	充実
② 子ども家庭支援センターの体制強化					
専門職員等の増員	心理9人、福祉33人、保健師8人、会計年度任用職員相談員8人	増員	増員	増員	増員
③ 保護者支援の拡充					
★ 支援プログラムの充実	充実	充実	実施	実施	充実
④ ショートステイ事業の充実					
★ 親子入所型ショートステイの実施	調整	開始	実施	実施	実施
子どもショートステイの充実（4か所）	実施（3か所）	充実（1か所）	実施	実施	充実（1か所）
事業費（百万円）		23	23	23	69

※1・・・ C(Child子どもと) A(Adult大人の) R(Relationship関係を) E(Enhancement強化する) 。
子どもとより良い関係を築く時に大切な養育のスキルを体験的に学ぶことができるプログラム

事 業 実 施 課 ： こども家庭部 子ども家庭支援センター、在宅育児支援担当課

＜都による児童相談所の設置・運営＞

令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
（仮称）東京都練馬児童相談所の設置・運営	工事（完了）	設置・運営	運営	運営	設置・運営

戦略計画 3　学齢期の子どもや若者の居場所の充実

令和６年度～令和８年度の取組

1　ねりっこクラブの全区立小学校での実施

小学校の施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を実施し、すべての小学生に安全かつ充実した放課後や長期休業中の居場所を提供します。全区立小学校での実施を目指します。

ねりっこクラブ実施小学校の児童であればだれでも利用できる放課後の居場所「ねりっこひろば」で、保護者のニーズに応えるため1年生の利用開始時期を早めるとともに、冬期の終了時刻を延長し通年で午後5時までとします。

No. 3 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①ねりっこクラブの拡大	計52校	7校 開始	拡大	拡大	拡大
②ねりっこひろばの充実					
★ ねりっこひろば 1年生利用開始時期の前倒し	検討・準備	試行	実施	実施	実施
★ ねりっこひろば 冬期終了時刻の延長	－	検討	試行	実施	実施
事業費（百万円）		3,487	3,548	3,686	10,721

事 業 実 施 課 ： こども家庭部 子育て支援課

2 障害児および医療的ケアが必要な児童の受入れ体制の充実

近隣に児童館内等学童クラブが無く、特別支援学級（固定級）のある小学校のねりっこ学童クラブで、障害児受入れ枠を拡大します。
医療的ケア児への新たな支援方針に基づき、医療的ケアが必要な児童の学童クラブでの受入れを引き続き実施します。

No. 3 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ 障害児等受入れ枠の拡大 11校	支援の単位※1につき2名の受入れ	支援の単位につき3名の受入れに拡大	継続	継続	拡大
医療的ケア児への新たな支援方針に基づく支援の実施【再掲】※2	新たな支援方針の策定	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		65	65	65	195

※1・・・　支援の単位とは、学童クラブで支援を行う上での児童の集団の規模。１つの支援の単位は児童45人以下。
※2・・・　計画４　事業No.4－13の再掲

事 業 実 施 課 ： 教育振興部　学務課
こども家庭部　子育て支援課

3 学童クラブのICT化 ★

学童クラブへの欠席の連絡、連絡帳でのやりとりをスマートフォン等で行えるようICT化を図り、保護者の利便性を高めます。また、学童クラブへの入会申請のオンライン手続きを導入します。

No. 3 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
電子連絡帳の導入	準備	導入	実施	実施	実施
入会申請のオンライン手続きの導入	準備	導入	実施	実施	実施
事業費（百万円）		3	3	3	9

事 業 実 施 課 ： こども家庭部　子育て支援課

４ 学齢期の子どもたちの居場所の支援 ★

乳幼児やその保護者、中高生を含む全ての子どもにとって安全かつ安心な居場所を提供するため、児童館の日曜・祝日の開館、平日の開館時間を拡大します。
中高生向け事業を充実するとともに、児童館と子ども家庭支援センターや学校教育支援センター等との連携を強化し、家庭・養育環境に課題のある中高生への支援を充実します。

No. 3 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
開館時間等の拡大 6館	4館	－	－	拡大 （2館）	2館
中高生向け事業の充実	検討	実施	充実	充実	充実
事業費（百万円）		9	9	113	131

事 業 実 施 課 ： こども家庭部 子育て支援課

５ 就労支援プログラムの充実 ★

ひきこもり状態等にある方を対象に、就労支援プログラムを受け就職された方を招いたセミナーを新たに行うなど、支援プログラムを充実します。就労にあたっては、マッチング支援や職場体験等の支援を行うとともに、職場への定着もサポートします。

No. 3 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
支援プログラムの充実	充実	充実	実施	実施	充実
職場への定着サポートの充実	充実	充実	実施	実施	充実
事業費（百万円）		29	29	29	87

事 業 実 施 課 ： こども家庭部 青少年課

令和６年度～令和８年度の取組

1 教育の質の向上

(1) ICTを活用した教育内容の充実

①ICT支援員による実践的な授業支援と「教育ICT実践事例集」の活用により、教員全体のICT活用能力を高めます。
②教科書改訂にあわせて、指導者用のデジタル教科書を導入し、効果的な学習を行います。
③学習者用のデジタル教科書の導入等に備えて、学校内のネットワークをWi-Fi化し、通信環境を強化します。
④児童生徒用・教員用タブレットパソコンを更新し、扱いやすく、壊れにくいものにします。

No. 4 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①教員全体のICT活用能力の向上	実施	実施	実施	実施	実施
★ ②指導者用デジタル教科書の導入	一部導入（全小中学校英語）	小学校へ一部導入（国語、社会、算数、理科）	中学校へ一部導入（国語、社会、数学、理科）	検討	一部導入
★ ③教育ネットワーク回線のWi-Fi化	検討	中学校実施	小学校実施	—	実施
★ ④児童生徒用・教員用タブレットパソコンの更新	—	検討	実施	—	実施
事業費（百万円）		1,589	2,185	315	4,089

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 教育施策課、教育指導課

(2) 学校司書の全校配置 ★

区立小中学校の学校図書館において、学校のニーズに応じた対応の充実を図るため、司書資格等を有する派遣職員を学校司書として全校に配置します。

No. 4 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
学校司書の全校配置	学校図書館管理員の全校配置	検討	全校配置	—	全校配置
事業費（百万円）		1	212	0	213

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 教育指導課

(3) 小中学校の改築等の推進

築50年以上の学校施設が半数以上を占めており、児童生徒の安全で快適な教育環境を保持するため、計画的な改築・改修が必要です。施設の長寿命化の適否を判断し、長寿命化に適する建物は、原則として築60年を目途に長寿命化改修を行い、目標使用年数を80年とします。その他の建物は、築60年を目途に改築します。

旭丘小学校・旭丘中学校を施設一体型小中一貫教育校として改築します。引き続き、保護者や地域の意見を聞きながら取り組んでいきます。

No. 4 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① 上石神井北小学校 工事（完了）	工事	工事	—	—	工事（完了）
② 旭丘小学校 旭丘中学校※1 工事（完了）	工事	工事	工事	工事	工事（完了）
③ 向山小学校 工事（一部）	実施設計	実施設計	工事	工事	工事（一部）
④ 田柄中学校 工事（一部）	実施設計	実施設計 工事	工事	工事	工事（一部）
⑤ 練馬東小学校 工事（一部）	基本設計	実施設計	実施設計 工事	工事	工事（一部）
⑥ 豊溪小学校 工事（一部）	基本設計	実施設計	実施設計 工事	工事	工事（一部）
⑦ 石神井南中学校 長寿命化改修 工事（完了）	基本設計	実施設計	工事	工事	工事（完了）
★ ⑧ 立野小学校 工事（一部）	—	基本設計	実施設計	実施設計 工事	工事（一部）
★ ⑨ 上石神井小学校 上石神井中学校 実施設計	—	基本設計	実施設計	実施設計	実施設計
★ ⑩ 開進第一小学校 長寿命化改修 工事（一部）	—	基本設計	実施設計	工事	工事（一部）
★ ⑪ 開進第二小学校 長寿命化改修 工事（一部）	—	基本設計	実施設計	工事	工事（一部）
★ ⑫ 大泉学園中学校 実施設計	—	—	基本設計	実施設計	実施設計

No. 4 － 3続き		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ ⑬ 中村西小学校 実施設計	—	—	基本設計	実施設計	実施設計
★ ⑭ 豊玉中学校 長寿命化改修 実施設計	—	—	基本設計	実施設計	実施設計
★ ⑮ 練馬小学校 基本設計	—	—	—	基本設計	基本設計
★ ⑯ 大泉第二小学校 基本設計	—	—	—	基本設計	基本設計
★ ⑰ 大泉第三小学校 長寿命化改修 基本設計	—	—	—	基本設計	基本設計
★ ⑱ 石神井西中学校 長寿命化改修 基本設計	—	—	—	基本設計	基本設計
事業費（百万円）		6,401	14,097	11,743	32,241

※１・・・　旭丘小学校・旭丘中学校は、施設一体型小中一貫教育校として設置

事 業 実 施 課 ：　教育振興部　教育施策課、学校施設課

(4) 小中学校体育館等の空調設備の整備

既存の小中学校体育館に空調設備を整備します。あわせて、体育館改築時にも同様に空調設備を整備し、令和7年度までに全小中学校体育館への設置を完了します。今後は、老朽化の進む普通教室の空調設備の更新や中学校武道場への空調設備の整備に取り組みます。

No. 4 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
設置完了　計98校	計75校	18校	5校	―	23校
普通教室の空調設備更新と武道場への空調設備設置	検討	検討	調査	実施	実施（一部）
事業費（百万円）		1,384	181	***	***

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 学校施設課

(5) 小中学校トイレの改修

小中学校のトイレは、平成29年度までに1系統目の改修を終了しました。未改修の2系統目以降のトイレについて、便器洋式化、床ドライ化、配管取替、バリアフリー化等の整備を進めていきます。

No. 4 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
工事完了　計47校	計28校	7校	6校	6校	19校
事業費（百万円）		715	607	606	1,928

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 学校施設課

(6) 区立学校の適正配置

今後の児童生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえた、区立学校の適正規模・適正配置のあり方に関する新たな基本方針に基づき、教育環境を整備します。

No. 4 － 6		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
適正配置の実施に向けた調整	新たな基本方針の策定	実施計画の策定	調整	調整	調整
事業費（百万円）		1	1	1	3

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 教育施策課

(7) 若手教員の育成の強化

ベテラン教員の大量退職や35人学級編制の実施、小学校教科担任制の導入等に伴い、若手教員の大量採用が見込まれます。若手教員の実践的な指導力の向上を図るため、研修内容を充実します。また、教育アドバイザー（元校長）の配置を拡大し、若手教員の訪問型研修の回数を増やすなど、サポート体制を強化します。

No. 4 － 7		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
若手教員研修の充実	実施	実施・充実	充実	充実	充実
教育アドバイザーの配置拡大	拡大（12名）	拡大	拡大	拡大	拡大
事業費（百万円）		2	2	2	6

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 教育指導課

(8) 教員の働き方改革

「練馬区立学校(園)の教員の働き方改革推進プラン」に基づき、スクールサポートスタッフや部活動指導員等のサポート人材を配置し、教員の負担軽減に取り組んでいます。教員が子どもたちと向き合う時間を確保するため、ICTを活用した業務改善を進めます。
①副校長補佐、スクールサポートスタッフおよび学校生活支援員の配置を拡大します。
②部活動顧問の負担軽減のため、部活動指導員の配置を拡大します。
③学校内ネットワークをWi-Fi化し、校務用パソコンの一斉更新に合わせて利用環境を見直します。また、これまで所定の用紙で保存していた指導要録・保健帳票の諸表簿を電子化するなど、成績管理や教材準備等における学校業務の効率化を進めます。

	No. 4 － 8		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	① サポート人材等の配置拡大	拡大（副校長補佐93名、SSS125名、支援員247名）	拡大	拡大	拡大	拡大
	② 部活動指導員の配置拡大	拡大（13名）	拡大	拡大	拡大	拡大
	③ ICTを活用した校務改善					
★	校務用パソコンの利用環境整備※1	検討	準備	実施	―	実施
★	諸表簿の電子化	検討	準備	実施	―	実施
★	クラウド型校務支援システム※2への移行検討	検討	検討	検討	検討	検討
	事業費（百万円）		1,529	1,725	1,274	4,528

※1・・・ 教育ネットワーク回線のWi-Fi化に伴う経費は事業No.４－１に計上しています。

※2・・・ 校務支援システムをインターネット回線を活用したクラウド型に移行することで、校内に限らず、テレワークや校外において接続が可能になります。また、他のクラウドツールとの連携により、作業が効率化します。

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 教育施策課、教育指導課

(9) 部活動の地域移行 ★

国は令和5年度から7年度までの3年間を休日部活動の地域連携・地域移行の改革推進期間と位置付けました。休日部活動の地域移行を検討するため、関係部署を交えた検討会議を設置します。

No. 4 － 9		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
部活動の地域移行	検討	検討	検討	休日の地域移行実施 平日のあり方検討	休日の地域移行実施 平日のあり方検討
事業費（百万円）		1	1	***	***

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 教育指導課
地域文化部 文化・生涯学習課、スポーツ振興課

2 家庭や地域と連携した教育の推進

(1) 家庭や地域との協働による学校運営と教育活動の推進

区立小学校2校、中学校1校を学校運営協議会の実証校に位置付け、実践的な研究と検証を行いました。実証校による実証結果や国や都の動向を踏まえ、学校運営協議会制度を段階的に導入します。

No. 4 － 10		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
地域と協働した学校運営					
★ 学校運営協議会制度の導入・拡大	検証	3校導入	実施 新たな導入校の準備	拡大 新たな導入校の準備	導入、拡大
事業費（百万円）		1	1	***	***

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 教育指導課

(2) 学校安全対策の充実

学校への不審者の侵入を未然に防ぐため、各校の主たる門扉に電気錠を設置します。また、万が一侵入された場合でも被害を出さないよう、教育委員会配置の学校防犯指導員による、教職員向けの不審者対応訓練を引き続き実施します。さらに、警察と連携し、実際に110番に電話をかける訓練や非常通報装置(学校110番)を使用した訓練を新たに実施します。登下校時の安全確保のため、通学区域防犯カメラの維持管理に努め、安全対策の充実を図ります。

No. 4 － 11		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ 門扉への電気錠の設置 95校	31校	60校※1	3校※1	1校※1	64校
学校、保護者、地域との連携を強化した対策の充実	実施	充実	充実	充実	充実
事業費（百万円）		95	20	19	134

※1・・・ 改築校に設置する電気錠の工事費は、事業No.４－３に計上しています。

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 教育総務課、学校施設課

3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

(1) 特別支援教育に係る新たな方針の策定 ★

特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、多様化・複雑化しています。障害児等を支援するため、新たな方針を策定し、一人ひとりの状況に応じた支援を実施します。

No. 4 － 12		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
特別支援教育に係る新たな方針の策定、実施	―	方針の策定	実施	実施	方針の策定 実施
事業費（百万円）		9	***	***	***

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 学務課

(2) 学校等における医療的ケア児の新たな支援方針の策定

医療的ケア児支援法の成立を受け、令和5年度に策定した医療的ケア児に対する新たな支援方針に基づき、宿泊を伴う校外学習への看護師の派遣や学校内の受入れ環境を整備するなど、支援策を充実します。

No. 4 － 13		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
医療的ケア児への新たな支援方針に基づく支援の実施	新たな支援方針の策定	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		34	34	34	102

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 学務課
こども家庭部 子育て支援課、保育課

(3) 不登校対策の充実

令和3年度から4年度にかけて不登校に関する実態調査を実施し、調査結果とこれまでの取組について分析と検証を行い、不登校対策を見直しました。

適応指導教室への通室や自宅から外出することが困難な児童生徒等への学びの機会を充実させるため、タブレットパソコン等を利用して、令和3年度から開始しているオンライン相談・学習を充実させます。

別室登校している児童生徒に、学習支援や見守りを行う校内別室指導支援員を配置します。

No. 4 － 14		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ スクールソーシャルワーカーの支援体制の充実	―	充実	実施	実施	充実
ICTを活用した相談・学習支援の充実	実施	支援環境の構築・試行	試行・検証	充実	支援環境の構築・試行・検証・充実
★ 校内別室指導支援員の配置	試行	試行・検証	実施	実施	検証・実施
事業費（百万円）		48	48	52	148

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 教育指導課、学校教育支援センター

(4) ヤングケアラーへの支援の充実

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、学校とスクールソーシャルワーカーの連携を強化します。ヤングケアラーチェックシートを活用し、関係機関が円滑に連携できるようにします。

子ども家庭支援センターでは、ヤングケアラーコーディネーターを4地域ごとに1名配置し、ヤングケアラーチェックシート等により把握した子どもの状況を踏まえ、必要に応じて、情報共有と支援の調整を図り、支援方針を決定します。

子どもが担っているケアの負担を軽減するため、支援が必要となる家庭へのヘルパー派遣事業を拡充するほか、介護保険法や障害者総合支援法に基づくホームヘルプ・ショートステイなどを活用し、福祉・教育・子育て等の関係者が連携し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援につなげます。

	No. 4 － 15		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★	学校とスクールソーシャルワーカーの連携による早期発見の充実	実施	充実	実施	実施	充実
★	ヤングケアラーコーディネーターの配置	検討	配置	継続	継続	配置
★	一人ひとりに応じた支援の実施	実施	充実※1	実施※1	実施※1	充実
	事業費（百万円）		***	***	***	***

※1・・・　支援にかかる事業費は各所管の事業で計上

事業実施課：
教育振興部　教育指導課、学校教育支援センター
こども家庭部　子ども家庭支援センター
福祉部、高齢施策担当部、健康部、こども家庭部内の支援を実施する課

施策の柱２

高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進

令和６年度～令和８年度の取組

1 令和7年に向けた相談支援体制の強化

(1) 生活支援体制整備事業の拡充 ★

高齢者をよりきめ細やかに支えるため、日常生活圏域を4地区から地域包括支援センターに合わせ27地区に変更します。

生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに1名ずつ配置し※1、支援が必要な高齢者を地域で活動している団体等へつなぐ体制を強化するとともに、元気高齢者を団体の活動の担い手としてつなぎ、活躍の場を広げます。また、支援関係者間で情報共有するための仕組みを導入します。

No. 5 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① 生活支援コーディネーター体制の拡充	2人体制 4地区	27人体制 27地区	27人体制 27地区	27人体制 27地区	27人体制 27地区
② 高齢者と地域団体とのコーディネート件数 年間300件	—	年間300件	年間300件	年間300件	年間300件
③ 地域資源情報の登録・共有（介護サービス事業所を除く）	—	540件	270件 （計810件）	270件 （計1,080件）	計1,080件
事業費（百万円）※2		161	161	161	483

※1・・・ コーディネーターをとりまとめる区職員を区役所に配置します。

※2・・・ 事業費は介護保険会計に計上します。

事 業 実 施 課 ： 高齢施策担当部 高齢者支援課

(2) 地域包括支援センターの増設・移転・担当地域見直し

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等を、より身近で利用しやすい窓口で支援できるよう、高齢者人口の将来推計や地域の人口バランスを考慮しながら、地域包括支援センターの増設、区立施設等への移転、担当地域の見直し等を進めます。

No. 5 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ 増設場所の決定	2か所増設 計27か所	検討	決定	―	決定
5か所移転	1か所移転準備	1か所移転 3か所移転準備	3か所移転 1か所移転準備	1か所移転	5か所移転
担当地域見直し （石神井地区）	―	担当地域見直し （石神井地区）	―	―	担当地域見直し （石神井地区）
事業費（百万円）※1		114	22	0	136

※1・・・　事業費は介護保険会計に計上します。

事 業 実 施 課 ： 高齢施策担当部　高齢者支援課

(3) 高齢者見守りの推進

①ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方のうち、慢性疾患の方や要介護・要支援・総合事業対象者の方に、見守りと緊急時の自宅への駆けつけサービスを一体的に提供する、「高齢者在宅生活あんしん事業」を実施します。

令和6年度から高齢者の熱中症対策の一つとして、室温・湿度が基準を超えると高齢者本人へ音声により注意喚起する機能を備えた新たな緊急通報システムを導入します※1。また、温湿度センサーやドアの開閉センサー等を備え、離れて暮らす家族がスマートフォン等により高齢者を見守ることができるICT機器の導入費用助成を開始します。

②身寄りのない高齢者等が安心して人生を全うできるよう、権利擁護センターに終活相談窓口を設置します。

No. 5 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① 高齢者在宅生活あんしん事業 年間2,700人	年間2,400人（見込）	年間2,500人	年間2,600人	年間2,700人	年間2,700人 （300人増）
★ ② 終活相談窓口の設置【再掲】※2	検討	開始	実施	実施	実施
事業費（百万円）		69	63	63	195

※1・・・　既に緊急通報システムを設置している方についても、順次新たな機種に変更していきます。

※2・・・　計画９　事業No. ９－3の再掲

事 業 実 施 課 ： 高齢施策担当部　高齢者支援課
福祉部　管理課

2 認知症高齢者やその家族への更なる地域支援の充実

認知症に早期に気づき適切な支援を受けられるようにするため、練馬区医師会と連携して、区内医療機関で認知機能検査等を実施します。70歳および75歳の高齢者に加えて、70歳以上の全ての希望者にも対象者を拡大し、検査結果に応じて地域包括支援センターが適切な支援につなぎます。

認知症高齢者グループホーム等の介護サービス事業所において、認知症に精通した職員が、自宅に近い環境の中で認知症の方やその家族の相談を継続的に受けられるよう、民間事業者と連携するモデル事業「認知症の相談窓口」を設置します。

また、地域包括支援センターが中心となって実施する多職種連携会議等を通して、医療と介護の連携を推進します。

No. 5 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
もの忘れ検診の充実	実施	充実	実施	実施	充実
★ 介護サービス事業所と連携した相談窓口	―	試行	実施	実施	実施
介護・医療事業者連携	実施	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）※1		18	18	19	55

※1・・・　事業費の一部は介護保険会計に計上します。

事 業 実 施 課 ： 高齢施策担当部 高齢者支援課

3 介護保険施設等の整備

(1) 特別養護老人ホーム等の施設の整備

①常時介護が必要な高齢者が安心して暮らせる施設として、特別養護老人ホームの建設費用の一部補助を行い、整備を進めてきました。今後は、大泉特別養護老人ホームに併設されていた大泉ケアハウスの廃止による特別養護老人ホームの増床等により定員数の確保を図ります。
②特別養護老人ホーム併設により整備を進めてきたショートステイについては、一時的に介護者に代わって介護するためだけではなく、介護者のレスパイトケアの場など一定の定員数を確保しつつ、特別養護老人ホームへの転換を認めるものとします。
③身体機能の低下などで、自立した生活に不安がある高齢者向けの設備がある住まいとして、都市型軽費老人ホームの整備費補助を行い、整備を促進します。

No. 5 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① 特別養護老人ホーム 計38施設（定員2,949人）	計37施設（定員2,761人）	着工 1施設	大泉ケアハウスの廃止による増床（50人分）	1施設（129人分）既存資源の転換による増	2施設※1（179人分）既存資源の転換による増（9人分）
② ショートステイ（短期入所生活介護） 計43施設（定員440人）	計42施設（定員427人）	着工 1施設	―	1施設（13人分）	1施設（13人分）
③ 都市型軽費老人ホーム 計20施設（定員386人）	計16施設（定員310人）	1施設（20人分）	1施設（20人分）	2施設（36人分）	4施設（76人分）
事業費（百万円）		173	506	109	788

※1・・・ 1施設は既存施設の増床の計画

事 業 実 施 課 ： 高齢施策担当部 高齢社会対策課

(2) 特別養護老人ホーム大規模改修費補助 ★

団塊の世代の方が全て後期高齢者になる令和7年に向けて、特別養護老人ホームの整備をこれまで進めてきました。一方で、開設から20年以上の施設が増え、老朽化による改修・改築に向けた支援策が必要となるため、大規模改修費の補助制度を構築します。

No. 5 － 6		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
大規模改修費補助					
大泉特養 改修費補助実施	補助要綱策定	実施	実施	―	実施
関町・富士見台特養 合築費補助実施	協議・調整	協議・調整	補助要綱策定	実施	実施
民設特養 補助要綱策定 2施設改修費補助実施	検討	検討	策定	2施設実施	2施設 改修費補助 実施
事業費（百万円）		685	1,330	***	***

事 業 実 施 課 ： 高齢施策担当部 高齢社会対策課

(3) 練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備※1【再掲】

練馬光が丘病院跡施設を活用し、医療・介護の複合施設の整備を進め、令和7年度の開設を目指します。移転後の練馬光が丘病院と連携し、入院から在宅生活に至るまで切れ目のない医療・介護サービスを目指します。介護分野では、医療ニーズ（医療依存度）が高く、特別養護老人ホームでの受け入れが困難な方に対して、医療、看護、看取り、ターミナルケアなどを行う区内初の介護医療院および看護小規模多機能型居宅介護（共生型障害福祉サービス併設）を整備します。

No. 10 － 1の再掲		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
開設	工事（一部）※2	工事※2	開設	―	開設
事業費（百万円）		0	0	0	0

※１・・・ 計画10 事業No.10－1の再掲

※２・・・ 工事は共同事業体「ＪＳＫグループ」が実施します。

事 業 実 施 課 ： 高齢施策担当部 高齢社会対策課、介護保険課

(4) 住まい確保支援事業の実施

高齢者や障害者・ひとり親家庭が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、不動産団体と連携して、入居相談、物件情報提供を行う住まい確保支援事業を実施します。また、情報提供のみでは住まいの確保が困難な方を対象に、世帯状況に応じた支援を居住支援法人に委託する伴走型支援を実施します。

No. 5 － 7		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
住まい確保支援事業 伴走型支援の実施	実施	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		7	7	7	21

事 業 実 施 課 ： 建築・開発担当部 住宅課

4 在宅生活を支える医療と介護サービス基盤の整備

地域密着型サービスは、医療・介護双方のニーズを有する高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれるため、適切なサービス供給量の確保に向けて整備を行います。また、介護サービス事業者連絡協議会との協働等により、更なる普及啓発に取り組み、利用の促進を図ります。

No. 5 － 8		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① グループホーム 計43か所 （定員743人）	計39か所 （定員680人）	1か所 （9人分）	1か所 （18人分）	2か所 （36人分）	4か所 （63人分）
② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 17か所	15か所（見込み）	1か所	—	1か所	2か所 （サテライト型事業所含む）
③ 看護小規模多機能型居宅介護 計12か所 （定員344人）	計8か所 （定員228人）	1か所 （29人分）	2か所 （58人分）	1か所 （29人分）	4か所 （116人分）
事業費（百万円）		78	216	366	660

事 業 実 施 課 ： 高齢施策担当部 介護保険課

5 介護人材の確保・育成・定着

区内で必要とされる介護人材の安定的な確保・育成・定着につなげられるよう、事業者の支援を引き続き行います。また、介護従事者に加え、新たに介護支援専門員の資格取得費用助成を実施します。

練馬光が丘病院跡施設で、令和7年度の開設を目指し、介護福祉士養成施設の整備を進めています。卒業後、区内介護事業所への就職、定着を誘導するため、都の修学資金貸付制度の活用、学生と区内事業所の面接会を行い、マッチングを支援します。入学者確保のため、運営法人が宿舎を借り上げる経費の8分の7（月額上限5万円）を区が補助する宿舎借り上げ支援事業を実施します。また、外国人留学生や高校生向けのPR冊子を作成します。

No. 5 － 9		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
練馬福祉人材育成・研修センター事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施
介護従事者養成研修の実施 修了者　年間150人	実施 （年間150人）	実施 （年間150人）	実施 （年間150人）	実施 （年間150人）	実施 （年間150人）
資格取得費用助成の充実 利用者　年間355人	実施 （年間330人）	充実 （年間355人）	実施 （年間355人）	実施 （年間355人）	充実 （年間355人）
介護福祉士養成施設の開設 【再掲】※1	工事（一部）※2	工事※2・生徒募集	開設	―	開設
★ 介護福祉士養成施設卒業生の定着支援	検討	開始	実施	実施	実施
★ 介護福祉士養成施設の宿舎借り上げ支援事業の実施	検討	調整	開始	実施	実施
元気高齢者介護施設業務補助事業の充実 【再掲】※3	実施	充実	充実	充実	充実
事業費（百万円）		76	88	100	264

※1･･･　計画10　事業No.10－1の再掲

※2･･･　工事は共同事業体「ＪＳＫグループ」が実施します。

※3･･･　計画６　事業No.6－1の再掲

事業実施課：　高齢施策担当部　高齢社会対策課、介護保険課
福祉部　障害者サービス調整担当課

戦略計画 6　元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進

令和６年度～令和８年度の取組

1　元気高齢者の活躍の場を拡大

①元気高齢者が特別養護老人ホームなどで清掃や洗濯等の補助業務を行い、介護職員の負担軽減を図っています。今後、デイサービスセンターなどの小規模事業所が利用しやすい仕組みづくりを進め、就労の場を拡大します。
②シルバー人材センターと連携して、シニアのスマホ相談員を養成し、町会・自治会や街かどケアカフェ等へ派遣します。

No. 6 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①元気高齢者介護施設業務補助事業の充実	実施	充実	充実	充実	充実
★②スマホ相談員の養成・派遣の実施	養成・試行	養成・実施	実施	実施	養成・実施
事業費（百万円）		13	13	13	39

事 業 実 施 課 ：　高齢施策担当部　高齢社会対策課

2　シニアセカンドキャリア応援事業の充実

高齢者が知識や経験を活かして、様々な場面で活躍できるように、就職セミナー、職場体験、個別相談による伴走型支援を実施します。

No. 6 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
シニアセカンドキャリア応援事業の充実	実施	充実	実施	実施	充実
事業費（百万円）		8	8	8	24

事 業 実 施 課 ：　高齢施策担当部　高齢社会対策課

3 街かどケアカフェ※1の充実

交流・相談・介護予防の拠点となる街かどケアカフェを、区立施設の機能転換等により増設するとともに、地域団体が運営するサロンを活用した街かどケアカフェを展開します。また、地域団体が安定的に活動できるよう助成を開始します。27か所の地域包括支援センターが、地域集会所等で出張型の街かどケアカフェ事業を実施します。

No. 6 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① 常設型 街かどケアカフェの実施 計9か所	計6か所	2か所開設準備	2か所開設 1か所開設準備	1か所開設 1か所開設準備	3か所開設 1か所開設準備
② 地域サロン型 計41か所	計32か所	3か所増 支援事業 開始	3か所増 実施	3か所増 実施	9か所増 実施
③ 出張型 街かどケアカフェ事業の充実	充実	充実	実施	実施	充実
事業費（百万円）※2		145	149	210	504

※1・・・ 高齢者をはじめとする地域の方がふらっと立ち寄り、介護予防について学んだり、健康について相談することができる地域の拠点

※2・・・ 事業費は介護保険会計に計上します。

事 業 実 施 課 ： 高齢施策担当部 高齢者支援課

4 フレイル※1予防の充実 ★

区内の高齢者の約8割は要介護認定を受けていない「元気高齢者」です。多様化する高齢者のライフスタイルに合わせ、介護予防・フレイル予防事業を充実させていきます。

①フレイル予防アプリ「フィット＆ゴー」の充実

自らフレイル予防に取り組めるアプリ「フィット&ゴー」に、社会参加を促す機能を追加します。アンケートや活動実績などのデータを基に、興味関心に合ったイベントや介護予防事業の情報をプッシュ通知し、孤独になりがちな高齢者の外出や仲間づくりを応援します。

②公衆浴場活用事業「フロ・マエ・フィットネス」の充実

区内の公衆浴場の営業時間前に体操やレクリエーションを実施し、フレイル予防と入浴による交流を促進します。

③はつらつシニアクラブの実施

フレイル予防に取り組むきっかけづくりとして測定会を実施するとともに、継続的にフレイル予防に取り組めるよう、地域活動への参加を促します。

No. 6 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①フレイル予防アプリ「フィット＆ゴー」の充実	構築、配信	充実	充実	運用	充実
②公衆浴場活用事業「フロ・マエ・フィットネス」の充実	開始	充実	実施	実施	充実
③はつらつシニアクラブの実施	実施	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）※2		69	81	37	187

※1・・・ 老化により心身機能の活力（筋力や認知機能など）や、社会的な活力（人との交流など）が低下し、要介護になる危険性が高まっている状態

※2・・・ 事業費の一部は介護保険会計に計上します。

事 業 実 施 課 ： 高齢施策担当部 高齢社会対策課

5 デジタル格差解消を目指した取組の推進

①はつらつセンターや敬老館でスマートフォン教室（館独自および都「高齢者向けスマートフォン利用普及啓発事業」活用）を実施しています。区では、民間通話会社による3Gサービスが令和8年に全て終了する予定であり、いわゆる「ガラケー」の大部分が利用できなくなること等を見据え、スマホ教室を短期集中的に実施することにより、高齢者のデジタル格差の早期解消を目指します。
②はつらつセンターにスマホ相談窓口を設置し、高齢者が気軽に相談できるようにします。
③シルバー人材センターと連携して、シニアのスマホ相談員を養成し、町会・自治会や街かどケアカフェ等へ派遣します。

No. 6 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①高齢者向けスマートフォン教室の充実	開始	充実	充実	実施	充実
★ ②相談窓口の設置	―	開始	実施	実施	実施
★ ③スマホ相談員の養成・派遣の実施【再掲】※1	養成・試行	養成・実施	実施	実施	養成・実施
事業費（百万円）		17	11	6	34

※1・・・　計画６　事業No.6－1の再掲

事 業 実 施 課 ：　高齢施策担当部　高齢社会対策課

6「高齢者みんな健康プロジェクト」の拡充

区が保有する医療・健診・介護等のデータを活用し、区に配置する高齢者保健指導専門員と地域包括支援センターが連携して、高齢者の健康について総合的な支援を行う「高齢者みんな健康プロジェクト」を実施します。
①企画・調整を担当する保健師、および地域を担当する高齢者保健指導専門員を増員し、実施体制を強化します。
②後期高齢者の糖尿病重症化予防やフレイル予防の支援、健診未受診者への働きかけを個別訪問により行います。また、糖尿病重症化予防を強化するため、個別訪問の対象者を拡大します。
③地域包括支援センターやリハビリテーション専門職と連携して、地域で開催する転倒予防に関する講座・健康相談会などの回数を増やして実施し、高齢者の健康の保持・増進につなげます。
④練馬区薬剤師会との連携により、「多剤服薬」等の方を対象に、服薬指導・健康相談を個別訪問や薬局窓口等で実施します。

No. 6 － 6		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ ①実施体制の強化	調整	充実	実施	実施	充実
②個別訪問事業の充実	実施	充実	実施	実施	充実
③講座・教室事業の充実	実施	充実	実施	実施	充実
★ ④練馬区薬剤師会との連携による服薬指導・健康相談の実施	検討	開始	実施	実施	実施
事業費（百万円）		61	61	61	183

事 業 実 施 課 ： 高齢施策担当部 高齢者支援課

施策の柱３

安心を支える福祉と医療のまち

障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備

令和６年度～令和８年度の取組

１ 重度障害者への支援の充実

(1) 住まいの確保

旧石神井町福祉園用地に、民間事業者が整備・運営する重度障害者グループホームを誘致します。重度障害者グループホームは、ショートステイや相談機能等を付加した多機能型地域生活支援拠点とし、令和7年度中の開設を目指します。

No. 7 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
旧石神井町福祉園用地での重度障害者グループホーム等の開設	旧石神井町福祉園除却工事 関係機関調整・設計	設計 工事	工事 開設	－	開設
事業費（百万円）		42	99	0	141

事 業 実 施 課 ： 福祉部 障害者施策推進課

(2) 地域生活支援拠点の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点を整備します。
①障害者地域生活支援センターを中心とした「面的整備型」
　障害者地域生活支援センターと大泉つつじ荘・しらゆり荘を中心とし、民間事業所と連携した面的な体制整備を強化します。
②重度障害者グループホームと一体となった「多機能型」
　旧石神井町福祉園用地に、民間事業者が整備・運営する重度障害者グループホームを誘致します。重度障害者グループホームは、ショートステイや相談機能等を付加した多機能型地域生活支援拠点とし、令和7年度中の開設を目指します。

No. 7 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① 障害者地域生活支援センターを中心とした「面的整備型」の充実	充実	充実	充実	充実	充実
② 重度障害者グループホームと一体となった「多機能型」					
旧石神井町福祉園用地での開設【再掲】※1	旧石神井町福祉園除却工事 関係機関調整・設計	設計 工事	工事 開設	―	開設
事業費（百万円）		0	0	0	0

※1・・・　計画７　事業No.7－1の再掲

事 業 実 施 課 ： 福祉部 障害者施策推進課

(3) 共生型サービスを活用したショートステイの充実

　障害者が身近な場所でサービスを受けられるよう、区内特別養護老人ホームの空床を利用して、共生型サービス※1を活用したショートステイ（短期入所）を令和4年3月から開始しました。その運営状況を検証しながら、拡大します。

No. 7 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
実施施設の拡大	1事業所で実施	拡大に向けた調整	1事業所増	―	1事業所増
事業費（百万円）		1	1	1	3

※1・・・　介護保険と障害福祉サービスを同一の事業所で一体的に提供するサービス

事 業 実 施 課 ： 福祉部 障害者施策推進課

2 医療的ケアが必要な障害者への支援の充実

(1) 医療的ケアが必要な障害者の通いの場の充実

令和5年度に取得した三原台二丁目用地に、医療的ケアが必要な障害者の通いの場やショートステイを備えた多機能型の施設を誘致します。
関町福祉園用地に、民間事業者が整備・運営する生活介護事業所等を誘致します。
また、福祉園等の障害福祉サービスを実施する施設で、医療的ケアが必要な障害者の受入れを開始し、重症心身障害者の通所定員を拡大します。

No. 7 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ 三原台二丁目用地での多機能型施設の誘致 関係機関調整・設計	三原台二丁目用地の取得	事業者選定 関係機関調整	関係機関調整 ・設計	関係機関調整 ・設計	関係機関調整 ・設計
★ 関町福祉園用地での生活介護事業所等の誘致 事業者選定 関係機関調整	―	―	事業者選定 関係機関調整	関係機関調整	事業者選定 関係機関調整
重症心身障害者の通所定員の拡大 定員35名	定員30名	定員31名 （1か所拡大）	定員32名 （1か所拡大）	定員35名 （2か所拡大、2か所調整）	定員35名
事業費（百万円）		575	1,317	1,763	3,655

事 業 実 施 課 ： 福祉部 障害者施策推進課

(2) 医療的ケアに対応したショートステイの充実

医療的ケアをしている家族の負担を軽減するため、医療的ケアに対応したショートステイの実施施設を拡大します。

No. 7 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
医療型ショートステイ※1の拡大	調整	調整	調整	拡大	拡大
事業費（百万円）		2	2	4	8

※1・・・ 医療的ケアが必要な重症心身障害児者などを対象として実施するショートステイ

事 業 実 施 課 ： 福祉部 障害者施策推進課

(3) 医療的ケア児とその家族の相談支援の充実 ★

こども発達支援センターに配置している医療的ケア児等コーディネーターが、サービスの利用計画に関する相談の他、医療的ケア児の地域生活に関わる様々な相談に対し、保健相談所や福祉事務所、医療機関、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携しながら対応します。あわせて、民間事業所で活動している医療的ケア児等コーディネーターへの支援を通じ、身近な地域における相談支援体制を充実します。

また、ペアピア相談員（医療的ケア児を育てた経験のある家族）による相談支援を実施します。

No. 7 － 6		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①コーディネーターによる相談支援の充実	開始	充実	実施	実施	充実
②ペアピア相談員による相談支援の実施	開始	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		8	8	8	24

事 業 実 施 課 ： 福祉部 障害者サービス調整担当課

3 重度化・高齢化対応と日中活動後の支援の充実

(1) 福祉作業所における生活介護事業の開始

福祉作業所に通所する障害者の重度化・高齢化が進行していることから、通い慣れた施設への通所継続を図るため、民営化する際に生活介護事業を開始します。

No. 7 － 7		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
福祉作業所における生活介護事業の開始（3か所）	福祉作業所における生活介護事業の開始（1か所）	1か所開始 1か所調整	1か所開始 1か所調整	1か所調整	2か所開始
事業費（百万円）		2	0	9	11

事 業 実 施 課 ： 福祉部 障害者施策推進課

(2) 日中活動後の支援の充実 ★

家族の介護負担の軽減や就労等を支援するため、区立福祉園等（指定管理者施設）や民間事業所において、所定の利用時間後に、施設を活用した居場所の提供について検討します。

移動支援の利便性を向上させることにより、日中活動後の余暇活動等における活用を促進します。

No. 7 － 8		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
日中活動後の施設の活用	―	検討	1か所調整	1か所開始 1か所調整	1か所開始 1か所調整
移動支援の充実	実施	実施	充実	実施	充実
事業費（百万円）		0	0	0	0

事 業 実 施 課 ： 福祉部 障害者施策推進課、障害者サービス調整担当課

4 就労支援の充実

①障害特性や個々の能力に応じた多様な働き方が出来るよう、企業や支援機関との連携を強化し、安定した就労へ結び付けるとともに、特に離職率が高い就職後初期の支援を強化することにより、離職を防止します。
②重度障害等のある方が就労継続できるよう、介護者が通勤や勤務時間中の支援を行う重度障害者等就労支援事業を実施します。
③障害者施設において、自主生産品の販路拡大や魅力的な商品開発を後押しするため、経営コンサルタントや商品デザイナーの活用を支援するとともに、電子決済の導入やホームページの作成など、ICT導入の支援を行い、工賃向上を図ります。
④農業者との連携により、農産物の加工・販売や農作業等を行う農福連携の取組を推進します。

	No. 7 － 9		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	① 就労支援の充実					
	特別支援学校およびレインボーワークから一般就労した年間の障害者数 年間98人	年間85人（見込）	年間91人	年間91人	年間98人	年間98人
★	初期集中支援体制の強化	実施	実施	強化	実施	強化
★	②重度障害者等就労支援事業の実施	検討	開始	実施	実施	実施
	③ 就労支援の充実/福祉的就労への支援					
	経営コンサルタント等活用の支援 年間5施設	実施（年間5施設）	実施（年間5施設）	実施（年間5施設）	実施（年間5施設）	実施（年間5施設）
★	ICTを活用した工賃向上支援の実施	―	検討	実施	実施	実施
	④農福連携の取組件数 計46件	計43件	1件	1件	1件	3件
	事業費（百万円）		149	155	155	459

事 業 実 施 課 ： 福祉部 障害者施策推進課、障害者サービス調整担当課

5 障害特性に応じたきめ細やかな対応

(1) 障害者の意思疎通支援事業の充実

聴覚障害や視覚障害など、個々の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を充実することにより、共生社会の実現を目指し、「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」を令和4年6月に制定しました。

ICTを活用した相談窓口の充実や遠隔手話通訳の設置場所の拡大、障害者とのコミュニケーションガイドブックを活用したコミュニケーションサポーターの養成研修、手話言語の普及啓発のため条例の紹介動画の作成などの意思疎通支援事業により障害者の意思疎通支援を充実します。

	No. 7 － 10		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★	ICT相談窓口の充実	実施	充実	充実	充実	充実
★	遠隔手話通訳設置場所の拡大	検討	拡大	拡大	拡大	拡大
★	コミュニケーションサポーター養成研修の実施　年間40人	実施（年間40人）	実施（年間40人）	実施（年間40人）	実施（年間40人）	実施（年間40人）
★	条例紹介動画の作成・手話言語の普及啓発	検討	作成・実施	実施	実施	実施
	事業費（百万円）		6	5	5	16

事 業 実 施 課 ： 福祉部 障害者施策推進課、障害者サービス調整担当課

(2) 障害児一時預かり事業の実施

練馬区在住の障害児および発達に心配のある児童の保護者が疾病などの理由により一時的に保育が必要となった際に、一時預かり事業を実施し、児童とその保護者の健康、福祉の増進を図ります。また、医療的ケアが必要な障害児者の受入れに向けた検討を進めます。

No. 7 － 11		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
障害児一時預かり事業の実施 利用者数延1,000人	実施 （利用者数延800人）	実施 （利用者数延900人）	実施 （利用者数延950人）	実施 （利用者数延1,000人）	実施 （利用者数延1,000人）
事業費（百万円）		19	19	19	57

事 業 実 施 課 ： 福祉部 障害者サービス調整担当課

(3) 介護人材の確保・育成・定着※1【再掲】

複合化・複雑化した区民の生活上の課題に対応する人材の確保・育成を促進するため、練馬福祉人材育成・研修センター事業と練馬障害福祉人材育成・研修センター事業を統合しました。統合後の研修センターにおいて、各分野の専門研修に加え、地域共生社会や介護者支援など、介護サービスと障害福祉サービスの共通課題を学ぶ研修を充実し、職員の対応力の向上を支援していきます。

No. 5 － 9の再掲		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
練馬福祉人材育成・研修センター事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		0	0	0	0

※1・・・ 計画５ 事業No. ５ － ９の再掲

事 業 実 施 課 ： 高齢施策担当部 高齢社会対策課
福祉部 障害者サービス調整担当課

(4) ペアレントトレーニングの実施・障害児のきょうだい児支援　★

①発達に課題を抱える児童の保護者や養育者を対象に子育てに関する講座（ペアレントトレーニング）を実施します。講座に参加した保護者や養育者を対象にフォローアップ講座を開催し継続的に子育ての支援を実施します。
②障害児が兄弟姉妹にいる児童を対象に、障害理解のための講座や子どもたち同士の交流を目的としたレクリエーション活動を実施します。レクリエーション活動を通して児童の不安解消の促進と支援に取り組みます。

No. 7 － 12		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① ペアレントトレーニング等の実施	―	検討	実施	実施	実施
② 障害児のきょうだい児支援の実施	―	検討	実施	実施	実施
事業費（百万円）		0	3	3	6

事 業 実 施 課 ： 福祉部　障害者施策推進課、障害者サービス調整担当課

(5) 精神障害者等への支援の充実

長期入院患者の地域移行・定着支援のため、医療・福祉等関係団体などに調査を行い、更なる精神障害者への支援を検討し、実施します。

No. 7 － 13		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
長期入院患者の地域移行・定着の支援	実施	調査実施・分析	更なる支援策の検討	充実	充実
事業費（百万円）		1	1	1	3

事 業 実 施 課 ： 福祉部　障害者施策推進課
健康部　保健相談所

戦略計画 8　ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

令和６年度～令和８年度の取組

１　ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実

令和4年度に実施したひとり親家庭ニーズ調査の結果を踏まえ、家賃等の固定費の負担を軽減するため、低廉な家賃の住居への転宅を希望する世帯に対し、引っ越し費用や敷金・礼金など転居に要する費用を助成します。子育てや家事などの支援ニーズにきめ細かく対応できるよう、ひとり親家庭ホームヘルプサービスなどの在宅サービスを充実します。早期に区のひとり親支援策につなぐため、離婚前後の親を対象とした支援講座を実施します。また、養育費確保に向けた更なる支援として、ADR※1利用支援事業を充実します。

	No. 8 － 1		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★	転宅費用助成の実施	検討	開始	実施	実施	実施
★	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実	実施	充実	充実	実施	充実
★	離婚前後親支援講座の実施	検討	開始	実施	実施	実施
★	ADR(裁判外紛争解決手続)※1 費用助成の充実	検討	充実	実施	実施	充実
	事業費（百万円）		51	69	69	189

※1･･･　裁判ではなく、法務省が認証した民間機関が調停を行い、話し合いで紛争を解決する方法

事 業 実 施 課 ：　福祉部　生活福祉課

2 生活困窮者への支援体制の強化

生活にお困りの方の相談窓口である生活サポートセンターで、オンライン相談を開始します。また、円滑に支援につながるよう、生活保護制度に関するAIチャットボットによる情報提供を開始します。石神井再開発ビル内への新たな生活サポートセンターの設置に向けて調整を進めるとともに、石神井庁舎などにおける定期的な相談や個別訪問などのアウトリーチ事業を実施します。

No. 8 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ 生活サポートセンターでオンライン相談を実施	検討	開始	実施	実施	実施
★ AIチャットボットによる情報提供	検討	開始	実施	実施	実施
石神井庁舎での相談・アウトリーチ相談の実施	実施	実施	実施	実施	実施
★ 石神井公園駅南口西地区の再開発ビルへの生活サポートセンター設置に向けた準備	調整	調整	調整	準備	準備
事業費（百万円）		1	1	1	3

事 業 実 施 課 ： 福祉部 生活福祉課

３ 生活保護受給世帯に対する自立支援の充実

生活保護の新規受給世帯の増加に対応し、きめ細やかなサポートを行うため、今後も適正なケースワーカーの人員を確保します。「就労自立の促進」「生活自立の促進」「次世代育成支援」「適正支給の強化」を4つの重点項目として、生活保護受給世帯の自立支援に取り組みます。特に、就労自立については、求人開拓・事業者とのマッチング・就労定着支援を行う就労サポーターを増員するとともに、ケースワーカー、ハローワーク等が連携して、生活困窮から生活保護に至るまで、切れ目のない支援を実施します。

No. 8 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
就労支援の推進	実施	充実	充実	実施	充実
事業費（百万円）		122	127	127	376

事 業 実 施 課 ： 福祉部 生活福祉課

４ 困難な問題を抱える女性への支援の強化 ★

困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら最適な支援を受けられるようにするため、困難女性支援に関する基本計画を策定します。関係機関や民間団体と連携し、支援調整機能の強化や居場所事業等を実施します。

No. 8 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
困難女性支援に関する基本計画の策定に基づく支援の実施	検討	策定	実施	実施	実施
若年女性のための居場所事業の実施	検討	検討	実施	実施	実施
事業費（百万円）		0	***	***	***

事 業 実 施 課 ： 総務部 人権・男女共同参画課
福祉部 生活福祉課

5 児童相談体制「練馬区モデル」の強化※1【再掲】

東京都が令和6年度に設置する（仮称）東京都練馬児童相談所との連携を更に深め、子どもを虐待から守り、子育て家庭を支援するための児童相談体制の充実を図ります。

子どもや子育て家庭が地域で安心して暮らし続けられるようにするため、子ども家庭支援センターに専門職員の増員を行い、地域におけるきめ細かく継続的な支援を強化します。

また、都児相職員と連携し、区心理職によるCAREプログラム※2を実施するなど、保護者支援を拡充します。

さらに、子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子が一緒に入所できる親子入所型ショートステイを新たに実施するとともに、子どもショートステイの実施場所を増やします。

No. 2 － 2の再掲		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① 迅速かつ一貫した児童虐待への対応強化					
都区の連携強化充実	調整	充実	実施	実施	充実
② 子ども家庭支援センターの体制強化					
専門職員等の増員	心理9人、福祉33人、保健師8人、会計年度任用職員相談員8人	増員	増員	増員	増員
③ 保護者支援の拡充					
★ 支援プログラムの充実	充実	充実	実施	実施	充実
④ ショートステイ事業の充実					
★ 親子入所型ショートステイの実施	調整	開始	実施	実施	実施
子どもショートステイの充実（4か所）	実施（3か所）	充実（1か所）	実施	実施	充実（1か所）
事業費（百万円）		23	23	23	69

※1・・・ 計画２ 事業No.2－2の再掲

※2・・・ C(Child子どもと) A(Adult大人の) R(Relationship関係を) E(Enhancement強化する) 。
子どもとより良い関係を築く時に大切な養育のスキルを体験的に学ぶことができるプログラム

事 業 実 施 課 ： こども家庭部 子ども家庭支援センター、在宅育児支援担当課

６ ヤングケアラーへの支援の充実※1【再掲】

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、学校とスクールソーシャルワーカーの連携を強化します。ヤングケアラーチェックシートを活用し、関係機関が円滑に連携できるようにします。

子ども家庭支援センターでは、ヤングケアラーコーディネーターを4地域ごとに1名配置し、ヤングケアラーチェックシート等により把握した子どもの状況を踏まえ、必要に応じて、情報共有と支援の調整を図り、支援方針を決定します。

子どもが担っているケアの負担を軽減するため、支援が必要となる家庭へのヘルパー派遣事業を拡充するほか、介護保険法や障害者総合支援法に基づくホームヘルプ・ショートステイなどを活用し、福祉・教育・子育て等の関係者が連携し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援につなげます。

No.４－15の再掲		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ 学校とスクールソーシャルワーカーの連携による早期発見の充実	実施	充実	実施	実施	充実
★ ヤングケアラーコーディネーターの配置	検討	配置	継続	継続	配置
★ 一人ひとりに応じた支援の実施	実施	充実※2	実施※2	実施※2	充実
事業費（百万円）		***	***	***	***

※1・・・　計画４　事業No.４－15の再掲

※2・・・　支援にかかる事業費は各所管の事業で計上

事業実施課：
教育振興部　教育指導課、学校教育支援センター
こども家庭部　子ども家庭支援センター
福祉部、高齢施策担当部、健康部、こども家庭部内の支援を実施する課

戦略計画 9　民間ならではの多様な活動と連携した地域福祉の推進

令和６年度～令和８年度の取組

１　地域活動の推進　★

①地域活動に参加したい区民の背中を後押しするため、学びやスキルアップ、地域とのつながりができる場として「つながるカレッジねりま（福祉分野）」を引き続き開講します。修了生が各分野で活躍できるよう、町会・自治会をはじめ、人材を求める団体とのマッチングを行っていきます。
②高齢者をよりきめ細やかに支えるため、日常生活圏域を4地区から地域包括支援センターに合わせ27地区に変更します。
　生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに1名ずつ配置し、支援が必要な高齢者を地域で活動している団体等へつなぐ体制を強化するとともに、元気高齢者を団体の活動の担い手としてつなぎ、活躍の場を広げます。また、支援関係者間で情報共有するための仕組みを導入します。
③年齢、性別、障害の有無や国籍などの違いにかかわりなく、多様な人達が共に地域で活躍できるようにするため、多様な人が社会参加する上でのバリアを理解し、ユニバーサルデザインについて継続的に学ぶ講座を新設します。また、小中学校でのユニバーサルデザイン体験教室の実施数を増やすなど、ユニバーサル社会を実現するための取組を推進していきます。

No. 9 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①「つながるカレッジねりま（福祉分野）」の実施	実施	実施	実施	実施	実施
②生活支援コーディネーター体制の拡充【再掲】※1	2人体制 4地区	27人体制 27地区	27人体制 27地区	27人体制 27地区	27人体制 27地区
③ ユニバーサル社会づくりの推進					
講座の充実	実施	充実	充実	充実	充実
体験教室の充実	実施	充実	充実	充実	充実
事業費（百万円）※2		13	14	14	41

※1･･･　計画５　事業No.5－1の再掲
※2･･･　事業費の一部は介護保険会計に計上します。

事業実施課：　福祉部　管理課
高齢施策担当部　高齢者支援課

2 重層的な支援体制の強化 ★

①地域福祉コーディネーターを増員し、区内4か所の「ボランティア・地域福祉推進センター（コーナー）」に配置します。区民や地域団体から地域で気になる方などの情報を収集し、個別訪問を実施するほか、相談に応じ、適切な支援につなげます。
②長期間ひきこもり状態にある方等に対し、社会参加のきっかけづくりとなるよう、居場所支援を実施します。居場所提供から就労準備・職場定着支援まで行う「あすはステーション」を区西部に増設します。

No. 9 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①アウトリーチ型の支援体制の強化	開始（2人体制）	充実（4人体制）	実施	実施	充実（4人体制）
②社会参加に向けた居場所支援の充実	開始	実施	実施	充実	充実
事業費（百万円）		62	62	62	186

事 業 実 施 課 ： 福祉部 生活福祉課

3 権利擁護支援事業の充実 ★

身寄りのない高齢者等が安心して人生を全うできるよう、権利擁護センターに終活相談窓口を設置します。権利擁護に関するニーズや課題を把握・分析し、成年後見制度の利用に至る前のサービスを充実します。また、後見人候補者の選択肢を増やし適切な後見人が選任されるよう、法人後見を実施する団体への人的・財政的支援を充実します。

No. 9 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
終活相談窓口の設置	検討	開始	実施	実施	実施
権利擁護事業の充実	検討	充実	充実	充実	充実
事業費（百万円）		94	99	102	295

事 業 実 施 課 ： 福祉部 管理課

４ 再犯防止を推進するための取組 ★

就労・住居の確保や福祉サービスの提供などにより、出所者等の社会的な孤立を防ぐとともに社会復帰を支援するため、再犯防止推進計画を次期地域福祉計画に位置付け、継続的に支援に取り組みます。また、（仮称）再犯防止支援会議を設置し、個別ケースごとに保護司等を交えて支援策の検討を行い、総合福祉事務所や生活サポートセンターなど必要な支援先につないでいきます。

No. 9 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
再犯防止推進計画の策定に基づく支援の実施	検討	策定	実施	実施	実施
（仮称）再犯防止支援会議の設置、個別支援の実施	検討	検討	設置	実施	実施
事業費（百万円）		0	1	1	2

事 業 実 施 課 ： 福祉部 管理課

戦略計画 10　安心して医療が受けられる体制の整備

令和６年度～令和８年度の取組

1　練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備

練馬光が丘病院跡施設を活用し、医療・介護の複合施設の整備を進め、令和7年度の開設を目指します。近接の練馬光が丘病院などと連携し、入院から在宅生活に至るまで切れ目のない医療・介護サービスを目指します。医療分野では、地域包括ケア病床および療養病床に加え、区内初となる緩和ケア病床を有する157床の病院を整備します。

No. 10 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
開設	工事（一部）※1	工事※1	開設	―	開設
改修工事費負担金の支出（完了） 設備整備費補助（完了）	―	改修工事費負担金の支出 設備整備費補助	―	―	改修工事費負担金の支出（完了） 設備整備費補助（完了）
事業費（百万円）		2,132	0	0	2,132

※1･･･　工事は共同事業体「ＪＳＫグループ」が実施します。

事業実施課：　地域医療担当部　医療環境整備課
福祉部　障害者施策推進課
高齢施策担当部　高齢社会対策課、介護保険課

2　災害時や感染症拡大時に備えた医療体制の整備

順天堂練馬病院の新病棟整備を支援し、災害時の応急処置等の対応スペースや備蓄物資等の保管場所、感染症拡大時における感染症患者の隔離スペース等を確保するとともに、増床に向けた調整を進め、医療提供体制の強化を図ります。

No. 10 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議
事業費（百万円）		***	***	***	***

事業実施課：　地域医療担当部　医療環境整備課

3 新たな病院整備の検討

練馬区医療施策検討委員会からの提言を踏まえ、区内の病院配置状況を考慮しながら、今後の医療需要等を見据えた医療機能を有する新たな病院の誘致を目指します。

No. 10 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
関係機関との調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議
事業費（百万円）		0	0	0	0

事 業 実 施 課 ： 地域医療担当部 医療環境整備課

4 在宅医療提供体制の充実

在宅で医療と介護が必要となったときに誰もが安心して療養生活が送れるよう、練馬区医師会医療連携在宅医療サポートセンターと連携し、在宅医療を行う医療機関の休日夜間診療を支援するモデル事業を実施します。あわせて他科連携支援体制の検討をするなど、在宅医療提供体制の更なる充実を図ります。

また、区民自身が望む医療や介護を自ら選択できるよう、ACP（人生会議）※1や在宅療養の普及啓発を強化します。

No. 10 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
練馬区医師会医療連携・在宅医療サポートセンターと連携した在宅医療提供体制の充実	実施	充実	実施	実施	充実
★ ACP※1の普及啓発	―	開始	実施	実施	実施
事業費（百万円）		30	28	33	91

※1・・・ Advance Care Planning（人生会議）とは、もしものときのために、医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のこと

事 業 実 施 課 ： 地域医療担当部 地域医療課

5 練馬区感染症ネットワークの推進

新型コロナウイルス感染症対応において、日頃から区医師会や医療機関との連携を図っていたことで、新型コロナワクチン接種体制「練馬区モデル」やPCR検査等の実施体制の構築、自宅療養者に対する医療的支援事業「三つの柱」等の対策を速やかに講じることができました。

令和5年3月には、医師会、病院、高齢者・児童施設や学校等の関係機関で構成する「練馬区新型インフルエンザ等感染症対策ネットワーク会議」を設置し、感染拡大時に的確な対応が取れる体制を整備しています。

引き続き、平時から会議の開催や効果的な手法により感染症情報を共有するとともに、今後起こりうる新興・再興感染症発生時に迅速に実効性のある取り組みを実施できるよう関係機関との密接な連携を一層推進します。

No. 10 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
練馬区感染症ネットワーク会議の開催	開催	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		1	1	1	3

事 業 実 施 課 ： 健康部 保健予防課

戦略計画 11　身体とこころの健康づくりを応援

令和６年度～令和８年度の取組

１　区の特色を生かした健康づくり

区内の自然や区の魅力を感じながらウォーキングができるよう、健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」のコンテンツを充実します。加えて、健康に関心を持ち継続して身体を動かすきっかけづくりのため、健康インセンティブ事業を実施します。

また、児童館等で食育体験を行い食育を推進する「ちゃんとごはん」プロジェクトを高松みらいのはたけで実施するなど対象施設を拡大するとともに、ねりまの食育応援店等との連携により、栄養バランスがとれた食事を体験し学べる機会を設けます。

	No. 11 － 1		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	練馬健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」					
	コンテンツの充実	充実	充実	充実	充実	充実
	健康インセンティブ事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施
	「ちゃんとごはん」プロジェクトの拡充					
★	対象施設の拡大	実施	拡大	実施	実施	拡大
★	食育応援店等との連携	―	開始	充実	充実	充実
	事業費（百万円）		13	24	8	45

事 業 実 施 課 ： 健康部 健康推進課、保健相談所

2 ナッジ理論や健診データを活用した受診勧奨

健診（検診）を「受けてみようかな」と思わせるよう案内を工夫し、受診率の向上につながるよう、行動変容を促すデザイン（ナッジ理論）を用いた封筒等により案内を行います。

また、国保特定健診において、健診結果の血圧の値が受診勧奨値に該当し、医療機関未受診の方に受診勧奨通知を発送し、正しい健康情報の提供と医療機関への受診を促します。

No. 11 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ 受診率向上に向けたがん検診等案内の工夫	検証	実施	実施	実施	実施
★ 個別勧奨の実施	計画作成準備	計画作成・実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）※1		78	78	78	234

※1・・・　事業費の一部は国民健康保険事業会計に計上します。

事 業 実 施 課 ：　区民部　国保年金課
健康部　健康推進課、保健相談所

3 がん対策の推進

(1) 健康診査とがん検診における同時受診の拡充

練馬区医師会や医療機関の協力のもとで、仕事や子育て等で忙しい方々が、健康診査と複数のがん検診を同時に受診できる医療機関を充実します。

No. 11 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ 同時受診可能な医療機関の充実	現状把握と課題の整理	協議	充実	充実	充実
事業費（百万円）		953	953	953	2,859

事 業 実 施 課 ： 健康部 健康推進課

(2) がん患者および家族の支援

がん患者が住み慣れた地域で治療と仕事・子育てなどを両立できるように、ウィッグなどアピアランスケア用品の購入費用の助成を行うとともに、東京都がん診療連携拠点病院である順天堂練馬病院がん相談支援センターや患者団体、患者や家族を支える関係者と連携し、がん患者とその家族の生活の質を向上するための取組を行います。

No. 11 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ ①ウィッグ等購入費用の助成	準備	開始	実施	実施	実施
②がん患者等支援連絡会の開催	実施	実施	実施	実施	実施
③順天堂練馬病院がん相談支援センターとの連携事業の充実	実施	充実	充実	充実	充実
★ ④がんに関する相談窓口等情報の周知、普及啓発（リーフレットの作成）	―	作成・実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		46	46	46	138

事 業 実 施 課 ： 健康部 健康推進課

４ こころの健康問題を抱える方等への支援

NPO法人と連携した相談支援や、LINEやアプリ等により広く情報を発信し、適切な相談窓口につなぎます。また、区内の経営者等向けのメンタルヘルスケア講座や若年者のゲートキーパー（自殺防止対策の要となる人材）育成強化にむけて、高校生を対象とした養成講座を実施します。

区内の三次救急医療機関である順天堂練馬病院と連携し、保健師・地域精神保健相談員が自殺未遂者やその家族の相談に応じ、支援します。

No. 11 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ NPO法人と連携した相談支援の実施	―	開始	実施	実施	実施
LINEやアプリ等を活用した情報発信の強化	・LINE等を活用した相談窓口の周知 ・コラムの掲載	充実	充実	充実	充実
★ メンタルヘルスケア講座の実施　延90人	―	開始 （年間30人）	実施 （年間30人）	実施 （年間30人）	実施 （延90人）
ゲートキーパー養成講座の実施　計21回実施、延1,050人	実施 （年間7回、350人）	実施 （年間7回、350人）	実施 （年間7回、350人）	実施 （年間7回、350人）	実施 （計21回、延1,050人）
★ 自殺未遂者支援事業の実施	―	開始	実施	実施	実施
事業費（百万円）		2	2	2	6

事 業 実 施 課 ： 健康部 保健予防課、保健相談所

施策の柱４

安全・快適、みどりあふれるまち

戦略計画 12　地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」

令和６年度～令和８年度の取組

1　「攻めの防災」を更に加速化

(1) 木造住宅密集地域での火災延焼を防ぐ！

①木造住宅密集地域における道路・公園の整備と不燃化の着実な推進

老朽木造住宅が密集する地域の改善を、密集住宅市街地整備促進事業（密集事業）等により進めます。

貫井・富士見台地区は、地区計画の策定、新たな防火規制（新防火規制）※1区域の指定などに向けて取り組むとともに、道路拡幅等を進めます。

桜台東部地区は、地区計画の策定、新防火規制区域の指定などに向けた取組を進めるとともに、道路整備に向けた取組等を進めます。

両地区において地域の主要な避難路を選定し、沿道の危険なブロック塀等の撤去や狭あい道路の拡幅を促進する改善事業を重点的に進めます。

	No. 12 － 1		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	(ア)貫井･富士見台地区					
★	地区計画素案作成	—	次期計画区域選定	素案検討	素案作成	素案作成
★	新防火規制区域の指定に向けた合意形成活動※2	—	次期区域選定※2	合意形成活動※2	合意形成活動※2	合意形成活動※2
	A路線 用地買収（一部） 設計	用地買収（一部）	用地買収 関係機関調整	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収（一部） 設計
	1号線 富士見台駅周辺交通施設 用地買収 （一部）	用地買収（一部）	用地買収 関係機関調整	用地買収 関係機関調整	用地買収 関係機関調整	用地買収（一部） 関係機関調整
★	新設道路 事業決定	—	測量・設計 関係機関調整	測量・設計 関係機関調整	事業決定	事業決定
★	密集事業実施地区における改善事業の実施	—	制度充実 周知・助成	周知・助成	周知・助成	周知・助成

No. 12 － 1続き		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
(イ) 桜台東部地区					
地区計画原案作成	素案検討	素案検討	素案作成	原案作成	原案作成
★ 新防火規制区域の指定に向けた合意形成活動※2	―	合意形成活動※2	合意形成活動※2	合意形成活動※2	合意形成活動※2
防災道路1号線 測量 用地買収（一部）	合意形成 測量	測量	測量	測量 用地買収	測量 用地買収（一部）
★ 密集事業実施地区における改善事業の実施	―	制度充実 周知・助成	周知・助成	周知・助成	周知・助成
事業費（百万円）		490	880	1,305	2,675

※1・・・ 地域の防火性を高めることを目的に、東京都建築安全条例に基づき建物を建てる際に一定の防火構造以上とする新たな防火規制の手法です。

※2・・・ 地区計画と同じ区域を対象にします。

事 業 実 施 課 ： 都市整備部 防災まちづくり課、建築・開発担当部 建築課
危機管理室 防災推進課

②防災まちづくり推進地区における改善事業

密集住宅市街地整備促進事業を実施する2地区に次いで危険性が懸念される3地区（田柄、富士見台駅南側、下石神井）を区独自に「防災まちづくり推進地区」として位置づけ、老朽木造住宅の建替え、狭あい道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去などを促進する改善事業を集中的に進めていきます。

地区の指定期間を令和2年4月から令和7年3月までの5年間としていましたが、コロナ禍により、地域住民に対する周知・啓発が十分に行えない時期があったことから、指定期間を3年間延長し、令和10年3月までとします。

No. 12 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
地区における改善事業の実施	周知・助成	周知・助成	周知・助成	周知・助成	周知・助成
事業費（百万円）		9	9	9	27

事 業 実 施 課 ： 都市整備部 防災まちづくり課、建築・開発担当部 建築課
危機管理室 防災推進課

③出火防止対策の強化　★

地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い、防災まちづくり事業実施地区の木造住宅世帯や、特に配慮が必要な避難行動要支援者を対象に、リーフレットの発行、イベントでの啓発や訓練を通じて、地震、火災対策の周知啓発を行います。
さらに、感震ブレーカーの無償貸与および取付支援を実施します。

No. 12 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
防災まちづくり事業実施地区における感震ブレーカーの貸与 計480件 取付支援の実施	―	貸与　160件 実施	貸与　160件 実施	貸与　160件 実施	貸与　480件 実施
個別避難計画作成対象者への感震ブレーカーの貸与 計1,440件 取付支援の実施 【再掲】※1	―	貸与　480件 実施	貸与　480件 実施	貸与　480件 実施	貸与　1,440件 実施
事業費（百万円）		8	8	8	24

※1･･･　計画12　事業No.12－12の再掲

事 業 実 施 課 ：　危機管理室　防災推進課、区民防災課

④地域の初期消火力の強化 ★

(ｱ) 地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い地区から優先的に、区立施設やコンビニなどの街頭に、消火用スタンドパイプを設置します。
(ｲ) 多くの区民が初期消火を体験できるよう、地域で初期消火訓練を展開します。
(ｳ) 区民防災組織へスタンドパイプを配備し、訓練を促進します。
(ｴ) ねりま防災カレッジ事業において、初期消火に特化した講習会を開始します。

No. 12 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
(ｱ) 消火用スタンドパイプの設置 計22基	―	12基	5基	5基	22基
(ｲ) 初期消火訓練 年間参加者数 15,000人	防災訓練車の購入	15,000人	15,000人	15,000人	年間15,000人
(ｳ) 区民防災組織へのスタンドパイプの配備 計280本	250本	10本	10本	10本	30本
(ｴ) 初期消火講習会の実施 【再掲】※1	―	開始	実施	実施	実施
事業費（百万円）		6	3	3	12

※1･･･ 計画12 事業No.12－15の再掲

事 業 実 施 課 ： 危機管理室 防災推進課、区民防災課

(2) 建築物を倒壊させない！

建築物の耐震化を促進することにより、災害に強い安全なまちとし、震災から区民の生命および財産を守ります。

密集住宅市街地整備促進事業実施地区や防災まちづくり推進地区においては、旧耐震基準の住宅の耐震化を更に加速します。また、新耐震基準の住宅のうち、いわゆる2000年基準※1を満たさない木造住宅の耐震化を促進します。

No. 12 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
旧耐震住宅の耐震助成 耐震改修　計1,104件	計755件	啓発・助成	啓発・助成	啓発・助成	啓発・助成 （耐震改修　349件）
★ 新耐震木造住宅の耐震助成 耐震改修　計11件	―	啓発・助成	啓発・助成	啓発・助成	啓発・助成 （耐震改修　11件）
事業費（百万円）		131	402	393	926

※１・・・　建築基準法の改正により平成12年（2000年）６月１日に導入された耐震基準のうち、木造建築物を対象にしたもの。
平成28年熊本地震では、新耐震基準であっても2000年基準を満たさない木造住宅で被害が発生しました。

事 業 実 施 課 ：　都市整備部　防災まちづくり課

(3) 避難・物資輸送経路を確保！

①危険なブロック塀等の撤去促進

震災時におけるブロック塀等の倒壊による人的被害を防止し、安全で災害に強いまちを実現するため、危険なブロック塀等の撤去に取り組みます。所有者への戸別訪問や撤去に要する費用の一部を助成し、促進します。

防災まちづくり事業実施地区（密集住宅市街地整備促進事業実施地区、防災まちづくり推進地区）については、特に撤去を促進するため、助成制度を拡充します。

No. 12 － 6		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
危険なブロック塀等撤去 周知・助成 （助成件数　計877件）	周知・助成 （助成件数 計487件）	周知・助成 （助成件数　130件）	周知・助成 （助成件数　130件）	周知・助成 （助成件数　130件）	周知・助成 （助成件数　390件）
★ 防災まちづくり事業実施地区における助成制度の拡充	―	制度拡充	継続	継続	制度拡充
事業費（百万円）		34	34	34	102

事 業 実 施 課 ：　危機管理室　防災推進課

②輸送道路沿道建築物の耐震化

一般緊急輸送道路沿道建築物の工事助成を拡充するとともに、地域輸送道路※1沿道建築物の耐震化について検討していきます。

No. 12 － 7		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
(ア) 特定緊急輸送道路沿道の耐震化 耐震改修※2 83件/101件	82件/101件	啓発・助成	啓発・助成	啓発・助成	啓発・助成 （耐震改修　1件）
(イ) 一般緊急輸送道路沿道の耐震助成 耐震改修等　計61件	計　31件	啓発・助成	啓発・助成	啓発・助成	啓発・助成 （耐震改修　30件）
(ウ) 地域輸送道路沿道建築物 ★ 検討	調査	調査・検討	調査・検討	検討	調査・検討
事業費（百万円）		56	274	150	480

※1・・・　緊急輸送道路から避難拠点や災害時医療関係施設などを結ぶ道路

※2・・・　「耐震改修」には、耐震性ありと判明したものや建物を除却したものを含みます。

事 業 実 施 課 ：　都市整備部　防災まちづくり課

③防災道路整備の着実な推進※1【再掲】

老朽木造住宅が密集する地域の改善を、密集住宅市街地整備促進事業（密集事業）等により進めます。

貫井・富士見台地区は、地区計画の策定、新たな防火規制（新防火規制）※2区域の指定などに向けて取り組むとともに、道路拡幅等を進めます。

桜台東部地区は、地区計画の策定、新防火規制区域の指定などに向けた取組を進めるとともに、道路整備に向けた取組等を進めます。

両地区において地域の主要な避難路を選定し、沿道の危険なブロック塀等の撤去や狭あい道路の拡幅を促進する改善事業を重点的に進めます。

	No. 12 － 1の再掲		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	(ア)貫井・富士見台地区					
★	地区計画素案作成	—	次期計画区域選定	素案検討	素案作成	素案作成
★	新防火規制区域の指定に向けた合意形成活動※3	—	次期区域選定※3	合意形成活動※3	合意形成活動※3	合意形成活動※3
	A路線 用地買収（一部） 設計	用地買収（一部）	用地買収 関係機関調整	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収（一部） 設計
	1号線 富士見台駅周辺交通施設 用地買収 （一部）	用地買収（一部）	用地買収 関係機関調整	用地買収 関係機関調整	用地買収 関係機関調整	用地買収（一部） 関係機関調整
★	新設道路 事業決定	—	測量・設計 関係機関調整	測量・設計 関係機関調整	事業決定	事業決定
★	密集事業実施地区における改善事業の実施	—	制度充実 周知・助成	周知・助成	周知・助成	周知・助成

No. 12 － 1の再掲 続き		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
(イ) 桜台東部地区					
地区計画原案作成	素案検討	素案検討	素案作成	原案作成	原案作成
★ 新防火規制区域の指定に向けた合意形成活動※3	―	合意形成活動※3	合意形成活動※3	合意形成活動※3	合意形成活動※3
防災道路1号線 測量 用地買収（一部）	合意形成 測量	測量	測量	測量 用地買収	測量 用地買収（一部）
★ 密集事業実施地区における改善事業の実施	―	制度充実 周知・助成	周知・助成	周知・助成	周知・助成
事業費（百万円）		490	880	1,305	2,675

※1・・・　計画12　事業No.12－1の再掲

※2・・・　地域の防火性を高めることを目的に、東京都建築安全条例に基づき建物を建てる際に一定の防火構造以上とする新たな防火規制の手法です。

※3・・・　地区計画と同じ区域を対象にします。

事 業 実 施 課 ：　都市整備部　防災まちづくり課、建築・開発担当部　建築課
危機管理室　防災推進課

④都市計画道路事業にあわせた延焼遮断帯の形成

都市計画道路事業にあわせた沿道まちづくりにおいて防火地域の指定を行うことで、沿道建築物の不燃化を誘導し、延焼遮断帯の形成を図ります。

No. 12 － 8		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
防火地域の指定（4地区）	指定（補助230号線沿道、放射35号線沿道等）	―	指定（2地区）	指定（2地区）	指定（4地区）
事業費（百万円）		0	0	0	0

事 業 実 施 課 ：　都市整備部　都市計画課、東部地域まちづくり課、西部地域まちづくり課、新宿線・外環沿線まちづくり課、大江戸線延伸推進課

(4) 避難所の備蓄物資を充実！

都が更新した新たな被害想定を踏まえ、食料等の備蓄物資や資機材を引き続き充実します。あわせて、携帯トイレの増量、アレルギー対応食の充実や、防災井戸用ろ過器の導入などを進めます。

また、備蓄倉庫のない地域を解消するために、新たな倉庫を整備します。

	No. 12 － 9		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	備蓄物資等の充実					
★	携帯トイレ 計435,240回分	計183,000回分	84,080回分	84,080回分	84,080回分	計252,240回分
★	アレルギー対応食 計57,710食	計33,320食	8,130食	8,130食	8,130食	計24,390食
★	防災井戸用ろ過器 計4台	―	4台	―	―	4台
	備蓄倉庫整備 計24か所	計22か所	1か所建築 1か所改修	検討	検討	2か所整備 検討
	事業費（百万円）		84	14	14	112

事 業 実 施 課 ： 危機管理室 防災推進課

2　中高層マンション防災対策の推進　★

居住者の自助・共助意識を向上させ、在宅避難が可能となるよう、「中高層住宅の防災対策ガイドブック」を全面改訂し、中高層マンションを対象に全戸配布します。防災会の組織化や防災マニュアルの作成などのマンション防災会の活動支援を行います。さらに、応急給水栓やマンホールトイレの整備費用を補助します。

No. 12 － 10		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
「中高層住宅の防災対策ガイドブック」の改訂・発行【再掲】※1	―	改訂	発行	―	改訂・発行
応急給水栓やマンホールトイレの整備への補助 6組織	―	制度周知	補助 3組織	補助 3組織	補助 6組織
事業費（百万円）		0	6	6	12

※1・・・　計画12　事業No.12－13の再掲

事 業 実 施 課 ：　危機管理室　防災推進課、区民防災課

3　水害への対策（河川、下水道の早期整備および流域対策の推進）

①降雨による浸水被害を防止するため、東京都に対し、河川・下水道の早期整備を要請します。
②練馬区総合治水計画に基づき、令和19年度末の流域対策目標72.5万㎥の達成に向け、公共・民間施設への雨水流出抑制施設設置による流域対策を進めます。
③都が検討している気候変動を踏まえた新たな豪雨対策について、その検討結果を踏まえて練馬区総合治水計画の見直しを行います。

No. 12 － 11		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①河川改修の早期実施・下水道幹線施設整備等の東京都への要請	要請	要請	要請	要請	要請
★ ②流域対策の推進 対策量 計 637,000㎥	計 610,000㎥	9,000㎥	9,000㎥	9,000㎥	27,000㎥
★ ③総合治水計画の見直し	―	検討	検討	検討	検討
事業費（百万円）		10	10	16	36

事 業 実 施 課 ：　土木部　計画課

4 避難行動要支援者対策の推進

①避難行動要支援者の安否確認体制の強化と個別避難計画の作成
　災害時に自力で避難することが困難な方（約32,000人）を登録する「避難行動要支援者名簿」の情報を更新するとともに、災害時の避難支援の実効性を高めるため、本人の同意を得た上で、「どこへ」「だれと」避難するかを明確にする個別避難計画を作成します。作成に当たっては、避難行動要支援者のみ世帯（約5,000人）から優先的に進めます。あわせて、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した、より実効性の高い訓練を実施します。
②福祉避難所への直接避難の検討
　要介護高齢者や障害者など配慮を要する方の福祉避難所への直接避難を検討します。
③避難行動要支援者の自宅の地震・火災対策支援
　避難行動要支援者に対し、パンフレット等を活用し、感震ブレーカーの設置や家具転倒防止対策など地震・火災対策の周知・啓発を行います。
　避難行動要支援者のみ世帯（約5,000人）を対象に、感震ブレーカーの無償貸与および取付支援、家具転倒防止器具等の設置支援を実施し、出火防止と室内の安全対策に重点的に取り組みます。

	No. 12 － 12		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	①避難行動要支援者の安否確認体制の強化と個別避難計画の作成					
	避難行動要支援者名簿の随時更新	名簿の現況調査（全件調査）	更新	更新	更新	更新
	個別避難計画の作成 計22,000人	作成 4,600人	作成 9,600人 新規登録者分	作成 7,800人 新規登録者分	作成 新規登録者分	作成 17,400人 新規登録者分
	名簿・計画を活用した訓練の実施	実施	実施	実施	実施	実施
★	②福祉避難所への直接避難の検討、試行実施、拡大検討	検討	検討・試行実施	試行実施 拡大検討	試行実施 拡大検討	試行実施 拡大検討
	③避難行動要支援者の自宅の地震・火災対策支援					
★	個別避難計画作成対象者への感震ブレーカーの貸与 計1,440件 取付支援の実施	―	貸与　480件 実施	貸与　480件 実施	貸与　480件 実施	貸与　1,440件 実施
★	個別避難計画作成対象者への家具転倒防止器具等の設置支援の実施	―	実施	実施	実施	実施
	事業費（百万円）		165	130	63	358

事 業 実 施 課 ： 福祉部　管理課
危機管理室　防災推進課、区民防災課

5 地域の防災力の強化

(1) 区民の行動変容につながる周知・啓発 ★

区民の具体的な行動変容につながるよう、戦略的な周知・啓発活動を展開します。事業展開にあたっては、民間事業者のノウハウ等を活用していきます。

主要な刊行物の改訂や、区ホームページ内の防災、防犯・防火コンテンツの改訂、YouTubeを活用した防災学習コンテンツの配信など、多様な取組を進めます。「防災の手引」は改訂後、全戸配布します。

No. 12 － 13		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
刊行物の改訂・発行 ・防災の手引 ・中高層住宅の防災対策ガイドブック ・防犯・防火ハンドブック	—	刊行物の改訂	発行	—	刊行物の改訂・発行
区ホームページ内防災、防犯・防火コンテンツの改訂	—	検討	改訂	—	改訂
防災学習コンテンツの作成・配信【再掲】※1	—	作成・配信 （風水害・乳幼児の防災）	作成・配信 （マンション防災）	作成・配信 （介護・保育事業者の防災）	作成・配信
事業費（百万円）		22	54	0	76

※1・・・ 計画12 事業No.12－15の再掲

事 業 実 施 課 ： 危機管理室 危機管理課、防災推進課、区民防災課

(2) 地域別防災マップの作成・訓練の実施

地域の災害リスクや防災情報をまとめた地域別防災マップについて、水害リスクの高い地区から地域住民と協働で作成します。マップを活用した訓練を実施し、地域の防災力を強化します。

水害リスクの高い地区（対象14地区）のうち、未作成の4地区について個別に働きかけ、マップ作成を着実に進めます。

No. 12 － 14		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
計14地区作成 計16地区訓練実施 （うち2地区は2回目）	計10地区作成 計7地区訓練実施	3地区作成 3地区訓練実施	1地区作成 3地区訓練実施	3地区訓練実施 （うち2地区は2回目）	4地区作成 9地区訓練実施 （うち2地区は2回目）
事業費（百万円）		17	5	0	22

事 業 実 施 課 ： 危機管理室 防災推進課、区民防災課

(3) ねりま防災カレッジ事業の充実

区民の防災意識の向上と地域の防災リーダーを育成するため、ねりま防災カレッジで講座や講習会を実施します。時間や場所にとらわれず、防災を学ぶことができるよう、YouTube等を活用し防災学習コンテンツを作成・配信します。

今後、震災時の火災リスクに対応するため、初期消火に特化した講習会を開始し、地域の防災リーダーをさらに増やします。

No. 12 － 15		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
ねりま防災カレッジの年間受講者数 1,100人	911人	1,100人	1,100人	1,100人	年間1,100人
★ 防災学習コンテンツの作成・配信	—	作成・配信 （風水害・乳幼児の防災）	作成・配信 （マンション防災）	作成・配信 （介護・保育事業者の防災）	作成・配信
★ 初期消火講習会の実施	—	開始	実施	実施	実施
事業費（百万円）		30	30	30	90

事 業 実 施 課 ： 危機管理室 区民防災課

(4) 区民防災組織等の取組支援

区内の各地域で活動している区民防災組織に対し、訓練計画段階から様々な相談に応じるなど積極的な支援を行い、地域の防災力を強化します。

No. 12 － 16		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
防災訓練年間参加者数 74,000人	66,000人	74,000人	74,000人	74,000人	年間74,000人
事業費（百万円）		54	54	54	162

事 業 実 施 課 ： 危機管理室 防災推進課、区民防災課

｜ 関連する事業 ｜

1　都市インフラの計画的更新

①令和4年度に更新した練馬区橋梁長寿命化修繕計画に基づき、コスト縮減や補修費用の平準化、道路ネットワークの安全性・信頼性の長期的な確保を図るため、橋梁の計画的な更新を実施します。
②道路工事にあわせて汚水・雨水桝の取付管を陶製管から硬質塩化ビニル管に取り替え、道路陥没を抑制します。
③省エネルギー化を推進するため、街路灯、公園灯のLED化を更に進めます。
④練馬区公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の遊具の予防保全型管理を行います。

No. 12 － 17		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①橋梁 【再掲】※1 設計　計51橋 工事　計50橋	設計　計29橋 工事　計32橋	8橋 8橋	8橋 3橋	6橋 7橋	22橋 18橋
②道路陥没対策 【再掲】※1 桝取付管取替（道路工事） 延長61,600m	延長46,600m	延長5,000m	延長5,000m	延長5,000m	延長15,000m
③街路灯・公園灯の省エネ化 街路灯 LED化 計16,618基	計9,118基	2,500基	2,500基	2,500基	7,500基
公園灯 LED化 計559基	計199基	120基	120基	120基	360基
④公園遊具 更新　計269基	計239基 長寿命化計画改定	13基	10基	7基	30基
事業費（百万円）		298	309	343	950

※1･･･　計画13　事業No.13－4の再掲

事　業　実　施　課　：　土木部　計画課、道路公園課、維持保全担当課

2 地域の安全対策の推進

①地域防犯防火連携組織の充実
「地域の安全は地域で協力して守る」という考え方に基づき、小学校の学区域を単位として、町会・自治会やPTAなどの各地域の団体が、防犯・防火に係る取組や事件発生時の対応等について連携して自主的な活動を行うことができる組織づくりを支援します。
②防犯カメラ設置促進
自主的に防犯・防火活動を行う町会・自治会、商店会などの地域団体に対し、防犯カメラの設置・更新費用の一部を助成し、区内の設置台数の増加を図ります。維持管理についても助成を行い、防犯カメラの適正管理を支援します。
③防犯・防火に係る周知・啓発の充実
「防犯・防火ハンドブック」の改訂、区ホームページ内の防災、防犯・防火コンテンツの改訂を行います。

No. 12 － 18		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①地域防犯防火連携組織 計50学区域	計41学区域	3学区域設立	3学区域設立	3学区域設立	9学区域設立
②防犯カメラ設置 新規60台 （計1,018台） 更新150台	計958台	新規20台 （計978台） 更新50台	新規20台 （計998台） 更新50台	新規20台 （計1,018台） 更新50台	新規60台 （計1,018台） 更新150台
③防犯・防火に係る周知・啓発の充実					
★「防犯・防火ハンドブック」の改訂・発行【再掲】※1	—	改訂	発行	—	改訂・発行
★区ホームページ内防災、防犯・防火コンテンツの改訂【再掲】※1	—	検討	改訂	—	改訂
事業費（百万円）		28	28	28	84

※1・・・　計画12　事業No.12－13の再掲

事 業 実 施 課 ：　危機管理室　危機管理課、防災推進課

令和６年度～令和８年度の取組

1　都市計画道路の整備

(1) 都市計画道路の整備（区施行）

区が施行する都市計画道路の整備を着実に進めます。また、練馬区内における未着手の都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、第四次事業化計画に続く都市計画道路の整備方針の調査・検討を進めます。

No. 13 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
都市計画道路の整備 事業中　8区間					事業中　8区間
① 補助135号線および補助232号線（大泉学園駅南側地区）					
取組方針策定	取組方針案の検討	策定	―	―	策定
重点地区まちづくり計画案の検討	―	検討区域の指定	計画案の検討	計画案の検討	計画案の検討
合意形成活動	合意形成活動	合意形成活動	合意形成活動	合意形成活動	合意形成活動
測量	―	―	測量	測量	測量
生活再建支援事業実施	実施	実施	実施	実施	実施
② 補助135号線（補助156号線交差部）					
用地買収 設計	用地買収（一部）	用地買収	用地買収	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収 設計
③ 補助135号線（補助230号線交差部）					
用地買収（一部） 設計 整備（一部）	用地買収（一部）	用地買収	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収 整備	用地買収（一部） 設計 整備（一部）

No. 13 － 1続き		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
④ 補助135号線（青梅街道～新青梅街道間） 用地買収（一部）	測量	測量 設計	事業認可	用地買収	用地買収（一部）
⑤ 補助230号線（青梅街道～新青梅街道間） 用地買収（一部）	事業認可	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収（一部）
⑥ 補助232号線 Ⅰ－2期 用地買収（一部） 設計	用地買収（一部）	用地買収	用地買収	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収（一部） 設計
⑦ 区画街路1号線 設計 整備（一部）	設計 整備（一部）	整備	設計 整備	整備	設計 整備（一部）
⑧ 外環の2（上石神井駅交通広場） 用地買収（一部）	用地買収（一部）	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収（一部）
⑨ 区画街路8号線（武蔵関駅交通広場） 用地買収（一部）	事業認可	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収（一部）
第四次事業化計画に続く整備方針の調査・検討	調査・検討	調査・検討	都との調整	都との調整	都との調整 調査・検討
事業費（百万円）		634	1,280	2,185	4,099

事 業 実 施 課 ： 土木部　計画課、特定道路課
都市整備部　交通企画課、新宿線・外環沿線まちづくり課

【都市計画道路の整備実施路線箇所図】

（令和５年12月現在）

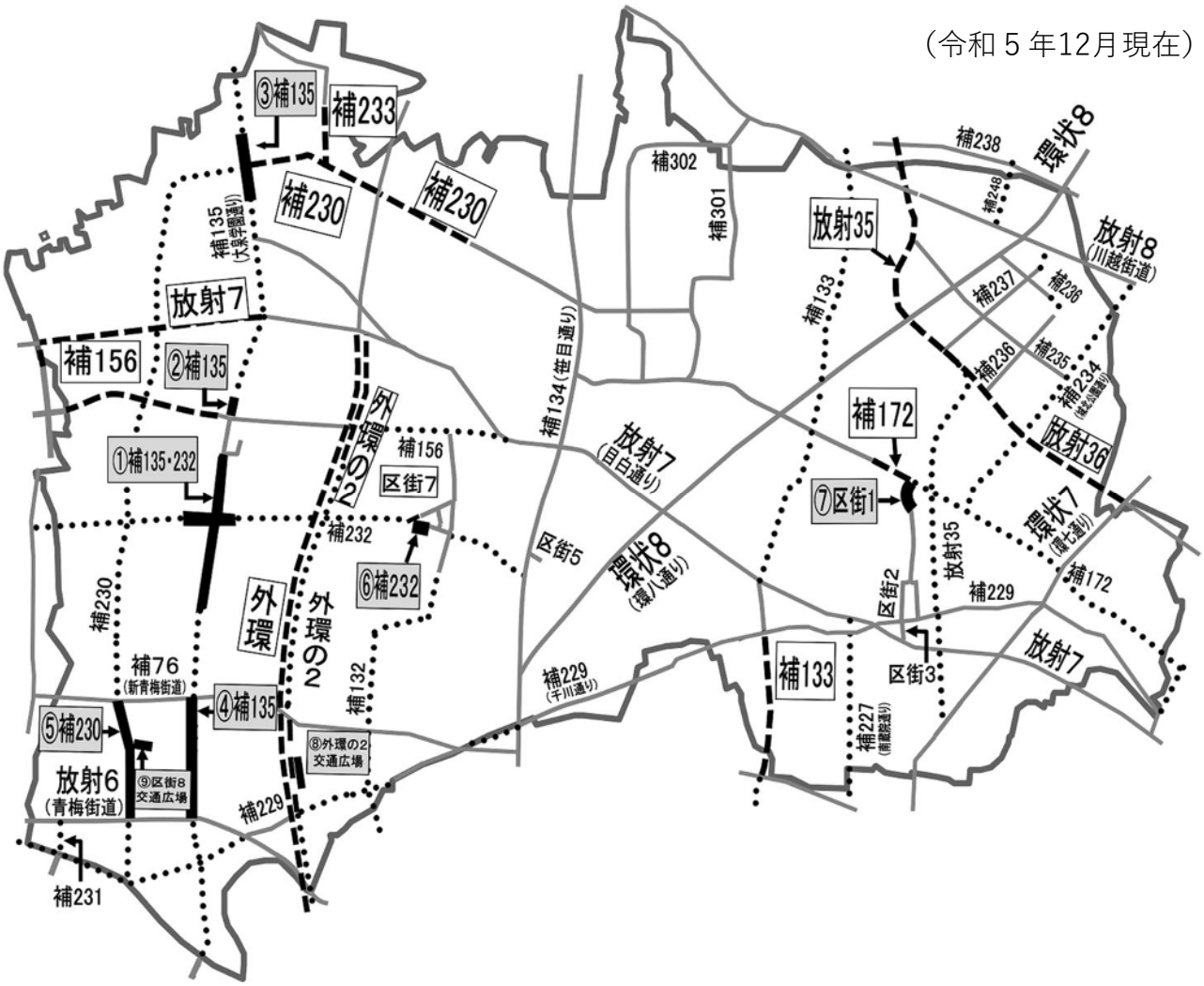

【凡例】

都市計画道路の整備実施路線箇所（区施行）	

都市計画道路	完成	
	事業中（区施行以外）	
	計画線	

路線図	○路線名	都市計画道路（整備実施路線 区施行）
	路線名	都市計画道路（事業中 区施行以外）
	路線名	主な都市計画道路

２　大江戸線の延伸

大江戸線延伸の工事着手に向けて、東京都と協議・調整を進めます。都の事業計画策定を促進し、早期の事業化とその後の鉄道事業許可取得を目指し、区民や各種団体と一体となった促進活動を引き続き展開します。また、事業着手を確実なものとするため、大江戸線延伸推進基金は計画的に積み増し、基金を効果的に活用していきます。

No. 13 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
事業化に向けた手続の促進	促進	促進	促進	促進	促進
促進活動	促進活動	促進活動	促進活動	促進活動	促進活動
★ 基金の積み増し	―	積み増し	積み増し	積み増し	積み増し
事業費（百万円）		3,015	***	***	***

事　業　実　施　課　：　都市整備部　大江戸線延伸推進課

３　西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業および側道整備事業

西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）約5.1kmの高架化により、19箇所の踏切を除却し、交通渋滞を解消するとともに踏切事故をなくし、鉄道により分断されていた市街地の一体化を図ります。
鉄道に沿った側道の整備により、住環境の保全や地域の利便性の向上を図ります。

No. 13 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
連続立体交差事業および側道整備事業※1 調整	調整 事業認可	調整	調整	調整	調整
側道整備事業※2 用地買収（一部）	設計 事業認可	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収（一部）
沿線区市とまちづくりの取組等について連携・協議	連携・協議	連携・協議	連携・協議	連携・協議	連携・協議
事業費（百万円）		103	1,382	2,624	4,109

※1・・・　東京都施行
※2・・・　練馬区施行

事　業　実　施　課　：　都市整備部　交通企画課、新宿線・外環沿線まちづくり課
土木部　計画課

４ 橋梁等の機能保全

①令和4年度に更新した練馬区橋梁長寿命化修繕計画に基づき、コスト縮減や補修費用の平準化、道路ネットワークの安全性・信頼性の長期的な確保を図るため、橋梁の計画的な更新を実施します。
②道路工事にあわせて汚水・雨水桝の取付管を陶製管から硬質塩化ビニル管に取り替え、道路陥没を抑制します。

No. 13 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①橋梁 設計　計51橋 工事　計50橋	設計　計29橋 工事　計32橋	8橋 8橋	8橋 3橋	6橋 7橋	22橋 18橋
②道路陥没対策 桝取付管取替 （道路工事） 延長61,600m	延長46,600m	延長5,000m	延長5,000m	延長5,000m	延長15,000m
事業費（百万円）		1,167	904	1,002	3,073

事 業 実 施 課 ： 土木部 道路公園課、維持保全担当課、計画課

‖ 関連する事業 ‖

1 生活幹線道路の整備

都市計画道路を補完し、地区の主要な道路となる生活幹線道路を整備します。

No. 13 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
生活幹線道路の整備 事業完了　1区間 事業中　　4区間					事業完了　1区間 事業中　　4区間
⑴　練馬主要区道3号線 用地買収（一部） 設計 整備（一部）	用地買収（一部） 設計	用地買収 設計 整備 関係機関調整	用地買収 整備 関係機関調整	用地買収 整備 関係機関調整	用地買収（一部） 設計 整備（一部）
⑵　練馬一般区道22-101号線3工区および練馬主要区道39号線 用地買収 設計	用地買収（一部） 整備（一部）	用地買収	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収 関係機関調整	用地買収 設計
⑶　練馬主要区道30号線 設計	関係機関調整	設計 関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	設計
⑷　練馬主要区道32号線 整備（完了）	設計 整備（一部）	整備	整備	整備	整備（完了）
⑸　練馬主要区道56号線 用地買収 整備（一部）	整備（一部）	用地買収	整備	整備	用地買収 整備（一部）
事業費（百万円）		472	1,177	1,421	3,070

事 業 実 施 課 ： 土木部 計画課、特定道路課

【都市計画道路および生活幹線道路の整備実施路線箇所図】

（令和５年12月現在）

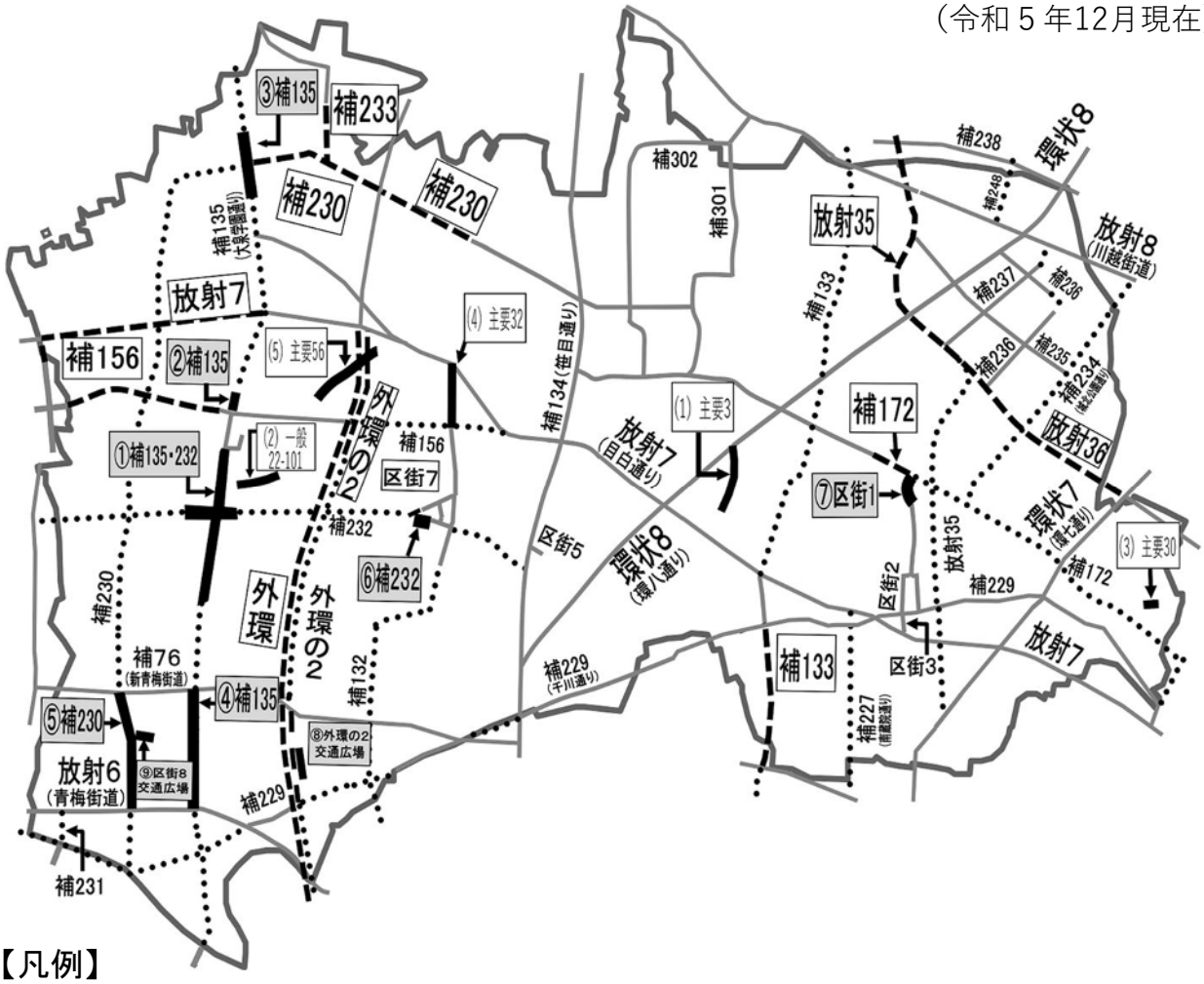

【凡例】

都市計画道路（区施行）および生活幹線道路の整備実施路線箇所	

都市計画道路	完成	
	事業中（区施行以外）	
	計画線	

路線図	○路線名	都市計画道路（整備実施路線 区施行）
	( )路線名	生活幹線道路（整備実施路線）
	路線名	都市計画道路（事業中 区施行以外）
	路線名	主な都市計画道路

2 自転車駐車場の整備

①区内各駅周辺の利用実態に応じて自転車駐車場の新設および拡張を進めます。また、都市計画道路の整備や鉄道の高架化に合わせ自転車駐車場の再配置を進めます。
②車種の多様化に対応するため、大型自転車等の優先・専用置場を拡充し、利便性向上を図ります。
③自転車駐車場定期利用のWeb申請や電子マネーによる支払いを拡大します。

No. 13 － 6		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①自転車駐車場整備					
平和台駅地上	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整
氷川台駅周辺	用地折衝 用地確保(3か所) 関係機関調整 整備(470台)	用地折衝 用地買収 関係機関調整	用地折衝 設計 関係機関調整	用地折衝 設計 関係機関調整	用地折衝 用地買収 設計 関係機関調整
武蔵関駅周辺	用地折衝 関係機関調整	用地折衝 関係機関調整	用地折衝 関係機関調整	用地折衝 関係機関調整	用地折衝 関係機関調整
★ 上石神井駅周辺	―	用地折衝 関係機関調整	用地折衝 関係機関調整	用地折衝 関係機関調整	用地折衝 関係機関調整
★ ②大型自転車等優先・専用置場の拡充	―	拡充	拡充	拡充	拡充
③自転車駐車場の定期利用Web申請等の拡大	一部導入	拡大	拡大	拡大	拡大
事業費（百万円）		1	12	15	28

事 業 実 施 課 ： 土木部 交通安全課

３ 自転車レーン等の整備

国や東京都などの事業主体とも連携し、都市計画道路の整備等にあわせて、自転車レーン等を整備します。

No. 13 － 7		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
関係機関への働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整
整備内容の検討・調整	検討・調整	検討・調整	検討・調整	検討・調整	検討・調整
事業費（百万円）		0	0	0	0

事 業 実 施 課 ： 土木部 交通安全課、計画課

4 無電柱化の推進

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的として、都市計画道路・生活幹線道路の整備やまちづくり等にあわせて無電柱化を推進します。

練馬区無電柱化推進計画は、計画期間が令和7年度までのため、推進計画の改定を行います。

No. 13 － 8		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
無電柱化 【事業完了】13路線 〔延長3,729m〕	【事業完了】12路線 〔延長3,279m〕 【事業中】 14路線				【事業完了】1路線 〔延長450m〕 【事業中】 15路線
道路新設等に伴い 無電柱化する路線※1					
①補助135号線（補助156号線交差部） 用地買収 設計	用地買収（一部）	用地買収	用地買収	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収 設計
②補助135号線（補助230号線交差部） 用地買収（一部） 設計 整備（一部）	用地買収（一部）	用地買収	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収 整備	用地買収（一部） 設計 整備（一部）
③補助135号線 （青梅街道～ 新青梅街道間） 用地買収（一部）	測量	測量 設計	事業認可	用地買収	用地買収（一部）
④補助230号線（青梅街道～新青梅街道間） 用地買収（一部）	事業認可	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収（一部）
⑤補助232号線 Ⅰ－2期 用地買収（一部） 設計	用地買収（一部）	用地買収	用地買収	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収（一部） 設計
⑥区画街路1号線 設計 整備（一部）	設計 整備（一部）	整備	設計 整備	整備	設計 整備（一部）
⑦外環の2（上石神井駅交通広場） 用地買収（一部）	用地買収（一部）	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収（一部）

No. 13 － 8続き		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
⑧練馬主要区道2号線 (貫井・富士見台地区A路線)【再掲】※2 用地買収(一部) 設計	用地買収(一部)	用地買収 関係機関調整	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収(一部) 設計
⑨練馬主要区道3号線 用地買収(一部) 設計 整備(一部)	用地買収(一部) 設計	用地買収 設計 整備 関係機関調整	用地買収 整備 関係機関調整	用地買収 整備 関係機関調整	用地買収(一部) 設計 整備(一部)
⑩練馬主要区道32号線 整備(完了)	設計 整備(一部)	整備	整備	整備	整備(完了)
⑪練馬主要区道56号線 用地買収 整備(一部)	整備(一部)	用地買収	整備	整備	用地買収 整備(一部)

No. 13 － 8続き		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
既存道路を無電柱化する路線					
⑫補助235号線 設計 整備（一部）	設計 整備（一部）	設計 整備	整備	整備	設計 整備（一部）
⑬補助301号線（主要区道17号線） 設計 整備（一部）	設計 路線指定	整備	整備	設計 整備	設計 整備（一部）
⑭補助301号線（主要区道88号線） 設計 整備（一部）	設計 整備（一部）	整備	設計 整備	設計 整備	設計 整備（一部）
⑮区画街路1号線（一般区道12-423号線） 路線指定 設計 整備（一部）	設計	路線指定 関係機関調整	設計	整備	路線指定 設計 整備（一部）
⑯練馬主要区道6号線 （Ⅰ期） 整備（一部）	設計 整備（一部）	整備	整備	整備	整備（一部）
⑰練馬主要区道6号線 （Ⅱ期） ★設計	―	―	―	設計	設計
⑱石神井公園駅南口商店街通りの整備【再掲】※3 検討	検討	検討	検討	検討	検討
★練馬区無電柱化推進計画改定	―	検討	改定	―	改定
事業費（百万円）		359	473	433	1,265

※1・・・「道路新設等に伴い無電柱化する路線」の事業費は、事業No.13－1、No.13－5の事業費に計上しています。

※2・・・ 計画12　事業No.12－1の再掲

※3・・・ 計画15　事業No.15－8の再掲

事 業 実 施 課 ： 土木部　計画課
都市整備部　西部地域まちづくり課、防災まちづくり課

戦略計画 14　人々の移動を支える交通体系の構築

令和６年度～令和８年度の取組

１　新たな地域公共交通計画の策定　★

鉄道やバスなどの交通環境、交通分野のICTや新たな交通手段の導入状況、みどりバスの利用実態、シェアサイクルの普及などを踏まえ、2040年代を見据えた交通体系のあり方を検討します。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正を踏まえ、従来の都市交通マスタープラン、公共交通空白地域改善計画に代わる新たな地域公共交通計画を策定します。

No. 14 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
地域公共交通計画の策定	―	検討	検討	策定	策定
事業費（百万円）		14	11	8	33

事 業 実 施 課 ： 都市整備部 交通企画課

２　みどりバスの再編とデマンド交通の実証実験

みどりバスのルート再編や、利用者が多い時間帯の増便などに取り組みます。また、地域公共交通計画の実効性を高めるため、新たな交通手段の導入に向け、まず、デマンド交通の実証実験に取り組みます。

No. 14 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
みどりバスの再編	検討	検討	検討	検討	検討
みどりバスの増便	増便要請	増便要請	増便要請	増便要請	増便要請
みどりバス停留所の新設	調整	新設	新設	新設	新設
既存路線バスの再編等に向けた検討	検討	検討	検討	検討	検討
★ 新たな交通手段の導入	―	検討 実証実験	検討 実証実験	検討 導入（一部）	導入（一部）
事業費（百万円）		18	18	54	90

事 業 実 施 課 ： 都市整備部 交通企画課

3 鉄道駅や駅周辺のバリアフリー化

(1) 鉄道駅のバリアフリー化

①鉄道駅における2ルート目のバリアフリー化に向け、光が丘駅は令和6年度の完成を目指しエレベーター設置工事を着実に進めるとともに、小竹向原駅の早期着手に向けて鉄道事業者へ働きかけます。
②西武池袋線および西武有楽町線では、中村橋駅、富士見台駅、練馬高野台駅、石神井公園駅、新桜台駅でのホームドア整備が予定されています。練馬高野台駅および石神井公園駅については、先行して着手し、令和6年度に整備が完了する見込みです。区内各駅へのホームドアの早期整備に向け、費用の一部を補助するなど、鉄道事業者と連携して取り組みます。

No. 14 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①2ルート目のバリアフリー化					
光が丘駅 エレベーターの整備（完了）	エレベーター整備に向けた調整	整備（完了）	―	―	整備（完了）
小竹向原駅 エレベーター整備に向けた調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整
②区内各駅へのホームドア整備 ★ホームドア整備に向けた連携・補助	調整・連携	ホームドア整備補助	調整・連携	調整・連携	ホームドア整備補助
事業費（百万円）		485	***	***	***

事 業 実 施 課 ： 都市整備部 交通企画課

(2) 駅と公共施設を結ぶ経路のバリアフリー化

まちづくりの進捗に合わせて、駅と主要な公共施設を結ぶ経路（アクセスルート）を指定し、経路上のバリアフリー整備を進めます。

歩道のない道路において、視覚障害者等の新たな誘導方法を検討し、試行するとともに、試行結果を踏まえた新たなアクセスルートの追加指定を検討します。

No. 14 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
まちづくり等にあわせたアクセスルートの追加指定の検討	追加指定（3施設）	一部指定 検討	検討	検討	一部指定 検討
アクセスルートを指定したルート上のバリアフリー整備の推進	推進	推進 関係機関要請	推進 関係機関要請	推進 関係機関要請	推進 関係機関要請
★ 新たな誘導方法等の整備・ルートの追加指定の検討	検討	試行整備	試行整備の検証	追加指定の検討	試行整備 追加指定の検討
事業費（百万円）		6	8	8	22

事 業 実 施 課 ： 建築・開発担当部　建築課
土木部　計画課

関連する事業

1　シェアサイクルの利用拡大に向けた取組（社会実験の実施）

シェアサイクルの社会実験を通じて区民の移動利便性の向上を図るとともに、事業効果等の検証を行います。

実施にあたっては、区は事業者に対し、シェアサイクルの駐車用地として駅前等の公共用地（区立自転車駐車場等）を提供する等の支援を行い、シェアサイクルのポート増設を図ります。

また、蓄積したシェアサイクルの走行データを分析し、交通安全に寄与するよう、活用します。

ねりまタウンサイクルは、利用状況や自転車、施設の老朽化等を踏まえ、事業の見直しを検討します。

No. 14 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
社会実験実施 事業効果等検証	社会実験実施	実施	実施	実施 検証	実施 検証
公共用地提供による シェアサイクルのポート増設※1	増設	増設	増設	増設	増設
交通安全に寄与する 走行データの活用	検討	データの蓄積	データの分析	活用	活用
事業費（百万円）		0	2	20	22

※1･･･　ポートの設置は事業者が実施

事 業 実 施 課 ：　土木部　交通安全課

戦略計画 15　快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進

令和６年度～令和８年度の取組

1　大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり

大江戸線の延伸を見据え、旅客需要の増加につながるまちづくりを更に推進します。
①補助233号線沿道にふさわしい土地利用を促すため、地区計画を定めます。
②(仮称)大泉学園町駅予定地周辺では、市街地再開発事業や駅前広場計画、公共施設の集約・新設等の検討を進めます。
③(仮称)大泉町駅予定地周辺では、駅前広場や地域特性を活かした拠点整備を検討します。

No. 15 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①補助233号線沿道地区のまちづくり 地区計画決定	素案検討	素案検討 素案作成	原案作成 地区計画決定	―	地区計画決定
②(仮称)大泉学園町駅予定地周辺のまちづくり 権利者組織の設立 駅前広場の検討 事業計画検討支援	事業手法検討 権利者による協議会の設立準備	事業手法決定 権利者による協議会の設立 駅前広場の検討 事業計画検討	権利者組織の設立 駅前広場の検討 事業計画検討支援	関係機関協議 駅前広場の検討 事業計画検討支援	権利者組織の設立 駅前広場の検討 事業計画検討支援
③(仮称)大泉町駅予定地周辺のまちづくり ★ 協議会設立 まちづくり手法の検討	課題等の整理	協議会設立準備	協議会設立	まちづくり手法の検討	協議会設立 まちづくり手法の検討
④補助135号線 (補助230号線交差部) 【再掲】※1 用地買収(一部) 設計 整備(一部)	用地買収(一部)	用地買収	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収 整備	用地買収(一部) 設計 整備(一部)
事業費（百万円）		25	32	44	101

※1･･･　計画13　事業No.13－1の再掲

事 業 実 施 課 ：　都市整備部　大江戸線延伸推進課
土木部　計画課、特定道路課

2　西武新宿線沿線のまちづくり

(1) 上石神井駅周辺地区のまちづくり

賑わいのあるまちの実現に向けて、市街地再開発事業等の検討を進め、権利者組織による事業計画の検討を支援します。

高架化した駅から外環の2を渡るための立体横断施設の整備に向けた検討を行います。

車両留置施設再編後の跡地の活用方法を鉄道事業者と協議し、拠点性を高める土地利用を誘導します。

No. 15 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①駅周辺のまちづくり					
建築物共同化 事業計画検討支援 権利者組織の設立	事業計画検討 設立準備	事業計画検討支援 設立	事業計画検討支援 —	事業計画検討支援 —	事業計画検討支援 設立
★ 立体横断施設の整備 整備手法の決定	—	整備計画検討	整備計画検討	整備手法の決定	整備手法の決定
★ 車両留置施設再編後の跡地利用 関係機関調整	—	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整
②外環の2(上石神井駅交通広場) 【再掲】※1 用地買収(一部)	用地買収(一部)	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収(一部)
③側道整備事業(練馬区施行) 【再掲】※2 用地買収(一部)	設計・事業認可	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収(一部)
事業費（百万円）		11	15	15	41

※1･･･　計画13　事業No.13－1の再掲

※2･･･　計画13　事業No.13－3の再掲

事 業 実 施 課 ：　都市整備部　新宿線・外環沿線まちづくり課、交通企画課
土木部　計画課、特定道路課

(2) 武蔵関駅周辺地区のまちづくり

駅周辺にふさわしい土地利用を促進するため、地区計画を定めます。また、駅前では建築物の共同化について検討を進め、権利者組織の設立を支援します。

No. 15 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①駅周辺のまちづくり 地区計画決定 建築物共同化 権利者組織設立支援	素案検討 検討	素案作成 事業手法検討	原案作成 地区計画決定 設立支援	― 設立支援	地区計画決定 設立支援
②区画街路8号線 （武蔵関駅交通広場） 【再掲】※1 用地買収（一部）	事業認可	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収（一部）
③補助230号線（青梅街道～新青梅街道間） 【再掲】※1 用地買収（一部）	事業認可	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収（一部）
④補助135号線（青梅街道～新青梅街道間） 【再掲】※1 用地買収（一部）	測量	測量 設計	事業認可	用地買収	用地買収（一部）
⑤側道整備事業 （練馬区施行） 【再掲】※2 用地買収（一部）	設計 事業認可	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収（一部）
事業費（百万円）		13	13	9	35

※1･･･　計画13　事業No.13－1の再掲

※2･･･　計画13　事業No.13－3の再掲

事 業 実 施 課 ：　都市整備部　新宿線・外環沿線まちづくり課、交通企画課
土木部　計画課、特定道路課

(3) 上井草駅周辺地区のまちづくり

良好な住環境の保全を目指し、地区計画を定めます。また、引き続き隣接する杉並区と連携して、まちづくりに取り組みます。

No. 15 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
下石神井四丁目地区のまちづくり					
地区計画決定	素案検討	素案検討	素案作成	原案作成 地区計画決定	地区計画決定
杉並区との調整	調整	調整	調整	調整	調整
事業費（百万円）		2	4	3	9

事 業 実 施 課 ： 都市整備部 新宿線・外環沿線まちづくり課

3　都市計画道路沿道のまちづくり

(1) 放射35号線沿道地区および放射36号線沿道地区のまちづくり

①放射35号線沿道では、平和台駅付近に環状8号線を地下で横断する通路を整備し、歩行者の利便性の向上を図ります。また、駅周辺に必要な交通施設の整備を東京都に働きかけます。
②放射36号線沿道では、幹線道路沿道にふさわしい土地利用を促し、周辺環境と調和したまちづくりを進めるため、地区計画を定めます。また、東京都や東京メトロと協議を行い、氷川台駅周辺交通施設の整備手法等の検討を進めます。

No. 15 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①放射35号線沿道					
＜仮称環状8号線横断地下通路＞ 整備（一部）	整備（一部）	整備	整備	整備	整備（一部）
＜平和台駅周辺交通施設※1＞ 整備促進	整備促進	整備促進	整備促進	整備促進	整備促進
②放射36号線沿道					
＜氷川台駅周辺地区＞ 地区計画決定	素案検討	素案検討	素案作成	原案作成 地区計画決定	地区計画決定
★＜(仮称)氷川台四丁目・平和台三丁目地区＞ 地区計画素案検討	―	調整・検討	素案検討	素案検討	素案検討
＜氷川台駅周辺交通施設＞ 整備手法の検討	調整・検討	調整・検討	調整・検討	調整・検討	調整・検討
事業費（百万円）		415	505	319	1,239

※1･･･　東京都施行

事 業 実 施 課 ：　都市整備部　東部地域まちづくり課

(2) 外環道および外環の2沿道地区のまちづくりと外環の2の整備促進

①外環道および外環の2の整備にあわせ、地区計画を策定するなど、沿道にふさわしい土地利用を促し、周辺環境と調和したまちづくりを進めます。
②南北交通の円滑化や快適な都市環境の創出に資する外環の2の早期整備を東京都に働きかけます。

No. 15 － 6		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①沿道のまちづくり					
＜外環道大泉JCT周辺地区＞ 地区計画決定	素案検討	素案作成	原案作成 地区計画決定	―	地区計画決定
＜外環の2沿道（富士街道～前原交差点間）＞ 重点地区まちづくり計画の決定 重点地区まちづくり計画の検討区域の指定	協議会の設立	計画案の検討 検討区域の指定	計画案の検討	計画の決定	計画の決定 検討区域の指定
＜外環の2沿道（新青梅街道～富士街道間）＞ 協議会の設立準備	―	―	―	協議会の設立準備	協議会の設立準備
＜外環道青梅街道IC周辺地区＞ まちづくり協議会の設立 重点地区まちづくり計画案の検討	重点地区まちづくり計画の手続きの準備	協議会設立準備	協議会の設立 検討区域の指定	計画案の検討	協議会の設立 計画案の検討
②外環の2整備促進					
＜千川通り～新青梅街道間※1＞ 整備促進	整備促進	整備促進	整備促進	整備促進	整備促進
★ ＜富士街道～前原交差点間※1＞ 整備促進	事業認可取得※1	整備促進	整備促進	整備促進	整備促進
＜その他の区間＞ 事業化に向けた東京都への働きかけ	働きかけ	働きかけ	働きかけ	働きかけ	働きかけ
事業費（百万円）		8	10	7	25

※1・・・　東京都施行

事 業 実 施 課 ：　都市整備部　新宿線・外環沿線まちづくり課、交通企画課

(3) 補助156号線沿道のまちづくり

補助156号線沿道にふさわしい土地利用を促し、周辺環境と調和したまちづくりを進めるため、地区計画を定めます。

No. 15 － 7		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
地区計画決定	素案検討	素案検討	素案作成 原案作成	地区計画決定	地区計画決定
事業費（百万円）		9	9	6	24

事 業 実 施 課 ： 都市整備部 西部地域まちづくり課

4 地域の拠点となる駅周辺のまちづくり

(1) 石神井公園駅周辺地区のまちづくり

駅前にふさわしい土地利用を促進するため、南口西地区市街地再開発事業の支援を行うとともに、補助232号線（南口交通広場～富士街道の区間）の整備を進めます。令和9年度の竣工を予定している再開発ビルの一部へ、区民生活に密着した行政サービスの機能を移転します。

南口商店街では、無電柱化に向けた取組を進めるとともに、商店会による街並み整備のための計画を策定します。

No. 15 － 8		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①南口西地区市街地再開発事業 再開発事業施行支援	施行支援	施行支援	施行支援	施行支援	施行支援
②補助232号線 Ⅰ-2期【再掲】※1 用地買収（一部） 設計	用地買収（一部）	用地買収	用地買収	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収（一部） 設計
③南口商店街通りの整備 街並み整備のための計画策定 無電柱化の検討	検討 検討	策定 検討	― 検討	― 検討	策定 検討
事業費（百万円）		1,188	1,146	1,837	4,171

※1･･･ 計画13 事業No.13－1の再掲

事 業 実 施 課 ： 都市整備部 西部地域まちづくり課
土木部 計画課、特定道路課

(2) 中村橋駅周辺地区の街並み整備※1 【再掲】

美術館・図書館と一体となった中村橋駅周辺の街並み整備に向けて、「美術のまち構想」を策定します。

No. 20 － 1の再掲		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①美術館・貫井図書館再整備工事	設計	設計	設計 工事	工事	工事
★ ②中村橋駅周辺の街並み整備 調整	「美術のまち構想」検討	「美術のまち構想」策定	調整	調整	調整
事業費（百万円）		136	3,882	222	4,240

※1・・・ 計画20 事業No.20－1の再掲

事 業 実 施 課 ： 地域文化部 美術館再整備担当課、美術館再整備まちづくり担当課
教育振興部 光が丘図書館

(3) 富士見台駅および桜台駅周辺地区のまちづくり※1【再掲】

老朽木造住宅が密集する地域の改善を、密集住宅市街地整備促進事業（密集事業）等により進めます。

貫井・富士見台地区は、地区計画の策定、新たな防火規制（新防火規制）※2区域の指定などに向けて取り組むとともに、道路拡幅等を進めます。

桜台東部地区は、地区計画の策定、新防火規制区域の指定などに向けた取組を進めるとともに、道路整備に向けた取組等を進めます。

両地区において地域の主要な避難路を選定し、沿道の危険なブロック塀等の撤去や狭あい道路の拡幅を促進する改善事業を重点的に進めます。

	No. 12 － 1の再掲		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	(ア)貫井・富士見台地区					
★	地区計画素案作成	—	次期計画区域選定	素案検討	素案作成	素案作成
★	新防火規制区域の指定に向けた合意形成活動※3	—	次期区域選定※3	合意形成活動※3	合意形成活動※3	合意形成活動※3
	A路線 用地買収（一部） 設計	用地買収（一部）	用地買収 関係機関調整	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収（一部） 設計
	1号線 富士見台駅周辺交通施設 用地買収 （一部）	用地買収（一部）	用地買収 関係機関調整	用地買収 関係機関調整	用地買収 関係機関調整	用地買収（一部） 関係機関調整
★	新設道路 事業決定	—	測量・設計 関係機関調整	測量・設計 関係機関調整	事業決定	事業決定
★	密集事業実施地区における改善事業の実施	—	制度充実 周知・助成	周知・助成	周知・助成	周知・助成

No. 12 － 1の再掲 続き		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
(イ) 桜台東部地区					
地区計画原案作成	素案検討	素案検討	素案作成	原案作成	原案作成
★ 新防火規制区域の指定に向けた合意形成活動※3	―	合意形成活動※3	合意形成活動※3	合意形成活動※3	合意形成活動※3
防災道路1号線 測量 用地買収（一部）	合意形成 測量	測量	測量	測量 用地買収	測量 用地買収（一部）
★ 密集事業実施地区における改善事業の実施	―	制度充実 周知・助成	周知・助成	周知・助成	周知・助成
事業費（百万円）		490	880	1,305	2,675

※1・・・　計画12　事業No.12－1の再掲

※2・・・　地域の防火性を高めることを目的に、東京都建築安全条例に基づき建物を建てる際に一定の防火構造以上とする新たな防火規制の手法です。

※3・・・　地区計画と同じ区域を対象にします。

事 業 実 施 課 ：　都市整備部　防災まちづくり課、建築・開発担当部　建築課
危機管理室　危機管理課

5 住宅の適正管理と活用の促進

(1) マンション管理の適正化 ★

①区内の分譲マンションの管理状況を把握するため、実態調査を実施します。
②実態調査の結果を踏まえ、マンション管理適正化推進計画を策定します。
③管理が不適切なマンションの管理水準を引き上げるため、管理不全を防止する助言・指導等を実施します。

No. 15 － 9		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①マンション実態調査の実施	―	実施	―	―	実施
②マンション管理適正化推進計画の策定	―	検討	検討 策定	―	策定
③計画に基づく助言・指導等の実施	―	―	―	実施	実施
事業費（百万円）		10	6	1	17

事 業 実 施 課 ： 建築・開発担当部 住宅課

(2) 空き家等対策の推進 ★

空き家の老朽度等の実態調査を実施し、空家特措法や民法等の改正を踏まえ、空き家等対策計画を改定します。管理が不全状態の空き家に対する指導を強化し、周囲に著しい悪影響を及ぼす状態とならないよう適正管理と有効活用を促します。

No. 15 － 10		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
空き家等対策の推進 空き家等対策計画の改定 改定に基づく対策の実施	―	実態調査	計画改定	実施	計画改定 実施
事業費（百万円）		26	1	1	28

事 業 実 施 課 ： 環境部 環境課

令和６年度～令和８年度の取組

１　みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト

稲荷山公園と大泉井頭公園について、みどりのネットワークの拠点としての機能を充実させるため、都市計画公園区域に決定されている未開設部分の整備に向けた検討を進めます。

稲荷山公園は、「稲荷山公園の整備に関する専門家委員会」による検討を踏まえ、段階的な整備のロードマップを策定し、第一期実施計画の策定を目指します。

大泉井頭公園は、基本計画の策定に向けた検討を進めます。

No. 16 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
稲荷山公園					
合意形成活動	合意形成活動	合意形成活動	合意形成活動	合意形成活動	合意形成活動
専門家委員会による検討	設置 検討	検討	検討	検討	検討
整備に向けた計画検討・準備	検討	ロードマップ策定	第一期実施計画策定	測量	ロードマップ策定 第一期実施計画策定 測量
大泉井頭公園					
合意形成活動	―	―	―	合意形成活動	合意形成活動
関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整
基本計画策定	基礎調査	基礎調査	基礎調査	策定	策定
事業費（百万円）		47	45	36	128

事 業 実 施 課 ： 土木部 道路公園課

２ 練馬城址公園をにぎわいの拠点に

練馬城址公園は、令和5年5月に一部開園し、6月にはスタジオツアー施設が開業しました。引き続き、区の求める「緑と水」、「広域防災拠点」、「にぎわい」の機能を備えた公園の実現や、公園外周道路の拡幅に向け、東京都や関係者と調整します。

No. 16 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
公園整備に向けた東京都との調整	調整 一部開園	調整	調整	調整	調整
事業費（百万円）		0	0	0	0

事 業 実 施 課 ： 企画部 企画課
土木部 計画課

3 特色ある公園等の整備

スポーツができる公園や地域のみどりを活かした公園など、拠点となる大規模で特色ある公園の整備を進めます。あわせて、暮らしに潤いをもたらす身近な公園を整備します。

	No. 16 － 3		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	整備完了 10か所 新設 4か所 拡張 4か所 改修 2か所					整備完了 10か所 新設 4か所 拡張 4か所 改修 2か所
	新設 7か所					整備完了 4か所 設計 3か所
	① (仮称)石神井台六丁目緑地	用地買収 設計	整備	—	—	整備(完了)
	② (仮称)大泉学園町六丁目公園	事業認可 用地買収	設計	設計	整備	整備(完了)
	③ (仮称)北町六丁目公園	設計	整備	—	—	整備(完了)
	④ (仮称)西本村の森緑地	事業認可 用地買収	測量	設計	設計	設計(完了)
	⑤ (仮称)松山の森緑地	事業認可 用地買収	設計	整備	—	整備(完了)
★	⑥ (仮称)田柄二丁目公園	—	事業認可 用地買収	設計	設計	設計(完了)
★	⑦ (仮称)南田中の森緑地	—	事業認可 用地買収	測量	設計	設計(完了)
	拡張 7か所					整備完了 4か所 設計 2か所 用地買収 1か所
	⑧ 石神井松の風文化公園※1	設計(一部)	用地買収 設計	設計 整備	整備	整備(完了)
	⑨ どんぐり山の森緑地	設計	整備	—	—	整備(完了)
	⑩ やくも公園	測量	—	設計	設計	設計(完了)
	⑪ 中ノ宮竹林公園	用地買収	設計	整備	—	整備(完了)
★	⑫ 西大泉こさくっぱら緑地	—	事業認可 用地買収	設計	整備	整備(完了)
★	⑬ おくらやまの森緑地	—	—	—	事業認可 用地買収	用地買収
★	⑭ こどもの森緑地	—	事業認可	用地買収 設計	設計	設計(一部)

	No. 16 － 3 続き		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	改修　2か所					整備完了　2か所
★	⑮　平成つつじ公園	―	設計	整備	―	整備（完了）
★	⑯　たけした公園	設計	設計	整備	―	整備（完了）
	事業費（百万円）		5,144	2,103	682	7,929

※１・・・　設計・整備の費用は事業No.21－1に計上しています。

事 業 実 施 課 ：　土木部　道路公園課、計画課
環境部　みどり推進課
地域文化部　スポーツ振興課

【公園整備箇所図】

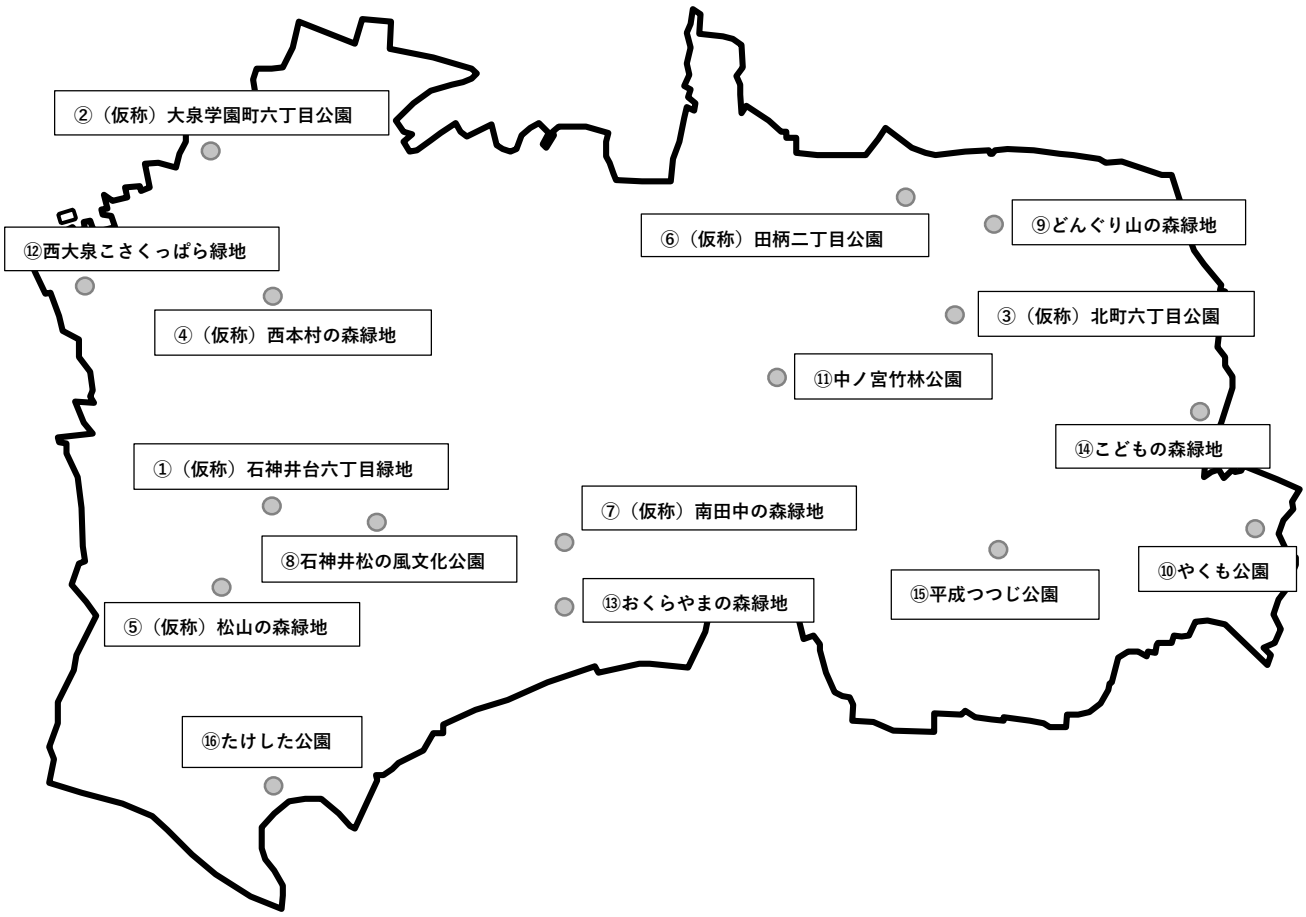

４ 既存公園の改修・公園トイレのリニューアル ★

①各公園の持つ機能や特徴等を踏まえて公園等改修計画を策定し、計画的な改修を進めます。
②令和5年度策定の公園等トイレ改修等基本計画に基づき、リニューアルに取り組みます。

No. 16 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①公園等改修計画の策定	―	調査	検討	策定	策定
②公園トイレのリニューアル 公園等トイレ改修等基本計画に基づく修繕計6か所	策定	2か所	2か所	2か所	6か所
公園改修に伴うリニューアル 計2か所※1	―	―	2か所	―	2か所
事業費（百万円）		18	21	21	60

※１・・・ 公園改修に伴うリニューアルの費用は、事業No.16－3に計上しています。

事 業 実 施 課 ： 土木部 道路公園課、維持保全担当課、計画課

5 みどりの軸における緑化の推進と維持

国や東京都などの事業主体に働きかけ、都市計画道路や河川の整備にあわせ、街路樹等による緑化を進めます。

また、幹線道路沿道のまちづくりを進める際にも、公園・緑地を整備し、みどりの創出を図ります。

田柄川緑道（練馬一般区道42-133号線および42-205号線）について、道路機能の改善とみどりの軸にふさわしい再整備を行います。

大泉学園通りのサクラ並木の健全度を診断し、結果に基づき伐採・植替などを行い健全な樹木を維持します。

No. 16 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
都市インフラの整備にあわせたみどりの創出	関係機関への働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整 ・放射35・36号線 ・外環の2　など ・石神井川河川改修
	整備内容の検討・調整	検討・調整	検討・調整	検討・調整	検討・調整 ・補助135号線（補助230号線交差部） ・補助230号線（青梅街道～新青梅街道間）　など
★ 田柄川緑道（練馬一般区道42-133号線および42-205号線）再整備 設計	―	測量	改修方針検討	設計	設計
サクラ並木の維持 全体樹木診断 外観診断 161本 機器診断　48本 更新　計100本	フォローアップ診断 36本 更新　計85本	― 更新5本	全体樹木診断 外観診断 161本 機器診断　48本 更新5本	― 更新5本	全体樹木診断 外観診断 161本 機器診断　48本 更新15本
事業費（百万円）		39	33	22	94

事 業 実 施 課 ： 都市整備部
土木部　計画課、維持保全担当課

６ 重要な樹林地などの保全

①民有の樹林地のうち、みどりの軸沿いの樹林地や良好な屋敷林 については、保全制度（保護樹林、憩いの森等）の適用や、都市計画緑地の決定に向け、所有者との合意形成を進めます。
②保護樹木などの所有者の負担軽減と適切な剪定を促進するため、補助を拡充します。

No. 16 － 6		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①樹林地の保全 合意形成活動 都市計画決定 計15か所	合意形成活動 計9か所	合意形成活動 2か所	合意形成活動 2か所	合意形成活動 2か所	合意形成活動 6か所
★ ②補助制度の充実	検討	充実	実施	実施	充実
事業費（百万円）		37	27	27	91

事 業 実 施 課 ： 環境部 みどり推進課

７ 地域ぐるみでの沿道緑化の推進 ★

①多くの人の目に触れるみどりを増やすため、沿道緑化を誘導する緑化基準へと見直します。
②住宅事情や区民ニーズを調査し、調査結果を踏まえて、みどりの協定制度の見直しなどを行い、緑化から管理までサポートする仕組みを検討します。

No. 16 － 7		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①緑化基準の改正 公共施設の緑化基準の改正 民間施設の緑化基準の条例改正	検討 検討	改正 調査	― 検討	― 改正	改正 改正
②（仮称）沿道緑化サポートプロジェクトの試行・検証	―	調査	検討 試行	試行 検証	試行 検証
事業費（百万円）		16	7	8	31

事 業 実 施 課 ： 環境部 みどり推進課

8 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

①区民が気軽に参加できる活動として、ボランティアによる落ち葉清掃を行います。事業の企画や当日の運営など、活動を支えるサポーターを育成します。また、つながるカレッジねりまのみどり分野の実施により、みどりに関する活動の中心的な役割を担える人材を育成します。
②公園や憩いの森の区民管理の拡充に向け、地域の団体へ働きかけを行います。憩いの森が、地域でより親しまれる森となるよう、自然観察会や維持・管理に関わる体験会の開催などを支援し、管理団体と地域住民との交流を促進します。
③みどりを育むムーブメントの輪を広げるため、区民活動や区の取組などを総合的に紹介するイベントを開催し、みどりの魅力を伝える情報発信を強化します。

	No. 16 － 8		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	①みどりの活動を支える人材の育成					
	落ち葉清掃活動の実施	本格実施	実施	実施	実施	実施
★	運営サポーターの育成・運営への参加の促進	—	育成・促進	育成・促進	育成・促進	育成・促進
	つながるカレッジ（コミュニティ・ガーデナーコース、ねりまの森維持管理コース）の実施	実施	実施	実施	実施	実施
	②地域に根差した活動の拡充・支援					
	公園・憩いの森の区民管理の拡充	働きかけ（公園）区民管理9か所（憩いの森）	働きかけ	働きかけ	働きかけ	働きかけ
★	地域住民との交流支援	—	実施	実施	実施	実施
	③みどりの魅力を伝える情報発信の強化					
★	（仮称）ねりまみどりフェスタの開催	—	検討	調整	開催	開催
★	（仮称）憩いの森こどもフェスタの実施・充実	—	実施	充実	充実	充実
	事業費（百万円）		6	5	7	18

事 業 実 施 課 ： 環境部 みどり推進課
土木部 道路公園課

戦略計画 17　脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開

令和６年度～令和８年度の取組

１　住宅等の消費エネルギー削減

①新築住宅の環境性能の向上に向け、国や都と連携して、区民・事業者への周知を図り、新築住宅のZEH[※1]化を促進します。
②カーボンニュートラル化設備設置等補助金を通じて、既存住宅の省エネ化や再エネ導入を促進します。補助内容は、技術革新の動向や価格の変動等を踏まえて見直します。

No. 17 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★①新築住宅の環境性能の向上に向けた啓発・促進	促進	促進	促進	促進	促進
②既存住宅の省エネ化・再エネ導入支援補助の実施	充実	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		95	95	95	285

※1・・・　高断熱・高気密化・高効率設備による省エネ化、太陽光発電などの再エネ導入によって正味（ネット）消費エネルギー量をおおむねゼロ以下とした住宅のこと。

事 業 実 施 課 ：　環境部　環境課

２ 環境に配慮したライフスタイルの推進

①事業者や環境活動団体等の環境学習プログラムを積極的に活用し、環境について学び、体験する機会の拡充を図ります。
②リサイクルセンターは、総合的な環境学習拠点を目指し、脱炭素の必要性や対策等に係る情報を発信し、区民・事業者の自主的な行動の支援に取り組みます。
③CO_2吸収量の分かる樹木プレートを活用した環境学習、エコライフチェックのデジタル化、ねりま環境まなびフェスタの本格実施など、子ども向けの環境学習を充実します。

No. 17 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①事業者等の環境学習プログラムの活用	充実	実施	実施	実施	実施
★ ②総合的な環境学習拠点としての事業のモデル実施	検討	方針策定	準備	モデル実施	モデル実施
③子ども向け環境学習の充実	検討	充実	充実	充実	充実
事業費（百万円）		38	38	38	114

事 業 実 施 課 ： 環境部 環境課、清掃リサイクル課

3 区の率先行動

①区立施設等については、照明のLED化や高効率設備の導入等による省エネ化、太陽光発電設備等の再エネ導入を推進します。新築・改築時は、建物の用途や特性等を踏まえて、原則として一次エネルギー消費量の30～50%以上の削減を目指します。
②低炭素電力や再エネ電力など、環境に配慮した電力の調達の検討を進めます。
③公用車を計画的にEV等の電動車※1に切り替えます。

No. 17 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①区立施設等の省エネ化・再エネ導入					
区立施設への再エネ導入					
改修改築に伴う導入※2 小中学校18か所 ★区立施設14か所	16か所 13か所	— —	1か所 1か所	1か所 —	2か所 1か所
PPA※3による再エネ導入	設置場所の選定	導入準備	運用開始	継続	導入
★区役所照明のLED化	設計	設計 工事	工事	工事	工事
②環境に配慮した電力調達	検討	検討	拡大	拡大	拡大
③公用車の電動化の拡大	電動車　47台	9台	拡大	拡大	拡大
事業費（百万円）		214	280	140	634

※1・・・ 電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド自動車（HV）
※2・・・ 事業費は事業No.4－3、No.6－3、No.7－4に計上しています。
※3・・・ 発電事業者が電気利用者の建物や敷地などに太陽光発電設備を設置し、電気利用者は発電された電気を使い、電気料金を発電事業者に支払う電力契約のこと。

事 業 実 施 課 ： 環境部　環境課
教育振興部　学校施設課

４ ごみの減量・資源化の推進

①デジタルツールを活用した普及啓発やプラスチックごみ削減の意識向上につながる啓発に取り組み、ごみの発生抑制・適正排出を推進します。
②使用済みペットボトルを新たなペットボトルにリサイクルする「ボトルtoボトル」の取組を、事業者と連携して進めます。
③容器包装プラスチックに加え、新たに製品プラスチックの分別回収・資源化を開始します。

	No. 17 － 4		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★	①普及啓発の充実	実施	充実	充実	充実	充実
★	②事業者と連携したボトルtoボトルの取組	協議	実施	実施	実施	実施
	③製品プラスチックの分別回収・資源化の開始	調査	再商品化事業者選定	再商品化計画認定手続	区民周知開始	開始
	事業費（百万円）		1	54	641	696

事 業 実 施 課 ： 環境部 環境課、清掃リサイクル課

施策の柱５

いきいきと心豊かに暮らせるまち

戦略計画 18　意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり

令和６年度～令和８年度の取組

１　企業活動の活性化に向けた支援の充実

①創業セミナーや創業ワンストップ相談、創業支援融資の実施による総合的な支援を行い、区内での創業を促進するとともに、創業した事業者に対して、継続的に経営をサポートします。
②新市場への参入や新商品・新サービスの開発等に取り組む事業者に対して、練馬ビジネスサポートセンターの専門家チームが事業計画の策定から実行までを伴走して支援し、必要な費用の一部を補助する「新規ビジネスチャレンジ補助事業」を実施します。区内大学等と連携して、商品・サービス等の魅力を発信する企業活動を支援します。
③デジタルを活用した経営の効率化等に取り組む事業者に対して、専門相談や融資、セミナーの実施による総合的な支援を行うとともに、企業活動のデジタル化を試行できるよう、会計ソフト等を設定したタブレット等の無料貸出事業を実施します。
④産業見本市を通じて、優れた技術や特徴ある商品等、区内産業の魅力を多くの区民に周知するとともに、区内事業者が参加する商談交流会を実施し、事業者間の商取引チャンスの拡大につなげます。
⑤区内事業者と求職者とのマッチングの場として、気軽に参加できる交流会や合同説明会を実施するとともに、職場見学ができる機会を設ける等、区内事業者の人材確保を支援します。

	No. 18 － 1		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	①創業への総合的な支援					
	セミナー、ワンストップ相談、融資の実施	実施	実施	実施	実施	実施
	②積極的な企業活動への支援					
★	新規ビジネスチャレンジ補助事業の実施 採択件数　計75件	—	15件	30件	30件	75件
★	情報発信支援事業の実施	—	検討	開始	実施	実施
	③デジタル化への支援					
	専門相談、融資、セミナーの実施	実施	実施	実施	実施	実施
★	デジタル化 体験事業の実施	—	開始	実施	実施	実施

No. 18 － 1続き		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
④販路拡大等に向けた場の提供					
産業見本市の実施	実施	実施	実施	実施	実施
商談交流会の実施	年3回実施	年3回実施	年3回実施	年3回実施	年3回実施
⑤人材確保に向けた場の提供					
★ 人材確保支援事業の実施	―	開始	実施	実施	実施
事業費（百万円）		76	94	97	267

事 業 実 施 課 ： 産業経済部 経済課

2 商店街や個店の魅力づくり

(1) 輪になる“お店”TRYサポートの実施

①個性あふれる意欲的な個店同士が取り組むイベント等に対する補助制度を創設します。
②商店街が、個々の活動の枠を超えて商店会同士や民間企業などの多様な主体と連携して取り組むイベント等に対する補助制度を創設します。
③商店街が実施する空き店舗を活用した、魅力的な店舗の誘致活動を支援し、商店街の魅力向上や活性化につなげます。

No. 18 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ ①意欲的な個店同士が取り組むイベント等に対する補助	―	実施	実施	実施	実施
★ ②商店会同士や民間企業等と連携して取り組むイベント等に対する補助	―	実施	実施	実施	実施
③空き店舗活用商店街支援事業の実施 延べ8商店会	2商店会	2商店会	2商店会	2商店会	延べ6商店会
事業費（百万円）		41	47	45	133

事 業 実 施 課 ： 産業経済部 商工観光課

(2)「スマート商店街プロジェクト」の更なる展開

「スマート商店街プロジェクト」を展開し、商店街の更なるデジタル化を推進します。
①SNS等を活用した魅力発信やデジタルクーポンの配信などを通じて、新たな顧客獲得・リピーター獲得につなげる取組を支援します。
②消費行動の変化に対応するため、商店会が実施するキャッシュレス化の取組を支援します。
③商店街のデジタル化に先駆的に取り組んでいる商店会の取組事例等を紹介する「商店街デジタル化セミナー」を開催し、今後デジタル化を進めていく商店会等の動機づけにつなげます。

No. 18 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①商店街魅力発信支援事業の実施	実施	充実	実施	実施	充実
②商店街のキャッシュレス化促進支援事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施
★ ③商店街デジタル化セミナーの実施	実施	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		14	14	14	42

事 業 実 施 課 ： 産業経済部 商工観光課

戦略計画 19　生きた農と共存するまち練馬

令和６年度～令和８年度の取組

１　区民が農に親しむ取組の充実

①農の風景育成地区の活用に向けた今後の考え方を検討します。農の風景育成地区に指定されている高松一・二・三丁目地区および南大泉三・四丁目地区において、農業者や地域住民等の活動を引き続き支援し、区民主体による農に親しむ取組を促進します。
②農業者と区民が触れ合うマルシェの開催を積極的に推進します。新鮮な農作物の収穫体験が楽しめる「果樹あるファーム」や「ベジかるファーム」の開設・拡充・PRを支援します。
③生産緑地の貸借制度等を活用し、土に親しみながら収穫の喜びを味わえる区民農園を整備していきます。

No.19 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①農の風景育成地区制度を活用した農地の保全					
農の風景育成地区の活用に向けた考え方の策定	検討	検討	策定	―	策定
取組支援の実施	実施	実施	新たな考え方に基づく実施	新たな考え方に基づく実施	新たな考え方に基づく実施
②新鮮な農作物を手に入れる、農を気軽に体験できる環境整備					
マルシェの実施・支援	実施	実施	実施	実施	実施
★ 果樹あるファーム、ベジかるファームの開設・拡充支援 計75件	計66件	3件	3件	3件	9件
PR支援	実施	実施	実施	実施	実施
③区民農園の整備 計6園整備	計3園整備	2園改修 1園設計	1園整備	1園設計	2園改修 1園整備 2園設計
事業費（百万円）		212	826	1,554	2,592

事 業 実 施 課 ： 都市農業担当部 都市農業課

2 個々の営農状況に応じた支援

①農業経営の改善に計画的に取り組む認定農業者および都市型認定農業者に対し、生産性を向上させる農業用機械やハウス設置等の支援を実施します。
②生産緑地の貸借制度を活用して、経営規模を拡大したい農業者や新規就農者などに農地をあっせんします。
③JA東京あおばが実施予定の全戸訪問や農業委員会の農地調査と連携し、営農を支援するために必要となる情報を収集します。必要に応じて、個々の営農状況にあわせた支援メニューを作成・提案します。
④障害者施設による農作物の加工・販売や農作業等を行う農福連携の取組を推進し、農業経営を支援します。

No. 19 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①認定農業者・都市型認定農業者への支援 年間20件	22件 （85経営体）	20件	20件	20件	年間20件
②生産緑地貸借制度を活用した農地保全【再掲】※1 計28件	貸借件数 計22件	2件	2件	2件	6件
★③情報収集、提案型支援の実施	―	情報収集 支援検討	情報収集 支援検討・実施	情報収集 支援検討・実施	情報収集 支援実施
④農福連携の取組件数【再掲】※2 計46件	計43件	1件	1件	1件	3件
事業費（百万円）		88	88	88	264

※1・・・　計画19 事業No.19－3の再掲
※2・・・　計画7 事業No.7－9の再掲

事 業 実 施 課 ：　都市農業担当部　都市農業課
福祉部　障害者施策推進課

3　都市農地の保全に向けた取組の推進

①農の風景育成地区の活用に向けた今後の考え方を検討します。農の風景育成地区に指定されている高松一・二・三丁目地区および南大泉三・四丁目地区において、農業者や地域住民等による活動を引き続き支援し、区民とともに農地保全に取り組みます。
②生産緑地の貸借制度を活用し、営農の継続に課題を抱える農業者と、経営規模を拡大したい農業者等のマッチングを進め、農地保全を推進します。
③特定生産緑地制度の周知と指定を積極的に進め、生産緑地制度を活用した農地保全に引き続き取り組みます。
④都市農地保全推進自治体協議会の会長区として国に改善要望をしてきた結果、生産緑地の貸借が可能になるなどの改正が実現しました。引き続き、都市農地の保全に向けた制度改正を実現するため、国に働きかけを行います。
⑤東京都農業改良普及センターと連携し、営農アドバイスやセミナーを開催するなど、多様な担い手の確保に努めます。また、新規参入を希望する個人・法人等向けに、都事業を活用した農業機械・農地整備に要する経費の支援などを開始します。

No. 19 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①農の風景育成地区制度を活用した農地の保全【再掲】※1					
農の風景育成地区の活用に向けた考え方の策定	検討	検討	策定	―	策定
取組支援の実施	実施	実施	新たな考え方に基づく実施	新たな考え方に基づく実施	新たな考え方に基づく実施
②生産緑地貸借制度を活用した農地保全 計28件	貸借件数 計22件	2件	2件	2件	6件
③特定生産緑地の周知・指定	周知・指定	周知・指定	周知・指定	周知・指定	周知・指定
④制度改正に向けた取組の推進	国への要望活動	国への要望活動	国への要望活動	国への要望活動	国への要望活動
★⑤新規参入者への支援	―	検討	実施	実施	実施
事業費（百万円）		2	13	13	28

※1･･･　計画19 事業No.19－1の再掲

事 業 実 施 課 ：　都市農業担当部　都市農業課
都市整備部　都市計画課

４ 全国都市農業フェスティバルの開催

令和元年度に開催した世界都市農業サミットおよび令和5年11月に開催した全国都市農業フェスティバルの成果をふまえ、次回の全国都市農業フェスティバルを7年度に開催します。6年度は都市農業の魅力を伝えるフェスティバルプレイベントを開催します。

全国都市農業フェスティバルの被招聘都市や参加都市との意見交換を継続し、連携を深めます。

No. 19 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
全国都市農業フェスティバルの開催	全国都市農業フェスティバルの開催	プレイベントの実施 開催準備	開催	次期イベントに向けた調整	開催
★ フェスティバル参加都市との連携・交流	全国都市農業フェスティバルの開催	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		15	140	15	170

事 業 実 施 課 ： 都市農業担当部 都市農業課

戦略計画 20　みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち

令和６年度～令和８年度の取組

１　美術館・貫井図書館の全面リニューアル推進

①美術館再整備基本構想で掲げる「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設の図書館と融合する美術館」の3つのコンセプトの実現に向け、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる、練馬独自の新しい美術館・図書館を創造します。
②美術館・図書館のリニューアルにあわせて、中村橋駅周辺にてハード・ソフト両面から「アートを感じられるまち」を目指す「美術のまち構想」を策定し、美術館と一体となった街並み整備等に取り組みます。

No. 20 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①美術館・貫井図書館再整備工事	設計	設計	設計 工事	工事	工事
★ ②中村橋駅周辺の街並み整備 調整	「美術のまち構想」検討	「美術のまち構想」策定	調整	調整	調整
事業費（百万円）		136	3,882	222	4,240

事 業 実 施 課 ：　地域文化部　美術館再整備担当課、美術館再整備まちづくり担当課
教育振興部　光が丘図書館

２「もっともっとアートプロジェクト」の広報展開　★

美術館リニューアルに向け、「もっともっとアートプロジェクト」を旗印に、新しい発想によるイベントの開催や、文化芸術の魅力を総合的に発信する広報に取り組みます。

No. 20 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
「もっともっとアートプロジェクト」の広報展開	検討	検討	検討	実施	実施
事業費（百万円）		0	0	2	2

事 業 実 施 課 ：　地域文化部　文化・生涯学習課

3 文化芸術イベントの充実

「真夏の音楽会」や「みどりの風　練馬薪能」を引き続き実施します。大谷康子さんプロデュースによる、野外の開放的な雰囲気の中で音楽を親しむ「ねりまの森の音楽祭」をはじめ、野村万作さんらの協力により、能楽公演を新たに開催します。

また、子どもや若者たちが文化芸術に触れて楽しめる「こどもアートアドベンチャー」、区民自らが参加して楽しめる「区民文化祭」などの事業を引き続き実施していきます。

	No. 20 － 3		年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
質の高い文化芸術の鑑賞機会の創出						
	①真夏の音楽会の実施	実施	実施	実施	実施	実施
	②練馬薪能の実施	実施	実施	実施	実施	実施
★	③ねりまの森の音楽祭の実施	実施	実施	実施	実施	実施
★	④文化センター再開記念公演 野村万作さんによる公演の実施	検討	実施	―	―	実施
	大谷康子さんによる公演の実施	検討	実施	―	―	実施
★	⑤新たな能楽公演の実施	検討	実施	実施	実施	実施
区民自らが参加して楽しむ事業の実施						
	①郷土芸能ねりま座の実施	実施	実施	実施	実施	実施
	②こどもアートアドベンチャーの実施	実施	実施	実施	実施	実施
	③区民文化祭の実施	実施	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）			89	82	82	253

事 業 実 施 課 ： 地域文化部 文化・生涯学習課

４ 練馬の歴史を活かした映像文化のまちづくり

「映像∞文化のまち構想」に基づき、映画やアニメなどの映像文化をテーマとした、ソフト・ハードが一体となった夢のあるまちづくりに取り組みます。

東映やワーナー ブラザースと連携した映画上映会の実施や区ゆかりの漫画家と連携したイベントの開催など、区の映像文化資源を活かした、誰もが気軽に楽しめるイベントを実施します。

映画、アニメ、漫画のコンテンツの活用や、スタジオツアー東京などとの連携により、子どもの頃から映像文化に触れ、興味を持つきっかけとなる体験授業の充実を図ります。

映像文化に関する特設ホームページ「映像∞文化のまち　ねりま」を活用し、オンライン配信事業「ねりま映画サロン」など、幅広い情報発信を行います。

No. 20 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
映画上映イベントの実施	実施	実施	実施	実施	実施
漫画家と連携したイベントの実施	実施	実施	実施	実施	実施
映像文化と教育の連携事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施
映像文化ウェブサイトの運用	実施	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		27	27	27	81

事 業 実 施 課 ： 地域文化部 文化・生涯学習課

5 電子図書館の実現に向けた取組の推進 ★

区立図書館の利便性を高めるため、利用登録手続きのオンライン申請、利用カードのデジタル化や電子書籍貸出しサービスを導入します。全児童生徒へ配備しているタブレットパソコンを使って読書活動等を推進するほか、文字拡大や音声読み上げ機能などにより障害者や高齢者の読書活動を支援します。また、地域資料のデジタルアーカイブ化に取り組みます。

No. 20 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
新たな図書館情報システムの構築・運用	検討	構築 運用開始	運用	運用	構築・運用
電子書籍の導入	検討	導入	拡充	拡充	導入・拡充
ICタグ※1の拡充準備	検討	検討	準備	準備	検討・準備
地域資料のデジタルアーカイブ※2化	―	検討	検討	モデル実施	モデル実施
事業費（百万円）		180	151	152	483

※１・・・ 図書資料にICタグを貼り付け図書館情報システムと紐づけるデータ処理を行い管理することで、貸出処理の迅速化、予約資料の受け取りおよび返却手続きのセルフ化が実現します。

※２・・・ 有形無形の文化資源などをデジタル情報として保存し、データを公開することで、多くの人がインターネット上で共有・利用できる仕組みのこと。

事 業 実 施 課 ： 教育振興部 光が丘図書館

６ 練馬の魅力を効果的に発信

①令和5年度に開始した、野菜・果樹の収穫体験や魅力あるスポット、店舗等を巡る「区内周遊ツアー」を充実し、練馬の魅力を更に発信していきます。
②区の魅力発信の拠点である観光案内所の在り方について、産業振興公社と連携して検討し、方針を定めます。方針に基づき、関係機関との調整を進めます。

No. 20 － 6		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ ①区内周遊ツアーの充実	実施	充実	継続	継続	充実・継続
★ ②観光案内所の在り方に関する方針の決定、方針に基づく調整	検討	方針の決定 調整	調整	調整	方針の決定 調整
事業費（百万円）		38	38	25	101

事 業 実 施 課 ： 産業経済部 商工観光課

令和６年度～令和８年度の取組

1 誰もがスポーツを楽しめる環境の充実

①石神井松の風文化公園を拡張し、フットサル・テニス兼用コートや、スケートボード等ができる広場を整備します。
②総合体育館は、現在地での改築を基本に、求められる機能や効率的に整備するための事業方式等の検討を進めます。

No. 21 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①石神井松の風文化公園におけるスポーツ施設 開設	基本設計	基本設計 実施設計	実施設計 整備	整備 開設	開設
②総合体育館 改築に向けた検討	検討	検討	検討	基礎調査	基礎調査
事業費（百万円）		11	197	271	479

事 業 実 施 課 ： 地域文化部 スポーツ振興課

2 ユニバーサルスポーツの機会の充実

①障害のある方もない方もスポーツを楽しめるよう、パラリンピック種目として注目されているボッチャの交流大会を充実し、ユニバーサルスポーツフェスティバルを地域に展開します。
②障害のある方がスポーツを楽しめる環境を充実するため、パラスポーツ指導員の育成に取り組むとともに、指導員資格取得者の活用を図ります。

No. 21 － 2			年度別の取組計画			
	令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
① ユニバーサルスポーツフェスティバルの地域展開						
	地域体育館等での開催	実施	実施	実施	実施	実施
★	ボッチャ交流大会の充実	実施	充実	実施	実施	充実
②	パラスポーツ指導員の育成・人材活用	実施	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）			2	2	2	6

事 業 実 施 課 ： 地域文化部 スポーツ振興課

3 練馬こぶしハーフマラソンの魅力向上

令和5年5月に新たに開園した練馬城址公園を取り込んだコースを設定するなど、ランナーや沿道で応援する方に更に楽しんでいただけるよう工夫を重ね、魅力ある大会を開催していきます。

No. 21 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
練馬こぶしハーフマラソンの実施	充実	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		133	133	133	399

事 業 実 施 課 ： 地域文化部 スポーツ振興課

4 世界陸上およびデフリンピック開催を見据えた取組 ★

令和7年に、世界陸上競技選手権大会およびデフリンピックが東京で開催されます。大会の広報に協力するなど、主催団体と連携して大会の機運を醸成していきます。

No. 21 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
世界陸上およびデフリンピックの開催に合わせた機運醸成	―	検討	実施	―	実施
事業費（百万円）		0	0	0	0

事 業 実 施 課 ： 地域文化部 スポーツ振興課
福祉部 障害者施策推進課

施策の柱６

区民とともに区政を進める

戦略計画 22　地域コミュニティの活性化と区民協働の推進

令和６年度～令和８年度の取組

1　町会・自治会活動の支援

①町会・自治会活動内容の周知を図るとともに、「集合住宅における加入促進ハンドブック」などのチラシ・リーフレットを活用し、加入促進に取り組みます。
②課題解決に向けた助言等を行うコンサルタントの派遣など、各町会・自治会の状況に合わせたきめ細やかな支援を行うために相談体制の強化に取り組みます。
③町会・自治会が、加入案内や広報活動にSNS等を活用できるよう、デジタル活用講習会の実施や、専門知識を持つアドバイザーの派遣を行うとともに、モバイルルータ等の回線使用料を補助し、インターネット環境の整備を促進します。また、デジタル活用の事例について、町会・自治会に情報提供を行います。

No. 22 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
①町会・自治会の加入促進	実施	実施	実施	実施	実施
★②町会・自治会活動コンサルタント派遣	―	検討	実施	実施	実施
③町会・自治会のデジタル活用支援	実施	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		3	3	3	9

事 業 実 施 課 ：　地域文化部　地域振興課、協働推進課

２ 地域活動団体の事業基盤強化に向けた支援

地域活動団体が長期的に事業継続できるよう、クラウドファンディングの活用など資金調達に資する講座や、広報・企画・コミュニケーションのスキルアップの講座を開催するほか、練馬ビジネスサポートセンターが行う中小企業診断士による経営相談へつなぐなど、事業基盤強化に向けた支援を行います。

No. 22 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
地域活動団体の事業基盤強化の支援	実施	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		1	1	1	3

事 業 実 施 課 ： 地域文化部 協働推進課

３「つながるカレッジねりま」の実施

地域活動に参加したい区民の背中を後押しするため、福祉・防災・農・みどりの分野からなる「つながるカレッジねりま」を引き続き開講します。修了生が各分野で活躍できるよう、町会・自治会をはじめ、人材を求める団体とのマッチングを行っていきます。

No. 22 － 3		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
「つながるカレッジねりま」の実施	実施	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		3	3	3	9

事 業 実 施 課 ： 地域文化部 協働推進課

４「練馬つながるフェスタ」の地域開催

地域活動がより活発に行われるよう、多くの区民に地域活動を知る機会と参加のきっかけを提供するとともに、団体同士による協働の取組を促進するため、「練馬つながるフェスタ」を区民・産業プラザのほか、区立図書館など区内6か所の地域で開催します。

No. 22 － 4		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
「練馬つながるフェスタ」の地域開催	実施	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		2	2	2	6

事 業 実 施 課 ： 地域文化部 協働推進課

5 ねりま協働ラボの実施 ★

区民の自由な発想から生まれたアイデアを区と協働して具体化する「地域おこしプロジェクト」を、「ねりま協働ラボ」として新たに展開します。
「ねりま協働ラボ」では、区とともに地域課題に取り組む団体・アイデアを募集するとともに、町会・自治会やNPO、ボランティア団体等がコラボして取り組むプロジェクトを支援し、地域活動への新たなチャレンジを後押しします。

No. 22 － 5		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
ねりま協働ラボの実施	検討	事業募集開始	実施	実施	実施
事業費（百万円）		2	7	9	18

事 業 実 施 課 ： 地域文化部 協働推進課

6 外国人に開かれた地域づくり ★

国籍や言語、文化などの違いも受け入れて、だれもが心豊かに暮らせるよう、外国人に開かれた地域づくりに向け、外国人施策のあり方の検討を進め、新たな方針を策定します。
初級日本語講座・日本語教室ボランティア養成講座の定員を拡充し、外国人が地域で安心して生活できるよう、日本語学習の場を充実します。

No. 22 － 6		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
開かれた地域づくりに向けたあり方の検討・新たな方針の策定	検討	検討	策定	—	策定
日本語学習の場の充実	実施	充実	実施	実施	充実
事業費（百万円）		13	3	3	19

事 業 実 施 課 ： 企画部 企画課
地域文化部 地域振興課

戦略計画 23　DXで区民と区政を直につなぐ

令和６年度～令和８年度の取組

１ “行かない・書かない”デジタル区役所の実現

(1) 手続き・相談のオンライン化の推進

窓口に行くことが難しい子育てや介護に携わる方々、働く世代などが、場所や時間を選ばず、パソコンやスマホから手続き・相談ができるよう、オンライン化を進めます。
利用者からの問い合わせに、AIが対話形式で応答するチャットボットの対応分野を拡大します。

No. 23 － 1		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
手続きのオンライン化の推進（累計1,700手続き）	500手続き	500手続き	500手続き	200手続き	1,200手続き（累計1,700手続き）
事業費（百万円）		17	12	12	41

※手続き数はイベント・講座等の申し込み分を除いています。

事 業 実 施 課 ： 企画部　情報政策課
区民部　戸籍住民課

No. 23 － 1【再掲事業】	各戦略計画におけるデジタル化の取組【再掲】	
取組項目	取組内容	計画／事業No.
★ 生活困窮者への支援体制の強化	生活サポートセンターでオンライン相談を実施	計画８／事業No.８－２
★	AIチャットボットによる情報提供	

(2) 施設利用の利便性向上 ★

施設利用に係る運用を見直し、利用登録がオンラインでできるなど、使いやすい新たな予約システムを構築します。

窓口や券売機等での施設使用料の支払いにキャッシュレス決済を順次導入し、利便性を高めます。

No. 23 － 2		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
新たな区立施設予約システムの構築・運用	検討	構築	構築 運用開始	運用	運用
窓口等での施設使用料の支払いにキャッシュレス決済導入	検討	検討 一部導入 （券売機等）	拡大	拡大	導入・拡大
事業費（百万円）		415	181	158	754

事業実施課：
区政改革担当部　区政改革担当課
地域文化部　地域振興課、協働推進課、文化・生涯学習課、スポーツ振興課
福祉部　障害者サービス調整担当課
土木部　維持保全担当課、交通安全課

(3) 電子図書館の実現に向けた取組の推進 ★

利用登録のオンライン化や利用カードのデジタル化など、新たな図書館情報システムを構築します。オンラインで閲覧できる電子書籍サービスを導入し、区民の利用を促進するとともに、文字拡大や音声読み上げなどの機能により、障害者や高齢者の読書活動を支援します。また、地域資料のデジタルアーカイブ※1化に取り組みます。

No. 23 － 3	各戦略計画におけるデジタル化の取組【再掲】	
取組項目	取組内容	計画／事業No.
電子図書館の実現に向けた取組の推進	新たな図書館情報システムの構築・運用	計画20／事業No.20－５
	電子書籍の導入	
	地域資料のデジタルアーカイブ化	

※１　デジタルアーカイブ・・・　有形無形の文化資源などをデジタル情報として保存し、データを公開することで、多くの人がインターネット上で共有・利用できる仕組みのこと

(4) 情報発信手段の充実

SNSやアプリを活用し、一人ひとりのニーズに合わせた情報をプッシュ型で発信します。

	No. 23 － 4	各戦略計画におけるデジタル化の取組【再掲】	
	取組項目	取組内容	計画／事業No.
★	学童クラブのICT化	学童クラブへの欠席の連絡、連絡帳でのやりとりをスマートフォン等で行えるようICT化	計画3／事業No.3－3
	区の特色を生かした健康づくり	練馬健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」コンテンツの充実	計画11／事業No.11－1
	こころの健康問題を抱える方等への支援	LINEやアプリ等を活用した情報発信の強化	計画11／事業No.11－5
★	区民の行動変容につながる周知・啓発	区ホームページ内防災、防犯・防火コンテンツの改訂	計画12／事業No.12－13
★	ねりま防災カレッジ事業の充実	防災学習コンテンツの作成・配信	計画12／事業No.12－15
★	ごみの減量・資源化の推進	デジタルツールを活用し、プラスチックごみ削減の意識向上に繋がる啓発を実施	計画17／事業No.17－4
	練馬の歴史を活かした映像文化のまちづくり	映像文化ウェブサイトの運用	計画20／事業No.20－4

(5) 高齢者・障害者等のデジタル利活用支援

高齢者等が身近な場所で繰り返しスマホの操作を学べる機会や、一人ひとりのニーズに対応する個別相談会を充実します。障害者の情報取得や意思疎通を助けるツールの相談・体験や貸出、操作方法のサポートを行います。

障害者施設において、自主生産品の販路拡大や魅力的な商品開発を後押しするため、電子決済の導入やホームページの作成などを支援します。

	No. 23 － 5	各戦略計画におけるデジタル化の取組【再掲】	
	取組項目	取組内容	計画／事業No.
★	元気高齢者の活躍の場を拡大	スマホ相談員の養成・派遣の実施	計画6／事業No.6－1
	デジタル格差解消を目指した取組の推進	高齢者向けスマートフォン教室の充実	計画6／事業No.6－5
★		相談窓口の設置	
★	障害者の就労支援の充実	ICTを活用した工賃向上支援の実施	計画7／事業No.7－9
★	障害者の意思疎通支援事業の充実	ICT相談窓口の充実	計画7／事業No.7－10
★		遠隔手話通訳設置場所の拡大	
★		条例紹介動画の作成・手話言語の普及啓発	

(6) マイナンバー制度の活用

区民の事務手続きの負担軽減と利便性向上のため、今後もマイナンバーを積極的に活用します。
マイナンバーカードの公的個人認証による本人確認を活用した申請・手続きを拡大します。
健康保険証機能の登録など、引き続き窓口で適切な支援を実施するとともに、国の施策と連動しながら、カードの普及促進、利便性向上に取り組みます。

No. 23 － 6		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
普及促進・利便性の向上	充実	充実	充実	充実	充実
事業費（百万円）		36	34	34	104

事 業 実 施 課 ： 企画部 情報政策課
区民部 戸籍住民課

(7) データ利活用によるプッシュ型サービスの提供

歩数や睡眠時間などのデータからAIがフレイル※1リスクを点数化し、健康行動等を促すアドバイスを表示するアプリの配信を行います。区が保有する医療・健診・介護などのデータを活用して、健康上に不安を抱える方の支援を行う「高齢者みんな健康プロジェクト」に引き続き取り組みます。

No. 23 － 7	各戦略計画におけるデジタル化の取組【再掲】	
取組項目	取組内容	計画／事業No.
★ フレイル予防の充実	フレイル予防アプリ「フィット＆ゴー」の充実	計画6／事業No.6－4
★ 「高齢者みんな健康プロジェクト」の拡充	実施体制の強化	計画6／事業No.6－6
	個別訪問事業の充実	
	講座・教室事業の充実	
★	練馬区薬剤師会との連携による服薬指導・健康相談の実施	

※1 フレイル・・・ 老化により心身機能の活力（筋力や認知機能など）や、社会的な活力（人との交流など）が低下し、要介護になる危険性が高まっている状態

(8) オープンデータの充実 ★

オープンデータ※1を機械判読可能な形式に統一するなど、より使いやすく整備するとともに、データセット（情報量）を拡大し、区民や事業者等の活用促進につなげます。区の保有するデータを視覚的に分かりやすい形で公開するデータダッシュボード※2の取組を進めます。

No. 23 － 8		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
オープンデータの充実	データの整備	データの整備	拡大	拡大	データの整備拡大
ダッシュボードの公開	実施	拡大	拡大	拡大	拡大
事業費（百万円）		1	1	1	3

※１　オープンデータ・・・　区の保有する公共データを、区民等が活用しやすいように、機械判読性が高いデータ形式により公開されたデータのこと

※２　ダッシュボード・・・　オープンデータを活用し、グラフなど直感的で分かりやすい形に可視化した資料

事　業　実　施　課　：　企画部　情報政策課

(9) 地域社会のデジタル化支援

企業活動のデジタル化への支援やスマート商店街プロジェクトの更なる展開、町会・自治会のデジタル活用支援に取り組みます。

No. 23 － 9	各戦略計画におけるデジタル化の取組【再掲】	
取組項目	取組内容	計画／事業No.
企業活動の活性化に向けた支援の充実	専門相談、融資、セミナーの実施	計画18／事業No.18－1
★	デジタル化体験事業の実施	
「スマート商店街プロジェクト」の更なる展開	商店街魅力発信支援事業の実施	計画18／事業No.18－3
	商店街のキャッシュレス化促進支援事業の実施	
★	商店街デジタル化セミナーの実施	
町会・自治会活動の支援	町会・自治会のデジタル活用支援	計画22／事業No.22－1

2 アナログからデジタルへの業務改革

(1) デジタルツールの活用による業務DX

AIやRPA[※1]、ノーコードツール[※2]を活用するとともに、業務フローを可視化した事務処理手順を基に、業務プロセスを見直し、生産性向上と業務効率化を進めます。
施設整備などの業務においても、図面や設計図のペーパーレス化・データ共有に取り組みます。
生成AI[※3]やメタバースなど、新たなデジタル技術の活用に向けて検討を進めます。

No. 23 － 10		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
AI・RPA等の活用	拡充	拡充	拡充	拡充	拡充
★ 工事監督業務における情報共有システムの導入	―	検討	導入	運用	導入・運用
★ 生成AIの活用	試行	導入	運用	運用	導入・運用
事業費（百万円）※4		45	33	33	111

※１　RPA・・・　Robotic Process Automationの略。人間が手作業で行っているパソコン操作を、自動化することができる仕組み
※２　ノーコードツール・・・　プログラミングの知識やスキルがなくても、アプリやWebサービスが開発できるツール
※３　生成AI・・・　画像、文章、プログラムコードなど様々なコンテンツを生成することができる人工知能。大量のデータを学習した学習モデルが、人間が作成するような絵や文章を生成することができる。
※４　事業費の一部は国民健康保険事業会計に計上します。

事 業 実 施 課 ： 企画部 施設管理担当部 区民部　土木部

(2) データ利活用の環境整備　★

根拠に基づく政策立案（EBPM[※1]）を推進するため、必要なデータを収集・加工・分析できる環境整備についての検討を進めます。

No. 23 － 11		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
EBPMを推進するデータ活用基盤の構築	―	検討	検討	検討	検討
事業費（百万円）		0	0	0	0

※１　EBPM・・・　Evidence Based Policy Makingの略。根拠に基づく政策立案

事 業 実 施 課 ： 企画部　情報政策課

(3) 標準システムによる利便性向上と業務効率化

住民基本台帳や住民税など20業務について、国が整備するガバメントクラウドを活用した標準システムへ移行するとともに、業務プロセスの見直しを行い、区民サービスの向上と業務効率化に取り組みます。練馬区共通基盤（データセンター）からガバメントクラウドへの移行など、クラウド活用のあり方を検討します。

No. 23 － 12		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
標準システムの稼働	検討	移行	実施	運用	移行 実施 運用
★ 次期クラウドの調達方針の策定	検討	検討	検討	策定	策定
事業費（百万円）※1		2,445	2,479	1,324	6,248

※１・・・　事業費の一部は国民健康保険事業会計および後期高齢者医療会計に計上します。

事 業 実 施 課 ： 企画部　区民部　福祉部　高齢施策担当部　健康部　教育振興部　こども家庭部
選挙管理委員会事務局

(4) 多様な働き方の実現に向けたデジタル基盤の整備

事務用パソコンの一斉更新に合わせて利用環境を見直し、フリーアドレスやペーパーレス会議、モバイルワークに取り組みます。場所に捉われない効率的かつ柔軟な働き方を実現します。

No. 23 － 13		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
★ 事務用パソコンの更新	先行稼働	更新	運用	運用	更新・運用
無線LAN環境の整備	検討	実施	運用	運用	実施・運用
★ 執務環境（什器・電話）整備方針の策定	検討	策定	推進	推進	策定・推進
事業費（百万円）		840	840	839	2,519

事 業 実 施 課 ： 企画部　情報政策課
総務部　総務課

(5) DXを進める職員の確保・育成

都が令和5年7月に設立した外部団体「GovTech東京」の人材シェアリングを活用した外部人材の確保や、今後開始される常勤のICT職の採用に向けた検討を進め、DXを推進する体制の強化を図ります。

業務知識とデジタルスキルを兼ね揃え、DXを推進する中心的役割を担う職員を育成するため、業務にデジタルを取り入れるスキルや、データを活用するスキル等の習得に必要な研修を実施していきます。

No. 23 － 14		年度別の取組計画			
令和8年度目標	令和5年度末の現況	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
ICT人材の活用	検討	活用	活用	活用	活用
デジタル人材の育成	実施	充実	充実	充実	充実
事業費（百万円）		40	40	40	120

事 業 実 施 課 ： 企画部　情報政策課
人事戦略担当部　職員課、人材育成課

令和６～８年度の財政フレーム

アクションプランの実現性を担保するため、計画期間（令和６～８年度）の財政フレームを作成しました。

作成にあたり、アクションプランに位置づけた事業の事業費を見込んだ歳入歳出の推計を行っています。

この財政フレームは、令和６年１月時点での経済の動向等をもとに推計を行い、作成しています。

令和6～8年度の財政フレーム

（単位：百万円）

区　分			６　年　度	構成比	７　年　度	構成比	８　年　度	構成比	合計	構成比
歳入総額			323,088	100.0%	341,290	100.0%	342,671	100.0%	1,007,049	100.0%
	一般財源		195,152	60.4%	200,529	58.8%	204,002	59.5%	599,683	59.5%
		特別区税	69,537	21.5%	74,404	21.8%	75,275	22.0%	219,216	21.8%
		特別区交付金	98,562	30.5%	102,108	29.9%	104,546	30.5%	305,216	30.3%
		その他	27,054	8.4%	24,017	7.0%	24,180	7.1%	75,251	7.5%
	特定財源		127,936	39.6%	140,761	41.2%	138,670	40.5%	407,367	40.5%
		国・都支出金	91,193	28.2%	98,830	29.0%	99,320	29.0%	289,343	28.7%
		繰入金	15,907	4.9%	12,506	3.7%	14,404	4.2%	42,817	4.3%
		特別区債	6,346	2.0%	14,866	4.4%	10,646	3.1%	31,858	3.2%
		その他	14,490	4.5%	14,560	4.3%	14,299	4.2%	43,349	4.3%
歳出総額			323,088	100.0%	341,290	100.0%	342,671	100.0%	1,007,049	100.0%
	義務的経費		162,174	50.2%	166,229	48.7%	172,048	50.2%	500,451	49.7%
		人件費	50,343	15.6%	47,814	14.0%	51,705	15.1%	149,861	14.9%
		扶助費	106,903	33.1%	113,716	33.3%	114,247	33.3%	334,866	33.3%
		公債費	4,928	1.5%	4,699	1.4%	6,097	1.8%	15,723	1.6%
	投資的経費		31,470	9.7%	45,049	13.2%	40,232	11.7%	116,751	11.6%
		うちアクションプラン事業費	22,563	7.0%	32,956	9.7%	26,953	7.9%	82,472	8.2%
		うち公共施設等総合管理計画事業費	12,269	3.8%	23,623	6.9%	15,593	4.6%	51,485	5.1%
	その他経費		129,444	40.1%	130,013	38.1%	130,391	38.1%	389,848	38.7%
		うちアクションプラン事業費	18,914	5.9%	17,108	5.0%	15,266	4.5%	51,288	5.1%

※数値は四捨五入のため、各欄の合計と総計欄が一致しないことがあります。

※ここで掲載しているアクションプラン事業費は、「■戦略計画別事業費一覧」の中の
「事業費合計（一般会計のみ）」の金額を「投資的経費」と「その他経費」に分けたものです。

※投資的経費のうち、アクションプラン事業費と公共施設等総合管理計画事業費には、一部重複する
項目が含まれています。

※6年度は、当初予算の金額です。

財政フレーム

1　財政計画の考え方

政府の「令和６年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和６年１月 26 日閣議決定）では、「令和６年度については、総合経済対策の進捗に伴い、官民連携した賃上げを始めとする所得環境の改善や企業の設備投資意欲の後押し等が相まって、民間需要主導の経済成長が実現することが期待される。令和６年度の実質ＧＤＰ成長率は 1.3%程度、名目ＧＤＰ成長率は 3.0%程度、消費者物価（総合）は 2.5%程度の上昇率になると見込まれる。ただし、海外景気の下振れリスクや物価動向に関する不確実性が存在すること、令和６年能登半島地震の影響、金融資本市場の変動の影響等には、十分注意する必要がある。」としています。

経済の先行きは不透明感を増す中､区の財政状況も予断を許さない局面が続くものと見込まれます。

＜経済指標＞　　**（単位：%）**

項　　目	５年度	６年度	７年度	８年度
名目経済成長率	5.5	3.0	1.7	1.1
実質経済成長率	1.6	1.3	0.8	0.7
国内企業物価指数・変化率	2.0	1.6	0.5	0.5
消費者物価指数・変化率	3.0	2.5	1.5	1.1
完 全 失 業 率	2.6	2.5	2.5	2.6

※　政府経済見通しおよび民間経済研究所の予測数値を参考に推計しました。

2　財政推計の方法

令和７・８年度の財政推計は、上記経済指標、過去の実績等を参考に算定しました。

〈歳　入〉

○特別区税（特別区民税・軽自動車税・特別区たばこ税・入湯税）
　令和６年度までの税制改正を加味したうえで、経済指標を参考に推計しました。

○特別区交付金（区と東京都で分配している固定資産税や法人住民税など）
　令和６年度までの税制改正を加味したうえで、経済指標を参考に推計しました。

○国・都支出金（特定の事業に対し国や都から交付されるもの）
　過去の実績や本アクションプラン事業費をもとに推計しました。

○繰入金（区の貯金から予算に繰り入れるものなど）
　各年度の財源不足額に対し基金繰入額を見込みました。

○特別区債（区が新たに借り入れを行うもの）
　本アクションプラン事業費を中心に推計しました。

○その他の歳入
　過去の実績や経済指標を参考に推計しました。

〈歳　出〉

○人件費（職員の給与や区長・区議会議員の報酬など）
　過去の実績などを参考に推計しました。

○扶助費(子ども・高齢者・障害者・生活困窮者などを支援するための経費)
　過去の伸び率などを参考に推計しました。

○公債費（区の借金を返済するための経費）
　現在の区債残高と令和６年度の区債発行予定額をもとに推計しました。

○投資的経費（区立施設の改修・改築や道路・公園などの整備の経費）
　本アクションプラン事業を中心に必要な経費を推計しました。

○その他の歳出
　過去の伸び率などを参考に推計しました。

～　財政フレームについてのＱ＆Ａ　～

＜歳入について＞

Ｑ１　「一般財源」と「特定財源」はどう違うのですか。

A　一般財源は、区が自由に使い道を決められるお金です。練馬区の特性にあわせて区民の皆さんのニーズに応える施策を工夫して行うためには一般財源が必要となります。これに対し、特定財源は、特定の使い道に充てることが決まっているお金です。

Ｑ２　「特別区税」や「特別区交付金」は今後も増えていくのですか。

A　特別区税と特別区交付金（特別区財政調整交付金）はいずれも、景気の影響を受けやすい歳入です。景気の回復傾向が持続すれば歳入増も期待できますが、景気の先行きは不透明感を増しており、予断を許さない状況です。

加えて、国の不合理な税制改正により、区の貴重な税源が一方的に奪われ続けています。ふるさと納税による特別区民税の流出は年々拡大しており、令和６年度は 50 億円を超える見込みです。法人住民税の一部国税化に伴う減収は、特別区交付金の歳入に深刻な影響を与えています。今回の推計でも、こうした影響が続くものと見込んでいます。

なお、令和６年度の特別区民税は、上記の影響に加えて、国の定額減税の影響による約 33 億円の減収についても見込んでいます。

Ｑ３　「特別区債」が増加しているのはなぜですか。

A　老朽化が進み、改修・改築が必要となる区立施設が増えています。その工事費に対する財源確保のため、特別区債の活用額も増加する見込みです。

＜歳出について＞

Ｑ４　物価上昇や賃金上昇の影響はどのように見込んでいますか。

A　政府の経済見通し（「中長期の経済財政に関する試算」（令和６年１月 22 日公表））を参考に上昇率を見込んだ上で、経費に反映しています。

物価上昇率は令和７年度 1.5%、８年度 1.1%、賃金上昇率は７年度 1.7%、８年度 1.1%と見込んでいます。

Ｑ５　「義務的経費」とはどのような経費ですか。

A　「人件費」、「扶助費」、「公債費」で構成され、いずれも法令等により支出が義務付けられている経費です。「人件費」は、職員の給料や区長、区議会議員の報酬など、「扶助費」は、生活保護費や子ども・高齢者・障害者の福祉のための経費、「公債費」は、学校や区立施設の建設などのために区が借りたお金の返済に充てる経費です。練馬区では、義務的経費が予算全体の５割以上を占める状態が続いています。

Ｑ６　「扶助費」が年々増加しているのはなぜですか。

A　令和７年度は児童手当拡充の通年化の影響により、大きく扶助費が増加しています。その後も、障害者自立支援給付費などを中心に扶助費の増加は続く見込です。

Ｑ７　「人件費」が令和６年度から８年度にかけて、増減を繰り返しているのはなぜですか。

A　地方公務員法の改正に伴い、令和５年度から、区職員の定年が２年に１歳ずつ引き上げられ、令和 13 年度に 65 歳になります。この間、退職手当が発生する年度も隔年になることから、年度により人件費の増減が大きくなる見込みです。

Ｑ８　「投資的経費」とはどのような経費ですか。令和６年度に比べて７年度が増加しているのはなぜですか。

A　区立施設を改修・改築したり、公園や道路を整備したりするためのお金です。
令和７年度に増加しているのは、小中学校の改築工事や長寿命化改修工事の本格化や、美術館・貫井図書館の全面リニューアル工事の着工等により、経費の増加が見込まれるためです。

Ｑ９　「その他経費」とはどのような経費ですか。年々増えているのはなぜですか。

A　その他経費は、区立施設の委託費等の物件費や、各種団体への補助金等の補助費、後期高齢者医療会計や介護保険会計への繰出金等が主なものです。
委託の拡大や物価上昇等による物件費の増加や、高齢化の進行に伴う被保険者数の増加等による後期高齢者医療会計、介護保険会計への繰出金の増加等により、年々増加傾向にあります。

■ 戦略計画別事業費一覧

柱・戦略計画	事業数※1
施策の柱1　子どもたちの笑顔輝くまち	**30**
戦略計画1　子育てのかたちを選択できる社会の実現	8
戦略計画2　子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実	2
戦略計画3　学齢期の子どもや若者の居場所の充実	5
戦略計画4　夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成	15
施策の柱2　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち※2	**15**
戦略計画5　高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進	9
戦略計画6　元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進	6
施策の柱3　安心を支える福祉と医療のまち※2	**31**
戦略計画7　障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備	13
戦略計画8　ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援	4
戦略計画9　民間ならではの多様な活動と連携した地域福祉の推進	4
戦略計画10　安心して医療が受けられる体制の整備	5
戦略計画11　身体とこころの健康づくりを応援	5
施策の柱4　安全・快適、みどりあふれるまち	**53**
戦略計画12　地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」	18
戦略計画13　みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備	8
戦略計画14　人々の移動を支える交通体系の構築	5
戦略計画15　快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進	10
戦略計画16　練馬のみどりを未来へつなぐ	8
戦略計画17　脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開	4
施策の柱5　いきいきと心豊かに暮らせるまち	**17**
戦略計画18　意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり	3
戦略計画19　生きた農と共存するまち練馬	4
戦略計画20　みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち	6
戦略計画21　みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち	4
施策の柱6　区民とともに区政を進める※2	**20**
戦略計画22　地域コミュニティの活性化と区民協働の推進	6
戦略計画23　DXで区民と区政を直につなぐ	14
事業費合計（一般会計のみ）	
事業費合計（特別会計含む）	**166**

※1　「事業数」は年度別取組計画の数を指します（戦略計画23以外は再掲事業を除く）。
※2　事業数および事業費の数値は特別会計分を含んだ数値です。

令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	合計
事業費（百万円）	事業費（百万円）	事業費（百万円）	事業費（百万円）
16,380	**23,782**	**18,783**	**58,945**
794	831	658	2,283
183	183	183	549
3,593	3,654	3,896	11,143
11,810	19,114	14,046	44,970
1,694	**2,734**	**1,160**	**5,588**
（一般会計）1,105	（一般会計）2,228	（一般会計）663	（一般会計）3,996
（特別会計）276	（特別会計）183	（特別会計）162	（特別会計）621
（一般会計）150	（一般会計）173	（一般会計）193	（一般会計）516
（特別会計）163	（特別会計）150	（特別会計）142	（特別会計）455
4,403	**3,115**	**3,465**	**10,983**
805	1,610	1,968	4,383
174	197	197	568
169	176	179	524
2,163	29	34	2,226
（一般会計）1,091	（一般会計）1,102	（一般会計）1,086	（一般会計）3,279
（特別会計）1	（特別会計）1	（特別会計）1	（特別会計）3
15,078	**11,966**	**14,185**	**41,229**
1,442	2,250	2,456	6,148
5,751	5,228	7,680	18,659
523	39	90	652
1,707	1,741	2,242	5,690
5,307	2,241	803	8,351
348	467	914	1,729
1,064	**5,734**	**2,742**	**9,540**
131	155	156	442
317	1,067	1,670	3,054
470	4,180	510	5,160
146	332	406	884
3,863	**3,639**	**2,462**	**9,964**
24	19	21	64
（一般会計）3,274	（一般会計）3,048	（一般会計）2,168	（一般会計）8,490
（特別会計）565	（特別会計）572	（特別会計）273	（特別会計）1,410
41,477	**50,064**	**42,219**	**133,760**
42,482	**50,970**	**42,797**	**136,249**

第３次みどりの風吹くまちビジョン

-アクションプラン〔年度別取組計画〕（案）-

令和６年（2024 年）３月

発行　練馬区　企画部　企画課

所在地 〒176-8501　東京都練馬区豊玉北 6-12-1　練馬区役所　本庁舎６階

電話　03-3993-1111（代表）

FAX　03-3993-1195

練馬区ホームページ　https://www.city.nerima.tokyo.jp/

参考資料 5

令和６年３月12日
区政改革担当部区政改革担当課

第３次みどりの風吹くまちビジョン（練馬区版総合戦略）に係る数値目標および重要業績評価指標（案）について

平成26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」により、地方公共団体は、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、地方版総合戦略を定めることが求められている。

区では、第３次みどりの風吹くまちビジョンを地方版総合戦略に位置づけ、PDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクルを通じた施策の効果検証を行うため、「第３次みどりの風吹くまちビジョン（練馬区版総合戦略）に係る数値目標および重要業績評価指標（KPI）※」を新たに設定する。

※　重要業績評価指標（KPI：Key Performance Indicator）
・・・施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標

１　設定の考え方

⑴　数値目標は、第３次ビジョンの６つの施策の柱ごとに設定する。

⑵　重要業績評価指標（KPI）は、施策の効果を客観的に検証するため、アクションプランの23の戦略計画ごとに設定する。

２　第３次みどりの風吹くまちビジョン（練馬区版総合戦略）に係る数値目標および重要業績評価指標（案）

別添のとおり

参考資料 6

第3次みどりの風吹くまちビジョン（練馬区版総合戦略）に係る

数値目標および重要業績評価指標（案）

令和6年（2024年）3月

練　馬　区

はじめに

平成26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」により、地方公共団体は、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、地方版総合戦略を定めることが求められています。また、国は地方版総合戦略について、「基本目標における数値目標」と「具体的な施策ごとの重要業績評価指標（KPI）※」を設定し、PDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクルを通じた客観的な効果検証を行うことを求めています。

区では、第３次みどりの風吹くまちビジョンを地方版総合戦略に位置づけ、施策の効果を客観的に検証するため、練馬区版総合戦略に係る数値目標および重要業績評価指標を設定します。

※　重要業績評価指標（KPI：Key Performance Indicator）
・・・施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標

数値目標・KPIの設定にあたっての考え方

⑴　基本目標における数値目標は、第３次ビジョンの６つの施策の柱ごとに設定しました。
⑵　重要業績評価指標（KPI）は、施策の効果を客観的に検証するため、アクションプランの23の戦略計画ごとに設定しました。

【表の見方】

基　本　目　標	施策の柱１　子どもたちの笑顔輝くまち		
数　値　目　標 （令和10年度末）	●「子育て支援」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：令和５年度調査結果の68.5%から上昇 ●「学校教育」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：令和５年度調査結果の62.9%から上昇		
重要業績評価指標（KPI）			
戦　略　計　画	指　　標	現　状　値 原則：令和５年度末	目　標　値 原則：令和８年度末
計画１ 子育てのかたちを選択できる社会の実現	保育所等入所希望者受入率	100% （令和５年４月１日現在）	100% （令和９年４月１日現在）
計画２ 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実	保健相談所で実施する生後２か月児相談の内容が参考になったと思う保護者の割合	― ①	80% ②
計画３ 学齢期の子どもや若者の居場所の充実	ねりっこ学童クラブ入会希望者受入率	97.6% （令和５年４月１日現在）	100% （令和９年４月１日現在）
計画４ 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成	自分の考えを上手く伝えられるよう、工夫して発言や発表をすることができる児童生徒の割合	児童:67.6% 生徒:73.5%	児童:70% 生徒:75%

①「現状値」欄：原則として、令和５年度末の状況を表示しています。それ以外の時点の数値については、時点を表示しています。

②「目標値」欄：原則として、令和８年度末の目標値を表示しています。それ以外の時点の数値については、時点を表示しています。

基　本　目　標	施策の柱１　子どもたちの笑顔輝くまち		
数　値　目　標 （令和10年度末）	●「子育て支援」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：令和５年度調査結果の68.5%から上昇 ●「学校教育」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：令和５年度調査結果の62.9%から上昇		
重要業績評価指標（KPI）			
戦　略　計　画	指　　標	現　状　値 原則：令和５年度末	目　標　値 原則：令和８年度末
計画１ 子育てのかたちを選択できる社会の実現	保育所等入所希望者受入率	100% （令和５年４月１日現在）	100% （令和９年４月１日現在）
計画２ 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実	保健相談所で実施する生後２か月児相談の内容が参考になったと思う保護者の割合	—	80%
計画３ 学齢期の子どもや若者の居場所の充実	ねりっこ学童クラブ入会希望者受入率	97.6% （令和５年４月１日現在）	100% （令和９年４月１日現在）
計画４ 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成	自分の考えを上手く伝えられるよう、工夫して発言や発表をすることができる児童生徒の割合	児童:67.6% 生徒:73.5%	児童:70% 生徒:75%

基　本　目　標	施策の柱２　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち		
数　値　目　標 （令和10年度末）	●「高齢者福祉」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：令和５年度調査結果の67.5%から上昇		
重要業績評価指標（KPI）			
戦　略　計　画	指　　標	現　状　値 原則：令和５年度末	目　標　値 原則：令和８年度末
計画５ 高齢者地域包括ケアシステムの深化・推進	地域包括支援センターの相談件数	年間217,286件 （令和４年度末）	年間220,000件
計画６ 元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進	要介護認定率（第９期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）	22% （令和５年９月末）	22.2%以下 （令和８年９月末）

基　本　目　標	施策の柱３　安心を支える福祉と医療のまち
数　値　目　標 （令和10年度末）	●「障害者福祉」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：令和５年度調査結果の64.9%から上昇 ●「生活の安定に向けた自立支援」の施策に対する満足評価 （区民意識意向調査） ：令和５年度調査結果の64.9%から上昇 ●「地域福祉の推進」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：令和５年度調査結果の63%から上昇 ●「医療環境の充実」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：令和５年度調査結果の59.6%から上昇 ●「健康づくりの推進」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：令和５年度調査結果の78.4%から上昇

重要業績評価指標（KPI）

戦　略　計　画	指　　標	現　状　値 原則：令和５年度末	目　標　値 原則：令和８年度末
計画７ 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備	作業所平均工賃月額	12,185円 （令和５年度末見込）	13,000円
計画８ ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援	生活保護受給者および生活困窮者への就労支援による就職者数	年間610人 （令和５年度末見込）	年間650人
計画９ 民間ならではの多様な活動と連携した地域福祉の推進	地域福祉コーディネーターが相談を受けた件数	年間1,200件 （令和５年度末見込）	年間2,600件
計画10 安心して医療が受けられる体制の整備	人口10万人あたりの一般療養病床数	337床	373床
計画11 身体とこころの健康づくりを応援	区が実施する胃・肺・大腸がん検診の平均受診率	14.4%	16%

基　本　目　標	施策の柱４　安全・快適、みどりあふれるまち
数　値　目　標 （令和10年度末）	●「災害に強い安全なまちづくり」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：令和５年度調査結果の62.3%から上昇 ●「鉄道・道路・バス交通など都市インフラの整備」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：令和５年度調査結果の59.9%から上昇 ●「駅周辺のまちづくり」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：令和５年度調査結果の53.8%から上昇 ●「みどりの保全と創出」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：令和５年度調査結果の76.8%から上昇 ●「エネルギー政策の展開」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：令和５年度調査結果の50.1%から上昇

重要業績評価指標（KPI）

戦　略　計　画	指　　標	現　状　値 原則：令和５年度末	目　標　値 原則：令和８年度末
計画12 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」	「地域防災力の向上、安全・安心な地域づくり」に対する満足評価	65.4%	70%
計画13 みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備	都市計画道路の整備着手率	66%	68%
計画14 人々の移動を支える交通体系の構築	ホームドア整備駅数	10駅	15駅
計画15 快適な住宅都市を実現するまちづくりの推進	地区計画数	47地区	53地区
計画16 練馬のみどりを未来へつなぐ	区が整備する公園面積 （令和６～８年度）	—	2.82ha
計画17 脱炭素社会の実現に向けた環境施策の展開	区の二酸化炭素年間排出量	177万t-CO_2 （令和２年度実績）	現状値からの削減 （2030年度までに2013年度216.5万t-CO_2から46%削減※）

※　「練馬区環境基本計画2023」温室効果ガスの削減目標

基　本　目　標	施策の柱５　いきいきと心豊かに暮らせるまち
数　値　目　標 （令和10年度末）	●「区内企業の活性化・魅力ある商店街づくり」の施策に対する満足評価 （区民意識意向調査） ：令和５年度調査結果の49.5%から上昇 ●「都市農業の振興と都市農地の保全」の施策に対する満足評価 （区民意識意向調査） ：令和５年度調査結果の69.8%から上昇 ●「文化・生涯学習・スポーツの振興」の施策に対する満足評価 （区民意識意向調査） ：令和５年度調査結果の64.4%から上昇

重要業績評価指標（KPI）

戦　略　計　画	指　　標	現　状　値 原則：令和５年度末	目　標　値 原則：令和８年度末
計画18 意欲ある事業者の支援と商店街の魅力づくり	練馬ビジネスサポートセンターを利用した創業者数	年間51人 (令和４年度末実績)	年間60人
計画19 生きた農と共存するまち練馬	アプリ「とれたてねりま」へのアクセス件数	計468,000件 （令和５年度末見込）	計1,119,000件
計画20 みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち	文化芸術イベント参加者数	年間20,117人 （令和５年度末見込）	年間22,000人
計画21 みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち	ユニバーサルスポーツフェスティバルの参加者数	年間4,000人 （令和５年度末見込）	年間4,100人

基　本　目　標	施策の柱６　区民とともに区政を進める
数　値　目　標 （令和10年度末）	●「地域活動の活性化と多文化共生社会の実現」の施策に対する満足評価 （区民意識意向調査） ：令和５年度調査結果の63.8%から上昇 ●「窓口サービス等の利便性の向上」の施策に対する満足評価 （区民意識意向調査） ：令和５年度調査結果の68.4%から上昇

重要業績評価指標（KPI）

戦　略　計　画	指　　標	現　状　値 原則：令和５年度末	目　標　値 原則：令和８年度末
計画22 地域コミュニティの活性化と区民協働の推進	「つながるカレッジねりま」の修了者数	計360名 （令和５年度末見込）	計660名
計画23 ＤＸで区民と区政を直につなぐ	オンライン申請の件数	年間460,000件 （令和５年度末見込）	年間820,000件

参考資料 7

令和６年３月12日
企画部企画課
区政改革担当部区政改革担当課

公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和６年度～10年度）（素案）および公共施設等総合管理計画〔追補版〕（素案）に寄せられた意見と区の考え方について

１　意見の受付状況

（１）意見募集期間

令和５年12月11日（月）から令和６年１月15日（月）まで

（２）周知方法

ア　ねりま区報（12月11日号）への掲載

イ　区ホームページへの掲載

ウ　区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、企画課での閲覧

エ　区公式Ｘ（旧Twitter）・区公式LINEでの発信

オ　区立小中学生用タブレットパソコンの「ブックマーク」で閲覧、児童館での閲覧

カ　関係団体への説明等

以下の関係団体に計画素案について、個別に説明等を行った。

・練馬区区政改革推進会議	・練馬区商店街連合会
・（公社）練馬東法人会	・町会・自治会（237団体）
・（公社）練馬西法人会	・練馬区町会連合会
・（一社）練馬東青色申告会	・地区区民館運営委員会・運営協議会
・（一社）練馬西青色申告会	・地域集会所管理運営委員会
・東京税理士会練馬東支部	・東映アニメーション（株）
・東京税理士会練馬西支部	・東映（株）東映東京撮影所
・練馬区たばこ税増収対策協議会	・ワーナー ブラザース スタジオジャパン合同会社
・練馬東納税貯蓄組合連合会	・練馬区文化団体協議会
・練馬西納税貯蓄組合連合会	・（公社）練馬区体育協会
・練馬東間税会	・練馬区レクリエーション協会
・練馬西間税会	・総合型地域スポーツクラブ（SSC）（７団体）
・東京商工会議所練馬支部	
・（一社）練馬産業連合会	
・練馬建物総合管理協同組合	

・練馬区スポーツ推進委員会 ・練馬区地域福祉計画推進委員会 ・練馬区保護司会 ・練馬区民生児童委員協議会 ・練馬区障害者団体連合会 ・練馬区立福祉作業所家族会（４団体） ・練馬区立福祉園家族連絡懇談会（６団体） ・練馬区立谷原フレンド家族会 ・練馬区障害福祉サービス事業者連絡協議会 ・心身障害者福祉センター利用登録団体（34 団体） ・心身障害者福祉センター生活介護事業連絡懇談会 ・練馬区地域包括支援センター運営協議会	・練馬区介護サービス事業者連絡協議会 ・練馬区地域密着型サービス運営委員会 ・高野台敬老館利用者 ・練馬区障害者福祉推進機構 ・リサイクルセンター　ボランティアグループ（４団体） ・西武鉄道（株） ・練馬区地域福祉計画推進委員会福祉のまちづくり部会（第５期） ・練馬区子ども・子育て会議 ・練馬区私立保育園協会 ・練馬区青少年育成地区委員会（17 地区） ・練馬区青少年委員会

キ　オープンハウスの開催

開催日	会場	来場者数
①12/17(日)14:30～16:30	北町第二地区区民館	８名
②12/18(月)18:00～20:00	光が丘区民センター	31 名
③12/23(土)14:30～16:30	勤労福祉会館	55 名
④12/26(火)18:00～20:00	ココネリ	70 名
⑤１/９(火)18:00～20:00	関区民センター	20 名
⑥１/10(水)18:00～20:00	石神井庁舎	41 名
	計	225 名

(3) 意見件数

307 件（117 名・15 団体）うち子どもからの意見は 28 名・29 件

２　寄せられた意見の内訳　（　）内の数値は子どもからの意見数

項目		件数
第１章　施設配置の最適化の推進		11（０）
第２章　リーディングプロジェクト		
	１　新たな小中一貫教育校の設置と周辺施設の集約	１（０）
	２　美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編	36（０）
	３　練馬春日町駅周辺施設の再編	10（０）
	４　区有地への民設民営の生活介護事業所等の誘致	30（０）
第３章　区立施設改修・改築等実施計画		
	１　施設種別ごとの取組	128（６）
	２　跡施設・跡地の活用	３（０）
	３　外郭団体や民間事業者へ貸し付けている施設等	１（０）
第４章　委託・民営化実施計画		
	１　区立施設の管理運営手法の基本的な考え方	８（０）
	２　施設種別ごとの取組	32（０）
追補版		３（０）
その他		44(23)
合計		307(29)

３　寄せられた意見に対する対応状況（　）内の数値は子どもからの意見数

対　応　区　分	件数
◎　意見の趣旨を踏まえて計画に反映するもの	９（０）
○　素案に趣旨を掲載しているもの	９（４）
□　素案に記載はないが、他の施策等で既に実施しているもの	32(20)
△　事業実施等の際に検討するもの	60（５）
※　趣旨を反映できないもの	164（０）
―　その他、上記以外のもの	33（０）
合計	307(29)

4　寄せられた意見と区の考え

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
第1章　施設配置の最適化の推進				
	1	「最適化」が誰のどのような指標にとっての「最適」なのかについては、区民と区の間で不断の情報開示と合意形成が必要であると思う。既にこのパブリックコメントも含めてそうした取組をしているが、「最適化」「適正化」を旗印に掲げる以上、情報開示と合意形成に関する姿勢を第1章に改めて明記することが重要と考える。 コロナ禍で実感されたように、社会状況および「最適」の定義は急速に変わることがあるため、数十年運営しなければ元が取れないような、そして柔軟な変更の効かないような施設を新たに建設する等は危ういと言える。新築、改修、除却、ハード、ソフトにかかわらず、フレキシビリティーを確保することが重要だと考える。	本計画は、素案を公表し、パブリックコメントを実施するなど、広く区民の方にご覧いただけるよう努めています。 なお、区民参加と協働により施設マネジメントを進めていく基本的考えは、「公共施設等総合管理計画（平成29年３月）」に明記しており、この方針に基づき本実施計画の策定を進めています。 区立施設の改修・改築を進めるに当たっては、社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮し、優先度が高い機能に転換するなど、社会情勢の変化に応じた柔軟な対応を行っています。	※
	2	「社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等」について、ニーズとは区民が自ら抱くものである一方で、社会環境や啓発など外的要因によって育まれ、掘り起こされるものでもある。そのため、「区民の声が少ない」「利用者数が少ない」といった″量″的データで判断するだけでは不足があり、どのような区でありたいのかや、どのような区民を育てたいかといった理念からブレイクダウンしたり、区民の声の内容や利用シーンなど″質″的データを検証したりといった方向性からも、施設の在り方を考える必要があると考える。数の論理での最適化は民間でもできるため、行政だからこそできる理念的かつ質的な動きを期待する。	区は、練馬区が目指す将来像を区民の皆様と共有し、区政をさらに前に進めるため、平成30年に「グランドデザイン構想」を策定しました。構想実現に向けた具体的な道筋を示すため、「第３次ビジョン」や「公共施設等総合管理計画」など各計画の策定を進めています。 区立施設のマネジメントに当たっては、「公共施設等総合管理計画」に基づき、社会状況の変化に伴う区民ニーズや個々の施設の利用状況を考慮しながら、より優先度が高い機能への転換や、類似施設の統合・再編、複合化を進めています。加えて、目指す将来像を区民の皆様と共有し、区政をさらに前に進めるため策定した「グランドデザイン構想」の実現という観点からも、取組を進めています。	―
	3	現在の施設（場所）でないと提供できないサービスか否かは、誰がどのような指標をもって判断するのかが重要であるため、そこに区民の意見が入り込む余地があるのかを知りたい。	区は、各施設の運営や事業を進める中で、普段から区民や関係団体の皆様から様々な意見・要望を伺っています。施策や計画の検討段階では区民意識意向調査やアンケート、区政改革推進会議をはじめとする審議会や懇談会など様々な手法を用いて幅広く意見をお聞きしています。 本計画についても、素案を公表し、パブリックコメントを実施するとともに、区内6か所でオープンハウスを実施し、ご意見等を伺ってきました。 引き続き、節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら、施設配置の最適化を進めていきます。	△

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	4	「駅周辺への施設の集約」とあるが、駅から離れた地区に住む区民への代替案、救済案の検討もセットだと思うため、その旨も記載すると安心だと思う。	施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直していくことは避けられません。区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。 見直しに当たっては、現在の利用者のご意見だけでなく、将来世代も含め、区民全体にとってどうあるべきかという視点で検討することが必要と考えています。 計画を具体化する際には、区民の皆様のご意見を丁寧に伺いながら進めていきます。	※
	5	公立施設をこれ以上減らさないでほしい。大きな流れに練馬区が抗ってでも、区民の安心や安全を担保できる公立施設を確保してもらいたい。いざとなったら公的な施設がある、頼るべき公的な施設があるのは区民にとって、とても大きなことであり、いつ何が起こるかわからない中で、区民の安心を支えるものである。公的施設の充実を求める。		※
	6	地域施設(児童館、敬老館、地区区民館、地域集会所)を、統合・再編し、長期的には概ね中学校区に1か所程度に再配置することについては反対である。		※
	7	集会の自由は憲法で保障されているため、集会施設を減らすべきではない。		※
	8	第一章「施設配置の最適化の推進」について、「次の3つの手法を組み合わせることにより、施設配置の最適化を推進します」とあるが、総務省は、全国の自治体に「公共施設管理計画」の策定に係る方針を打ち出した後、通達により、老朽化した施設について、すぐに建て替えるのではなく、修繕を行いながら活用すべきと方針を変更した。その言及がないため、訂正すべきである。	総務省が示す「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」では、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとしています。 総務省の要請の趣旨を考慮しつつ、練馬区の実情に即した計画として、本計画の策定を進めていきます。	※
	9	施設配置の方針の視点の中に「費用対効果の面で効率性はどうか」という項目があるが、公共施設の計画において、効率性の観点から、公共サービスに利潤概念を持ち込むと、本来の公共サービスが機能しなくなる恐れが多大である。 また、費用の中に、負の効果・費用を考慮しているか、賠償問題、環境への影響、生命への考慮を費用として算出できないため、形式的にしか評価しないのではないかなど疑問があり、効率性が良いと言われても納得できない。	施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直していくことは避けられません。区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。 見直しに当たっては、現在の利用者のご意見だけでなく、将来世代も含め、区民全体にとってどうあるべきかという視点で検討することが必要と考えています。 計画を具体化する際には、区民の皆様のご意見を丁寧に伺いながら進めていきます。	—

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	10	区民の生活実態、感情や感覚を大事にした最適化を望む。公共施設の廃止、統廃合、機能転換について区民との十分な意見交換をせず、一方的に決定を押し付けている姿勢は、誰が区政の主人公なのか区の職員には大変な誤解があると思う。税を払っているのは区民である。公共施設等総合管理計画で浮いた財源を道路や再開発に使う姿勢を改めてほしい。	区は、各施設の運営や事業を進める中で、普段から区民や関係団体の皆様から様々な意見・要望を伺っています。施策や計画の検討段階では区民意識意向調査やアンケート、区政改革推進会議をはじめとする審議会や懇談会など様々な手法を用いて幅広く意見をお聞きしています。そのうえで、区民の代表である区議会にお諮りし、各計画を進めています。 本計画についても、素案を公表し、パブリックコメントを実施するとともに、区内6か所でオープンハウスを実施し、ご意見等を伺ってきました。引き続き、節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。	—
	11	全体に集約化の方向が示されているが、人口74万人で漸増している練馬区においては、小さくても使いやすい小さな公共施設が数多くある方が住民には利便性が高く、災害時の対応にも有利に働くだろう。根本的に、公共施設は地域に根差した住民とともにつくる施設であるべきという考えを基に、施設を配置すべきである。	施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設配置を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。 見直しに当たっては、現在の利用者のご意見だけでなく、将来世代も含め、区民全体にとってどうあるべきかという視点で検討することが必要と考えています。 節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。	—
第2章　リーディングプロジェクト				
	1　新たな小中一貫教育校の設置と周辺施設の集約			
	12	地元は反対しており、旭丘小学校・旭丘中学校に係る小中一貫教育校設置に向けた改築は反対である。	区では、小学校6年間、中学校3年間を合わせた9年間を通して、学力・体力の向上、豊かな人間性・社会性の育成、安定した学校生活を目指すため、小中一貫教育に取り組んでいます。 また、「練馬区教育・子育て大綱」において「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」を目標として掲げています。小中一貫教育はこの目標を実現するための施策の一つであるため、旭丘小学校、旭丘中学校は新たな小中一貫教育校として改築します。 引き続き、保護者や地域の代表および学校長等で構成する小中一貫教育校推進委員会や地域説明会などを通して、保護者や地域住民等のご意見を伺いながら進めていきます。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	2　美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編			
	13	サンライフ練馬の廃止に反対である。過去のオープンハウスでは、代替施設として、美術館内に整備する300㎡の多目的室や、中村橋福祉ケアセンターの会議室を想定とのことだったが、部屋数や広さからいって、明らかに縮小であり、サンライフの機能は維持されない。 美術館や図書館を立派にするようだが、予算はどこから出るのか。財政難と盛んに言われており、民営化で区民へのサービスの質が低下している中で、美術館だけを立派にする理由が全く分からない。リニューアルするのは良いが、身の丈に合ったリニューアルとし、サンライフ練馬はそのまま残してほしい。 廃止理由として「勤労福祉会館が2つもある区は他にない」「ぜいたくだ」という説明を聞いたが、実質的には勤労福祉会館というよりは、高齢者も含めた集会所として使われている。他にも沢山集会所はあるというが、どの地域にも必要である。現に土日はほとんど予約できないほど利用されており、廃止する理由はない。区は、住民の集会の自由・権利をどのように考えているのか。それを保証するのは自治体の責務であり、そのために高い税金を払っている。区長の宣伝のための豪華な美術館のために高い税金を払っているわけではない。	サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。 美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。 中村橋区民センターも大規模改修が必要な時期を迎えています。建設当時から幾度も機能の転換が行われており、今後も予定されているため、新たな機能にあわせた部屋の利用や動線の確保など、施設全体の有効活用が課題となっています。 このため、中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保するとともに、サンライフ練馬を廃止し、その敷地を活用して、美術館をリニューアルすることで、これらの施設が抱える課題を解決し、時代の変化に合わせて区民サービスの更なる充実を図るものです。 施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。	※
	14	美術館の展示室、創作室、区民ギャラリーは、今が適当な広さである。図書館や創作室を端に移動させて所蔵庫や展示室を広げるのは、優先度が間違っていると思う。サンライフ練馬まで廃止するのはやりすぎであり、考え直してほしい。		※
	15	練馬美術館の改築に伴ってサンライフ練馬を取り壊すことなく、継続して使えるようにしてほしい。		※
	16	練馬区立美術館の大規模改築（建て替え）のためにサンライフ練馬が廃止されることに反対である。サンライフ練馬は利用者が多く、貫井区民館に統合されると利用できない人が増加してしまう。また、サンライフ練馬で作られた沢山の区民のサークルが潰れてしまい、地域のコミュニティーが破壊される。		※
	17	美術館を壊すのは、もったいなく、サンライフ練馬は、必要な施設である。陳情署名も出ており、計画の全面的見直しを求める。		※
	18	総務省の新たな通達に基づいて、中村橋駅周辺施設の全面改築を改め、「修繕のうえ活用する」と記載すべきである。		※
	19	美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編について、昨今の建築資材と工賃の著しい高騰に、建設業界が義務づけられている働き方改革（いわゆる2024年問題）も加わり、さらに費用がかさむことが予想されるため、計画を根本から見直してほしい。		※
	20	中村橋駅周辺施設の統合・再編は必要ない。美術館の再整備に反対である。		※
	21	サンライフ練馬について、資材高騰、税収減の中、それほど老朽化していない施設の建て替えに高額な税金を使う必要はない。 （他、同様1件）		※
	22			

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	23	サンライフ練馬の廃止に大反対である。雨漏り一つしない建物を美術館のために壊すことに納得のいく説明がない。	（前ページと同じ） サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。 美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。 中村橋区民センターも大規模改修が必要な時期を迎えています。建設当時から幾度も機能の転換が行われており、今後も予定されているため、新たな機能にあわせた部屋の利用や動線の確保など、施設全体の有効活用が課題となっています。 このため、中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保するとともに、サンライフ練馬を廃止し、その敷地を活用して、美術館をリニューアルすることで、これらの施設が抱える課題を解決し、時代の変化に合わせて区民サービスの更なる充実を図るものです。 施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。	※
	24	美術館拡張を望む区民よりサンライフ廃止に反対する区民の方が多い。廃止は困る。		※
	25	サンライフ練馬の廃止計画は、どうしても無理があり、区民に不利益な計画であると考える。利用者、職場の事情を把握しているのか疑問であり、まだまだ計画を知らない人も多い。巨費を投入して、区民不在の見栄えだけの施設を作る事に反対である。		※
	26	耐震工事を行っており、まだまだ使えるサンライフ練馬を潰す事ありきの巨大美術館構想にはとても納得がいかない。利用者は大変激怒している。中村橋区民センターにも利用者がたくさんいる中で、サンライフ練馬の機能を移す事は考えられない。特に体育館設備は近隣に無く、様々な活動に利用され、健康維持に大いに役立っている。会議室など、地域の住民の手作り講習、踊り、ダンス、学習会、区の職員の研修なども行われている。中村橋区民センターとは異なり、柱がなく、広い部屋もある使い勝手が良い場所となっている。閉鎖されたレストランもとても良かった。		※
	27	新美術館計画を白紙に戻してほしい。中村橋区民センターは、建て替えが必要なほど老朽化が進んでいる、建物が暗い、使い勝手が悪いなど、こちらにこそ、より良い改修が求められる。 健康促進、認知症予防の観点からも、区民のために税金を使ってほしい。		※
	28	まちと一体となった美術館となっているが、区民の意見をどれだけ聞いているのか。現計画への反対意見がたくさんあるため、丁寧に話し合い、区民の声を反映した中身にしてほしい。また、サンライフ練馬の廃止にも反対である。		※
	29	23区内で区立美術館を有する自治体は練馬区を含め6つある。うち5館は、築30年以上だが、練馬区以外は改修を済ませており、これからも長く使う計画となっている。練馬区は区立施設の長寿命化という事で、概ね80年の使用目標を掲げている。美術館・貫井図書館ともに築40年経っておらず、改修すればあと数十年は十分使える建物であり、老朽化を理由に取り壊すというのは非常に性急だと感じる。また、サンライフ練馬は12年前に約5億円もかけて大規模改修しており、まだまだ使える施設である。公共施設を計画的に活用する観点からも、今一度廃止は見直しを検討してほしい。全面改築に必要な経費が80億円以上というのも大きな問題点である。コロナ禍や戦争により経済的に苦しくなった人が多い中、莫大な税金を使う再整備は今やるべきではない。社会や世界の動きを見つつ、今すぐではなく5年後10年後に変更するなど再考してほしい。		※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	30	中村橋駅から至近距離にあり、徒歩で訪れることのできる美術館は、区民にとって、より親しみやすい施設となると考える。美術館の再整備の際には、心身障害者福祉センターの利用者も訪問しやすい施設にしてほしい。	大型エレベーターなどを備え、ストレッチャー型の車いすで気軽に鑑賞が可能で、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる、まちと一体となった美術館・図書館とします。整備の方向性がより分かりやすく伝わるよう、記載を修正します。	◎
	31	心身障害者福祉センター(中村橋区民センター内)の利用者が使いやすくなるよう、整備してほしい。	中村橋区民センターの改修に当たっては、障害者に配慮した設備の導入など、誰もが利用しやすい施設となるよう改修工事を行います。整備の方向性がより分かりやすく伝わるよう、記載を修正します。	◎
	32	美術館、図書館の再整備の際には、ユニバーサルトイレ、福祉車両に対応した駐車場、キャッシュレス決済対応の駐車料金収集機を設置するなど、車椅子利用者に優しい施設を望む。また、重症心身障害者のため、簡易ベッド、水道、電源がある休憩所を設置してほしい。	大型エレベーターなどを備え、ストレッチャー型の車いすで気軽に鑑賞が可能で、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる、まちと一体となった美術館・図書館となるよう、引き続きユニバーサルデザインの観点から設計を進めます。整備の方向性がより分かりやすく伝わるよう、記載を修正します。	◎
	33	美術館は築38年であるため、SDGsと財政の観点から、全面改築でなく既存構造を生かしたバリアフリー改修が望ましいと思う。 スペース不足については、機能移転や統廃合によって空く公共施設の建物(廃校や旧勤労福祉会館、石神井庁舎など)を複数活用し、美術館のサテライトを作ることで解消できるのではないか。 古い建造物を文化施設にコンバージョンしたことで観光資源になっている事例は国内外に多数あるほか、区内に点在させることにより、移動にハードルのある区民も芸術に触れやすく、美術館一つに集約するよりもマクロなバリアフリーが実現できると思う。また、サテライト美術館がそれぞれ個性を出せば、区内外の人の回遊性も高まりそうである。	中村橋駅周辺には、美術館、貫井図書館、サンライフ練馬と中村橋区民センターがあり、それぞれ老朽化や施設としての機能見直しなどの課題を抱えています。各施設の課題を総合的に解決し、時代の変化に合わせて区民サービスを更に充実するため、公共施設等総合管理計画〔実施計画〕に基づき、整備を進めます。 美術館は開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。改修ではこれらの課題に十分な対応ができないため、改築としたものです。大型エレベーターなどを備え、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる美術館・図書館とします。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	34	まだ築38年の美術館、図書館、サンライフ練馬を全部壊して平地にする巨大美術館・図書館併設全面改築計画に反対である。平田設計案は見栄え重視で使い勝手が悪い等欠陥があるほか、建築資材が高騰しており、当初予算を大幅に上回るため、税金の無駄遣いである。 また、サンライフ練馬を残してほしいという区民の切実な要求が考慮されていない。サンライフ練馬は耐震工事をしたばかりであり、利用者は「絶対壊さないで」と怒っている。	サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。 美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。 中村橋区民センターも大規模改修が必要な時期を迎えています。建設当時から幾度も機能の転換が行われており、今後も予定されているため、新たな機能にあわせた部屋の利用や動線の確保など、施設全体の有効活用が課題となっています。 このため、中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保するとともに、サンライフ練馬を廃止し、その敷地を活用して、美術館をリニューアルすることで、これらの施設が抱える課題を解決し、時代の変化に合わせて区民サービスの更なる充実を図るものです。 練馬独自の新たな美術館を創造するため、公募区民、地元関係者等で構成する練馬区立美術館再整備基本構想策定検討委員会の提言をもとに、「まちと一体となった美術館」「本物のアートに出会える美術館」「併設の図書館と融合する美術館」をコンセプトとする美術館再整備基本構想を策定しました。このコンセプトを実現するため、プロポーザル方式により、設計事業者の募集・選定を行い、国内外で活躍する建築家で京都大学教授の平田晃久さんを設計者として、設計を進めています。大型エレベーターなどを備え、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる美術館・図書館とします。貫井図書館は、蔵書数をはじめ従来の図書館の基本的機能を維持しながら、美術館と機能的・空間的に融合することで、互いの強みを活かした相乗効果を生み出せるよう設計を進めています。 施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。	※
	35	貫井図書館は、美術館やサンライフの修繕と切り離し、「区民がより利用しやすい図書館になるように、蔵書の増加をはかり、区立図書館として充実します」と記載すべきである。		※
	36	美術館は、区内の小中学生の作品展示など、区民の美術館としての役割を果たしてきた。モネ等の世界的著名な美術品は、上野の西洋美術館の利用を奨励し、「練馬美術館は区立美術館として区内小中学生の作品を十分に展示できる美術館として充実します」と記載すべきである。	美術館は改築により、小学校連合図工展や中学校生徒作品展、練馬区民美術展など、区内小中学生をはじめ、区民の皆様の作品展示を充実していきます。	△

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	37	サンライフ練馬を廃止して、区立美術館を大規模改築する案に反対である。2021年11月、区長は利用者に何の説明もなく、同計画案を表明し、12月に行われたパブリックコメント制度で、122の意見中、賛成意見は少なかったにもかかわらず、計画を進めた。区民からの4回にわたる陳情、懇談会では反対意見が多数表明されているが、設計事務所主催のワークショップでは反対意見は封じられてきた。新型コロナ禍以降、区民生活の困窮が懸念されている今、81億円以上の税金を掛ける必要はない。現施設を改修して長寿命化を図り、その財源を区民生活拡充に回してほしい。	誰もがいきいきと心豊かに暮らすためには、子育て支援や福祉医療の充実と合わせ、文化芸術施策も一体的に進めることが不可欠です。 令和3年に実施した公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和4・5年度）（素案）に対するパブリックコメントでは、中村橋周辺施設の統合・再編に、明確に反対する意見がある一方、賛成や期待の声、区に対して検討を促すような建設的なご意見も多数いただきました。 サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。 美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。 中村橋区民センターも大規模改修が必要な時期を迎えています。建設当時から幾度も機能の転換が行われており、今後も予定されているため、新たな機能にあわせた部屋の利用や動線の確保など、施設全体の有効活用が課題となっています。 このため、中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保するとともに、サンライフ練馬を廃止し、その敷地を活用して、美術館をリニューアルすることで、これらの施設が抱える課題を解決し、時代の変化に合わせて区民サービスの更なる充実を図るものです。 施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	38	貫井図書館は区立美術館の改築の間、2年近く閉鎖される。貸し出し機能施設を仮設するとしているが、図書館機能とは貸し出しだけではなく、赤ちゃんから高齢者まで多くの弊害が生まれる。区立美術館を大規模改築する案に反対である。	サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。 美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。 中村橋区民センターも大規模改修が必要な時期を迎えています。建設当時から幾度も機能の転換が行われており、今後も予定されているため、新たな機能にあわせた部屋の利用や動線の確保など、施設全体の有効活用が課題となっています。 このため、中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保するとともに、サンライフ練馬を廃止し、その敷地を活用して、美術館をリニューアルすることで、これらの施設が抱える課題を解決し、時代の変化に合わせて区民サービスの更なる充実を図るものです。貫井図書館は、工事期間中、予約資料の貸出し・返却等を行う代替施設の設置や、近隣の区立施設を活用したブックスタート事業等の継続を検討しています。 施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	39	サンライフ練馬を区民センターと統合する案に反対である。76団体が活動する体育館がなくなり、遠方への移動を迫られ、サークルの崩壊が懸念される。 300余りの団体が活動する施設、164団体もの登録のある区民センターと統合することには無理がある。コミュニティが大事、文化もスポーツも大事、と謳った「第3次みどりの風吹くまちビジョン」で表明している各施策の柱を再度確認してほしい。	サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。 美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。 中村橋区民センターも大規模改修が必要な時期を迎えています。建設当時から幾度も機能の転換が行われており、今後も予定されているため、新たな機能にあわせた部屋の利用や動線の確保など、施設全体の有効活用が課題となっています。 このため、中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保するとともに、サンライフ練馬を廃止し、その敷地を活用して、美術館をリニューアルすることで、これらの施設が抱える課題を解決し、時代の変化に合わせて区民サービスの更なる充実を図るものです。 施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。 体育室の代替については、石神井松の風文化公園の拡張整備にあわせて、フットサルコートを整備するとともに、光が丘第7小学校跡施設や、近隣の地域体育館などの活用を図っていきます。	※
	40	美術の森公園は、区立美術館改築時には2年近く閉鎖される。中村橋駅一帯は公園が少なく、狭隘な地域である。この公園が貴重な場であり、保育園の園庭や地域の子どもたちの遊び場として、小中高生や高齢者、障害者など、地域のあらゆる世代に愛されている。仮に工事が始まる場合には、公園の代替施設を整えてから着工してほしい。準備もなく着工しないでほしい。	美術の森緑地の工事期間については、今後、設計の中で検討します。工事期間中の利用できない期間をできるだけ短くするよう検討を行っていきます。	※
	41	「併設の図書館との融合」とあるが、美術館と図書館の融合とは何を意味するのか、融合によって現在年間利用者が53万人の貫井図書館に今以上のどのような利点があるのかを区民に説明してほしい。その上で、区民の意見も取り入れ、基本設計の見直しも含めて、計画の見直しをしてほしい。	年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる新たな文化芸術の拠点とするため、「まちと一体となった」「本物のアートに出会える」「併設の図書館と融合する」という新しい発想により、全面リニューアルに取り組んでいます。 美術館と図書館の従来の基本的機能を維持したうえで、美術館・図書館を機能的・空間的に融合することで、ブック・アート・キッズスペースでのワークショップや企画展の共同開催など、双方の強みを活かした事業を展開し、相互に楽しみ学ぶ機会を創出します。 これまでも中村橋駅周辺施設の統合・再編に関わるオープンハウスの開催をはじめ、美術館再整備基本構想にかかわる区民意見反映制度、設計ワークショップなど、さまざまな機会を設け、多くの方のご意見を伺ってきました。今後も節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺っていきます。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	42	共同企画物の実施について、子どものワークショップなどは休業状態の二階のカフェで実施すべきである。図書館は、区民生活に不可欠な事業・施設であり、企画物に資金や時間を使えば、日常業務に支障がでかねない。	美術館と図書館の従来の基本的機能を維持したうえで、美術館・図書館を機能的・空間的に融合することで、ブック・アート・キッズスペースでのワークショップや企画展の共同開催など、双方の強みを活かした事業を展開し、相互に楽しみ学ぶ機会を創出します。 共同企画の開催場所については、図書館エリアだけでなく、美術館エリアやエントランスホール、隣接する緑地も活用します。	※
	43	練馬区の美術館を建て替える計画には反対である。美術館を利用しているが、特に問題は感じない。さらに改善すれば良いものはできるかもしれないが、区民が多く利用しているサンライフ練馬を壊してまでやる必要はないと思う。美術の森の公園も使えなくなるが、貫井1、2丁目には公的な公園がないようだ。美術の森は近隣の親子にとっても、保育園の散歩先にとっても非常に大切な場所であり、安心して遊ばせる場所がなくなるのは困る。中村橋近くの小規模保育園、特に庭のない保育園にとって、美術の森は大切な場所である。公園も作らず、大切な1つの場所まで奪い取るのはいかがなものか。 公共施設にお金がかかるからと委託民営化等も進めているのだと思われるが、それならば、不要不急の美術館建設などはやめてほしい。大きく矛盾している。 美術館の内容についても、国宝級の内容にすると聞いたが、必要はない。もっと練馬らしく、庶民が行きやすく親しみやすい、気軽に行ける美術館であってほしいと思う。	サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。 美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。 中村橋区民センターも大規模改修が必要な時期を迎えています。建設当時から幾度も機能の転換が行われており、今後も予定されているため、新たな機能にあわせた部屋の利用や動線の確保など、施設全体の有効活用が課題となっています。 このため、中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保するとともに、サンライフ練馬を廃止し、その敷地を活用して、美術館をリニューアルすることで、これらの施設が抱える課題を解決し、時代の変化に合わせて区民サービスの更なる充実を図るものです。 美術館に国宝等を展示するためには、学芸員の配置、建物や設備、防火・防犯体制などの環境を整える必要がありますが、これらは国宝に限らず、作品や文化財を守り活用する博物館に必要な設備です。この基準に則り、展示・収蔵環境を整備します。 施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。 美術の森緑地の工事期間については、今後、設計の中で検討します。工事期間中の利用できない期間をできるだけ短くするよう検討を行っていきます。	※
	44	図書館、美術館は社会教育法に基づく社会教育施設であり、同法第3条2項には、教育基本法第3条の生涯学習の理念を受けて、「生涯学習の振興に寄与すること」が追加されている。しかし、練馬区では図書館は教育委員会が設置・運営を行い、あらゆる世代の市民が利用する学習施設であるが、地域文化部が担当する美術館は、観光や地域活性化等が期待されており、目的が異なっている。貫井図書館の改築に際しては、区民の意見を取り入れ、「貫井図書館再整備基本構想」を策定し、図書館法に基づく図書館の機能が堅持できる設計にしてほしい。	貫井図書館は、蔵書数をはじめ従来の図書館の基本的機能を維持しながら、同じ社会教育施設である美術館と機能的・空間的に融合することで、互いの強みを活かした相乗効果を生み出せるよう設計を進めています。 また、これまでも中村橋駅周辺施設の統合・再編に関わるオープンハウスの開催をはじめ、美術館再整備基本構想にかかわる区民意見反映制度、設計ワークショップなど、さまざまな機会を設け、多くの方のご意見を伺ってきました。今後も節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺っていきます。	△

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	45	サンライフ練馬の廃止にともない、トレーニング室が中村橋区民センター内に確保され、改修後も維持されるとのことである。3階のレクルームは子ども達が走り回れる場所であり、育成地区委員会の行事開催スペースでもあったが、レクルームが無くなると、行事参加の子ども達の笑顔は見られない。地域の宝である子ども達の居場所の確保を強く希望する。	改修後の中村橋区民センターには、多目的室を設置する予定です。また、近隣の施設での事業実施など、調整を行います。	△
	46	巨額の費用が掛かる、ガラス張りで本が焼ける、屋上から近隣の家が丸見えになる、障害者にとって気楽に見る事が出来ない、子どもの声も防げない、静かな環境とはならない等、巨大美術館の奇抜な現代風の設計は様々な点で問題が多い。富士塚は、見栄えだけであり、必要がない。 美術館は多くの人は今のままで良いと言っている。さらに、図書館は付属物のような扱いで、実質狭くなってしまう。本を自分で手に取り、確認する、戻すという本来の機能が新しい美術館構想では使えなくなる。また、2年半もの間使えなくなる事は区民にとって大損失である。	美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。改修ではこれらの課題に十分な対応ができないため、改築としたものです。 練馬独自の新たな美術館を創造するため、公募区民、地元関係者等で構成する練馬区立美術館再整備基本構想策定検討委員会の提言をもとに、「まちと一体となった美術館」「本物のアートに出会える美術館」「併設の図書館と融合する美術館」をコンセプトとする美術館再整備基本構想を策定しました。 このコンセプトを実現するため、プロポーザル方式により、設計事業者の募集・選定を行い、国内外で活躍する建築家で京都大学教授の平田晃久さんを設計者として、設計を進めています。 貫井図書館は、従来の図書館機能を維持しながら、美術館と機能的・空間的に融合することで、互いの強みを活かした相乗効果を生み出せるよう設計を進めています。また、工事期間中、予約資料の貸出し・返却等を行う代替施設の設置や、近隣の区立施設を活用したブックスタート事業等の継続を検討しています。 大型エレベーターなどを備え、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる美術館・図書館とします。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	47	美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編について、区長と一部職員の利権のために区民の税金を使うべきではない。また、区民が納得していないことを強引に進めるべきではない。	中村橋駅周辺施設の統合・再編は、区民の皆様のため、各施設の課題を総合的に解決することを目指しており、「利権のため」という指摘には当たりません。 サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。 美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。 中村橋区民センターも大規模改修が必要な時期を迎えています。建設当時から幾度も機能の転換が行われており、今後も予定されているため、新たな機能にあわせた部屋の利用や動線の確保など、施設全体の有効活用が課題となっています。 このため、中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保するとともに、サンライフ練馬を廃止し、その敷地を活用して、美術館をリニューアルすることで、これらの施設が抱える課題を解決し、時代の変化に合わせて区民サービスの更なる充実を図るものです。 施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。 これまでも中村橋駅周辺施設の統合・再編に関わるオープンハウスの開催をはじめ、美術館再整備基本構想にかかわる区民意見反映制度、設計ワークショップなど、さまざまな機会を設け、多くの方のご意見を伺ってきました。今後も節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺っていきます。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	48	貫井図書館は、併設の美術館とあわせて全面改築するという計画は取りやめ、「区民の社会教育施設として、蔵書数の増加と、知識豊富な図書館司書の配置を進め、社会教育施設の拠点として充実させます」と記載すべきである。	サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。 美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。 中村橋区民センターも大規模改修が必要な時期を迎えています。建設当時から幾度も機能の転換が行われており、今後も予定されているため、新たな機能にあわせた部屋の利用や動線の確保など、施設全体の有効活用が課題となっています。 このため、中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保するとともに、サンライフ練馬を廃止し、その敷地を活用して、美術館をリニューアルすることで、これらの施設が抱える課題を解決し、時代の変化に合わせて区民サービスの更なる充実を図るものです。 貫井図書館は、蔵書数をはじめ従来の図書館の基本的機能を維持しながら、美術館と機能的・空間的に融合することで、互いの強みを活かした相乗効果を生み出せるよう設計を進めています。 施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。	※
	3　練馬春日町駅周辺施設の再編			
	49	地域施設は、統合・再編し、長期的には、中学校区に1カ所程度とあるが、計画では、春日町青少年館に春日町地域集会所が統合されるとしており、地域集会所の利用者にとって、遠くなったり、利用しづらくなるなど影響が大きいと思われる。 地域集会所の機能には、避難場所としての最低限の機能も組み入れていくべきである。人口減少が現実化するまでは、施設を統合・廃止するのではなく、区の管理地なども売却せずに、積極的に再活用し、施設を減らさない方向性を打ち出してほしい。 春日町南地区区民館は大規模改修が想定されているようだが、避難施設として貧弱でない機能も含む施設としてほしい。	「練馬区公共施設等総合管理計画」において、公共施設の改修・改築等のタイミングに合わせた、新たな行政需要に応える機能への転換や、類似施設の統合・再編、複数の機能を一つの施設へ集約する複合化の方針を定め、施設配置の最適化を進めています。最適化の検討の結果、有効活用が望めない跡地・跡施設については、貸し付けや売却を行い、その賃料や売却益を他施設の改修・改築費用、移転先用地の取得費用の財源として役立てていくこととしています。引き続きこうした方針に基づき取組を進めていきます。 春日町青少年館および春日町地域集会所は、それぞれ老朽化が進み、改修または改築等が必要であるほか、近隣の施設で貸出機能が重複していることから、これらの課題を解決するため、改築・複合化を行うものです。 区では、被災者等を受入可能な機能や構造を有する等、災害対策基本法で求められる基準に適合する施設を避難所として指定しています。水災害時の避難所としては、河川の氾濫・浸水害や土砂災害の危険性、過去の災害を踏まえ、春日町南地区区民館等の区立施設を指定しています。春日町地域集会所の移転後は、春日町青少年館の複合化のタイミングで周辺施設を含めて検討し、代替となる避難所を指定します。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	50	春日町地域集会所は、エレベーターがなく不便であるため、改修を希望するが、機能の異なる春日町青少年館と統合すると、かえって不便となるため、現地での改修としてほしい。	春日町青少年館および春日町地域集会所は、それぞれ老朽化が進み、改修または改築等が必要であるほか、近隣の施設で貸出機能が重複していることから、これらの課題を解決するため、改築・複合化を行います。春日町青少年館を改築し、整備する複合施設に、地域集会所を移転する際に、エレベーターを設置するなどバリアフリー化を図ります。また、地域包括支援センターや街かどケアカフェ等を複合化し、更なるサービスの充実を図っていきます。 より使いやすい施設となるよう、節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら、検討を進めていきます。	※
	51	春日町地域集会所は、もともとは出張所を改良したので使いにくい施設である。しかし、春日町青少年館と近接しておらず、統合した場合、地域集会所の利用者が大きな交差点を渡って青少年館に行くことは困難が生じる。また、青少年館と地域集会所は目的もあり方も異なるので、統合することには無理がある。ついては、地域集会所は単独で同場所に残し、利用者の意見を取り入れた改修を求める。		※
	52	練馬春日町駅周辺施設の再編について、以前の長期計画では地区区民館も統合対象だったが、今回の計画で大規模改修になったのはよかった。改修に当たっては、利用者の意見を聞くシステムが必要である。	改修に当たっては、節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら、検討を進めていきます。	△
	53	練馬春日町駅周辺施設の再編について、3施設とも工事期間が重なった場合、その間の一般の利用、また災害時の利用ができないと大変困るため、工事期間の見直しを求める。	春日町南地区区民館の大規模改修工事終了後、春日町青少年館の改築工事を行い、整備した複合施設に春日町地域集会所を移転するため、工事期間は重なりません。	○
	54	練馬春日町駅周辺施設の再編について、今後、春日町は、人口も益々増え、町も発展し、各公共施設は貴重な存在となるため、統合・再編・新設などの計画を打ち出すことは喜ばしい。計画の早期実現を望むが、計画段階から住民とともに進めていくため、現在利用している団体、個人などに対し、説明会や意見を聴く会合を実施してほしい。	本計画は、素案を公表し、パブリックコメントにより区民の皆様のご意見を伺うとともに、区内6か所でオープンハウスを実施し、説明を行いました。 令和8年度の基本設計に向け、より使いやすい施設となるよう、節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら、検討を進めていきます。	△
	55	練馬春日町駅周辺施設の再編計画について、検討の過程を明らかにせずに結論を押しつけるのは、やめてほしい。また、施設運営の財政負担の軽減を主たる理由とする統合計画に反対である。 今回の実施計画がどのような検討に基づいて決定されたのか、不明であるため、施設を利用している区民や地域の住民に対し、説明会を開催し、計画決定の根拠となる事実を提示して、説明してほしい。 また、複合施設となったとき、各施設の運営に必要な人員や施設設備の内容が十分確保されるのか、建物の床面積が増え、高層になり、エレベーターが設置されるのかについても、パブリックコメントを実施を求める以前に、利用団体や地域住民に説明してほしい。	春日町青少年館および春日町地域集会所は、それぞれ老朽化が進み、改修または改築等が必要であるほか、近隣の施設で貸出機能が重複していることから、これらの課題を解決するため、改築・複合化を行います。本計画は、素案を公表し、パブリックコメントにより区民の皆様のご意見を伺うとともに、区内6か所でオープンハウスを実施し、説明を行いました。春日町青少年館を改築し、整備する複合施設に、地域集会所を移転する際に、エレベーターを設置するなどバリアフリー化を図ります。また、地域包括支援センターや街かどケアカフェ等を複合化し、更なるサービスの充実を図っていきます。 より使いやすい施設となるよう、節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら、検討を進めていきます。	△
	56	練馬春日町駅周辺施設の再編計画について、それぞれ違った性格を持つ施設を統合することに反対である。これらの周辺には、大きな道路が通っており、特定の施設に集中することで、交通事故の危険が高まるため、再考してほしい。	春日町青少年館および春日町地域集会所は、それぞれ老朽化が進み、改修または改築等が必要であるほか、近隣の施設で貸出機能が重複していることから、これらの課題を解決するため、改築・複合化を行います。 施設の再編に伴い交通事故の危険が高まる認識はありませんが、改築後、必要に応じて利用者への注意喚起等を行います。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	57	居住地の近隣に、災害時の避難場所としての公共施設を確保してほしい。 現在、区のハザードマップで、春日町地域集会所は、水害時の避難場所として指定されているが、春日町青少年館は指定されていない。青少年館を今後避難場所としても活用できるよう改修してほしい。 水害に限らず災害時の避難場所は居住地の近くにあることが必要であり、公共施設は住民の生命を守る、安全を保証する役割を果たしており、運営費の負担軽減を主要な理由とする施設の統廃合には反対である。	区では、被災者等を受入可能な機能や構造を有する等、災害対策基本法で求められる基準に適合する施設を避難所として指定しています。 水災害時の避難所としては、河川の氾濫・浸水害や土砂災害の危険性、過去の災害を踏まえ、区立施設を指定しています。春日町地域集会所の移転後は、春日町青少年館の複合化のタイミングで周辺施設を含めて検討し、代替となる避難所を指定します。 春日町青少年館および春日町地域集会所は、それぞれ老朽化が進み、改修または改築等が必要であるほか、近隣の施設で貸出機能が重複していることから、これらの課題を解決するため、改築・複合化を行います。	△
	58	春日町青少年館・春日町地域集会所の改築・複合化により青少年育成第四地区委員会も移転になると思われるが、地区委員会の事業である子どもフェスティバルは地域集会所全部屋・廊下や駐輪場を使用している。複合施設となると、他の利用など制約を受け利用スペースが縮小となると事業実施も危ぶまれる。どの様なスペースが利用可能なのか具体的な計画を示してほしい。	令和8年度の基本設計に向け、節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら、施設の規模等について検討を進めていきます。	△
	4 区有地への民設民営の生活介護事業所等の誘致			
	59	三原台二丁目用地に重症心身障害のある人たちも利用できる多機能型施設の開設を望む。施設には通所機能だけではなく、家族支援機能も付与してほしい。誘致に当たっては、新たな施設を開設・運営できる民間事業者を選定してほしい。 大泉学園町福祉園の廃止の際には、利用者へ丁寧な説明を行ってほしい。	三原台二丁目用地に誘致する施設では、重度障害者の生活介護事業や医療的ケアが必要な重症心身障害者の通所事業を実施します。また、家族の負担軽減を図るため、医療的ケアに対応したショートステイの整備に向け、調整を進めます。整備の方向性がより分かりやすく伝わるよう、記載を修正します。 運営事業者の選定に当たっては、法人の医療的ケア等の事業実績や経営面を重視することで、適切かつ安定した運営を長期間継続できる事業者を選定していきます。 大泉学園町福祉園の利用者やそのご家族に対しては、迅速な情報提供や新たな施設に対するご要望を伺うなど、丁寧な説明を行います。	◎
	60	三原台二丁目用地に誘致する多機能型施設について、医療的ケアが必要な特別支援学校卒業生が、日中の活動ができる生活介護施設としての整備を希望する。加えて、短期入所に対応し、安全安心に預けることができる、医療機関を備えた入所施設としても整備してほしい。 事業者選定に当たっては、医療ケア事業の経験がある事業者を選定し、運営に当たっては、人材面、費用面での支援をしてほしい。 大泉学園町福祉園廃止の際には、現在の利用者の移転先等をしっかり確保してほしい。	三原台二丁目用地に誘致する施設では、重度障害者の生活介護事業や医療的ケアが必要な重症心身障害者の通所事業を実施します。また、家族の負担軽減を図るため、医療的ケアに対応したショートステイの整備に向け、調整を進めます。整備の方向性がより分かりやすく伝わるよう、記載を修正します。その他の機能についても、引き続き検討を進めます。 運営事業者の選定に当たっては、法人の医療的ケア等の事業実績や経営面を重視することで、適切かつ安定した運営を長期間継続できる事業者を選定していきます。 大泉学園町福祉園の廃止に当たっては、新たな施設や既存の福祉園への移籍についてのご要望を伺い、通所先の確保を行います。	◎

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	61	三原台二丁目用地に誘致する多機能型施設について、特別支援学校卒業後の重症心身障害者の施設は課題であったため、大歓迎でありがたく、お礼申し上げたい。また、グループホームやショートステイの併設も、区に要望してきた事項のため、歓迎する。	三原台二丁目用地に誘致する施設では、重度障害者の生活介護事業や医療的ケアが必要な重症心身障害者の通所事業を実施します。 旧石神井町福祉園用地に誘致予定の重度障害者グループホームには、ショートステイを併設する予定です。 引き続き、どんなに障害が重くても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備するため、利用者やご家族等のご意見を伺いながら、取組を進めていきます。	—
	62	三原台二丁目用地への多機能型施設の誘致に当たって、大泉学園町福祉園を廃止しないでほしい。医療的ケアが必要な重度心身障害者の受け入れを増やす方向にもかかわらず、受け入れを行う施設を閉鎖するのはなぜか。閉鎖となった場合、新たな施設は受け入れ規模を倍近くに拡大する必要があると思うが可能なのか。大泉学園町福祉園は、比較的重度の方が多いため、現在の手厚い体制を維持できるのか。	医療的ケアが必要な障害者や重度障害者への支援を充実するため、三原台二丁目用地に多機能型施設を誘致します。新たな施設の開設にあわせ、大泉学園町福祉園は廃止することとしました。 三原台二丁目用地に誘致する施設では重症心身障害者通所事業の定員を、現在の7名より増やすことを検討しています。 また、区立福祉園と同等以上のサービス水準を求めることから、障害福祉サービスの給付費だけでは運営が困難なことが予測されます。令和5年1月に開設したLeaves練馬高野台と同様、安定した運営を確保するため、必要な経費の一部を区が補助することを検討します。 民間事業者が施設の運営を担うに当たっては、区は、事業所の運営状況の定期的な確認を行うほか、必要な支援や指導により、サービス水準を維持・向上させていきます。	※
	63	三原台二丁目用地への多機能型施設の誘致に当たって、新たな施設に移動となった場合、自家用車での送迎に不安があるほか、子どものストレスが心配である。職員の方や部屋そのものを移動するなど、変化を最小限にし、いきなり移動とするのではなく、何回か通って慣らす期間を設けてほしい。また、軌道に乗るまでは、登園日を調整し、受け入れ人数に余裕を持たせたり、準備室のようなものを設けてほしい。	三原台二丁目用地に誘致する施設の開設に向け、適宜、利用者・ご家族の皆様へ説明を行います。また、環境の変化による不安を軽減できるよう、十分な引継ぎ期間を設け、職員間の引継ぎを丁寧に行います。 令和5年1月に開設したLeaves練馬高野台等の先行事例を参考とするほか、ご家族のご意見を伺いながら進めることで、利用者が新たな施設に安心して通える環境づくりを行っていきます。	△
	64	大泉学園町福祉園から新たな施設へ移ることに不安を感じている。これからも安心できるような丁寧な説明をお願いしたい。		△
	65	三原台二丁目用地への多機能型施設の誘致について、事業者の選定に当たっては、重症心身障害者をよく理解しているところを慎重に選んでほしい。	運営事業者の選定に当たっては、法人の医療的ケア等の事業実績や経営面を重視することで、適切かつ安定した運営を長期間継続できる事業者を選定していきます。	△
	66	関町福祉園は、敷地内に巨大なケヤキをはじめ貴重な緑が多く残されており、緑豊かな練馬区にふさわしい施設である。加えて、この施設のガーデンは地域のボランティアによって、持続可能な地球にやさしいナチュラルなガーデンを目指して、施設と共に地域のコミュニティーガーデンとして整備されており、地域の方々にもオープンガーデンを実施して癒しの場となっている。地域と障害者福祉の共生の一環ともなるこの豊かな緑の環境を残す方向で、施設の事業者の選定を行うとともに、国産木材を多用するなど、緑豊かな施設のモデルになるような建設に着手してほしい。	関町福祉園の豊かな緑は、地域のボランティアのご協力により維持されているものです。 新たな施設の事業者選定に当たっては、施設の環境や地域への貢献等に配慮した提案を評価するなど、緑豊かな環境と地域との連携を維持できるよう検討を進めます。	△

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	67	大泉学園町福祉園の廃止により、区西部に少ない福祉園が、さらに手薄になることを危惧している。 現在、行動障害のある方と肢体不自由な方など障害の種類の違う方が狭い空間に混在しており、互いに危険やストレスを抱えているため、職員が利用者を隔離したり、行動障害者を暗に退所へ追い込んだりせざるを得なくなっている。また、送迎バスに長時間乗車できない利用者にとっては、福祉園が遠くにしかないのは非常に厳しい状況である。 これらの点について、区のアンケートでも伝えているため、重度障害者とその家族の実態を把握し、当事者や専門家の意見を仰ぎながら真摯に応答する姿勢を見せてほしい。 第3次みどりの風吹くまちビジョン（素案）にある「重度障害者の地域生活を支えるため、住まいや通いの場、家族支援等を充実する」に則した施策を切に願う。	医療的ケアが必要な障害者や重度障害者への支援を充実するため、三原台二丁目用地に多機能型施設を誘致します。新たな施設の開設にあわせ、大泉学園町福祉園は廃止することとしました。 福祉園では、利用者個々の状態や適正な配置基準等を考慮し、障害特性に応じた環境整備に努めています。また、送迎バスについては、運行ルートや配車台数等の工夫により、乗車時間の短縮に努めています。 引き続き、どんなに障害が重くても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備するため、利用者やご家族等のご意見を伺いながら、取組を進めていきます。	△
	68	関町福祉園の廃園を前提とした書き方を改め、「区立の生活介護事業所等を充実させます」と記述するべきである。	障害者福祉施設においては、利用者の高齢化や障害の重度化など、区民ニーズの変化に応じてサービスをより充実させていくことが求められます。 民設民営の施設を誘致することにより、施設の設計やサービス内容について、事業者自らの創意工夫を柔軟に反映することが可能です。 民間事業者が施設の運営を担うに当たっては、区は、事業所の運営状況の定期的な確認を行うほか、必要な支援や指導により、サービス水準を維持・向上させていきます。計画を修正する考えはありません。	※
	69	大泉学園町福祉園の廃止に反対である。区直営で運営継続するべきである。	医療的ケアが必要な障害者や重度障害者への支援を充実するため、三原台二丁目用地に多機能型施設を誘致します。新たな施設の開設にあわせ、大泉学園町福祉園は廃止することとしました。 障害者福祉施設においては、利用者の高齢化や障害の重度化など、区民ニーズの変化に応じてサービスをより充実させていくことが求められます。 民間事業者が運営することにより、施設の設計やサービス内容について、事業者自らの創意工夫を柔軟に反映することが可能です。 民間事業者が施設の運営を担うに当たっては、区は、事業所の運営状況の定期的な確認を行うほか、必要な支援や指導により、サービス水準を維持・向上させていきます。	※
	70	三原台二丁目用地での多機能型施設について、定員は何名になるのか。そのうち、医療的ケアが必要な方は何名か。	定員については、大泉学園町福祉園と同規模とすることを予定しています。なお、重症心身障害者通所事業の定員は、現在の7名より増やすことを検討しています。	—
	71	三原台二丁目用地に誘致する多機能型施設について、現在福祉園に通所している医療的ケアが必要な方を、しっかり支援できる事業者を選定してほしい。	三原台二丁目用地に誘致する施設の運営事業者を選定するに当たっては、法人の医療的ケア等の事業実績や経営面を重視することで、適切かつ安定した運営を長期間継続できる事業者を選定していきます。	△

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	72	三原台二丁目用地に誘致する多機能型施設において、15歳以上でも利用できる医療型ショートステイを開設してほしい。	成人を対象とする医療的ケアに対応したショートステイについては、多くのご要望を頂いていることから、三原台二丁目用地に誘致する施設においても、整備に向け調整を進めます。整備の方向性がより分かりやすく伝わるよう、記載を修正します。	◎
	73	医療的ケアが必要な障害者や重症心身障害者にとっては、入所施設が必要である。ぜひ、三原台の施設に重症心身障害者の入所施設を整備してほしい。	人工呼吸器利用者等、高度な医療が常時必要な方については、グループホームでの生活が困難なことから、医療の整った入所施設が必要であることを認識しています。三原台二丁目用地に誘致する施設の機能については、検討を進めます。 引き続き、どんなに障害が重くても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備するため、利用者やご家族等のご意見を伺いながら、取組を進めていきます。	△
	74	三原台二丁目用地に誘致する多機能型施設で医療的ケアが必要な方の通所事業を行う際には、事業者が報酬の面で困らないよう、区が支援して欲しい。	三原台二丁目用地に誘致する施設では、区立福祉園と同等以上のサービス水準を求めることから、障害福祉サービスの給付費だけでは運営が困難なことが予測されます。令和5年1月に開設したLeaves練馬高野台と同様、安定した運営を確保するため、必要な経費の一部を区が補助することを検討します。	△
	75	関町福祉園が廃止された後も、生活介護の定員の拡大を図って欲しい。	新たな施設の誘致や既存施設の改修の際には、今後の利用者推計を踏まえ、適切な支援を実施できる定員を設定していきます。	△
	76	精神障害者が利用できる生活介護が必要である。関町福祉園に生活介護事業所を誘致する際、精神障害者も通所できるよう検討してほしい。	関町福祉園用地に誘致する生活介護事業所の利用対象者は、現在の関町福祉園と同様とすることを予定しています。	※
	77	関町福祉園の工事期間中、大泉学園町福祉園跡施設に一時移転することについて、自宅から遠くなってしまうため、一時移転先として他の場所を探してほしい。また、他の区立福祉園や新たにできる三原台の施設へ移籍することはできるのか。	他の区立福祉園や福祉作業所の改修の際には、一時移転先として光が丘第七小学校跡施設を活用しています。しかし、関町福祉園から光が丘第七小学校跡施設までは距離があるため、別の一時移転先を検討してきたところです。大泉学園町福祉園は、関町福祉園の利用者が1時間以内に通所することが可能なことから、一時移転先として活用することとしました。一時移転中は、送迎の時間が大幅に増加することがないよう、バスルートを工夫するなど、利用者の負担をできる限り抑えながら、引き続き通園できる環境を整えていきます。 他の区立福祉園や三原台二丁目用地に誘致する施設への移籍については、移籍先の施設に空きがあれば、移籍することは可能です。	※
	78	関町福祉園の工事開始を10年ほど先延ばしにしてほしい。一時移転先の大泉学園町福祉園跡施設へは線路を越えなければならず、通所が大変である。	関町福祉園は、建設後37年が経過しており、工事を大幅に延期することは困難です。大泉学園町福祉園は、関町福祉園の利用者が1時間以内に通所することが可能なことから、一時移転先として活用することとしました。一時移転中は、送迎の時間が大幅に増加することがないよう、バスルートを工夫するなど、利用者の負担をできる限り抑えながら、引き続き通園できる環境を整えていきます。	※
	79	大泉町学園町福祉園跡施設の活用方法について教えてほしい。	大泉学園町福祉園跡施設は、関町福祉園の一時移転施設として活用した後、大泉保健相談所の移転先として、活用に向けた検討を進めます。	△

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	80	三原台二丁目施設の家族支援の機能について、対象となるのは医療的なケアがある方のみか。また、サービスは短期入所のみか。他のサービスは検討されているのか。	医療的ケアに対応したショートステイについては、多くのご要望を頂いていることから、三原台二丁目用地に誘致する施設においても、整備に向け調整を進めます。 その他のサービスについては、引き続き検討を行います。	△
	81	三原台の新たな施設の運営を引き受けてくれる法人はあるのか。他自治体の施設で、運営が上手くいかずに閉鎖した事例もある。利用者の行き場がなくなるのではないかと心配である。	三原台二丁目用地に誘致する施設の事業者選定は来年度を予定しています。選定に当たっては、法人の医療的ケア等の事業実績や経営面を重視することで、適切かつ安定した運営を長期間継続できる事業者を選定していきます。 新たな施設では、区立福祉園と同等以上のサービス水準を求めることから、障害福祉サービスの給付費だけでは運営が困難なことが予測されます。令和5年1月に開設したLeaves練馬高野台と同様、安定した運営を確保するため、必要な経費の一部を区が補助することを検討します。	△
	82	大泉学園町福祉園が、指定管理を経ずに、民設民営の施設になることに不安がある。近隣自治体の生活介護事業でも関西や東北に本部がある社会福祉法人が運営しているところがあるが、あまりに縁がない法人に運営を任せるのは不安がある。	三原台二丁目用地に誘致する施設の運営事業者を選定するに当たっては、法人の医療的ケア等の事業実績や経営面を重視することで、適切かつ安定した運営を長期間継続できる事業者を選定していきます。 民間事業者が施設の運営を担うに当たっては、区は、事業所の運営状況の定期的な確認を行うほか、必要な支援や指導により、サービス水準を維持・向上させていきます。	△
	83	大泉学園町福祉園の職員は、新たな施設に移るのか。	民設民営の施設を誘致するため、勤務する職員は、新たな事業者が確保します。新たな施設での勤務を希望する職員に対しては、事業者への紹介を行います。	—
	84	大泉学園町福祉園では、利用者の増加に伴い、たびたび定員を拡大してきたため、活動スペースが狭くなってしまっている。新たな施設ではしっかりと定員を決め、活動スペースが狭くなることのないようにしてほしい。	三原台二丁目用地に誘致する施設の整備に当たっては、今後の利用者推計を踏まえ、適切な支援を実施できる定員を設定していきます。	△
	85	親と本人の高齢化に伴い、福祉作業所から福祉園へ移籍される方が増えている。今後の福祉園利用者の増加に対応するためには、大泉学園町福祉園を残し、三原台二丁目の施設を重症心身障害者の専用の施設とするべきではないか。	医療的ケアが必要な障害者や重度障害者への支援を充実するため、三原台二丁目用地に多機能型施設を誘致します。新たな施設の開設にあわせ、大泉学園町福祉園は廃止することとしました。 区では、福祉園利用者の推計を行うに当たっては、特別支援学校の在籍者数の他、福祉作業所等の他施設からの移籍者等も含めた検討を行っています。 なお、福祉作業所に通所する方の重度化・高齢化への対応については、区立福祉作業所の民営化にあわせ、生活介護事業を順次開始しています。	※
	86	新たな施設の重症心身障害者通所事業では、通所回数を週5回に増やすだけではなく、支援内容も充実したものとなるよう、慎重に事業者を選んでほしい。	三原台二丁目用地に誘致する施設の事業者選定は来年度を予定しています。選定に当たっては、法人の医療的ケア等の事業実績や経営面を重視することで、適切かつ安定した運営を長期間継続できる事業者を選定していきます。 民間事業者が施設の運営を担うに当たっては、区は、事業所の運営状況の定期的な確認を行うほか、必要な支援や指導により、サービス水準を維持・向上させていきます。	△

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	87	区直営の福祉園が民設民営になってしまうと、現場を知る職員がいなくなってしまう。今後、障害者計画を策定していくときに、現場を知らない職員が机の上だけでやることになると、危惧している。	障害者福祉施設においては、利用者の高齢化や障害の重度化など、区民ニーズの変化に応じてサービスをより充実させていくことが求められます。 民間事業者が運営することにより、施設の設計やサービス内容について、事業者自らの創意工夫を柔軟に反映することが可能です。 民間事業者が施設の運営を担うに当たっては、区は、事業所の運営状況の定期的な確認を行うほか、必要な支援や指導により、サービス水準を維持・向上させていきます。 なお、現在、区の福祉職の多くは、福祉園の他、福祉事務所や子ども家庭支援センター等の相談支援の現場を担っています。今後も現場を知る機会を設けることで、障害者支援に関するノウハウを維持・向上していきます。	□
	88	民間への貸付や事業者の誘致とあるが、民間業者は、公共サービスを目標としていないため、破綻したときに責任を取ることが困難である。	三原台二丁目用地に誘致する施設では、区立福祉園と同等以上のサービス水準を求めることから、障害福祉サービスの給付費だけでは運営が困難なことが予測されます。令和5年1月に開設したLeaves練馬高野台と同様、安定した運営を確保するため、必要な経費の一部を区が補助することを検討します。 民間事業者が施設の運営を担うに当たっては、区は、事業所の運営状況の定期的な確認を行うほか、必要な支援や指導により、サービス水準を維持・向上させていきます。	△
第3章 区立施設改修・改築等実施計画				
	1 施設種別ごとの取組			
	89	石神井庁舎は、再開発ビルに機能移転後、どうなるのか知りたい。	現石神井庁舎にある区民事務所、戸籍、国保、総合福祉事務所、地域包括支援センターおよび子ども家庭支援センターなど、窓口での相談・申請サービス機能は、令和9年度末に整備される予定の駅前再開発ビルに移転します。 現石神井庁舎は、駅前再開発ビルとは機能を区分けし、子どもから大人まで世代を超えて活動・交流できる新しい施設を整備する方向で検討を進めます。民間活力を積極的に活用し、区立施設の複合化も視野に、まち全体の賑わいにつながる施設を検討していきます。検討の方向性がより分かりやすく伝わるよう、記載を修正します。	◎
	90	石神井庁舎は、駅からのアクセスも良いため、地域の活性化につながるような施設にしてほしい。	現石神井庁舎は、駅前再開発ビルとは機能を区分けし、子どもから大人まで世代を超えて活動・交流できる新しい施設を整備する方向で検討を進めます。民間活力を積極的に活用し、区立施設の複合化も視野に、まち全体の賑わいにつながる施設を検討していきます。検討の方向性がより分かりやすく伝わるよう、記載を修正します。	◎

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	91	石神井庁舎の一部機能移転について、反対である。区民にとって、機能が建物で分かれているのは不便であり、これから増える高齢者にとっては、同一の建物で用事が済ませられる方がありがたい。	石神井庁舎は築50年以上が経過し、いずれ改築の時期を迎えます。一方で、庁舎には区民事務所、福祉事務所など、休止できない施設が多く、工事中の移転場所の確保が課題となっていました。そうした中、駅直近の再開発事業により、利便性の高い場所に、公共の床が確保できる見込みとなりました。こうした状況を踏まえ、再開発事業に合わせ、駅直近のビルに公共の床を確保し、区民事務所、福祉事務所など、区民生活に密着したサービスを移転し、併せて、区西部地域で不足している乳幼児一時預かり、生活サポートセンターを新設し、区民サービスの一層の向上を図るものです。 現石神井庁舎は、駅前再開発ビルとは機能を区分けし、子どもから大人まで世代を超えて活動・交流できる新しい施設を整備する方向で検討を進めます。民間活力を積極的に活用し、区立施設の複合化も視野に、まち全体の賑わいにつながる施設を検討していきます。	※
	92	総務省からの通達は、まだ利用できる公共施設の安易な建て替えを戒め、修繕による長寿命利用の方向を打ち出している。限られた財源を無駄使いする石神井庁舎の建替は中止すべきである。		※
	93	石神井公園駅前再開発について、昨今の建築資材と工賃の著しい高騰に、建設業界が義務づけられている働き方改革（いわゆる2024年問題）も加わり、さらに費用がかさむことが予想されるため、計画を根本から見直してほしい。	石神井公園駅南口については、道路が狭く、小さなビルが密集しており、防災・安全上の課題が残されています。 現在進めている再開発事業は、狭小な敷地や老朽化した建物を集約するとともに、敷地内のオープンスペースと道路の整備を一体的に行い、みどりあふれる歩行空間を創出することで、安全で魅力あるまちを実現するものです。関係権利者の大多数の同意のもと、再開発組合が設立され、現在、事業計画に基づき事業を進めています。 工事費高騰については、再開発組合において対策を取りつつ、着実に事業を進めています。区は引き続き、事業の円滑な実施へ向けた再開発組合の取組を支援していきます。	※
	94	石神井公園駅前再開発は凍結し、地元が納得いくまで議論をすべきである。	石神井公園駅南口については、道路が狭く、小さなビルが密集しており、防災・安全上の課題が残されています。 こうしたまちの課題を解決するため、地区内に土地や建物をお持ちの皆様が、長い時間をかけ、事業計画の検討を進めてきました。関係権利者の大多数の同意のもと、再開発組合が設立され、現在、事業計画に基づき事業を進めています。 地域の皆様へは、引き続き丁寧な説明に努め、ご理解を頂きながら事業を進めていくよう、事業者である再開発組合を指導していきます。	※
	95	豊玉保健所を廃止ではなく充実させると改め、「これまで廃止してきた区内の保健所の復活を進め、感染症拡大に対応できる体制をつくる」と記載すべきである。	豊玉保健相談所を廃止する計画はありません。必要な改修を順次実施し、併設施設や周辺施設との統合・再編の可能性を含めて検討することとしています。 現在の１保健所、６保健相談所は各施設の役割と必要な業務量に基づいて設置しています。感染症のまん延防止については、コロナ禍の経験を踏まえ、フェーズに応じて保健所の体制を整えるとともに、東京都、区医師会や医療機関等との連携を更に強化することにより対応します。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	96	昨年一年間続いた物価高は、今年円安から多少円高になっても、その根本の原因がコストプッシュインフレであることから、改善されないと予想されるため、多額の予算が必要な美術館の再整備等を見直してほしい。	サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。 美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。 中村橋区民センターも大規模改修が必要な時期を迎えています。建設当時から幾度も機能の転換が行われており、今後も予定されているため、新たな機能にあわせた部屋の利用や動線の確保など、施設全体の有効活用が課題となっています。 このため、中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保するとともに、サンライフ練馬を廃止し、その敷地を活用して、美術館をリニューアルすることで、これらの施設が抱える課題を解決し、時代の変化に合わせて区民サービスの更なる充実を図るものです。 施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。	※
	97	美術館の再整備について、現在の美術館で何が問題なのか。設計の総額は4億6千万円となり、税金の無駄使いである。		※
	98	美術館の再整備について、練馬区もSDGs達成を目指すと標榜しているのだから、不要不急の環境負荷の大きい大規模開発は避けるべきである。美術館再整備構想に基づくワークショップに参加したが、開発規模は大きく、完成後は一層の電力が必要な構想を示しながら、熱暑対策が本気でない。	美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。改修ではこれらの課題に十分な対応ができないため、改築としたものです。大型エレベーターなどを備え、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる美術館・図書館とします。 美術館・図書館の再整備に当たっては、ZEB Ready（一次エネルギー消費量50%以上削減）を目指し、建物の省エネ化を図ります。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	99	優先度が高い機能への転換を謳っているが、美術館の改築は、老朽化による修繕ではなく、全面改築（意匠的なリノベーション）であり、優先度が高いのか疑問に思う。区民の生活を豊かにするのであれば、多様なニーズに合わせて整備するべき福祉関連施設の方が優先度が高い。将来的な人口減少は避けれられない中で、美術館の改築に予算を充てることが理解できないため、反対である。	誰もがいきいきと心豊かに暮らすためには、子育て支援や福祉医療の充実と合わせ、文化芸術施策も一体的に進めることが不可欠です。 美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。改修ではこれらの課題に十分な対応ができないため、改築としたものです。大型エレベーターなどを備え、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる美術館・図書館とします。	※
	100	美術館の全面改築の構想は直ちに破棄すべきである。現在進められている美術館の構想は、練馬区では、不要・不急であり、区民にとって、本物のアートに出会える美術館は練馬にある必要性はほとんどない。 区民以外にとっても、わざわざ練馬まで来なくても都内各地に美術館があるため、短期的にも中・長期的にも他の課題を優先すべきである。		※
	101	練馬区に新しい美術館は不要であり、もっと人に予算を割くべきである。特に、保育園など、子どもたちに手厚くしてほしい。		※
	102	美術館の再整備について、造園の提携業者の樹木に対する評価が著しく低いため、大木は伐採され、草と低木の明るい庭園になることが予想される。公共が樹木を増やし、維持、管理しなければならない中で、運営費軽減の為に今の樹木を伐採するのは、時代に逆行している。	区は、豊かなみどりを未来につなぐため、みどりの総合計画に基づき、練馬のみどりを守り、増やす取組を進めています。 美術の森緑地の改修に当たっては、残置や移植により、可能な限り既存樹木を保全できるよう検討していきます。	△
	103	美術館に心地よいカフェができれば、人は街には流れない。	美術館再整備基本構想を踏まえ、施設内には新たにカフェなどを設置する計画です。 美術館・図書館の改築に合わせ、中村橋駅周辺で建物と一体となったアートを感じられるまちなみ整備を進めます。美術館・図書館の来館者が中村橋を歩き回り、まち全体を楽しんでいただけるよう、取り組んでいきます。	△
	104	現在の美術館で本物のアートにはたくさん出会ってきた。重要文化財だけが本物のアートなのか。	年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる新たな文化芸術の拠点とするため、「まちと一体となった」「本物のアートに出会える」「併設の図書館と融合する」という新しい発想により、全面リニューアルに取り組んでいます。 美術館は、これまでも独創的で優れた企画により、内外から高い評価を得てきました。これをさらに豊かで魅力的なものとするため、誰もが身近で気軽に鑑賞できる環境をつくり、映像作品や現代アートなどの多様な作品や収蔵コレクションを鑑賞できる、多くの方に感動を届けられるような企画展を開催していきます。	—

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	105	練馬区立美術館の改築について、オープンハウスでの美術館の模型にあった外周のベランダは、音出しも予想され、騒音規制値を超えてしまう。また、各階の外ベランダから、近隣宅内が見えてしまい、プライバシー侵害となる。外ベランダはやめてほしい。その階段のコンセプトとして、練馬の富士塚としているが、公共施設で民間信仰を押し付けるのはいかがなものか。	年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる新たな文化芸術の拠点とするため、「まちと一体となった」「本物のアートに出会える」「併設の図書館と融合する」という新しい発想により、全面リニューアルに取り組んでいます。このコンセプトを実現するため、プロポーザル方式により、設計事業者の募集・選定を行い、国内外で活躍する建築家で京都大学教授の平田晃久さんを設計者として、「現代の富士塚」をイメージした個性的なデザインの建築物の設計を進めています。富士信仰を喚起するものではありません。 周辺住民のプライバシー保護や騒音に配慮するとともに、大型エレベーターなどを備え、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる施設となるよう、引き続きユニバーサルデザインの観点から設計を進めていきます。	※
	106	美術館が改築される際には、視覚障害者にとっても楽しめる開かれた整備がなされるのか。	大型エレベーターなどを備え、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる美術館・図書館とします。音声案内やサイン表示の工夫など、誰もが気軽に鑑賞できる環境となるよう、設計を進めていきます。整備の方向性がより分かりやすく伝わるよう、記載を修正します。	◎

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	107	練馬区立美術館について、大規模改築（建て替え）に反対であり、平田建築設計の案に反対である。また、物価の値上がりにより予想される多額の工事費用にも反対である。	サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。 美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。 中村橋区民センターも大規模改修が必要な時期を迎えています。建設当時から幾度も機能の転換が行われており、今後も予定されているため、新たな機能にあわせた部屋の利用や動線の確保など、施設全体の有効活用が課題となっています。 このため、中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保するとともに、サンライフ練馬を廃止し、その敷地を活用して、美術館をリニューアルすることで、これらの施設が抱える課題を解決し、時代の変化に合わせて区民サービスの更なる充実を図るものです。 練馬独自の新たな美術館を創造するため、公募区民、地元関係者等で構成する練馬区立美術館再整備基本構想策定検討委員会の提言をもとに、「まちと一体となった美術館」「本物のアートに出会える美術館」「併設の図書館と融合する美術館」をコンセプトとする美術館再整備基本構想を策定しました。このコンセプトを実現するため、プロポーザル方式により、設計事業者の募集・選定を行い、国内外で活躍する建築家で京都大学教授の平田晃久さんを設計者として、設計を進めています。大型エレベーターなどを備え、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる美術館・図書館とします。 施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。	※
	108	石神井松の風文化公園の拡張スペースについて、すでにテニスコートは公園内に複数面ある一方、バスケットボールコートは1面かつ日時限定開放のみである点等から、テニスコートではなく、バスケ専用コートを整備してほしい。 拡張スペースを、フットサル・テニス兼用コートではなくフットサル・バスケットボール兼用コートに変更する、現状のテニス・バスケ兼用コートを、バスケ専用コートに変更する等、再度検討してほしい。	テニスコートは、スポーツ施設の中でも利用者のニーズが非常に高いため、拡充するものです。拡張用地にバスケットボールコートを設置することは困難ですが、石神井松の風文化公園に現在あるバスケットボールコートの利用枠を拡充するなど、スポーツ環境の充実に取り組んでいきます。	△
	109	勤労福祉会館の大規模改修について、集会室（ホール）を充実するとあるが、具体的にどのように行うのか。	集会室は大規模改修に合わせ、面積の拡張、設備、内装の充実等に向けて検討していきます。	△

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	110	勤労福祉会館の機能転換について、子育て支援施設を設置するとあるが、具体的にどのような施設を設置するのか。	具体的な施設や機能については、勤労福祉会館の基本設計に向け、地域の子育て支援施設の需要等を鑑みながら検討していきます。	△
	111	勤労福祉会館を大規模改修する際には、充分に区民の声を聞き、計画を立ててほしい。また、和室と炉は残し、設備品にグランドピアノは必ずいれてほしい。	集会室は大規模改修に合わせ、面積の拡張、設備、内装の充実等に向けて検討していきます。今後、節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。	△
	112	勤労福祉会館について、「勤労福祉施設としての機能を廃止」というのは間違った施策であり、代わりの施設も施策も示さないこの書き方は、福祉の後退の姿勢が露骨に示されている。「勤労福祉会館は、必要な修繕を行い、区民により活用できる施設とします」と記載すべきである。	勤労福祉会館は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致していないことを踏まえ、今後予定している大規模改修にあわせて、勤労者福祉施設としての機能を廃止し、地域の行政需要に応じた機能転換を図ります。 大規模改修にあわせて、集会室の充実やエレベーターの設置などのバリアフリー化を行うとともに、会議室の貸出やトレーニング室等の必要な機能は維持しながら、子育て支援施設を設置し、区民サービスの向上を図っていきます。	※
	113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138	サンライフ練馬の廃止に反対である。 （他、同様25件）	サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。 美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。 中村橋区民センターも大規模改修が必要な時期を迎えています。建設当時から幾度も機能の転換が行われており、今後も予定されているため、新たな機能にあわせた部屋の利用や動線の確保など、施設全体の有効活用が課題となっています。 このため、中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保するとともに、サンライフ練馬を廃止し、その敷地を活用して、美術館をリニューアルすることで、これらの施設が抱える課題を解決し、時代の変化に合わせて区民サービスの更なる充実を図るものです。 施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	139	サンライフ練馬の廃止を撤回し、現在の建物を補修して利用する計画としてほしい。 廃止に当たっての代替施設として、他の施設などと統合が提示されているが、施設へのバリアフリーは不十分であり、加えて、高層建築内にあるために、アクセスも使い勝手も悪く、身体障害者には利用が困難である。	（前ページと同じ） サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。 美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。 中村橋区民センターも大規模改修が必要な時期を迎えています。建設当時から幾度も機能の転換が行われており、今後も予定されているため、新たな機能にあわせた部屋の利用や動線の確保など、施設全体の有効活用が課題となっています。 このため、中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保するとともに、サンライフ練馬を廃止し、その敷地を活用して、美術館をリニューアルすることで、これらの施設が抱える課題を解決し、時代の変化に合わせて区民サービスの更なる充実を図るものです。 施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。	※
	140	サンライフ練馬を30年利用しているが、現在のように申しこめば利用でき、高齢者が多数の場合、無料となるのは本当にありがたい。今回の計画では、現施設と同じように使えそうもないので、現在ある施設を大切に使いたいと切に願っている。		※
	141	サンライフ練馬のストレッチコースに週5回通っている。今後の老人増加による介護の費用を減らすためにも、このような施設を残すべきであると思う。		※
	142	過去のサンライフ練馬廃止を説明するオープンハウスで「サンライフ練馬は区民には贅沢だ」と職員に言われた。確かにサンライフ練馬は旧労働省の手になる建物で、多くの機能があり大変しっかりしているが、区民にとって贅沢という判断はどこでされるのか教えていただきたい。	サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。 美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。 中村橋区民センターも大規模改修が必要な時期を迎えています。建設当時から幾度も機能の転換が行われており、今後も予定されているため、新たな機能にあわせた部屋の利用や動線の確保など、施設全体の有効活用が課題となっています。 このため、中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保するとともに、サンライフ練馬を廃止し、その敷地を活用して、美術館をリニューアルすることで、これらの施設が抱える課題を解決し、時代の変化に合わせて区民サービスの更なる充実を図るものです。「区民にとって贅沢である」という観点から廃止するものではありません。	—

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	143	サンライフ練馬はなくさないでほしい。スポーツでいつも利用しており、高齢者なので、近い所で使えるのはありがたい。	サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。 美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。 中村橋区民センターも大規模改修が必要な時期を迎えています。建設当時から幾度も機能の転換が行われており、今後も予定されているため、新たな機能にあわせた部屋の利用や動線の確保など、施設全体の有効活用が課題となっています。 このため、中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保するとともに、サンライフ練馬を廃止し、その敷地を活用して、美術館をリニューアルすることで、これらの施設が抱える課題を解決し、時代の変化に合わせて区民サービスの更なる充実を図るものです。 施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。 体育室の代替については、石神井松の風文化公園の拡張整備にあわせて、フットサルコートを整備するとともに、光が丘第7小学校跡施設や、近隣の地域体育館などの活用を図っていきます。	※
	144	サンライフ練馬の廃止に反対である。サンライフ練馬と中村橋区民センターが縮小・統合される計画について、体育館がなくなり遠方の施設へ誘導されてしまい、76団体が利用していたつながりが断ち切られてしまう。また、サンライフ利用団体300以上、区民センター利用団体164が競合し、区民の希望どおり利用できなくなるため、30～40年かけて培われてきたコミュニティが分散、消滅する恐れがある。		※
	145	サンライフ練馬はヨガで毎週使っており、使えなくなると体調が落ち、フレイルが進む。廃止にしないでほしい。		※
	146	サンライフ練馬の体育室が使えなくなると太極拳グループが崩壊する。廃止しないでほしい。		※
	147	谷原保育園の閉園を撤回してほしい。4歳の子どもも「いまのせんせいがいなくなっちゃうなんてやだ」「（谷原の）ほいくえんをつぶすなんてわるいこと」と言っている。	保育園は、お子さんをお預かりするという施設の性質上、建物や設備が安全かつ安定的な状態で閉園まで保育を継続する必要があります。谷原保育園は、計画を公表した令和3年12月時点で築55年を経過しており、将来的な設備の不具合や建物の安全性について課題がありました。将来にわたって地域の子ども達が、安全に保育を受けることが出来るように環境を整えることが行政の責任であると考えています。 谷原保育園は、計画周知前に既に在園している園児が全員卒園するまで保育を継続した上で、令和8年度末を目途に閉園するものであり、近隣の区有地に私立の認可保育所を誘致し、地域の保育の継続性を担保しています。 谷原保育園は、閉園するまでの間、当然に区が責任を持って運営します。	※
	148	谷原保育園は、昔ながらの良さが沢山残り、暖かい保育を行っている希少な保育園であるため、廃園に反対である。		※
	149	公立保育園は大切であり、谷原保育園の閉園に反対である。		※
	150	谷原保育園の廃園計画に反対である。区立保育園の質の高さは保護者の中でも大変高く評価されており、現在お子さんを持っている方も区立保育園に入りたいという話をいつも聞いている。練馬区が、全都、ひいては全国に誇れる区立保育園をなぜ廃園にしようとするのか理解に苦しむ。区立保育園はきちんと存続し、その上で新しい保育園も作っていけば良いはずである。練馬区の子どもたちを大切に育ててほしい。		※
	151	谷原保育園の廃園を撤回するべきである。		※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	152	谷原保育園の廃止に反対である。子ども・職員にとってもゆとりの実現が求められている。長年にわたって蓄積された保育実践の知見をなくさないでほしい。また、災害時、緊急時の避難場所として公的保育所の機能を見直し、更なる発展を深めてほしい。 これ以上の公立保育園の民営化に反対である。	保育園は、お子さんをお預かりするという施設の性質上、建物や設備が安全かつ安定的な状態で閉園まで保育を継続する必要があります。谷原保育園は、計画を公表した令和3年12月時点で築55年を経過しており、将来的な設備の不具合や建物の安全性について課題がありました。将来にわたって地域の子ども達が、安全に保育を受けることが出来るように環境を整えることが行政の責任であると考えています。 谷原保育園は、計画周知前に既に在園している園児が全員卒園するまで保育を継続した上で、令和8年度末を目途に閉園するものであり、近隣の区有地に私立の認可保育所を誘致し、地域の保育の継続性を担保しています。 谷原保育園は、閉園するまでの間、当然に区が責任を持って運営します。 区は私立保育所等の誘致を進め、9年間で約8,500人の保育定員を拡大し、区民の保育ニーズに応えるとともに、令和3年度から3年連続で待機児童ゼロを達成しました。待機児童ゼロの達成は、民間の力を借りなければ到底成し得なかったことです。令和5年4月1日現在、練馬区内206園の認可保育園のうち146園が私立保育園であり、保育園の運営は既に民間が主流となっています。	※
	153	谷原保育園の閉園に反対である。なぜ、良好な運営を行って来た保育園をなくしてしまうのか納得できない。公立保育園をなくさないでほしい。公立から民間へと切り替えていく流れが長年に行われてきたが、民間保育園が、最終的には経営優先にならざるを得ず、突然の廃園になったり保育内容が安定しないなど、弊害が明らかになっている。谷原保育園は、まだまだ使える施設であり、突然の廃園は暴挙である。また、子どもたちに与える負担も大きい。		※
	154	谷原保育園の閉園に強く反対する。近隣に私立保育園を誘致し、在園時の保護者の意見も聞かずに突然閉園するのはいかがなものかと思う。 大阪府大東市や横浜市では公立園の突然の閉園計画により、保護者が訴訟を起こした事例もあり、同じことを平気でやろうとしている練馬区に憤りを感じる。 谷原地域の1歳児の受入れ枠を一時的に確保したい区の都合で入園した園児達が居る中、まともな引き継ぎ計画も立てず、半年以上保護者の意見を放置した区政には憤りしかない。私立園への転園にしても相当の期間を設けて、子どもたちのケアをするべきなのに、その計画も明確でなかった。 私立園の特性上、子どもが入園しないと経営が成り立たないとのことだが、区の勝手な計画でそうなっているのだから、足りない資金は区が補填すればよいと思う。せめて子どもたちのケアをしっかり行った後で転園させるべき。	保育園は、お子さんをお預かりするという施設の性質上、建物や設備が安全かつ安定的な状態で閉園まで保育を継続する必要があります。谷原保育園は、計画を公表した令和3年12月時点で築55年を経過しており、将来的な設備の不具合や建物の安全性について課題がありました。将来にわたって地域の子ども達が、安全に保育を受けることが出来るように環境を整えることが行政の責任であると考えています。 谷原保育園は、計画周知前に既に在園している園児が全員卒園するまで保育を継続した上で、令和8年度末を目途に閉園するものであり、近隣の区有地に私立の認可保育所を誘致し、地域の保育の継続性を担保しています。 谷原保育園は、閉園するまでの間、当然に区が責任を持って運営します。 計画発表前の園児がいる中で民営化した、他自治体の事例とは異なります。 令和5年度の1歳児の募集は、様々な保育サービスがある中、認可保育所を利用したいというニーズに応えるため、令和6年度以降も認可保育所を利用できるよう転園先を確保した上で、1年後には転園になることを事前に申込書類でお示しし、募集したものです。 転園に当たっては、令和6年1月以降、転園先の保育士が谷原保育園の保育に携わるなど、今後も丁寧に、園児の引継ぎを行っていきます。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	155	区民の財産である区立園を閉園させるなら、美術館の改築はやめるべき。優先順位が高いものと謳っている練馬区の考えがまったく理解できない。	誰もがいきいきと心豊かに暮らすためには、子育て支援や福祉医療の充実と合わせ、文化芸術施策も一体的に進めることが不可欠です。 谷原保育園は老朽化が進行していることから閉園しますが、同時に近隣の区有地に私立の認可保育所を誘致することで、地域の保育の継続性を担保するものです。 美術館は、開館から38年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。約7,600点の収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えています。改修ではこれらの課題に十分な対応ができないため、改築としたものです。大型エレベーターなどを備え、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる美術館・図書館とします。	※
	156	保育行政の委託民営化は、見直しが必要と考える。その中でも、谷原保育園の突然の廃園計画は今すぐ中止すべきである。 利用者（区民）無視、子どもの権利を守ろうとしない提案や廃園計画の進め方は、決して許されるものではない。区長の考えを明らかにして、住民に説明し、納得いく時間や方策をとって、子どもたちを守ってほしい。練馬区にとって、メリットもない廃園計画は今後の区政に大きな汚点となってしまうと思う。再考を希望する。	委託民営化に関する区の考えは、計画の素案でお示ししたとおりです。 保育園は、お子さんをお預かりするという施設の性質上、建物や設備が安全かつ安定的な状態で閉園まで保育を継続する必要があります。谷原保育園は、計画を公表した令和3年12月時点で築55年を経過しており、将来的な設備の不具合や建物の安全性について課題がありました。将来にわたって地域の子ども達が、安全に保育を受けることが出来るように環境を整えることが行政の責任であると考えています。 谷原保育園は、計画周知前に既に在園している園児が全員卒園するまで保育を継続した上で、令和8年度末を目途に閉園するものであり、近隣の区有地に私立の認可保育所を誘致し、地域の保育の継続性を担保しています。 谷原保育園は、閉園するまでの間、当然に区が責任を持って運営します。 令和3年12月に閉園の計画の素案を公表して以降、パブリックコメントや保護者説明会など、節目節目で説明を重ねてきました。今後も、園児および保護者に対して、丁寧な対応に努めていきます。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	157	安心で信頼の厚い公立保育園はニーズが高いのにも関わらず、この地域からなくなってしまうため、谷原保育園の閉園は絶対反対である。 同じく老朽化している上石神井第三保育園のようになぜ改築しないのか、保護者に対し説明できないような計画はやめるべきである。 パブコメにより、区が意見募集するのであれば、必ず計画に反映してほしい。反映出来ない場合は、必ず個別に連絡し説明すべきである。	保育園は、お子さんをお預かりするという施設の性質上、建物や設備が安全かつ安定的な状態で閉園まで保育を継続する必要があります。谷原保育園は、計画を公表した令和3年12月時点で築55年を経過しており、将来的な設備の不具合や建物の安全性について課題がありました。将来にわたって地域の子ども達が、安全に保育を受けることが出来るように環境を整えることが行政の責任であると考えています。 谷原保育園は、計画周知前に既に在園している園児が全員卒園するまで保育を継続した上で、令和8年度末を目途に閉園するものであり、近隣の区有地に私立の認可保育所を誘致し、地域の保育の継続性を担保しています。 谷原保育園は、閉園するまでの間、当然に区が責任を持って運営します。 令和3年12月に閉園の計画の素案を公表して以降、パブリックコメントや保護者説明会など、節目節目で説明を重ねてきました。 上石神井第三保育園は、併設している都営住宅の改築に伴う改築であり、谷原保育園とは状況が異なります。 ご意見をお寄せいただいた方へは、パブリックコメントにお寄せいただいたご意見の概要と区の考え方の一覧を個別にお送りします。	※
	158	前回のパブコメでは、谷原保育園閉園反対の声が圧倒的に多いのに、なぜそれを押し切って閉園を進めるのか理解できない。このパブコメでも、形式的に意見を聞くに止まるのではないか。閉園反対の意見を理解しないで、閉園を理解しろと求めるのはなぜか。	保育園は、お子さんをお預かりするという施設の性質上、建物や設備が安全かつ安定的な状態で閉園まで保育を継続する必要があります。谷原保育園は、計画を公表した令和3年12月時点で築55年を経過しており、将来的な設備の不具合や建物の安全性について課題がありました。将来にわたって地域の子ども達が、安全に保育を受けることが出来るように環境を整えることが行政の責任であると考えています。 谷原保育園は、計画周知前に既に在園している園児が全員卒園するまで保育を継続した上で、令和8年度末を目途に閉園するものであり、近隣の区有地に私立の認可保育所を誘致し、地域の保育の継続性を担保しています。 谷原保育園は、閉園するまでの間、当然に区が責任を持って運営します。 計画公表後、パブリックコメントも含め、節目節目で説明を重ねてきました。誘致した園の開園時のクラス設定、令和5年度入園の2～4歳児への意向調査、両園の交流の検討など、頂いたご意見を取り入れながら計画を進めてきました。今後も、園児および保護者に対して、丁寧な対応に努めていきます。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	159	谷原保育園閉園の理由に納得できないため、反対である。 谷原保育園より老朽化の進んでいる保育園は他にもあるため、廃園の理由にはならない。 平等に保育を受ける権利が子どもにあるが、保育内容が決まっていない新保育園に子どもを入園させる行為について、保護者や子どもにどのように納得のいく説明をするのか。また、法的に問題はないのか、保護者の不安は払拭されているのか疑問である。 仮に転園した場合、子どもの心のケアをどのように行うのか、その責任は練馬区にあると思うがどのように考えているのか。定年まで正規職員で働き、練馬区に税金を払ってきたが、その税金の使われ方に本当に憤りを感じる。	保育園は、お子さんをお預かりするという施設の性質上、建物や設備が安全かつ安定的な状態で閉園まで保育を継続する必要があります。谷原保育園は、計画を公表した令和3年12月時点で築55年を経過しており、将来的な設備の不具合や建物の安全性について課題がありました。将来にわたって地域の子ども達が、安全に保育を受けることが出来るように環境を整えることが行政の責任であると考えています。 谷原保育園は、計画周知前に既に在園している園児が全員卒園するまで保育を継続した上で、令和8年度末を目途に閉園するものであり、近隣の区有地に私立の認可保育所を誘致し、地域の保育の継続性を担保しています。 谷原保育園は、閉園するまでの間、当然に区が責任を持って運営します。 他の園についても、考え方を計画素案に示していますが、計画で示している以外の園について、具体的な対応は決定していません。 新設園については、運営事業者の決定以降、保護者説明会などを通じて、転園予定の保護者に対して、適宜、説明を重ねてきました。 転園に当たっては、令和6年1月以降、転園先の保育士が谷原保育園の保育に携わるなど、今後も丁寧に、園児の引継ぎを行っていきます。	※
	160	谷原保育園の閉園に反対である。閉園の計画により、子どもや保護者が辛い思いをしていると聞いているため、計画を変更してほしい。	保育園は、お子さんをお預かりするという施設の性質上、建物や設備が安全かつ安定的な状態で閉園まで保育を継続する必要があります。谷原保育園は、計画を公表した令和3年12月時点で築55年を経過しており、将来的な設備の不具合や建物の安全性について課題がありました。将来にわたって地域の子ども達が、安全に保育を受けることが出来るように環境を整えることが行政の責任であると考えています。 谷原保育園は、計画周知前に既に在園している園児が全員卒園するまで保育を継続した上で、令和8年度末を目途に閉園するものであり、近隣の区有地に私立の認可保育所を誘致し、地域の保育の継続性を担保しています。 谷原保育園は、閉園するまでの間、当然に区が責任を持って運営します。 今後も、園児および保護者に対して、丁寧な対応に努めていきます。	※
	161	谷原保育園について、「民間への移行作業」だけが優先され過ぎている印象を持った。慣れ親しんだ環境を突然リセットされてしまう子ども達への影響について、少し不安を感じる。急激な環境変化は、特に小さな子ども達にとって、避けた方が良いと考える。柔軟な対応を判断できる行政、指導を望む。	閉園の計画を周知する前に既に在園している園児が全員卒園するまで保育を継続した上で、谷原保育園は令和8年度末に閉園します。 近隣の区有地に区が誘致した私立園に転園する園児については、令和6年1月以降、転園先の保育士が谷原保育園の保育に携わるなど、今後も丁寧に、園児の引継ぎを行っていきます。	△

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	162	谷原保育園について、現場の職員や利用者に事前の相談もない一方的な閉園計画であるため、反対である。1才児の転園について、承認していない方がいるとのことだが、事前に承認してないのであれば、当然本人の意向が優先されるべきだと思う。また、谷原地域は保育園の少ない地域であるため、しろくま保育園との共存を求める。	保育園は、お子さんをお預かりするという施設の性質上、建物や設備が安全かつ安定的な状態で閉園まで保育を継続する必要があります。谷原保育園は、計画を公表した令和3年12月時点で築55年を経過しており、将来的な設備の不具合や建物の安全性について課題がありました。将来にわたって地域の子ども達が、安全に保育を受けることが出来るように環境を整えることが行政の責任であると考えています。 谷原保育園は、計画周知前に既に在園している園児が全員卒園するまで保育を継続した上で、令和8年度末を目途に閉園するものであり、近隣の区有地に私立の認可保育所を誘致し、地域の保育の継続性を担保しています。 谷原保育園は、閉園するまでの間、当然に区が責任を持って運営します。 令和5年度の谷原保育園の入園に当たり、令和6年4月1日に近隣の新設園に転園していただくことは、令和5年10月以降に配付した「保育利用のご案内」で周知しました。 手続上、入園申込みに当たり前年度の様式を使用した場合でも、書き直しの保護者負担を考慮し、入園申込みの申請を受け付けています。 谷原保育園の閉園は、事前に区で計画をお示しした上で、入園申込に当たり、「保育利用のご案内」でも周知しておりますが、保護者の皆様へ分かりやすいご案内ができるよう、周知方法など検討していきます。	※
	163	谷原保育園の閉園計画を撤回し、子どもたちが安心して保育園生活を送れるようにすべきである。	保育園は、お子さんをお預かりするという施設の性質上、建物や設備が安全かつ安定的な状態で閉園まで保育を継続する必要があります。谷原保育園は、計画を公表した令和3年12月時点で築55年を経過しており、将来的な設備の不具合や建物の安全性について課題がありました。将来にわたって地域の子ども達が、安全に保育を受けることが出来るように環境を整えることが行政の責任であると考えています。 谷原保育園は、計画周知前に既に在園している園児が全員卒園するまで保育を継続した上で、令和8年度末を目途に閉園するものであり、近隣の区有地に私立の認可保育所を誘致し、地域の保育の継続性を担保しています。 谷原保育園は、閉園するまでの間、当然に区が責任を持って運営します。 転園に当たっては、令和6年1月以降、転園先の保育士が谷原保育園の保育に携わるなど、今後も丁寧に、園児の引継ぎを行っていきます。	※
	164	築50年以上で大規模改修が未実施の保育園について、今後も閉園は続くと読める。「今後は、練馬区が責任を持って公的保育を進めます」と記載すべきである。	現時点で、計画でお示ししている以外に、改修・改築に関する具体的な計画はありません。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	165	谷原保育園の閉園と現1歳児の強制転園に反対である。老朽化により将来の安定した保育の提供に課題があり廃園するとの事だったため、オープンハウスで安定した保育について尋ねたところ、「経営が安定している事、保育士の離職率が低く入れ替わりが激しくない事」との回答だった。それが可能なのが区立直営保育園ではないか。谷原保育園を閉園する事が、子ども達から安定した保育を奪う事であり、抗議する。 多数の保育園へ見学に行ったが、民間の保育園だからサービスが充実しているとは感じなかった。谷原保育園は保育環境や保育士の質など非常に充実している。建替えにより耐震化を行い、保育サービスの充実を図ってほしい。 子ども達から今の充実した保育環境を奪わないでほしい。谷原保育園で楽しく幸せそうに過ごしている子ども達の健やかな成長を妨げないでほしい。転園により小さな子ども達がつらい思いをする事を理解されているにも関わらず、子ども達の気持ちや保護者を軽視している今の区政には不信感が募る。 子ども達が犠牲となる政策は改めるべきである。谷原保育園は区民の財産である。	保育園は、お子さんをお預かりするという施設の性質上、建物や設備が安全かつ安定的な状態で閉園まで保育を継続する必要があります。谷原保育園は、計画を公表した令和3年12月時点で築55年を経過しており、将来的な設備の不具合や建物の安全性について課題がありました。将来にわたって地域の子ども達が、安全に保育を受けることが出来るように環境を整えることが行政の責任であると考えています。 谷原保育園は、計画周知前に既に在園している園児が全員卒園するまで保育を継続した上で、令和8年度末を目途に閉園するものであり、近隣の区有地に私立の認可保育所を誘致し、地域の保育の継続性を担保しています。 谷原保育園は、閉園するまでの間、当然に区が責任を持って運営します。 近隣の区有地に誘致した新設園の運営事業者は、公募により決定しました。選定に当たっては、経営の安定性や他園での運営実績なども評価しました。 転園に当たっては、令和6年1月以降、転園先の保育士が谷原保育園の保育に携わるなど、今後も丁寧に、園児の引継ぎを行っていきます。	※
	166	谷原保育園の閉園に反対である。区の説明、保護者への対応、子どもへの配慮が不十分であり、子どもへの影響が懸念される。保護者も納得しておらず、反対している。	保育園は、お子さんをお預かりするという施設の性質上、建物や設備が安全かつ安定的な状態で閉園まで保育を継続する必要があります。谷原保育園は、計画を公表した令和3年12月時点で築55年を経過しており、将来的な設備の不具合や建物の安全性について課題がありました。将来にわたって地域の子ども達が、安全に保育を受けることが出来るように環境を整えることが行政の責任であると考えています。 谷原保育園は、計画周知前に既に在園している園児が全員卒園するまで保育を継続した上で、令和8年度末を目途に閉園するものであり、近隣の区有地に私立の認可保育所を誘致し、地域の保育の継続性を担保しています。 谷原保育園は、閉園するまでの間、当然に区が責任を持って運営します。 令和3年12月に閉園の計画の素案を公表して以降、パブリックコメントや保護者説明会など、節目節目で説明を重ねてきました。 誘致した園の開園時のクラス設定、令和5年度入園の2～4歳児への意向調査、両園の交流の検討など、頂いたご意見を取り入れながら計画を進めてきました。 転園に当たっては、令和6年1月以降、転園先の保育士が谷原保育園の保育に携わるなど、今後も丁寧に、園児の引継ぎを行っていきます。	※
	167	築50年以上で大規模改修未実施の保育園は、今後も区直営での運営を維持しつつ、必要な改修を行ってほしい。	個別の園について、計画でお示ししている以外に具体的な改修・改築の計画はありません。 必要な修繕を行いながら、今後の方向性を検討します。	△

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	168	谷原保育園の閉園について、子どもの権利条約に照らしても、このようなやり方はおかしい。小さい子どもは気持ちを言うことができない。1歳児クラスの保護者も残りたいと要望している。強引に進めるのではなく、保護者の気持ちに寄り添って進めてほしい。	令和3年12月に閉園の計画の素案を公表して以降、パブリックコメントや保護者説明会など、節目節目で説明を重ねてきました。 誘致した園の開園時のクラス設定、令和5年度入園の2～4歳児への意向調査、両園の交流の検討など、保護者の方から頂いたご意見を取り入れながら計画を進めてきました。 転園に当たっては、令和6年1月以降、転園先の保育士が谷原保育園の保育に携わるなど、今後も丁寧に、園児の引継ぎを行っていきます。	△
	169	谷原保育園の閉園に反対である。谷原の地域は公立保育園が少ない。公的な保育の保障がなされるべきである。最後に卒園する時に年長1クラスだけという状況は、子どもたちの育ちも親たちの気持ちも考えない冷たいやり方だと思う。	保育園は、お子さんをお預かりするという施設の性質上、建物や設備が安全かつ安定的な状態で閉園まで保育を継続する必要があります。谷原保育園は、計画を公表した令和3年12月時点で築55年を経過しており、将来的な設備の不具合や建物の安全性について課題がありました。将来にわたって地域の子ども達が、安全に保育を受けることが出来るように環境を整えることが行政の責任であると考えています。 谷原保育園は、計画周知前に既に在園している園児が全員卒園するまで保育を継続した上で、令和8年度末を目途に閉園するものであり、近隣の区有地に私立の認可保育所を誘致し、地域の保育の継続性を担保しています。 谷原保育園は、閉園するまでの間、当然に区が責任を持って運営します。 在園児がいる中で閉園することは出来ないため、段階的にクラスを減らし、計画周知前に入園した在園児が全員、谷原保育園で卒園ができるようにしたものです。 今後も、園児および保護者に対して、丁寧な対応に努めていきます。	※
	170	谷原保育園の閉園に反対である。これまで区議会での議論も見てきたが、建て替えればいいだけのものを、私立保育園の誘致ありきで計画を進めており、手続き軽視、区民の公益を無視した強引な計画手法に怒りを覚える。引継ぎも、質が高ければ期間が短くても良いなどという暴論を目にしたが、民間委託の際に、準備委託をどれだけ丁寧に進めるかを考えれば、そんなことは普通は言えないと思う。詭弁である。	保育園は、お子さんをお預かりするという施設の性質上、建物や設備が安全かつ安定的な状態で閉園まで保育を継続する必要があります。谷原保育園は、計画を公表した令和3年12月時点で築55年を経過しており、将来的な設備の不具合や建物の安全性について課題がありました。将来にわたって地域の子ども達が、安全に保育を受けることが出来るように環境を整えることが行政の責任であると考えています。 谷原保育園は、計画周知前に既に在園している園児が全員卒園するまで保育を継続した上で、令和8年度末を目途に閉園するものであり、近隣の区有地に私立の認可保育所を誘致し、地域の保育の継続性を担保しています。 谷原保育園は、閉園するまでの間、当然に区が責任を持って運営します。 引継ぎについては、業務委託とは異なり、区立園の園舎・年間行事・保育理念などを全て継承するものではありません。そのため、全体の期間は異なりますが、令和6年1月以降、転園先の保育士が谷原保育園の保育に携わるなど、園児の転園に当たっては、今後も丁寧な対応に努めていきます。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	171	学童クラブについて、国の基準では、学童保育の一人当たりの床面積基準は1.65㎡以上となっているが、練馬区が国に報告したデータには、1.65㎡を満たさない施設が17箇所ある。「学童保育の質を維持するために、国基準の1.65㎡を満たさない事のないように、学童保育の質を維持と向上をはかる」と明記するべきである。	学童クラブの面積については、国の基準「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」を参酌して、各自治体が定めることとされています。また、学童クラブの育成室以外に、児童が遊びや生活の場として使用できる共有スペースについても、面積に算入できることとされています。 一方で、国に報告したデータについては、学童クラブの専用区画の面積を記載するよう求められているため、育成室の床面積を回答しています。練馬区の全ての学童クラブで、国の基準面積である児童1人当たり1.65㎡を満たすスペースを確保し適切に運営しています。	□
	172	国は学童クラブで受け入れる児童の数を「1支援の単位当たりおおむね40人以下」と定めているが、ねりっこ学童クラブでは、45人の倍数、90人、135人規模の学童保育が行われている。「学童保育の定員は国の基準に従って、40人以下として、質の充実を図る」と記載すべきである。	学童クラブで受け入れる児童の数は、国の基準「1支援の単位当たりおおむね40人」を参酌し、各自治体が定めることとされています。また、1つの学童クラブで複数の支援の単位に分けて運営することも可能とされています。 ねりっこ学童クラブでは、区立学童クラブと同様に、「おおむね40人」を「45人まで」と定めて、単位ごとに国基準以上の有資格職員を配置して適切に運営しています。 引き続き、区立小学校全校でのねりっこクラブの実施に取り組んでいきます。	□
	173	子ども家庭支援センターは、児童相談所とは性格が違う。練馬区立児童相談所の設置を明記し、「地域の子ども家庭支援センターには、専門知識を有する職員を配置する」と明記すべきである。	子どもを虐待から守るためには、区による地域に根差したきめ細かい寄り添い支援と、都の広域的・専門的な支援の緊密な連携が重要です。区立児童相談所を設置する予定はありませんが、都は、令和6年度に（仮称）東京都練馬児童相談所を区子ども家庭支援センターと同一施設内に設置します。都区の緊密な連携を更に深めていきます。 なお、地域子ども家庭支援センターには、既に社会福祉士、臨床心理士、保健師等の専門職員を配置しています。	※
	174	練馬区立の児童相談所を設置し、そのもとで区直営で運営する児童福祉・子育て支援施設を充実しつつ、福祉法人とも協力しながら子どもの生活しやすい練馬区になるよう政策を転換するべきである。利用している子どもの意見を十分に反映した計画にすべきである。	子どもを虐待から守るためには、区による地域に根差したきめ細かい寄り添い支援と、都の広域的・専門的な支援の緊密な連携が重要です。区立児童相談所を設置する予定はありませんが、都は、令和6年度に（仮称）東京都練馬児童相談所を区子ども家庭支援センターと同一施設内に設置します。都区の緊密な連携を更に深めていきます。 区では、民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本としています。必要な委託化は進めながら、子育て施策を充実させていきます。 区では、子どもにも関わる計画を策定する際、様々な場面をとらえ、子どもの意見を聞き、計画策定の参考にするほか、事業運営に活かしていきます。	※
	175	国の児童館ガイドラインには、児童館での子どもの成長を助ける児童館の役割の記載がある。「国のガイドラインに沿って児童館運営を行う」と明記すべきである。	これまで、平成30年に改正された国の「児童館ガイドライン」に沿って機能の充実を図ってきました。改正児童福祉法等、国が新たに示した方針を踏まえ、子どもの居場所である児童館の機能を強化していくこととしました。	□

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	176	青少年館について、小中学校向け事業は、これまで多くの子どもたちが利用してきた。「廃止します」という記述は撤回すべきである。	青少年館が実施する小中学生向け事業は、児童館等が実施する事業と重複していることから廃止します。児童館については今後、新たに指定管理者制度を3館に導入し、開館日・開館時間を拡大し、子どもたちにとって安全かつ安心な居場所としての機能を強化していきます。	※
	177	秩父青少年キャンプ場廃止案について、ジュニアリーダー養成講座のプログラムの一つとして、キャンプは必須と考える。廃止後の代替キャンプ場の手配などについてはどのようになるのか心配である。毎年、委員でキャンプ場を探さなくてはならない状況となるのかどうか、どこか毎年利用できるキャンプ場が見つかるのかどうか、その場合の手間と時間などは、青少年委員としての大きな負担となると思う。 また、安全を担保出来るキャンプ場かどうかの見極めも、毎年場所が変わるようならばその都度必要で、しっかりとした実踏などもやらねばならない上、利用できるキャンプ場が確保できたとしても、そのキャンプ場全体を貸切できない場合、安全管理などについても注意が必要となると思う。 施設老朽化による修繕費の工面については、最近よく聞かれるクラウドファンディング等の活用を検討してほしい。	秩父青少年キャンプ場については、民間キャンプ場等の代替施設が増加しており、利用者数が減少しているため、令和8年度に廃止します。ジュニアリーダー養成講習会のあり方やキャンプ場の代替などについては、今後、関係団体のご意見も伺いながら検討していきます。	△
	178	秩父青少年キャンプ場の廃止に当たってイベントを開催してほしい。 長い間子どもたちの体験の場となってきたキャンプ場に思い入れのある、かつての子ども達（現在は大人）や元青少年委員や育成委員の方々とキャンプ場で集い、名残を惜しむことができるイベントを検討してほしい。	イベントの開催については、今後、関係団体のご意見も伺いながら検討します。	△
	179	秩父青少年キャンプ場が廃止となり、他のキャンプ場を利用する場合、費用負担が多くなり、参加費が課題となる。別の場所にキャンプ場を設置してほしい。 現在地では、車両の進入が困難など安全面でも難しいことがある。車両が入れるような場所で新たに検討してほしい。	民間キャンプ場等の代替施設が増加していることから、区が別の場所で新たにキャンプ場を設置する考えはありません。キャンプ場の代替などについては、今後、関係団体のご意見も伺いながら検討していきます。	※
	180	敬老館は介護予防にとって貴重な場である。敬老館で人気のある事業は、なるべく機能転換後の街かどケアカフェで実施できるように検討してほしい。	敬老館は、高齢化の進展に伴い、身近な地域での医療・介護の相談ニーズが高まっていることから、地域包括支援センターや、交流・介護予防ができる街かどケアカフェへの機能転換を進めています。 街かどケアカフェでは地域との協働で介護予防事業に取り組みます。敬老館で好評の事業を取り入れるなど、利用者のご意見を伺いながら事業を実施していきます。	△
	181	敬老館の機能転換とあるが、これから増える高齢者のためには様々なタイプの施設が様々な場所に必要であるため、今ある敬老館を残してほしい。高齢者増を訴えているのに、全体的に施策が後退しているように思う。	高齢化の進展に伴い、身近な地域での医療・介護の相談ニーズが高まっていることから、敬老館が担ってきた交流や介護予防の機能に加え、医療や介護に関する相談機能を充実・強化していくことが必要です。そのため、敬老館を機能転換し、地域包括支援センターや、交流・介護予防ができる街かどケアカフェの整備を進めているものです。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	182	東大泉敬老館を廃止しないでほしい。障害があり、マッサージ機が欠かせないため、マッサージ機だけでも残してほしい。	高齢化の進展に伴い、身近な地域での医療・介護の相談ニーズが高まっていることから、敬老館が担ってきた交流や介護予防の機能に加え、医療や介護に関する相談機能を充実・強化していくことが必要です。そのため、東大泉敬老館は移転のうえ、街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換します。東大泉敬老館の建物は社会参加や就労に係る支援事業を行う「あすはステーション」としての活用を検討しています。 敬老館のマッサージ機は移転先での活用について検討します。なお、マッサージ機は近隣の南大泉地区区民館にも設置しています。	※
	183	高野台敬老館で現在行っている囲碁、将棋、麻雀、カラオケなどを続けられるようにしてほしい。	機能転換により新たに設置する街かどケアカフェでは、囲碁、将棋、麻雀、カラオケ等、敬老館で好評の事業を取り入れるなど、利用者のご意見を伺いながら事業を実施していきます。	△
	184	生涯学習センター分館を利用して行っている体操などの講座を続けてほしい。	現在、高野台敬老館が生涯学習センター分館内会議室で行っている体操などの講座は、好評な事業について、出張型街かどケアカフェでの実施を検討します。	△
	185	高齢者にとって身体的にも精神的にも負担が大きいため、光が丘デイサービスの廃止による環境の変化は受け入れがたい。民間移行と聞くと経済的不安が高くなるため、説明とフォロー（都や区の補助）を積極的に進めてほしい。また、民間デイサービスにも質の良し悪しがあると聞くため、区の民間デイサービスへの実態調査体制を強化し、監督してほしい。	区立デイサービスセンターは、平成元年から平成13年までに9か所が整備されました。平成12年に介護保険制度が発足した当時、区内のデイサービスセンターは21か所でした。増大する介護需要に対応するため、区としてデイサービスセンターを整備していく必要があり、重度の要介護者を受入れる役割も担っていました。 現在では、区内において民間のデイサービスセンターが200か所以上存在し、サービスも多様化しています。中重度ケア体制加算が創設されるなど、重度の要介護者の受入れも進んでおり、平均要介護度は、区立と民間とでほとんど差はありません。区全体の利用率は約7割と見込んでおり、デイサービスは質・量ともに民間で充足していることから、区立デイサービスセンターは原則廃止します。 廃止にあたっては、生活相談員が利用者一人ひとりのご意向を確認し、ケアマネジャーとも連携しながら、廃止後の移行先等を調整します。 区はこれまでも介護サービスの質の向上を目的として、デイサービスに対して運営指導を定期的に実施しており、今後も継続していきます。	○
	186	光が丘デイサービスセンターを廃止しないでほしい。		※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	187	「区立デイサービスセンターは原則廃止します」という記述は撤回し、「区立のデイサービスセンターを充実させます」と記載すべきである。	区立デイサービスセンターは、平成元年から平成13年までに9か所が整備されました。平成12年に介護保険制度が発足した当時、区内のデイサービスセンターは21か所でした。増大する介護需要に対応するため、区としてデイサービスセンターを整備していく必要があり、重度の要介護者を受入れる役割も担っていました。 現在では、区内において民間のデイサービスセンターが200か所以上存在し、サービスも多様化しています。中重度ケア体制加算が創設されるなど、重度の要介護者の受入れも進んでおり、平均要介護度は、区立と民間とでほとんど差はありません。区全体の利用率は約7割と見込んでおり、デイサービスは質・量ともに民間で充足していることから、区立デイサービスセンターは原則廃止します。 廃止にあたっては、生活相談員が利用者一人ひとりのご意向を確認し、ケアマネジャーとも連携しながら、廃止後の移行先等を調整します。	※
	188	民間のデイサービスセンターの200か所について、それぞれの施設規模、人員、支援内容などを理解する必要がある。例えば、ビルの1室を当てている所などでは、下駄箱や衣服を掛けるスペースもなく、職員の休憩室も狭く、介護職の疲労回復に至らない。また、民間には重度の認知症の方や医療的対応が必要な方などを、断る自由もある。区立施設には、災害や緊急時の福祉避難所としての期待も高い。以上より、区立デイサービスセンターの廃止に反対である。	区立デイサービスセンターは、平成元年から平成13年までに9か所が整備されました。平成12年に介護保険制度が発足した当時、区内のデイサービスセンターは21か所でした。増大する介護需要に対応するため、区としてデイサービスセンターを整備していく必要があり、重度の要介護者を受入れる役割も担っていました。 現在では、区内において民間のデイサービスセンターが200か所以上存在し、サービスも多様化しています。中重度ケア体制加算が創設されるなど、重度の要介護者の受入れも進んでおり、平均要介護度は、区立と民間とでほとんど差はありません。区全体の利用率は約7割と見込んでおり、デイサービスは質・量ともに民間で充足していることから、区立デイサービスセンターは原則廃止します。 廃止にあたっては、生活相談員が利用者一人ひとりの意向を確認し、ケアマネジャーとも連携しながら、廃止後の移行先等を調整します。 通所介護（デイサービス）の指定は、国の基準に基づき、定員19名以上の場合は都が、定員19名未満の場合は区が行っています。指定後は、介護サービスの質の向上を目的として、定期的に運営指導を行っており、適切に運営されていることを確認しています。 福祉避難所は、区立デイサービスセンターだけでなく、民間の社会福祉法人が運営する特別養護老人ホームなど48施設と協定を締結し、体制を構築しています。引き続き、民間事業者と協議を進め、福祉避難所の確保に努めます。	※
	189	数年前にも重度化・高齢化に対応する計画の説明があったが、その後、かたくり福祉作業所では具体的に何か対応があったのか。	「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕令和4年度・5年度」では、かたくり福祉作業所について、令和5年度に運営方法の決定を行うこととしていました。計画の策定後、他の施設の民営化の状況等を踏まえながら検討を行い、新たな計画では令和11年度に民営化することとしました。民営化後は、利用者の重度化・高齢化へ対応するため、生活介護を開始することを予定しています。	○
	190	かたくり福祉作業所の大規模改修中は、光が丘第七小学校跡施設までどのようにして通うのか。	送迎車等を用いて、一時移転先である光が丘第七小学校跡施設への送迎を行う予定です。	―

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	191	現在「包括センターつつじ」主催の様々な高齢者親睦活動に参加しているが、新年度から長期間終了となる事に我々利用者は落胆し、とまどっている。活動中の他のセンター代替は遠くてとても不可能な方がほとんどである。身体と心も「サルコペニア」になってしまう事が不安である。	中村橋区民センターの大規模改修に伴い、常設型の街かどケアカフェつつじは工事期間中、休止しますが、近隣施設で出張型街かどケアカフェを実施しますのでご利用ください。	△
	192	心身障害者福祉センターの大規模改修中は、視覚障害者用の卓球台が光が丘第七小学校跡施設の体育館に設置されるが、同施設は冷暖房がない。他の施設に卓球台を置けないか。	視覚障害者用卓球台は、大きさや仕様も異なり、視覚障害者の皆様が安全に卓球を行うためには、光が丘第七小跡施設体育館以外への移設は困難な状況です。	※
	193	心身障害者福祉センターの改修工事期間中、アルコール依存症の方の相談などを実施する活動場所が必要である。活動場所を確保してほしい。	障害者団体の活動室として光が丘区民センター内に貸室を設けます。また、団体登録をすることで、近隣の貸出し施設を利用することができます。	□
	194	心身障害者福祉センターの改修工事期間中、西武池袋線から乗り換えが不要な石神井公園区民交流センターの団体登録をした。使用料の割引を受けられないか。	石神井公園区民交流センターの利用にあたり、今回の心身障害者福祉センターの改修工事に伴う減免はありませんが、通常の減免団体に該当する場合は、割引の適用対象になります。	—
	195	心身障害者福祉センターの改修工事期間中、有料でもよいので、活動場所として、中村橋・貫井・富士見台地区の施設を提供してほしい。サンライフ練馬の貸室に障害者優先枠を設けることはできないか。	障害者団体の活動室として光が丘区民センター内に貸室を設けます。サンライフ練馬も含め、他の施設に優先枠を設けることは困難ですが、団体登録をすることで、近隣の貸出し施設を利用することができます。	□
	196	心身障害者福祉センターの改修工事期間中、地域包括支援センターの「街かどケアカフェ」や地区区民館の催しもなくなるのか。高齢者の集いの場や活動場所がなくなることが心配である。	中村橋区民センターの大規模改修に伴い、常設型の街かどケアカフェつつじは工事期間中、休止しますが、近隣施設で出張型街かどケアカフェを実施しますのでご利用ください。地区区民館は工事に伴い休館するため、催し等を実施する予定はありません。	△
	197	心身障害者福祉センターの改修工事期間中に、貸室として確保される光が丘区民センター7階のトイレは、車椅子使用者の利用は可能か。	光が丘区民センター7階のトイレは、バリアフリートイレではないため、車イス利用者の利用は困難です。バリアフリートイレについては、1階から6階までの各階にありますのでご利用ください。	—
	198	心身障害者福祉センターの改修工事によって貸室の予約方法の変更はあるか。	改修後は、公共施設予約システムを導入する予定です。変更に合わせ、団体登録や予約方法の見直しを検討していきます。	△
	199	改修工事後も心身障害者福祉センターの貸室は無料で使えるか。	これまで同様、障害者関係の登録団体については、無料で貸し出す方向で検討しています。タイムシェアの一般団体については、他の施設に合わせ有料とする予定です。	△
	200	大泉学園町福祉園の廃止後、1部屋を町会の事務所として提供してほしい。 地域社会の有り方は、住民意識の変化とともに多様化・複雑化しており、町会の役目として新たなニーズに対応し、きめ細やかなサービスを展開するためには場所が必要である。また、新たな事務所があれば、事務所を拠点にデジタル化を進めて地域活動に取り組むことが可能になる。 定年延長により、益々役員のなり手不足が深刻な問題となる中で、個人宅での町会関係の作業（印刷・仕分け・配布・保管等）を行うのは困難である。 地域の現場では、試行錯誤しながら協働の取組みを展開しており、今後、町会の活動を一層促進していくことや「区民参加と協働のグランドデザイン」の内容を実現していくために、事務所の提供を要望する。	三原台二丁目用地の多機能型施設の開設にあわせ、大泉学園町福祉園を廃止します。新たな施設の開設は、令和11年度を予定しています。大泉学園町福祉園の跡施設は、関町福祉園の一時移転施設として約2年間活用した後、施設の改修を行ったうえで、新たな機能で活用する予定です。現在、大泉保健相談所の移転先として、活用に向けた検討を進めています。 公共施設の一部を町会事務所として使用していただくことは困難ですが、会議等での貸し出しは、廃止後も継続できるよう検討を行います。	△

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	201	関町福祉園を廃止するとあるが、住民に対しての説明はまったくない。「安易な民間委託はやめて、区立福祉園を充実させます」と記載すべきである。	関町福祉園用地を活用し、民設民営の生活介護事業所等を誘致します。新たな施設においては、障害者の重度化・高齢化に対応するなど、現在よりもサービス水準を向上できるよう、今後具体的な機能について検討を進めます。 計画について、関町福祉園の利用者ご家族にご説明を行っています。今後、検討する中で、適切な時期に近隣の方々にご説明していきます。	※
	202	関町福祉園の廃止は、地域住民も聞いていない。地域の大事な福祉施設として、廃止計画は撤回すべきである。	関町福祉園用地を活用し、民設民営の生活介護事業所等を誘致します。新たな施設においては、障害者の重度化・高齢化に対応するなど、現在よりもサービス水準を向上できるよう、今後具体的な機能について検討を進めます。 計画について、関町福祉園の利用者ご家族にご説明を行っています。今後、検討する中で、適切な時期に近隣の方々にご説明していきます。 新たな施設においても、地域に開かれた施設としての役割に変更はありません。	※
	203	区内にある入所施設の広大な敷地を活用する等して、入所施設を増やしてほしい。	国や東京都は、入所施設から地域移行へという方針を示しています。 区としては、重度障害者グループホームの整備を積極的に進めており、障害者が住み慣れた地域で暮らし続ける環境を整備しています。 人工呼吸器利用者等、高度な医療が常時必要な方については、グループホームでの生活が困難なことから、医療の整った入所施設が必要であることを認識しています。	△
	204	貫井地区区民館は、総務省の、安易な建て替えではなく修繕すべき、という新しい方針に沿って、「現存施設の改修を基本として活用を進める」と記載すべきである。	貫井地区区民館のある中村橋区民センターは、改築ではなく改修を行います。	○
	205	昨今の震災は、公民館等の公共施設の大切さを国民の前に示した。地区区民館にはもともと高齢者が利用できる風呂があった。災害時にも利用できるか否かという視点から、「区内の地区区民館の点検を行う」と記載すべきである。	浴室については、社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮し、ご要望の多い機能へ転換しました。また、災害時を想定して設置していたものではありません。	※
	206	関町リサイクルセンターの改修とは、取り壊して建て直す規模の工事か。	計画でお示ししている大規模改修は、建て替えではなく、既存の建物を引き続き使うことを前提とした工事です。	—
	207	関町リサイクルセンターについて、大規模改修とあるが、総務省の新たな方針では、建替えではなく修繕して建物を維持管理すべきとなっている。その観点で、「大規模改修は10年先」と記載するべきである。		○
	208	関町リサイクルセンターの改修に当たっては、環境配慮の設備を入れてほしい。	改修に当たっては、省エネ化・再エネ設備を導入するなど、環境配慮に努めていきます。	△
	209	関町リサイクルセンターの休館に伴い、活動が長く止まるとモチベーションが維持できず、活動をやめてしまう人もいるのではないか。活動場所などに配慮してほしい。	リサイクルセンターで活動されているボランティアの休館期間中の活動の場や方法については、休館期間等も踏まえ、今後検討していきます。	△

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	210	小中学校の改修計画のなかで、プールの複数校利用が書かれているが、練馬区内であれば、どの地域でも等しく教育条件を整備するのは行政の責任である。臨海学校を取りやめると、ますます生徒たちは水泳を学べる機会が減る。プールの共同利用や外部のプール利用という安易な計画は取りやめて、「どの地域でも等しく学べる環境を維持する」と明記すべきである。	多くの学校プールが老朽化し、更新時期を迎えており、プールの改修・改築費用の高騰や学校改築時の運動場面積の縮小などの課題があることから、1校1プールの設置を見直すことにしました。 近隣校同士での共同利用を行うほか、区立・民間プールの活用に向けたモデル事業により、実現に向けた検証を進め、どの学校でも同等の水泳授業の機会を確保していきます。	※
	2 跡施設・跡地の活用			
	211	跡施設・跡地の活用について、売却の方向性が目立つが、一度売却した場合、後から買い戻すことになったら非常に問題がある。生命にかかわる避難施設整備などを早急に優先的に検討し、避難施設なども含む、複合化した施設としての有効活用等、短期的かつ長期的な視野に立って再考してほしい。	「練馬区公共施設等総合管理計画」において、公共施設の改修・改築等のタイミングに合わせた、新たな行政需要に応える機能への転換や、類似施設の統合・再編、複数の機能を一つの施設へ集約する複合化の方針を定め、施設配置の最適化を進めています。 最適化の検討の結果、有効活用が望めない跡地・跡施設については、貸し付けや売却を行い、その賃料や売却益を他施設の改修・改築費用、移転先用地の取得費用の財源として役立てていくこととしています。今回も、こうした基本方針に基づき検討し、計画化したものです。	※
	212	旧下田少年自然の家について、施設のこれまでの利用経過や昨今の不登校児童の増加、水泳の機会の減少、震災時の避難所としての役割等から、「下田青少年自然の家の再利用を検討する」と記載すべきである。	下田少年自然の家は、施設の老朽化が進んでいるほか、臨海学校を中止することから廃止しました。区立施設としての有効活用が望めないため、既存建物は除却し、用地を売却します。	※
	213	旧石神井町福祉園用地に誘致する予定の重度障害者グループホームの対象は、重度知的障害者に限定されているのか。肢体不自由の方の入居はできないのか。	旧石神井町福祉園用地に誘致するグループホームの対象者は、重度の知的障害または知的障害と身体障害の重複する方を予定しています。 今後、事業者が入居募集説明会を実施する際には、対象者を具体的にご説明する予定です。	—
	3 外郭団体や民間事業者へ貸し付けている施設等			
	214	特別養護老人ホーム・デイサービスセンターについて、民間に無償譲渡する方針は撤回し、区立の施設として責任を持って運営することを明記すべきである。	民間でできることは民間に委ねることを基本とする「委託化・民営化方針」に基づき、「区立特別養護老人ホーム等民営化実施計画」を策定し、4か所あった区立特別養護老人ホームおよび併設デイサービスセンターは、平成23年4月に民営化した後、令和3年4月に無償譲渡が完了しています。民営化にあたり締結した基本協定に基づき、運営法人は、区立施設の安心の継承、区内特別養護老人ホームの先駆的役割、積極的な地域貢献に努めています。現在、区内には37か所の特別養護老人ホームがあり、全て民間の社会福祉法人が運営しています。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
第4章　委託・民営化実施計画				
	1　区立施設の管理運営手法の基本的な考え方			
	215	「民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本とします。」と書かれているが、このことが理解できない。自治体が担ってきた福祉や教育、保育などは、知恵と経験を生かして自治体主体で効果的に運営されてきた歴史がある。区がここまで発展できたのは、安定した労働環境の中で、研修や研鑽を積み重ねた自治体労働者のおかげだと思っている。その知恵と経験が現在の区の土台となっており、民間が発展できるのは、しっかりとした自治体があってこそといえる。今になって、「民間の知恵と経験」とは理解ができない。このような考えが訂正されない限り、区の発展はこれ以上望めないだろう。区長は自治体の長として、自治体がすべき民間業者への指導や監督、模範や指導の行政の役割を理解していないのではないか。 これ以上の行政施策の民間委託、民営化は今すぐにやめるべきと思っている。区が「全国に先駆けておおきく発展」する街になることは望めないだけでなく、縮小してしまうだろう。なぜなら、区民が自ら働いて納めた税金が効果的に使われない不平等で不可解な区政と感じてしまうからである。民間がすべきことは、行政機関が築いた区政施策内容を目標に、民間の事業を展開していけばよいのであって、決して行政に代わって民間が担うということではないと思う。区民の税金は、区民に余すことなく還元できるシステムを取れる区政運営を望む。公共施設の委託・民営化は反対であり、特に保育行政でいま進められている委託民営化は見直しが必要と考える。	福祉や保育など多くの分野では、民間が中心となって公的サービスを担っています。例えば保育分野においては、長時間保育や産休明け保育など、日本の保育サービスを先頭を切って充実してきたのは民間の保育所です。待機児童ゼロも、私立認可保育所の整備や練馬こども園の創設など、民間事業者の努力なくしてはなし得なかったものです。令和5年4月1日現在、練馬区内206園の認可保育園のうち146園が私立保育園であり、保育園の運営は既に民間が主流となっています。 今後も民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本とし、行政が最終的に責任を持つ分野では、区民や事業者と協働して行政でなければ担えない役割を果たしていきます。	※
	216	行政の役割を果たすため、安易な民間委託や指定管理者制度への移行について、再検討してほしい。		※
	217	第4章1「区立施設の管理運営手法の基本的な考え方」について、全面的に反対である。「サービス向上、執行体制、財政負担などを総合的に検討し」とあるが、福祉施設についての民間委託、民営化はせず、自治体職員で直営してほしい。 「民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本とします。」とあるが、練馬区の場合、保育園、学童クラブ、児童館、そして福祉園福祉作業所にしても、「その知恵と経験」は、民間の前に直営の運営で培い、築きあげてきた歴史的経過があるため、この考え方は間違っている。		※
	218	委託や民営化は進みすぎた。これ以上の委託・民営化は必要ない。既存の民間施設も行政が責任を持ち、区民や事業者と協働してサービスを維持・向上させることで、区の役割を果たすべきである。		※
	219	民営化、民間委託を進める事は公共の放棄と言わざるを得ない。		※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	220	管理運営手法の基本的な考え方について、憲法に基づく基本的人権の保障、地方自治法に基づく住民の命と生活を自治体が守る観点から進めることを明記するべきである。 また、区民の命に関わる大事な事は、区が直接責任を負い運営することを明記すべきである。	地方自治法では、地方公共団体は住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定されています。この趣旨を踏まえて区立施設の運営を行っています。 今後も民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本とし、行政が最終的に責任を持つ分野では、区民や事業者と協働して行政でなければ担えない役割を果たしていきます。	※
	221	「区立施設の管理運営手法の基本的な考え方」について、効率化には単純には納得できない。		※
	222	区内では多くの施設が指定管理者制度に移行しているが、指定管理にすれば専門職を配置できるとの意見には納得できない。有資格の高い能力や経験を持った職員が低賃金で、有期で働かせられる、契約期間内の事業計画しか立てられないなど、長期の事業見通しもできない。さらに、指定管理者が施設運営について、練馬区にモノが言えない状況は創造的で自由な運営ができない。 以上より、区立運営に戻すべきであり、今一度指定管理制度の実態について功罪を見直してほしい。	施設の運営手法にかかわらず、専門職が必要な業務については、適切な人員配置を行っています。指定管理者制度の導入により、専門職の配置の充実など民間の柔軟性と専門性を活用し、区民サービスの向上を図っています。 指定管理者に対しては、労働環境に関する法令等の遵守状況を確認するため、社会保険労務士による労務環境調査を行っています。施設の運営等についても、必要な協議を行うとともに、事業者の創意工夫による効率的・効果的な施設運営の状況をモニタリング等で確認しています。 今後も民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は、委託や民営化を進め、サービスの向上と行財政運営の効率化に取り組みます。	※
	2 施設種別ごとの取組			
	223	保育園の民間委託を中止してほしい。南田中保育園は、1年後から民間委託となるが、区立直営の南田中の先生は本当にいい先生ばかりで、素晴らしい保育園である。 民間委託の事業者説明会では、先生の離職率が上がり、先生の経験年数も下がるという説明があり、保育の質が良くなる要素が全くなかった。この点も含めて民間委託を中止してほしいと区に質問したが「区が提供するサービスをより充実させるため、民間の経験と力を活用した方が効果的な業務について、民間委託を進めています」という、全く答えになっていない回答を繰り返すばかりで、怒りを覚える。 オープンハウスでは、担当者が「委託後、区職員が巡回して丁寧にサポートする」と言っていたが、それができていないため、民間委託園の保護者アンケートは、何十年経っても「子どもが委託後、情緒不安定になった」「先生がすぐ辞める」の意見が絶えないのではないか。改善されぬまま民間委託が進められ、委託というものが根本的にこの問題を解決できないことを示している。担当者は、「どこの園でも少なからず起きていることですから」と見当違いなことを言っていたが、区が行った事業のせいで、このようなアンケート結果や、委託前では考えられない離職率の高さに対する非難が毎年出ていると考える。本来しなくてもいい苦難を、親と子どもたちが味わっている。	計画の素案でお示ししたとおり、民間の知恵と経験を活用した方が効果的な業務は民間が担うことを基本としています。 運営事業者の選定に当たっては、区立保育園の運営を引き継ぐことのできる優良な事業者の選定に引き続き努めていきます。委託後は、区立保育園の園長経験者等による定期的な巡回支援を行い、保育サービスの維持向上を図っていきます。	※
	224	むやみな民間委託をやめるべきである。保育の質を落とすべきではない。		※
	225	区立保育園について、民間委託によって委託業者がその株式会社の利潤としている園がたくさんあると報道されている。保育士確保のためにも、区立園（公務員保育士）はそのまま残すべきである。	計画の素案でお示ししたとおり、民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うこととしています。なお、委託園においては、運営業務委託料の執行状況について区が確認をしています。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	226	区立保育園の委託化をこのまま進めてよいのか疑問であるため、計画の見直しを考えてほしい。	計画の素案でお示ししたとおり、民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うこととしています。 保育サービスを充実していくため、今後も委託化に取り組んでいきます。	※
	227	保育園について、「これ以上、民間委託を拡大しない」と明記すべきである。		※
	228	高松保育園、下石神井第三保育園、旭町保育園、南田中保育園、貫井保育園、上石神井保育園、春日町保育園、こぶし保育園、豊玉第三保育園、光が丘第十一保育園、光が丘第九保育園、大泉学園保育園の委託計画を撤廃し、白紙に戻してほしい。		※
	229	在園児童だけの配慮だけでなく、委託等を公表後に入園した児童についても充分な配慮を求める。入園申し込み前の段階では、その園に入園が決まっているわけではないため、説明が不十分であり、数行しか書かれていないような入園の案内をもって説明している事にするのは納得出来ない。 保育園をこちらで選択する事は出来ないし、保育園に入れるという保証もない中で、子どもが保育園に入れないと復職出来ないため、委託、民営化、廃園の話があるからといって希望園から外す事は出来ないのが現実である。	委託、民営化等は、事前に区で計画をお示しした上で、入園申込に当たり「保育利用のご案内」でも周知しています。 今後も、分かりやすい紙面づくりに努めるとともに、「保育利用のご案内」以外に、保護者の皆様へご案内できるよう、周知の方法を検討していきます。 また、入園後も保護者の皆様の意見を聞く機会を設けるなど、丁寧な対応に努めています。	△
	230	委託や民営化は進みすぎた。これ以上の委託・民営化は必要ない。特に、保育園や学童クラブなどは区直営で増設するとともに、基準を改善し、子どもの生活環境の充実を目指すべきである。	計画の素案でお示ししたとおり、民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うこととしています。引き続き、計画に基づき委託・民営化を進めていきます。	※
	231	公立保育園は、小学校区にひとつは必要である。	計画の素案でお示ししたとおり、民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うこととしています。 保育ニーズに応える待機児童ゼロの達成は、民間の力を借りなければ到底成し得なかったことです。令和5年4月1日現在、練馬区内206園の認可保育園のうち146園が私立保育園であり、保育園の運営は既に民間が主流となっています。今後も委託化を進め、保育サービスの充実に取り組んでいきます。	※
	232	保育園の民営化について、「運営事業者が民営化への意欲を示している場合、民営化の協議を進める」とあるが、保育園は区民の財産であるため、特定の法人に区民の財産を譲り渡してはならない。子どもの命に関わる施設が保育園であるため、民営化の計画はストップすべきである。	民営化は、事業者の意欲だけでなく「安定的・継続的に良好な運営が行われている」ことを協議の前提としており、計画に明記しています。業務委託期間中の運営状況について、外部有識者を交えた事業者評価を行い、確認をした上で、進めていくものです。 また、施設維持管理における運営事業者の主体性を高め、これまで区立保育園として提供してきたサービス水準を維持し、民営化移行時に区が必要とするサービスを実施するため、土地は無償貸付、建物は無償譲渡もしくは無償貸付とします。 今後も民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本とします。	※
	233	高野台保育園は、公立保育園として区民と力を合わせて保育環境を作ってきた園であり、床暖房にしても区内の保育園でいち早く導入した。区民と共に力を合わせて作り上げてきた公的施設を民間に譲渡するのはとんでもない施策である。	高野台保育園は、平成23年に業務委託を開始し、これまで安定的・継続的に良好な運営が行われています。長期にわたる運営の中で、事業者が保護者や地域住民と信頼関係を築き、民営化への意欲を示していることから民営化を進めていきます。 施設維持管理における運営事業者の主体性を高め、これまで区立保育園として提供してきたサービス水準を維持し、民営化移行時に区が必要とするサービスを実施するため、土地は無償貸付、建物は無償譲渡とします。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	234	保育園の民営化について、今の保育園保護者が理解すればよいような書き方があるが、保育園はその地域の公的財産であるため、住民の理解を得ないやり方は、あまりにも強引な施策である。	保育園の民営化の計画については、これまで公共施設等総合管理計画等でお示しし、区民の皆様や区議会のご意見を伺ってきました。また、本計画についても、素案を公表し、パブリックコメントを実施するとともに、区内6か所でオープンハウスを実施しました。 引き続き、節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。	※
	235	学童クラブの大型化に繋がるねりっこ学童クラブの方針は見直し、40人定員の学童クラブ運営を直営で続けてほしい。既にねりっこ学童クラブになっている施設は、順次見直していくべきである。	学童クラブで受け入れる児童の数は、国の基準「1支援の単位当たりおおむね40人」を参酌し、各自治体が定めることとされています。また、1つの学童クラブで複数の支援の単位に分けて運営することも可能とされています。 ねりっこ学童クラブでは、区立学童クラブと同様に、「おおむね40人」を「45人まで」と定めて、単位ごとに国基準以上の有資格職員を配置して適切に運営しています。 引き続き、区立小学校全校でのねりっこクラブの実施に取り組んでいきます。	※
	236	学童クラブについて、国は1支援の単位当たりの定員と、1人当たりの床面積を定めているが、練馬区はこの基準を超えて子どもたちを詰め込んでいる。そのため、子どもから「ねりっこ学童クラブは狭くて好きなあそびができない」、「お昼寝するには狭すぎる」などの声や、担任制に対して、「私が話しやすい先生が担任にいない」という声が子どもからある。「練馬区の学童保育の運営として、国の基準に沿った運営をする」と明記するべきである。	学童クラブの基準については、国の基準を参酌し、各自治体が定めることとされています。 ねりっこ学童クラブは、区立学童クラブと同様に、国の基準の「1支援の単位当たりおおむね40人」を「45人まで」と定めて、単位ごとに国基準以上の有資格職員を配置して運営しています。また、児童1人当たり1.65㎡の専用区画を確保して適切に運営しています。 児童一人ひとりを把握するために、支援の単位ごとに担当職員を決める担任制を実施しています。児童への直接対応は担任以外の職員も含めた全職員が行っています。 引き続き、区立小学校全校でのねりっこクラブの実施に取り組んでいきます。	□
	237	学童クラブについて、「ねりっこ学童クラブ」を拡大する方針を改め、「国の基準に基づいて学童保育の運営指針に沿った学童クラブをつくり、学童保育を充実していく」と明記すべきである。	学童クラブの基準については、国の基準を参酌し、各自治体が定めることとされています。 ねりっこ学童クラブは、区立学童クラブと同様に、国の基準の「1支援の単位当たりおおむね40人」を「45人まで」と定めて、単位ごとに国基準以上の有資格職員を配置して運営しています。また、児童1人当たり1.65㎡の専用区画を確保して適切に運営しています。 引き続き、区立小学校全校でのねりっこクラブの実施に取り組んでいきます。	※
	238	学童クラブが足りない。区立直営学童クラブの閉鎖に反対である。区立直営学童クラブを復活または増設し、詰め込みをやめて、待機児童をなくすべきである。詰め込みがひどく、子どもからも不満の声があがっていると聞いている。	ねりっこクラブの実施に伴う、児童館内等の校外学童クラブの存続については、児童数の推移や需給バランスを考慮して判断しています。 学童クラブの面積については、国の基準「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」を参酌して、各自治体が定めることとされています。ねりっこ学童クラブは、国の基準である児童1人当たり1.65㎡の専用区画を確保して適切に運営しています。 引き続き、区立小学校全校でのねりっこクラブの実施に取り組んでいきます。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	239	学童クラブの民間委託に反対である。共働き家庭が増え、長時間労働が家庭に及ぼす影響も大きくなり、安全面でも子ども達を取り巻く環境は厳しくなる中、子どもたちにとって学童クラブはとても大切な存在である。「ねりっこクラブ」の拡大ではなく、従来の学童クラブでの専門職員の見守り、保育が必要である。	学童クラブの民間委託により、保育時間の延長を行っているほか、民間の知恵と経験を活かした様々な保育を提供し、保育サービスの向上を図っています。 学童クラブの基準ついては、国から示された基準を参酌し、各自治体が定めることとされています。 ねりっこ学童クラブは、区立学童クラブと同様に、「1支援の単位当たりおおむね40人」を「45人まで」と定めて、単位ごとに国基準以上の有資格職員を配置して適切に運営しています。 引き続き、区立小学校全校でのねりっこクラブの実施に取り組んでいきます。	※
	240	子ども家庭支援センターについて、未来を担う子どもの問題は区が直接関与すべきであるため、業務委託して運営する方針を改め、「全て直営で担う」と明記すべきである。	直営の子ども家庭支援センターが委託の地域子ども家庭支援センター5か所を統括する体制で運営しています。 直営の子ども家庭支援センターは、主に虐待対応を担い、地域子ども家庭支援センターは主に子育て支援サービスや相談支援を実施しています。 今後も、直営の子ども家庭支援センターと委託の地域子ども家庭支援センターとの連携を強化し、役割分担のもと、各家庭の状況に応じ、きめ細かく支援していきます。	※
	241	児童館について、今後も委託運営は拡大しないと明記すべきである。	現在児童館17館中、4館で指定管理者制度を導入しています。今後、新たに3館に導入し、開館日・開館時間を拡大し、子どもたちにとって安全かつ安心な居場所としての機能を強化していきます。	※
	242	国は、児童館についてもガイドラインを改定しているが、指定管理者のスタッフの中には国の新しいガイドラインの認識が充分ないと思われる言動がある。新たに3館で指定管理者制度を導入するという方針は撤回し、「区が直接責任を負って、国の新しいガイドラインに沿って児童館運営に当たる」と明記すべきである。	これまで、平成30年に改正された国の「児童館ガイドライン」に沿って機能の充実を図ってきました。指定管理者制度を導入する館も含め、改正児童福祉法等、国が新たに示した方針を踏まえ、学齢期の全ての子どもの居場所である児童館の機能を強化していきます。	□
	243	青少年館について、「児童館と重複している小中学生向け事業は廃止」、とあるが、子どもが過ごす場所は多くの選択肢から選ぶようにするのが、子ども最善利益を謳った子どもの権利条約であるため、安易に廃止しないでほしい。	青少年館が実施する小中学生向け事業は、児童館等が実施する事業と重複していることから廃止します。児童館については今後、新たに指定管理者制度を3館に導入し、開館日・開館時間を拡大し、子どもたちにとって安全かつ安心な居場所としての機能を強化していきます。	※
	244	区立福祉作業所・福祉園のすべてが民営化される計画なのか。	今回お示ししている計画素案では、福祉作業所と福祉工房については、すべての施設を民営化する予定です。福祉園については、貫井福祉園と大泉町福祉園について、民営化の予定をお示ししています。その他の区立障害者施設については、引き続き、検討していきます。	—

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	245	福祉作業所について、福祉を直営が担うのは、地方自治の精神からしても当然であり、安易に民営化するのは行政としての役割の放棄である。区が公的責任を負っていくことを明記するべきである。	障害者福祉施設においては、利用者の高齢化や障害の重度化など、区民ニーズの変化に応じてサービスをより充実させていくことが求められます。そのため、事業者が自らの創意工夫を柔軟に、迅速にサービスに反映できる体制にすることが必要です。また、施設は利用者と直接深くかかわる対人サービスを提供するため、人材の確保・育成が重要となります。人材の育成に当たっては、長期的視点を持ち、計画的に取り組む必要があることから、民営化に取り組みます。今後も民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本とし、行政が最終的に責任を持つ分野では、区民や事業者と協働して行政でなければ担えない役割を果たしていきます。	※
	246	区立、民営化施設それぞれ良さはあると思うが、民営化になると人件費が削られるのではないかと不安である。	区立施設の民営化に当たっては、区立施設と同等以上のサービス水準を求めることから、障害福祉サービスの給付費だけでは運営が困難なことが予測されます。令和4年4月に民営化した大泉福祉作業所や令和6年4月に民営化する北町福祉作業所と同様、安定した運営を確保するため、必要な経費の一部を区が補助することを検討します。	△
	247	生活介護について、他の施設では15:30に終了し送迎しているところもあると聞く。民営化にあたり開始する生活介護は、支援時間が短くなるのか。	生活介護の事業内容や支援時間については未定ですが、現時点では、送迎の実施により支援時間が短縮することはありません。	△
	248	福祉作業所が民営化した後は「区立」という名称ではなくなるのか。	区立という名称は無くなります。	—
	249	福祉作業所が民営化した後の運営費について、区はどのような補助を行うのか。	令和4年4月に民営化した大泉福祉作業所では、サービス水準の維持や生活介護の開始など運営に必要な費用は国・都の給付費等で不足する部分について、区が補助しています。また、簡易な修繕については法人が負担しますが、大規模な工事は区が負担することとしています。他の区立障害者施設の民営化に当たっても同様の仕組みを検討します。	—
	250	福祉作業所の民営化にあたり、区と法人の間で協定等は結ぶのか。	民営化後の事業内容や費用負担等を定めた民営化実施計画を策定するとともに、両者の遵守事項などを規定した協定を締結する予定です。	—
	251	福祉作業所が民営化された後、区との関わりがなくなることが心配である。	民営化後は、運営費の補助等を通じ運営の支援を行う他、事業の実施状況の確認や意見交換会の実施等を通じ、運営に関与します。区の関与については、民営化実施計画や協定で明文化する予定です。	△
	252	福祉作業所の民営化の時期が変更になることはあるか。	改修工事等、民営化に向けた準備に要する期間を踏まえ、現在のところ、白百合福祉作業所については7年度からの民営化を、かたくり福祉作業所については11年度からの民営化を予定しています。 工期が想定より長くなるなどの要因により、民営化の時期に変更が生じる可能性があります。	—
	253	学校調理業務について、子どもの貧困が言われる中で、食の貧困が社会問題になっているほか、学校給食を民営した所では事業者が破産して、運営できなくなった所もある。「子どもたちの食は、区が直営で責任を負い、基本は自校調理方式を基本とする」と明記するべきである。	学校給食調理業務は、調理とそれに付随する業務だけを委託するもので、献立の作成や食材の購入など、学校給食の運営は、学校と教育委員会が責任を持って行っています。 事業者の選定に当たっては、財務諸表や経営状況を精査のうえ、選定しています。 学校給食調理業務については、今後も民間の知恵と経験を活用して、委託を進めていく考えです。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	254	令和10年度までの練馬図書館の指定管理者導入時期の決定を見直してほしい。 練馬図書館は現在、会計年度任用職員の図書館専門員が運営している直営の図書館であり、区民の知りたいことに答えるレファレンスなどのサービスが素晴らしく、練馬区の自慢すべき財産である。練馬図書館を直営で残してほしい。	多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図ることを目的として、指定管理者を導入しています。 指定管理者が運営する図書館は、区の指導・監督のもと、それぞれの事業者が創意工夫して図書館サービスを提供しており、利用者アンケートも高い満足度を得ています。 今後も指定管理者制度により、民間の能力を最大限活用しながら、図書館サービスの向上を図っていきます。	※
追補版				
	255	避難拠点となる小中学校に、非常用電源として太陽光発電設備と蓄電池を整備する取組は、素晴らしいと思う。 電力契約モデル「PPAモデル」を活用し、一定規模以上の既存施設および新築・改築する施設への再エネの導入の加速化を図るとあるが、三原台二丁目用地に誘致する多機能型施設でも行われるのか。	区立施設等は、PPAモデル等を活用した再エネ導入を進めていきます。 三原台二丁目用地に誘致する施設は、民間事業者による施工となるため、建築基準法、省エネ関連法を踏まえたうえで、事業者が配慮すべきものとなります。区は、省エネ化・再エネ設備の導入等に配慮するよう働きかけていきます。	△
	256	貫井1～2丁目には公園が少なく、あっても住宅に密着していたり、未整備であるため、空き地などを探索、適切な場を買い取る等して公園面積を拡充してほしい。地域の安らぎの場、防災の場、子どもたちが自然に触れる数少ない場としても重要である。そのための住民との懇談会を開催してほしい。	区内には23区の中でも1番多い約690箇所の区立公園等がありますが、地域によっては未だ不十分な場所もあります。 区は日常のレクリエーションの場を適切に配置するため、地域ごとの公園整備の状況や区の財政状況等を踏まえながら、必要な土地については期を逸することなく取得していきます。 用地取得後の公園整備に当たっては、地域に親しまれる公園となるよう、計画段階から多様な手法により地域の皆様のご意見を伺いながら検討を進めていきます。	△

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	257	昨年一年間続いた物価高は、今年円安から多少円高になっても、その根本の原因がコストプッシュインフレであることから、改善されないと予想されるため、多額の予算が必要な稲荷山公園の整備等を見直してほしい。	練馬区の魅力は、都心近くに立地しながら、農地や樹林地・公園など、豊かなみどりに恵まれ、区民の暮らしの中に多様なみどりが息づいているところです。 区の公園や街路樹など公共のみどりは、これまでの整備で増加しています。一方で、農地、樹林地、宅地など民有地のみどりは一貫して減少し、区全体のみどりは減少しています。 こうした中、区は、「グランドデザイン構想」（平成30年6月）を策定し、「みどりあふれる中で多彩な活動が展開されるまち」など、区が目指す概ね30年後のまちの将来像を区民の皆様に示しました。各種行政計画では、拠点となる大規模で特色ある公園を整備し、軸となる幹線道路や河川とつなぎ、みどりのネットワークの形成を進めることとしています。稲荷山公園についても、光が丘公園、大泉中央公園などと同様にみどりのネットワークの拠点として位置付けています。 本計画地は、大規模な樹林地等の貴重な資源や、特徴的な地形を合わせ持っています。白子川をはさんで崖線の森と草地が広がる昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を公園として再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。都心近くに位置しながら貴重な動植物と出会うことができ、「武蔵野の面影」を身近に感じながら、休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することができる公園の整備を目指します。 令和3年2月に基本計画（素案）を公表し、パブリックコメントやオープンハウス（3会場・計7日間開催）などでご意見を頂き、約1年をかけ成案化しました。その周知については区報、区ホームページ、町会回覧板、掲示板、計画区域内への全戸配布にて周知を行いました。頂いたご意見は一つ一つ精査したうえで、反映できるものは反映し、できないものはその理由を付して取りまとめ、公表しました。 現在、専門家委員会において稲荷山公園の整備内容、自然環境の保全方法、段階的な整備のロードマップなど、専門的な見地から検討を進めています。 本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様のご理解とご協力が不可欠です。今後も、計画の検討に際しては節目ごとに説明会やオープンハウス等により地域の皆様に丁寧に説明し、ご意見を伺いながら進めていきます。	※

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
その他				
	258	ニーズに応えた整備という記載について、そのような効率的な運営も必要かもしれないが、小さな声や弱い声にも耳を傾け、大切にすることも公共の責任である。	区は、各施設の運営や事業を進める中で、普段から区民や関係団体の皆様から様々なご意見・ご要望を伺っています。施策や計画の検討段階では区民意識意向調査やアンケート、区政改革推進会議をはじめとする審議会や懇談会など様々な手法を用いて幅広くご意見を伺っています。そのうえで、区民の代表である区議会にお諮りし、各計画を進めています。 本計画についても、素案を公表し、パブリックコメントを実施するとともに、区内6か所でオープンハウスを実施し、ご意見等を伺ってきました。引き続き、節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。	—
	259	反対意見を聞かない区長が出した計画には全て反対である。地域住民・施設利用者・他利害関係者への徹底した説明と充分な議論をふまえ、納得を得た上で計画を提案すべきである。		—
	260	この計画は多岐にわたり、しかも区民の生活に大きな影響をもたらすものであるため、区民が検討する十分な時間をとること、区内各地でその地域に関連する計画を中心に説明会を実施することを求める。また、方向性の決定以前に、区民の意見を聴いた上で、調整してほしい。		—
	261	パブリックコメントの扱いに疑問を感じる。2019年12月から2020年1月に実施された「公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和2年度～5年度）（素案）」のパブリックコメントをまとめたものを見てみると、「区の考え方」の項目で、「事業実施の際に検討するもの（△）」とされたものでも、その後の検討の中で区民の意見は反映されていないように思う。 例えば、練馬春日町駅周辺施設に関する箇所では、施設数を減らさず改築等を求めている意見に「△」印がつけられ、「区民の皆様や区議会の意見を伺う」と書いてあるが、この間に意見を求められたことはなく、今回の計画では、施設の統廃合が決定されている。 このようなパブリックコメントの取扱いをみると、「協働」を謳いながら、拒んでいるのが、区の姿勢ではないかと思う。今回のパブリックコメントの扱いが、「練馬区政推進基本条例」の本来の精神に沿ったものになることを期待する。	パブリックコメントは、計画立案の過程で区民の皆様のご意見を取り入れるための重要な手段の一つです。パブリックコメントでいただいたご意見は真摯に受け止め、一つ一つ精査したうえで、反映できるものは反映し、できないものはその理由を付して取りまとめ、公表しています。 こうした過程を経てとりまとめた計画案を、区民の代表である議会にお諮りし、計画化しているものです。本計画についても、区民の皆様からお寄せいただいたご意見を踏まえ検討し、令和6年3月を目途に策定する予定です。 区はこれまで、区民参加と協働を根幹に据えた区政運営を進めてきました。引き続き、節目節目で区民のご意見を広く伺う機会を設けながら区政を進めていきます。	—
	262	年末年始の時期に、併せて10の計画（素案）を区民に提示し、パブコメの書き方の説明も不十分なまま、1月15日までに提出を求めることに、練馬区政の長年にわたる区民無視を強く感じる。	本パブリックコメントは令和5年12月11日から令和6年1月15日まで1か月程度の期間をとっており、区の規則で定める期間よりも長い期間を設定しています。 区報、区HP、SNS等で周知したほか、区内6か所でオープンハウスを開催し、第3次ビジョンを中心に各計画の内容やパブリックコメントの提出方法等について直接ご説明する機会を設けてきました。 区はこれまで、区民参加と協働を根幹に据えた区政運営を進めてきました。引き続き、区民のご意見を広く伺う機会を設けながら区政を進めていきます。	—
	263	パブリックコメントの募集期間を年末年始に設定するのは、じっくりと考える余裕を減らすのが目的であり、パブコメを検討し、今後の政策に生かすのかどうか疑問である。また、同じ期間中に、10個もの互いに関連のありそうな文書に対し、検討期間の設定が短いほか、事前説明不足、情報周知方法の拡大不足など、多くの区民の意見を聞く体制には程遠いと感じる。		—
	264	資料が庁舎でしか手に入らないのは、あまりにも不親切であり、石神井庁舎にも置くべきである。ページ数の多い計画をパソコンで閲覧させたり、自分でダウンロードしたりさせるのは、大勢からのパブリックコメントを得ようとしている姿勢とは思えない。	本計画（素案）については、区民事務所や図書館等で広く配布を行ったほか、区内6か所でオープンハウスを実施し、説明を行うなど、皆様からご意見をお寄せいただけるよう努めています。引き続き、様々な媒体を活用し、区民の皆様に分かりやすく計画内容が伝わるよう工夫していきます。	□

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	265	今回の練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和6年度～令和10年度）について、区民が容易に目にすることができたか、また、内容を理解するような機会が提供されたか、検証してほしい。	本計画は、素案を公表し、区報、区ホームページ、各種SNS等で周知を行ったほか、区民事務所や図書館等で配布するなど、広く区民の方にご覧いただけるよう努めています。また、区内6か所でオープンハウスを実施し、説明を行いました。引き続き、様々な媒体を活用し、区民の皆様に分かりやすく計画内容が伝わるよう工夫していきます。	—
	266	区民の意見を区政に反映させることは当然のことであり、区政運営の基本的な仕組みとして「練馬区政推進基本条例」の中で「情報の共有」と「協働」を謳っているが、これらの原則を各施策について具体化し実現してほしい。	本パブリックコメントは令和5年12月11日から令和6年1月15日まで1か月程度の期間をとっており、区の規則で定める期間よりも長い期間を設定しています。 区報、区HP、SNS等で周知したほか、区内6か所でオープンハウスを開催し、第3次ビジョンを中心に各計画の内容やパブリックコメントの提出方法等について直接ご説明する機会を設けてきました。 引き続き、条例に定める理念に基づき、区民参加と協働を根幹に据えた区政運営を進めていきます。	—
	267	オープンハウスの提示物や運営について、疑問を感じる。オープンハウスに行ったが、展示されている資料は、区のホームページに掲載されているものと同一内容であった。また、会場に控えている区職員は、自ら説明することはなく、参加者からの質問があったときにのみ回答するなど、区の主催であるにもかかわらず、参加者に対して積極的な情報開示を行って、「情報の共有」に努めようとはしていなかった。何のためにオープンハウスを開催しているのか。開催の目的を明確にし、その目的に適合した内容と運営に努めてほしい。	今回のオープンハウスでは、まずはパネルを見ていただき、興味のある分野があった場合は、担当から詳しい資料で説明する方法を採りました。区民の方々から、教室型の説明会は、なかなか質問しづらいとの声を踏まえ、個別に職員に質問できるオープンハウス形式を採用しています。また、オープンハウスにお越し頂けない皆様にもご覧いただけるよう、パネルの内容をホームページにも掲載しています。	—
	268	区が建物の計画を進める場合、ある程度決まってから説明を行うことが多い。早い段階から話し合いの場を設けてほしい。	本計画について、素案を公表し、パブリックコメントを実施するとともに、区内6か所でオープンハウスを実施し、ご意見等を伺ってきました。 引き続き、節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。	—
	269	区立施設の改修・改築等に当たっては、喫煙所などを設置してほしい。	健康増進法では、公共施設内は原則禁煙とされています。このため現時点では、区立施設の改修・改築に当たって、施設内に喫煙所を設ける考えはありません。	※
	270	65歳以上の利用者の減額、免除を廃止する方向が打ち出されているが、福祉の後退に他ならない。	近年の物価上昇による影響等を踏まえると、全体的な施設使用料の見直しは困難な状況にありますが、現在の維持管理費と使用料収入の状況は、適正な利用者負担の観点から課題があると考えています。 減額・免除制度などの使用料のあり方については、施設を利用する人としない人の「負担の公平性」や、税金（公費）と使用料（利用者負担）との負担割合など、様々な視点から引き続き検討します。	—
	271	避難施設の充実は優先度を上げるべき課題であり、大規模な災害時に対応できる避難施設の設計・建設を最優先課題としてほしい。破壊された自宅には避難できず、自宅非難は困難である。自助、共助、公助の順序を逆転してほしい。	区では、被災者等を受入可能な機能や構造を有する等、災害対策基本法で求められる基準に適合する施設を避難所として指定しています。 区は、平時から関係機関と連携して防災・減災対策に取り組んでいます。しかし、災害時は公助だけでは限界がありますので、区民の皆様にも「自らの身の安全は自らが守る」という自助の意識を持っていただくことが重要です。また、可能な限り、在宅避難をしていただけるよう自宅の耐震化、室内の安全対策、家庭内備蓄などの備えをお願いします。	□

	No	意見の概要	区の考え方	対応区分
	272	青少年育成地区委員会では、働きながらPTA委員を担っている保護者が多いため、協力が難しい時期に来ており、青年リーダーの活用が重要である。青年リーダーの地域事業への参画・参加に当たっては、交通費や謝礼などに統一的なルールを設定する必要がある。	青年リーダーの地域事業への参画・参加に当たって、交通費や謝礼など統一的なルールを検討した経緯はありますが、地区により様々な考え方があり一律ではなく、上限の設定としました。 今後も、機会を捉え、青年リーダーがより参加しやすい運用方法を検討していきます。	△
	273	平和台スポーツセンターおよび図書館では、地域の子ども達や高齢者に対して興味を誘う呼びかけが不足していると考える。他の地区で好評だった事業等を行政主導で、他地区の子どもや住民に提供することが必要と考える。	区立スポーツ施設では、各種大会や教室などを開催し、幅広く区民の皆様にご参加いただいています。また、総合型地域スポーツクラブ（SSC）においても、スポーツ施設を拠点として様々な事業に取り組んでいますので、ご参加ください。今後も、幅広く地域の皆様にご参加いただけるよう、取り組んでいきます。 また図書館では、「これからの図書館構想」や「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」等に基づき、図書館HPやポスター、チラシなどにより周知を行いながら、子どもから高齢者までを対象とする様々な事業に引き続き取り組んでいきます。	□
	274	区立障害者福祉施設で、説明会が開催されているが、民間事業者での説明はないのか。	区立障害者施設については、施設の改修工事や民営化等の計画があることから、各施設で説明を実施しました。民間事業者に対しては、障害福祉サービス事業者連絡協議会への説明を行っています。 利用者・ご家族等の団体向けの説明会を開催したほか、オープンハウスなどで説明の場を設けています。	—
	275	しらゆり荘の法人が変わるとのことだが、利用方法やバスでの通園に変更はあるか。また、光が丘第七小学校跡施設に移転した際にもしらゆり荘からバスでの通園は可能か。	運営法人は変わりますが、しらゆり荘のサービス内容について、変更は生じない予定です。改修工事により光が丘第七小学校跡施設に移転した際のしらゆり荘からのバスでの通園は、ご意見を踏まえ、今後検討を行います。	△
	276	貫井福祉園・福祉工房の改修時期と移転場所を知りたい。	改修時期は令和7年度から8年度までを予定しており、移転場所としては光が丘第七小学校跡施設を予定しています。詳細が決まりましたらお知らせします。	—
	277	しらゆり荘の指定管理者が変わる理由を教えてほしい。	現指定管理者から、現在は安定した運営を行うことができるが、将来的に人材確保などの面から安定的な運営を図ることが難しいと判断したとの申し出があったことが理由です。	—
	278	他の自治体で、解体時に出た鉄骨を販売し収入を得た事例を聞いた。練馬区でも同様に財源を確保する方法を検討してほしい。	解体工事および撤去工事に伴い鋼材等の有価物が発生する場合は、その売却益を考慮して工事費を積算しています。	□

5　寄せられた意見と区の考え（子どもからの意見）

No	意見の概要	区の考え方	対応区分
1	貫井図書館は、武蔵野市立武蔵野プレイスのような建物にしてほしい。	新しい貫井図書館は、みなさんの意見を聴いて、楽しく過ごせる図書館にしていきます。	△
2	家にある本の量が少ないので、いつでも気軽に行ける図書館を作ってほしい。	区内に12か所ある図書館では、勉強に役立つ本や読み物など色々な本を用意してみなさんをお待ちしています。いつでも気軽に来てください。 また、来年からみなさんのタブレットで本を借りて読むことができるようになりますので、ぜひ利用してください。	□
3	たくさん本を読みたいので、大きな図書館を作ってほしい。	新しい貫井図書館は、みなさんの意見を聴いて、楽しく過ごせる図書館にしていきます。また、各図書館では、勉強に役立つ本や読み物など色々な本を用意してみなさんをお待ちしています。読みたい本が図書館にない場合は、取り寄せることができるので、図書館のスタッフに相談してください。 また、来年からみなさんのタブレットで本を借りて読むことができるようになりますので、ぜひ利用してください。	○
4	公園では、思い切りボールがけれないので、ボール遊びができる施設を作ってほしい。	令和8年度に、石神井松の風文化公園を広げ、フットサルができるコートを作る予定です。 他にもサッカーやフットサルができるスポーツ施設があります。 団体で利用できるほか、団体利用の予定がない時には個人でも利用できます。 施設ごとにルールがありますので、ルールを守って利用してください。	○
5	公園だと人にけがをさせてしまうことがあるので、サッカーの練習ができる施設を作ってしてほしい。		○
6	サッカーができる施設を作ってしてほしい。		○
7	小学校が小さく、バッティングが十分にできないので、野球場を設置してほしい。	新たな野球場を作る予定はありませんが、区内には野球ができるスポーツ施設がありますのでご利用ください。	□
8	家の近くにバッティングセンターを作ってほしい。	区としてバッティングセンターを作る予定はありませんが、区内には野球ができるスポーツ施設がありますのでご利用ください。	□

No	意見の概要	区の考え方	対応区分
9 10	ダンスができる施設を設置してほしい。 （他、同様1件）	児童館・地区区民館にはダンスの練習にも使える開放しているスペースがあります。いつでも職員に相談してください。	□
11	気軽にバレエが練習できるところがないので、バレエができる施設を作ってほしい。	児童館・地区区民館にはバレエの練習にも使える開放しているスペースがあります。いつでも職員に相談してください。	□
12	練馬区内には、クライミングができる施設が少ないので、クライミングができる施設を作ってしてほしい。	北町はるのひ児童館には、クライミングウォールがありますので、利用してみてください。 このほかの運動のできる施設は、既に色々なスポーツで利用されており、新たにクライミング設備を作ることは難しい状況です。	□
13	体育館の広さをもう少し広くしてほしい。	小中学校の体育館を建て替えるときには、基本的に今までよりも広く作る予定です。 区立スポーツ施設の体育館は、もともと、色々なスポーツができるようできるだけ大きく作ってあるので、さらに広げることはできません。	□
14 15	ボール遊びができる公園を作ってほしい。 （他、同様1件）	区の公園は、小さく、まわりに家が建ち並んでいるものが多いため、他の利用者やご近所の迷惑となるような危険なボール遊びは控えてもらうようお願いしています。大きな公園を新しく作ったり、今ある公園を広げたりする時には、誰もが安全に楽しめる公園となるよう、地域のみなさんのご意見を聴きながらボール遊びができる公園についても検討していきます。	△
16	公園にサッカーゴールを置いてほしい。		△
17	ボール遊びができる場所を増やしてほしい。	区の公園は、小さく、まわりに家が建ち並んでいるものが多いため、他の利用者やご近所の迷惑となるような危険なボール遊びは控えてもらうようお願いしています。大きな公園を新しく作ったり、今ある公園を広げたりする時には、誰もが安全に楽しめる公園となるよう、地域のみなさんのご意見を聴きながらボール遊びができる公園についても検討していきます。 区立スポーツ施設は、事前に登録した団体での利用を基本としていますが、団体利用の予定がない時に個人でボール遊びができる施設もあります。他の利用者や近隣の迷惑にならないように施設ごとにルールがありますので、ルールを守って利用してください。	□

No	意見の概要	区の考え方	対応区分
18	他の学校の生徒とボール遊びなどで遊ぶことができる施設を作ってほしい。	児童館ではいろいろな学校の子どもたちがドッジボールや卓球を楽しんでいます。バスケットゴールやビリヤード台がある児童館もあります。どんな遊びができるか、近くの児童館を調べてみてください。区ホームページで「ねりまのじどうかん」を検索すると、全部の児童館の情報を見ることができます。	□
19	家ではピアノを思い切り弾けず、ホールなどで演奏したいので、ピアノができる施設を作ってほしい。	全ての児童館にピアノがあります。いつでも職員に相談してください。	□
20	家ではピアノを思い切り弾けないので、ピアノができる施設を作ってほしい。		□
21	書道ができる施設を作ってほしい。	児童館・地区区民館では、開放しているスペースの一部で書道ができます。いつでも職員に相談してください。	□
22	家で料理をしても一人で、料理の友達がつくれないので、家の近くに料理が好きな人や将来の夢が料理人の人が来る「料理スクール」を作ってほしい。	クッキングやお菓子作りのイベントをやっている児童館がありますので、学校で配るおたよりやホームページを見て児童館でぜひ申し込んでみてください。料理のリクエストなど、いつでも職員に相談してください。	□
23	ゲームセンターで遊ぶためには、遠くへいかなければいけないので、ゲームセンターを作ってほしい。	児童館では、カードゲームやボードゲーム、他にもたくさんの遊びができます。テレビゲームができる時間帯もありますので、ぜひ遊びに来てください。欲しいマンガや遊び道具のリクエストも受け付けています。なお、区がゲームセンターを作る予定はありません。	□
24	ゲーム作りは難しく、達成感があるので、ゲームの作り方を勉強できる施設を作ってほしい。	ゲーム作りをすることにより、物事の順番を考えたり、何度も試したりしながら作り直したりすることで、考える力を身につけることができます。区がゲーム作りを学ぶ施設を作ることは難しいですが、小中学校ではプログラミング学習を進めていて、その内容はゲーム作りの基本につながっています。ぜひ、学校でのプログラミング学習に前向きに取り組んでほしいと思います。	□

No	意見の概要	区の考え方	対応区分
25	まだ将来の夢などが決まっていない人がいるかもしれないので、職業体験ができる施設を作ってほしい。	職業体験は、将来なりたい職業を考えるきっかけになる、非常によい経験です。練馬区立の中学校では、全ての学校で職場体験を行っています。スーパーマーケット、洋服屋、美容室、保育園、病院、農園など色々な所から体験する場所を選びます。仕事をしている方から、仕事内容を聞いたり、実際にお客さんとやり取りをしたり、働く体験をすることができます。	□
26	誰でも安心してトイレに行けるので、オールジェンダートイレを作ってほしい。	オールジェンダートイレを作ることには色々な課題があり、現時点では予定はありません。 なお、例えば公園のトイレについては、どの公園にどんなトイレを作れば良いか考えているところです。新しいトイレを作る時には、地域のみなさんや公園の近くに住んでいるみなさんのご意見を聴きながら進めていきます。	△
27	子どもたちのいい体験になると思うので、虫や動物などと触れ合える施設を作ってほしい。	区では生き物と触れ合える施設として、自然解説員から生き物について学べる「中里郷土の森」（大泉町）や、自然の中で自由に遊べる冒険あそび場としての「こどもの森」（羽沢）があります。 また、区内の色々な場所にある「憩いの森」では、虫や鳥などを観察する自然観察会を行っている場所もあります。 今後、自然観察会を行う「憩いの森」を増やしていきます。	□
28	障害がある人を見かけても助け方が分からない人や、見て見ぬふりをしてしまう人がいるかもしれないので、障害者の助け方や気持ちが分かる施設を作ってほしい。	区では、障害の理解に向けたいろいろな取組をしています。令和4年度に「障害者とのコミュニケーションガイドブック」を作りました。このガイドブックを使って、障害のある方が困っている時に積極的に声をかけることができるコミュニケーションサポーターを育てる研修をします。その他、障害や年齢、国籍、性別の違いを知り、それぞれが困っていることの違いに気づき行動できる人になることを目指しているユニバーサルデザイン教室も行っています。	□

No	意見の概要	区の考え方	対応区分
29	犬や猫が売れなかったときや、野良犬が見つかったとき、飼い主が見つからなかったときに、かわいそうだから殺さないでほしい。	どうしても家で犬や猫などのペットを飼えなくなる場合、東京都が引き取って新しい飼い主を見つけて飼ってもらっています。また、地域の方や協力者が野良猫等を引き取って、新しい飼い主を見つけています。 区では、ホームページに、東京都の動物に関する情報サイト、ワンニャンとうきょうのリンクを貼り、新たな飼い主が見つかるようにしています。	□

参考資料 8

令和６年３月 12 日
企画部企画課
区政改革担当部区政改革担当課

公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和６年度～10 年度）（案）および公共施設等総合管理計画〔追補版〕（案）について

１　素案から案への主な変更・追加等について

（※）備考欄の凡例
「◎」：　区民意見等を踏まえ変更したもの

	頁	変更箇所	変更・追加等の内容	備考（※）
第2章　リーディングプロジェクト				
1	5頁～8頁	1～4	・令和6年度～8年度の事業費を追加	
2	6頁	2 リード文	・美術館および図書館を年齢や障害の有無に関わらず誰もが楽しめる施設とする旨を追記 ・美術館の開館予定時期を追記 ・中村橋区民センターについて、障害者に配慮した設備を導入する旨を追記	◎
3	8頁	4 リード文	・三原台二丁目用地に誘致する多機能型施設について、ショートステイを備えた施設とする旨を追記	◎
第3章　区立施設改修・改築等実施計画				
4	9頁～23 頁 25 頁～31 頁 34 頁～38 頁 40 頁～41 頁	1～3	・令和6年度～8年度の事業費を追加	
5	10 頁	1(1)② リード文 年度別取組表	・現石神井庁舎について、世代を超えて活動・交流できる新しい施設を整備する方向で検討を進め、民間活力を積極的に活用し、区立施設の複合化も視野に、まち全体の賑わいにつながる施設を検討していく旨を追記 ・10 年度の目標を「基本構想の策定、整備に向けた調整、着手」に修正 ・8年度、9～10 年度の取組を「整備に向けた調整」に修正	◎
6	14 頁	1(4)① リード文	・美術館を年齢や障害の有無に関わらず誰もが楽しめる施設とする旨を追記 ・美術館の開館予定時期を追記	◎
7	14 頁	1(4)② 年度別取組表	・生涯学習センターの8年度の取組に工事を追記	

	頁	変更箇所	変更・追加等の内容	備考 (※)
8	15 頁	1(4)③ リード文 年度別取組表	・貫井図書館を年齢や障害の有無に関わらず誰もが楽しめる施設とする旨を追記 ・貫井図書館の開館予定時期を追記 ・練馬図書館の8年度の取組に工事を追記	◎
9	28 頁	1(9)③ リード文	・三原台二丁目用地に誘致する多機能型施設について、ショートステイを備えた施設とする旨を追記	◎
10	39 頁	2(9) リード文 年度別取組表	・東大泉敬老館の項目を追加し、跡施設について長期間ひきこもり状態にある方等の居場所支援等を実施する「あすはステーション」としての活用に向け、検討を進める旨を記載	

2　公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和６年度～10 年度）（案）および公共施設等総合管理計画〔追補版〕（案）について

別添のとおり

参考資料	9

練馬区公共施設等総合管理計画
〔実施計画〕

令和６年度（2024 年度）～令和 10 年度（2028 年度）

〈案〉

令和６年（2024 年）３月

練　　馬　　区

目次

はじめに
１　実施計画の目的、位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　実施計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
実施計画の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第１章　施設配置の最適化の推進
１　機能の転換・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２　統合・再編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
３　複合化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第２章　リーディングプロジェクト
１　新たな小中一貫教育校の設置と周辺施設の集約・・・・・・・・・・５
２　美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編　・・・６
３　練馬春日町駅周辺施設の再編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
４　区有地への民設民営の生活介護事業所等の誘致・・・・・・・・・・８

第３章　区立施設改修・改築等実施計画
１　施設種別ごとの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
(1)　庁舎等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
(2)　保健相談所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
(3)　土木出張所、公園出張所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
(4)　文化・生涯学習施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
(5)　スポーツ施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
(6)　産業振興・勤労者福祉施設、集会施設　・・・・・・・・・・・・18
(7)　子どもと青少年の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
(8)　高齢者福祉施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
(9)　障害者福祉施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
(10)　地域の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
(11)　リサイクルセンター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
(12)　教育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

２　跡施設・跡地の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
(1)　光が丘第七小学校跡施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
(2)　旧 春日町児童館・敬老館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
(3)　旧 光が丘保管所（再利用家具置場）・・・・・・・・・・・・・・36
(4)　旧 シルバー人材センター作業所・・・・・・・・・・・・・・・・36
(5)　田柄第二ストックヤード跡地移転施設・・・・・・・・・・・・・37
(6)　練馬光が丘病院跡施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
(7)　旧 石神井町福祉園用地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
(8)　旧 下田少年自然の家・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
(9)　東大泉敬老館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
３　外郭団体や民間事業者へ貸し付けている施設等・・・・・・・・・40
(1)　民営化した特別養護老人ホーム・デイサービスセンター等・・40
(2)　作業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

第４章　委託・民営化実施計画
１　区立施設の管理運営手法の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・42
２　施設種別ごとの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
(1)　子どもと青少年の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
(2)　障害者福祉施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
(3)　清掃事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
(4)　教育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
(5)　図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54

はじめに

１　実施計画の目的、位置づけ

平成 28 年 10 月に策定した区政改革計画に基づく個別計画として、平成 29 年３月に公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。総合管理計画では、区立施設や都市インフラの維持・更新、管理の総合的マネジメント方針を示しました。

区立施設のマネジメントは、単に施設の総量削減、コストの削減を目指すものではなく、社会の状況が大きく変化するなか、長期的な視点に立ち、練馬区の実情に即した望ましい施設の実現を目標としています。

実施計画は、区立施設のマネジメントをハード、ソフトの両面から推進するため、年度別の具体的な取組内容を定めるものです。

本実施計画では、安全性の向上や財政負担の平準化などを基本に優先順位を精査し、令和 6 年度から 10 年度に取り組む内容を整理しています。

２　実施計画の内容

実施計画では、区立施設の維持・更新、委託・民営化に関する年度別計画を明らかにしています。

道路や橋梁等の都市インフラの実施計画は、「第 3 次みどりの風吹くまちビジョン」の「アクションプラン（年度別取組計画）」に記載しています。

【実施計画の見方】

取組の概要を紹介しています。

② 心身障害者福祉センター（中村橋区民センター内）

大規模改修を行います。大規模改修の際には、工事中の一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設等を活用します。＜リーディングプロジェクト２＞

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
大規模改修 [再掲]	実施設計	工事	工事	－	－
事業費（百万円）		491	933	－	

事業実施課：福祉部　障害者サービス調整担当課

令和６年４月１日時点の組織名を記載しています。

第２章リーディングプロジェクトに掲載している施設を「再掲」としています。

「事業費」欄

○ 各年度に必要となる事業費を十万円の位を四捨五入し、百万円単位で記載しています。

○ 百万円未満の事業費は、１百万円としています。

○ 事業にかかる初期経費（イニシャルコスト）を計上しています。施設整備後の維持管理費・運営費のような経常的経費（ランニングコスト）は、事業費には含まず、各年度の予算で計上するものとしています。

※事業費の内訳：計画等策定支援委託料、設計委託料、工事費、工事監理費、仮設施設等賃借料など

○ 令和７年度・８年度の事業費は、策定時点で見込まれる金額を計上しています。当該年度の予算編成時に改めて精査します。

○ リーディングプロジェクトと施設種別ごとの取組の両方に掲載している事業は、それぞれに事業費を掲載しています。

【凡例】

「０」 …事業計画はありますが、経費を必要としないものです。

「－」 …事業未実施または事業完了等により事業費がないものです。

「***」…検討・協議の結果に基づき今後必要な経費を計上していくものです。

第１章　施設配置の最適化の推進

公共施設等総合管理計画に示した「施設配置の最適化方針」に基づき、改修・改築を進めるにあたっては、これまでの機能をそのまま更新するのではなく、「将来にわたって行政が確保すべき機能か」、「費用対効果の面で効率性はどうか」、「対象やサービス内容が他と重複していないか」、「現在の施設でないと提供できないサービスか否か」などの視点から見直します。そのうえで、つぎの３つの手法を組み合わせることにより、施設配置の最適化を推進します。

１　機能の転換

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮し、優先度が高い機能への転換を検討します。

機能の転換による有効活用が困難な場合は、貸付や売却を検討します。

また、利用が限定的となっている施設は、より幅広い活用ができるよう、機能を転換します。

２　統合・再編

同種あるいは類似の施設が重複している区立施設は、施設の配置バランス・箇所数などを考慮し、公平性や良好なサービス提供の観点から統合・再編を実施します。現在の施設（場所・建物）でなくても提供できるサービスは、移転・集約を検討します。また、近隣に同種の機能を有する民設民営の施設が立地している場合や、今後設置が見込まれる場合には、区立施設の廃止を含めて検討します。

地域施設（児童館、敬老館、地区区民館、地域集会所）は、統合・再編し、長期的には概ね中学校区に１か所程度になるよう、再配置を検討します。

３　複合化

大規模改修や改築の際には、周辺施設や新たな区民サービスの機能との複合化を検討します。複数の機能を一つの施設へ集約することで、施設規模の抑制・延床面積の削減を図りつつ、必要な機能を備えます。

また、まちづくりにあわせて、駅周辺への施設の集約を検討します。その際は、民間の資金、ノウハウの活用も含めて検討します。

小中学校は、改築にあわせて周辺施設との複合化を検討します。

【令和６～10 年度の取組対象例】

施　設　名	取　組　内　容	ページ
・旭丘小学校 ・旭丘中学校 ・栄町児童館 ・栄町敬老館	・新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の整備にあわせて、栄町児童館、栄町敬老館を複合化します。 ・栄町敬老館は、街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換します。	P５
・東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬） ・勤労福祉会館	・社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮しながら、機能を整理します。 ・サンライフ練馬は、令和７年度に廃止し、敷地は美術館・貫井図書館の改築に活用します。引き続き必要な機能については代替を設けます。 ・勤労福祉会館は、勤労者福祉施設としての機能を廃止し、地域の行政需要に応じた機能転換を図ります。機能転換に向け、大規模改修に着手します。	P６ P18
・中村橋区民センター	・トレーニング室や会議室など、サンライフ練馬の代替を確保するとともに、障害者に配慮した設備の導入など、誰もが利用しやすい施設となるよう大規模改修を行います。	P６
・春日町青少年館	・児童館との類似機能を考慮し事業の見直しを行ったうえで、改築に着手します。春日町地域集会所を移転するほか、練馬高松園地域包括支援センターを移転し、街かどケアカフェを新設するなど、複合施設として整備することで、区民サービスの向上を図ります。	P７
・石神井庁舎	・まちづくりにあわせて、区民生活に密着した行政サービスを再開発ビルへ移転します。 ・現石神井庁舎は、駅前再開発ビルとは機能を区分けし、子どもから大人まで世代を超えて活動・交流できる新しい施設を整備する方向で検討を進めます。民間活力を積極的に活用し、区立施設の複合化も視野に、まち全体の賑わいにつながる施設を検討していきます。	P10
・秩父青少年キャンプ場	・民間キャンプ場等の代替施設が増加しており、利用者数が減少しているほか、施設の老朽化が進んでいるため、令和８年度に廃止します。	P23
・高野台敬老館 ・東大泉敬老館 ・上石神井敬老館	・街かどケアカフェ、地域包括支援センター（上石神井敬老館は設置済み）に機能転換します。	P24 P25

第２章　リーディングプロジェクト

１　新たな小中一貫教育校の設置と周辺施設の集約

旭丘小学校、旭丘中学校は新たな小中一貫教育校として改築します。あわせて、老朽化している栄町児童館・敬老館を移転・複合化し、児童館は事業の充実を図るとともに、敬老館は街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【旭丘小学校・旭丘中学校】 小中一貫教育校設置に向けた改築工事完了	工事	工事	工事	工事	―
【児童館・街かどケアカフェ・地域包括支援センター】 小中一貫教育校と複合化し、移転・改築	工事	工事	工事	移転	―
事業費（百万円）		3,048	4,259	929	

事業実施課：教育振興部　教育施策課、学校施設課
こども家庭部　子育て支援課
高齢施策担当部　高齢社会対策課、高齢者支援課

２　美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編

年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる美術館・図書館とします。

美術館は、令和10年度の開館を目指し、再整備基本構想で掲げる「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設の図書館と融合する美術館」の３つのコンセプトの実現に向け、東京中高年齢労働者福祉センター（以下「サンライフ練馬」という。）の敷地とあわせて全面改築します。

貫井図書館は、美術館の改築にあわせて一体的に整備します。

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮し、サンライフ練馬は令和７年度に廃止します。トレーニング室や会議室、相談事業等、引き続き必要な機能については、美術館の再整備、中村橋区民センターの大規模改修、他の施設での実施等により、代替を設けます。

中村橋区民センターは、トレーニング室の移設や会議室の増設など、サンライフ練馬の代替を確保するとともに、障害者に配慮した設備の導入など、誰もが利用しやすい施設となるよう大規模改修工事を行います。大規模改修時に休止できない事業について、光が丘第七小学校跡施設や光が丘区民センター、サンライフ練馬の部屋の一部を活用します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【美術館・貫井図書館】 再整備基本構想に基づく改築	基本設計 実施設計	実施設計	実施設計 工事	工事	工事 （完了）
【サンライフ練馬】 廃止	調整	調整	廃止	―	―
【中村橋区民センター】 大規模改修	実施設計	工事	工事	―	―
事業費（百万円）		847	5,244	213	

事業実施課：地域文化部　美術館再整備担当課　　教育振興部　光が丘図書館
産業経済部　経済課　　福祉部　障害者サービス調整担当課

３　練馬春日町駅周辺施設の再編

練馬春日町駅周辺には、春日町青少年館、春日町南地区区民館、春日町地域集会所があり、各施設とも老朽化への対応が必要な時期となっています。

春日町青少年館は、改築に着手します。改築にあたっては、必要な機能は維持しつつ、若者自立支援事業のスペースを拡充するほか、練馬高松園地域包括支援センターを移転し、街かどケアカフェを新設するなど、複合施設として整備することで、区民サービスの向上を図ります。

春日町地域集会所は、近接する春日町青少年館の改築にあわせて移転し、複合化します。

春日町南地区区民館は、大規模改修を行います。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【春日町青少年館・春日町地域集会所】 改築、複合化	方向性の決定	調整	調整	基本設計	実施設計 工事
【春日町南地区区民館】 大規模改修	方向性の決定	―	基本設計	実施設計	工事 （完了）
事業費（百万円）		0	9	62	

事業実施課：こども家庭部　青少年課
地域文化部　地域振興課
高齢施策担当部　高齢者支援課

4　区有地への民設民営の生活介護事業所等の誘致

区有地に民設民営の生活介護事業所等を誘致することにより、医療的ケアが必要な障害者の重症心身障害者通所事業を充実します。

令和５年度に取得した三原台二丁目用地に、通いの場やショートステイを備えた多機能型の施設を誘致します。新たな施設の開設にあわせ、大泉学園町福祉園は廃止します。跡施設は、関町福祉園の一時移転施設として活用した後、大泉保健相談所の移転先として、活用に向けた検討を進めます。

関町福祉園用地に、民間事業者が整備・運営する生活介護事業所等を誘致します。新たな施設を整備する間、関町福祉園は大泉学園町福祉園跡施設に一時移転して運営します。新たな施設の開設にあわせ、関町福祉園は廃止を含めて検討します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【三原台二丁目用地への多機能型施設の誘致】 施設整備工事※1	用地取得	事業者選定 調整	設計	設計	工事 （完了）
【大泉学園町福祉園】 廃止	方向性の決定	調整	調整	調整	調整 廃止※2
【大泉保健相談所】 移転等の検討	検討	検討	検討	検討	検討
現　関町福祉園用地					
【生活介護事業所等の誘致】 施設整備設計※1	方向性の決定	―	事業者選定 調整	調整	調整 設計
【関町福祉園】 除却設計	方向性の決定	―	―	―	除却設計
事業費（百万円）		1	33	1,152	

※1…設計・工事は事業者が実施

※2…新たな多機能型施設の開設にあわせて廃止

事業実施課：福祉部　障害者施策推進課

　　健康部　健康推進課

第３章　区立施設改修・改築等実施計画

１　施設種別ごとの取組

（１）庁舎等

①　練馬区役所

区の行政機能の中枢となる施設であり、あわせて区議会があります。災害時には防災拠点としての機能も担います。行政機能に滞りのないよう、計画的に改修を行います。

東庁舎は区役所周辺の施設との統合・再編の可能性を含めて検討し、本庁舎と東庁舎の改修等の計画を検討します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【本庁舎】 設備等改修	工事	工事	工事	工事	工事
【東庁舎】 設備等改修	工事	工事	工事	―	―
【本庁舎・東庁舎】 改修等の計画検討	検討	検討	検討	検討	検討
事業費（百万円）		786	1,537	857	

事業実施課：総務部　総務課

②　石神井庁舎（石神井公園駅前再開発ビル）

石神井庁舎は、様々な公共サービス機能を備えています。

石神井公園駅南口西地区の再開発事業により令和９年度末に整備される予定の再開発ビルの一部に、区民生活に密着した行政サービスである区民事務所、戸籍、国保、総合福祉事務所、地域包括支援センター、子ども家庭支援センターを移転します。あわせて、乳幼児一時預かり室、生活サポートセンターを新たに設置し、区民サービスの向上を図ります。

現石神井庁舎は、駅前再開発ビルとは機能を区分けし、子どもから大人まで世代を超えて活動・交流できる新しい施設を整備する方向で検討を進めます。民間活力を積極的に活用し、区立施設の複合化も視野に、まち全体の賑わいにつながる施設を検討していきます。再開発ビルへの一部機能移転後、速やかに工事に着手できるよう調整を進めます。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
再開発ビル※1の床取得、石神井庁舎の一部機能の移転	設計	設計 工事	設計 工事	工事	工事 （完了） 床取得 一部機能の移転
基本構想の策定、整備に向けた調整、着手	基本方針の策定 施設移転・集約の検討	基本構想の検討	基本構想の策定	整備に向けた調整	整備に向けた調整 着手
事業費（百万円）		13	13	***	

※1…設計・工事等は再開発組合が実施

事業実施課：企画部　企画課　　総務部　総務課
区民部　戸籍住民課、区民事務所担当課、国保年金課
福祉部　生活福祉課、石神井総合福祉事務所　　高齢施策担当部　高齢者支援課
こども家庭部　子ども家庭支援センター、在宅育児支援担当課
都市整備部　西部地域まちづくり課

③　中村北分館

令和５年度に建物・敷地を区が取得しました。

引き続き区の情報処理センターとして活用するとともに、令和７年度末に予定されている自治体システムの標準化対応後、空いたスペースを事務スペース等として活用するための改修を行います。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
大規模改修	建物・敷地の取得 方向性の決定	検討	検討	基本設計	実施設計 工事
事業費（百万円）		0	0	19	

事業実施課：企画部　企画課、情報政策課

（２）保健相談所

豊玉保健相談所は、施設の老朽化が進んでいることから、必要な改修を順次実施します。併設の障害者地域生活支援センター等とあわせて、周辺施設との統合・再編の可能性を含めて検討します。

大泉保健相談所は、移転先として大泉学園町福祉園跡施設を活用することについて、検討を進めます。＜リーディングプロジェクト４＞

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
豊玉保健相談所					
改修（空調等）	設計	設計 工事	工事	―	―
改修・改築等の方向性の検討	検討	検討	検討	検討	検討
大泉保健相談所					
移転等の検討 [再掲]	検討	検討	検討	検討	検討
事業費（百万円）		69	195	0	

事業実施課：健康部　健康推進課

（3）土木出張所、公園出張所

西部土木出張所と西部公園出張所は、石神井庁舎の跡敷地の有効活用に向けた検討にあわせて、今後の施設配置の方向性を定めます。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【西部土木出張所】施設配置の方向性の決定	検討	検討	方向性の決定	決定に基づく調整	決定に基づく調整
【西部公園出張所】施設配置の方向性の決定	検討	検討	方向性の決定	決定に基づく調整	決定に基づく調整
事業費（百万円）		0	0	0	

事業実施課：土木部　道路公園課、維持保全担当課

（4）文化・生涯学習施設

①　美術館

美術館は、令和10年度の開館を目指し、再整備基本構想で掲げる「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設の図書館と融合する美術館」の３つのコンセプトを実現し、大型エレベーターなどを備え、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる美術館となるよう、全面改築します。改築にあわせて、サンライフ練馬の会議室の代替としても活用できる多目的室を設置します。

＜リーディングプロジェクト２＞

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
再整備基本構想に基づく改築 [再掲]	基本設計 実施設計	実施設計	実施設計 工事	工事	工事 （完了）
事業費（百万円）		121	3,867	213	

事業実施課：地域文化部　美術館再整備担当課

②　生涯学習センター、同分館

生涯学習センター（練馬図書館併設）は、令和７年度から貫井図書館の改築を行うことから、大規模改修は当面延期し、必要な改修を順次実施します。

生涯学習センター分館は、必要な機能を精査し代替機能を確保したうえで、廃止を検討します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【生涯学習センター】 改修（空調等）	－	設計	工事	工事	－
【生涯学習センター分館】 方向性の検討	検討	検討	検討	検討	検討
事業費（百万円）		25	150	226	

事業実施課：地域文化部　文化・生涯学習課

③　図書館

練馬図書館（生涯学習センター併設）は、令和７年度から貫井図書館の改築を行うことから、大規模改修は当面延期し、必要な改修を順次実施します。

貫井図書館は、令和10年度の開館を目指し、大型エレベーターなどを備え、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる図書館となるよう、併設の美術館とあわせて全面改築します。＜リーディングプロジェクト２＞

南大泉図書館は、併設する南大泉青少年館の事業廃止後、レクリエーションホール等の施設を図書館施設として引き続き貸し出しを行います。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【練馬図書館】※1 改修（空調等）	―	設計	工事	工事	―
【貫井図書館】※2 再整備基本構想に基づく改築 [再掲]	基本設計 実施設計	実施設計	実施設計 工事	工事	工事 （完了）
【南大泉図書館】 南大泉青少年館の事業廃止に伴い施設を拡充	方向性の決定	調整	調整	調整	調整 拡充
事業費（百万円）		0	0	0	

※１…事業費は「(4)②生涯学習センター」に計上

※２…事業費は「(4)①美術館」に計上

事業実施課：教育振興部　光が丘図書館

（５）スポーツ施設

①　体育館

総合体育館は、現在地での改築を基本に、求められる機能や効率的に整備するための事業方式等の検討を進めます。

上石神井体育館および平和台体育館は、大規模改修に着手します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【総合体育館】 改築に向けた検討	検討	検討	検討	基礎調査	基礎調査 施設機能等の検討 検討組織設置
【上石神井体育館】 大規模改修に着手	－	－	－	－	基本設計 実施設計
【平和台体育館】 大規模改修に着手	－	－	－	－	基本設計
事業費（百万円）		0	0	9	

事業実施課：地域文化部　スポーツ振興課

②　運動場等

石神井松の風文化公園を拡張し、フットサル・テニス兼用コートの他、スケートボード等ができる広場の整備を行います。

土支田庭球場は、施設や設備の老朽化が進んでいることから、リニューアルを行います。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【石神井松の風文化公園】 スポーツ施設の開設	基本設計	基本設計 実施設計	実施設計 工事	工事 開設	―
【土支田庭球場】 リニューアル（庭球場改修、管理棟改築）	―	基本設計	実施設計	工事	―
事業費（百万円）		29	208	506	

事業実施課：地域文化部　スポーツ振興課

（６）産業振興・勤労者福祉施設、集会施設

①　東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮し、サンライフ練馬は、令和７年度に廃止します。トレーニング室や会議室、相談事業等、引き続き必要な機能については、美術館の再整備、中村橋区民センターの大規模改修、他の施設での実施等により、代替を設けます。廃止後の敷地は、美術館の改築で活用します。

＜リーディングプロジェクト２＞

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
廃止※1 [再掲]	調整	調整	廃止	―	―
事業費（百万円）		0	0	―	

※１…事業費は「(4)①美術館」に計上

事業実施課：産業経済部　経済課

②　勤労福祉会館

勤労福祉会館は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致していないことから、勤労者福祉施設としての機能を廃止し、地域の行政需要に応じた機能転換を図ります。

機能転換に向け、大規模改修に着手します。トレーニング室等の必要な機能は維持しつつ、集会室（ホール）を充実するとともに、エレベーターを設置するなどバリアフリー化を行います。あわせて、子育て支援施設を設置し、区民サービスの向上を図ります。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
大規模改修に着手	方向性の決定	決定に基づく調整	調整	調整	基本設計 実施設計
事業費（百万円）		0	0	0	

事業実施課：企画部　企画課

産業経済部　経済課

こども家庭部　子ども家庭支援センター、在宅育児支援担当課

（7）子どもと青少年の施設

①　保育園

上石神井第三保育園は、都営住宅の建替えにあわせて改築します。

保育サービスの充実を図るため、谷原保育園の近隣に、区有地を活用して民間保育園を整備します。谷原保育園以上の定員とし、障害児保育は定員３名以上とするほか、新たに延長保育や０歳児保育を実施します。谷原保育園は、老朽化が進行していることから、令和４年度までに入園した在園児が全員卒園する令和８年度末に閉園します。

その他、築50年以上で大規模改修が未実施の保育園については、必要な修繕を行いながら、周辺の保育園の整備状況や保育ニーズなどを勘案し、今後の方向性を検討します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【上石神井第三保育園】 改築※1	工事	工事	工事	―	―
【谷原保育園近隣への民間保育園の誘致】 開設	工事※2	開設	―	―	―
【谷原保育園】 閉園	準備	準備	準備	閉園	―
【築50年以上で大規模改修未実施の保育園】 今後の方向性の検討	検討	検討	検討	検討	検討
事業費（百万円）		185	168	0	

※1…都営住宅の建替えに伴う改築　東京都主体で施工

※2…設計・工事は事業者が実施

事業実施課：こども家庭部　子育て支援課、保育課、保育計画調整課

②　学童クラブ

光和小学校および橋戸小学校は、校舎内に学童クラブを設置します。

旭丘小学校および豊溪小学校は、改築にあわせて、校舎内に学童クラブを設置します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【光和小学校内学童クラブ】開設	設計	工事	開設	―	―
【橋戸小学校内学童クラブ】開設	設計	工事	開設	―	―
【旭丘小学校内学童クラブ】※1 開設	工事（学校改築）	工事（学校改築）	工事（学校改築）	開設	―
【豊溪小学校内学童クラブ】※1 開設	基本設計（学校改築）	実施設計（学校改築）	実施設計 工事（学校改築）	工事（学校改築） 開設（仮設校舎内）	工事（学校改築）
事業費（百万円）		114	0	0	

※1…事業費は「(12)①小中学校」に計上

事業実施課：こども家庭部　子育て支援課

③　子ども家庭支援センター

都営住宅（上石神井四丁目団地）の建替えにあわせて、地域子ども家庭支援センター関分室を新設します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【地域子ども家庭支援センター関分室】新設※1	工事	工事	工事開設	―	―
事業費（百万円）		37	33	―	

※1…都営住宅の建替えに伴う新築　東京都主体で施工

事業実施課：こども家庭部　子育て支援課、子ども家庭支援センター、在宅育児支援担当課

④　児童館

栄町児童館は、新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の設置にあわせて移転・複合化し、乳幼児と保護者や中学生・高校生向けのサービス等を充実します。＜リーディングプロジェクト１＞

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【栄町児童館】※1 小中一貫教育校と複合化し、移転・改築[再掲]	工事（学校改築）	工事（学校改築）	工事（学校改築）	移転	―
事業費（百万円）		0	0	0	

※１…事業費は「(12)①小中学校」に計上

事業実施課：こども家庭部　子育て支援課

⑤　青少年館

児童館との類似機能を考慮しながら事業の見直しを行った結果、児童館と重複している小中学生向け事業は廃止します。

春日町青少年館は、改築に着手します。改築にあたっては、必要な施設機能は維持しつつ、若者自立支援事業のスペースを拡充します。また、春日町地域集会所を移転するほか、練馬高松園地域包括支援センターを移転し、街かどケアカフェを新設するなど、複合施設として整備することで、区民サービスの向上を図ります。

＜リーディングプロジェクト３＞

南大泉青少年館は、児童館と重複する小中学生向け事業のみを行っています。事業の廃止に伴い、レクリエーションホール等の施設は、併設する南大泉図書館の施設に転換し、引き続き貸し出しを行います。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【春日町青少年館】 改築、周辺施設（春日町地域集会所）との複合化 [再掲]	方向性の決定	調整	調整	基本設計	実施設計 工事
【南大泉青少年館】 図書館施設へ転換	方向性の決定	調整	調整	調整	調整 転換
事業費（百万円）		0	0	43	

事業実施課：こども家庭部　青少年課　　.

⑥　秩父青少年キャンプ場

民間キャンプ場等の代替施設が増加しており、利用者数が減少しているほか、施設の老朽化が進んでいるため、令和８年度に廃止します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
廃止	方向性の決定	調整	調整	廃止	―
事業費（百万円）		0	0	0	

事業実施課：こども家庭部　青少年課

（８）高齢者福祉施設

①　敬老館

敬老館は、地域性や施設の状況等を考慮しながら、機能転換を進めます。

栄町敬老館は、新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の設置にあわせて移転・複合化し、街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換します。

＜リーディングプロジェクト１＞

高野台敬老館は、高野台デイサービスセンターへ移転・複合化し、街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換します。

東大泉敬老館は、JA東京あおば東大泉支店跡施設へ移転し、街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換します。

上石神井敬老館は、街かどケアカフェに機能転換し、併設の地域包括支援センターと一体的に運営します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【栄町敬老館】※1 小中一貫教育校へ移転・複合化し、街かどケアカフェ・地域包括支援センターに機能転換 [再掲]	工事 （学校改築）	工事 （学校改築）	工事 （学校改築）	機能転換	―
【高野台敬老館】 高野台デイサービスセンターへ移転・複合化し、街かどケアカフェ・地域包括支援センターに機能転換	設計	工事	機能転換	―	―
【東大泉敬老館】 JA東京あおば東大泉支店跡施設へ移転し、街かどケアカフェ・地域包括支援センターに機能転換	―	設計 工事	機能転換	―	―

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【上石神井敬老館】街かどケアカフェに機能転換	ー	ー	設計	工事	機能転換
事業費（百万円）		71	5	83	

※1…事業費は「(12)①小中学校」に計上

事業実施課：高齢施策担当部　高齢社会対策課、高齢者支援課

②　デイサービスセンター

区内では民間のデイサービスセンターが200か所以上存在し、サービスも多様化していることから、区立デイサービスセンターは原則廃止します。

光が丘デイサービスセンターは、令和７年度に廃止します。跡施設は、はつらつセンター光が丘の拡大等に活用します。

高野台デイサービスセンターは、街かどケアカフェ、地域包括支援センターと複合化します。

その他のデイサービスセンターについては、地域性や施設ニーズ等を考慮しながら、廃止および跡活用、または他のサービスとの複合化の検討を進めます。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【光が丘デイサービスセンター】 廃止、活用（はつらつセンター光が丘の拡大等）	方向性の決定	調整	廃止	活用	―
【高野台デイサービスセンター】※1 街かどケアカフェ、地域包括支援センターと複合化	設計	工事	複合化	―	―
【その他のデイサービスセンター】 廃止、複合化、跡活用の決定	方向性の決定	協議 調整	協議 調整	決定	―
事業費（百万円）		0	0	1	

※１…事業費は「(８)①敬老館」に計上

事業実施課：高齢施策担当部　高齢社会対策課、高齢者支援課

（9）障害者福祉施設

①　福祉作業所

かたくり福祉作業所は、大規模改修を行います。大規模改修の際には、工事中の一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設を活用します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【かたくり福祉作業所】 大規模改修	―	―	―	基本設計	実施設計 工事
事業費（百万円）		―	―	9	

事業実施課：福祉部　障害者施策推進課

②　心身障害者福祉センター（中村橋区民センター内）

大規模改修を行います。大規模改修の際には、工事中の一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設等を活用します。＜リーディングプロジェクト２＞

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
大規模改修 [再掲]	実施設計	工事	工事	―	―
事業費（百万円）		491	933	―	

事業実施課：福祉部　障害者サービス調整担当課

③　福祉園等

大泉町福祉園は大規模改修を行います。大規模改修の際には、工事中の一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設を活用します。

令和５年度に取得した三原台二丁目用地に、医療的ケアが必要な障害者の通いの場やショートステイを備えた多機能型の施設を誘致します。新たな施設の開設にあわせ、大泉学園町福祉園は廃止します。跡施設は、関町福祉園の一時移転施設として活用した後、大泉保健相談所の移転先として、活用に向けた検討を進めます。

関町福祉園用地に、民間事業者が整備・運営する生活介護事業所等を誘致します。新たな施設を整備する間、関町福祉園は大泉学園町福祉園跡施設に一時移転して運営します。新たな施設の開設にあわせ、関町福祉園は廃止を含めて検討します。

＜リーディングプロジェクト４＞

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【大泉町福祉園】 大規模改修	―	基本設計	実施設計	工事	工事 （完了）
【三原台二丁目用地への多機能型施設の誘致】 施設整備工事※1 [再掲]	用地取得	事業者選定 調整	設計	設計	工事 （完了）
【大泉学園町福祉園】 廃止 [再掲]	方向性の決定	調整	調整	調整	調整 廃止※2
現　関町福祉園用地					
【生活介護事業所等の誘致】 施設整備設計※1 [再掲]	方向性の決定	―	事業者選定 調整	調整	調整 設計
【関町福祉園】 除却設計 [再掲]	方向性の決定	―	―	―	除却設計
事業費（百万円）		13	61	1,379	

※1…設計・工事は事業者が実施

※2…新たな多機能型施設の開設にあわせて廃止

事業実施課：福祉部　障害者施策推進課

（10）地域の施設

①　地区区民館

大規模改修未実施の施設について、順次改修を行います。

貫井地区区民館は、中村橋区民センターの大規模改修にあわせてトレーニング室、会議室を増設し、施設貸出機能を拡充した上で、地域集会所に移行します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【東大泉地区区民館】大規模改修	工事	工事	―	―	―
【貫井地区区民館】大規模改修、地域集会所への移行	実施設計	工事	工事 移行	―	―
【西大泉地区区民館】大規模改修	基本設計	実施設計	工事	工事	―
【関町北地区区民館】大規模改修	―	基本設計	実施設計	工事	工事 （完了）
【春日町南地区区民館】大規模改修 [再掲]	方向性の決定	―	基本設計	実施設計	工事 （完了）
【立野地区区民館】大規模改修	―	―	―	基本設計	実施設計 工事
【南大泉地区区民館】大規模改修に着手	―	―	―	―	基本設計 実施設計
事業費（百万円）		530	504	498	

事業実施課：地域文化部　地域振興課

②　地域集会所

春日町地域集会所は、近接する春日町青少年館の改築にあわせて移転し、複合化します。＜リーディングプロジェクト３＞

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【春日町地域集会所】※1 春日町青少年館に移転し、複合化 [再掲]	方向性の決定	調整	調整	基本設計	実施設計 工事
事業費（百万円）		0	0	0	

※１…事業費は「(７)⑤青少年館」に計上
事業実施課：地域文化部　地域振興課

（11）リサイクルセンター

リサイクルセンターは、総合的な環境学習拠点を目指し、機能の拡充を検討します。

豊玉リサイクルセンターは、機能拡充のためのスペースが必要なため、移転に向けて検討を進めます。移転後の空きスペースについては、清掃業務の委託拡大のために活用することを検討します。

関町リサイクルセンターは、老朽化が進んでいることから、大規模改修を行います。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【豊玉リサイクルセンター】 移転に向けた検討	―	検討・調整	検討・調整	検討・調整	検討・調整
【関町リサイクルセンター】 大規模改修	―	―	―	基本設計	実施設計 工事 （完了）
事業費（百万円）		0	0	7	

事業実施課：環境部　清掃リサイクル課

（12）教育施設

①　小中学校

学校施設管理実施計画に基づき、改築を概ね年２校ずつ、長寿命化改修を概ね年１～２校ずつ行っていきます。改築にあたっては、周辺施設の複合化を検討します。

旭丘小学校・旭丘中学校は新たな小中一貫教育校として改築し、周辺施設等を複合化します。＜リーディングプロジェクト１＞

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【上石神井北小学校】 改築工事完了	工事	工事	―	―	―
【旭丘小学校・旭丘中学校】 小中一貫教育校設置に向けた改築工事完了 [再掲]	工事	工事	工事	工事	―
【向山小学校】 改築工事完了	実施設計	実施設計	工事	工事	工事 （完了）
【田柄中学校】 改築工事完了	実施設計	実施設計 工事	工事	工事	工事 （完了）
【練馬東小学校】 改築工事完了	基本設計	実施設計	実施設計 工事	工事	工事 （完了）
【豊溪小学校】 改築工事	基本設計	実施設計	実施設計 工事	工事	工事

10年度目標	5年度末 （見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【石神井南中学校】 長寿命化改修完了	基本設計	実施設計	工事	工事	―
【立野小学校】 改築工事	―	基本設計	実施設計	実施設計 工事	工事
【上石神井小学校 ・上石神井中学校】 改築工事	―	基本設計	実施設計	実施設計	工事
【開進第一小学校】 長寿命化改修完了	―	基本設計	実施設計	工事	工事 （完了）
【開進第二小学校】 長寿命化改修完了	―	基本設計	実施設計	工事	工事 （完了）
【大泉学園中学校】 改築工事	―	―	基本設計	実施設計	実施設計 工事
【中村西小学校】 改築工事	―	―	基本設計	実施設計	実施設計 工事
【豊玉中学校】 長寿命化改修完了	―	―	基本設計	実施設計	工事 （完了）

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【練馬小学校】 改築工事	―	―	―	基本設計	実施設計 工事
【大泉第二小学校】 改築工事	―	―	―	基本設計	実施設計 工事
【大泉第三小学校】 長寿命化改修	―	―	―	基本設計	実施設計 工事
【石神井西中学校】 長寿命化改修	―	―	―	基本設計	実施設計 工事
令和9年度に 改築に着手する学校 （2校程度）	―	―	―	―	基本設計 実施設計
令和9年度に 長寿命化改修に着手する学校 （1～2校程度）	―	―	―	―	基本設計 実施設計
令和10年度に 改築に着手する学校 （2校程度）	―	―	―	―	基本設計
令和10年度に 長寿命化改修に着手する学校 （1～2校程度）	―	―	―	―	基本設計
事業費（百万円）		6,521	14,260	11,743	

事業実施課：教育振興部　教育施策課、学校施設課

2　跡施設・跡地の活用

（1）光が丘第七小学校跡施設

障害者福祉施設等の改修時における一時移転施設として活用します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
障害者福祉施設等の一時移転施設として活用	活用（北町福祉作業所、心身障害者福祉センター）	活用（心身障害者福祉センター）	活用（心身障害者福祉センター、貫井福祉園・福祉工房）	活用（貫井福祉園・福祉工房、大泉町福祉園）	活用（大泉町福祉園、かたくり福祉作業所）
事業費（百万円）		0	0	0	

事業実施課：福祉部　障害者施策推進課

（2）旧 春日町児童館・敬老館

「はじめのいっぽ春日町」（児童発達支援、放課後等デイサービス）が活用していましたが、田柄第二ストックヤード跡地に移転しました。

既存建物は、区立施設としての有効活用が望めないため、除却し、用地を売却します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
建物の除却、売却	方向性の決定	除却設計	建物の除却	売却	―
事業費（百万円）		8	46	0	

事業実施課：企画部　企画課
　　福祉部　障害者施策推進課

（3）旧 光が丘保管所（再利用家具置場）

光が丘保管所（再利用家具置場）は、資源循環センターに移転しました。備蓄物資をさらに充実させるため、既存建物は改修し、防災備蓄倉庫として活用します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
防災備蓄倉庫として活用	方向性の決定	工事 開設	―	―	―
事業費（百万円）		6	―	―	

事業実施課：危機管理室　防災推進課

（4）旧 シルバー人材センター作業所

シルバー人材センター作業所は、北保健相談所の移転に伴う空スペースを活用して移転しました。移転後、既存建物は除却し、地域活動倉庫を整備します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
地域活動倉庫を整備	移転工事 移転 除却設計	建物の除却 設計	工事	開設	―
事業費（百万円）		73	214	0	

事業実施課：地域文化部　地域振興課

（5）田柄第二ストックヤード跡地移転施設

田柄第二ストックヤード跡地をこぶし事業所に貸し付け、こぶし事業所が整備する施設に、旧北保健相談所、練馬区障害者就労支援室、旧春日町児童館の一部を使用している「やまびこ第二作業所」、「こぶし事業所」、「はじめのいっぽ春日町」が移転しました。

旧北保健相談所用地と旧練馬区障害者就労支援室用地は、有効活用が望めないため、売却します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
旧 北保健相談所用地					
売却	建物の除却	売却	―	―	―
旧 練馬区障害者就労支援室用地					
売却	建物の除却	売却	―	―	―
事業費（百万円）		2	―	―	

事業実施課：企画部　企画課

（6）練馬光が丘病院跡施設

練馬光が丘病院は、光が丘第四中学校の跡地に移転しました。既存建物は、民間事業者に貸し付け、医療と介護の複合施設の整備を進めています。整備にあたっては、必要となる改修経費の一部を区が負担します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
複合施設の整備※1	貸付 工事 改修工事費 負担	工事 改修工事費 負担	開設	―	―
事業費（百万円）		2,132	0	―	

※1…設計・工事は事業者が実施

事業実施課：地域医療担当部　医療環境整備課

高齢施策担当部　高齢社会対策課

（7）旧 石神井町福祉園用地

旧石神井町福祉園用地に、重度障害者グループホームを誘致します。誘致するグループホームは、ショートステイと相談機能を付加した「多機能型」の地域生活支援拠点とします。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
重度障害者グループホーム誘致、施設整備工事※1	建物の除却 設計	設計 工事	工事 開設	―	―
事業費（百万円）		42	99	―	

※1…設計・工事は事業者が実施

事業実施課：福祉部　障害者施策推進課

（8）旧 下田少年自然の家

下田少年自然の家は、施設の老朽化が進んでいるほか、臨海学校を中止することから廃止しました。区立施設としての有効活用が望めないため、既存建物は除却し、用地を売却します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
建物の除却、売却	廃止 除却設計	建物の除却	売却	―	―
事業費（百万円）		316	0	―	

事業実施課：教育振興部　保健給食課

（9）東大泉敬老館

東大泉敬老館は、JA東京あおば東大泉支店跡施設へ移転し、街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換します。東大泉敬老館の跡施設は、長期間ひきこもり状態にある方等に対し、社会参加のきっかけづくりとなるよう、居場所支援等を実施する「あすはステーション」としての活用に向けた検討を進めます。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
跡施設の活用	方向性の決定	協議 調整	調整	活用	―
事業費（百万円）		0	0	0	

事業実施課：福祉部　生活福祉課
高齢施策担当部　高齢社会対策課

3　外郭団体や民間事業者へ貸し付けている施設等

（1）民営化した特別養護老人ホーム・デイサービスセンター等

区立施設であった４つの特別養護老人ホーム・デイサービスセンターは、平成23年度に練馬区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）に運営を移管し、民営化しました。事業団の施設維持管理の主体性を高め、施設サービスの向上を図るために、令和３年度に建物を事業団へ無償譲渡し、事業団が主体的に改修を行い、区が経費の一部を補助することとし、区と事業団で協定を結びました。

大泉特別養護老人ホームは大規模改修を行います。これにあわせて、併設の大泉ケアハウスは区民ニーズの高い特別養護老人ホームへ機能転換することとし、令和６年１月をもって廃止しました。

関町特別養護老人ホームおよび富士見台特別養護老人ホームについては、事業団から関町特別養護老人ホームの敷地に合築する提案があり、それぞれの施設を大規模改修した場合と合築した場合について、経費や経営状況の見込みを比較検討した結果、合築することとしました。今後、区の財政支援のあり方や富士見台特別養護老人ホーム跡施設の取り扱い等について事業団と協議します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【大泉特別養護老人ホーム・大泉ケアハウス】 大規模改修※1、特別養護老人ホームへの機能転換（大泉ケアハウス）	設計	工事	工事 機能転換	―	―
【関町特別養護老人ホーム・富士見台特別養護老人ホーム】 合築※1※2	方向性の決定	協議 調整	協議 調整 設計	工事	工事 （完了）
事業費（百万円）		685	1,330	***	

※1…設計・工事は事業者が実施

※2…事業者との協議等を踏まえ、負担する額を決定

事業実施課：高齢施策担当部　高齢社会対策課

（2）作業所

区の施設としては使わなくなった建物等を民間の障害者施設に無償で貸し付けています。区は原則として施設の老朽化による改修・改築は行わず、順次、移転・家賃補助への移行、事業者への売却、事業者による現地での建替えなどを進めます。事業者と利用者の状況を考慮しながら、協議・調整を行います。

施設の移転等により生じた跡地は、他用途への転用または貸付・売却などにより有効活用を図ります。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【旧 豊玉作業所※1・旧 東大泉作業所※2・中村作業所※3】 他施設への移転等について事業者と協議・調整	協議・調整	協議・調整	協議・調整	協議・調整	協議・調整
事業費（百万円）		0	0	0	

※1…ねりま事業所（就労継続支援B型）が活用

※2…ねりま第二事業所（就労継続支援B型）が活用

※3…松の実事業所（生活介護）が活用

事業実施課：福祉部　障害者施策推進課

企画部　企画課

第４章　委託・民営化実施計画

１　区立施設の管理運営手法の基本的な考え方

◆　民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本とします。

◆　今後さらに委託や民営化を進め、サービスの向上を図るとともに行財政運営の効率化に取り組みます。

◆　行政が最終的に責任を持つべき分野では、区民や事業者と協働して行政でなければ担えない役割を果たします。

管理運営手法選択の考え方

管理運営手法は、施設の業務内容に応じて選択することを基本とします。

個々の施設の業務だけでなく区全体の行政サービスのあり方、執行体制、財政負担などを総合的に検討し、最適な手法を選択していきます。

①　直営

法令等に規定がある施設や、随時区の判断や直接的な関与が求められる業務を行う施設は、「直営」または「一部委託」とします。

②　民間委託

直営とすべき施設を除き、区立施設の管理運営は、民間が担うことを基本とします。

管理運営手法は、区の関与度、事業者の創意工夫の余地、併設施設の状況などを勘案し、「業務委託」または「指定管理者制度（公の施設※1 に限る）」から選択します。

※1　「公の施設」とは、地方自治法において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定められている施設で、図書館、美術館、体育館、福祉園などがあります。
区役所庁舎や区民事務所など、行政の事務所は「公の施設」にはあたりません。

③　民営化

民間委託後、一定期間安定的・継続的に良好な運営が行われ、サービス向上の観点から民間が担うことが望ましい施設については、民営化※2 に取り組みます。

※2　区立施設の民営化とは、施設の設置・運営の主体が民間事業者となることです。
必ずしも、施設の土地や建物を民間事業者が所有して、独立採算により運営することを意味するものではありません。

2　施設種別ごとの取組

（1）子どもと青少年の施設

①　保育園

区立保育園60園のうち、既に28園を業務委託しています。

令和11年度までに毎年２園ずつ業務委託による運営を開始し、計40園を業務委託で運営します。委託にあたっては、保護者への事前説明から事業者選定、準備委託を経て概ね３か年をかけます。

令和10年度までに10園を委託します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【高松】 【下石神井第三】 令和６年度業務委託	準備委託	開始	実施	実施	実施
【旭町】 【南田中】 令和７年度業務委託	事業者選定	準備委託	開始	実施	実施
【貫井】 【上石神井】 令和８年度業務委託	保護者説明	事業者選定	準備委託	開始	実施
【春日町】 【富士見台こぶし】 令和９年度業務委託	―	保護者説明	事業者選定	準備委託	開始
【豊玉第三】 【光が丘第十一】 令和10年度業務委託	―	―	保護者説明	事業者選定	準備委託開始
【光が丘第九】 【大泉学園】 令和11年度の業務委託に向けた準備委託	―	―	―	保護者説明	事業者選定準備委託

既に委託している28園については、２回まで委託契約を更新できるものとしています。２回の更新後に契約期間満了を迎える園は、民営化するか、再公募して委託を継続するかを検討します。

業務委託後、安定的・継続的に良好な運営が行われ、運営事業者が民営化への意欲を示している場合、民営化の協議を進めます。再公募した園も、運営事業者が継続した場合は、運営状況に応じて民営化の協議を随時行います。

当面は、土地・建物を区が所有する園から民営化を進めます。この場合、施設維持管理における運営事業者の主体性を高め、これまで区立保育園として提供してきたサービス水準を維持し、民営化移行時に区が必要とする保育サービスを実施するため、原則土地は無償貸付、建物は無償譲渡もしくは無償貸付とします。

民営化にあたっては、在園児童への配慮として十分な期間を設けるとともに、保護者説明会を開催するなど、丁寧に進めます。このため、民営化の公表から移行するまでの期間を５年間とします。ただし、運営事業者が期間の短縮を希望する場合は、民営化公表前に入園し、民営化後も在園する児童の保護者の理解を前提に、前倒しを検討します。

高野台保育園は令和７年度に民営化します。

令和６年度に更新後の契約期間満了を迎える園のうち、東大泉第三保育園は令和10年度に民営化します。向山保育園は再公募せず、民営化に向けて運営事業者との協議を継続します。

令和10年度までに更新後の契約期間満了を迎える、石神井町さくら保育園、東大泉第二保育園、光が丘第六保育園、貫井第二保育園、光が丘第十保育園、関町第二保育園、春日町第三保育園は、それぞれ満了の２年前に運営方法を決定します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【高野台】 民営化	協議	協議	開始	―	―
【東大泉第三】 民営化	協議	協議	協議	協議	開始

10年度目標	5年度末 （見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
【向山】 民営化に向けた協議	協議	協議	協議	協議	協議
【石神井町さくら】 【東大泉第二】 【光が丘第六】 運営方法の決定	検討・協議	運営方法の決定	―	―	―
【貫井第二】 【光が丘第十】 運営方法の決定	検討・協議	検討・協議	運営方法の決定	―	―
【関町第二】 【春日町第三】 運営方法の決定	検討・協議	検討・協議	検討・協議	運営方法の決定	―

事業実施課：こども家庭部　保育計画調整課

②　学童クラブ

区立学童クラブ86クラブのうち、ねりっこ学童クラブを含め、61クラブを業務委託、５クラブを指定管理により運営しています。

学童クラブの業務委託と小学校内への設置を進め、小学校施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を、全区立小学校で実施することを目指しています。

学童クラブは、令和10年度までに７クラブを業務委託します。また、児童館内学童クラブは、令和８年度と10年度に各１クラブで、児童館とあわせて指定管理者制度を導入します。

ねりっこクラブは、小学校52校で業務委託により運営しています。令和６年度に７校で開設し、順次拡大していきます。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【学童クラブ】 業務委託・指定管理者制度の拡大	業務委託 61クラブ 指定管理 5クラブ	業務委託 ３クラブ	業務委託 ２クラブ	業務委託 2クラブ 指定管理 1クラブ	指定管理 １クラブ
【ねりっこクラブ】 拡大	52校	７校	拡大	拡大	拡大

事業実施課：こども家庭部　子育て支援課

③　子ども家庭支援センター

直営の子ども家庭支援センターが地域子ども家庭支援センター５か所を統括する体制で運営しています。地域子ども家庭支援センター５か所（うち２か所には分室を設置）は、いずれも業務委託しています。

子ども家庭支援センターは主に虐待対応を担い、地域子ども家庭支援センターは主に子育て支援サービスや相談支援などを実施しています。

地域子ども家庭支援センター関（以下「本室」という。）は、都営住宅（上石神井四丁目団地）の建替えにあわせて新たに分室を設置し、業務委託により運営します。現在、本室で実施している子育てのひろば事業は分室へ移転し、本室の乳幼児一時預かり事業を拡充します。

石神井庁舎の子ども家庭支援センターは、石神井公園駅南口西地区の再開発事業に伴い、駅前の再開発ビルへ移転します。あわせて、乳幼児一時預かり室を新たに設置し、業務委託により運営します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【地域子ども家庭支援センター関分室】業務委託（新設）	検討	調整	開始	実施	実施
【石神井公園駅前再開発ビル内乳幼児一時預かり室】業務委託（新設）	検討	調整	調整	調整	調整開始

事業実施課：こども家庭部　子ども家庭支援センター、在宅育児支援担当課

④　児童館

児童館17館のうち、４館は指定管理者が運営しています。

令和10年度までに新たに３館で指定管理者制度を導入します。導入にあたっては、直営館との地域バランスを考慮し対象を選定します。導入後は開館日・開館時間を拡大し、乳幼児やその保護者、中高生を含む全ての子どもにとって安全かつ安心な居場所としての機能を強化します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
指定管理者制度の拡大	４館	準備	指定管理者選定	拡大（2館）	指定管理者選定 拡大（1館）

事業実施課：こども家庭部　子育て支援課

⑤　青少年館

青少年館２館のうち、春日町青少年館は一部業務委託、南大泉青少年館は全部業務委託で運営しています。事業の見直しを行った結果、児童館と重複している小中学生向け事業は廃止します。

春日町青少年館は、改築とあわせて施設管理等の運営方法を検討し、決定します。また、心身障害者青年学級は業務委託を検討します。

南大泉青少年館は、児童館と重複する小中学生向け事業のみを行っています。事業の廃止に伴い、レクリエーションホール等の施設は、併設する南大泉図書館の施設に転換し、引き続き貸し出しを行います。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【春日町青少年館】 改築後の運営方法の決定	事業の見直し	検討	検討	検討	検討 決定
【南大泉青少年館】 図書館施設へ転換	事業の見直し	調整	調整	調整	調整 転換

事業実施課：こども家庭部　青少年課

（２）障害者福祉施設

①　福祉園

区立福祉園６園のうち、４園は指定管理者が運営しています。

貫井福祉園、大泉町福祉園は安定的・継続的に良好な運営が行われているため、現在の指定管理者を運営主体として民営化します。民営化にあたっては、重度障害者の受入れ等これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持・向上し、運営の安定性・継続性を確保するため、土地・建物を無償貸付とします。

貫井福祉園は改修工事を行ったうえで令和７年度に民営化する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事の時期を変更したため、令和９年度に民営化します。

大泉町福祉園は令和10年度に民営化します。民営化に向けて、サービス内容を指定管理者と協議します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【貫井福祉園】 民営化	協議	協議	協議	協議	開始
【大泉町福祉園】 民営化	協議	協議	協議	協議	開始

事業実施課：福祉部　障害者施策推進課

②　福祉作業所

区立福祉作業所４所は、すべて指定管理者が運営しています。

いずれの施設も、安定的・継続的に良好な運営が行われているため、現在の指定管理者を運営主体として民営化します。民営化にあたっては、これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持・向上し、運営の安定性・継続性を確保するため、土地・建物を無償貸付とします。

北町福祉作業所は令和６年度に、白百合福祉作業所は令和７年度に民営化します。民営化後は、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、機能を拡充し、生活介護事業を開始します。

貫井福祉工房は併設している貫井福祉園とともに、改修工事を行ったうえで令和７年度に民営化する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事の時期を変更したため、令和９年度に民営化します。

かたくり福祉作業所は令和11年度の民営化に向けて、サービス内容を指定管理者と協議します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【北町福祉作業所】民営化	協議	開始	―	―	―
【白百合福祉作業所】民営化	運営方法の決定	協議	開始	―	―
【貫井福祉工房】民営化	協議	協議	協議	協議	開始
【かたくり福祉作業所】民営化に向けた協議	運営方法の決定	協議	協議	協議	協議

事業実施課：福祉部　障害者施策推進課

③　心身障害者福祉センター（中村橋区民センター内）

心身障害者福祉センターは、中途障害者支援事業・生活介護事業等を業務委託しています。令和６年度から７年度に中村橋駅周辺施設の統合・再編の一環として大規模改修を行い、令和８年度から指定管理者制度を導入します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
指定管理者制度の導入	運営方法の決定	調整・準備	指定管理者選定	開始	―

事業実施課：福祉部　障害者サービス調整担当課

（3）清掃事務所

可・不燃ごみの収集作業の一部を業務委託しています。

収集作業の業務委託を順次拡大していきます。練馬清掃事務所に併設する豊玉リサイクルセンターを移転する際には、空きスペースを委託拡大のために活用することを検討します。

10年度目標	5年度末（見込み）	5か年計画			
		6年度	7年度	8年度	9～10年度
業務委託の拡大	可・不燃ごみ収集作業（35組）委託	3組	3組	2組	拡大

事業実施課：環境部　清掃リサイクル課

（４）教育施設

①　学校調理業務

全小学校65校・全中学校33校のうち、92校で業務委託を行っています。
職員の退職の状況等を考慮しながら、業務委託を拡大します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
業務委託の拡大（学校調理）	92校（直営６校）	１校	１校	調整	拡大

事業実施課：教育振興部　教育総務課、保健給食課

②　学校用務業務

全小学校65校・全中学校33校のうち、87校で業務委託を行っています。
職員の退職の状況等を考慮しながら、業務委託を拡大します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
業務委託の拡大（学校用務）	87校（直営11校）	３校	１校	１校	拡大

事業実施課：教育振興部　教育総務課

（5）図書館

区立図書館12館１分室のうち、10館１分室は指定管理者が運営しています。残る２館は一部業務を委託しています。

練馬図書館は施設の改修後、指定管理者制度の導入を予定していましたが、改修のスケジュールを見直したため、導入時期を調整しています。必要な改修工事を実施したうえで、令和10年度までに指定管理者制度の導入時期を決定します。

10年度目標	５年度末（見込み）	５か年計画			
		６年度	７年度	８年度	９～10年度
【練馬図書館】 指定管理者制度導入時期の決定	調整	調整	調整	調整	決定

事業実施課：教育振興部　光が丘図書館

★　施設の維持管理費と使用料収入の状況について　★

■ 主な集会施設の維持管理費等（令和４年度）

区立施設の維持管理費に対する使用料収入の割合は低く、維持管理費のほとんどは区民全体の税金で賄われています。

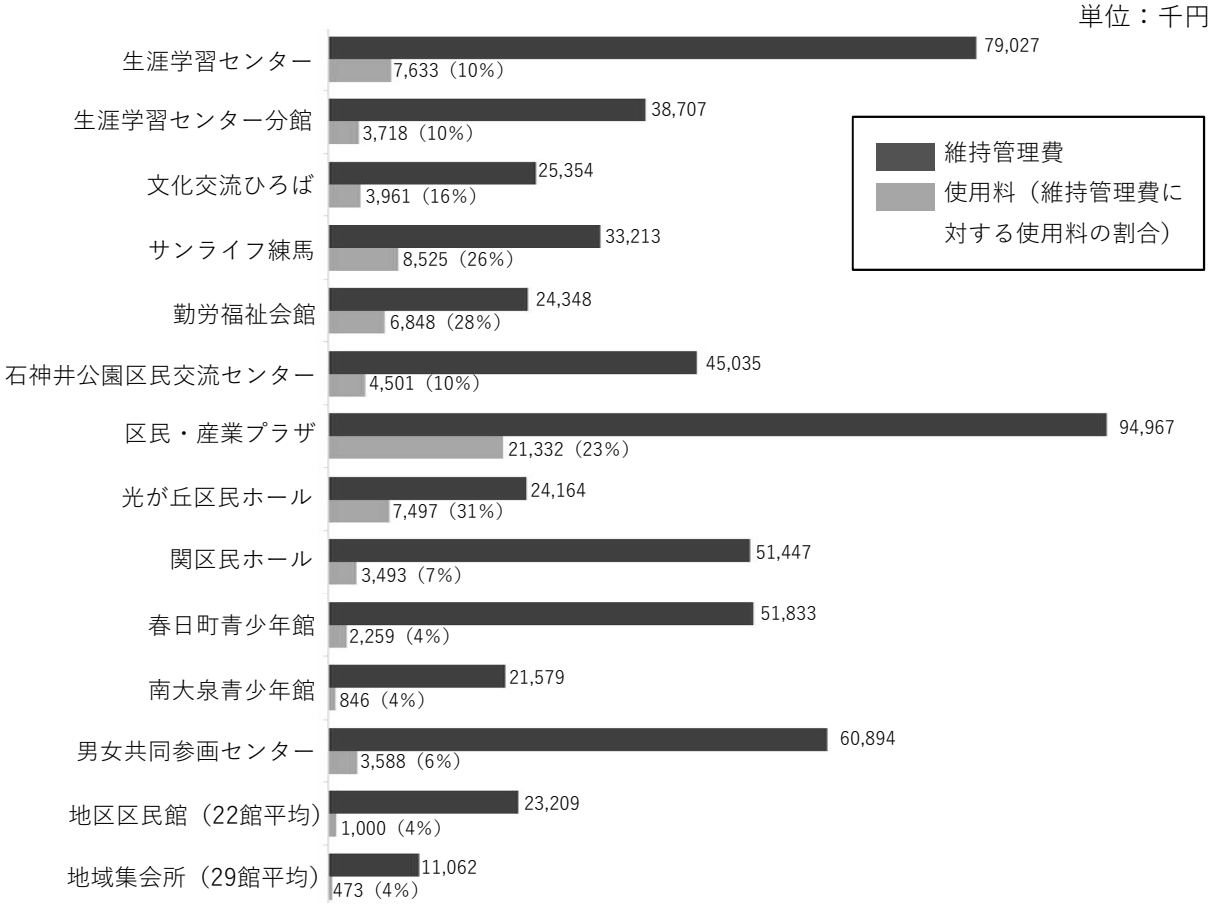

■ 施設使用料の収入状況（令和４年度団体利用分）

施設全体では約５億円分の団体利用がありましたが、減額・免除制度の適用により、実際の収入額は約３億円でした。

また、減額・免除した金額のうち、高齢者団体を対象としたものは約１億１千万円でした。

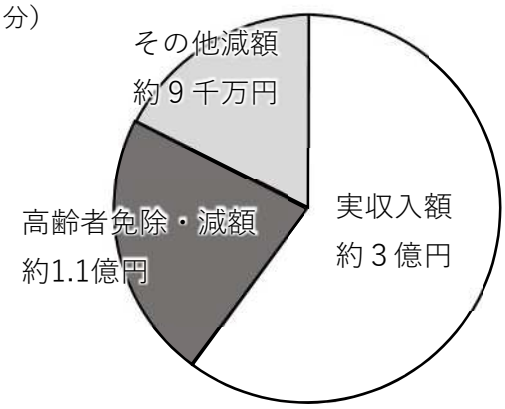

現在の維持管理費と使用料収入の状況は、適正な利用者負担の観点から課題がありますが、近年の物価上昇による影響等を踏まえると、全体的な施設使用料の見直しは困難な状況にあります。

個別施設の使用料の見直しについては、引き続き検討を進めていきます。

練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕

令和６年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）

＜案＞

令和６年（2024年）３月

発行　練馬区 企画部 企画課
住所　〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所 本庁舎６階
電話　(03)3993-1111(代表)
ＦＡＸ (03)3993-1195
練馬区ホームページ https://www.city.nerima.tokyo.jp

参考資料	10

練馬区公共施設等総合管理計画
〔追補版〕
〈案〉

令和６年（2024 年）３月

練　　馬　　区

はじめに

区は、施設の老朽化が進む中で、維持・更新、管理の総合的マネジメントを進める方針を明らかにするため、平成 29 年３月に公共施設等総合管理計画を策定しました。

この度、「令和３年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和３年１月 26 日付総財務第６号）および「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」（令和５年 10 月 10 日付総財務第 152 号）に基づき、掲載が必要な項目について、追記を行いました。

目次

【区立施設編】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第一章　区立施設の現状と将来見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
1.1　練馬区の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
1.2　区の施設の現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

【今回追加】
1.2.1-2　施設保有量の推移

1.3　維持・更新に係る経費と財政負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

【今回追加】
1.3.3-2　施設の維持・更新費用に充当可能な基金等の財源の見込み
1.3.5　有形固定資産減価償却率の推移

第二章　区立施設マネジメントの方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
2.1　区立施設マネジメントの目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
2.2　施設配置の最適化方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
2.3　維持・更新の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

【今回追加】
2.3.3　留意する事項
(4) 脱炭素

2.4　運営の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
2.5　適正負担の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
2.6　リーディングプロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

第三章　施設種別ごとの方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
１　庁舎等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
２　区民事務所、出張所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
３　総合福祉事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
４　保健相談所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
５　清掃関連施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
６　土木出張所、公園出張所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

７　文化・生涯学習施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
８　スポーツ施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
９　産業振興・勤労者福祉施設、集会施設・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
10　子どもと青少年の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
11　高齢者福祉施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
12　障害者福祉施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
13　地域の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
14　リサイクルセンター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
15　区営住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
16　教育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
17　防災学習センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
18　男女共同参画センター　えーる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
19　厚生文化会館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
20　花とみどりの相談所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
21　区民農園、市民農園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98

第四章　区立施設マネジメントを推進するために・・・・・・・・・・・・・ 99
4.1　安全管理・点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
4.2　区立施設マネジメントの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101

【今回追加】

第五章　過去に行った対策の実績

【都市インフラ編】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103

第一章　道　路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105
1.1　道路の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106
1.2　道路整備の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
1.3　区道の維持管理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・114
1.4　区道の維持管理の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115

第二章　橋　梁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・117
2.1　橋梁の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118
2.2　橋梁整備の現状と方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118
2.3　練馬区の橋梁の維持管理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・120
2.4　練馬区の橋梁の維持管理の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・121

第三章　公　園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・127
3.1　公園の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・128
3.2　区立公園の整備の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・132
3.3　区立公園の維持管理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・133
3.4　区立公園の維持管理の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・134

第四章　駐 車 場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・135
4.1　自転車駐車場の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・136
4.2　自転車駐車場の整備と維持管理の方針・・・・・・・・・・・・・・・139
4.3　自動車駐車場の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・142
4.4　自動車駐車場の整備と維持管理の方針・・・・・・・・・・・・・・・144

【今回追加】
施設保有量の推移

【区立施設編】

第一章　区立施設の現状と将来見通し

1.2　区の施設の現況

1.2.1-2　施設保有量の推移

施設保有量は、平成 28 年度時点で約 118 万㎡となっており、民営化に伴う民間団体への特別養護老人ホームの譲渡等により減少し、令和４年度時点では、約 116 万㎡となっています。

図表８－２　施設保有量の推移

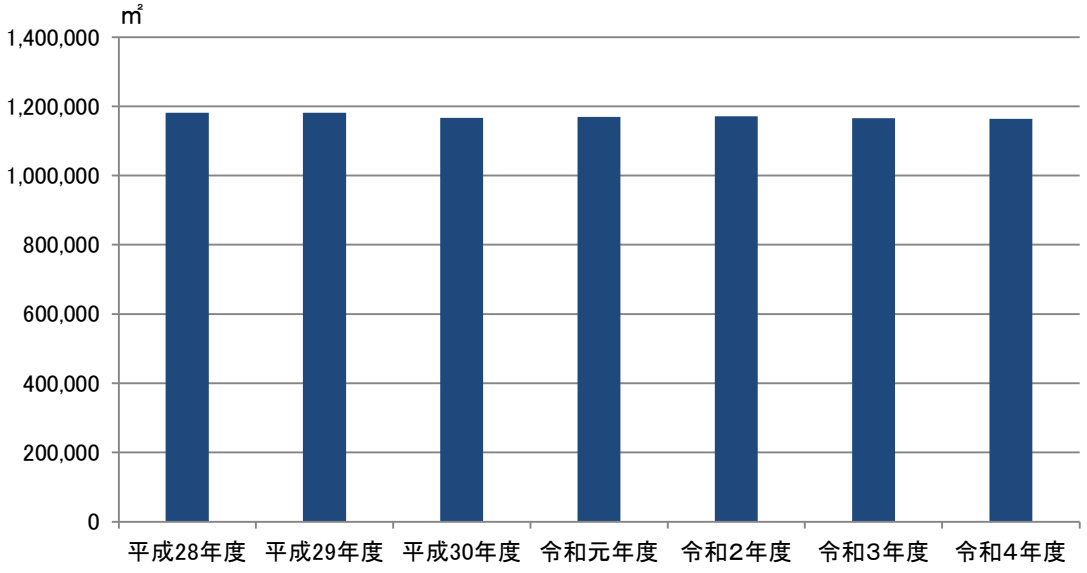

（データの出典）練馬区財産に関する調書より

1.3　維持・更新に係る経費と財政負担

1.3.3-2　施設の維持・更新費用に充当可能な基金等の財源の見込み

学校改築など社会資本形成に資する事業には、基金の活用とともに、世代間負担の公平を図るため、後年度負担に配慮しつつ起債を積極的に活用していきます。施設の建設、改修または改築に要する資金に充てるための施設整備基金は、令和４年度末時点で 329 億円となっています。

図表 13-２　施設整備基金　残高の推移

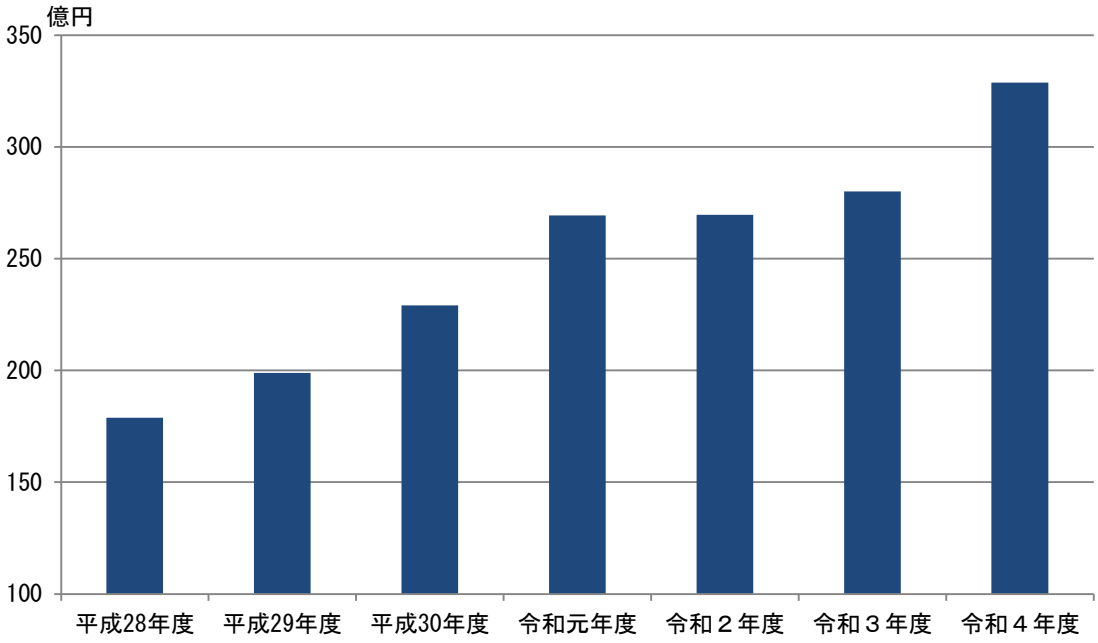

1.3.5　有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率※が上昇傾向で推移していることから、資産の取得から時間が経過し、施設の老朽化が進んでいることが分かります。

図表 16-２　有形固定資産減価償却率の推移

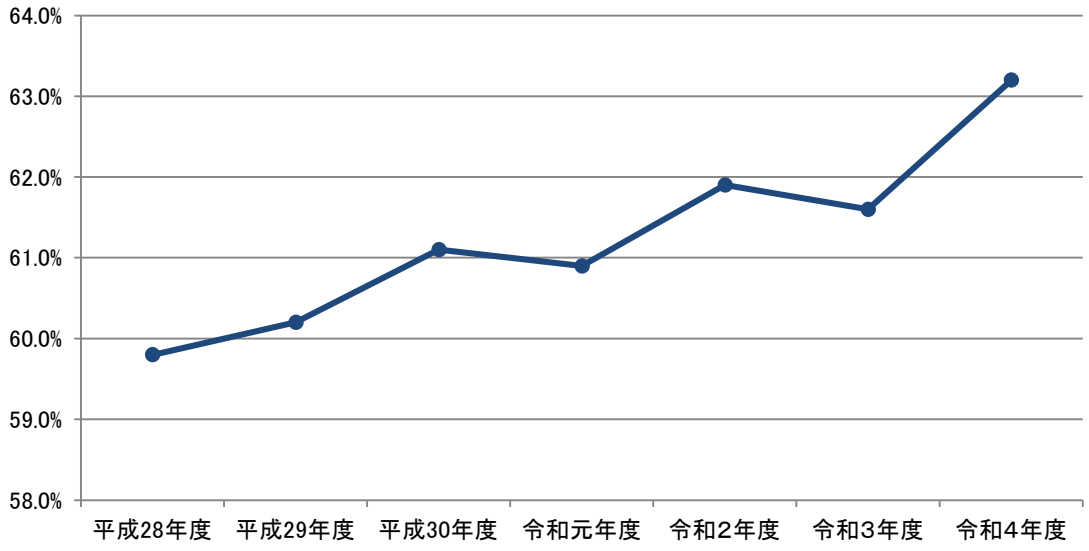

※耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる指標で、有形固定資産のうち、償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算したもの。

[計算式] 有形固定資産減価償却率
＝ 減価償却累計額 ／有形固定資産のうち償却資産の取得価額

第二章　区立施設マネジメントの方針

2.3　維持・更新の方針

2.3.3　留意する事項

⑷　脱炭素

区は、令和４年２月、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言しました。

この目標達成に向け、令和５年９月に策定した「練馬区環境基本計画 2023」では、2030 年度までに区内二酸化炭素排出量を 2013 年度比で 46%削減する目標を設定し、事務事業における二酸化炭素排出量についても同様の目標としています。

区立施設等の省エネ化・再エネ導入などの取組を推進し、脱炭素社会の実現を目指します。

〇区立施設等の省エネ化・再エネ導入にあたっての主な取組（例示）

・新築・改築する区立施設等は、建物の用途や特性等を踏まえて、原則として一次エネルギー消費量 を30％～50％（ZEB OrientedやZEB Ready水準相当）以上削減することを目指します。

・改修時は、建物の規模や工事内容に応じて、照明設備のLED化、高効率空調設備や再エネ設備の導入などにより、エネルギー消費量の削減を進めます。

・新築・改築時に再エネ導入を進めます。避難拠点となる小中学校には、非常用電源として太陽光発電設備と蓄電池を整備します。

・発電事業者が建物や敷地などに太陽光発電設備を設置し、電気利用者が発電された電気を使うことができる電力契約モデル「ＰＰＡモデル」を活用し、一定規模以上の既存施設および新築・改築する施設への再エネの導入の加速化を図ります。

・区役所は、改修等の機会を捉え、エネルギー管理システムの更新、高効率空調設備の導入、照明設備の100％LED化を目指します。

第五章　過去に行った対策の実績

5.1　出張所の廃止と別機能への転換

出張所窓口で行っていた住民票の写しの交付や税の収納などは、郵便局での証明書発行やコンビニ交付・コンビニ収納を実施するなど代替方法を導入し、より利便性を高めました。出張所は平成 28 年度末に廃止し、跡施設は区民の自主的な地域活動の拠点とすることを基本に、地域集会所、街かどケアカフェや図書館資料受取窓口等の新しい行政需要へ対応した機能へ転換しました。

5.2　北保健相談所移転と周辺施設の集約

北保健相談所の改築に当たって、より駅の近くに移転し利便性を向上するとともに、周辺の児童館、敬老館を複合化し、敬老館は、新たな区民ニーズに応える街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換しました。

5.3　旧高野台運動場用地における病院と生活介護事業所の整備

高齢化が進むなか増大する医療需要への対応のため、高野台運動場を廃止し、急性期を脱した方を受け入れる回復期・慢性期の機能を有する病院を誘致して地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、同敷地に民間事業者が整備・運営する生活介護事業所を誘致し、定員を拡大しました。

5.4　敬老館の機能転換

敬老館から街かどケアカフェと地域包括支援センターへの機能転換を進めています。

中村敬老館は、機能転換により、街かどケアカフェとして、より気軽に高齢者をはじめとする地域の方が立ち寄り、活発に交流する場になりました。また、地域包括支援センターとして、福祉・健康・医療など、さまざまな相談について支援することで、高齢者の方が安心して暮らし続けられる体制を強化しました。

【都市インフラ編】

施設保有量の推移

練馬区道

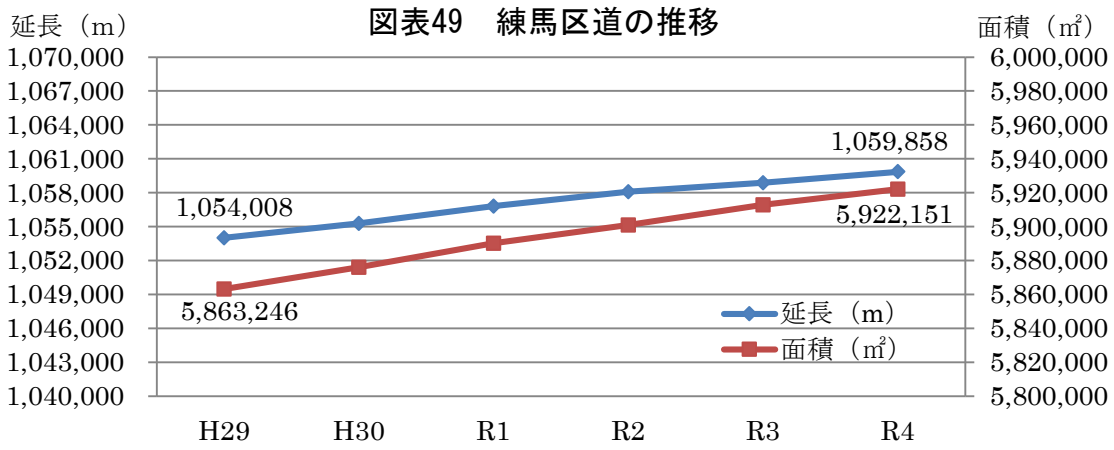

橋梁（区管理）

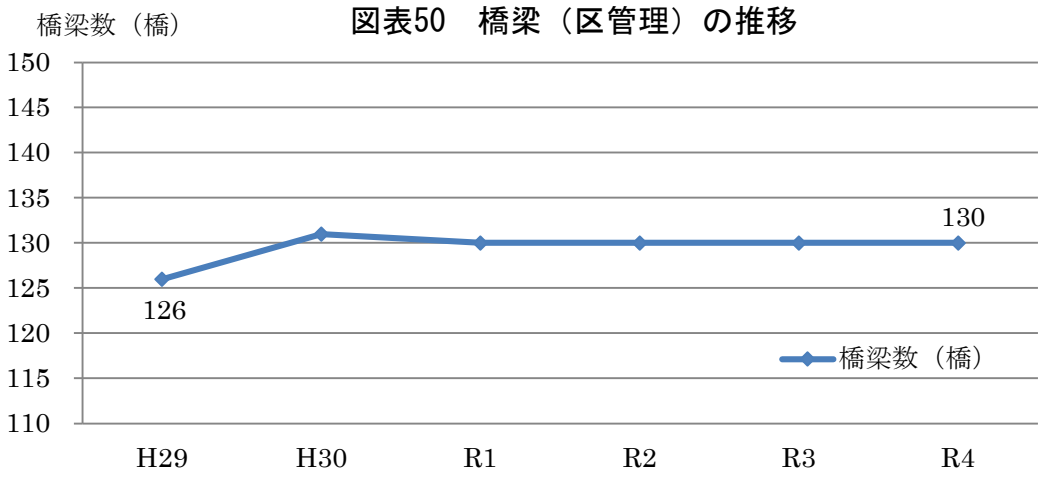

区立公園

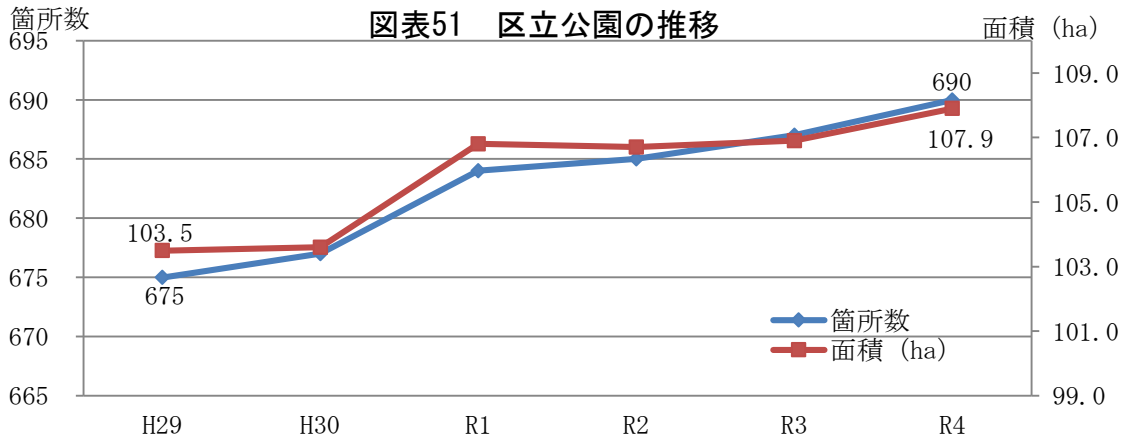

区立自転車駐車場

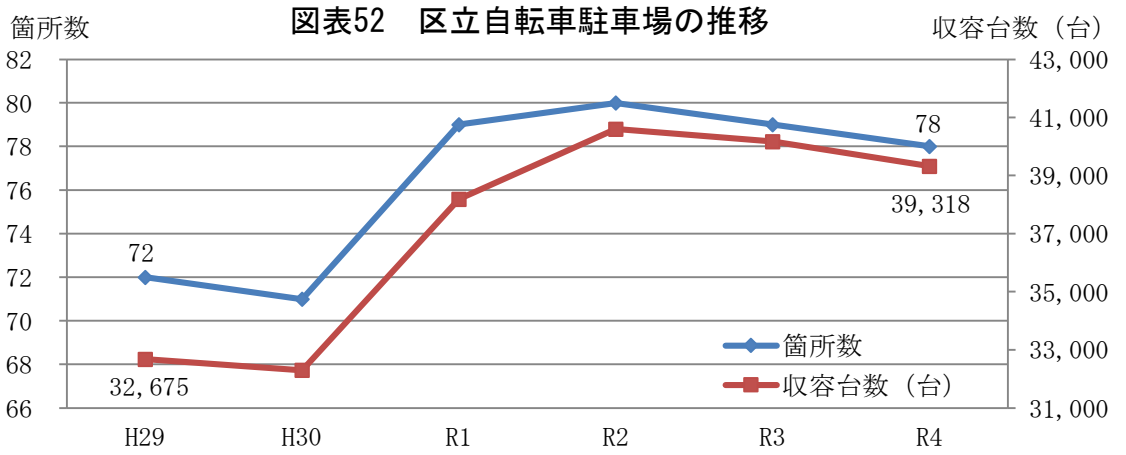

区立自動車駐車場

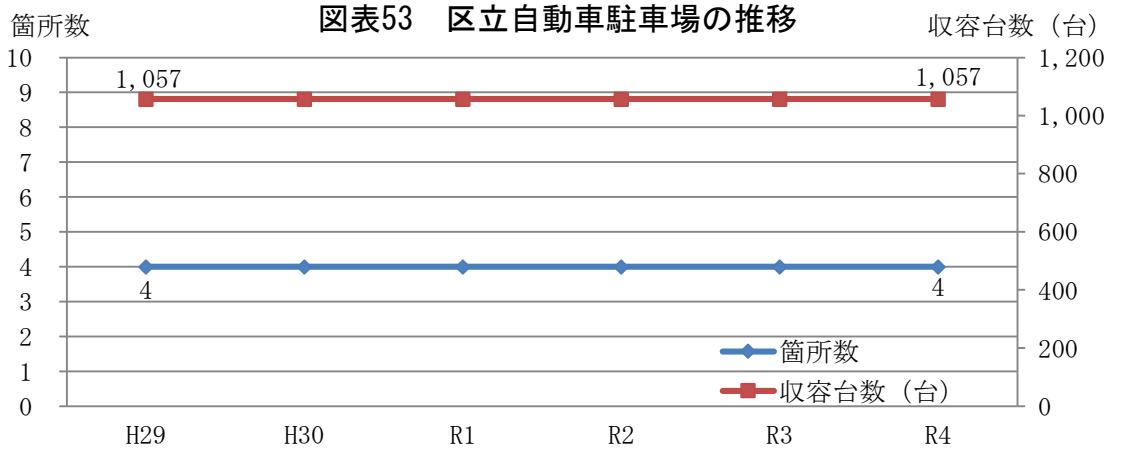

練馬区公共施設等総合管理計画〔追補版〕

＜案＞

令和６年（2024年）３月

発行　練馬区 企画部 企画課

住所　〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所 本庁舎６階

電話　(03)3993-1111(代表)

ＦＡＸ (03)3993-1195

練馬区ホームページ https://www.city.nerima.tokyo.jp

資　料　4

令和６年３月12日
教育振興部教育施策課

第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（素案）に寄せられた意見と区の考え方について

１　意見の受付状況

⑴　意見募集期間

令和５年12月11日（月）から令和６年１月15日（月）まで

⑵　周知方法

ア　ねりま区報（12月11日号）、区ホームページへの掲載
区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、教育施策課での閲覧、区立小中学生用タブレットパソコンの「ブックマーク」で閲覧、児童館での閲覧

イ　関係団体への説明等
以下の関係団体に方針素案について、個別に説明等を行った。
・区立幼稚園長会、小・中学校長会
・練馬区私立幼稚園協会

⑶　意見件数

32件（24名）
うち、子どもからの意見６件（６名）

２　寄せられた意見の内訳　（ ）内の数値は子どもからの意見数

項目	件数
第１章　区立小・中学校の適正配置	17（3）
第２章　区立幼稚園の適正配置	5（0）
その他	10（3）
合計	32（6）

3　寄せられた意見に対する対応状況　（ ）内の数値は子どもからの意見数

対応区分	件数
◎ 意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	0
○ 素案に趣旨を掲載しているもの	5（0）
□ 素案に記載はないが、他の施策・事業等ですでに実施しているもの	5（0）
△ 事業実施等の際に検討するもの	14（0）
※ 趣旨を反映できないもの	3（2）
－ その他、上記以外のもの	5（4）
合計	32（6）

4　区民からの意見（要旨）と区の考え方

NO.	意見の概要	区の考え方	対応区分
第１章　区立小・中学校の適正配置			
1	過小・過大規模の学校を調整することの意義は理解できるが、デメリットばかりに目を向けずに子どもたちを中心に考えた施策を望む。	過小規模化・過大規模化が進行すると、交友関係が固定化しやすくなる、施設面に余裕がなくなるなど、デメリットの影響が大きくなり、学校運営に大きな課題が生じることが危惧されます。児童・生徒の教育環境の充実を第一に考え、取り組んでいきます。	○
2	素案には概ね賛成だが、財政的な事情をもっと明らかにしてほしい。23区は地方に比べ裕福ではあるが、福祉にかかる費用は増加している。子どもが減り高齢者が増えるのであるから、建設費を福祉に回すべきである。 学校の廃校の当事者は、長期的な視点で見ることはできない。数値など客観的な視点で結論を出すべきである。	学校施設管理基本計画では、改築・改修にかかる今後の経費を試算し、児童・生徒数が減少する中、経費の負担を軽減しつつ、学校施設を適切に管理することとしています。今後、少子高齢化や人口減少が進み、労働力不足も懸念されています。区は、限られた財源、人材で効果的、効率的な行財政運営に努めていく必要があると考えています。 適正配置対象校の選定にあたっては、区の推計だけでなく、東京都が示す数値なども用いて検討します。	□

NO.	意見の概要	区の考え方	対応区分
3	以前住んでいた地域では、通学距離の決まりがなかった。小学生は２キロくらい歩ける。区は人口も多いが、学校が明らかに多いため、近くに学校を設置することに拘らず、効率的に学校を設置することを求める。	児童・生徒の過大な負担にならないよう、通学距離の一定の目安を定め、学校の適正配置を進めていきます。	○
4	様々なＳＮＳで小規模校を称賛する記載等があるが、過小規模校で楽しめる子どもはごく一部だ。嫌な人から逃げられない。クラス替えがない環境を改善してほしい。	児童・生徒の教育環境の充実を第一に考え、適正規模の確保を目指します。	○
5	クラスが複数あっても人間関係は固定化する。過小規模校は問題のある学校ではなく、個性のある学校だ。老朽化した設備の改築には賛成だが、廃校には反対である。	過小規模校には児童・生徒の交友関係の固定化だけでなく、多様な意見に触れることができない、部活動が制限されるなど、様々な課題があると考えています。また、校務分掌や学校行事などは、学校規模に関わらず概ね同じであるため、教員一人あたりの負担が増加する場合もあります。 適正配置を実施する際は、地域の皆さまの理解と協力を得られるよう努めていきます。	△
6	過小規模校への入学を前向きに捉えていたが、急に統廃合の話があり驚いている。統廃合があると学校が荒れると聞き、子どもの情緒も心配である。お金の面だけを見た合理的な判断ではなく、人の心をもった判断を求める。	統合・再編を行う際には、児童・生徒の不安や影響をできる限り軽減するよう努めていきます。学校の適正配置は、校舎の改築に合わせた効率的、効果的な行財政運営への対応といった経費の面もありますが、将来を見通した児童・生徒の教育環境の充実が第一と考えています。	△
7	適正配置を行う際は、小規模という理由で新しい校舎の学校をなくすのではなく、古い方から移してほしい。また、校舎の面積も考慮してほしい。また、学童の定員や教員不足、過重労働などの問題が起こらないように配慮してほしい。	統合・再編を行う際は、校舎の築年数や面積だけでなく、教室数、周辺環境、隣接校との位置関係なども加味して検討します。また、学童クラブのスペースや人員、教員の配置については十分に配慮します。	△

NO.	意見の概要	区の考え方	対応区分
8	大規模校よりも小規模校の方が低学年のうちから多様な大人の目が行き届く。子どもたちのために小規模校の価値を認めて存続させ、選択肢を増やしてほしい。 また、小規模校の教員を増やし、先生方がゆとりをもって、よりよい教育を行っていけるようにしてほしい。	過小規模化が進行すると、デメリットの影響が大きくなり、学校運営に大きな課題が生じることが危惧されます。将来の過小規模校・過大規模校・改築に課題のある学校を適正配置候補校とし、児童・生徒の教育環境の充実を第一に考え、取り組んでいきます。 教員の定数は義務教育標準法に基づいて国が定めており、区独自に増やす考えはありませんが、教員の負担軽減を図るために、教員一人の一週間あたりの担当授業数を引き下げることや教員の増員などについて、国や都に要望しています。	△
9	子ども一人ひとりを大切にすることを第一に考えてほしい。小規模校の良さもある。大規模校では、支援が必要な子どもに目が行き届かなくなるのが心配である。教師が足りないのは、教師の待遇が改善されないからだ。教育、子どもへの十分な投資を求める。教師が増え、豊かな教育環境がつくれるような施策も必要である。	国は、現在教員の処遇等を定めた給与等に関する法制的な枠組みを含め検討を進めているところです。区では、教員一人ひとりが心身の健康を保持し、誇りとやりがいをもって職務に専念できる環境を整えることで、学校教育の質の向上を図ることをねらいとして、平成31年３月に「練馬区立学校（園）における教員の働き方改革推進プラン」を策定しました。教員が子どもたちと向き合う時間を確保するため、引き続き取組を進めていきます。	□
10	途中から他の学校に転校することは、子どもにとって負担しかない。子ども一人ひとりに寄り添った教育をすべき。	統合・再編を行う際には、児童・生徒の不安や影響をできる限り軽減するよう努めていきます。	△
11	地域から学校が減ることは、地域コミュニティの弱体化につながる。	学校は教育施設である一方で、避難拠点や地域交流の場など様々な機能を併せ持っており、地域コミュニティの拠点として重要な役割を担っています。適正配置を実施する際は、地域の皆さまの理解と協力を得られるよう努めていきます。	○

12	区立中学校の進学者の減少は、少子化だけでなく私立中学校への進学者の増加も大きな原因だと思う。区立中学校の魅力のひとつは生徒の多様性にあるが、学力上位層が私立に流れ、その多様性は失われている。区立に進学する子どものほとんどは、経済力が中の下以下の家庭など、困難な状況に置かれた方が多いと推測している。 統廃合を考えるよりもまず学校の魅力を高め、児童・生徒、保護者の需要に応えることを優先してほしい。児童・生徒が進んで通いたくなる学校を作ってほしい。	私立中学校への入学率は22%前後で推移しており、この数値は10年以上変わってないことから、私立中学校への進学状況が、区立中学校の進学者の減少につながっているとは考えておりません。 また、学習指導要領に示されている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、区立中学校では、授業の改善や外部講師等の活用など、特色ある教育活動を展開しています。生徒は、教育活動を通じて、お互いに対話をしたり、主体的に活動する経験をしたりするなど、様々な人と触れ合い、社会性を身に付けていきます。 今後も、区立中学校の魅力を高めていくよう努めていきます。	□
13	練馬区の考える「適正配置」は、区民の考える体制配置ではない。人口増減率など基準にならない。学校を減らすことは災害が起きた時の避難所を減らすことでもある。区民と向き合った仕事をしてほしい。	学校の改築計画と整合を図りながら適正配置を実施していくためには、先を見据えた計画が必要と考えています。 また、学校は教育施設である一方で、避難拠点や地域交流の場など様々な機能を併せ持っており、地域コミュニティの拠点として重要な役割を担っています。適正配置を実施する際は、地域の皆さまの理解と協力を得られるよう努めていきます。	○
14	跡地・後施設の利用について、 ①学童クラブとしての利用 ②学習塾としての利用 ③子ども食堂としての利用 などを検討してほしい。	統合・再編によって生じる跡地・跡施設は、地域をはじめとする区民の皆さまや区議会のご意見を伺いながら、学校改築時の仮設校舎としての活用や、新しい行政需要に応える機能への転換など、最も効果的な活用方法を検討していきます。	△

NO.	意見の概要	区の考え方	対応区分
第２章　区立幼稚園の適正配置			
15	区立幼稚園の児童数の減少は、共働き家庭の増加だけでなく父母会の過重な負担も原因だと思う。ＰＴＡや父母会が親達の人間関係のハラスメントや過重な負担を招いている。こうした問題が起きないよう規制してほしい。	区立幼稚園では３園中２園が父母の会を結成し、園行事のお手伝いや父母の会主催の研修会の開催などの活動を行っています。今後、保護者の方々への負担を軽減できるよう、各園の実情を鑑みながら、園長会等で検討していきます。	△
16	区立幼稚園の３年保育を実現してほしい。３歳児になると遊び場が減り、児童館や公園では３歳以下の子ばかりになる。また、区立幼稚園は遊びの自由度が高いと感じている。 現在が２年保育のため、区立幼稚園への入園を諦めた方々が、３年保育になれば入園できるので、児童数も増加するのではないか。３年保育を実現して、遊び場が少ないこと、友達との交流が少ないことを改善してほしい。	今後の園児数の推移を踏まえた適正規模だけでなく、障害児保育や３年保育の実施など、区立幼稚園のあり方について令和６年度に検討委員会を設置し検討していきます。	△
17	区立幼稚園の保育環境および教諭の保育の質が高く、園への信頼感や就園先として満足感を感じている。 区立幼稚園は２年保育であることが、就園先の候補として一番ネックになってしまうと思う。また、長期休みの預かりなし、バス送迎なし、お弁当持参も私立幼稚園と比べたら厳しく思う保護者もいるが、３年保育にすることで入園希望者も増えると思う。課題もあると思うが、早期集団保育の良さは必ずあるので３年保育を実現してほしい。		△

NO.	意見の概要	区の考え方	対応区分
18	区立幼稚園は教育内容や園庭、保育室などどれも素晴らしい。無くすようなことはせず、広めていくべきだと思う。 区立幼稚園の規模を縮小するのでなく、園児数を増やすべく３年保育や朝の預かり保育を取り入れる等を検討してほしい。 ホームページやＳＮＳなどを上手く利用し、保護者への周知に力を入れてほしい。	今後の園児数の推移を踏まえ、適正規模だけでなく、障害児保育や３年保育の実施など区立幼稚園のあり方について令和６年度に検討委員会を設置し検討していきます。 ご意見を踏まえ、区立幼稚園の活動の周知強化等についても検討します。	△
19	区立幼稚園の取組が、現状の質の高さはそのままに区民の実情に沿った形になること、将来の素晴らしい人材の育成に繋がることを願い、６点求める。 ①３年保育の実施 ②預かり保育（朝・夕・長期休み中）の実施 ③給食の実施 ④こども園化の実現 ⑤支援の必要な子とそうでない子の混在した現在の教育の継続 ⑥より良く広く認知してもらうための告知やホームページなどの充実		△
その他			
20	学校の適正配置とともに学童の適正配置も重要課題である。古い学校にも早急に学童設置を実現してほしい。	学童クラブの校内化については、「ねりっこクラブ」の実施と併せて取り組んでいます。令和６年４月に新たに７校で「ねりっこクラブ」を開設し、全 65 校中 59 校に拡大します。全区立小学校での早期の実施に向けて取り組んでいます。	□
21	体育館のエアコン設置を早急に行ってほしい。	全区立小中学校体育館への空調設備の設置は、令和７年度までに完了します。未設置校は設置までの間、熱中症対策を講じます。	□

NO.	意見の概要	区の考え方	対応区分
22	教員の負担軽減のために、教科担任制の拡大を検討してほしい。多くの教員と児童・生徒の関わりができ、相乗効果があると思う。	教科担任制については、東京都教育委員会で実証事業として都内の推進校 20 校を指定しており、本区でも１校が指定を受け、加配教員が配置されて事業を進めており、今後推進指定校を拡大していきます。今後も推進校での成果および課題を踏まえ、子どもたち一人ひとりに丁寧な指導ができるよう、より効果的な指導体制の在り方について検討していきます。	△
23	数学は高校からでいい。	区立小中学校で指導する教科や内容については、文部科学省が公示する学習指導要領で定められており、小学校では算数、中学校では数学を指導することとされています。	－
24	区立小中学校は「学級数によって教員が配置される」とのことだが、児童・生徒数に対して教員の数が少なすぎる。学級数が少なくても多くの教員を配置し過重労働を解消してほしい。 部活を地域のサークル化し、学校の規模に関わらず多種多様な部活を選べるようにしてほしい。部活動は本来教員の仕事ではないので、指導を専門のコーチに任せるべき。	教員の定数は義務教育標準法に基づいて国が定めており、区独自に増やす考えはありませんが、教員の負担軽減を図るために、教員一人の一週間あたりの担当授業数を引き下げることや教員の増員などについて、国や都に要望しています。 部活動の地域移行については、生徒の発達段階やニーズに応じた多様な活動を行えるように、連携する団体や指導者の確保といった環境を整備する必要があります。現在、区では休日の部活動の地域移行に向けて学校関係者や関係部署と協議するとともに、教員、生徒および保護者の部活動に関わるニーズを把握するためにアンケート調査を実施しています。生徒や保護者の意向を踏まえ、円滑な地域移行に向けた検討を進めていきます。	△

NO.	意見の概要	区の考え方	対応区分
25	子どもが減っているのだから、練馬区が東京都にさきがけて少人数クラスを実現し、地域の学校を減らさないでほしい。	少人数学級の実現には、教員の増員だけでなく、限られた校舎スペースに普通教室を増設するなどの課題を解決する必要があります。法の規定に則り、小学校は段階的に35人学級、中学校は40人学級で編制しています。	※
26	中学校の特別支援学級が少なすぎる。選択の余地がなく、定員も少ない。現在小学校の特別支援学級にいる児童が入れないのは問題である。特別支援学校ではなく、地域の学校で近所の友達と一緒に学びたい。増やす改善をしてほしい。	特別な支援を必要とする児童・生徒が増加していることは区も認識しています。 令和６年度に策定する特別支援教育に係る新たな方針において、特別支援学級の増設等について検討していきます。	△

5　子どもからの意見（要旨）と区の考え方

NO.	意見の概要	区の考え方	対応区分
第１章　区立小・中学校の適正配置			
1	学校同士が近いと他校と喧嘩になる。	学校は、様々な教育活動を通じて、他の人と協調しながら、よりよく問題を解決するなどの「生きる力」を育む場となります。そのため、学校の友達だけでなく、他校の児童・生徒と関係を築きながら、「生きる力」を育んでいきましょう。	―

NO.	意見の概要	区の考え方	対応区分
2	学校の人数が友達の学校の2倍以上なので新しい小学校を作ってほしい。	子どもの人数は今後減っていくことが予測されるため、学校を新しく作ることは難しいと考えています。区は、できるだけ子どもの人数のバランスがとれるように、学校を配置したいと思います。	※
3	学区をなくしてほしい。学区の範囲がおかしいから、近い中学校があるのに信じられないくらい遠いところに通っている。	通学区域は、地域の子どもの人数や通学距離、町会・自治会など地域との関係などを考えて設定しています。通学区域がなくなると、入学者が多い学校は、教室が足りなくなることも考えられるため、通学区域は必要と考えています。 なお、特別な理由がある場合には、指定校変更という制度があり、他の学区の学校に通学できます。また、中学校では新入学時に学校を選択できる制度があります。	※
その他			
4	校則をちゃんと生徒手帳に書いて、なるべくゆるくして欲しい。	校則の内容は、生徒や保護者の考え方、地域の状況、社会の常識などを踏まえ、毎年見直す必要があります。生徒総会などの機会に、ぜひ生徒の皆さんが主体となって校則の内容を検討してください。	―

NO.	意見の概要	区の考え方	対応区分
5	毎日席替えできる学校にしてほしい。	席替えを行うことで、いろいろな友達と幅広く関わることができます。一方、学習面では、一定期間同じメンバーで継続的に意見交換をしたり、コミュニケーションを図ったりすることも必要であると考えています。	－
6	すべての教科が好きになる学校に通いたい。	各学校では、児童・生徒の皆さんが自分から学習に取り組もうと思えるよう、様々な工夫をしています。問題が解けたときの嬉しさや友達と話し合い多くの意見を聞くことの楽しさなどをたくさん感じて、全ての教科を好きになっていってほしいと思います。	－

資　料　5	1

令和６年３月12日
教育振興部教育施策課

第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（案）について

１　素案から案への主な変更・追加等について

	頁	変更箇所	変更・追加等の内容
第１章　区立小・中学校の適正配置			
1	５～７頁	１(１) １(２)	・厚生労働省発表の「出生数」、「公立小学校児童数・公立中学校生徒数の推移」および「第３次ビジョン推計による年代別人口の推移」を最新データに更新
2	13～14頁	３(４)④	・人口推計は複数の推計を用いるほか、大規模な建築計画も考慮する旨を追記

２　第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（案）
別紙のとおり

資　料　5　2

第二次
区立小・中学校および区立幼稚園の
適正配置基本方針

〈案〉

令和６年（2024 年）３月

練馬区教育委員会

目　　次

はじめに
１．これまでの適正配置の取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２．第二次適正配置基本方針（案）の策定　・・・・・・・・・・・・・・・・２
３．第二次適正配置基本方針の位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第１章 区立小・中学校の適正配置
１．区立小・中学校を取り巻く状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（１）児童・生徒数、学校数の推移
（２）将来の児童・生徒数の推計
（３）校舎の老朽化
（４）改築に伴う課題
２．区立小・中学校の適正規模　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（１）学級数の基準
（２）学級規模における課題
３．適正配置の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（１）今後 20 年程度を見据えた際に直面する課題
（２）適正配置の進め方
（３）適正配置候補校の抽出
（４）適正配置対象校の選定
（５）その他の留意事項
４．適正配置実施計画の策定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

第２章 区立幼稚園の適正配置
１．区立幼稚園を取り巻く状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
（１）園児数の推移
（２）幼稚園のニーズ
（３）障害児保育
２．区立幼稚園の教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
（１）生きる力と豊かな心の育成
（２）私立幼稚園との連携
３．区立幼稚園のあり方検討委員会の設置　・・・・・・・・・・・・・・・２０

参考資料

はじめに

1. これまでの適正配置の取組

練馬区では、年少人口の減少に伴う区立学校の小規模化や学級規模の格差を解消するため、平成17年４月に「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」（以下「適正配置基本方針」という。）を策定しました。平成29年３月には、区立施設の総合的なマネジメントの方針である「練馬区公共施設等総合管理計画」に基づく個別計画として「練馬区学校施設管理基本計画」を策定し、「区立小中学校の適正配置の考え方」の中で、個別の学校についての対応方針などを示しました。

適正配置基本方針に基づく実施計画として、平成20年２月に「区立学校適正配置第一次実施計画」、平成24年３月に「区立幼稚園適正配置実施計画」、平成29年３月に「練馬区立光が丘第四中学校適正配置実施計画」、令和元年８月に「旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の今後の対応方針」をそれぞれ策定しました。

これらの方針・計画等に基づき、これまでに小学校８校を４校に統合・再編し、中学校１校、幼稚園２園を廃止しました。現在は、小学校65校、中学校33校、幼稚園３園を設置・運営しています。

2. 第二次適正配置基本方針（案）の策定

適正配置基本方針の策定から約 20 年が経過し、急速な少子化を踏まえた今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35 人学級編制の実施などの要素を鑑みた検討が必要となります。また、区立幼稚園についても、今後の園児数の推移を踏まえた適正規模だけでなく、障害児保育や３年保育など、区立幼稚園のあり方について検討する必要があります。

教育委員会は、平成 28 年５月に設置した「練馬区立学校の適正規模・適正配置検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において、適正配置の基本方針、具体的な進め方などについて検討してきました。

この度、検討委員会から①区立小・中学校の適正規模に関すること、②適正配置の方針および計画に関すること、③学校施設の改修・改築に関すること、④今後の区立幼稚園の運営における適正規模に関することについて答申を受けました。教育委員会では答申を踏まえて「第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（案）」（以下「第二次適正配置基本方針」という。）をまとめました。

３．第二次適正配置基本方針の位置付け

第二次適正配置基本方針は、今後 20 年程度を見通したものとします。具体的な適正配置の対象となる学校は、実施計画を策定のうえ、概ね５年ごとに検討を行うものとします。

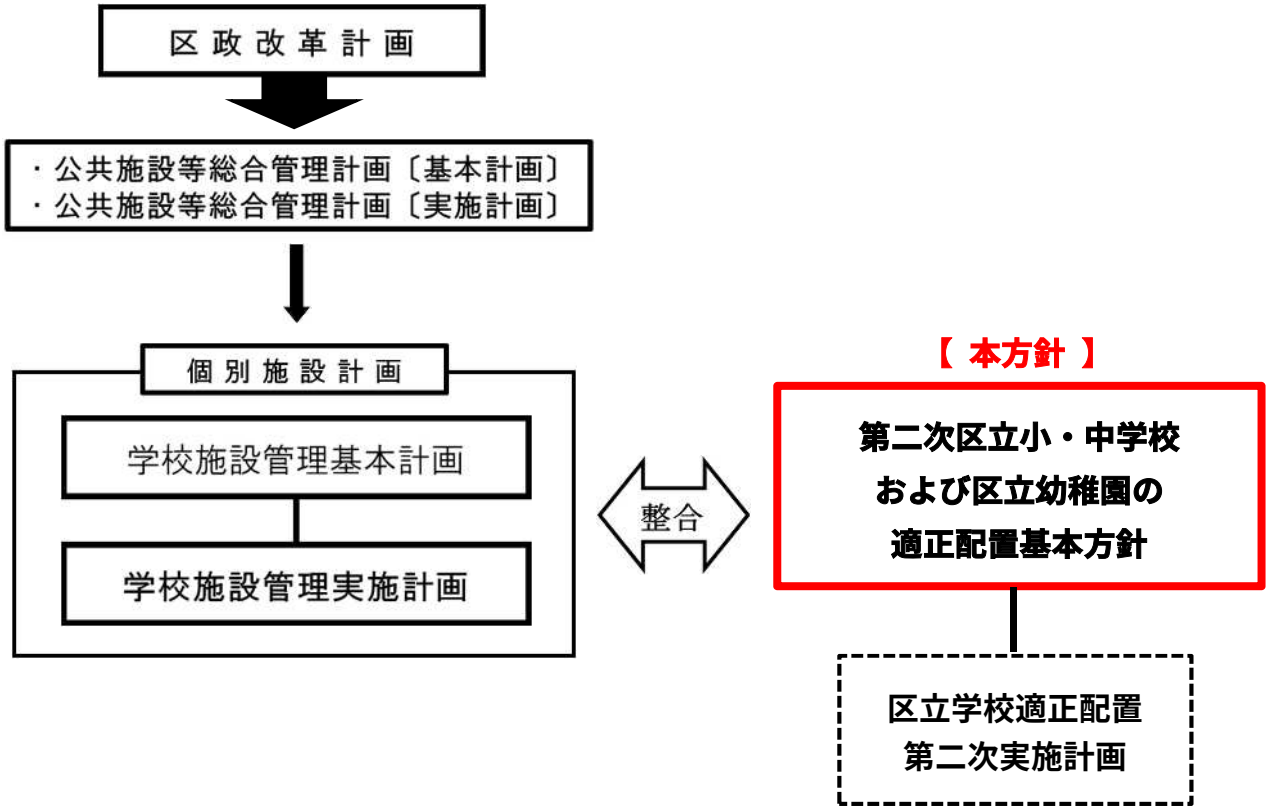

第１章　区立小・中学校の適正配置

1. 区立小・中学校を取り巻く状況

集団活動や行事が活発に行われ、児童・生徒が様々な人との関わりの中で学び、成長していくために、学校には一定の児童・生徒数と学級数が必要です。そのためには、学校の適正規模を確保し、児童・生徒が良好な教育環境の中で学び、成長することができるよう、学校の適正配置を行う必要があります。

また、区の財政状況が厳しさを増す中、これまでにない少子化の局面においては、今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、適正配置を進める必要があります。

（1）児童・生徒数、学校数の推移

国が発表した令和５年（2023 年）の出生数（速報値）は約 75.9 万人となり、初めて 80 万人を割り込んだ令和４年（2022 年）からさらに 5.1%減少しました。統計を始めた明治 32 年（1899 年）以降、最少を更新し、全国的に少子化が急速に進んでいます。

区立小学校の児童数は、昭和 54 年をピークに減少し、現在、ピーク時の約 64%まで減少しています。また、区立中学校の生徒数は、昭和 57 年をピークに減少し、現在、ピーク時の約 56%となっています。

一方、学校数は、小学校はピーク時の 69 校から 65 校、中学校は 34 校から 33 校となっています。

＜区立小・中学校の児童・生徒数、学校数の推移＞

小学校

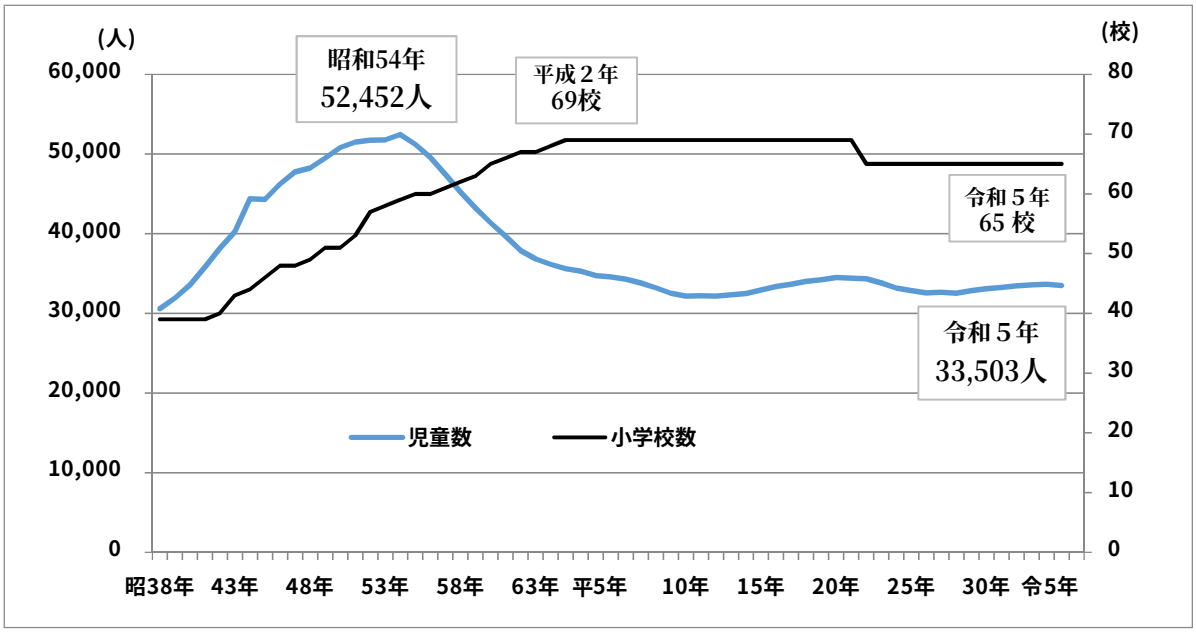

中学校

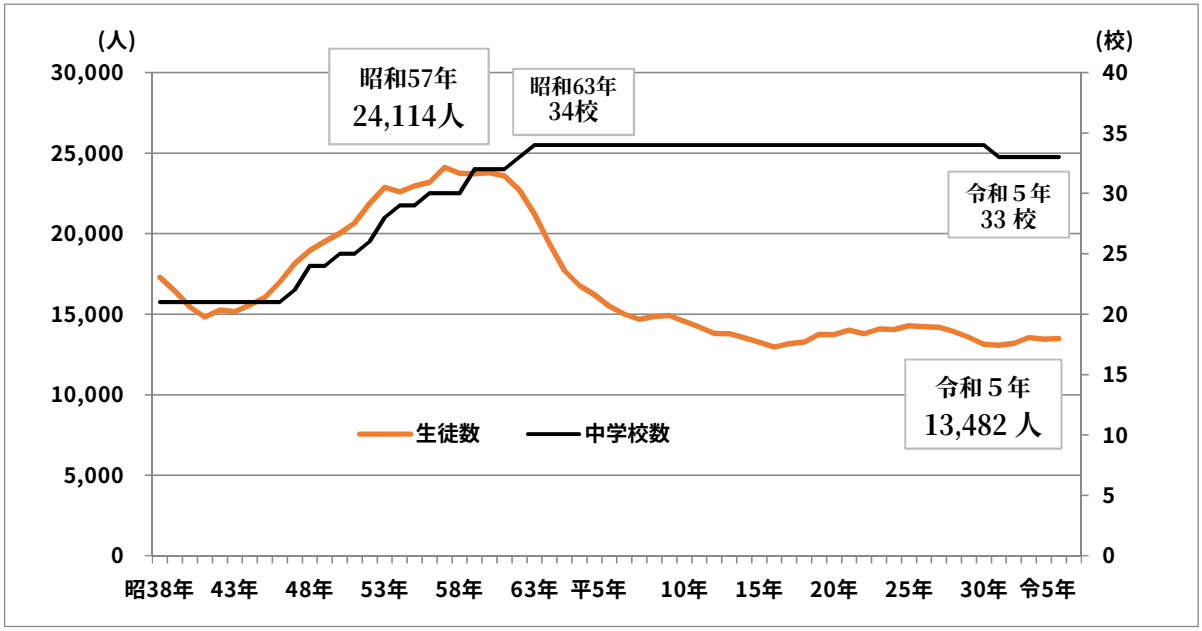

（２）将来の児童・生徒数の推計

東京都が毎年公表している「教育人口等推計報告書」（令和５年 11 月 30 日確定）では、今後 13 年間の児童・生徒数の推計が出されており、東京都全体で小学校（児童数）24.6%、中学校（生徒数）19.9%減少する見込みとなっています。

＜公立小学校児童数・公立中学校生徒数の推移＞

小学校（児童数）

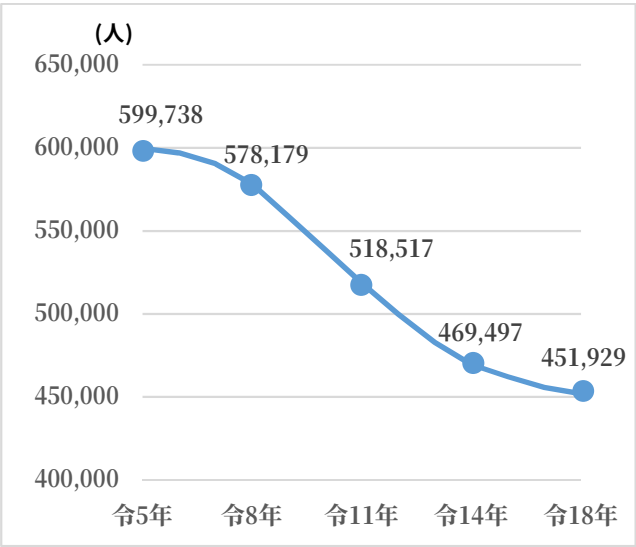

中学校（生徒数）

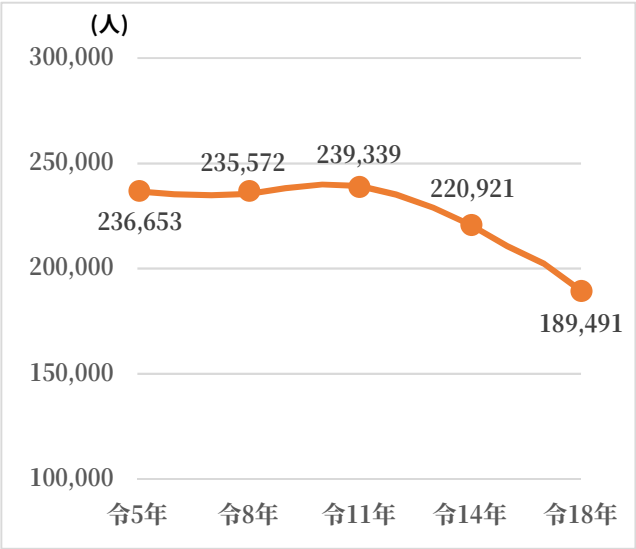

区では、第３次みどりの風吹くまちビジョン（以下、第３次ビジョン）の策定に向け、区の将来人口を推計しました。その結果、今後 20 年間の小・中学生年代は、現在に比べて小学生年代 8.8%、中学生年代 10.0%減少する見込みとなっています。

＜第３次ビジョン推計による年代別人口の推移＞

小学生（６～11 歳）

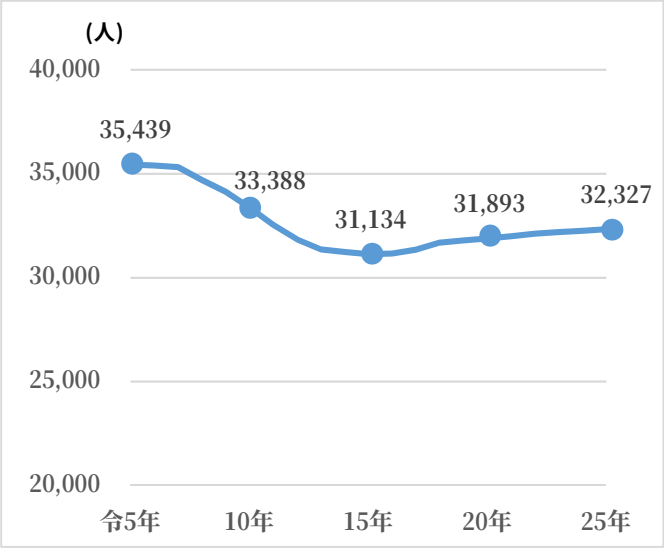

中学生（12～14 歳）

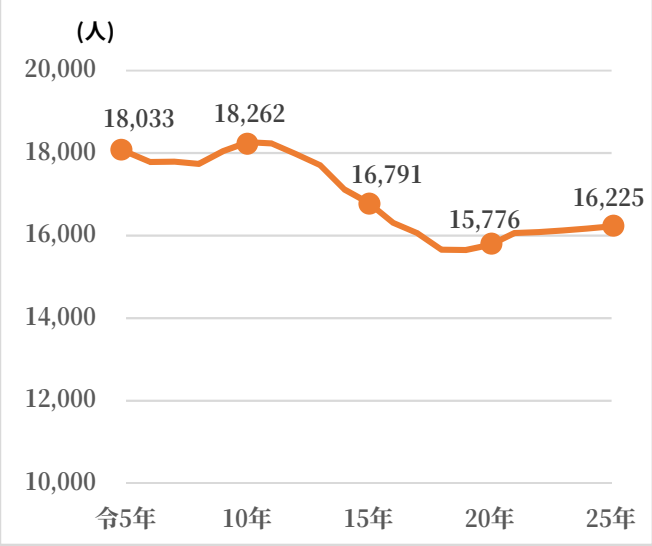

※年齢は１月１日現在

（３）校舎の老朽化

区には、庁舎や学校・保育園・地区区民館など、様々な種類の施設が約 700 施設あり、総延床面積の約半分を小中学校 98 校（学校施設）が占めています。

学校施設は、今後 20 年間で 76 校が築 60 年以上となります。練馬区学校施設管理基本計画において、築 60 年を目途に長寿命化または改築することとしており、それぞれの学校施設について、早急な判断が求められています。改修・改築には多額の費用がかかり、区の財政に大きな影響を与えます。

（４）改築に伴う課題

改築を行う際には、35 人学級編制による学級数の増加等に伴う校舎の建築面積の拡大に加え、周辺道路の拡幅や建築基準法等の改正による規制の強化等により様々な制約を受けるため、運動場面積が現在に比べて小さくなってしまう懸念があります。

2. 区立小・中学校の適正規模

（１）学級数の基準

集団活動や行事が活発に行われ、児童･生徒が様々な人との関わりの中で学び、成長していくためには、学校には一定の児童・生徒数と学級数が必要です。

過小規模校では、集団生活の良さが生かされにくく、交友関係が固定化しやすくなります。また、教員は学級数に応じて配置されるため、教員が少ないことにより授業改善の取組や部活動が制限される場合があります。一方、過大規模校では、教室・体育館・運動場などの施設面に余裕がなく、少人数指導などの学習面や運動会などの行事面で支障が生じることがないよう、配慮する必要があります。

区立小・中学校の適正規模の基準は、以下のとおりとします。

① **小学校**　12 学級～18 学級（19 学級～24 学級は許容範囲）

全学年でクラス替えを可能とし、同学年に複数の教員を配置するため、１学年２学級～３学級を基本に 12 学級～18 学級とします。

なお、１学年４学級程度であれば、学校運営上支障がないものと考えられるため、教室の確保を条件に、19 学級～24 学級は許容範囲とします。

② **中学校**　12 学級～18 学級

生徒同士の交流や、学習面・部活動の充実のため、１学年４学級～６学級を基本に 12 学級～18 学級とします。

③ **小中一貫教育校**　18 学級～27 学級

異学年交流や行事などが実施しやすく、１名の校長で運営上支障のない、１学年２学級～３学級を基本に 18 学級～27 学級とします。

※国では、学級数の標準規模を、学校教育法施行規則により小･中学校ともに「12 学級～18 学級」、小中一貫の義務教育学校は「18 学級～27 学級」としています。

適正規模に満たない学校を過小規模校、適正規模（許容範囲）を超える学校を過大規模校とし、今後の児童･生徒数の動向を注視しながら適正規模の確保を目指します。

（２）学級規模における課題

過小規模校や過大規模校は、それぞれの環境の中で工夫を凝らすことにより、適正な学校運営を行っています。しかし、過小規模化や過大規模化が進行すると、デメリットの影響が大きくなり、学校の努力だけではカバーできずに学校運営に大きな課題が生じることが危惧されます。

【過小規模校・過大規模校の主な課題】

	主な課題
過小規模校	●単学級（１学年１学級）ではクラス替えができないため、交友関係が固定化しやすく、多様なものの見方・考え方にふれる機会が少なくなる ●児童・生徒から多様な発言が引き出しにくく、集団生活の良さが生かされにくい ●教員が少なく、授業改善の取組や部活動などが制限される場合がある ●教員一人あたりの校務負担や行事に関わる負担が増加する場合がある ●教員個人の力量への依存度が高まり、人事異動や教員数の変動により学校経営が不安定になる可能性がある
過大規模校	●集団生活において、同学年との結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある ●教室、体育館、運動場、少人数指導や部活動のスペースなどの施設面に余裕がなくなる ●社会科見学や移動教室時の見学場所が制限される場合がある ●運動会などの学校行事や集団学習において、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる ●教職員による児童・生徒一人ひとりの個性や行動の把握が困難になりやすい

3. 適正配置の基本的な考え方

学校は、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせる場でもあります。そうした教育を行うためには、一定の規模の児童・生徒数が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比率についてバランスのとれた教職員が配置されていることが望ましいと考えられます。

学校教育の充実を図り、児童・生徒に良好な教育環境を提供するため、適正規模の小・中学校を地域に適正に配置します。

（1）今後 20 年程度を見据えた際に直面する課題

昭和 50 年代と比べると児童・生徒数は約６割に減少し、急速な少子化の進行により今後も長期的に減少していく見込みです。一方、学校施設は、今後 20 年間で 76 校が築 60 年以上となり、改築や長寿命化改修が必要な学校施設は増加していきます。

少人数指導や 35 人学級編制により必要な教室数が増加すること、周辺道路の拡幅による敷地面積の減少や建築基準法等の改正による規制の強化等の様々な制約により改築後に十分な運動場面積を確保できない学校があること、また、学校の改築・改修には多額な費用がかかることから、それぞれの学校について改築や長寿命化改修を行うべきか検討が必要です。

（2）適正配置の進め方

● 過小規模校

適正規模を下回る過小規模校は、通学区域の変更、学校の統合・再編を基本に検討します。通学区域の変更は、概ね１年間の準備期間を設けたうえで実施します。統合・再編は、以下のいずれかの方法により行い、概ね２年間の準備期間を設けたうえで実施します。

①統合対象としたいずれの学校も廃止し、新校を設置する方法

②対象の過小規模校のみを廃止し、近隣校の学区域に編入する方法

● 過大規模校

適正規模を上回る過大規模校は、通学区域の変更を基本に検討します。概ね１年間の準備期間を設けたうえで実施します。また、指定校変更申請による通学区域外からの受け入れを調整します。

なお、統合・再編の組合せ、学校の位置、学校施設の状況などから、適正規模を確保している学校も通学区域の変更、統合・再編の対象となることがあります。

ただし、地理的条件や周辺校の学校規模により、適正配置が困難な場合は、学校運営に支障がないことを確認したうえで、適正規模でなくても学校運営を継続します。

（３）適正配置候補校の抽出

児童・生徒に良好な教育環境を提供するため、今後の児童・生徒数の動向を踏まえた「適正規模の視点」と学校施設の状況を踏まえた「改築の視点」を用いて、適正配置の候補校を抽出します。

① 適正規模の視点から見る候補校

学校別の児童・生徒数に人口増減率を掛け合わせ、20 年後の学校規模を算出します。

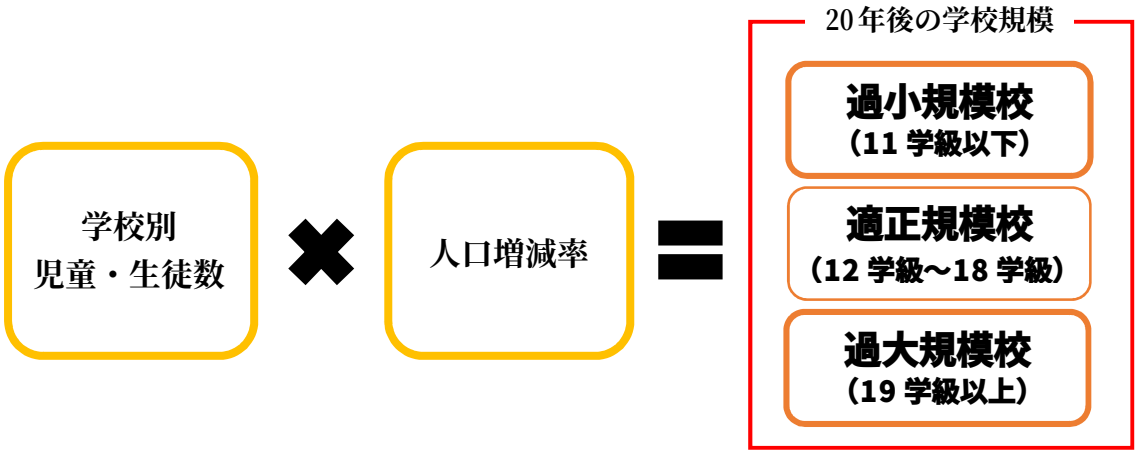

※小学校 19 学級～24 学級は許容範囲

② 改築の視点から見る候補校

敷地面積が狭い学校は、改築を行う際に十分な教育環境を確保できない恐れがあります。改築後に望ましい運動場面積を確保できない可能性のある学校も、適正配置を検討する必要があります。

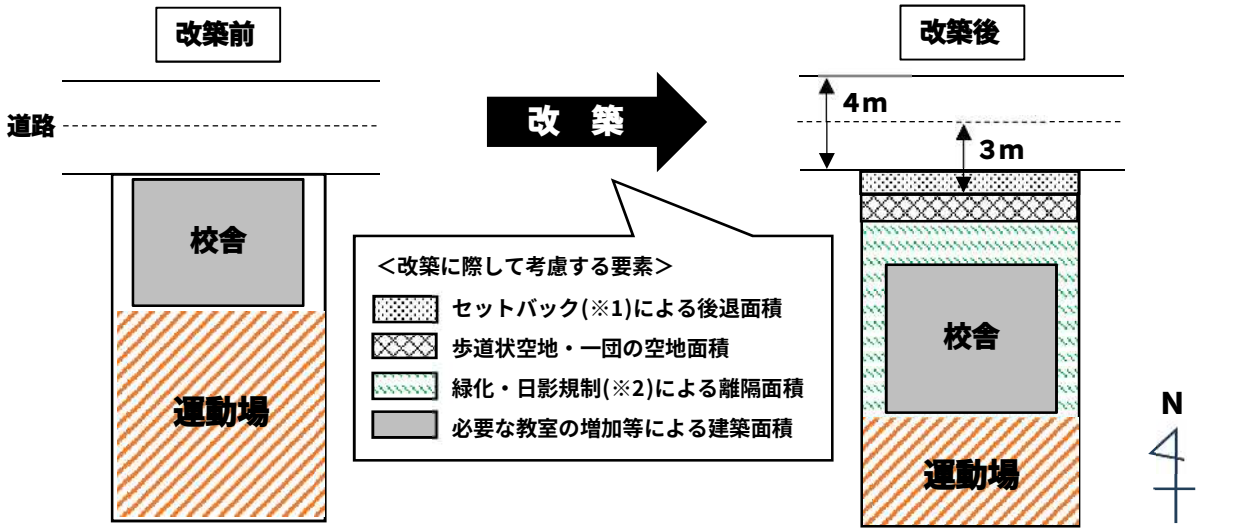

※ 図は一例

※1　セットバック：建物の建設に伴い、道路と土地の境界線を後退させること

※2　日影規制：建築物による影が、近隣にかからないよう、日当たりを確保するための規制

【望ましい運動場面積】

運動場面積は、トラック競技や短距離走ができるような面積の確保が必要です。統合・再編を行う際は、学習指導要領が求めている授業に必要な規模を想定した運動場面積の確保を目指します。

小学校

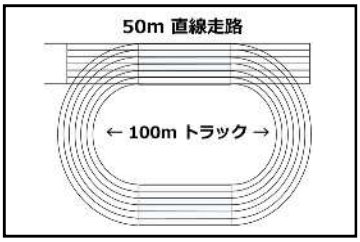

100m トラック、直線走路 50m 確保

中学校

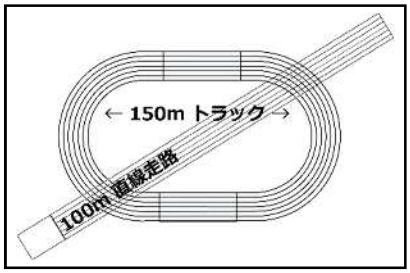

150m トラック、直線走路 100m 確保

（４）適正配置対象校の選定

適正規模の視点と改築の視点から見た適正配置候補校をさらに複数の観点で検討します。

【対象校選定の主な視点】

① 近隣校の受け入れ可否

適正配置を行う場合、対象となる学校の児童・生徒を近隣校で受け入れられなければなりません。近隣校の改築できる規模や改築時期を踏まえ、検討する必要があります。また、児童・生徒の環境の変化を最小限にするため、統合・再編は１対１を原則としつつ、過小規模校については、最大２校への分散も検討することとします。

② 通学距離

適正配置を行う場合、一部の児童・生徒は通学距離がこれまでより延びる可能性があります。これまで、教育委員会では通学距離の目安を小学校１㎞、中学校 1.5㎞ としていましたが、学区域が広い学校では目安の距離を超えて通学しているなど、各校で実態は大きく異なります。今後は、概ね 30 分程度を目安とし、小学校 1.5㎞、中学校２㎞ 程度を目安とします。

適正配置により、通学区域の変更を行う場合は、踏切や危険個所の横断等についても配慮し、通学路の安全確保にも努めていきます。

※国の基準は小学校で概ね４㎞ 以内、中学校で概ね６㎞ 以内となっています。また、スクールバスの利用等、通学実態の多様化を踏まえ、通学時間は概ね１時間以内という目安が示されています。

③ 適正配置後の学校規模

適正配置を行う場合、受け入れた学校が過大規模となる可能性があります。20 年後の学校規模を算出し、改築後でも適正な教育環境を確保できるか検討します。

④ 人口変動の要素

まちづくりや鉄道路線の延長などにより、人口が大きく変動する場合があります。該当地域の学校の適正配置は慎重に進めます。また、人口推計は複数の推計を用いるほか、公表されている大規模な建築計画を考慮のうえ検討します。

【適正配置対象校の選定フロー】

＜適正配置候補校＞

20 年後の過小規模校（適正規模の視点）	20 年後の過大規模校（適正規模の視点）	改築に課題のある学校（改築の視点）

① 近隣校の受け入れ可否	統合・再編は１対１を原則とし、過小規模校は最大２校への分散で近隣校へ受け入れできるか
② 通学距離	通学距離の目安程度の通学可能な距離か
③ 適正配置後の学校規模	過大規模（小学校 25 学級、中学校 19 学級以上）にならないか
④ 人口変動の要素	まちづくりや鉄道路線の延長など、人口が大きく変動する見込みはないか 大規模な建築計画はないか ※東京都教育人口等推計も考慮。

適正配置の対象となる学校を決定

※「受入先となる学校」「近隣校の統合・再編を優先する学校」「改築時に再検討する学校」を除く

（５）その他の留意事項

学校の適正配置を検討する際は、以下の事項について留意します。

● 設置場所

新校の設置場所は、統合・再編となる学校のいずれかの校地を活用します。また、必要に応じて改築・改修工事を行います。設置場所は校地面積、建築年度、施設内容や教室数、周辺環境、隣接校との位置関係などを勘案し決定します。

● 小中一貫教育

区では、平成 23 年から施設が離れた小中学校における小中一貫教育の研究を開始し、授業改善による学力・体力の向上や連携指導による豊かな人間性・社会性の育成、滑らかな接続による安定した学校生活などの成果が確認されています。

今後は、引き続き全ての小中学校において小中一貫教育の取組を継続するとともに、施設一体型の小中一貫教育校の設置については、敷地の状況や児童・生徒数、施設規模などを勘案し検討することとします。

● 特別支援学級

統合・再編の対象校に特別支援学級が設置されている場合は、原則として、新校に特別支援学級を設置します。ただし、新校を設置しない場合や、教室数など施設の状況等により対象校への設置が困難な場合、周辺校に移設することがあります。

● ねりっこクラブ

各小学校では、放課後の児童の居場所として、ねりっこクラブを実施しています。通学区域の変更や統合・再編を検討する際には、必要なスペースの確保に努めます。

● 地域コミュニティ・避難拠点

学校は教育施設である一方で、避難拠点や地域交流の場など様々な機能を併せ持っており、地域コミュニティの拠点として重要な役割を担っています。通学区域の変更や統合・再編を検討する際には、地域の皆さまと教育上の課題などを共有し、理解と協力を得られるよう努めていきます。

● 跡地・跡施設の活用

統合・再編によって生じる跡地・跡施設は、改築中の仮設校舎としての活用や、新たな区民ニーズに応える機能への転換などを検討します。

● 協議会の設置

校名・標準服などの選定、交流事業の実施、対象校の歴史や伝統の保存については、統合・再編のための協議会を設置し、関係者の意見を聞きながら進めます。

4. 適正配置実施計画の策定

区立小・中学校の適正配置は、実施計画を策定のうえ進めていきます。実施計画は、「適正配置対象校の選定フロー（P14）」に基づき検討し、令和６年度に令和 10 年度までの計画を策定する予定です。

また、その後も児童・生徒数や改築校の状況も踏まえ、練馬区学校施設管理実施計画と整合を図りながら、概ね５年ごとに見直しを行います。

【実施計画の策定スケジュール（予定）】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
実施計画	策定									
実施計画(見直し)					見直し					

第２章　区立幼稚園の適正配置

１.区立幼稚園を取り巻く状況

（１）園児数の推移

幼稚園の園児数は、近年大きく減少しているのに対し、保育所の園児数は、増加傾向です。急速な少子化の進行、女性の就業率の増加による保育需要の高まりから、今後もこの傾向が続くことが見込まれます。

＜区内園児数の推移＞

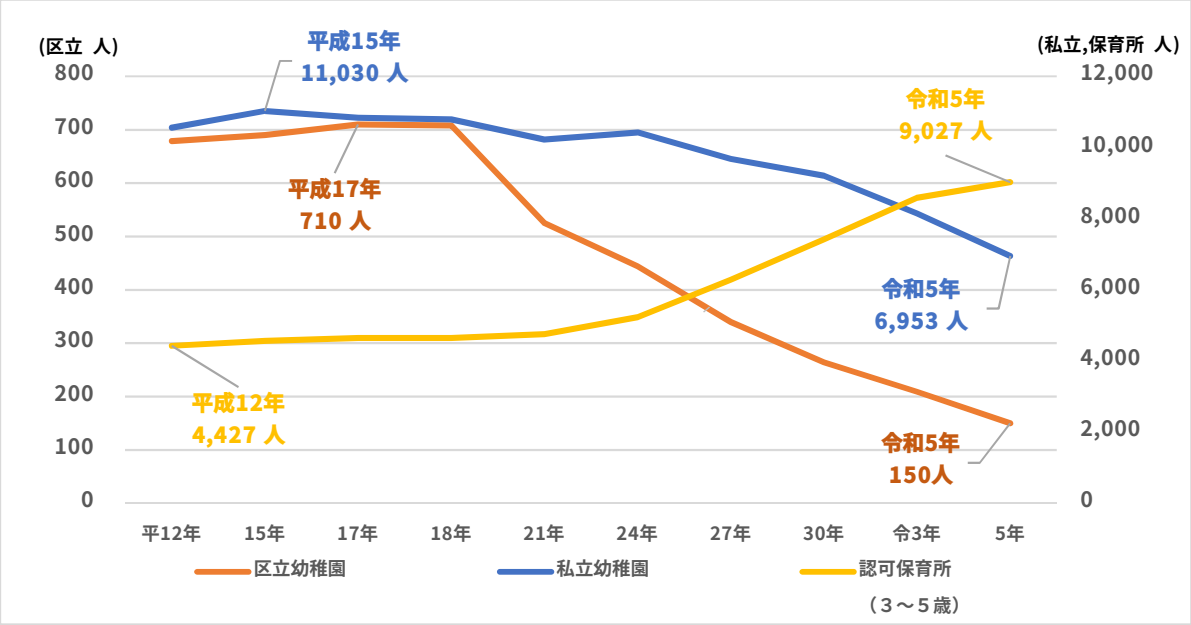

（２）幼稚園のニーズ

０歳児の子どもの保護者に、現在と将来１～５歳になった時に利用したい施設を調査しました。０～２歳は保育所の利用希望が高いですが、３歳以降になると幼稚園の利用希望も増加しています。

＜保育施設の利用希望比率＞

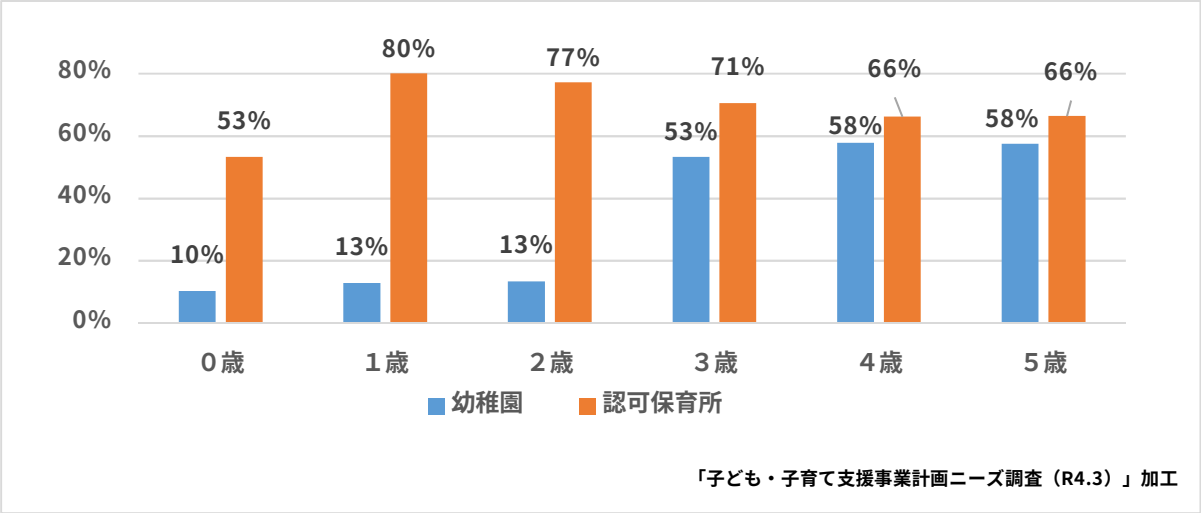

また、幼稚園に通園させたい理由で「保育期間が適切である」と回答した方に保育期間について再度質問したところ、「３年保育が適切である」と回答した方が全体の８割を超えました。

＜適切な保育期間ニーズの割合＞

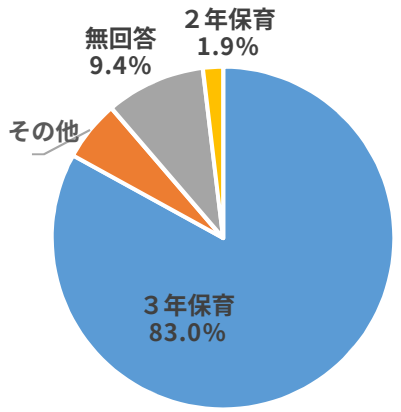

「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（R4.3）」加工

（３）障害児保育

区立幼稚園では３園全てで障害児保育を実施しています。区立幼稚園、私立幼稚園ともに受け入れ数は増加傾向です。園児数における障害児数の割合は、私立幼稚園に比べ区立幼稚園の割合が高く、区立幼稚園に通園する園児全体の約 40%が障害児となっています。区立幼稚園では、重度障害児、医療的ケア児も受け入れており、障害児の就園先となっています。

＜区内園児数に占める障害児の割合＞

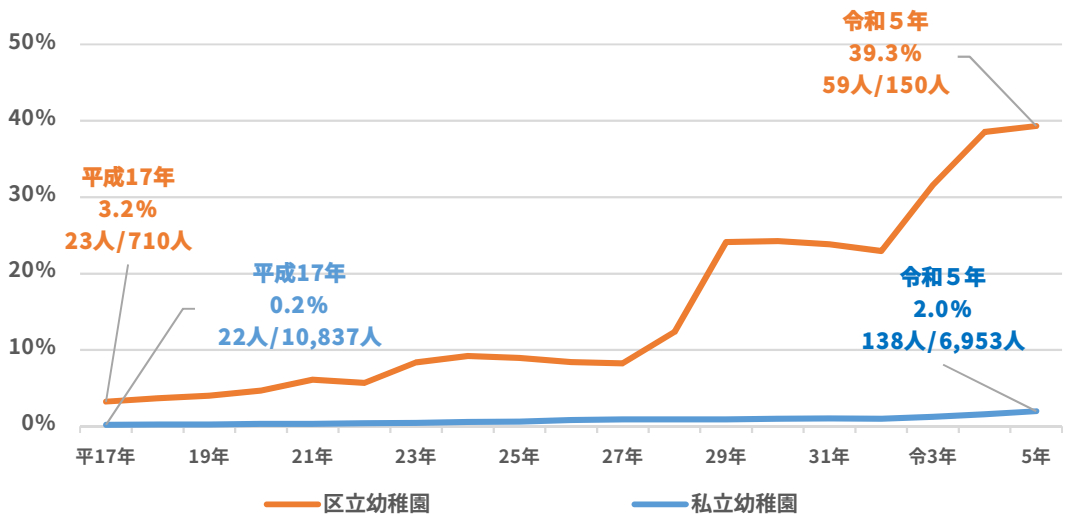

２．区立幼稚園の教育

（１）生きる力と豊かな心の育成

幼稚園は、小・中学校と同様に学校教育法に基づく学校であり、子どもが初めて出会う学校です。区立幼稚園は、同年代の幼児との集団生活を通して、基本的な生活習慣を身に付け、思いやりのある心を育てるなど、幼児期にふさわしい教育を行っています。また、「遊び」を心身の調和のとれた発達の基礎となる重要な学習と位置付け、幼児の感性や思考力、創造力をはぐくむことができる教育活動を展開しています。

（２）私立幼稚園との連携

区全体の幼児教育の充実・発展のため、私立幼稚園と協力して研究や研修を行うなど連携した取組を実施しています。

３．区立幼稚園のあり方検討委員会の設置

区立幼稚園は、女性の就業率の増加による保育需要の高まりや急速な少子化により園児数が減少している一方、障害児保育や３歳児以降の預け先として一定のニーズも存在しています。今後の園児数の推移を踏まえた適正規模だけでなく、障害児保育や３年保育など、区立幼稚園のあり方について令和６年度に検討委員会を設置し議論していきます。

参考資料

●小学校

学校名		児童数(人)	学級数(学級)	築年数(年)	校地面積(㎡)
1	旭丘	164[16]	6[2]	改築中	15,902
2	小竹	332	12	65	13,774
3	豊玉	491	17	52	11,459
4	豊玉第二	239[44]	10[6]	60	7,552
5	豊玉東	382	13	59	10,514
6	豊玉南	559	19	13	11,468
7	中村	926	28	59	13,881
8	中村西	408	13	61	14,095
9	早宮	502	17	47	12,565
10	開進第一	636	20	61	14,318
11	開進第二	478[23]	16[3]	61	10,470
12	開進第三	721	23	42	8,394
13	開進第四	562	18	52	13,248
14	仲町	787	24	56	12,412
15	南町	378	13	53	11,564
16	北町	728[28]	22[4]	59	13,579
17	北町西	438	16	57	14,557
18	練馬	436	15	61	12,243
19	練馬第二	375	14	60	9,075
20	練馬第三	510[45]	17[6]	48	9,106
21	練馬東	522[20]	17[3]	改築中	11,471
22	田柄	529	17	58	15,836
23	田柄第二	506	17	54	12,638
24	向山	482	17	改築中	10,796
25	豊溪	477	16	改築中	15,310
26	旭町	319	12	59	12,716
27	高松	681	21	56	11,067
28	春日	295	11	42	10,705
29	光が丘四季の香	451	14	41	14,110
30	光が丘春の風	591[27]	19[4]	40	12,001
31	光が丘夏の雲	500	17	34	12,001
32	光が丘秋の陽	331	12	47	11,992
33	光が丘第八	197[39]	7[5]	35	13,000

学校名		児童数(人)	学級数(学級)	築年数(年)	校地面積(㎡)
34	石神井	563	18	3	12,814
35	石神井東	413	14	58	12,455
36	石神井西	451[21]	15[3]	54	9,530
37	石神井台	507	18	47	9,846
38	上石神井	755	24	56	11,662
39	上石神井北	691[37]	22[7]	改築中	13,757
40	下石神井	852	26	3	9,247
41	光和	796	24	20	16,210
42	谷原	717[38]	22[5]	11	14,197
43	北原	667	22	45	12,412
44	立野	535	18	62	13,211
45	関町	684	22	59	13,460
46	関町北	598	19	1	14,037
47	大泉	557[14]	18[2]	60	14,460
48	大泉第一	245	10	59	11,547
49	大泉第二	747	24	60	12,229
50	大泉第三	492[30]	16[4]	59	14,425
51	大泉第四	545	18	57	15,393
52	大泉第六	360	12	54	9,905
53	大泉東	747[28]	24[4]	5	14,918
54	大泉西	394	13	50	12,171
55	大泉南	612	20	58	12,403
56	大泉北	552	18	50	12,683
57	大泉学園	327[22]	12[3]	56	9,210
58	大泉学園緑	498	17	46	11,104
59	大泉学園桜	347	12	43	16,076
60	泉新	515	18	55	9,376
61	橋戸	259	11	47	10,129
62	南田中	346[28]	13[4]	56	14,278
63	南が丘	363	12	48	9,894
64	富士見台	576	20	51	9,453
65	八坂	399	14	53	10,111

※児童数、学級数、校地面積は令和 5 年 5 月 1 日現在

※築年数は令和 6 年 3 月末現在

※[　]は特別支援学級の児童数・学級数でいずれも外数

●中学校

学校名		生徒数（人）	学級数（学級）	築年数（年）	校地面積（㎡）
1	旭丘	137[6]	6[1]	改築中	12,417
2	豊玉	271	9	59	15,463
3	豊玉第二	225	7	9	11,373
4	中村	548[17]	15[3]	53	24,378
5	開進第一	428	12	56	24,736
6	開進第二	416	12	58	25,889
7	開進第三	394	12	52	16,499
8	開進第四	438	13	7	14,491
9	北町	365	11	52	15,086
10	練馬	481[33]	13[5]	54	19,968
11	練馬東	269	9	50	15,999
12	貫井	413	12	61	13,910
13	田柄	418	13	改築中	18,363
14	豊渓	137	5	58	10,818
15	光が丘第一	266	8	40	14,999
16	光が丘第二	329	9	37	14,957
17	光が丘第三	381[44]	12[6]	36	17,977
18	石神井	583[52]	17[7]	58	16,874
19	石神井東	556	16	45	11,105
20	石神井西	674	18	59	15,920
21	石神井南	350	10	改修中	11,296
22	上石神井	373	10	62	13,559
23	南が丘	278[15]	9[2]	44	19,065
24	谷原	501[21]	14[3]	47	14,650
25	三原台	554	16	46	13,057
26	大泉	707[51]	19[7]	60	16,732
27	大泉第二	542	15	52	18,919
28	大泉西	529	16	3	13,868
29	大泉北	315	10	46	14,598
30	大泉学園	470	13	62	14,693
31	大泉学園桜	202	7	43	15,958
32	関	483	14	49	12,686
33	八坂	210	7	52	17,924

※生徒数、学級数、校地面積は令和 5 年 5 月 1 日現在

※築年数は令和 6 年 3 月末現在

※[　]は特別支援学級の生徒数・学級数でいずれも外数

●幼稚園

幼稚園名		園児数（人）	学級数（学級）	築年数（年）	敷地面積（㎡）
1	北大泉	21[20]	4	49	2,308
2	光が丘むらさき	41[13]	4	38	2,131
3	光が丘さくら	29[26]	4	35	2,312

※園児数、学級数、敷地面積は令和 5 年 5 月 1 日現在

※築年数は令和 6 年 3 月末現在

※[　]は心身障害児数で外数

第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針(案)

令和６年（2024 年）３月

発　行　練馬区 教育委員会事務局 教育振興部 教育施策課
住　所　〒176-8501　練馬区豊玉北 6-12-1
電　話　（03）3993-1111（代表）
ＦＡＸ　（03）5984-1221
練馬区ホームページ　https://www.city.nerima.tokyo.jp

資　料　6

令和６年　３月　12　日
教育振興部学校施設課

学校施設管理実施計画〔中間見直し〕（素案）に
寄せられた意見と区の考え方について

１　意見の受付状況

⑴　意見募集期間

令和５年12月11日（月）から令和６年１月15日（月）まで

⑵　周知方法

ア　ねりま区報（12月11日号）、区ホームページへの掲載
区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、学校施設課での閲覧、区立小中学生用タブレットパソコンの「ブックマーク」で閲覧、児童館での閲覧

イ　関係団体への説明等
以下の関係団体に方針素案について、個別に説明等を行った。
・区立幼稚園長会、小・中学校長会

⑶　意見件数

74 件（40 名）
うち、子どもからの意見は 67 件（36 名）

２　寄せられた意見の内訳　　( )内の数値は子どもからの意見数

項目	件数
１章　改築・長寿命化	23（22）
２章　改修	27（26）
その他	24（19）
合計	74（67）

3　寄せられた意見に対する対応状況　　( )内の数値は子どもからの意見数

対応区分	件数
◎ 意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	1（0）
○ 素案に趣旨を掲載しているもの	38（37）
□ 素案に記載はないが、他の施策・事業等ですでに実施しているもの	14（12）
△ 事業実施等の際に検討するもの	10（10）
※ 趣旨を反映できないもの	4（2）
－ その他、上記以外のもの	7（6）
合計	74（67）

4　区民からの意見（要旨）と区の考え方

NO.	意見の概要	区の考え方	対応区分
1章　改築・長寿命化			
1	旭丘小学校・中学校について、統合しても 300 人にしかならないのに、65 億円をかけて今と同じ規模の学校を整備するのは高すぎる。	建築費用の高騰や 35 人学級編制による学級数の増加に対応するため、標準的な仕様を定めました。新しい小中一貫教育校でも標準的な仕様に基づき、教室面積や設備等を検討しており、児童・生徒数に応じた適切な校舎規模となっています。それに伴い、整備費用も妥当な金額となっています。	—
2章　改修			
2	学校を避難拠点として活用するということであれば、それを想定した設備（給水・換気・トイレ 等）を優先して改修をしてほしい。特に和式トイレが多く、こどもが難儀しているという意見を聞いている。	区内全校において、各階１か所はトイレの洋式化・バリアフリー化が完了しており、現在、２か所目以降の改修を進めています。 また、その他設備についても必要に応じて改修工事を行っています。	○
その他			
3	校庭を芝生にしてほしい。	一部の学校で芝生化を行っていますが、傷んだ芝生を一定期間養生する必要があり、その間は校庭の使用が制限される課題があるため、全校で芝生化を推進することは困難です。	※

資　料　6

NO.	意見の概要	区の考え方	対応区分
4	学校の屋上に、太陽光パネルと蓄電池を設置してほしい。	平成 30 年以降、改築にあわせて屋上に太陽光パネルと蓄電設備を設置しています。改築における標準仕様書にも記載します。 既存校については構造上の課題を考慮し可能な範囲で設置していきます。 ご意見を受け、記載を修正しました。	◎
5	施設整備に投資するのではなく、教員数を増員することに取り組んでほしい。	教員の定数は義務教育標準法に基づき国が定めており、区独自に増やす考えはありませんが、教員の負担軽減を図るために教員一人の一週間あたりの担当授業数を引き下げることや、教員の増員等について、国や都に要望しています。	□
6	光が丘第八小と光が丘秋の陽小を比べると、光が丘第八小の方が児童数が少ない上に敷地面積が広く、校舎の築年数も浅い。そのため、学区域を変更し、光が丘秋の陽小の一部を光が丘第八小の区域に変えてほしい。	通学区域は、その区域内の児童生徒数や通学距離のほか、町会・自治会など地域との関係等を総合的に考慮して指定しております。学校は児童の学びの場であるとともに、地域コミュニティの核という面もあります。通学区域の見直しは地域への影響も踏まえて慎重に行う必要があり、現時点で考えていません。	※
7	旭丘小学校・中学校は、小竹小の統合ができなくなったため、建て替え理由を当初の「小中一貫校を整備するから」から変更したのか。	旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校を廃止し、新たな小中一貫教育校を設置するという区の方針に変更はありません。	□

資　料　6

5　子どもからの意見（要旨）と区の考え方

NO.	意見の概要	区の考え方	対応区分
1章　改築・長寿命化			
1 2 3 4 5 6	学校を建て替えてほしい。 （他、同様５件）	毎年約２校ずつ順番を決めて建て替えています。	○
7 8 9 10 11 12 13 14 15	学校が古くなっているので、壁や教室の扉など、全体をきれいにしてほしい。（他、同様８件）	校舎が60年目になった時を目安に、さらに20年使い続けるために校舎を直す工事（長寿命化改修）や、校舎を建て替える工事をしています。その時に壁や扉を新しくしていきます。	○
16 17	壁を厚くしたり、窓が割れても破片が残らないように強化してほしい。（他、同様１件）		○
18 19 20	トイレや廊下・体育館などを広げ、校舎を大きくしてほしい。また、校庭を広くしてほしい。 （他、同様２件）	建て替えに合わせて、教室・体育館・廊下・トイレなどは広くしていきます。それに伴って校舎の面積も大きくなりますが、学校の土地は広げられないため、校庭を今までの広さとするためには工夫が必要です。建て替えのときには、小学校は100ｍトラック・50ｍ直線走路、中学校は150ｍトラック・100ｍ直線走路ができるようにしたいと思います。	○

資　料　6

NO.	意見の概要	区の考え方	対応区分
21 22	学校にエレベーターやエスカレーターをつくってほしい。 （他、同様１件）	エレベーターは学校を建て替えるときにつくります。今ある学校には、エレベーターをつけることができませんが、必要に応じて階段昇降機を取り付けていきます。	□
２章　改修			
23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39	トイレを新しくきれいにしてほしい。（他、同様16件）	学校のトイレが使いやすくなるよう、トイレの洋式化、床や壁の改修、バリアフリー化などを順番に進めています。どの学校も各階１か所はトイレの工事が終わっており、現在、２か所目以降のトイレ改修工事をしています。	○
40 41 42 43 44 45 46 47	エアコンを各教室に２台ほしい。（他、同様７件）	令和８年３月まで体育館にエアコンを設置する工事を行っています。体育館のエアコンの設置が終わったあと、教室にあるエアコンを新しくする工事を始めます。	△

資料 6

NO.	意見の概要	区の考え方	対応区分
48	廊下やオープンスペースにエアコンをつけてほしい。	廊下やオープンスペースは教室と比べて人がいる時間が少ないので、エアコンを設置する予定はありませんが、建て替えを行った学校は、断熱性能が高いため、外気の温度が室内に伝わりにくくなり、今よりも快適に過ごすことができるようになります。	□
その他			
49 50 51	机やいすを新しくし、机を広くしてほしい。（他、同様２件）	古くなったり、壊れてしまったりしたものはその時に新しいものに取り替えています。また、学校の建て替えを行うと教室が大きくなるので、そのときに新しい大きな机に取り替えます。	□
52 53	掃除ロッカーや白衣入れをもっと頑丈にしてほしい （他、同様１件）	掃除ロッカーや白衣入れが壊れているようであれば修理や交換を行いますので、まず先生に伝えてください。	□
54	遊具を増やしてほしい。	全小学校には遊具がありますが、遊具が壊れたり、古くなって使いづらくなった時や、学校を建て替えるときに、新しい遊具にしています。	△
55	掃除機を教室に一台設置してほしい。	教室や廊下の掃除は皆さんがモップ等で行っていると思います。各学校で掃除機が必要かどうか考えて購入することになります。教室に一台置くためには多くの予算が必要です。先生に提案してみてください。	—

資料6

NO.	意見の概要	区の考え方	対応区分
56	学校の花壇に花を植えてほしい。	花壇の使い方は学校ごとに決めています。花壇に花を植えるとお世話をする必要もあります。先生に提案してみてください。	—
57	ダンスを自由にできる部屋がほしい。	教室の使い方は学校ごとに決めているので、先生に提案してみてください。	—
58 59	おいしい水飲み場が欲しい。水道からお湯が出るようにしてほしい。（他、同様1件）	それぞれの学校には冷水器を置いています。水道管から直接引いた新鮮で冷たい水を飲むことができます。また、特別教室をはじめとして必要な教室には、蛇口から温かいお湯が出るようにしています。	□
60 61	学校で動物が飼育できるような池や飼育小屋がほしい。 （他、同様1件）	いきものを飼育するには、皆さんが夏休み中なども学校に来て、責任をもってお世話をする必要があります。学校によっては飼育小屋や池を設置していることもあるので、先生に提案してみてください。	—
62	学校の寿命を伸ばす工事をしているときは、その学校は災害時などに避難所として使えるのかを教えてほしい。	災害時には工事を中断して、体育館を避難所として使用しますが、工事の内容によっては使えないこともありますので、その場合には校舎を使用します。	□

資料6

NO.	意見の概要	区の考え方	対応区分
63	学校に食堂やコンビニをつくってほしい。	意見を出してくれた方はなぜ学校に食堂やコンビニが必要だと思ったのでしょうか。練馬区立の小・中学校では全校で給食が出るため、食べ物を自分で用意する必要はありません。また、文房具をはじめとする必要な学用品は、事前に用意してもらうように保護者にお願いしています。 こういった理由から、区立学校には食堂やコンビニを置く必要はないと考えます。	※
64	児童・生徒数が減ってきており、学校の統合をしていい場所があるのではないかと考える。本当に学校を建て替える必要があるのかを議論してほしい。	区では、「第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（案）」という方針を基に、学校の統廃合の検討を行ったうえで学校ごとに建て替えるかどうかを決めます。	□
65	少人数教育による学力向上は感じなかった。少人数の授業を担当している先生が休んでいる時、他のクラスの人が自習になるなど、効率が悪く感じた。そのため、少人数教育のための教室の整備は必要ないと思う。	「少人数・習熟度別指導」は、皆さんの学習の理解や上達に合わせてクラスをつくり、しっかりと学力を身につけることを目的として実施しています。 今後も皆さんの習熟度に合わせた授業を進め、きめ細かな指導の効果が感じられるよう努めるとともに、少人数教室を整備します。	※

資料6

NO.	意見の概要	区の考え方	対応区分
66	規制によってパソコンの学習による生徒の意欲の低下が見られるため、パソコンの閲覧規制や、時間による利用制限を解除してほしい。	タブレットパソコンは、皆さんの健康に気をつけながら学習に役立てていただくため、様々なルールを設けて貸し出しています。利用制限は、皆さんにとって有害なWebサイトや広告、動画などを排除して、学習の妨げにならないようにするために設定しています。 なお、学習に関係があるWebサイトを閲覧しようとして、制限がかかってしまう場合は、個別に制限を解除して閲覧できるようにしています。 利用時間の制限は、十分な睡眠時間を確保できるよう、夜10時以降は利用できない設定にしています。	―
67	壊れる可能性が高いので、タブレットにドングルを内蔵してほしい。	令和7年度にタブレットパソコンの機器の取り替えを予定しています。新しい機器は、扱いやすく壊れにくいものにするなど、今の機器より使いやすいよう検討します。	△

資　料　7　1

令和６年　３月　12　日
教育振興部学校施設課

学校施設管理実施計画〔中間見直し〕（案）について

１　素案から案への主な変更・追加等について

（※）備考欄の凡例
「◎」：区民意見等を踏まえ変更したもの

	頁	変更箇所	変更・追加等の内容	備考（※）
１章　改築・長寿命化				
1	５頁～６頁	表	・調査結果に体育館の情報を追記 ・注釈の追記、文章の修正	
2	７頁	（２）学校施設の標準化	・説明文中に「太陽光パネルと蓄電設備の設置による」を追記	◎
3	16 頁	説明文	・改築・長寿命化実施校を選定する上で考慮する状況として、「体育館が２階以上にある等、避難拠点を運営する上で課題がある」を追記	
２章　改修				
4	18 頁	表	・改修項目に「普通教室の空調設備更新と武道場への空調設備設置」を追記	

２　学校施設管理実施計画〔中間見直し〕（案）

別紙のとおり

資　料　7　2

練馬区学校施設管理実施計画

〔中間見直し〕

令和６年度～10年度

〈 案 〉

令和６年（2024年）３月

練馬区教育委員会

目　　次

はじめに
１　実施計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　中間見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
４　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

１章　改築・長寿命化
１　改築・長寿命化についての考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　１．１　施設の長寿命化に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　１．２　改築・長寿命化の順序について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

２　改築の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　２．１　改築の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　２．２　改築の整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

３　長寿命化の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　３．１　長寿命化の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　３．２　長寿命化の改修方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

４　改築・長寿命化実施校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　４．１　改築・長寿命化実施校の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　４．２　令和６年度から８年度の改築・長寿命化実施校・・・・・・・・・・・14
　４．３　令和９・10年度の改築・長寿命化実施校　・・・・・・・・・・・・・16

２章　改修
１　改修の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　１．１　改修の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
　１．２　今後の改修予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

はじめに

１　実施計画の目的

平成 29 年３月に「練馬区学校施設管理基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、区立学校施設の今後の管理方針を示しました。

「練馬区学校施設管理実施計画」（以下「実施計画」という。）は、基本計画に基づき、年度別計画等を明らかにし、具体的な取組を定めるものです。

２　中間見直しについて

平成31年３月の実施計画の策定後５年が経過し、この間、小学校における35人学級編制の拡大、築50年を経過した学校に行った長寿命化の適否の調査や、避難拠点の運営上課題がある２階以上に設置した体育館を１階に配置した場合のシミュレーションの結果等を踏まえ、実施計画の中間見直しを行います。

３　計画の位置付け

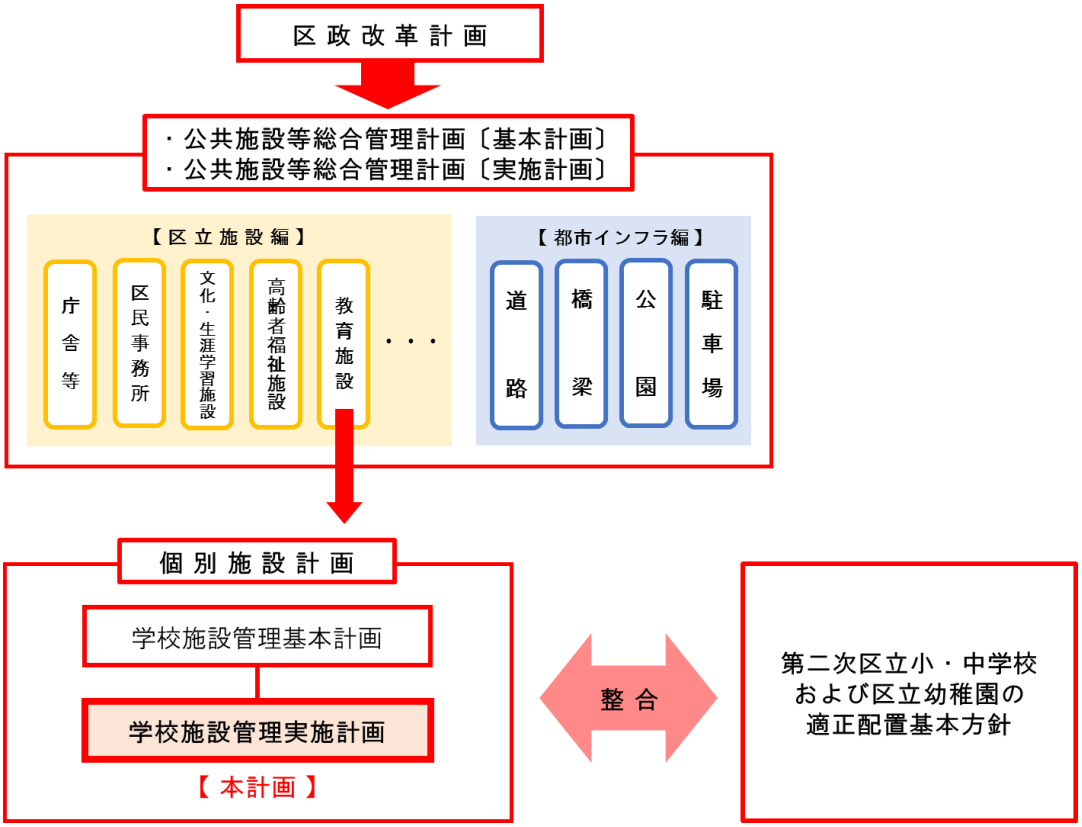

４　計画期間

実施計画の計画期間は、平成31年度から令和10年度までの10年間としています。中間見直し後は、令和６年度から10年度までの後半５年間についてお示しします。

１章　改築・長寿命化

１　改築・長寿命化についての考え方

学校施設は、半数以上が築50年を経過し老朽化が進んでいるため、今後、改修・改築による施設の更新が必要となります。しかし、学校施設は区立施設全体の延床面積の半数以上を占め、改修・改築に多額の費用が必要となることから、施設の建築年数だけでなく施設の機能面や財政面等を踏まえた総合的な検討が必要となります。

基本計画では、施設の目標使用年数について、長寿命化の適否を判断し、長寿命化に適する施設は80年とし、長寿命化に適さない施設は築60年を目途に改築することとしています。

１．１　施設の長寿命化に向けた取組

施設の長寿命化に向けて計画的に取り組むため、築50年を超えた学校施設については順次、長寿命化の適否を調査し、次の基準に基づいて判断していきます。

判断にあたっては、使用部材の違いに応じた長寿命化の判断基準をそれぞれ定め、調査を行います。

【 長寿命化の判断基準 】

■ 鉄筋コンクリート造（以下「ＲＣ造」）

基本的に以下の２つの基準を満たす建物を長寿命化検討対象施設とします。

調査項目	判断基準
⑴ コンクリート圧縮強度 ※1	13.5Ｎ/㎟を超える建物 （文部科学省が発行した「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（平成29年３月）より）
⑵ コンクリートの中性化の進行状況 ※2	中性化の深さが30㎜未満の建物、または、中性化の深さが30㎜以上ではあるが、鉄筋の状態が良好な建物 （建築基準法により、躯体のコンクリートは表面から鉄筋までの距離が30㎜以上と定められているため、中性化の深さが30㎜未満のものは鉄筋まで中性化が進んでいない）

※１：コンクリートがどれだけの力（重さ）に耐えられるかを示したものです。

※２：建設当初は高アルカリ性であるコンクリートに、大気中の二酸化炭素が侵入し、表面から徐々に中性に近づく現象です。中性化によって直接コンクリートの物理的な劣化が進むことはありませんが、鉄筋の周囲が中性化することで、鉄筋が腐食する可能性が生じます。

■ 鉄骨造（以下「Ｓ造」）

基本的に以下の２つの基準を満たす建物を長寿命化検討対象施設とします。

調査項目	判断基準
⑶ 鉄骨の腐食状況	鉄骨に断面欠損を伴う腐食が発生していない建物
⑷ 筋交いのたわみ	筋交いにたわみが生じていない建物

上記の躯体状況の判断基準を踏まえ、ＲＣ造の学校については、圧縮強度が13.5Ｎ/㎟を超えているかを確認しました。

13.5Ｎ/㎟を超えている施設は、中性化の深さが30㎜未満かを確認し、30㎜以上の施設は鉄筋の腐食状況を調査しました。Ｓ造の建物は、専門家が目視により調査しました（調査結果は「表１　令和４年度までに調査が完了した学校」を参照）。

１．２　改築・長寿命化の順序について

「改築」と「長寿命化」に振り分けられた学校は、下記の項目を総合的に考慮して順序を定め、改築を概ね年２校ずつ、長寿命化を概ね年１～２校ずつ進めることとしています。

【考慮する項目】

○　学校の適正配置 ※1
○　小中一貫教育校の設置
○　建築年数
○　施設の老朽化の程度
○　近隣校の改築時期 ※2
○　体育館が２階以上にある等、避難拠点を運営する上での課題の有無
○　複合化の対象区立施設の有無
○　その他特に配慮を要する事項

※１　学校の適正配置

「第二次 区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（案）」を定め、その中で以下の２つの視点で適正配置の候補校を抽出し、検討を行うこととします。

（１）適正規模の視点

児童・生徒数の規模が過大・過小となる場合には、適正配置の候補校として検討する。

（２）改築の視点

改築後に望ましい運動場面積の確保が難しい場合には、適正配置の候補校として検討する。

※２　近隣校の改築時期

学区域が重なる小中学校を改築する際、同じ子どもについて小中９年間全てが改築工事期間（仮設校舎）とならないよう、双方の工事期間を一定程度空けるか、連続する場合は中学校→小学校の順序で改築工事を行うこととします。

〔 表１ 〕令和４年度までに調査が完了した学校

圧縮強度が13.5N/㎟を超え、中性化の深さが30㎜未満の建物、または、圧縮強度が13.5N/㎟を超え、中性化の深さが30㎜以上であるが、鉄筋の状態が良好な建物を長寿命化検討対象施設とします。

《ＲＣ造》　　令和６年３月31日現在

		施設名		建築年月	建築年数	圧縮強度（N/㎟）	中性化深さ（㎜）	鉄筋の状態	調査年度
長寿命化「不適」（築60年を目途に改築）	1	立野小学校	校舎	S37.3	62	10.3	31.0		令和元年度
	2	上石神井中学校	校舎	S37.3	62	9.4	10.2		
	3	練馬小学校	校舎	S38.3	61	12.4	36.7		
	4	貫井中学校	校舎	S38.3	61	11.1	21.0		
	5	大泉中学校	校舎	S39.3	60	13.4	28.4		
	6	石神井東小学校	校舎	S41.3	58	9.3	13.8		令和２年度
	7	豊渓中学校	校舎	S41.3	58	12.2	26.1		
	8	泉新小学校	校舎	S44.3	55	10.6	17.1		
	9	田柄第二小学校	校舎	S45.3	54	11.3	19.8		
	10	練馬中学校	校舎	S45.3	54	12.7	36.0		
	11	開進第四小学校	校舎	S47.3	52	11.8	47.0		令和４年度
	12	北町中学校	校舎	S47.3	52	12.3	8.0		
	13	八坂中学校	校舎	S47.3	52	12.1	11.0		
長寿命化「適」（長寿命化または改築を検討）	1	小竹小学校	校舎	S34.3	65	14.9	34.4	良 好	令和元年度
	2	大泉学園中学校	校舎	S37.3	62	14.4	24.9		
	3	中村西小学校※1	校舎・体育館	S38.2	61	15.0	26.3		
	4	開進第一小学校	校舎	S38.3	61	16.5	20.7		
	5	開進第二小学校	校舎・体育館	S38.3	61	14.3	19.2		
	6	豊玉第二小学校※1	校舎・体育館	S39.3	60	16.2	38.8	良 好	
	7	練馬第二小学校※1	校舎・体育館	S39.3	60	17.3	24.3		
	8	大泉小学校	校舎・体育館	S39.3	60	15.0	27.1		
	9	大泉第二小学校※1	校舎・体育館	S39.3	60	14.6	13.6		
	10	豊玉東小学校	校舎・体育館	S40.3	59	14.4	28.6		令和２年度
	11	中村小学校※1	校舎・体育館	S40.3	59	17.2	34.5	良 好	
	12	北町小学校※1	校舎・体育館	S40.3	59	16.7	24.1		
	13	旭町小学校※1	校舎・体育館	S40.3	59	15.4	23.1		
	14	関町小学校	校舎	S40.3	59	16.2	16.2		
	15	大泉第一小学校	校舎	S40.3	59	14.8	19.4		
	16	大泉第三小学校	校舎	S40.3	59	13.7	50.1	良 好	
	17	豊玉中学校	校舎	S40.3	59	16.9	32.8	良 好	
	18	石神井西中学校	校舎	S40.3	59	15.1	26.4		
	19	田柄小学校	校舎	S41.3	58	13.9	14.1		
	20	大泉南小学校	校舎	S41.3	58	17.6	28.8		
	21	開進第二中学校	校舎	S41.3	58	15.2	23.3		
	22	石神井中学校	校舎	S41.3	58	14.4	22.7		
	23	北町西小学校	校舎・体育館	S42.3	57	16.7	42.4	良 好	
	24	大泉第四小学校	校舎	S42.3	57	15.3	18.7		
	25	仲町小学校	校舎	S43.3	56	14.5	13.0		
	26	高松小学校	校舎	S43.3	56	18.6	10.9		
	27	上石神井小学校※1	校舎・体育館	S43.3	56	15.9	27.3		
	28	大泉学園小学校	校舎	S43.3	56	16.9	19.4		
	29	南田中小学校	校舎	S43.3	56	13.8	26.1		
	30	開進第一中学校	校舎	S43.3	56	16.4	22.9		
	31	石神井西小学校	校舎・体育館	S45.3	54	20.4	30.1	良 好	
	32	大泉第六小学校	校舎	S45.3	54	22.7	13.7		
	33	石神井東小学校※2	体育館	S51.2	47	17.1	13.8		
	34	開進第三小学校※1※3	校舎	S57.3	42	19.0	33.4	良 好	
	35	南町小学校※1	校舎・体育館	S46.3	53	17.5	37.7	良 好	令和４年度
	36	八坂小学校※1	校舎・体育館	S46.3	53	15.8	35.8	良 好	
	37	中村中学校	校舎	S46.3	53	17.0	33.3	良 好	
	38	豊玉小学校	校舎	S47.2	52	13.6	19.0		
	39	開進第三中学校	校舎	S47.3	52	18.9	32.4	良 好	
	40	大泉第二中学校	校舎	S47.3	52	15.7	23.7		

※1 体育館が２階以上にある等、避難拠点を運営する上で課題のある学校

※2 校舎が築50年を超えているため、適否の判断を実施

※3 体育館が築50年を超えているため、適否の判断を実施

《Ｓ造》

令和６年３月31日現在

	施設名			建築年月	建築年数	鉄骨の腐食の有無	筋かいのたわみの有無	調査年度
長寿命化「適」（長寿命化または改築を検討）	1	上石神井中学校	体育館	S37.10	61	無	無	令和元年度
	2	豊玉第二中学校	体育館	S38.3	61	無	無	
	3	大泉学園中学校	体育館	S38.3	61	無	無	
	4	大泉第二中学校	体育館	S37.6	61	無	無	令和２年度
	5	開進第三小学校※1	体育館	S43.3	56	無	無	
	6	大泉学園小学校	体育館	S44.1	55	無	無	
	7	泉新小学校	体育館	S44.11	54	無	無	
	8	八坂中学校	体育館	S47.12	51	無	無	令和４年度
	9	開進第四小学校※2	体育館	S50.10	48	無	無	

※1 体育館が２階以上にある等、避難拠点を運営する上で課題のある学校

※2 校舎が築50年を超えているため、適否の判断を実施

２　改築の進め方

２．１　改築の流れ

学校施設の改築の流れは、概ね下記のとおりです。

【 改築の流れ 】

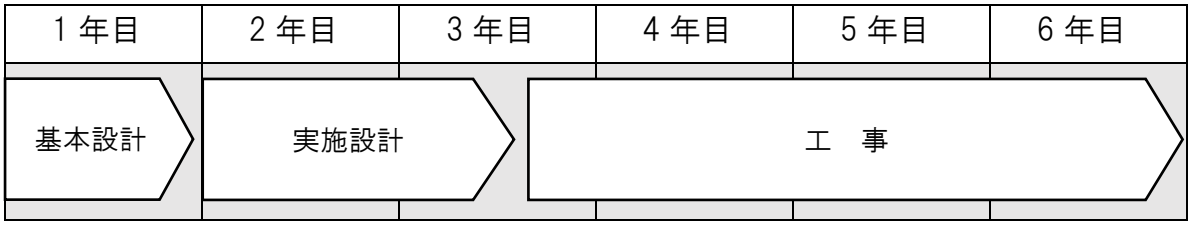

基本設計から実施設計までは２年半程度、工事は３年半程度の期間が必要です（施設の立地状況や規模等によって、より長い期間を要する場合があります。）。

改築にあたっては、保護者説明会や住民説明会等を開催し、設計の段階からご意見やご要望を広く伺いながら進めます。また、工事期間中は、児童・生徒と工事関係者の動線を分ける等、児童・生徒の安全を充分に確保しながら工事を進めます。

２．２　改築の整備方針

学校を改築する際には、以下の点を考慮し整備を進めていきます。

（１）改築の範囲

学校施設は、児童・生徒数の増加等に応じて増築してきたことから、校舎、体育館、プール等が複数の棟に分かれており、建築された時期が異なります。そのため、改築する範囲については、各棟の建築年数や改築実施時における児童・生徒の教育環境、工事計画への影響等を総合的に考慮して判断します。

（２）学校施設の標準化

区立小中学校の半数以上が築 50 年を経過しているため、改築により今後の学校施設に求められる機能を整備し、教育環境を確保していく必要があります。また、建築費用の高騰や大江戸線延伸による児童・生徒数の増加、35 人学級編制による教室不足への対応をしなければなりません。そこで、コンストラクションマネジメントの手法を導入し、発注者側視点での設計内容の確認、スケジュール、コスト、品質管理等のマネジメントを通じ、標準的な仕様を設定しました。

標準化にあたっては、「シンプルかつコンパクト」を基本とし、どの改築校でも同程度の教育環境を確保できるような教室数、各室の広さや仕様を設定しています。また、地域で最も身近な公共施設として、避難拠点の機能の確保や、地域住民の利用にも適した施設配置・建築設備などを考慮しています。加えて、バリアフリー化や ICT 化、太陽光パネルと蓄電設備の設置による環境への配慮など、時代による変化にも対応するものとしています。具体的な内容は、別途、標準仕様書を定めて進めていきます。

（３）２階以上に体育館がある学校

区立小中学校は全て災害時の避難拠点であり、主に体育館が避難場所として指定されています。このうち、体育館が２階以上にある学校（小学校 11 校）については、エレベーターやスロープ等のバリアフリー対応がされておらず、避難拠点の運営上の課題があります。

そこで、令和４年度に体育館を１階に配置可能かどうか確かめるため、以下の２つのシミュレーションを行いました。今後はシミュレーションの結果をもとに、築年数が古い順から個別に検討し対応方針を決定します。

シミュレーションの内容について

【 シミュレーション１ 】　校舎棟･体育館棟の全てを改築する

- □ 諸条件整理 … 敷地の条件（面積･用途地域･緑化面積 等）の整理
- □ 校舎の配置検討 … 敷地内のどの位置に建て替えを行うか
- □ 工事工程の検討 … 上記の条件や校舎配置をもとにどのように工事を進めるか

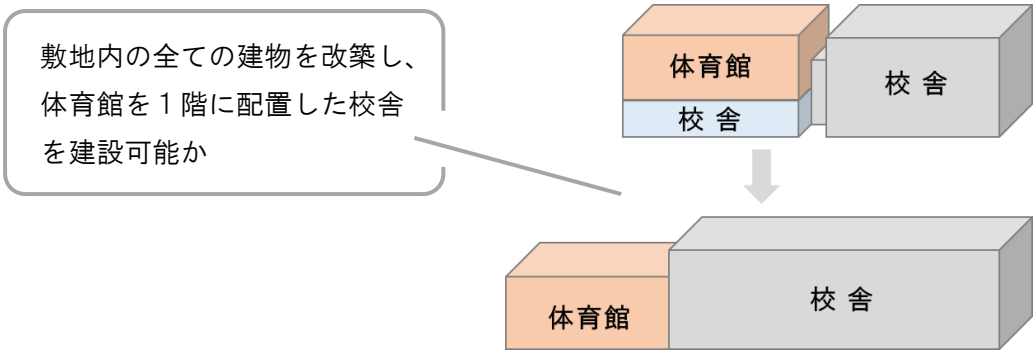

シミュレーション１の前提条件

【 児 童 数 】令和８年度時点での東京都教育人口等推計に基づく。
【 教 室 数 】上記児童数に応じた必要教室数を設置し、35人学級編制とする。
【建 物 構 造】鉄筋コンクリート造とする。
【　階　数　】３階建てを基本とする。
【プール設置】運動場へのプール設置を前提とするが、困難な場合には出来る限りプールを継続的に利用できるよう工事工程を検討し、校舎屋上に設置する計画とする。
【 運 動 場 】100mトラック・50m直線走路を確保できる広さとする。
【仮 設 校 舎】鉄骨造３階建てとする。
【緑 化 計 画】東京都の条例における計算方法に基づき、緑化面積を敷地面積の 25%・30%をそれぞれ確保した場合について計画する。

【 シミュレーション２ 】　校舎棟を長寿命化し、体育館棟のみ改築を行う

□ 法令上の確認 … 長寿命化を行う校舎が現行の法令に適合するかどうか
□ 校舎の配置検討 … 敷地内のどの位置に建て替えを行うか

２階以上に体育館がある棟のみを改築し、１階に体育館を配置できるか

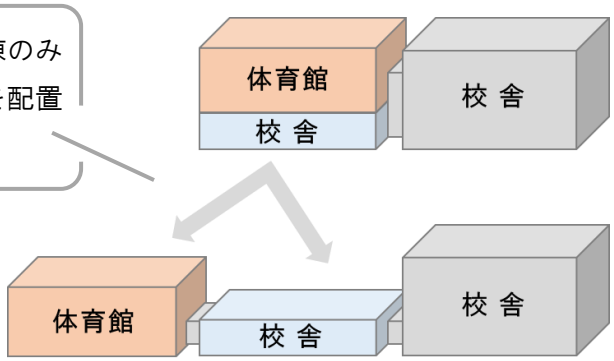

〔 表２ 〕２階以上に体育館がある学校の配置シミュレーション結果

学校		シミュレーション１	シミュレーション２
		校舎棟・体育館棟全てを改築	体育館棟のみを改築
1	中村西小学校	○	×
2	豊玉第二小学校	○	×
3	練馬第二小学校	○	×
4	大泉第二小学校	○	×
5	中村小学校	○	×
6	北町小学校	○	×
7	旭町小学校	○	×
8	上石神井小学校	○	×
9	南町小学校	○	×
10	八坂小学校	○	×
11	開進第三小学校	○	×
評　価		全校で１階に体育館を配置することは可能だが、運動場面積・形状については工夫が必要な学校がある。	体育館棟のみの改築を実施する場合、運動場面積が小さくなり、形状に課題がある。

（４）運動場の整備

改築を行う際には、35 人学級編制による学級数の増加等に伴う校舎の建築面積の拡大に加え、周辺道路の拡幅や、建築基準法等の改正による規制の強化等により様々な制約を受けるため、運動場面積が現在に比べて小さくなってしまう懸念があります。

今後の改築では、「小学校：100ｍトラック・50ｍ直線走路」「中学校：150ｍトラック・100ｍ直線走路」の確保を目指し、整備を進めますが、敷地面積や敷地の形状は学校ごとに様々であるため、改築時に個別に検討を行い、方針を決定していきます。

【トラックと直線走路のイメージ】

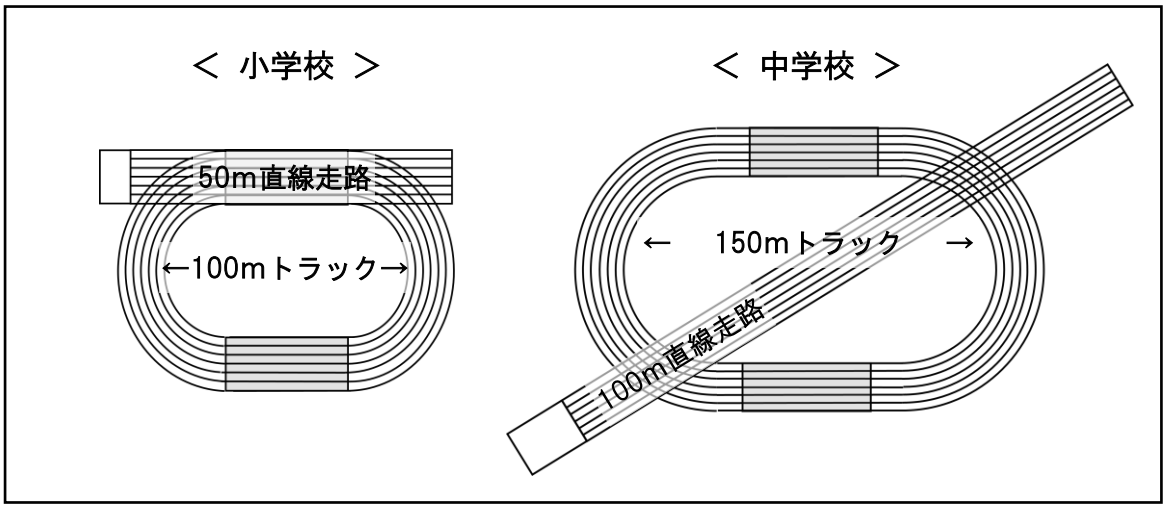

（５）学校プールのあり方

区では、多くの学校プールで老朽化が進んでおり、更新の時期となっています。改修・改築費用の高騰や改築時の運動場面積の縮小など様々な課題があり、学校改築におけるプールのあり方を検討する必要があります。

今後の学校においては、１校１プールの設置を見直し、近隣校同士での共同利用を行うほか、区立・民間プールの活用に向けてモデル事業を実施し、実現に向けた検証を進めていきます。

（６）複合化

改築の際には、周辺施設や新たな区民サービスの機能との複合化を検討します。複数の機能を一つの施設へ集約することで、施設規模の抑制・延床面積の削減を図りつつ、必要な機能を備えます。

３　長寿命化の進め方

３．１　長寿命化の流れ

学校施設の長寿命化の流れは、概ね下記のとおりです。

【 長寿命化の流れ 】

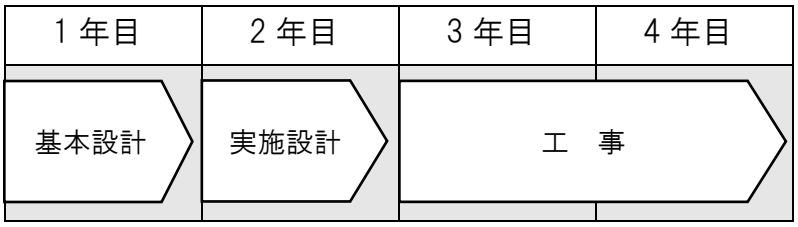

基本設計から実施設計までは２年程度、工事は２年程度の期間が必要です（改築同様、施設の立地状況や規模等によって、より長い期間を要する場合があります)。

工事期間中は、校庭に仮設校舎を建設し、引越しを複数回に分けて行いながら校舎の改修を少しずつ進めていきます。

３．２　長寿命化の改修方針

学校の長寿命化を行う際には、過去に実施した改修内容を確認し、耐用年数が経過しているものを中心に改修項目を検討します。その上で、建物の現況を調査し、状態が悪いものは優先的に改修項目として選定します。その際、過去に更新をしており、耐用年数が経過していなくても状態が良くないものは改修対象として検討します。

４　改築・長寿命化実施校

４．１　改築・長寿命化実施校の選定

学校施設の改築については、長寿命化の適否を判断した上で、「築80年（長寿命化に適さない学校は築60年）を迎える学校」を基本とします。

具体的な学校の選定は、学校の適正配置、小中一貫教育校の設置等の検討状況を踏まえ、総合的な観点から改めて判断をした上で、改築を概ね年２校ずつ、長寿命化を概ね年１～２校ずつ行っていきます。

また、選定において、建築年数が同一の学校が複数ある場合等については、「１．２　改築・長寿命化の順序について」で示した項目を考慮し、順序を決定します。改築までの間については、各施設の状況に応じた適切な点検と必要な改修を行います。

【 改築実施校選定の基本 】
築80年（長寿命化に適さない学校は築60年）を迎える学校

《 選定の基本にかかわらず改築を実施する学校 》

ア　学校の適正配置、小中一貫教育校の設置等に合わせて改築が必要な学校
イ　児童・生徒数の急増等に伴い、教室確保のために改築が必要な学校
ウ　まちづくり事業等に合わせて改築が必要な学校
エ　体育館が２階以上にある等、避難拠点を運営する上で課題がある学校
オ　隣接する２校を同時に改築した方が利点が多いと見込まれる場合の築80年（長寿命化に適さない学校は築60年）に達していない学校
カ　改修だけでは今後必要とされる教育環境が確保できない学校

４．２　令和６年度から８年度の改築・長寿命化実施校

令和６年度から８年度までの３か年における改築･長寿命化実施校は「４．１　改築・長寿命化実施校の選定」の考え方に基づき、下表のとおりとします。

また、令和９・10年度の改築・長寿命化実施校については、後述する、検討を行う学校（以下「検討候補校」という。）の中から、様々な条件を総合的に考慮し、順次、選定していきます。

【 改 築 】

学校名	６年度	７年度	８年度	９年度	10年度
立野小学校	基本設計	実施設計	実施設計 工事	工事	工事
上石神井小学校 上石神井中学校	基本設計	実施設計	実施設計	工事	工事
大泉学園中学校	－	基本設計	実施設計	実施設計 工事	工事
中村西小学校	－	基本設計	実施設計	実施設計 工事	工事
練馬小学校	－	－	基本設計	実施設計	実施設計 工事
大泉第二小学校	－	－	基本設計	実施設計	実施設計 工事
令和９年度に 改築に着手する学校 （２校程度）	－	－	－	基本設計	実施設計
令和10年度に 改築に着手する学校 （２校程度）	－	－	－	－	基本設計

※ 事業期間は変更となる可能性があります。

【 長寿命化 】

学校名	６年度	７年度	８年度	９年度	10年度
開進第一小学校	基本設計	実施設計	工事	工事	－
開進第二小学校	基本設計	実施設計	工事	工事	－
豊玉中学校	－	基本設計	実施設計	工事	工事 （完了）
大泉第三小学校	－	－	基本設計	実施設計	工事
石神井西中学校	－	－	基本設計	実施設計	工事
令和９年度に 長寿命化に着手する 学校（１～２校程度）	－	－	－	基本設計	実施設計
令和10年度に 長寿命化に着手する 学校（１～２校程度）	－	－	－	－	基本設計

※ 事業期間は変更となる可能性があります。

４．３　令和９・10 年度の改築・長寿命化実施校

令和９・10 年度の改築・長寿命化実施校については、昭和 37 年度から 40 年度に建築された学校を検討候補校とし、「学校の適正配置」「小中一貫教育校の設置」「児童・生徒数の急増等に伴う教室確保」「まちづくり事業」「体育館が２階以上にある等、避難拠点を運営する上で課題がある」等の状況を踏まえ検討を行い、令和７年度から８年度に、改築を概ね年２校ずつ、長寿命化を概ね年１～２校ずつ、順次、選定・公表していきます。

なお、検討状況等を踏まえ、検討候補校にあがっている学校を選定の対象としない場合、また検討候補校にあがっていない学校を早期の改築が必要な学校として選定の対象とする場合があります。

【 検討候補校（昭和 37 年度から 40 年度に建築された学校） 】

（築 61 年）貫井中学校
（築 60 年）豊玉第二小学校、練馬第二小学校、大泉小学校、大泉中学校
（築 59 年）豊玉東小学校、中村小学校、北町小学校、旭町小学校、
関町小学校、大泉第一小学校
（築 58 年）田柄小学校、石神井東小学校、大泉南小学校、開進第二中学校
豊渓中学校、石神井中学校

※ 建築年数は令和６年３月 31 日時点

２章　改修

１　改修の進め方

１．１　改修の基本的な考え方

学校施設の改修は、基本計画で示したとおり、施設の状況について日常点検、法定点検により不具合の兆候を確実に把握し、随時、必要な改修を行っていきます。

その上で、築20年を目途に、外壁・屋上防水および電気・機械設備等の改修を実施します。また、築40年を目途に、それらの改修に加えて、電気配線、空調の配管、給排水の配管等の改修を行います。目標使用年数を80年とする長寿命化に適する施設については、築60年を目途に改修を行います。

【 主な改修内容 】

■ 築20年を目途に行う改修（一般改修）

【 建　築 】外壁・屋上防水、プール改修
【機械設備】空調・換気設備(機器)、給排水(機器)、トイレ設備、プールろ過機
【電気設備】変電設備、電灯設備・動力設備、照明器具・防災設備

■ 築40年を目途に行う改修（大規模改修）

【 建　築 】外部建具
【機械設備】空調（配管)、換気設備（ダクト)、給排水（配管)、校庭散水設備
【電気設備】配線

■ 築60年を目途に行う改修（長寿命化改修）

【 建　築 】外壁・屋上防水、プール改修
【機械設備】空調・換気設備(機器)、給排水(機器)、トイレ設備、プールろ過機
【電気設備】変電設備、電灯設備・動力設備、照明器具・防災設備

１．２　今後の改修予定

今後、５年間に改修を予定している基本的な改修項目と学校数は下表のとおりです。改修対象校については、設備の劣化状況等を踏まえ、決定していきます。

<table>
<tr><th>改修項目</th><th>６年度</th><th>７年度</th><th>８年度</th><th>９年度</th><th>10年度</th></tr>
<tr><td>外壁・屋上防水改修</td><td colspan="5">年間　５校程度実施</td></tr>
<tr><td>受変電設備改修</td><td colspan="5">年間　５校程度実施</td></tr>
<tr><td>給水設備改修</td><td colspan="5">年間　３校程度実施</td></tr>
<tr><td>トイレ改修</td><td colspan="5">年間　６校程度実施</td></tr>
<tr><td>プール改修</td><td colspan="5">年間　５校程度実施
※ 対象校は、近隣校同士でのプールの共同利用や、区立・民間プールの活用の検討を行ったうえで選定します。</td></tr>
<tr><td>非常放送設備改修</td><td colspan="5">年間　３校程度実施</td></tr>
<tr><td>体育館照明改修</td><td colspan="5">年間　４校程度実施</td></tr>
<tr><td>普通教室の空調設備更新と武道場への空調設備設置</td><td>検 討</td><td>調 査</td><td colspan="3">実 施</td></tr>
</table>

〔 参考資料 〕 区立小中学校校舎の建築年月等（令和６年３月31日時点）

学校名	建築年月	建築年数
小竹小学校	S34,3	65
立野小学校	S37,3	62
上石神井中学校		
大泉学園中学校		
中村西小学校	S38,2	61
開進第一小学校	S38,3	
開進第二小学校		
練馬小学校		
貫井中学校		
豊玉第二小学校	S39,3	60
練馬第二小学校		
大泉小学校		
大泉第二小学校		
大泉中学校		
豊玉東小学校	S40,3	59
中村小学校		
北町小学校		
旭町小学校		
関町小学校		
大泉第一小学校		
大泉第三小学校		
豊玉中学校		
石神井西中学校		
田柄小学校	S41,3	58
石神井東小学校		
大泉南小学校		
開進第二中学校		
豊渓中学校		
石神井中学校		
北町西小学校	S42,3	57
大泉第四小学校		

学校名	建築年月	建築年数
仲町小学校	S43,3	56
高松小学校		
上石神井小学校		
大泉学園小学校		
南田中小学校		
開進第一中学校		
泉新小学校	S44,3	55
田柄第二小学校	S45,3	54
石神井西小学校		
大泉第六小学校		
練馬中学校		
南町小学校	S46,3	53
八坂小学校		
中村中学校		
豊玉小学校	S47,2	52
開進第四小学校	S47,3	
開進第三中学校		
北町中学校		
大泉第二中学校		
八坂中学校		
富士見台小学校	S48,3	51
練馬東中学校	S48,8	50
大泉西小学校	S49,3	
大泉北小学校		
関中学校	S50,3	49
練馬第三小学校	S51,3	48
南が丘小学校		
早宮小学校	S52,3	47
光が丘秋の陽小学校		
石神井台小学校		
橋戸小学校		
谷原中学校		
大泉学園緑小学校	S53,3	46
三原台中学校		
大泉北中学校		

学校名	建築年月	建築年数
石神井東中学校	S53,7	45
北原小学校	S54,3	
南が丘中学校	S54,4	44
大泉学園桜小学校	S55,8	43
大泉学園桜中学校	S56,3	
春日小学校	S56,12	42
開進第三小学校	S57,3	
光が丘四季の香小学校	S58,3	41
光が丘春の風小学校	S59,3	40
光が丘第一中学校		
光が丘第二中学校	S62,3	37
光が丘第三中学校	S63,3	36
光が丘第八小学校	H1,3	35
光が丘夏の雲小学校	H2,3	34
光和小学校	H16,2	20
豊玉南小学校	H23,2	13
谷原小学校	H24.11	11
豊玉第二中学校	H26,11	9
開進第四中学校	H28,7	7
大泉東小学校	H31.3	5
下石神井小学校	R2.7	3
大泉西中学校	R2.11	
石神井小学校	R2.12	
関町北小学校	R4.12	1
上石神井北小学校	改築中	―
新しい小中一貫教育校（旭丘小・旭丘中）	改築中	―
向山小学校	改築中	―
田柄中学校	改築中	―
練馬東小学校	改築中	―
豊渓小学校	改築中	―
石神井南中学校（長寿命化）	改修中	―

※ 建築年月が複数年度に分かれている学校については、最も古いものを記載しています。

練馬区学校施設管理実施計画

〔中間見直し〕

令和６年(2024 年)３月

〈 案 〉

発行　練馬区　教育委員会事務局　教育振興部　学校施設課
住所　〒176-8501　練馬区豊玉北 6-12-1
電話　　(03) 3993-1111（代表）
ＦＡＸ　(03) 5984-1221
練馬区ホームページ　https://www.city.nerima.tokyo.jp

参考資料 11

令和６年３月 12 日
人事戦略担当部職員課

組織改正について

1　組織改正の内容

現　　行	改　正　後	主な改正内容
危機管理室 防災計画課 →	危機管理室 **防災推進課（名称変更）**	災害対策を推進するための組織改正に伴い、名称を変更する。
施設管理担当部 施設整備課 →	施設管理担当部 **施設整備第一課（名称変更）** **施設整備第二課（新設）**	小中学校の改築・長寿命化に係る需要増加に対応するため、担当課を設置する。
健康部 住民接種担当課	健康部 **（廃止）**	特例臨時接種の新型コロナウイルスワクチンが定期接種に変更されることに伴い、廃止する。
こども家庭部 子ども家庭支援センター →	こども家庭部 （同左） **在宅育児支援担当課（新設）**	育児支援サービスの実施体制を強化するため、担当課を設置する。

2　改正年月日
令和６年４月１日

3　区民への周知
ねりま区報３月 21 日号に掲載する。

資　料　8

令 和 6 年 3 月 12日
教育振興部光が丘図書館

図書館情報システムの更新について

練馬区立図書館および受取窓口では、図書館情報システムを活用し、資料の受入、貸出、返却等の基本的な図書館業務や利用者への情報提供サービスを行っている。現行システムは平成31年度から運用しており、システムや業務端末、周辺機器等が耐用年数を超えるため、下記のとおり令和６年度に更新する。

更新に合わせ、電子書籍貸出サービスを導入し、電子図書館を実現するとともに、利用カードのデジタル化等に取り組む。

記

１　図書館情報システム更新の主な内容

⑴　システムおよび機器類等の更新

ア　サーバＯＳ変更に伴うシステムの更新

イ　業務端末等の機器の入替

ウ　ＬＡＮケーブルの交換

⑵　非来館型サービスの拡充

ア　利用登録手続きのオンライン化

イ　図書館利用カードのデジタル化

ウ　ホームページにおける図書館行事への申込申請

エ　電子書籍貸出サービスの導入

２　電子書籍貸出サービスについて

⑴　サービス概要

インターネット環境があればいつでもどこでも図書館ホームページにある電子書籍をパソコンやスマートフォンなどから借りて読むことが出来るサービス

文学や児童書、絵本、実用書、ガイドブック等を中心に、初年度に5,000冊を導入する予定である。

⑵　メリット

ア　全児童生徒へ配備しているタブレットパソコンを活用し、子どもの読書活動等を推進

イ　文字拡大や音声読み上げ機能などにより読書困難者や高齢者の読書活動を支援

ウ　図書館に来館せずとも貸出・返却が可能

３　予算額

令和６年度計上額　　１７６，７８９千円

４　スケジュール

令和６年３月　　システム事業者決定

４月～12月　　図書館情報システムの構築

令和６年12月26日（木）～令和７年１月13日（月）

システム更新に伴い全館臨時休館（予定）

（年末年始の休館日を含む19日間）

令和７年１月14日（火）～　新システム運用開始（予定）

※システム更新に伴う臨時休館があるため、令和６年度は特別館内整理日を設定しない。

資　料　9

令和６年３月12日
地域文化部美術館再整備担当課
教育振興部光が丘図書館

練馬区立美術館・貫井図書館改築等基本設計の概要について

美術館・貫井図書館および美術の森緑地については、「美術館再整備基本構想」および「これからの図書館構想」に基づき、令和４年度から５年度にかけて基本設計を㈱平田晃久建築設計事務所に委託し、進めてきたところである。

このたび、美術館・貫井図書館改築および美術の森緑地改修に係る基本設計が完了したため、その概要について下記のとおり報告する。

記

１　設計方針

⑴　年齢や障害に関わらず、誰もが美術館・図書館、美術の森緑地を一体的に利用できるようユニバーサルデザイン設計を導入する。

⑵　美術館と図書館の従来の基本的機能を維持したうえで、機能的・空間的に融合し、互いの特徴を活かしたイベント等が展開できる機能空間を創出する。

⑶　環境に配慮するため、ZEB　Ready（一次エネルギー消費量50％以上削減）を目指し、建物の省エネ化を図る。

⑷　中村橋駅や商店街、所々に設けられたアートスポットが連なる大きな回遊路（アート・コミュニケーション・コリドー）の一部として位置付け、まちと一体となった美術館・図書館として、まちに開かれた建物とする。

⑸　美術の森緑地はパブリックスペースとして、既存の屋外彫刻群を活かしたまちとつながる公園空間とする。

２　設計概要

⑴　美術館・図書館

構　　造：鉄筋コンクリート造　一部鉄骨造（地上５階、地下１階建て）
敷地面積：約4,090㎡
建築面積：約3,270㎡
延床面積：約8,600㎡

美術館ゾーン：約 3,300 ㎡
図書館ゾーン：約 1,300 ㎡
共　用ゾーン：約 2,700 ㎡
管　理ゾーン：約 1,300 ㎡

計画諸室：収蔵庫、展示室、区民ギャラリー、創作室、開架書架、閉架書庫、グループ学習室、ブック・アート・キッズスペース、対面朗読室、多目的室、カフェ等

⑵　美術の森緑地

敷地面積：約 1,890 ㎡

3　配置図等

別紙のとおり

4　概算工事費

美術館・図書館改築概算工事費　約８９．８億円
美術の森緑地改修概算工事費　　約　１．５億円

5　スケジュール（予定）

令和５年度　　実施設計着手
令和７年度　　実施設計完了
　　工事着工
令和 10 年度　工事竣工
　　開館

6　周知

⑴　基本設計概要の区ホームページ掲載

⑵　基本設計概要パネル展の開催

ア　日時

令和６年３月 16 日（土）13：00 ～ 18：00
３月 17 日（日）10：00 ～ 18：00
３月 19 日（火）10：00 ～ 18：00

イ　会場

美術館区民ギャラリー

ウ　周知

ねりま区報（３月１日号)、ホームページ

別　　紙

■配置計画

1)配置計画について

①明確に分離した動線計画

・南北にそれぞれエントランスを設けて、利用者が迷うことなく入館できる配置とする。

・西側に職員用動線・搬入動線を振り分けて、歩車分離を明確にし、利用者の安全性に配慮する。

②近隣に配慮した植栽計画

・近隣建物に配慮し、各敷地境界に緩衝帯として植栽を整備する。

③美術館・図書館と緑地の一体的整備

・美術館・図書館と美術の森緑地を一体的に利用できるようにするために、敷地東側の境界は緑地と広場が横断するような計画とする。

④利用者の動線計画

・館内、屋外を含めた全ての利用者ゾーンに段差なしでアクセスが可能な計画とする。

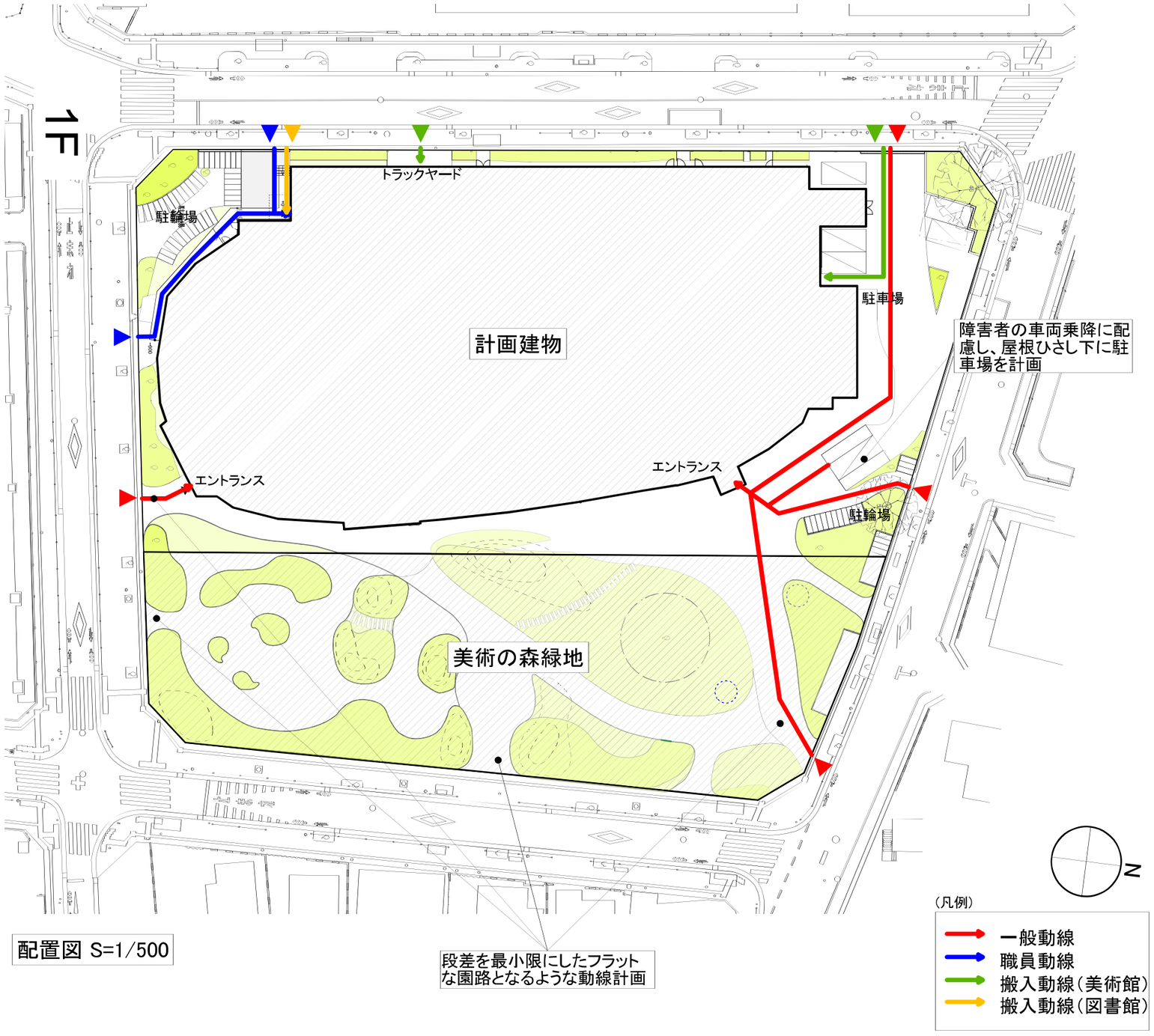

配置図 S=1/500

■平面計画

1階平面計画

・1階はエントランスホールを中心とし、北側に美術館ゾーン、南側に図書館ゾーン、西側に管理ゾーンを配置する。
・南北に来館者用EVを一台ずつ設置し、美術館ゾーン・図書館ゾーンの移動に利用する。
・搬入は西側のトラックヤードから収蔵庫と搬入用EVへアクセスし易い計画とする。

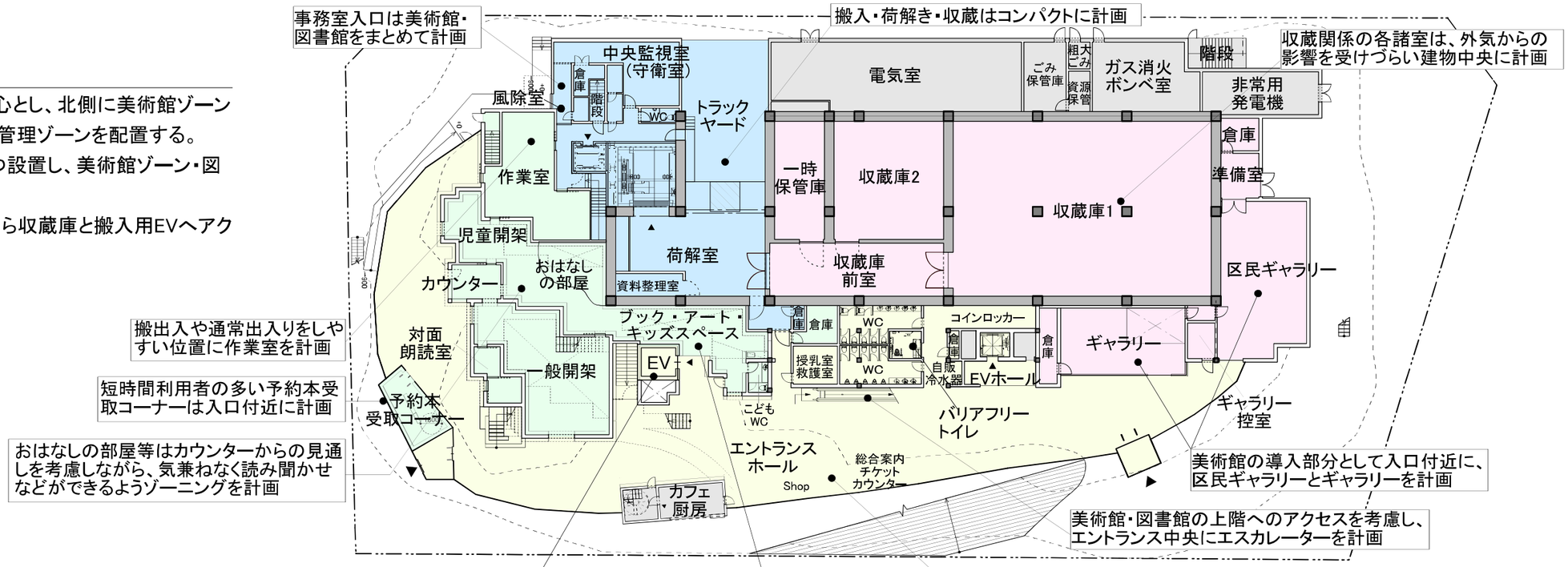

B1階平面計画

・B1階は、活動音について考慮し、多目的室と創作室を配置する。
・既存建物の地階を再利用することで、コスト・環境に配慮した計画とする。

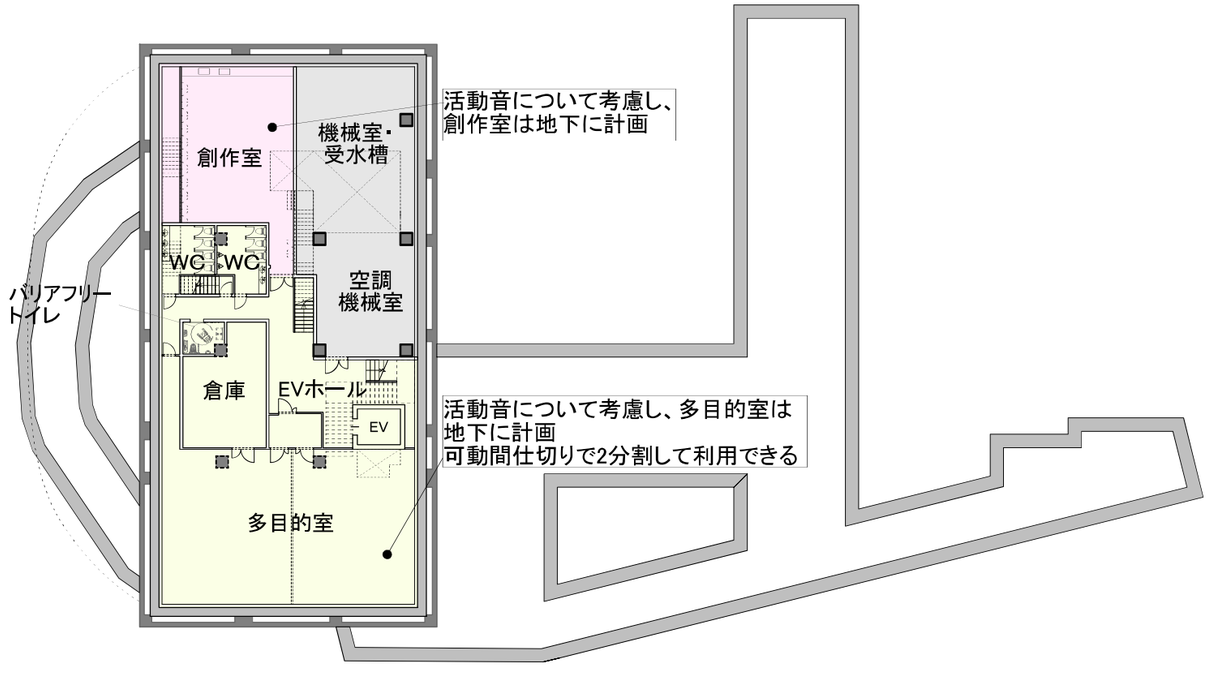

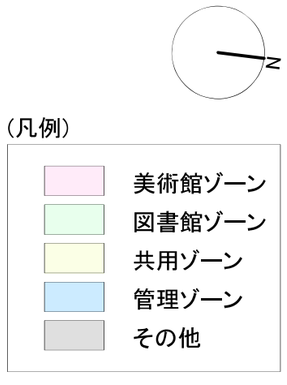

2階平面計画

・1階と同様に、北側に美術館ゾーン、南側に図書館ゾーンを配置する。
・南北を繋ぐ廊下は美術館ゾーン・図書館ゾーンを行き来する動線だけでなく、廊下沿いの棚を活用できる計画とする。
・南北に来館者用EVを一台ずつ設置し、美術館ゾーン・図書館ゾーンの移動に利用する。
・北側のエスカレーターは2階中央付近に着床する位置に計画。
・2階の展示室は2つの常設展示室と、1つの企画展示室を計画。
・搬入用EVの乗り降り場から直接各展示室へアクセスし易い計画とする。

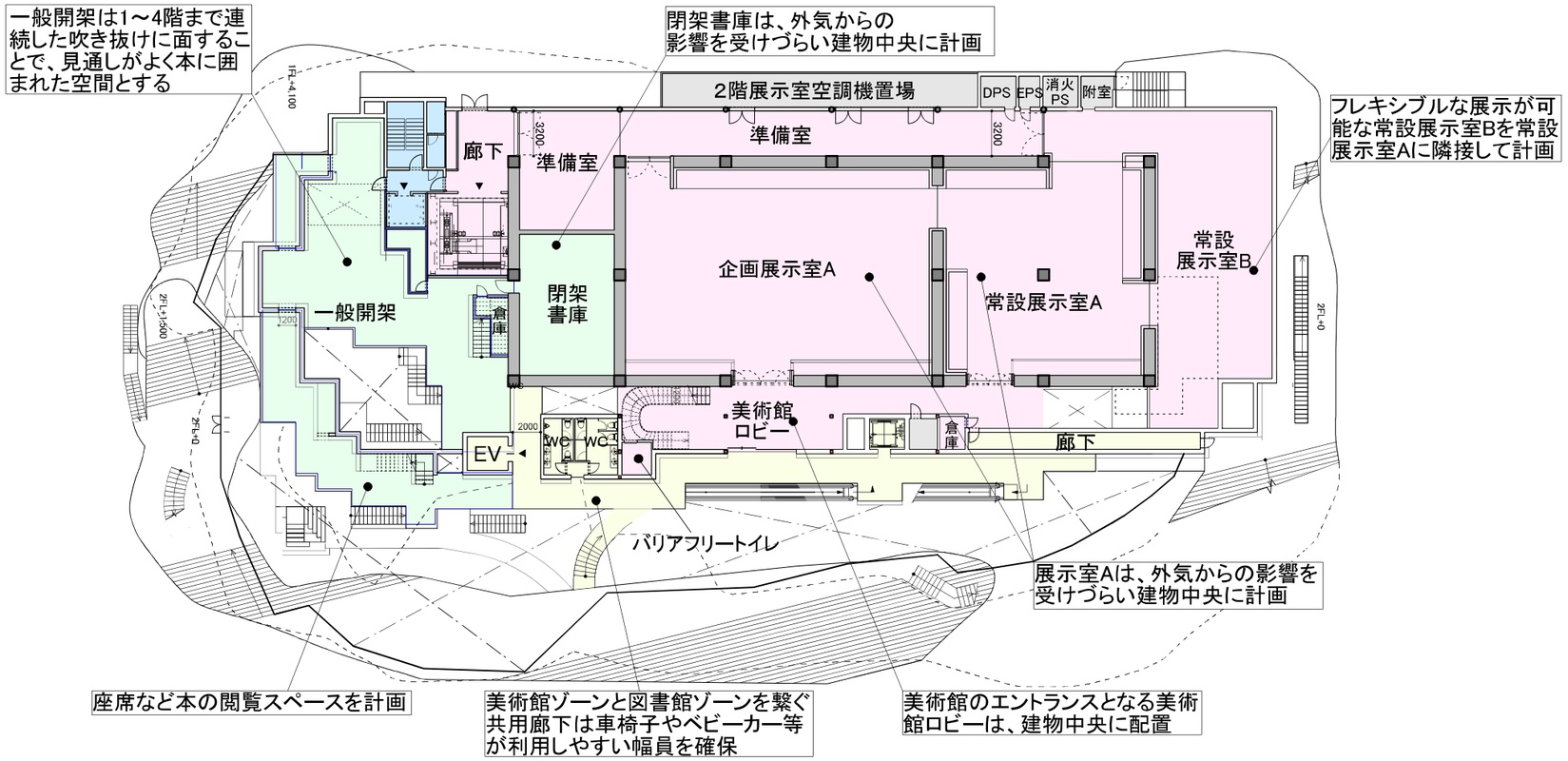

1.5階平面計画

・1階と2階の中間の1.5階は、図書館ゾーンとしての連続性を考慮して開架を計画。
・館内外からのアクセスを考慮し、カフェを計画する。

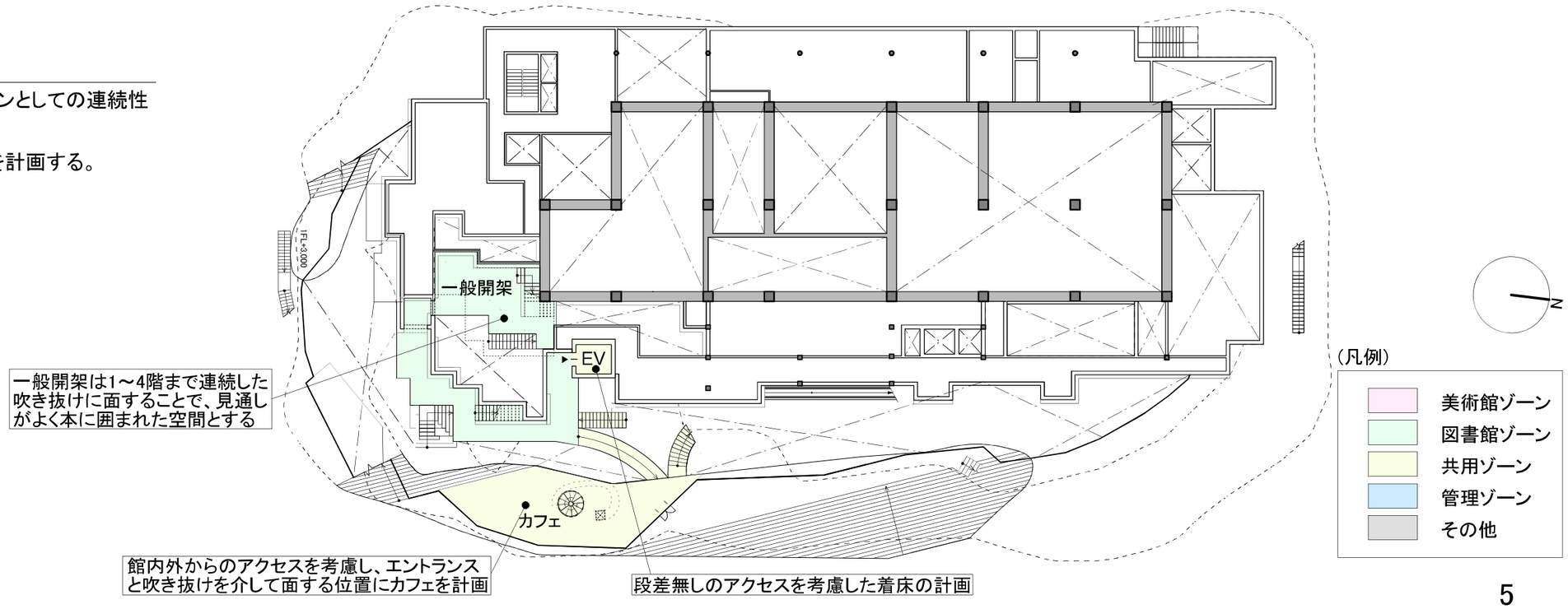

3階平面計画

・1階と同様に、北側に美術館ゾーン、南側に図書館ゾーンを配置する。
・南北を繋ぐ廊下は美術館ゾーン・図書館ゾーンを行き来する動線だけでなく、廊下沿いの棚を活用できる計画とする。
・南北に来館者用EVを一台ずつ設置し、美術館ゾーン・図書館ゾーンの移動に利用する。
・北側のエスカレーターは3階中央付近に着床する位置に計画。
・3階の展示室は2つの企画展示室を計画。
・搬入用EVの乗り降り場から直接各展示室へアクセスし易い計画とする。

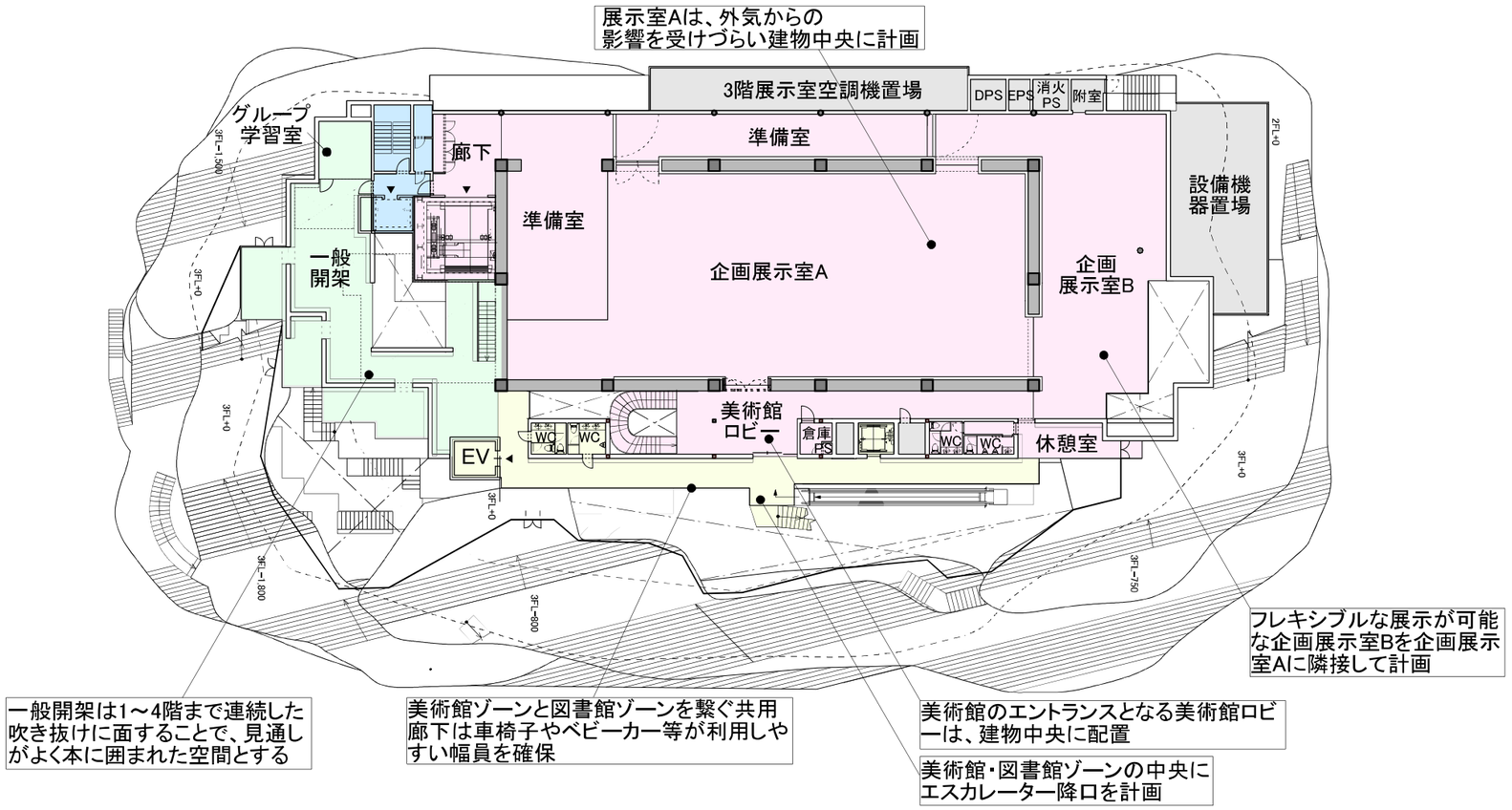

2.5階平面計画

・2階と3階の中間の2.5階は、図書館ゾーンとしての連続性を考慮して閉架書架を計画。

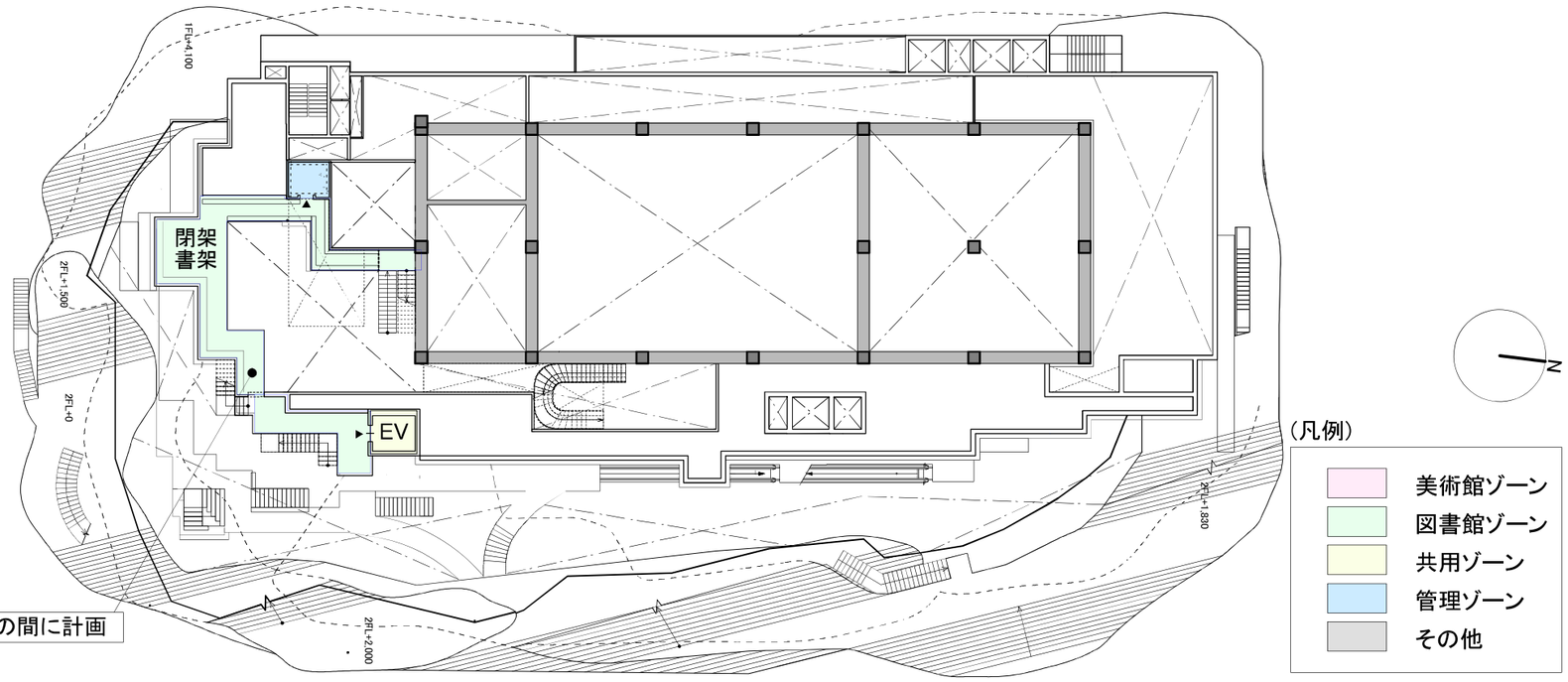

5階平面計画

・館全体を見渡し易い最上階には、事務室を中心とした管理諸室を計画。
・館全体の運用計画をしやすいように、美術館事務室と図書館事務室を一体として計画。
・講座室・会議室・サポーター活動室を各EV近くに計画。

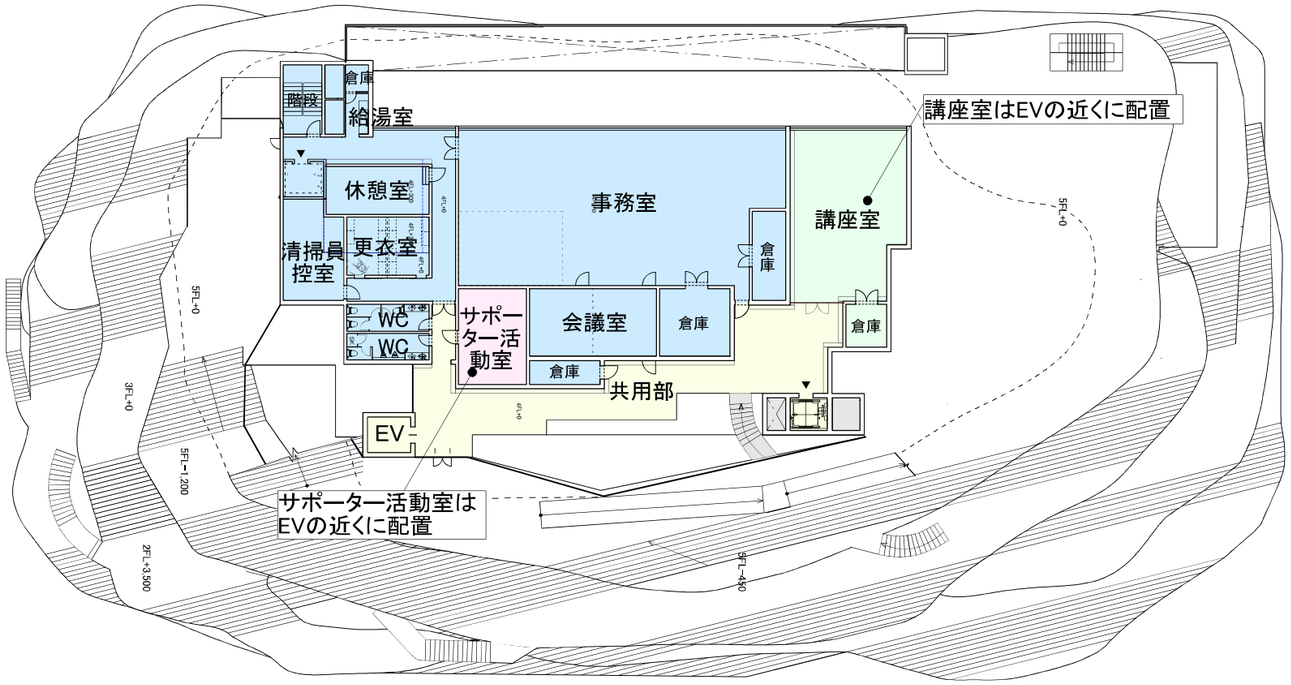

4階平面計画

・図書館の内部吹き抜けの最上階には、図書館ゾーンとしての連続性を考慮して閉架書架を計画。

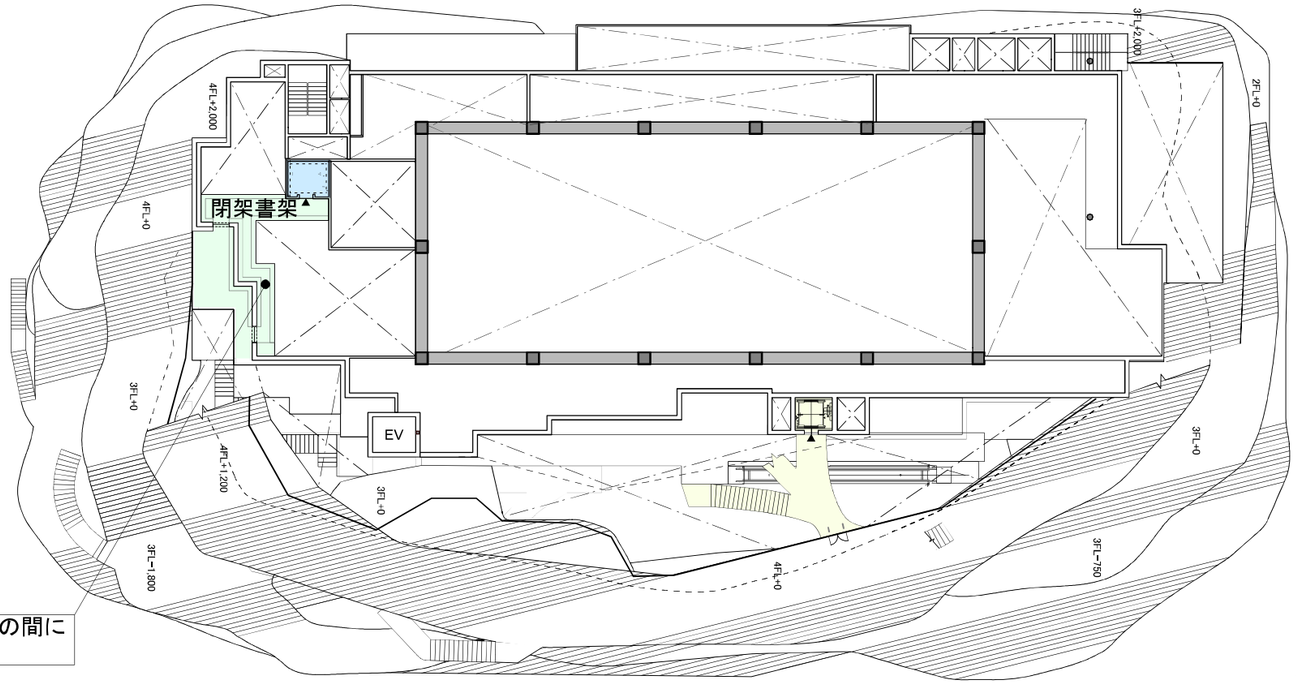

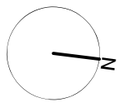

（凡例）

- 美術館ゾーン
- 図書館ゾーン
- 共用ゾーン
- 管理ゾーン
- その他

屋上階・緑地平面計画

・緑地と一体的に感じられるよう、屋上緑化を計画。
・環境に配慮して、太陽光パネルの設置を計画。
・Shade上（屋根）を開放することで緑地と一体的に使用できるように計画。
・既存樹木を活かし、「庭」のような親しみやすい住宅のみどりの延長線上にある緑地とする。
・季節感を楽しめる植栽とする。
・植栽の管理負担を考慮した樹木で構成する。

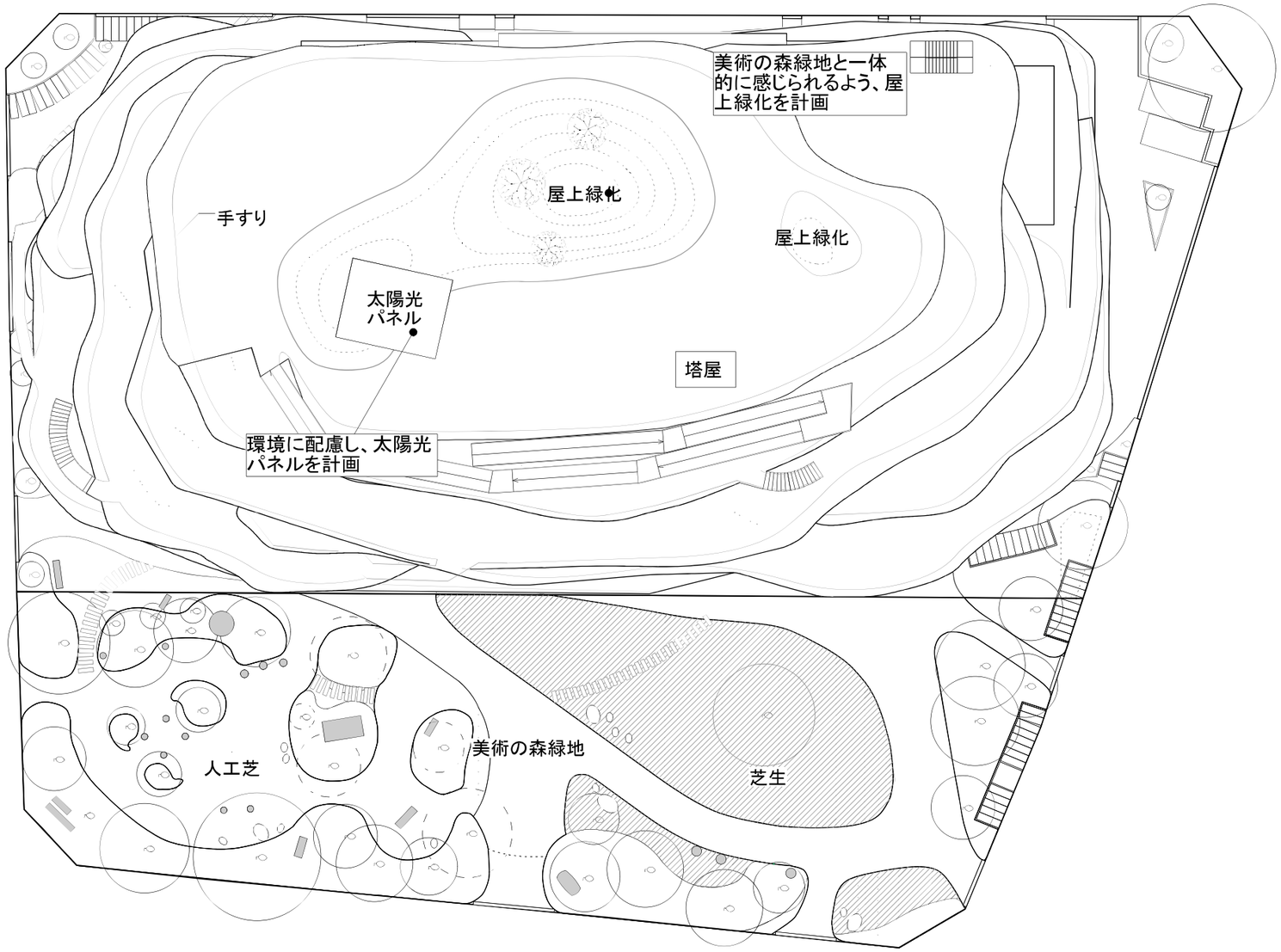

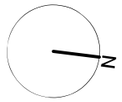

（凡例）

- 美術館ゾーン
- 図書館ゾーン
- 共用ゾーン
- 管理ゾーン
- その他

■景観計画（立面図）

1)景観計画について

・計画地は練馬区景観計画で「街なか住まい景観ゾーン」に位置する。
・景観街づくりの方針「豊かな公園緑地が整備された調和のあるまちなみを形成」に基づき、中高層住宅団地や道路基盤の整った中高層住宅を主とした区域という特性に配慮した計画を行う。
・練馬区景観計画の公共施設の景観整備に基づいた計画を行う。

①周辺環境に配慮した景観・外観計画
・南北に長い敷地に建つため、南北に長くなりがちな建物の両端部を低く抑えることで、近隣への圧迫感や日照に配慮した計画とする。
・道路境界線沿いには、道路から見える位置に植栽を設け緑に囲まれた景観に寄与する計画とする。
・駐車場や駐輪場は、目立たないように植栽などを配置する。
・西側の室外機置場からの騒音に配慮し、防音壁を設置する。
・北側の室外機置場の周囲には人工木のルーバーを設け、景観に配慮する。

②統一感のある景観・外観計画
・壁面は多くを木質系外壁を採用し落ち着いた色彩計画とする。

③美術の森緑地と調和する外観計画
・隣接する美術の森緑地との間に、一体的なオープンスペースや植栽を設けるなど緑地と調和する計画とする。
・隣接する美術の森緑地に面する外壁はガラス張りとし、連続性を確保する。

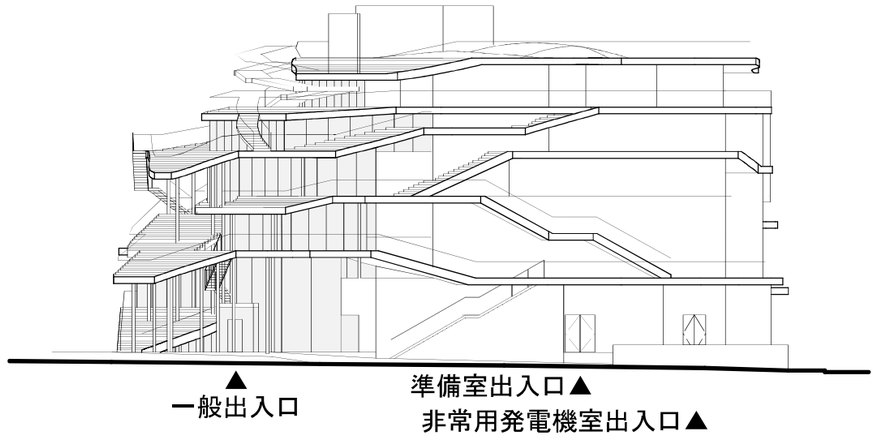

北側立面図　S=1/400

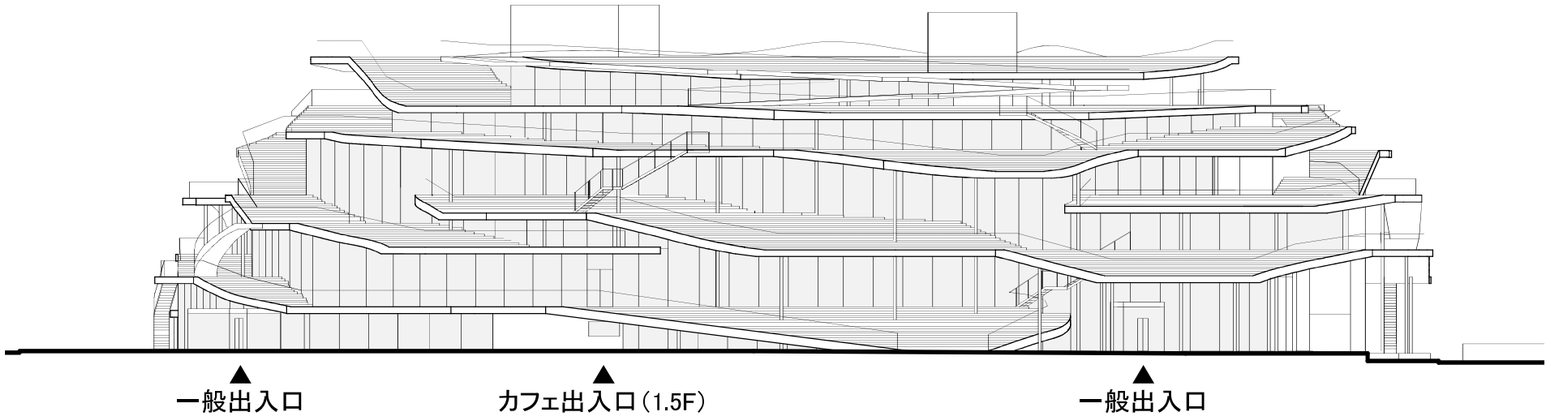

東側立面図　S=1/400

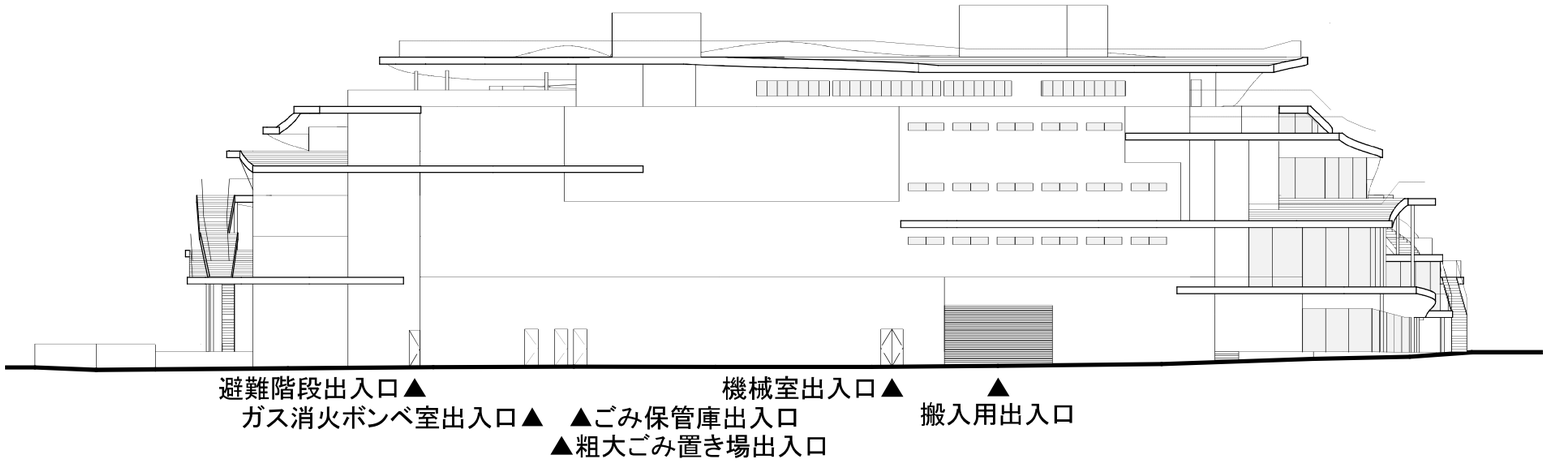

西側立面図　S=1/400